令和８年度中部支社管轄団地における
法定点検等業務に係る確認公募説明書

令和７年 10 月 29 日

独立行政法人都市再生機構

中部支社

１　発注者の氏名及び名称等

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長　竹内　英雄

２　当招請の主旨

本工事は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）において令和８年度に予定されている、発注者の管理するＵＲ賃貸住宅団地に存する敷地、建物、設備、駐車場等設備、屋外工作物等及び樹木等（以下「点検対象物」という。）における点検業務、点検結果の整理集計業務等である。当該業務実施にあたっては、建物の各部の劣化、損耗に起因して安全上又は機能上、重大な結果を引き起こす恐れのある事故等の発生、あるいは発生の傾向にあり、経年建物等について、その機能を良好に維持するとともに安全性を確保し、長期にわたって活用を図っていくために、的確な点検を行い、合理的な手法に基づいて修繕措置の判定を行い、適正かつ計画的に修繕等を実施していくことが必要なため、従前から当該業務を実施してきた特定の法人（以下「特定法人」という。）を契約相手先とする契約手続きを行う予定としているが、当該法人以外の者で、以下に記載する応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人との契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該手続を終了して一般競争入札に移行するものとする。

３　業務概要

（１）　業務名　令和８年度中部支社管轄団地における法定点検等業務

（２）　履行期間　令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで

（３）　業務内容

中部支社が管轄する別添１「中部支社　賃貸住宅団地一覧」に存する敷地、建物、設備、駐車場等設備、屋外工作物等及び樹木等（以下「点検対象物」という。）における以下の①から④の業務。（以下「法定点検等業務」という。）

①　点検業務

点検対象物における次のイからニに掲げる点検業務。

イ　法定点検

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第１項、３項その他法令等の定めに基づき点検する業務及び特定行政庁等への報告書類の作成、提出及び協議に係る業務。

ロ　安全点検

事故等を未然に防止し居住者の日常の安全を確保するため、安全性を欠く恐れのあるもの及び居住上支障を来たす恐れのあるもの等を点検する業務。

ハ　計画点検

一定の期間を経た点検対象物を対象として、修繕計画策定上の一要素となる点検対象物の損耗・劣化の進行度合を点検する業務。

ニ　緊急点検

上記のイ～ハ以外に機構が必要とし指示する緊急的に行う点検業務。（業務実施量に応じ別途精算）

② 点検結果の整理集計業務

上記①により記録した点検結果について整理集計する業務。

③ 外壁点検に係る予備調査業務

計画点検（建物診断）を行うための予備調査を行う業務。

④ 応急措置等を施す業務

上記①及び③の業務により発見された著しい劣化等部分において、事故等の発生を未然に防止し又は発生した場合の被害を最小限に止めるために必要な応急措置等を施す業務。

（４） 業務の詳細な説明

別冊１「法定点検等業務標準仕様書」のとおり。

併せて、業務の概要については、別冊３「UR 賃貸住宅点検等業務マニュアル」（当機構ホームページ「UR の技術」→「住宅ストック改修の技術」→「UR 賃貸住宅点検等業務マニュアル」https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/stock-kaisyu-tech/lrmhph000000hmv0-att/tenken_20250901.pdf）を参照すること。

なお、本件の業務仕様書と「UR賃貸住宅点検等業務マニュアル」の内容に相違がある場合は、業務仕様書を優先する。

４　応募要件

（１） 下記①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている共同企業体であること。

① 単体企業

イ　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

注）「独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構たち第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定の内容については、機構ホームページをご覧ください。

https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf

ロ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

ハ　当機構中部支社における令和７・８年度物品購入等業務に係る競争参加資格を有している者で、「役務提供」の業種区分の認定を受けていること。

②　共同企業体

イ　上記①に掲げる条件を満たしている者により構成される共同企業体であって、公示資料別紙「競争参加者の資格に関する掲示」に示すところにより中部支社長から本業務に係る共同企業体として競争参加資格の認定を受けているものであること。

ロ　共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

（２）　業務の実績

平成 27 年度以降に５階建て以上のＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅における以下のいずれかの業務について２ヵ年度以上実施したことがある者。

①　建築基準法第 12 条第１項又は第３項の点検業務（昇降機設備は含まれていなくても可とする。）（以下「12 条点検業務」という。）を受託し又は請け負い、直接的な雇用関係にあるものが代表となる調査者（検査者）※として点検を実施した業務。

※建築基準法第 12 条の規定による定期調査報告書に記載される代表となる調査者（検査者）をいう。

②　共同住宅を良好に維持することを目的とした管理を日常的に行い、建築物の構造及び建築設備の修繕の必要性について、技術的な検討を行い判断する業務を、共同住宅の所有者から直接受託し又は請け負い実施した業務。

（３）　次に掲げる基準をすべて満たす技術者等を当該業務に配置できること。

①　予定管理技術者の資格等

イ　建築士法第２条第２項に規定する「一級建築士」の資格を有する者又は建築基準法施行規則第６条の５第１項に規定する「特定建築物調査員資格者証」の交付を受けている者であること。

ロ　申請者と、申請書提出時点で直接的な雇用関係があること。

ハ　専任であること。

②　予定業務担当者

業務を実施する予定業務担当者の資格は、別冊１「法定点検等業務標準仕様書」に記載のとおりとする。

（４）　点検時において、事故等を未然に防止するための応急措置の実施が可能な体制を構築できること。なお、応急措置の内容は別冊１「法定点検等業務標準仕様書」による。

（５）　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務

の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

（６） 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものでないこと。詳細は、「 別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」（当機構ホームページ「UR都市機構について」→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連書式・標準契約書」→「標準契約書等について」→「その他」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf）を参照すること。

５　手続き等

（１） 担当支社等

〒460-8484　愛知県名古屋市中区栄４－１－１　中日ビル 18 階
独立行政法人都市再生機構中部支社住宅経営部ストック技術課
電話 052－238－9295

（２） 説明書の交付期間

令和７年 10 月 29 日(水)から令和７年 11 月 13 日(木)まで

（３） 説明書に関する質問

本説明書に関する質問は、「質問書」の提出をもって行うこと。

① 提出期限

令和７年 11 月５日（水）午後５時まで

② 提出場所

（１）に同じ。

③ 提出方法

持参又は書留郵便による郵送とする。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、封筒に質問書在中の旨を朱書すること。

④ 質問への回答

質問書の回答は、「回答書」の閲覧をもって行う。

イ 回答閲覧期間

令和７年11月10日（月）から令和７年11月13日（木）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。

ロ 閲覧場所

〒460-8484　愛知県名古屋市中区栄４－１－１中日ビル17階
独立行政法人都市再生機構中部支社　情報公開室・閲覧コーナー

６　参加意思確認書等

本業務の参加希望者は、４に掲げる応募要件を満たすことを証明するため、別添２別記様式１から 11 の各様式に記載し提出すること。

（１）　作成方法

確認書は、別添２「書類作成の手引き」により作成すること。

なお、①の企業の同種又は類似の業務実績及びニの配置予定技術者の業務の経験については、平成 27 年度以降に実施した５階建て以上のＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅におけるものに限り記載すること。

①　企業の同種又は類似の業務実績

当該業務と同種又は類似の業務の実績を様式２に記載すること。

イ　同種業務とは、次に該当する業務をいう。

12 条点検業務（日本国外の供給者においてはこれと同等のもの）を、共同住宅の所有者又は管理組合から直接受託し又は請け負い、直接的な雇用関係にあるものが代表となる調査者（検査者）として点検を実施した業務

ロ　類似業務とは、次のいずれかに該当する業務をいう。

a　12 条点検業務のうち、第１項又は第３項のいずれかの点検業務（日本国外の供給者においてはこれと同等のもの）を、共同住宅の所有者又は管理組合から直接受託し又は請け負い、直接的な雇用関係にあるものが代表となる調査者（検査者）として点検を実施した業務

b　12 条点検業務（日本国外の供給者においてはこれと同等のもの）を、再委託受託者又は下請け業者として実施した業務

c　共同住宅を良好に維持することを目的とした管理を日常的に行い、建築物の構造及び建築設備の修繕の必要性について、技術的な検討を行い判断する業務を、共同住宅の所有者から直接受託し又は請け負い実施した業務

d　マンション管理業の登録（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年 12 月 8 日法律第 149 号）第 44 条の登録をいう。）を受けている者で、管理事務（同法第２条第六号に規定する事務をいう。）及び 12 条点検業務を、一括して管理組合から直接受託し又は請け負い実施した業務（ただし、12 条点検業務を第三者に委託又は請け負わせていても可とする。）

②　企業独自の取組

品質マネジメントシステムの取得状況、環境への配慮、社会貢献等の状況について、様式３から５に記載すること。

③　会社概要及び登録状況

会社の概要、登録状況及び資格取得者数について、様式６に記載すること。

④　予定管理技術者の資格、業務の経験等

予定管理技術者について、様式７に記載すること。

⑤　技術提案書

業務理解度、実施体制及び取組提案について様式８から 10 に記載すること。

なお、本業務を行うために必要となる履行体制及び人員が確保されていない場合は、業務の履行が充分になされない恐れがあるとみなすことがある。

⑥　契約書等の写し

①から⑥について、様式において添付することとしている書類等（契約書、業務実施を証明できる書類、マニュアル等の写し）を提出すること。

⑦　業務成績

現に同内容業務を実施している者は、当該業務における令和６年度及び令和７年度の「事業者評価シート」の写しを様式 11 により提出すること。

なお、同内容業務とは、本入札公告日時点において履行中の以下の業務を指す。

令和５年度中部支社管轄団地における法定点検等業務

（２）　参加意思確認書の提出方法、提出期間、提出場所及び提出内容

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）によること。（電送によるものは認めない。なお、持参の場合は日時を事前に上記５（１）まで連絡のうえ、内容を説明できる者が持参すること。

提出期間：令和７年 10 月 29 日から令和７年 11 月 13 日（参加意思確認書の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前 10 時から午後５時まで（ただし、正午から午後 1 時の間は除く）。

提出場所：５（１）に同じ

（３）　当機構から参加意思確認書提出者への一般競争入札移行通知

通知日時：令和７年 11 月 27 日(木)（予定）

通知方法：参加意思確認書に記載の業務拠点に書面を郵送

①　４の応募要件を満たした者には、書面により一般競争入札に移行することを通知する。

②　一般競争入札についてはあらためて公示する。

（４）　当機構から参加意思確認書提出者への要件欠格通知

通知日時：（３）に同じ

通知方法：（３）に同じ

①　４の応募要件を満たしておらず非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（祝日及び休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）を郵送により、発注者に対して非選定理由について説明を求めることができる。

②　上記①に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して

10 日（休日を含む。）以内に、書面により行う。

③　非選定理由の説明要求の受付場所、受付期間は以下のとおり。

受付場所：５（１）に同じ

受付期間：上記①のとおり

（５）　参加意思確認書記載上の留意事項

①　参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とする。

②　参加意思確認書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

③　提出された参加意思確認書は返却しない。また、一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。

④　提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

⑤　参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

以下、競争入札移行時の項目（参加意思確認書の提出がされ、応募要件を満たす者がいた場合）

７　総合評価に係る事項

（１）　総合評価の方法

①　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値（以下「評価値」という。）をもって行う。

②　価格点の評価方法は以下のとおりとし、価格点は50点とする。

価格評価点＝価格点×（１－入札価格／予定価格）

③　技術評価点の算出は以下のとおりとし、最高点は100点とする。

技術評価点＝100×技術点／技術点の満点

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目ごとに評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は100点とする。

・企業の経験及び能力

・企業の業務成績

（現に同内容業務を実施している者は、その業務における業務実績評価において「Ａ」評価が付された項目数が占める割合に応じて算出する。）

・予定管理技術者の経験及び能力

・実施方針（業務理解度、実施体制等）

④　現に同内容業務を実施している者は、その業務における業務実績評価において要改善評価が付された場合は、その割合に応じて、技術評価点合計点から減点する。

注1）②③は小数点以下第２位（小数点以下第３位を四捨五入）まで算出し、その値を各評価点とする。

注2）③④における、「同内容業務」とは、本入札公告日時点において履行中の以下の業務を指す。

令和５年度中部支社管轄団地における法定点検等業務

（２） 落札者の決定方法

① 入札参加者は「価格」と「企業の実績」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「業務の実施体制」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記（１）によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

② 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。

調査基準価格＝予定価格×70／100

低入札価格調査の内容については以下のとおり イ　その価格により入札した理由（必要に応じ入札価格の内訳書を徴する。） ロ　配置予定の技術者等その他当該契約の履行体制 ハ　同種・類似業務の手持ち業務の状況 ニ　過去に受注、履行した同種・類似業務の名称及び発注者 ホ　経営内容 ヘ　その他必要な事項

（３） 技術点の算出方法

申請書及び資料の内容について、次の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する

総合評価方式による評価項目、評価基準及び配点』

		分類	様式	評価基準	配点
基本事項評価	企業	業務実績※1	様式2	平成27年度以降に10ヵ年度以上の同種業務の実績がある	**6**
				平成27年度以降に5ヵ年度以上10ヵ年度未満の同種業務の実績がある	5
				平成27年度以降に10ヵ年度以上の類似業務の実績がある	4
				平成27年度以降に5ヵ年度以上10ヵ年度未満の類似業務の実績がある	3
				上記以外の実績	0
				元請けとして、平成20年4月1日改正の建築基準法（告示）における打診調査（日本国外の供給者においてはこれと同等のもの）を実施した実績がある	**5**
				下請けとして、平成20年4月1日改正の建築基準法（告示）における打診調査（日本国外の供給者においてはこれと同等のもの）を実施した実績がある	3
				上記打診調査の実績がない	0
		業務成績※2	様式11	令和7年度履行中の同内容業務に係る年度毎の業務実績評価すべてにおけるA評価の割合が30%以上	**3**
				令和7年度履行中の同内容業務に係る年度毎の業務実績評価すべてにおけるA評価の割合が15%以上30%未満	2
				令和7年度履行中の同内容業務に係る年度毎の業務実績評価すべてにおけるA評価の割合が0%を超え15%未満	1
				令和7年度履行中の同内容業務に係る年度毎の業務実績評価すべてにおけるA評価の割合が0%又は受注実績がない	0
		企業独自の取組	様式3	ISO9001の認証を全事業所で取得済み	**2**
				ISO9001の認証を一部の事業所で取得済み	1
				認証を未取得	0
				以下の3項目のうち、いずれかに該当している。 ・ISO14001の認証を取得済み ・エコアクション21の認証を取得済み ・環境報告書を公表している	**2**
				上記以外	0
				障害者雇用促進法による法定雇用率　2.5%以上	**2**
				障害者雇用促進法による法定雇用率　2.5%未満	0
			様式4	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定）のうち、2段階目もしくは3段階目の認定、又はプラチナえるぼし認定を取得している。	**2**
				女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定）のうち、1段階目の認定を取得している。または、常時雇用する労働者が100人以下で、一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしている	1
				上記以外	0
				次世代育成支援対策推進法に基づく認定のうち、プラチナくるみん認定を取得している。	**2**
				次世代育成支援対策推進法に基づく認定のうち、トライくるみん認定、又はくるみん認定を取得している。	1
				上記以外	0
				青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。	**2**
				上記以外	0
			様式5	プライバシーマークの取得又はISO27001の認証を受けている。 もしくはプライバシーマーク未取得及びISO27001未認証の場合、以下3の項目のうちすべてを満たしている。 ・個人情報保護の責任体制や役割分担等、個人情報を適切に取り扱う体制が整備されている ・個人情報保護に関する情報管理教育システムが確立されている ・個人情報保護に関する相談等窓口を常設し、それについて一般に公表している	**3**
				プライバシーマーク未取得及びISO27001未認証の場合、以下3の項目のうち2項目を満たしている。 ・個人情報保護の責任体制や役割分担等、個人情報を適切に取り扱う体制が整備されている ・個人情報保護に関する情報管理教育システムが確立されている ・個人情報保護に関する相談等窓口を常設し、それについて一般に公表している	2

				プライバシーマーク未取得及び ISO27001 未認証の場合、以下 3 の項目のうち 1 項目を満たしている。 ・個人情報保護の責任体制や役割分担等、個人情報を適切に取り扱う体制が整備されている ・個人情報保護に関する情報管理教育システムが確立されている ・個人情報保護に関する相談等窓口を常設し、それについて一般に公表している	1
				上記以外		0
		企業信頼度	様式6	企業の営業年数が 20 年以上		**3**
				企業の営業年数が 10 年以上 20 年未満		2
				企業の営業年数が 5 年以上 10 年未満		1
				企業の営業年数が 5 年未満		0
				建築士（1 級・2 級）を有している恒常的な雇用関係のある社員が 50 名以上いる。		**3**
				建築士（1 級・2 級）を有している恒常的な雇用関係のある社員が 20 名以上いる。		1
				上記以外		0
		企業の評価				**35**
基本事項評価	管理技術者	資格	様式7	管理技術者は、一級建築士及び特定建築物調査員資格者の両方の資格を有している。		**5**
				上記以外		0
		業務実績※1		平成 27 年度以降に 10 ヵ年度以上の同種業務の実績がある		**5**
				平成 27 年度以降に 5 ヵ年度以上 10 ヵ年度未満の同種業務の実績がある		4
				平成 27 年度以降に 10 ヵ年度以上の類似業務の実績がある		3
				平成 27 年度以降に 5 ヵ年度以上 10 ヵ年度未満の類似業務の実績がある		1
				上記以外の実績		0
		技術者の評価				**10**
技術提案書		実施方針（業務理解度、実施体制等）	様式8	業務理解度	同種又は類似の業務に関する研修状況	**10**
					点検作業マニュアルの整備等状況	**10**
			様式9	実施体制	点検業務の実施体制や配員計画について具体的に記載	**10**
			様式10	取組提案	業務の実施方法等について具体的な取組み内容を提案　（最大５項目）	**25**
		技術提案書の評価				**55**
合　計						**100**
減点※3	業務成績による減点		様式11	令和 7 年度履行中の同内容業務に係る年度毎の業務実績評価すべてにおける C 評価の割合が 0%又は受注実績がない		**0**
				令和 7 年度履行中の同内容業務に係る年度毎の業務実績評価すべてにおける C 評価の割合が 0%を超え 10%未満		−3
				令和 7 年度履行中の同内容業務に係る年度毎の業務実績評価すべてにおける C 評価の割合が 10%以上 30%未満		−5
				令和 7 年度履行中の同内容業務に係る年度毎の業務実績評価すべてにおける C 評価の割合が 30%以上		−10

※１　一の契約で２ヶ年度以上にまたがり同種又は類似業務を履行した場合は、それぞれの年度において実施経験があるものとみなす。同種業務又は類似業務の実績は平成27年度以降に５階建て以上のＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅のものとする。

(1)　同種業務とは、次に該当する業務をいう。

12条点検業務（日本国外の供給者においてはこれと同等のもの）を、共同住宅の所有者又は管理組合から直接受託し又は請け負い、直接的な雇用関係にあるものが代表となる調査者（検査者）として点検を実施した業務

(2)　類似業務とは、次のいずれかに該当する業務をいう。

①　12条点検業務のうち、第１項又は第３項のいずれかの点検業務（日本国外の供給者においてはこれと同等のもの）を、共同住宅の所有者又は管理組合から直接受託し又は請け負い、直接的な雇用関係にあるものが代表となる調査者（検査者）として点検を実施した業務

②　12条点検業務（日本国外の供給者においてはこれと同等のもの）を、再委託受託者又は下請け業者として実施した業務

③　共同住宅を良好に維持することを目的とした管理を日常的に行い、建築物の構造及び建築設備の修繕の必要性について、技術的な検討を行い判断する業務を、共同住宅の所有者から直接受託し又は請け負い実施した業務

④　マンション管理業の登録（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年12月8日法律第149号）第44条の登録をいう。）を受けている者で、管理事務（同法第２条第六号に規定する事務をいう。）及び12条点検業務を、一括して管理組合から直接受託し又は請け負い実施した業務（ただし、12条点検業務を第三者に委託又は請け負わせていても可とする。）

※２　前回同内容業務を受注している者は、令和６年度及び令和７年度に実施した業務実績評価におけるＡ評価の項目数に応じて技術点（最大３点）を加点する。

※３　前回同内容業務を受注している者は、令和６年度及び令和７年度に実施した業務実績評価における要改善評価（Ｃ評価）の項目数に応じて別途技術点（最大10点）を減点する。

（４）　本業務に関する積算基準及び仕様書10(1)の資料の閲覧

閲覧場所：　下記連絡先と同じ

閲覧期間：　質問書提出の前日までの休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。なお、閲覧に当っては、事前に下記に閲覧希望日時を連絡のうえ、閲覧すること。

連 絡 先：　独立行政法人都市再生機構中部支社住宅経営部ストック技術課
電話052－238－9295　（担当：戸塚・石神）

８　入札手続等

（１）　申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出期限：　令和８年１月８日（木）　午後５時

提出場所：　〒460-8484　愛知県名古屋市中区栄４－１－１　中日ビル 18 階
独立行政法人都市再生機構中部支社住宅経営部ストック技術課
電話 052－238－9295

提出方法：　申請書等の内容を説明できる者が持参とし、提出先への郵送又は電送によるものは受け付けない。

（２）　入札書の提出期限、場所及び方法

提出期限：　令和８年３月12日（木）　午後５時

提出場所：　〒460-8484　愛知県名古屋市中区栄４－１－１　中日ビル 18 階
独立行政法人都市再生機構中部支社総務部経理課
電話 052－238－9113

提出方法：　同日同時刻必着での書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。

（３）　開札の日時及び場所

日時：　令和８年３月13日（金）　10時00分

場所：　独立行政法人都市再生機構中部支社

※入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする。

９　担当本部等

（１）　申請書及び資料について

〒460-8484　愛知県名古屋市中区栄４－１－１　中日ビル 18 階
独立行政法人都市再生機構中部支社住宅経営部ストック技術課
電話 052－238－9295

（２）　令和７・８年度の競争参加資格について

〒460-8484　愛知県名古屋市中区栄４－１－１　中日ビル 18 階
独立行政法人都市再生機構中部支社総務部経理課
電話 052－238－9113

10　競争参加資格の確認

（１）　本競争の参加希望者は、４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

４（１）①ハの認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、４（１）①イロ及び（２）から（６）までに掲げる事項を

満たしているときは、開札のときにおいて４（１）①ハに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において４（１）①ハに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

（令和７・８年度の一般競争参加資格の申請）

提出期間：　令和７年12月17日（水）から令和７年12月25日（木）まで

提出方法：　機構HP参照

（２）　申請書は、様式１により作成すること。

（３）　資料は次に従い作成すること。なお、①の企業の同種又は類似の業務実績及び④の配置予定技術者の業務の経験については、平成27年度以降に実施した５階建て以上のＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅におけるものに限り記載すること。

①　企業の同種又は類似の業務実績

当該業務と同種又は類似の業務の実績を様式２に記載すること。

②　企業独自の取組

品質マネジメントシステムの取得状況、環境への配慮、社会貢献等の状況について、様式３から５に記載すること。

③　会社概要及び登録状況

会社の概要、登録状況及び資格取得者数について、様式６に記載すること。

④　予定管理技術者の資格、業務の経験等

予定管理技術者について、様式７に記載すること。

⑤　技術提案書

業務理解度、実施体制及び取組提案について様式８から10に記載すること。なお、本業務を行うために必要となる履行体制及び人員が確保されていない場合は、業務の履行が充分になされない恐れがあるとみなすことがある。

⑥　契約書等の写し

①から⑤について、様式において添付することとしている書類等（契約書、業務実施を証明できる書類、マニュアル等の写し）を提出すること。

⑦　業務成績

現に同内容業務を実施している者は、当該業務における令和６年度及び令和７年度の「事業者評価シート」の写しを様式11により提出すること。

なお、同内容業務とは、本入札公告日時点において履行中の以下の業務を指す。

令和５年度中部支社管轄団地における法定点検等業務

（４）　競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし，

その結果は令和８年１月30日（金）までに通知する。

（５） その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料は、返却しない。

③ 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、認めない。

⑤ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

11 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１） 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

提出期限： 令和８年２月６日(金) 午後５時

提出場所： 〒460-8484 愛知県名古屋市中区栄４－１－１ 中日ビル18階
独立行政法人都市再生機構中部支社総務部経理課
電話 052－238－9113

提出方法： 提出場所へ持参するものとする。

（２） 契約担当役は、説明を求められたときは、令和８年２月16日（月）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

（３） 契約担当役は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

（４） 契約担当役は、(２)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

12 入札説明書に対する質問

（１） この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

提出期限： 令和８年３月４日(水) 午後５時

提出場所： 〒460-8484 愛知県名古屋市中区栄４－１－１ 中日ビル18階
独立行政法人都市再生機構中部支社住宅経営部ストック技術課
電話 052－238－9295

提出方法： 提出場所へ持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とし、電送によるものは受け付けない。

（２）（１）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期間：　令和８年３月９日（月）から令和８年３月12日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。

場所：　〒460-8484　愛知県名古屋市中区栄４－１－１　中日ビル17階
独立行政法人都市再生機構中部支社　情報公開室・閲覧コーナー

13　入札方法等

（１）　入札書は、入札書の提出期限と同日同時刻必着での書留郵便による郵送とし、開札時の立会いは不要とする。提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

（２）　郵送は二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封をすること。

（３）　中封筒には、入札書のみを入れること。また、入札書に必要事項を記入のうえ、押印（代表者若しくは代表者から当機構中部支社が発注する業務における入札及び契約について、代表者と同等の権限行使が可能な旨、委任を受けた者が記名押印すること。なお、代表者から委任を受けた者が記名押印する場合は、年間委任状が必要である。）したものを中封筒に入れ、封をして、業務名、入札日時及び入札企業名を明記すること。

（４）　表封筒は必要事項を記入の上、（３）の中封筒を入れ、封をして、郵送すること。

（５）　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）　落札者がないときは、入札日を別途通知するものとする。

（７）　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

なお、２回目の入札については、入札日時を別途通知するものとし、入札方法等については、１回目の入札と同様に（１）から（５）による。

（８）　入札にかかる費用は入札参加者の負担とする。

14　入札保証金及び契約保証金　免除

15　開札

開札は入札事務に関係のない職員を立ち会わせたうえで行うものとする。なお、入札者又はその代理人の立会いは不要とする。

16　入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別添３「入札及び見積心得書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

17　手続における交渉の有無　無

18　契約書作成の要否等

別冊２「法定点検業務請負契約書（案)」により、契約書を作成するものとする。

併せて、同日付で別添４「個人情報等の保護に関する特約条項（案)」及び別添５「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項（案)」を締結することとする。

19　支払条件

別冊２「法定点検業務請負契約書（案)」による。

20　火災保険付保の要否　否

21　苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日付政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0262（直通))に対して苦情を申し立てることができる。

22　関連情報を入手するための照会窓口

９に同じ。

以下、共通事項

23　その他

（１）　入札参加者は、別添３「入札及び見積心得」（当機構ホームページ「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「入札（見積）関連様式について」→「入札（見積）心得書（物品購入等)」(https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph0000014kuf-att/lrmhph0000014kwp.pdfを参照）及び上記17の別冊２「法定点検業務請負契約書（案)」を熟読し、別添３「入札及び見積心得」を遵守すること。なお、この入札説明書と別添３「入札及び見積心得」の内

容に相違がある場合は、入札説明書を優先する。

（２） 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（３） 落札者は、申請書及び資料に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。また、申請書及び資料に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者を配置すること。なお、この場合、発注者の了解を得なければならない。

（４） 申請書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。

（５） 機構が必要と認める場合は、追加資料の提出を認めることがある。

（６） 業務の一部を他者へ請負わせる場合は、事前に書面により申請し、機構の承諾を得ること。ただし、管理技術者については、他者へ請負わせてはならない。

（７） 受注者は、業務の実施に当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏洩または自己の利益のために使用してはならない。また、契約履行期間が終了した後も同様とする。

（８） 落札者は、個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法及び「個人情報等の保護に関する特約条項」に基づき、個人情報の漏えいの防止及び業務の適正な遂行を行うこと。

（９） 当機構が取得した文書（例：競争参加資格審査申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140条）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれが無いものについては、開示対象文書となる。

(10) 本業務においては、毎年度、業務実績の評価を行い、その結果を落札者に対して通知する。また、付与した業務実績評価結果は、次回業務発注時に価格以外の評価項目として使用する。

評価は、評価項目（入札時の技術提案項目を含む。）ごとに、「Ａ：適切に実施し特に優れた成果が見られた」「Ｂ：適切に実施」「Ｃ：要改善」の３段階で行う。

なお、下記(11)に記載する落札者の責により実施方針に係る技術提案が履行されない場合は、当該年度の業務実績評価において「Ｃ：要改善」評価とする。

業務実績評価の結果、評価「Ｃ：要改善」が付された項目については、契約担当役が適切に実施し得る内容と認める「改善計画書」（任意様式）を提出し、当該「改善計画書」にそって業務を実施しなければならない。「改善計画書」を提出しない又は提出した「改善計画書」にそって履行されない場合は、契約担当役は、契約を解除し、委託費の１／10に相当する額を違約金として支払いを求めることができるものする。

機構支援業務等における総合評価方式の実施に係る全体方針と共通の評価方法

等については、「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（機構支援業務等）」（以下、ガイドラインという。《当機構ホームページ「UR都市機構について」→「入札・契約情報」→「総合評価方式」→「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（機構支援業務等）」（https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001fyj-att/kikousiengyoumutou2911.pdf）を参照すること。

なお、ガイドラインについては、別添６のとおり、平成29年11月に改訂を実施している。

(11) 提出資料に記載した技術提案書実施方針（様式８「業務理解度」、様式９「実施体制」、様式10「取組提案」）のうち、評価された項目については「提案仕様書」として仕様書と同様に契約書に添付し、落札者はその内容を確実に履行すること。なお、技術提案内容の評価結果については、入札前に提案者に別途通知する。

落札者は、「提案仕様書」とおりに業務を履行できない状況が発生した場合には、契約担当役と協議を行い、落札者の責により実施方針等が履行されない場合は、契約担当役は、入札時に付与した技術評価点の再計算を行い、落札時の評価値に相応する評価額（以下、「ペナルティ額」という。）を算定し、ペナルティ額に100分の10に相当する額を加算した額を違約金として支払いを求めることができる。ただし、当該違約金は、委託費の１／10に相当する額を上限とする。

ペナルティ額（千円未満切り捨て）

＝（当初評価値－見直し後技術評価点－当初価格評価点）×（当初予定価格÷価格評価点の配分点(※)）

※「価格評価点の配分点」とは、技術評価点に評価値配点割合を乗じた点数で、価格評価点の満点（50点）をいう。

(12) 当業務の履行に当たっては、当機構の委託により団地管理業務を実施している者が、原則として受注者との契約・支払事務手続き以外の一切の行為を行うものとする。

(13) 本業務の受注者は業務実施にあたり、クライアント証明書をパソコンにインストールして、以下のＵＲシステムを使用するため、受注者の事務所には以下の環境のパソコンを用意すること。

① 使用するＵＲシステム

ＵＲ法定点検等システム

機能： 点検計画及び点検結果の登録等

② パソコンに求める環境

イ ＯＳ : Microsoft Windows11（32bit）

ロ ブラウザ : Microsoft Edge（IEモード）（32bit）

ハ ディスプレイ : 1,280×900 以上を推奨（左記サイズ以下でも可）

ニ　表計算ソフト　　：Microsoft Excel2007以降
ホ　インターネット接続：インターネット通信（https）が可能であること
　　常時接続可能な環境（ADSL以上推奨）
ヘ　電子証明書　　：インターネット通信により、システムを使用することから、パソコンに電子証明書のインストールが必要となる。手順等詳細は業務開始前に別途通知する。
ト　その他　　：専用ソフト等によりウイルス対策を施した環境であること。
　　ＰＤＦ形式ファイルの参照が可能であること。
　　ＺＩＰ形式ファイルの解凍が可能であること。

(14)　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22 年12 月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。それに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札、応募又は契約をすること。なお、当該事項については、案件への応札、応募又は契約の締結をもって同意したものとみなす。

また、応札、応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等をなさない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

①　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

ロ　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

②　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

イ　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ　当機構との間の取引高

ハ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分の

いずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

ニ　１者応札又は１者応募である場合はその旨

③　当方に提供していただく情報

イ　契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④　公表場所

当機構ホームページ

⑤　公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(15)　入札結果の公表について

本業務については、当機構で賃貸住宅部門を有する各本部等において同時期に類似の業務を複数件公募していることから、追加公募方式等に移行したものを含め全件の入札が完了するまで、全件の入札結果の公表（各本部等窓口の閲覧、及びホームページの掲示）を控えるものとする。なお、公表の時期に関する問い合わせは、９(２)に同じ。

(16)　本工事（業務）は居住中の賃貸住宅の敷地内で行うものであり、居住者（及び近隣住民等）に対する配慮が求められるものである。所轄の住まいセンターと連携して対応することに留意されたい。

以　上

別添１

中部支社管轄　賃貸住宅団地一覧

	団地名	戸数	所在地
	【名古屋住まいセンター管轄団地】		
1	鳴海	125	名古屋市緑区
2	鳴子	721	名古屋市緑区
3	則武	187	名古屋市中村区
4	岩倉	2,097	愛知県岩倉市
5	知立	1,958	愛知県知立市
6	相生山	904	名古屋市天白区
7	江南	3,294	愛知県江南市
8	津島	431	愛知県津島市
9	豊明	2,127	愛知県豊明市
10	富吉	51	愛知県愛西市
11	堀田	687	名古屋市瑞穂区
12	富吉第２	99	愛知県海部郡蟹江町
13	朝倉	1,191	愛知県知多市
14	保見	979	愛知県豊田市
15	鳴海第二	90	名古屋市緑区
16	緑苑東	730	岐阜県各務原市
17	牛巻	302	名古屋市瑞穂区
18	日比野	178	名古屋市熱田区
19	花表	180	名古屋市熱田区
20	豊成	1,178	名古屋市中川区
21	木場	402	名古屋市港区
22	国分	484	愛知県稲沢市
23	押草	460	愛知県愛知郡東郷町
24	大山田	250	三重県桑名市
25	豊明栄	119	愛知県豊明市
26	桜田	478	名古屋市熱田区
27	神宮東パークハイツ	891	名古屋市熱田区
28	弥富	30	愛知県弥富市
29	平針駅西	32	名古屋市天白区
30	アーバニア大須	239	名古屋市中区
31	アーバニア滝子南	80	名古屋市瑞穂区
32	アーバニア鶴舞	96	名古屋市中区
33	高畑	30	名古屋市中川区
34	徳重	143	名古屋市緑区
35	コートタウン緑ヶ丘	26	名古屋市緑区
36	塩釜東	45	名古屋市天白区
37	岩塚東	60	名古屋市中村区
38	大山田松ノ木	80	三重県桑名市
39	アーバニア千代田	294	名古屋市中区
40	アーバンドゥエル平針	62	名古屋市天白区
41	アーバンドゥエル中村公園	40	名古屋市中村区
42	アーバニア鶴舞第２	116	名古屋市中区
43	三好ヶ丘	80	愛知県みよし市
44	白鳥パークハイツ神宮西	88	名古屋市熱田区
45	アーバンドエル白鳥公園	50	名古屋市熱田区
46	パルネス前後	90	愛知県豊明市
47	白鳥パークハイツ日比野東	354	名古屋市熱田区
48	白鳥パークハイツ大宝	426	名古屋市熱田区
49	アーバンラフレ滝子	49	名古屋市昭和区
50	プロムナード三好丘	246	愛知県みよし市
51	アーバンラフレ金山	75	名古屋市中区
52	アーバンドエル有松	24	名古屋市緑区
53	アーバンドエル植田	36	名古屋市天白区
54	パークハイツ荒子	97	名古屋市中川区
55	アーバニア荒子東	96	名古屋市中川区
56	アーバニア上前津東	83	名古屋市中区
57	アーバンラフレ鳴海	463	名古屋市緑区
58	アクシオス千種	266	名古屋市中区
59	アーバニア有松駅前	34	名古屋市緑区
60	アーバンラフレ稲沢	249	愛知県稲沢市
61	アーバンラフレ鳴子	450	名古屋市緑区
62	アーバンラフレ鶴舞公園	308	名古屋市中区

	団地名	戸数	所在地
	【大曽根住まいセンター管轄団地】		
63	上飯田	387	名古屋市北区
64	藤山台	3,098	愛知県春日井市
65	上飯田第２	1,048	名古屋市北区
66	藤ヶ丘	456	名古屋市名東区
67	岩成台	1,293	愛知県春日井市
68	高森台	741	愛知県春日井市
69	中丸	733	名古屋市北区
70	中央台	790	愛知県春日井市
71	尾上	1,368	名古屋市北区
72	萱場	160	名古屋市千種区
73	岩成台西	356	愛知県春日井市
74	高座台	439	愛知県春日井市
75	瀬古	282	名古屋市守山区
76	大幸東	1,433	名古屋市東区
77	千代が丘	934	名古屋市千種区
78	都通	212	名古屋市千種区
79	水草	761	名古屋市北区
80	アーバニア大幸南	114	名古屋市東区
81	一社東	82	名古屋市名東区
82	コートタウン千代が丘東	12	名古屋市名東区
83	白山台	37	愛知県春日井市
84	アーバンラフレ志賀	900	名古屋市北区
85	リバピア中央台	84	愛知県春日井市
86	アーバンラフレ白壁	157	名古屋市東区
87	日進香久山花の街	350	愛知県日進市
88	コンフォール城山	334	愛知県小牧市
89	アーバンラフレ星ヶ丘	693	名古屋市千種区
90	アーバニア仲田	53	名古屋市千種区
91	アーバンラフレ小幡	480	名古屋市守山区
92	アーバンラフレ虹ヶ丘西	429	名古屋市名東区
93	アーバニア志賀公園	712	名古屋市北区
94	アーバンラフレ虹ヶ丘南	518	名古屋市名東区
95	アーバンラフレ鳩岡	334	名古屋市北区
96	アーバンラフレ虹ヶ丘中	314	名古屋市名東区
97	アーバニア上飯田北町	80	名古屋市北区
98	アーバニア主税町	54	名古屋市東区
99	アーバンラフレ虹ヶ丘東	94	名古屋市名東区
100	アーバンラフレ庄内通	353	名古屋市西区
101	鳩岡職員宿舎	60	名古屋市北区

別添２

書　類　作　成　の　手　引　き

～　参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示に関する提出資料の作成並びに提出方法　～

説明書６により提出する書類は、この手引きに基づいて作成、提出してください。

１　申請書の提出について

（１）　申請書類は、２に定める書類を３に定める方法に基づき提出してください。

（２）　添付資料も含め、書類はすべてＡ４サイズで作成してください（Ａ３折込み含む。）。

（３）　書類作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。

（４）　提出部数は１部とします。（様式８～10 は電子データも併せて提出すること。）

※　申請書は、申請する地区の数に関わらず、申請者ごとに１部作成すればよい。ただし、複数の地区に申請する場合に、各別記様式において地区ごとに記載内容が異なる場合は、添付の別記様式を複製し、申請する各地区の要件を満たすように必要事項を記入の上、提出すること。

（５）　資料等の提出時には資料の内容について質問をさせて頂く場合がありますので、内容について説明できる方が持参願います。

２　申請書の提出書類

（１）　参加意思確認書　【様式１】

（２）　企業の同種又は類似の業務実績　【様式２】

・契約書又は仕様書の一部等（写し）

（３）　企業独自の取組　【様式３】

・ISO9001 登録事業所確認資料

・ISO14001 登録証（写し）

・環境報告書の公表内容（写し）

・障害者雇用状況報告書（令和７年報告）の控え（写し）

（４）　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況　【様式４】

・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等状況を証明する書類（写し）

（５）　個人情報保護の体制　【様式５】

・プライバシーマークの登録証（写し）

・ISO27001 登録証（写し）

・確認の参考となる内部規程等

（６）　会社概要及び登録状況　【様式６】

・法人登記簿謄本（写し）

・　マンション管理業の登録通知書（写し）

・　資格取得者数を証明する資料

（７）　予定管理技術者の資格、業務の経験等　【様式７】

・　保有資格者証（写し）

・　雇用関係を証明する書類（健康保険証、雇用保険証の写し等）

・　契約書又は仕様書の一部等（写し）　※（２）の書類と重複する場合は省略可

（８）　技術提案書実施方針（業務理解度）　【様式８】

（９）　技術提案書実施方針（実施体制）　【様式９】

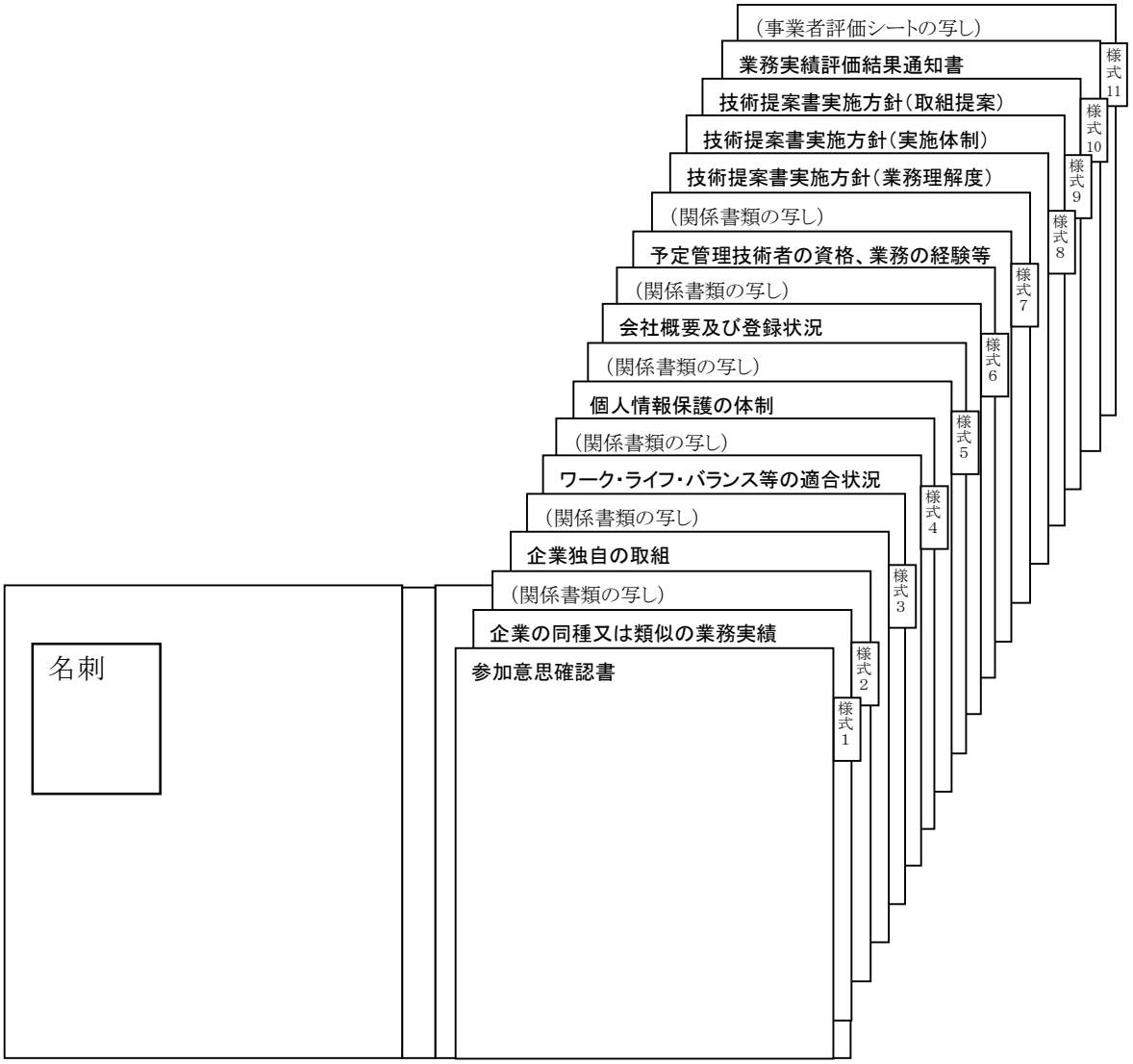
（10） 技術提案書実施方針（取組提案） 【様式 10】
（11） 業務実績評価結果通知書 【様式 11】
・ 事業者評価シート（写し）

上記様式データが必要な場合は下記連絡先に問い合わせること。

連絡先 ： 独立行政法人都市再生機構住宅経営部ストック技術課
電話 052－238－9295 （担当：戸塚・石神）

注１ それぞれの様式で指定された内容の記載や資料の添付がない場合は、該当する評価項目に係る評価はされません。
注２ 各様式において、記載事項がない項目がある場合には、「該当事項なし（提案なし）」と記入してください。
注３ 共同企業体の場合は企業ごとに各様式を提出すること

３　セット方法



○　様式１～11 の順に綴じること。

○　A4 ファイル（左側２穴）に綴じ、表紙及び背表紙に業務名及び社名を記載してください。

○　添付する契約書・仕様書に、業務内容が確認できる箇所に赤色のマーキング等で表示をお願いします。

○　各様式の最初のページにインデックスを付けてください。

○　ファイルの裏表紙に持参される方（ご担当者）の名刺を貼り付けてください。

○　返信用封筒として、簡易書留料金分を加えた所定の料金（※旧税率で392円相当額）の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

以　上

様式１

令和　　年　　月　　日

参加意思確認書

独立行政法人都市再生機構中部支社
　支社長　竹内　英雄　殿

（提出者）住所
　　商号又は名称
　　代表者名
（共同体の場合は、以下のように記入する）
　　住所：共同体事業所の所在地
　　商号又は名称：〇〇〇〇共同体
　　代表者名：△△株式会社 代表取締役 △△
　　××株式会社 代表取締役 ××

令和７年10月29日付けで掲示された「参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示」の令和８年度法定点検等業務について、実施する希望がありますので、下記の資料を添えて参加意思確認書を提出します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

参加意思確認資料：別紙様式１～11（添付資料を含む。）

以　上

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）　：〇〇　〇〇　〇〇
　　担　当　者（会社名・部署名・氏名）　：〇〇　〇〇　〇〇
※２　連　絡　先（電話番号）１　：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
　　連　絡　先（電話番号）２　：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要。 押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要。
※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号＋内線」「直通番号」等を記載。 個人事業主等で、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

・参加を希望する地区

参加を 希望する地区	地区名	
	地区名	
	地区名	
	地区名	
	地区名	
	地区名	
	地区名	
	地区名	
	地区名	
	地区名	

様式２（１/２）

企業の同種又は類似の業務実績【①同種業務】

・同種業務とは、説明書６（１）①イに記載のものをいう。

番号		年度	業務名称	発注機関	契約金額	履行期間	参照資料 ※１
同種業務	1	H27年度					
	2	H28年度					
	3	H29年度					
	4	H30年度					
	5	R01年度					
	6	R02年度					
	7	R03年度					
	8	R04年度					
	9	R05年度					
	10	R06年度					
	11	R07年度					

※１　契約書又は仕様書（業務名称、契約金額、履行期間、発注者、請負者・受託者の確認ができる部分）の写しを添付し、添付する資料の整理番号を記載すること。

業務実績　※２

元請けとして、平成20年４月１日に改正された建築基準法における打診調査を実施した実績	□　ある □　ない	業務名称： 業務期間：
下請けとして、平成20年４月１日に改正された建築基準法における打診調査を実施した実績	□　ある □　ない	業務名称： 業務期間：

※２　契約書又は仕様書（業務名、契約金額、履行期間、発注者、請負者・受託者の確認ができる部分）の写しを添付すること。

様式２（２/２）

企業の同種又は類似の業務実績【②類似業務】

・類似業務とは、説明書６（１）①ロに記載のものをいう。

番号		年度	業務名称	発注機関	契約金額	履行期間	類似点 ※１	参照資料 ※２
類似業務	1	H27年度						
	2	H28年度						
	3	H29年度						
	4	H30年度						
	5	R01年度						
	6	R02年度						
	7	R03年度						
	8	R04年度						
	9	R05年度						
	10	R06年度						
	11	R07年度						

※１　説明書６（１）①ロに掲げるaからdの類似業務のうち､該当するアルファベットを記載すること。

※２　契約書又は仕様書（業務名称、契約金額、履行期間、発注者、請負者・受託者の確認ができる部分）の写しを添付し、添付する資料の整理番号を記載すること。

業務実績　※３

元請けとして、平成20年４月１日に改正された建築基準法における打診調査を実施した実績	□　ある □　ない	業務名称： 業務期間：
下請けとして、平成20年４月１日に改正された建築基準法における打診調査を実施した実績	□　ある □　ない	業務名称： 業務期間：

※３　契約書又は仕様書（業務名、契約金額、履行期間、発注者、請負者・受託者の確認ができる部分）の写しを添付すること。

様式３

企業独自の取組

品質マネジメントシステムの取得状況　※１	ISO9001の認証	□　全事業所で取得済み □　一部の事業所で取得済み □　未取得

※１　全事業所又は一部事業所で取得済みの場合、全事業所又は一部事業所の確認ができる資料を添付すること

環境への配慮	ISO14001の認証	□　取得 □　未取得	写しを添付すること
	エコアクション21の認証	□　取得 □　未取得	写しを添付すること
	環境報告書	□　公表 □　未公表	写しを添付すること
雇用上の福祉	障害者の雇用の促進等に関する法律で定められている障害者雇用率	％	障害者雇用状況報告書の控えの写しを添付すること

様式４（A）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

※　１～３の全項目について、該当するものに〇を付けること。
※　それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
※　「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、様式４（B）を使用すること。

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○　プラチナえるぼしの認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし３段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし２段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし１段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【　該当　・　該当しない　】

２　次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○　「プラチナくるみん認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（平成29年４月１日～令和７年３月31日までの基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「トライくるみん認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（平成29年３月31日までの基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

３　青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○　「ユースエール認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

様式４（Ｂ）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

※１～３の全項目について、該当するものに○を付けること。
※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○　プラチナえるぼしの認定に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし３段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし２段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし１段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【　該当　・　該当しない　】

２　次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○　「プラチナくるみん認定」に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（平成29年４月１日～令和７年３月31日までの基準）に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「トライくるみん認定」に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（平成29年３月31日までの基準）に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

３　青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○　「ユースエール認定」に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

様式５

個　人　情　報　保　護　の　体　制

●個人情報保護体制

１または２の認定・認証を受けている場合、確認できる書類の写しを添付してください。

１　プライバシーマーク制度の登録証

２　IS027001 の登録証

上記１または２に該当しない場合は以下に関する記載内容について、客観的に確認ができる書類の写し等を添付すること。

３　個人情報保護に関する責任体制や役割分担等、個人情報を取り扱う体制の概要を記載（内部規程等の写しを添付することでも可）
ただし、内部規程等で定められているもの又はマニュアル化されたものであること。

４　個人情報保護に関する情報管理の貴社教育システム（研修を行っていればその内容（１回あたりの研修時間、回数等））の概要を記載

５　個人情報保護に関する常設の相談等窓口の設置状況及びそれについて一般にどのように公表しているかについて記載

※いずれもない場合はなしと記載

様式６

会社概要及び登録状況

会 社 概 要

商号又は名称　※１ 代表者名		
設立年月日		
営業年数		
本店	所在地	
	電話番号（FAX）	
営業所等の所在地 ※２	○○市、○○区の営業所等	（所在地・名称・電話番号）
	点検対象物が存する都道府県内の営業所等	（所在地・名称・電話番号）
	上記以外の営業所等	（所在地・名称・電話番号）

※１　法人登記簿謄本の写しを添付すること。

※２　営業所等とは、次のいずれかに該当する本店、支店又は営業所をいう。

- 建設士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所登録があるもの
- 法人登記簿に記載されたもの
- 申請者の職員等が常駐するもの

説明書４（１）①ハに掲げる認定の登録状況

業者登録番号	有 効 期 限	登 録 地 区	業 種 区 分

説明書６（１）①ロｄに掲げるマンション管理業の登録を受けている者※３

登録の題名	登 録 番 号	登 録 年 月 日
マンション管理業		

※３　マンション管理業の登録通知書の写しを添付すること。

資格取得者数

	資格名	人　数
資格所有者数 ※４	１級建築士	会社全体○名、最寄り支店・営業所等ごとに○名を記入
	２級建築士	会社全体○名、最寄り支店・営業所等ごとに○名を記入

※４　貴社の恒常的な雇用関係にある社員とする。資格取得者数を証明する資料を添付すること。

様式７（１/２）

予定管理技術者の資格、業務の経験等

予定管理技術者の氏名 （所属及び役職）	（所属及び役職：　　）
保　有　資　格　※１ （説明書４（３）①イに掲げる資格）	資格の名称： 登録番号　：　　取得年月日：
	資格の名称： 登録番号　：　　取得年月日：

【①同種業務の経験】（同種業務とは、説明書６（１）①イに記載のものをいう。）

番号		年度	業務名称 ※２	発注機関	履行場所 ※３	履行期間	従事役職 ※４	参照資料 ※５
同種業務	1	H27						
	2	H28						
	3	H29						
	4	H30						
	5	R01						
	6	R02						
	7	R03						
	8	R04						
	9	R05						
	10	R06						
	11	R07						

※１　保有資格の免状の写し及び申請者と直接的な雇用関係があることを確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。

※２　契約書又は仕様書の写し及び業務実施を証明できる書類を添付すること。

※３　都道府県及び市もしくは区まで記載すること。

※４　従事役職には、当該業務に携わった時の立場（管理技術者、担当者等）を記載。

※５　添付する参照資料の整理番号を記載すること。

様式７（２/２）

予定管理技術者の資格、業務の経験等

【②類似業務の経験】（類似業務とは、説明書６（１）①ロに記載のものをいう。）※１								
番号		年度	業務名称 ※２	発注機関	履行期間	従事役職 ※３	類似点 ※４	参照資料 ※５
類似業務	1	H27						
	2	H28						
	3	H29						
	4	H30						
	5	R01						
	6	R02						
	7	R03						
	8	R04						
	9	R05						
	10	R06						
	11	R07						

※１　保有資格の免状の写し及び申請者と直接的な雇用関係があることを確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。

※２　契約書又は仕様書の写し及び業務実施を証明できる書類を添付すること。

※３　従事役職には、当該業務に携わった時の立場（管理技術者、担当者等）を記載すること。

※４　説明書６（１）①ロに掲げるaからdの類似業務のうち、該当するアルファベットを記載すること。

※５　添付する参照資料の整理番号を記載すること。

様式８

技　術　提　案　書
実　施　方　針
（業務理解度）

研修状況
◆同種または類似の業務に関する研修の取組方針、実施計画（年間スケジュール等）、実施方法、実施日、研修項目及び１回あたりの研修時間等を具体的に記載する。
点検作業マニュアル
◆点検業務マニュアルの整備状況、活用方法及びマニュアルの種類（建築等）等を記載する。（マニュアルもしくは写しを添付）

※Ａ４判１枚（文字サイズは10ポイント以上）に記載。

様式９

技　術　提　案　書
実　施　方　針
（実施体制）

実施体制及び配員計画
◆　本業務における実施体制や配員計画の考え方等を記載（業務結果の報告による体制を含む）（必要に応じ、業務実施体制表を添付）

※Ａ４判１枚（文字サイズは10ポイント以上）に記載。

※共同企業体の場合は構成員の業務の分担が明確になるよう記載すること。

様式10

技 術 提 案 書
実 施 方 針
（取組提案）

業務の実施方法等の具体的な取組み（各項目５点×最大５項目）
◆本業務における取組み方針及び留意事項等を具体的に記載する。 ①　○○に関する取組 ○○ ②　○○に関する取組 ○○○○ ③　○○に関する取組 ○○○○ ④　○○に関する取組 ○○○○ ⑤　○○に関する取組 ○○○○

※　５項目あわせてＡ４判１枚（文字サイズは10ポイント以上）に記載。
※　具体的、合理的な取組みを重複なく５項目まで記載する。（６項目以上は記載しないこと）
※　各取組について、200 文字以内で記載すること。
※　履行確認が不可能な取組みは評価しない。
※　「独自、内部」等を引用する場合は、内容が分かる資料（各Ａ４判１枚以内）を添付すること。

様式 11

業務実績評価結果通知書

●発注者より通知された「業務実績評価結果通知書」の写し

（記入例）

（添付１）　令和５年度中部支社管轄団地における法定点検等業務

※機構での業務実績評価を受けていない者は、その旨を記載すること。

注　説明書６（１）⑦に記載の中部支社内で現に履行中の業務で発注者より令和６年度から令和７年度に通知された書類の写しを全て添付すること。

別添３

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第２条　競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

　また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。(け)

３　入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

　また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。(け)

４　前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

７　入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札(見積)書の提出をもって誓約したものとする。(チ)

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

２　入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各

号に掲げるところにより申し出るものとする。

一　入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二　入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

３　入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第４条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第５条　入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第６条　次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。(ﾁ)

一　委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四　入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）(ﾅ)

五　再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれ

を超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。
六　１人で同時に２通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。
七　明らかに連合によると認められるとき。
八　第２条第第７項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。(ﾁ)
九　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。(ﾁ)

（開札等）

第７条　開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。
２　見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

（落札者の決定）

第８条　競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。
２　見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

（再度の入札又は見積り）

第９条　開札又は見積りの結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。
２　前項の再度の入札又は見積りは、原則として１回を限度とする。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第10条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者等の制限）

第11条　次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。(ﾁ)
一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
三　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者(ﾁ)

（契約内容説明）

第12条　理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

（契約書等の提出）

第13条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

３　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

第14条　入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

（参考様式１）

入札に係る提出書類について

１　代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、参考様式1「使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）」及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。
（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。
（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

２　代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、参考様式2「年間委任状」及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

３　代理人の方が入札される場合：参考様式3「委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）」を提出してください。

以　上

使　用　印　鑑　届

使用印　　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代　表　者　　印

殿

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。

２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

（参考様式１）

記載例

使　用　印　鑑　届

使用印　実印又は使用印　　実印　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　　月　　日←提出日

住　　所　　○○○○○○○○○○○○
会 社 名　　○○○○株式会社
代 表 者　　代表取締役　○○　○○　印
↑
実印

独立行政法人都市再生機構　○○
○○長　○○　○○　　殿

←使用印を届け出る機構の組織・組織の長の役職及び氏名

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。

２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

（参考様式２）

年　間　委　任　状

独立行政法人都市再生機構中部支社
　支社長　竹内　英雄　殿

（委任者）住所
　　商号又は名称
　　氏名　　印

（受任者）住所
　　商号又は名称
　　氏名　　印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構の発注する、
［建設工事、建設コンサルタント等業務、物品役務］に関し、下記の通り権限を委任します。

１　委任事項
(1)　入札及び見積に関する件
(2)　契約の締結及び履行に関する件
(3)　契約代金の請求及び受領に関する件
(4)　復代理人の選任に関する件
(5)　契約保証に関する件
(6)　共同企業体に関する件
(7)　その他契約に関する一切の件

２　委任期間
　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

代理人（受任者） 使用印鑑	

注１　委任期間は競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。
注２　郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
注３　年間委任を届け出る機構の本支社、事務所ごとに作成し、提出すること。
注４　委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

（参考様式３）

（押印する場合　※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須）

委　　任　　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構中部支社の発注する「令和８年度中部支社管轄団地における法定点検等業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１　入札及び見積に関する件
２　○○○○

代 理 人 使用印鑑	

年　　月　　日

（委任者）住　　所　○○○○○○○○○○
商号又は名称　○○○○株式会社
代　表　者　代表取締役　○○　○○　印

（受任者）住　　所　○○○○○○○○○○
商号又は名称　○○○○株式会社
氏　　名　○○　○○　　印

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長　竹内　英雄　殿

注１　委任事項は、明確に記載すること。
２　共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。
３　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

（参考様式４）

入　　札　　書

金　　円也（税抜）

ただし、（件名）令和８年度中部支社管轄団地における法定点検等業務

入札及び見積心得書（物品購入等）及び入札説明書を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住　　所
会 社 名
代表者氏名　　印※１
代理人氏名　　印※１

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長　竹内　英雄　殿

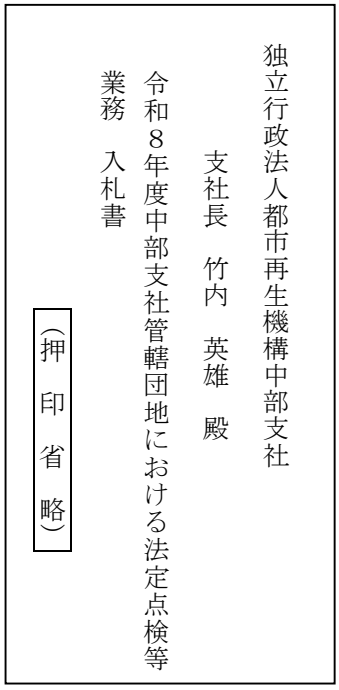
開札結果通知先ﾌｧｸｼﾐﾘ番号：　　（　　）

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
　　担　当　者（会社名・部署名・氏名）：
※２　連絡先（電話番号）１　：
　　連絡先（電話番号）２　：

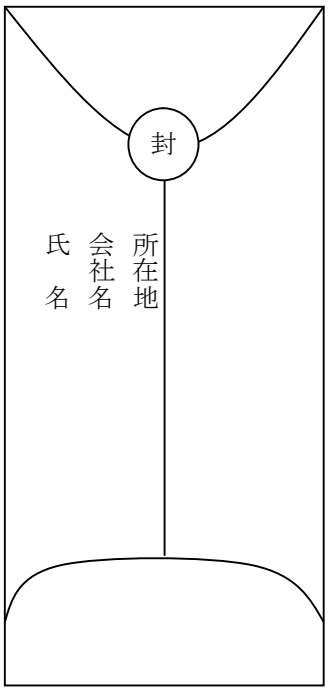
※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

（参考様式５）

表



裏



※押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

別添４

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和　年　月　日付けで締結した令和８年度中部支社管轄団地における法定点検等業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第１条　本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一　個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。）

二　公表されていない情報であり、漏えい等することによって、発注者の権利利益を侵害するおそれがある情報

三　業務を行うために発注者から提供を受けた個人情報

四　受注者が業務に関してしり得た個人情報

（個人情報等の取扱い）

第２条　受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第３条　受注者は、個人情報等について、各契約ごとに、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式１）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第４条　受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第５条　受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第６条　受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第７条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第８条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第９条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限等）

第10条　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

２　受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して､本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

３　前２項の規定は、第１項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

（返還等）

第11条　受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

２　受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

（事故等の報告）

第12条　受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（管理状況の報告等）

第13条　受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が１年以上の場合においては契約の始期から６か月後の月末までに（以降は、直近の報告から１年後の月末までに)、各契約ごとに、書面（別紙様式２）により報告しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

３　受注者は、第１項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

（取扱手順書）

第14条　受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第15条　発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書２通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者　住所

氏名　　印

受注者　住所

氏名　　印

（別紙）

契約一覧

令和８年度○○本部等管轄団地（○○地区）における法定点検等業務
令和８年度○○本部等管轄団地（○○地区）における法定点検等業務
令和８年度○○本部等管轄団地（○○地区）における法定点検等業務
令和８年度○○本部等管轄団地（○○地区）における法定点検等業務
令和８年度○○本部等管轄団地（○○地区）における法定点検等業務

（別添）

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

１　個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
※業務終了後についても同じ

２　個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1)　書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2)　データ

①　データを保存するＰＣ及び通信端末やＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

②　①に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

３　個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2)　送付及び持出し等の手順

①　郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

②　ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

・送信先への事前連絡
・複数人で宛先番号の確認
・送信先への着信確認
※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③　電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④　持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4　個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5　個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6　個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7　個人情報等の返還等について

①　業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。

②　発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、削除又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8　個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
(2)　必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等)、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
(3)　電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。)は、業務上必要なものに限定する。
(4)　個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9　事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10　その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第５章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第２項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11　特記事項

※必要に応じ記載

別紙様式１

令和　年　月　日

株式会社＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊　＊＊　印　※１

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：

１　取扱責任者及び取扱者

	部　署 役　職	氏　名	取扱う範囲等
取扱責任者	○○部△△課 課長		
取扱者	○○部△△課 係長		＊＊＊地区に係る～～～
	○○部△△課 主任		＊＊＊地区に係る～～～
	○○部△△課		＊＊＊地区に係る～～～

２　管理及び実施体制図

（様式任意）

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）:
　　担　当　者（会社名・部署名・氏名）:
※２　連絡先（電話番号）１　:
　　連絡先（電話番号）２　:

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

別紙様式２

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長　竹内　英雄　殿

株式会社＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊　＊＊　印　※１

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：

記

１　確認日　　令和　年　月　日

２　確認者　　取扱責任者　○○　○○

３　確認結果　　別紙のとおり

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
　　担　当　者（会社名・部署名・氏名）：
※２　連絡先（電話番号）１　：
　　連絡先（電話番号）２　：

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

以　上

（別紙）管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

確　認　内　容	確認結果	備考
1　管理及び実施体制		
令和　　年　　月　　日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2　秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3　安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
①　個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
②　データを保存するＰＣ及び通信端末やＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③　アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④　②に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
①　発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
②　送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		

確　認　内　容	確認結果	備考
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		
④ ＦＡＸについては、原則として禁止しており、やむを得ずＦＡＸ送信する場合は、次の手順を厳守している。 ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ ｅメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ １回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4　収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5　利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6　複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7　再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		

確　認　内　容		確認結果	備考
8　返還等			
	① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
	② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
9　通信端末の使用			
	① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
	② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
	③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
	④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10　事故等の報告			
	特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11　取扱手順書の周知・徹底			
	個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12　その他報告事項			
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）			

※　確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	－

＊「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

別添５

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項（案）

発注者及び受注者が令和○年○月○日付けで締結した令和８年度中部支社管轄団地における法定点検等業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第１条　本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（ＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第２条　受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第３条　発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書２通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自１通を保有する。

令和○年○月○日

発注者　住所　愛知県名古屋市中区栄四丁目１番１号
　　氏名　独立行政法人都市再生機構中部支社
　　支社長　竹内　英雄　　印

受注者　住所　○○○○○○○○○○
　　氏名　○○○○○○
　　代表取締役　○○　○○　　印

（別添）

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

(1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。

(2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。

① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。

・外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。

・郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採るとともに、親展で送付する。

・携行の場合には、封筒、書類鞄等に収め、当該封筒、書類鞄等の盗難、置き忘れ等に注意する。

② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。

(3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

（参考）

・法定点検等で、システムに登録せず別途 CD 等の電子媒体の提出を求める場合（業務仕様書９(4)参照）は、本特約条項を締結すること。

・特段電子媒体の提出を求めない場合は、本文書は入札説明書より削除すること。

別添６

独立行政法人都市再生機構

総合評価実施ガイドライン（機構支援業務等）の改訂について
（お知らせ）

「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（機構支援業務等)」につきまして、平成 29 年 11 月に以下のとおり改訂を実施しておりますのでお知らせいたします。

１　ガイドライン改訂の内容

・ワーク・ライフ・バランス等推進企業を技術評価の評価項目に追加

・ＵＲ賃貸住宅募集等業務の価格点と技術点の比率の変更
※ 法定点検等業務はグループ２におけるＧ２－２に該当し、価格点と技術点の比率は従来と変更ございません。

以　上

本件に関するお問い合わせ先
独立行政法人都市再生機構中部支社
住宅経営部ストック技術課
電話　０５２－２３８－９２９５

別冊１

法定点検等業務標準仕様書

１　業務名称　　令和８年度中部支社管轄団地における法定点検等業務

２　履行期間　　令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日

３　業務の対象

本業務の対象は、別紙１－１「点検対象団地等一覧表」に掲げる賃貸住宅団地（以下「点検対象団地」という。）に存する、本業務の発注者が管理する以下の(1)から(5)までのもの（以下「点検対象物」という。）とし、居住中もしくは廃止等の利用実態は問わないものとする。ただし、廃止された建物に附帯する設備及び工作物等のうち、建物の周辺状況から安全かつ生活上支障がないと判断されるものについては点検対象外とする。

なお、原則として契約・支払事務手続きは、発注者及び業務請負契約書第７条に基づき、発注者が定める担当職員が行い、その他一切の行為は、当機構の委託により団地管理業務受託者が行う。

(1)　敷地（居住者等の専有部分を除く）

(2)　建物（賃貸住宅、賃貸施設、附帯施設（集会所、管理サービス事務所、防災センター及び給水施設等）、人工地盤及びその他構造物等。ただし、賃借人の専有部分は除く。）

(3)　設備（給水施設の機器類、汚水処理施設の機器類、段差解消機以外の昇降機設備、自家用電気工作物(自家用電気室内の受電設備、発電設備)及び消防用設備は除く。ただし、給水施設の機器類及び自家用電気工作物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の定める排煙設備又は非常用の照明装置の自家用発電装置）の法定点検に係る部分は点検対象とする。）

(4)　駐車場等施設（平面式駐車場、自走式立体駐車場、タワー式駐車場等）

(5)　工作物・樹木等（建物の屋上階で不特定多数の人が利用する広場に設置しているものも含む。）

４　業務の内容

本業務の受注者は、次の(1)から(4)に掲げる業務を、本仕様書に定めるところにより実施するものとする。

(1)　点検業務

点検対象団地の点検対象物について、次のイからニに掲げる点検区分及び業務区分に応じ、それぞれの対象物の安全性及び劣化状況等に係る内容を実地に点検する業務及びその結果を記録する業務（別添様式１から 41、法定点検については法の定める様式、緊急点検についての様式は担当職員へ確認すること）。

イ　法定点検

建築基準法第 12 条第１項、３項及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関

する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）第 16 条第１項に定めるもの、その他法令等の定めに基づき点検する業務及び特定行政庁等への報告書類の作成、提出及び協議に係る業務。

ロ　安全点検

居住者等の事故等を未然に防止するため、建築、土木・造園、機械及び電気に区分し、別紙２－１「点検項目及び点検内容等一覧表」の安全点検に掲げる内容について、安全性を欠く恐れのあるもの及び居住上支障を来す恐れのあるもの等を点検する業務。（外壁の安全点検を「安全点検（外壁)」という。）

ハ　計画点検

一定の期間を経た点検対象物を対象として、建築、土木・造園、機械及び電気に区分し、別紙２－１「点検項目及び点検内容等一覧表」の計画点検に掲げる内容について修繕計画策定上の一要素となる損耗・劣化の進行度合を点検する業務。なお、外壁の計画点検（以下「計画点検（建物診断)」という。）に伴う仮設も本業務に含む。

ニ　緊急点検

上記のイからハ以外に発注者が必要とし指示する緊急的に行う点検業務(別途精算)。

(2)　点検結果の整理集計業務

(1)により記録した点検結果について、整理集計する業務（別紙１－２から１－６及び別添様式１から 36)。業務に当たっては基本的に法定点検等システムにより行うものとする（登録方法等は参考資料（法定点検等システム概要資料）による)。

(3)　外壁点検に係る予備調査業務

計画点検（建物診断）を行うための予備調査を行う業務。

(4)　応急措置等を施す業務

(1)、(3)の業務により発見された著しい劣化等部分において、事故等の発生を未然に防止し、又は発生した場合の被害を最小限に止めるため必要な別紙イからホの応急措置等を施す業務。また、別紙イからホの応急措置以外にも、立入り禁止措置等の応急措置が必要なものについては、携帯の工具、備品で対応可能な措置を施す業務。

５　業務の実施体制等

(1)　管理技術者

イ　受注者は、業務請負契約書第６条に基づき、管理技術者を配置すること。なお、管理技術者は専任とし、業務担当者を兼ねることができるものとする。

ロ　管理技術者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、業務担当者を代表し、担当職員との打ち合わせ、業務担当者の指導・教育及び各業務の管理・統括を行うとともに、４の業務結果の取りまとめ及び担当職員へ９の業務報告等を行うものとする。

ハ　管理技術者は、一級建築士又は特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者であること。

(2)　業務担当者

受注者は、別紙２に示す業務区分ごとに、別紙３「業務担当者の資格」欄に掲げるいずれかの資格を有する者を責任者として配置すること。ただし、６(4)の煙道点検の業務担当者は特定ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者とする。

(3)　点検班の構成等

受注者は、業務の実施に際し、点検班編成を行うとともに、点検班の編成表及び業務担当者の氏名、資格、資格者証の写しを契約後速やかに担当職員に提出する。

なお、受注者は、業務担当者の変更、資格の喪失等により、その内容が変更となる場合は、速やかに担当職員に報告しなければならない。

(4)　点検業務実施計画書等の提出

契約初年度の点検業務実施計画書（年間）、初月度の業務実施計画書及び業務実施日程表については、契約後速やかに提出し承認を受けるものとする。なお、翌年度の業務実施計画書は当該翌年度の業務実施前に策定し、毎月の業務実施計画書及び業務実施日程表は前月に担当職員に提出し承認を受けるものとする。（別添様式 37、38、40）

(5)　業務の実施時間

受注者は、業務の実施を、原則として発注者及び団地管理業務受託者の通常勤務日における就業時間内に行うものとする。

ただし、緊急点検及び応急措置等を施す業務の実施時間については、この限りではない。

(6)　点検工具･備品等の携行

受注者は、業務の実施に当たり、原則として、別紙４「標準工具等一覧表」に掲げる工具及び備品を標準とし、点検内容に応じ必要なものを携行することとする。ただし、応急措置等に使用する工具等については、必要な都度取り揃えることとしてもよい。なお、工具等の費用は受注者の負担とする。

(7)　業務の事前準備

受注者は、点検業務の実施にあたり、管理主任等から、情報収集に努めその内容について確認を行うものとする。

(8)　点検の実施回数、実施時期

各点検項目における点検回数は別紙２に定めるところによる。

なお､安全点検の各点検項目における各回の実施時期は偏りがないようにするものとし、計画点検の実施時期については、原則各年度の 11 月までとし、特別な事情がある場合は担当職員との協議による。

(9)　服装等

イ　業務担当者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施するものとする。

ロ　業務担当者は、名札（顔写真入り）をつけて業務を行うものとする。また、本人確認書類も携帯し、関係者から請求があった場合はそれを提示するものとする。

(10) 駐車場の利用

駐車場は自ら確保することを原則とし､機構敷地内の駐車場の利用及び駐車方法については、担当職員又は団地管理業務受託者の指示による。

(11) 給水施設等への立ち入り

イ　業務担当者は、法定点検等により、給水施設へ立ち入る場合は、給水施設維持管理業務受注者等との協議調整を行った上で実施するものとし、事前に水道法第 21 条及び同法施行規則第 16 条に規定する健康診断を受診し、適合の証明を給水施設の管理者へ提出するとともに、点検計画等について協議を行い、許可を受けることとし、立ち入

り後は報告を行うものとする

ロ　法定点検等により、電力会社の変圧器室内へ立ち入る場合は、電力会社と協議調整を行った上で実施することとし、機構の自家用受変電設備室及び発電機室へ立ち入る場合は、電気主任技術者と協議調整を行ったうえで実施するものとする。

(12) 機械式駐車設備等への立ち入り

機械式駐車設備等へ立ち入る場合は、機械式駐車設備等保守点検業務受注者等と、機械式駐車設備の稼働等について協議調整を行い、安全対策を講じた上で実施するものとする。

6　点検方法等

次の(1)から(6)に掲げる点検方法等により業務を実施するものとする。なお、前回の安全点検による点検の結果、判定基準「B」に該当した部分について、劣化等の経過を確認する。

(1)　法定点検

法の定めるところによる。ただし、法定点検の実施時期に安全点検及び計画点検で実施する法定点検と同一の調査項目等は、重複して点検を実施しない。

また、自家用発電装置の点検において、その作動に必要な操作は、別途業務の自家用電気工作物の維持管理業者が行うものとし、実施にあたっては、事前に維持管理業者と協議・調整するものとする。

(2)　安全点検及び計画点検（６(4)及び(5)を除く）

点検の方法は、目視（必要に応じ光学機器（双眼鏡、カメラ等）を使用する）、打診、聴診、触診及び計測等によるものとする。なお、点検における無人航空機（ドローン）の使用については、担当職員又は団地管理業務受託者との協議により、航空法等関係法令を遵守するとともに、有資格者による操縦を行い、担当職員へ計画書の提出を行うこと。

(3)　モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の点検方法等は、(2)のほか次による。

イ　安全点検(外壁)

（イ）全見付外壁面から手摺金物部及び見付開口部を除いた部分の範囲、バルコニー、車路、車室等上裏及び外部に開放された共用廊下の上裏・袖壁、外部に開放された階段室の上裏・内壁の奥行き1.0ｍの範囲、庇等上端及び手摺等笠木部分（以下「外壁点検範囲」という。）について、モルタル、タイル及びコンクリートの剥落、白華現象、ひび割れ、鉄筋露出、錆の流出、浮き等の有無を目視により点検するとともに、共用廊下、共用バルコニー、階段室、建物周り、屋上等から安全を考慮し手の届く範囲内を打診（以下「部分打診」という。）により点検する。

（ロ）安全点検（外壁）による点検の結果、剥落、ひび割れ等が判定基準「Ａ－２」に該当すると認められた場合で、発注者が必要と判断した場合、発注者及び団地管理業務受託者の指示する範囲について、打診、部分的な赤外線装置法のうちいずれか又は併用により点検を行う。(別途精算)

（ハ）安全点検（外壁）による点検の結果、剥落、ひび割れ等が判定基準「Ａ－１」に該当すると認められた場合は、発注者及び団地管理業務受託者の指示するところに

より、計画点検（建物診断）を実施するものとする。（別途精算）

（ニ）安全点検（外壁）実施時に、災害危険度の大きい壁面において、災害危険に対し有効な落下防御施設、植栽等設置の有無を現地調査する。

ロ　計画点検（建物診断）

駐車場等施設を除く外壁全体について、剥落、白華現象、ひび割れ、鉄筋露出、錆の流出、浮きの有無を目視により点検するとともに、次の（イ）から（ハ）のいずれかの打診等点検を行う。ただし、上記イ（ハ）の安全点検(外壁)の実施結果により計画点検（建物診断）を実施する場合は、目視及び部分打診による点検は要しない。

（イ）バルコニー等上裏・袖壁の奥行き 0.5m、庇等上端及び手摺等笠木を含めた全見付外壁面から手摺金物部、見付開口部及び奥行き 0.5mを超えるバルコニー壁面等を除いた範囲のうち基礎等を除く外壁全体について行う打診（以下「全面打診」という。）及び全面打診以外の範囲の部分打診との併用による点検

（ロ）全面打診範囲のうち、壁面の前面かつ壁面高さの概ね２分の１の水平面内に、不特定又は多数の人が通行する道路、通路、広場、駐車場等を有するもので、壁面直下に鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の落下物防御施設（屋根、庇等）が設置され、又は植込み、フェンス等により、完全にさえぎられ、災害の危険がないと判断される部分を除く壁面（以下「災害危険度の大きい壁面」という。）について行う打診（以下「一部打診」という。）及び一部打診以外の範囲の部分打診との併用による点検

（ハ）全面的な赤外線装置法と部分打診との併用により行う点検

赤外線装置法による場合は、「定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査ガイドライン」（赤外線装置を搭載したドローン等による外壁調査手法に係る体制整備検討委員会 令和４年３月）により、事前に担当職員又は団地管理業務受託者に仕様等について確認すること。

（ニ）コンクリート調査

発注者の指示する住棟（原則、点検対象団地のうち３回目の計画点検を実施する区分所有建物を除く住棟）のコンクリート調査を行う。（別紙５「計画点検時コンクリート調査仕様」参照）

（ホ）外壁仕上塗材のアスベスト調査

発注者の指示する住棟の外壁仕上塗材のアスベスト調査を行う。（別紙６「計画点検時外壁アスベスト調査仕様」参照）

ハ　外壁点検に係る予備調査（別添様式 32）

（イ）外壁点検面積、全面打診面積及び一部打診面積等について、外壁の仕上げ別又は住居・施設別（駐車場等施設を除く）に現地調査を行う。

なお、面積の算出において 1 箇所 0.5 ㎡以下の開口部は控除の対象としない。

（ロ）災害危険に対し有効な落下防御施設、植栽等設置の有無についての現地調査を行う。

（ハ）点検に必要な仮設の設置可否、仕様及び設置範囲の数量について現地調査を行う。

(4)　煙道点検

イ　煙道の大気開放部にあっては目視等による。

ロ　煙道の内部にあってはファイバースコープ等の内視鏡を用いた点検を行う。

（別紙２－１「点検項目及び点検内容等一覧表」）

(5)　橋梁点検

橋梁の計画点検については、機構が定める橋梁定期点検要領（令和２年３月）及び橋梁における第三者被害予防措置要領（平成 28 年８月）に基づき点検を実施するものとする。

(6)　並木の計画点検

並木の計画点検については、機構が定める並木の計画点検実施マニュアル（改訂版）（令和４年９月）に基づき点検を実施するものとする。

(7)　緊急点検

発注者及び団地管理業務受託者の指示する方法とする。

7　判定方法等

(1)　法定点検の判定方法は、法の定めるところによる。

(2)　安全点検は、業務担当者が業務区分及び点検項目に応じ、別紙イからホに掲げる方法により事象毎に評価するものとする。

(3)　上記(2)の評価内容について、団地管理業務受託者及び受注者の間で定期に点検会議を開催し、評価内容に加え修繕予定や落下対策の有無等による修繕の要否を踏まえて、双方合意により判定するものとする。

(4)　計画点検の評価方法等は、業務区分及び点検項目に応じ、別紙へ及び別添様式７から 31、33 から 36 に掲げる方法によるものとする。

(5)　緊急点検の判定方法は、発注者及び団地管理業務受託者の指示するところによる。

8　居住者等への周知等

受注者は、業務を実施するために点検対象団地内に立ち入る際は、次の事項を遵守する。

(1)　居住者への周知にあたっては、５(4)による点検業務実施計画書及び法定点検等業務実施日程表に基づき、管理主任等に対し、点検業務実施日程、居住者への周知内容等を事前に連絡するものとする。その後、点検日時等についての文書を掲示する等の方法により、居住者へ周知するものとする。なお、掲示内容等については、団地管理業務受託者と協議の上、決定する。

(2)　業務の実施に当たっては、受注者の業務従事者であることを表示する腕章等を着用するとともに、受注者の発行する本人確認書類を所持し、居住者等からの提示を求められた場合はこれを提示するものとする。

9　業務結果の報告等

受注者は、次のとおり業務結果の報告等を行うものとする。

(1)　受注者は、４(1)イからハ及び(3)の業務結果については、受注者が準備するインターネット環境を整備したパソコンに、発注者が貸与するシステムソフトをインストールし、そのシステムに点検結果等を入力するものとする。また点検結果の報告については、月毎、業務区分毎に推定される劣化状況等の要因を併せて、担当職員及び団地管理業務受託者に提出することを原則とする（別添様式１から 36、39)。

ただし、橋梁点検に係る入力に関しては、受注者が準備するインターネット環境を整備したパソコンに、発注者が貸与するシステムソフトをインストールし、そのシステムに入力するものとする。

(2)　安全点検については、原則として、点検会議において団地管理業務受託者へ報告及び協議した上で担当職員へ報告する。なお、点検会議における判定に際して評価の見直しを行った場合は、理由を記録する。

計画点検については、原則として、毎年度12月末日までに担当職員及び団地管理業務受託者へ報告を行うこととするが、報告時期について特別な事情がある場合は担当職員との協議による。

法定点検については、原則として、特定行政庁等の定めによる時期及び様式に整理し、特定行政庁等及び担当職員へ報告するものとする。

(3)　業務結果のうち、安全性上、緊急性が高いものについては、速やかに担当職員及び団地管理業務受託者へ報告し、劣化規模等の状況によっては、発注者及び団地管理業務受託者の指示する方法により、被害を最小限に止めるために必要な応急措置等を施すこととする。

また、安全点検（外壁）実施時に、災害危険度の高い壁面において、災害危険に対し有効な落下防御施設、植栽等設置の有無の調査結果を安全点検票の所見欄に記載し、点検会議において報告を行うこと。

(4)　(1)から(3)までの提出資料等は、原則としてA判サイズとし、ファイルに綴じて、点検区分及び業務区分毎に団地管理業務受託者へ１部を提出するものとする。

ただし、法定点検の業務結果については、電子媒体とあわせ、担当職員へ１部を提出するものとする。

(5)　受注者は、発注者が契約上必要として提出を求める書類及び発注者及び団地管理業務受託者が点検結果の一部を必要として提出を求める場合は速やかに提出しなければならない。

(6)　受注者は、緊急点検の業務結果については、担当職員及び団地管理業務受託者へ報告するものとする。

(7)　点検対象物が点検困難な位置にある場合、判定が困難な場合及び点検対象物について、数量表と現地数量に相違がある場合は、担当職員又は団地管理業務受託者にその状況が確認できる資料と合わせて報告するものとする。

また、計画点検における仮設に足場が必要となる場合、事前に担当職員及び団地管理業務受託者に報告及び協議するものとする。

(8)　受注者は、特定行政庁等から発行された検査報告済証を担当職員へ提出するものとする。

10　資料の貸与等

(1)　発注者及び団地管理業務受託者は、①から⑥の資料を含め、発注者の所有するもので、各種図面等業務の実施に必要な資料は、必要時受注者に貸与するものとする。

資料名

①点検対象団地の配置図

②点検対象団地の貸与敷地図（当該敷地は点検対象外。）

③点検対象施設図　等

④橋梁定期点検要領（令和２年３月）

⑤橋梁における第三者被害予防措置要領（平成 28 年８月）

⑥並木の計画点検実施マニュアル（改訂版）（令和４年９月）

(2)　受注者は、貸与された資料が必要なくなった場合は、ただちに返却するものとする。

(3)　受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

(4)　受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。

(5)　受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

11　業務の下請け等

業務請負契約第４条第１項の規定により、第三者に委任又は請負わせることのできないものは、管理技術者に係る業務とする。

12　契約終了に伴う業務引継ぎ

契約の終了にあっては、発注者の指定する新たな受注者への業務引継ぎを実施するものとする。業務引継ぎの終了後、発注者及び団地管理業務受託者が必要と認めて問い合わせたときは、これに協力するものとする。

13　安全対策について

(1)　受注者は、労働安全衛生法その他関係法規に従い、業務中の事故等を未然に防止するための措置を講じること。

(2)　受注者は、業務中に事故が発生した際には、速やかに担当職員及び団地管理業務受託者へ連絡するとともに指示を受けること。また、事故報告書を取りまとめ、再発防止策を検討の上、担当職員及び団地管理業務受託者へ提出すること。

14　暴力団員等による不当介入を受けた場合の処理

(1)　業務の履行に際して、暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2)　(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者及び団地管理業務受託者に報告すること。

(3)　暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者及び団地管理業務受託者と協議を行うこと。

15　その他

(1)　請負代金の支払いについては、受注者は契約書に定めた部分払い請求のほか、各年度末

を指定部分とした部分引渡しをすることにより、部分引き渡しに係る請負代金を請求することができる。

(2)　受注者は、本仕様書に疑義を生じた事項については、発注者及び団地管理業務受託者と協議するものとする。

以　上

資料等

別紙１－１	点検対象団地等一覧表（共通）
別紙１－１	別添参考図
別紙１－２	点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和10年度】
別紙１－３	点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和８年度～令和10年度】
別紙１－４	点検対象団地等一覧表（機械）【令和８年度～令和10年度】
別紙１－５	点検対象団地等一覧表（電気）【令和８年度～令和10年度】
別紙１－６	点検対象団地等一覧表（駐車場）【令和８年度～令和10年度】
別紙１－７	コード表
別紙２－１	点検項目及び点検内容等一覧表
別紙２－２	人工地盤等の業務区分
別紙３	業務担当者の資格
別紙４	標準工具等一覧表
別紙５	計画点検時コンクリート調査仕様
別紙様式５－１	コンクリートコア採取記録表
別紙様式５－２	試験結果送付表
別紙６	計画点検時外壁アスベスト調査仕様
別紙様式６－１	外壁等仕上塗材石綿含有調査結果　報告書
別紙イ	安全点検の点検内容と判定基準（建築）
別紙ロ	モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の点検内容と判定基準
別紙ロ－２	塗装又はタイル張りの上にアンカーピン及びネット等による複合補修工法を施し塗装により仕上げた外壁の点検内容と判定基準
別紙ハ	安全点検の点検内容と判定基準（土木・造園）
別紙ニ	安全点検の点検内容と判定基準　　機械
別紙ホ	安全点検の点検内容と判定基準　　電気
別紙ヘ	計画点検判定基準（土木・造園）
別添様式１	安 全 点 検 票 （建築）
別添様式２－１	安全点検・点検票（土木・造園）
別添様式２－２(１)	安全点検・点検票　〔遊戯施設（砂場）〕
別添様式２－２(２)	安全点検・点検票　〔遊戯施設（すべり台）〕
別添様式２－２(３)	安全点検・点検票　〔遊戯施設（ブランコ）〕

別添様式２－２(４)安全点検・点検票　〔遊戯施設（シーソー)〕
別添様式２－２(５)安全点検・点検票　〔遊戯施設（鉄棒、ジャングルジム、ラダー、雲梯、はん登棒、バスケットサークル等)〕
別添様式２－２(６)安全点検・点検票　〔遊戯施設（チェーンネットジャングル、ネットジャングル)〕
別添様式２－２(７)安全点検・点検票　〔遊戯施設（グローブジャングル)〕
別添様式２－２(８)安全点検・点検票　〔遊戯施設（ロッキング遊具・スプリング遊具)〕
別添様式２－２(９)安全点検・点検票　〔遊戯施設（コンクリート遊具)〕
別添様式２－２(10)安全点検・点検票　〔遊戯施設（複合遊具)〕
別添様式２－２(11)安全点検・点検票　〔遊戯施設（ロープウェイ)〕
別添様式２－２(12)安全点検・点検票　〔遊戯施設（徒渉池)〕
別添様式２－２(13)安全点検・点検票　〔遊戯施設（その他の遊戯施設)〕
別添様式２－２(14)安全点検・点検票　〔遊戯施設（健康器具系施設)〕
別添様式２－３　安全点検・実施項目チェックリスト　（土木・造園）
別添様式２－４　安全点検・実施項目チェックリスト　（橋梁）
別添様式２－５　安全点検・実施項目チェックリスト　（サクラ大径木）
別添様式３　安全点検　点検票　（機械）
別添様式４　煙道の点検票
別添様式５－１　安全点検　点検票　（電気）
別添様式５－２　安全点検・点検票　〔鋼管ポール用〕
別添様式５－３　安全点検・点検票　〔Ｊ型受信機用〕
別添様式６　段差解消機　点検票
別添様式７　計画点検票(建物診断)
別添様式８　計画点検票(建物診断)
別添様式９　計画点検票（ＰＣ目地）
別添様式 10　計画点検総括票（下水管修繕）
別添様式 11　計画点検票（下水管修繕）
別添様式 12　計画点検総括票（道路修繕）
別添様式 13　計画点検票(道路修繕-ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装)
別添様式 14－１　法面・擁壁変状票
別添様式 14－２　擁壁劣化状況票（ブロック積み擁壁）
別添様式 14－３　法面・擁壁変状手簿
別添様式 15　のり面・擁壁総括票
別添様式 16　計画点検総括表（遊戯施設修繕）
別添様式 17　計画点検票(遊戯施設修繕)
別添様式 18　計画点検総括表（通路修繕）
別添様式 19　計画点検票(通路修繕-コンクリート舗装)
別添様式 20　計画点検票(通路修繕-コンクリート以外)
別添様式 21　計画点検総括表（外柵修繕）
別添様式 22　計画点検票(外柵修繕－金網柵・メッシュフェンス)
別添様式 23　計画点検票(外柵修繕－パイプ柵)
別添様式 24　雨水浸透施設　計画点検　点検票

別添様式 25　　雨水浸透施設　点検結果入力シート
別添様式 26　　計画点検点検票　屋内給水管
別添様式 27　　計画点検点検票　雑排水管
別添様式 28　　計画点検点検票（共用灯設備）
別添様式 29　　計画点検点検票（テレビ受信設備）
別添様式 30　　計画点検点検票（屋外灯設備）
別添様式 31　　計画点検点検票（動力設備）
別添様式 32　　外壁点検予備調査票
別添様式 33　　計画点検票（樹体）
別添様式 34　　計画点検総括票（樹体）
別添様式 35　　計画点検票（並木）
別添様式 36　　計画点検総括票（並木）
別添様式 37　　点検業務実施計画書（年間）
別添様式 38　　点検業務実施計画書（月）
別添様式 39　　点検業務実施報告書（月）
別添様式 40　　法定点検等業務実施日程表（令和　年　月分）
別添様式 41　　業務請負指示内容等打合せ記録
参考資料　　法定点検等システム概要資料

以　上

別紙1-1　　点検対象団地等一覧表(共通)

管轄住宅管理センターコード	管轄住宅管理センター名	団地コード	団地名	所在地	棟数	戸数	敷地面積	管理開始年度	団地※タイプ
					棟	戸	㎡	年	
01	名古屋	011	鳴海	名古屋市緑区鳴海町字細根84-4外	7	125	25,259.44	昭51	一般団地
01	名古屋	022	鳴子	名古屋市緑区鳴子町一丁目5外	32	721	93,215.83	昭38	一般団地
01	名古屋	028	則武	名古屋市中村区竹橋町36-31	1	187	2,940.35	昭39	市街地住宅
01	名古屋	030	岩倉	岩倉市東新町釜之口4-1外	65	2,097	169,038.50	昭40	一般団地
01	名古屋	033	知立	知立市昭和九丁目2外	73	1,958	160,259.40	昭41	一般団地
01	名古屋	037	相生山	名古屋市天白区久方一丁目148外	31	904	89,058.54	昭42	一般団地
01	名古屋	041	江南	江南市藤ヶ丘一丁目1-1外	94	3,294	269,986.12	昭43	一般団地
01	名古屋	042	津島	津島市藤浪町二丁目1-2外	6	431	13,445.00	昭43	市街地住宅
01	名古屋	052	豊明	豊明市二村台五丁目1-1外	50	2,127	162,277.97	昭46	一般団地
01	名古屋	053	富吉	愛西市大野町山2011-6外	1	51	4,002.35	昭46	市街地住宅
01	名古屋	054	堀田	名古屋市瑞穂区新開町27-15外	2	687	27,836.69	昭46	市街地住宅
01	名古屋	055	富吉第2	海部郡蟹江町富吉四丁目102番地	1	99	4,146.90	昭47	市街地住宅
01	名古屋	056	朝倉	知多市つつじが丘一丁目14外	29	1,191	92,797.90	昭47	一般団地
01	名古屋	063	保見	豊田市保見ヶ丘五丁目1-1外	20	979	113,837.20	昭49	一般団地
01	名古屋	064	鳴海第二	名古屋市緑区鳴海町字姥子山22-1	1	90	5,773.04	昭49	市街地住宅
01	名古屋	070	緑苑東	各務原市緑苑東四丁目1-1外	21	730	77,571.37	昭51	一般団地
01	名古屋	074	牛巻	名古屋市瑞穂区牛巻町7-1	2	302	9,247.96	昭51	面開発市街地住宅
01	名古屋	075	日比野	名古屋市熱田区中出町二丁目22	2	178	6,163.14	昭51	市街地住宅
01	名古屋	078	花表	名古屋市熱田区花表町17-20	1	180	8,617.76	昭52	面開発市街地住宅
01	名古屋	079	豊成	名古屋市中川区豊成町1	5	1,178	56,352.56	昭52	面開発市街地住宅
01	名古屋	080	木場	名古屋市港区木場町8-55	4	402	20,153.71	昭52	面開発市街地住宅
01	名古屋	084	国分	稲沢市朝府町7	10	484	39,222.68	昭53	一般団地
01	名古屋	085	押草	愛知郡東郷町白鳥四丁目1-1外	11	460	51,627.72	昭54	一般団地
01	名古屋	090	大山田	桑名市大山田八丁目7-130外	8	250	18,342.96	昭53	一般団地
01	名古屋	092	豊明栄	豊明市栄町上姥子3-213	1	119	6,389.57	昭54	面開発市街地住宅
01	名古屋	094	桜田	名古屋市熱田区桜田町15外	11	478	21,011.90	昭54	面開発市街地住宅
01	名古屋	095	神宮東パークハイツ	名古屋市熱田区三本松町21外	22	891	49,987.00	昭57	面開発市街地住宅
01	名古屋	096	弥富	弥富市前ケ須町南本田348	1	30	991.73	昭59	一般団地
01	名古屋	098	平針駅西	名古屋市天白区平針一丁目1307	1	32	1,217.09	昭59	一般団地
01	名古屋	099	アーバニア大須	名古屋市中区門前町1-60	1	239	3,849.47	昭60	面開発市街地住宅
01	名古屋	101	アーバニア滝子南	名古屋市瑞穂区竹田町二丁目6-2	1	80	3,445.49	昭60	面開発市街地住宅
01	名古屋	102	アーバニア鶴舞	名古屋市中区千代田二丁目17-24	1	96	1,711.91	昭60	面開発市街地住宅
01	名古屋	103	高畑	名古屋市中川区高畑三丁目88-3	1	30	1,290.00	昭60	面開発市街地住宅
01	名古屋	104	徳重	名古屋市緑区乗鞍一丁目1811-1	6	143	9,189.77	昭60	一般団地
01	名古屋	106	コートタウン緑ヶ丘	名古屋市緑区鳥澄三丁目1901-1外	13	26	3,309.13	昭60	一般団地
01	名古屋	107	塩釜東	名古屋市天白区元八事5-205	2	45	1,403.93	昭61	一般団地
01	名古屋	108	岩塚東	名古屋市中村区烏森町四丁目15	2	60	3,490.28	昭61	面開発市街地住宅
01	名古屋	110	大山田松ノ木	桑名市松ノ木四丁目7-3	2	80	5,395.72	昭61	一般団地
01	名古屋	111	アーバニア千代田	名古屋市中区千代田五丁目7-15	1	294	3,268.77	昭62	面開発市街地住宅
01	名古屋	113	アーバンドゥエル平針	名古屋市天白区平針一丁目914	2	62	3,559.88	昭62	一般団地
01	名古屋	114	アーバンドゥエル中村公園	名古屋市中村区東宿二丁目75	2	40	2,019.83	昭62	面開発市街地住宅
01	名古屋	115	アーバニア鶴舞第2	名古屋市中区千代田二丁目16-10	1	116	1,428.03	昭62	面開発市街地住宅
01	名古屋	117	三好ヶ丘	みよし市三好丘二丁目8	2	80	5,003.54	昭63	面開発市街地住宅
01	名古屋	122	白鳥パークハイツ神宮西	名古屋市熱田区旗屋二丁目21-25	1	88	3,326.99	平1	面開発市街地住宅
01	名古屋	124	アーバンドエル白鳥公園	名古屋市熱田区一番一丁目17-5	1	50	2,492.18	平1	面開発市街地住宅
01	名古屋	127	パルネス前後	豊明市前後町善江1735	1	90	1,710.17	平1	面開発市街地住宅
01	名古屋	131	白鳥パークハイツ日比野東	名古屋市熱田区大宝一丁目14	3	354	9,875.57	平1	面開発市街地住宅
01	名古屋	138	白鳥パークハイツ大宝	名古屋市熱田区大宝二丁目4	6	426	16,575.18	平3	面開発市街地住宅
01	名古屋	139	アーバンラフレ滝子	名古屋市昭和区滝子通四丁目11	1	49	1,429.88	平3	面開発市街地住宅
01	名古屋	148	プロムナード三好丘	みよし市三好丘旭三丁目1-2	7	246	19,000.01	平6	一般団地
01	名古屋	153	アーバンラフレ金山	名古屋市中区金山一丁目4-2	1	75	1,076.97	平9	面開発市街地住宅
01	名古屋	155	アーバンドエル有松	名古屋市緑区鳴海町字細根98-1	1	24	2,127.00	平9	面開発市街地住宅
01	名古屋	160	アーバンドエル植田	名古屋市天白区植田二丁目107	2	36	2,185.00	平10	面開発市街地住宅
01	名古屋	161	パークハイツ荒子	名古屋市中川区吉良町178-10	1	97	3,172.56	平11	面開発市街地住宅
01	名古屋	165	アーバニア荒子東	名古屋市中川区吉良町138-10	1	96	4,617.66	平13	面開発市街地住宅
01	名古屋	166	アーバニア上前津東	名古屋市中区千代田二丁目4-28	1	83	2,860.60	平13	面開発市街地住宅
01	名古屋	167	アーバンラフレ鳴海	名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43-6外	10	463	37,951.11	平14	面開発市街地住宅
01	名古屋	172	アクシオス千種	名古屋市中区新栄三丁目20-27	1	266	4,829.38	平16	面開発市街地住宅
01	名古屋	175	アーバニア有松駅前	名古屋市緑区鳴海町字有松裏200	1	34	454.50	平18	面開発市街地住宅
01	名古屋	176	アーバンラフレ稲沢	稲沢市長束町カキ田1-4	3	249	14,747.06	平20	面開発市街地住宅
01	名古屋	177	アーバンラフレ鳴子	名古屋市緑区鳴子町一丁目52	9	450	56,357.81	平21	面開発市街地住宅
01	名古屋	178	アーバンラフレ鶴舞公園	名古屋市中区千代田三丁目32-8	2	308	5,542.04	平24	面開発市街地住宅

別紙1-1　　点検対象団地等一覧表(共通)

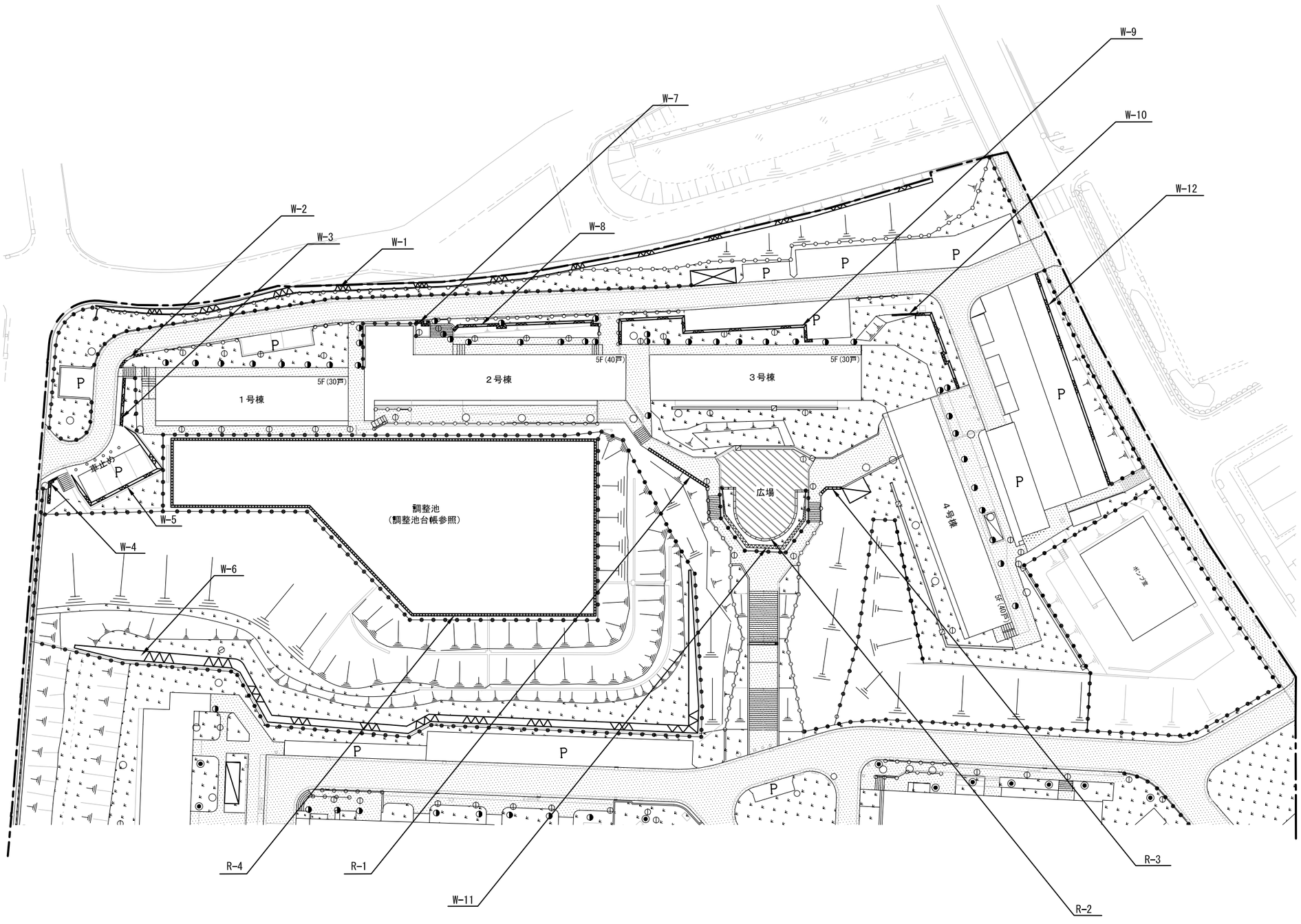
管轄住宅管理センターコード	管轄住宅管理センター名	団地コード	団地名	所在地	棟数	戸数	敷地面積	管理開始年度	団地※タイプ
					棟	戸	㎡	年	
03	大曽根	031	上飯田	名古屋市北区上飯田通二丁目40-1	1	387	5,015.00	昭40	市街地住宅
03	大曽根	039	藤山台	春日井市藤山台一丁目4-1外	97	3,098	283,088.23	昭43	一般団地
03	大曽根	043	上飯田第2	名古屋市北区上飯田北町四丁目75-3外	3	1,048	17,190.08	昭44	市街地住宅
03	大曽根	046	藤ヶ丘	名古屋市名東区藤が丘143-2外	9	456	13,082.83	昭45	市街地住宅
03	大曽根	049	岩成台	春日井市岩成台六丁目2-3外	37	1,293	121,258.75	昭45	一般団地
03	大曽根	057	高森台	春日井市高森台十丁目2-3外	18	741	94,562.69	昭47	一般団地
03	大曽根	059	中丸	名古屋市北区中丸町1-1	3	733	17,331.91	昭48	面開発市街地住宅
03	大曽根	060	中央台	春日井市中央台三丁目1-2外	18	790	60,521.90	昭49	一般団地
03	大曽根	061	尾上	名古屋市北区尾上町1-2	7	1,368	41,081.88	昭49	面開発市街地住宅
03	大曽根	068	萱場	名古屋市千種区萱場二丁目5-25	1	160	5,068.02	昭50	市街地住宅
03	大曽根	071	岩成台西	春日井市岩成台八丁目4-1	7	356	54,345.51	昭58	一般団地
03	大曽根	083	高座台	春日井市高座台二丁目2-1外	5	439	56,427.08	昭52	一般団地
03	大曽根	086	瀬古	名古屋市守山区瀬古二丁目306	8	282	16,912.60	昭54	一般団地
03	大曽根	088	大幸東	名古屋市東区砂田橋三丁目2	11	1,433	65,555.18	昭53	面開発市街地住宅
03	大曽根	089	千代が丘	名古屋市千種区千代が丘1	9	934	78,129.04	昭53	一般団地
03	大曽根	091	都通	名古屋市千種区豊年町3-18	3	212	10,623.95	昭53	面開発市街地住宅
03	大曽根	093	水草	名古屋市北区水草町二丁目60-2	9	761	36,470.85	昭54	面開発市街地住宅
03	大曽根	097	アーバニア大幸南	名古屋市東区大幸南二丁目2	4	114	7,827.95	昭59	面開発市街地住宅
03	大曽根	100	一社東	名古屋市名東区一社三丁目31	1	82	2,832.04	昭60	一般団地
03	大曽根	105	コートタウン千代が丘東	名古屋市名東区八前二丁目1507外	1	12	1,521.69	昭60	一般団地
03	大曽根	116	白山台	春日井市白山町一丁目61-5	2	37	2,799.49	昭62	一般団地
03	大曽根	135	アーバンラフレ志賀	名古屋市北区大野町一丁目1外	15	900	43,145.38	平2	面開発市街地住宅
03	大曽根	140	リバピア中央台	春日井市中央台八丁目2-1	3	84	4,569.21	平3	一般団地
03	大曽根	142	アーバンラフレ白壁	名古屋市東区白壁一丁目27外	3	157	3,915.84	平4	面開発市街地住宅
03	大曽根	143	日進香久山花の街	日進市香久山四丁目201-1外	14	350	28,310.84	平5	一般団地
03	大曽根	144	コンフォール城山	小牧市城山一丁目6-1外	9	334	27,491.12	平5	一般団地
03	大曽根	145	アーバンラフレ星ヶ丘	名古屋市千種区星ヶ丘一丁目14-1外	10	693	44,546.45	平5	面開発市街地住宅
03	大曽根	146	アーバニア仲田	名古屋市千種区仲田二丁目1-27	1	53	1,685.02	平5	面開発市街地住宅
03	大曽根	149	アーバンラフレ小幡	名古屋市守山区小幡太田3-1外	7	480	24,601.76	平6	面開発市街地住宅
03	大曽根	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	名古屋市名東区にじが丘二丁目7	9	429	27,695.52	平8	面開発市街地住宅
03	大曽根	152	アーバニア志賀公園	名古屋市北区中丸町二丁目66外	12	712	50,872.23	平9	面開発市街地住宅
03	大曽根	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	名古屋市名東区植園町二丁目1	11	518	36,388.85	平10	面開発市街地住宅
03	大曽根	163	アーバンラフレ鳩岡	名古屋市北区鳩岡町一丁目7-1	5	334	26,191.65	平11	面開発市街地住宅
03	大曽根	164	アーバンラフレ虹ヶ丘中	名古屋市名東区代万町三丁目11	6	314	23,372.68	平12	面開発市街地住宅
03	大曽根	168	アーバニア上飯田北町	名古屋市北区上飯田北町四丁目75-1	1	80	4,104.20	平14	面開発市街地住宅
03	大曽根	170	アーバニア主税町	名古屋市東区主税町四丁目72-1	1	54	3,527.26	平16	面開発市街地住宅
03	大曽根	171	アーバンラフレ虹ヶ丘東	名古屋市名東区神丘町二丁目21-2	2	94	6,452.12	平16	面開発市街地住宅
03	大曽根	179	アーバンラフレ庄内通	名古屋市西区又穂町二丁目1-5	1	353	7,507.55	令2	面開発市街地住宅
ー	ー	ー	鳩岡職員宿舎	名古屋市北区天道町1-30-2	2	60	4,873.33	平11	-

別紙１－１　別添参考図

一般団地系-1

key plan

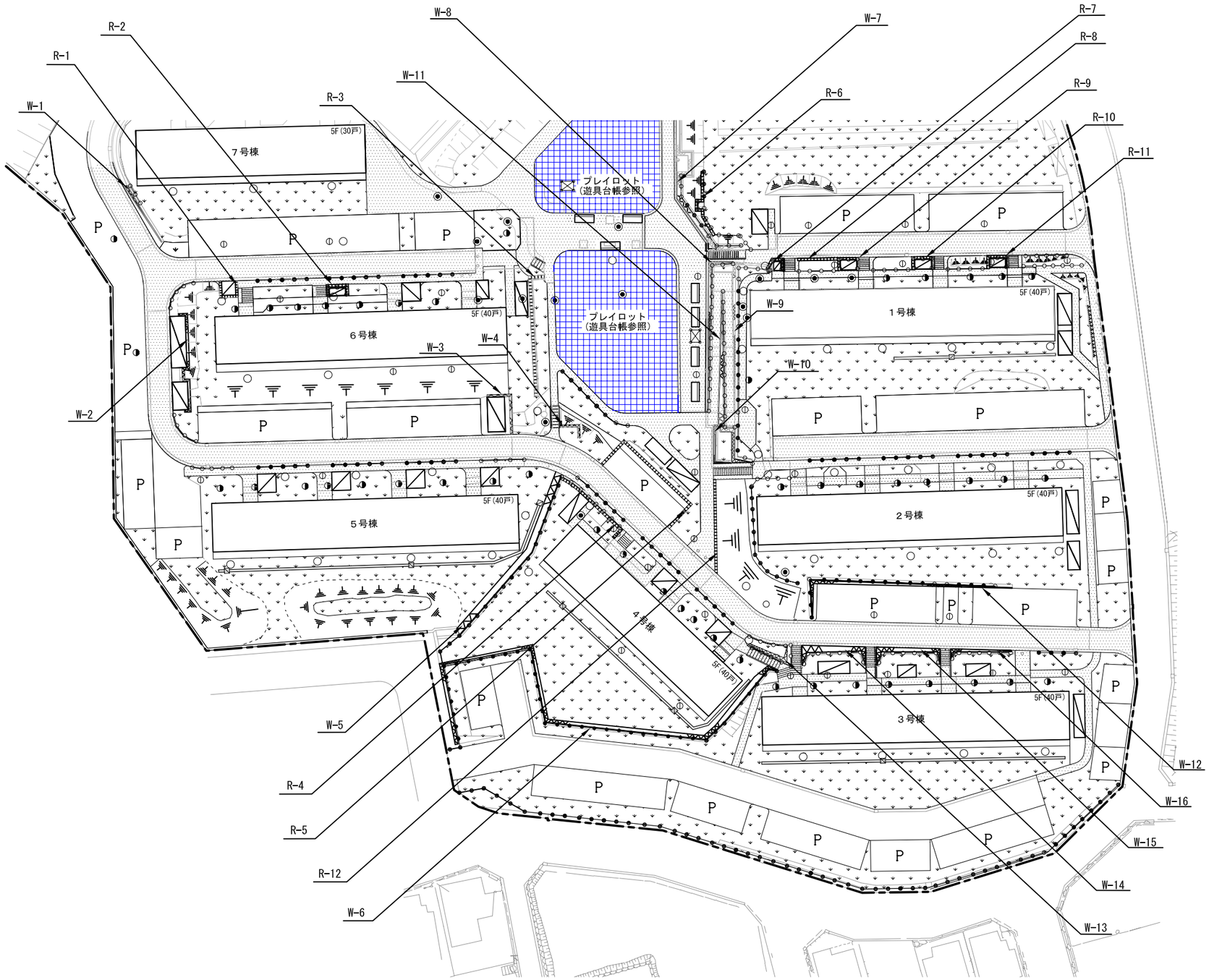




凡　　例

記号	名称
	U形側溝
○	雨水人孔
◎	雨水桝
◉	汚水人孔
◑	汚水桝
▧	U形桝
	石積・雑割擁壁
	RC擁壁
	法面
	メッシュ・金網フェンス等
	パイプ柵等
	厨雑芥置場
	自転車置場
P	駐車場
	広場
	緑地
	通路・道路
	境界

一般団地系-2



key plan

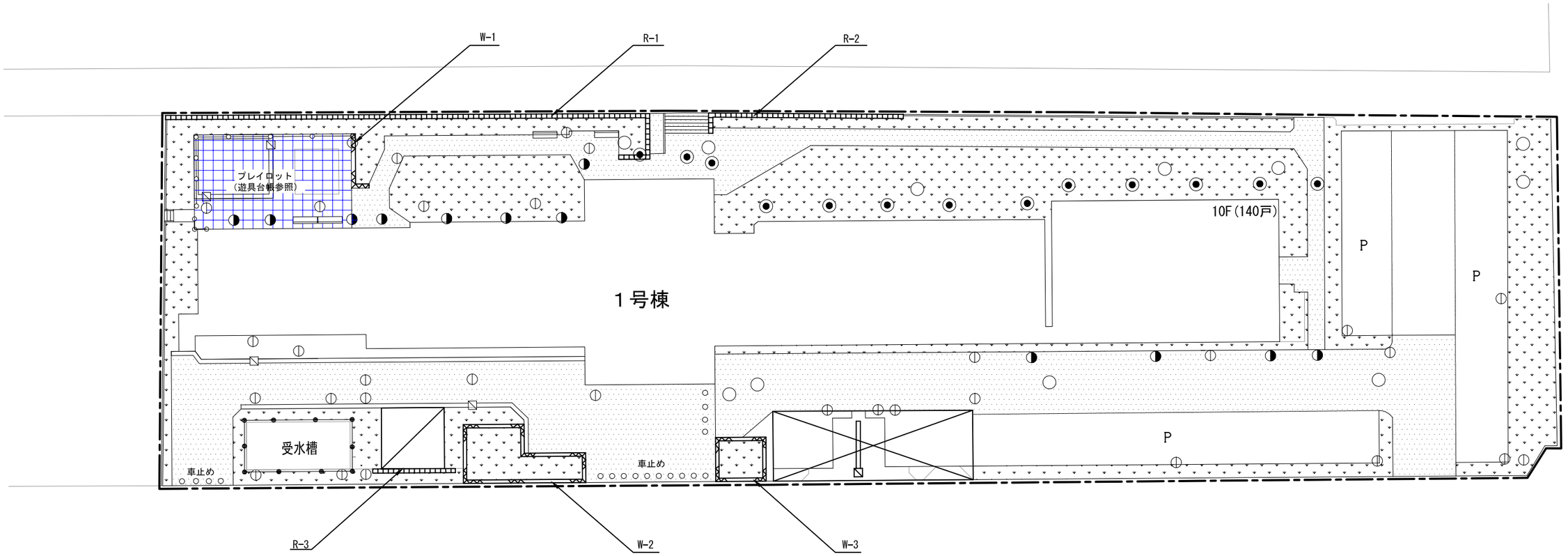


N

凡　　例

記号	名称
	U形側溝
	雨水人孔
	雨水桝
	汚水人孔
	汚水桝
	U形桝
	石積・雑割擁壁
	RC擁壁
	法面
	ベンチ、スツール
	あずまや、パーゴラ、シェルター
	メッシュ・金網フェンス等
	パイプ柵等
	厨雑芥置場
	自転車置場
P	駐車場
	緑地
	通路・道路
	境界

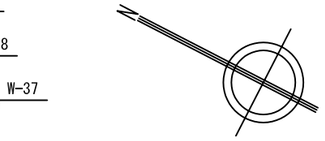
市街地系



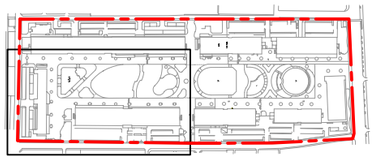
凡　　例

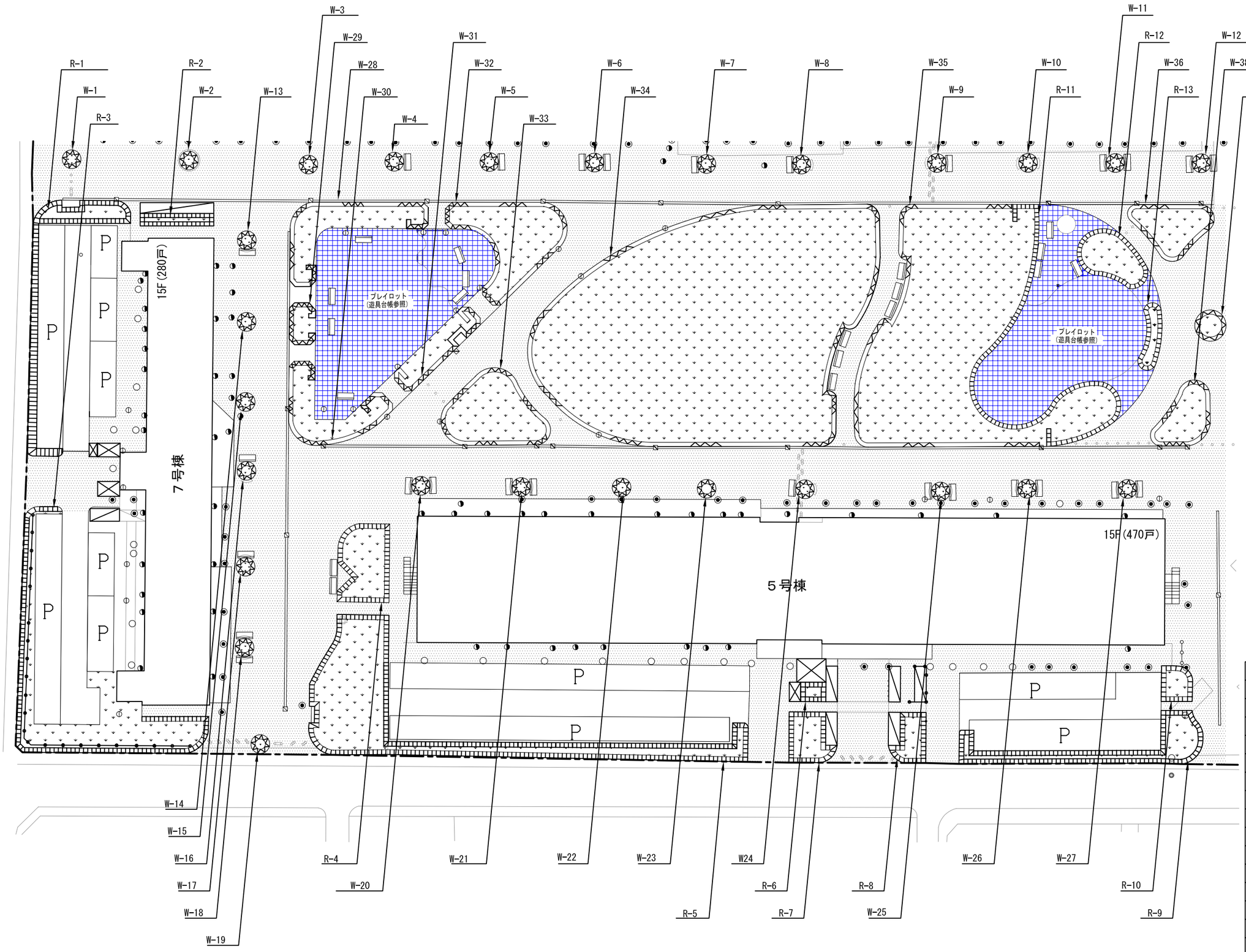
記号	名称
	U形側溝
○	雨水人孔
⌽	雨水桝
◉	汚水人孔
◑	汚水桝
▧	U形桝
W	石積・雑割擁壁
R	RC擁壁
	ベンチ、スツール
	メッシュ・金網フェンス等
	パイプ柵等
	厨雑芥置場
	自転車置場
P	駐車場
	緑地
	通路・道路
	境界

面開系



key plan



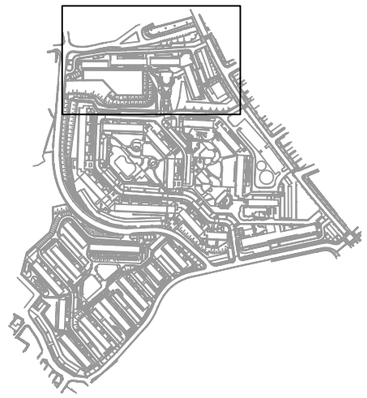


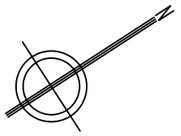
凡　例

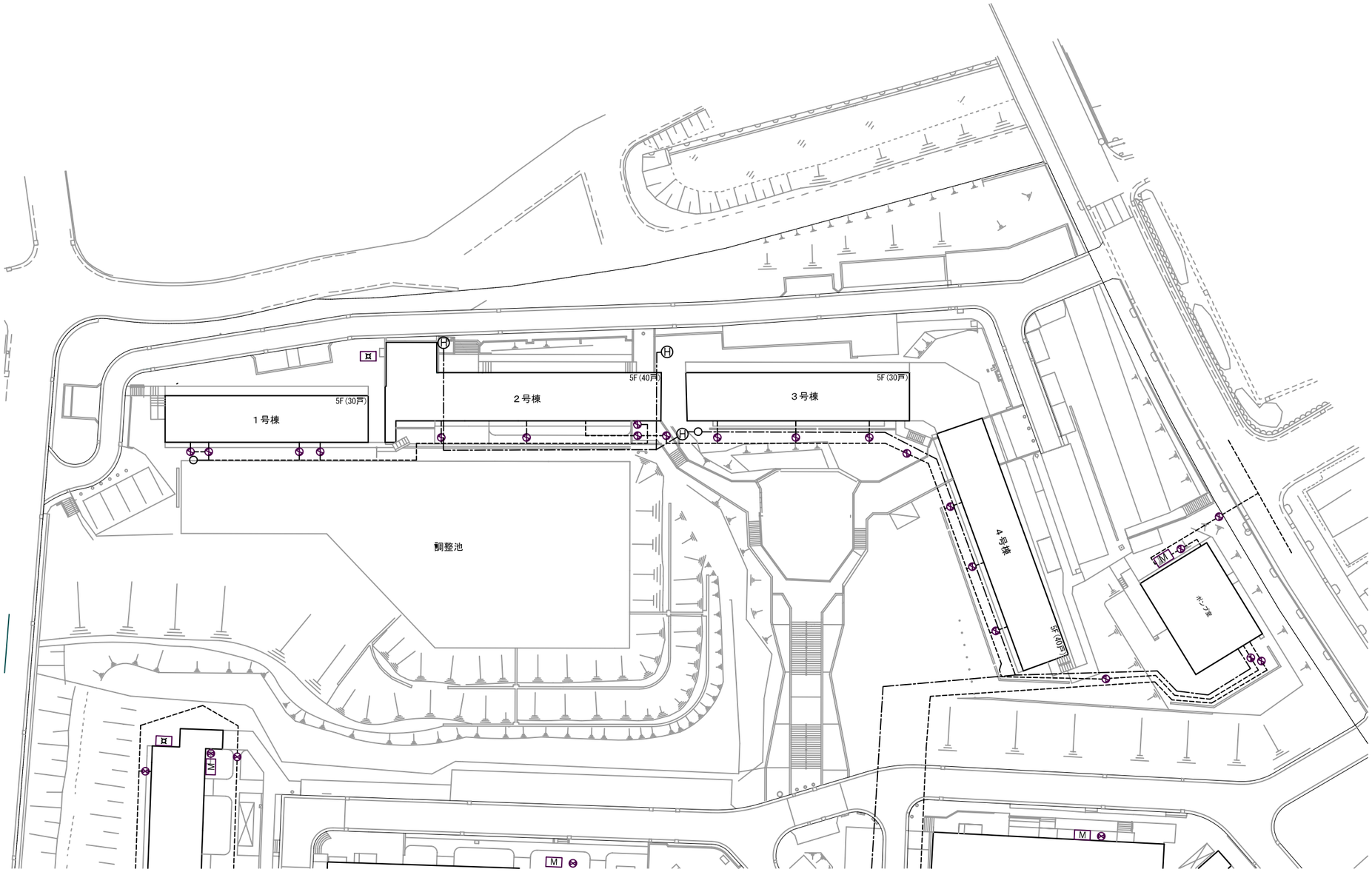
記号	名称
	U形側溝
○	雨水人孔
◐	雨水桝
◉	汚水人孔
◑	汚水桝
▧	U形桝
W	石積・雑割擁壁
R	RC擁壁
	ベンチ、スツール
	メッシュ・金網フェンス等
	パイプ柵等
	厨雑芥置場
	自転車置場
P	駐車場
	緑地
	通路・道路
	境界

一般団地系-1　機械

key plan







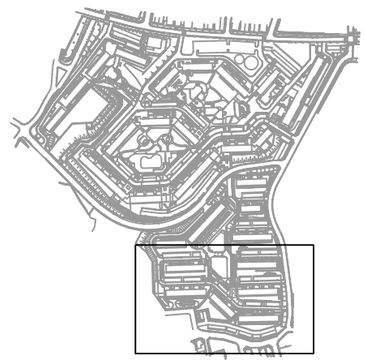
凡　　例

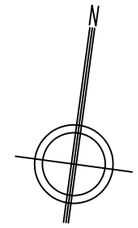
記号	名称
-----	給水管
—·—	消火用配管
⊗	バルブ
M	量水器
耳	散水栓
Ⓗ	消火栓
○	排泥弁

一般団地系-2　機械



key plan

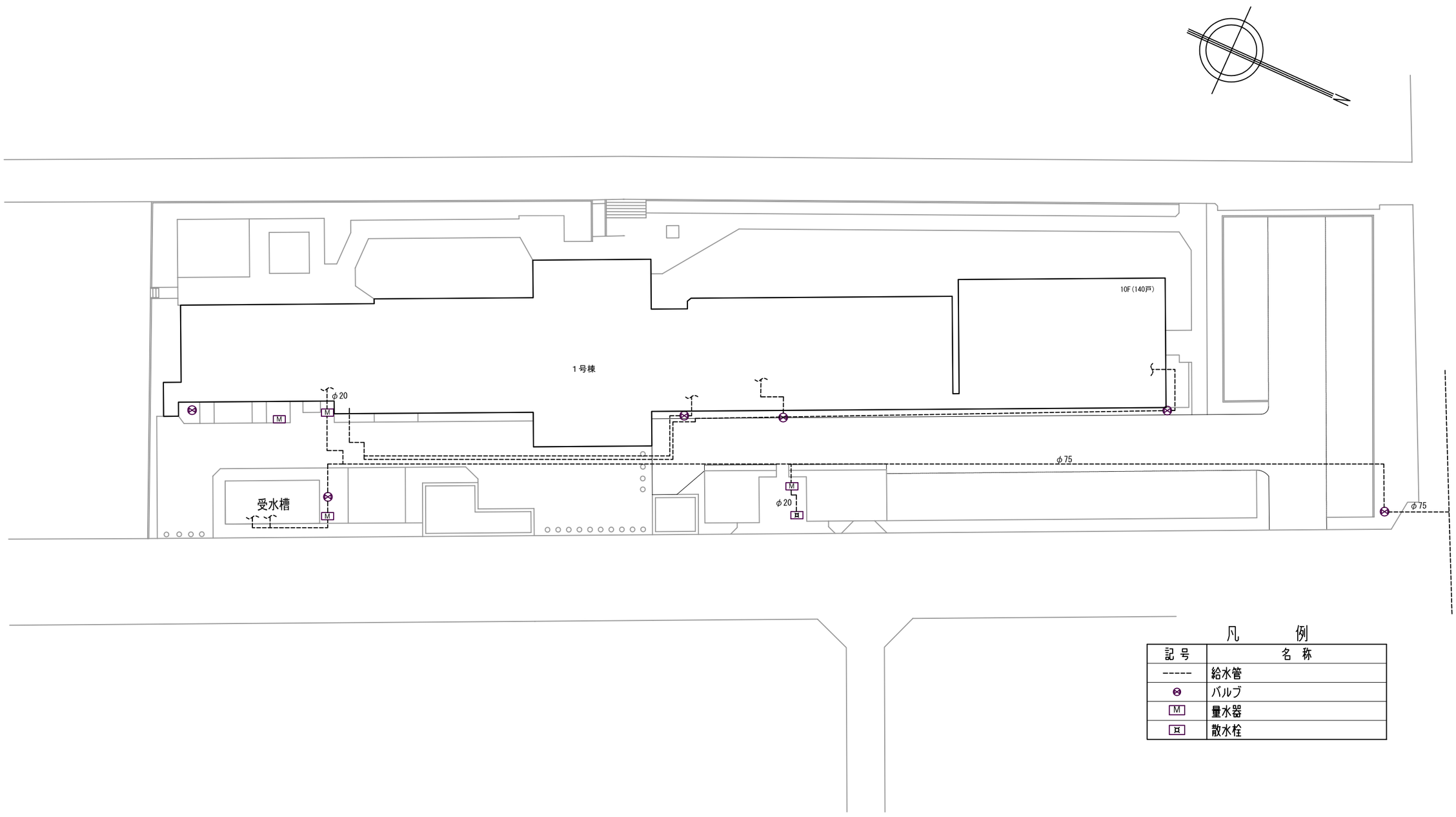




凡　　例

記号	名称
-----	給水管
⊗	バルブ
Ⓜ	量水器
⊠	散水栓
Ⓗ	消火栓
○	排泥弁

市街地系　機械

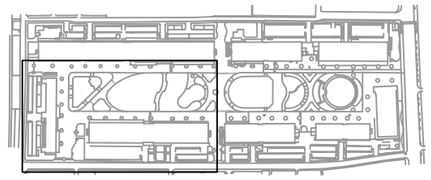


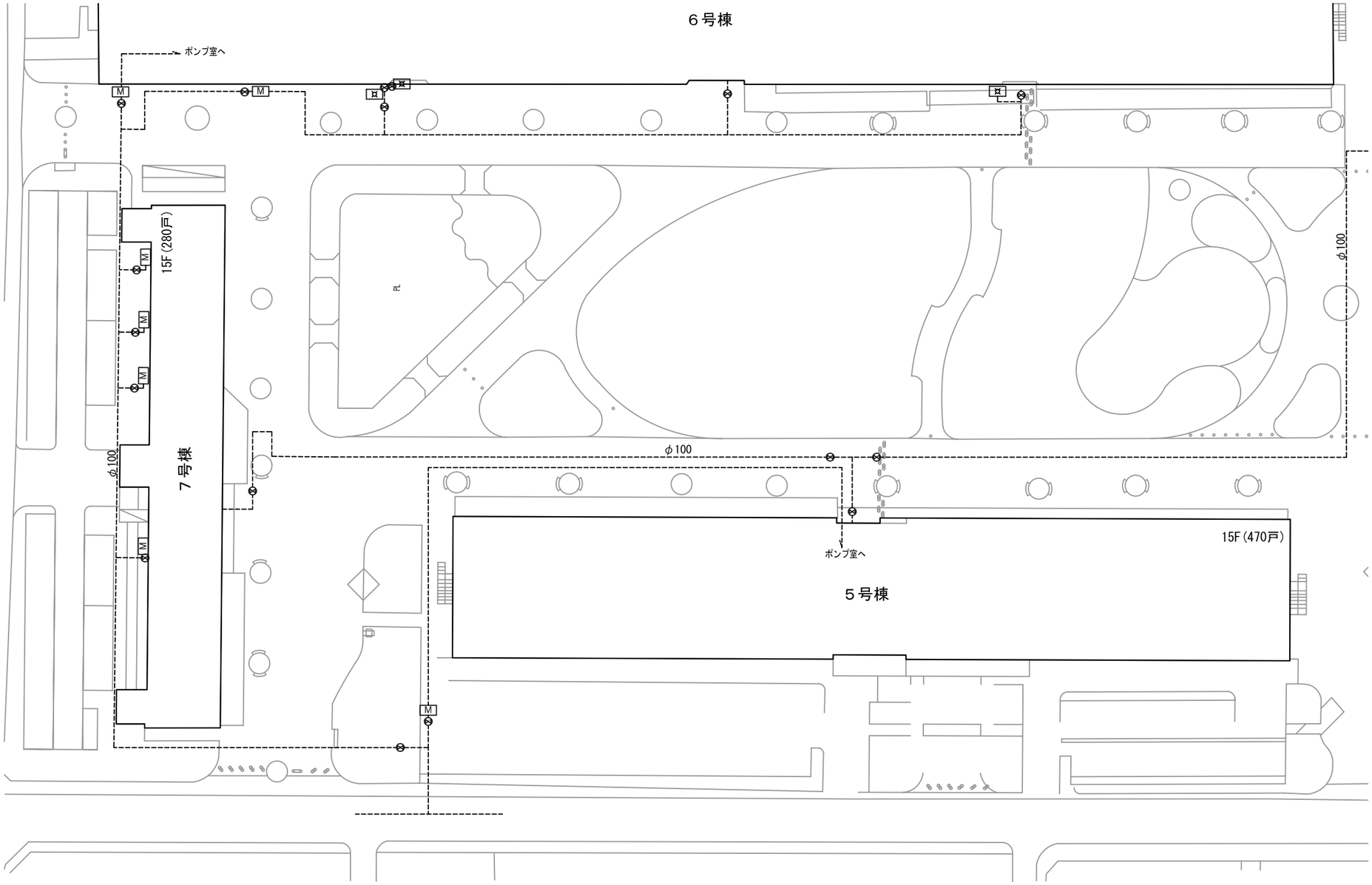
凡　　例

記号	名称
-----	給水管
⊗	バルブ || M	量水器
⊠	散水栓

面開系　機械

key plan



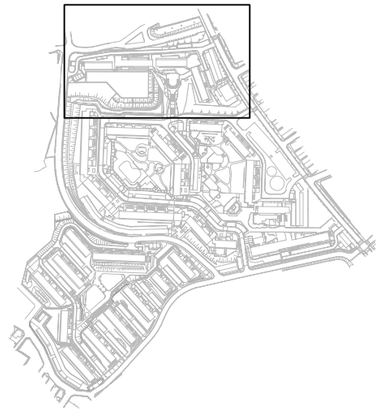


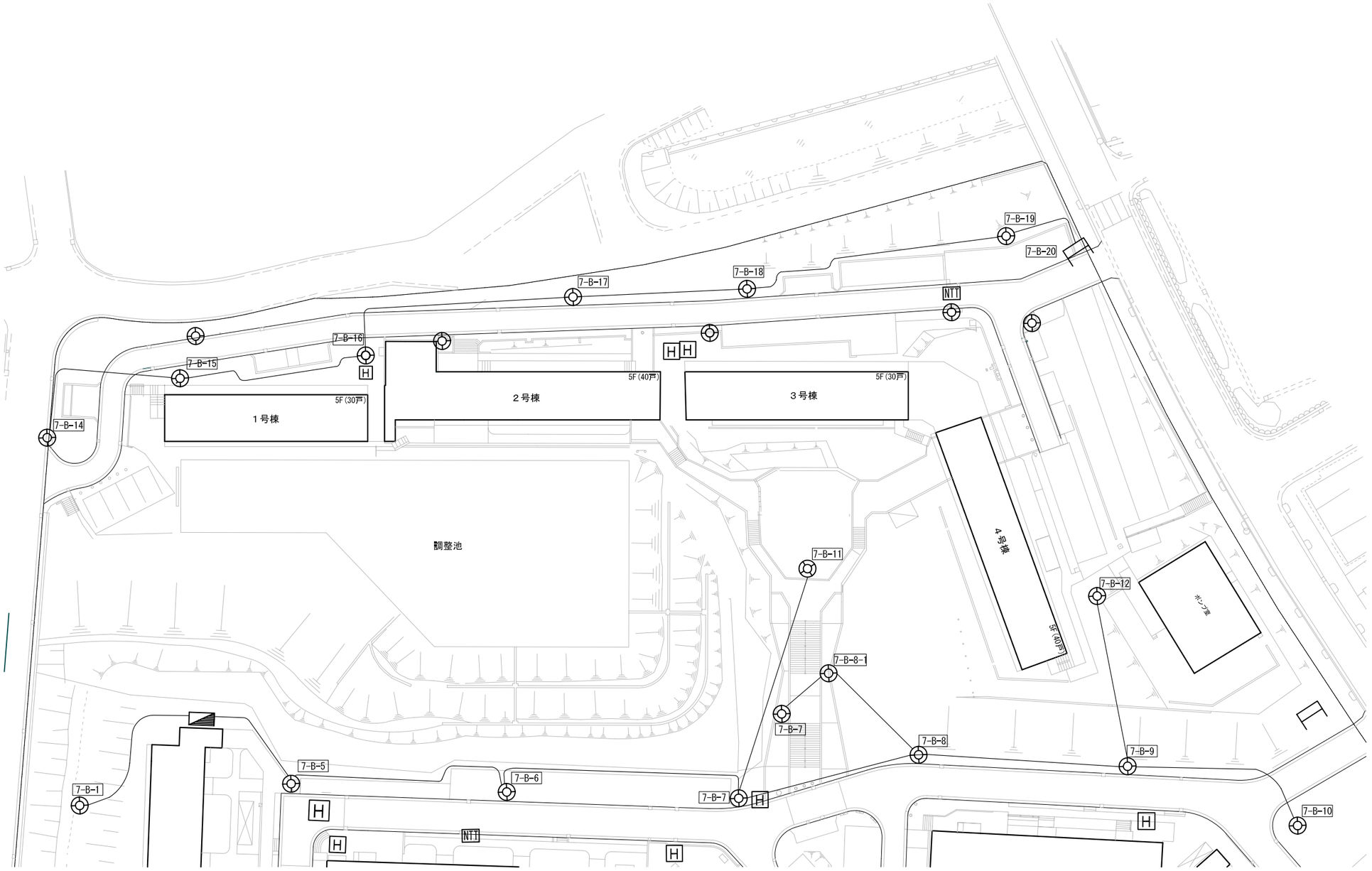
凡　　例

記 号	名 称
-----	給水管
⊗	バルブ
M	量水器
¤	散水栓

一般団地系-1　電気

key plan





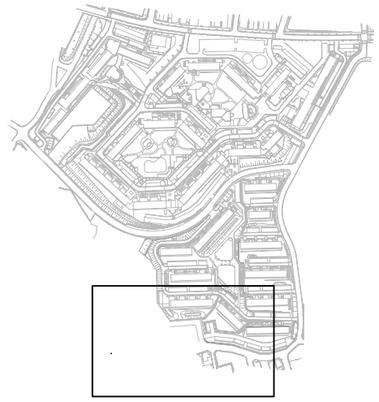
凡　　例

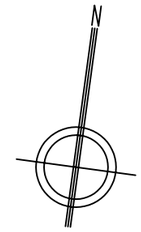
記号	名称
⊕	屋外灯（ローポール）
⊕	屋外灯（ハイポール）
⊓	案内板
◪	分電盤
H	ハンドホール
NTT	ハンドホール(NTT)

一般団地系-2　電気



key plan

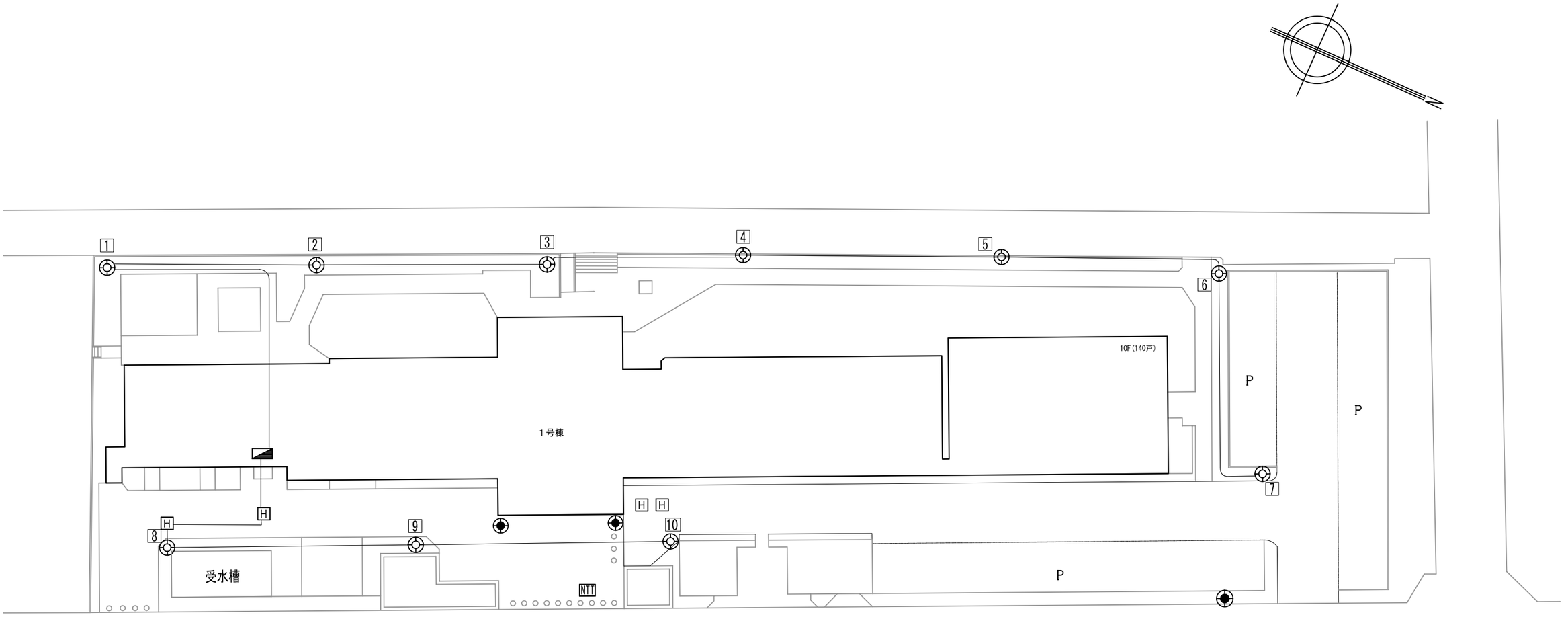




凡　　例

記号	
◎	屋外灯（ローポール）
◉	屋外灯（ハイポール）
凸	案内板
◪	分電盤
H	ハンドホール
NTT	ハンドホール(NTT)

市街地系　電気

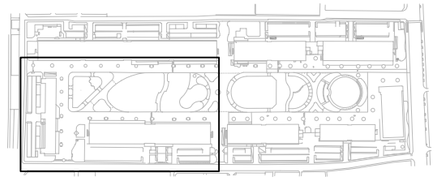


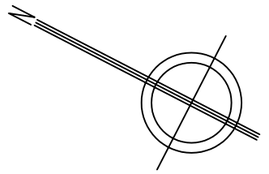
凡　　例

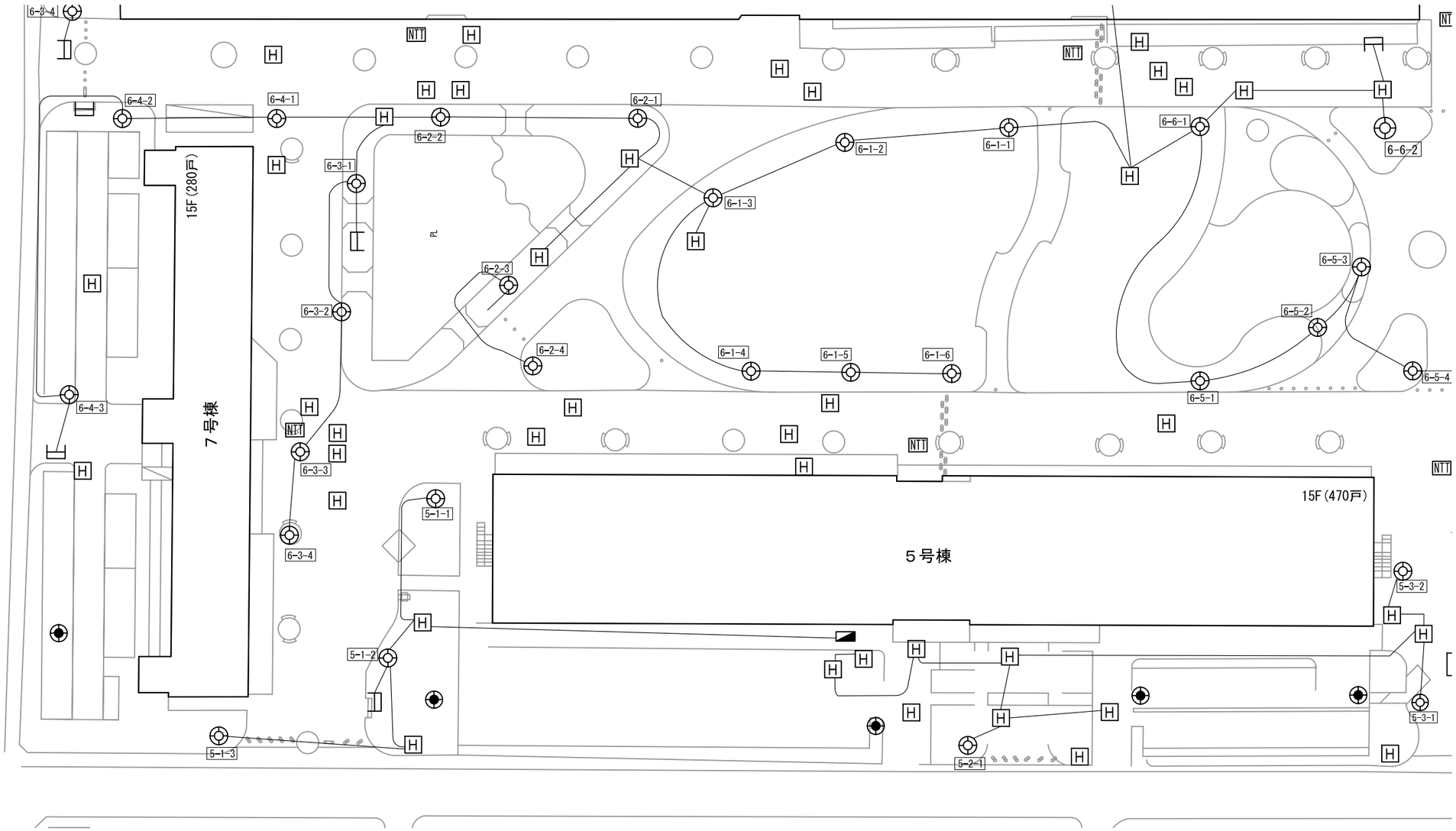
記号	名称
◎	屋外灯（ローポール）
◉	屋外灯（ハイポール）
◪	分電盤
H	ハンドホール
NTT	ハンドホール（NTT）

面開系　電気

key plan







凡　　例

記号	名称
⊕	屋外灯（ローポール）
◈	屋外灯（ハイポール）
凸	案内板
◪	分電盤
H	ハンドホール
NTT	ハンドホール(NTT)

別紙1-2　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等）	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		人工地盤		管理開始年度	点検・修繕実施年度（直近）				安全点検																										外壁予備調査	計画点検												法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象は○）		
																				任棟・施設棟その他、単独棟			外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○）																									外壁(3)			建物診断							PC目地			
								階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数	水平投影面積	換算戸数		安全点検	計画点検（建物診断）	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁(1)			外壁以外（主な項目の有無は右欄）			外回り鉄部・建具（塗装）	屋外工作物（塗装）	クーラー室外機置場	防火戸（感知器連動型を除く）	防火シャッター（感知器連動型を除く）	落下防止庇	高置水槽	自転車置場（独立型）	排煙窓	EXP・J	集合郵便受箱	インターホン設備（オートロック設備）		全面打診	一部打診	外観目視点検面積	外観目視点検戸数	全面打診ゴンドラ架数（参考数量）	一部打診ゴンドラ架数（参考数量）	コンクリート調査		外壁アスベスト調査			建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項（防火設備）に定めるもの
								階	戸	㎡	㎡	戸	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	戸	戸	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	年度	㎡	㎡	㎡	戸	回	回	年度	本	年度	検体	戸	○●	○	○●
7001	11	鳴海	201		1	2	1	5	30	2,374.52					S51	R07	H22	H29	H29	30	30	30			30	○	○							○			○		R08														
7001	11	鳴海	301		1	2	1	4	28	1,902.62					S59	R04	H29	R05	R05	28			28			○	○							○			○															
7001	11	鳴海	302		1	2	1	4	16	1,058.50					S59	R04	H29	R05	R05	16			16			○	○							○			○															
7001	11	鳴海	303		1	2	1	4	24	1,586.86					S59	R04	H29	R05	R05	24			24			○	○							○			○															
7001	11	鳴海	304		1	2	1	4	7	513.45					S59	R04	H29	R05	R05	7			7			○	○							○			○															
7001	11	鳴海	401		1	2	1	5	19	1,304.53					S61	R04	H29	R05	R05	19			19			○	○							○			○															
7001	11	鳴海 診療所付住宅	0	診療所付住宅	1	2		1	1	108.27					S58	R02	H29	R05		1			1			○	○																											
7001	22	鳴子	70		1	2	1	5	20	1,033.31					S38	R05	H30	R06	H23		20			20		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	71		1	2	1	5	30	1,549.92					S38	R05	H30	R06	H23		30			30		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	72		1	2	1	5	30	1,549.92					S38	R05	H30	R06	H23		30			30		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	73		1	2	1	5	30	1,549.92					S38	R05	H30	R06	R06		30			30		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	74		1	2	1	5	30	1,549.92					S38	R05	H30	R06	R06		30			30		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	75		1	2	1	5	30	1,549.92					S38	R05	H30	R06	R06		30			30		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	76		1	2	1	5	20	1,033.31					S38	R05	H30	R06	R06		20			20		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	79		1	2	1	5	40	2,018.00					S40	R05	H30	R06	H23		40			40		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	80		1	2	2	5	52	3,324.26					S39	R05	H30	R06	H23		52			52		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	81		1	2	1	5	30	1,408.40					S39	R05	H30	R06	H23		30			30		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	82		1	2	1	5	10	497.30					S39	R05	H30	R06	H23		10			10		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	83		1	2	1	5	10	497.30					S39	R05	H30	R06	H23		10			10		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	84		1	2	1	5	10	497.30					S39	R05	H30	R06	H23		10			10		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	85		1	2	1	5	40	2,018.00					S39	R05	H30	R06	H23		40			40		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	86		1	2	1	5	30	1,408.40					S39	R05	H30	R06	R06		30			30		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	87		1	2	1	5	20	939.01					S39	R05	H30	R06	H23		20			20		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	88		1	2	1	5	20	939.01					S39	R05	H30	R06	H23		20			20		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	89		1	2	1	5	20	939.01					S39	R05	H30	R06	H23		20			20		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	90		1	2	1	5	50	2,522.50					S39	R05	H30	R06	R06		50			50		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	91		1	2	1	5	20	1,051.34					S39	R05	H30	R06	R06		20			20		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	92		1	2	1	5	20	1,051.34					S39	R05	H30	R06	R06		20			20		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	93		1	2	1	5	20	1,051.34					S39	R05	H30	R06	R06		20			20		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	94		1	2	1	5	20	673.69					S39	R05	H30	R06	R06		20			20		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	95		1	2	1	5	20	673.69					S39	R05	H30	R06	R06		20			20		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	96		1	2	1	5	10	497.30					S39	R05	H30	R06	R06		10			10		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	97		1	2	1	5	10	497.30					S39	R05	H30	R06	R06		10			10		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	98		1	2	1	5	10	497.30					S39	R05	H30	R06	R06		10			10		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	99		1	2	1	5	10	497.30					S39	R05	H30	R06	R06		10			10		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	100		1	2	1	5	10	497.30					S39	R05	H30	R06	R06		10			10		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	201		1	2	1	4	16	1,026.66					S59	R05	H30	R06			16			16		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	202		1	2	1	5	24	1,686.20					S59	R05	H30	R06	R06		24			24		○	○							○			○															
7001	22	鳴子	203		1	2	1	5	9	600.82					S59	R05	H30	R06			9			9		○	○							○			○															
7001	28	則武	0		2	5	3	10	187	16,522.67					S39	R07	H24	H29	H29		187	187			187	○	○			○				○			○		R08														
7001	30	岩倉 診療所	0	診療所	1	6		1	1	325.43					S40	R07	H29	R01	H03	1		1	1			○	○							○					R10														
7001	30	岩倉	1		1	2	1	5	40	1,673.81					S40	R07	H24	R01	R01			40		40		○	○							○			○		R10														
7001	30	岩倉	2		1	2	1	5	20	1,051.34					S40	R07	H24	R01	R01			20		20		○	○							○			○		R10														
7001	30	岩倉	3		1	2	1	5	30	1,255.45					S40	R07	H24	R01	R01			30		30		○	○							○			○		R10														
7001	30	岩倉	4		1	2	1	5	20	1,051.34					S40	R07	H24	R01	R01			20		20		○	○							○			○		R10														
7001	30	岩倉	5		1	2	1	5	40	1,673.81					S40	R07	H24	R01	R01			40		40		○	○							○			○		R10														
7001	30	岩倉	6		1	2	1	5	20	1,040.20					S40	R07	H24	R01	R01			20		20		○	○							○			○		R10														
7001	30	岩倉	7		1	2	1	5	40	1,877.25					S40	R07	H24	R01	R01			40		40		○	○							○			○		R10														
7001	30	岩倉	8		1	2	1	5	20	1,040.20					S40	R07	H24	R01	R01			20		20		○	○							○			○		R10														
7001	30	岩倉	9		1	2	1	5	30	1,408.40					S40	R07	H24	R01	R01			30		30		○	○							○			○		R10														

※計画点検実施年度＜凡例＞
◎：全面打診　◇：一部打診

別紙1-2　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等） | 棟分類コード | 外壁部位仕様コード | 棟型式区分コード | 住棟 | | | 単独施設棟 | | 人工地盤 | | 管理開始年度 | 点検・修繕実施年度（直近） | | | | 安全点検 | | | |

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等） | 棟分類コード | 外壁部位仕様コード | 棟型式区分コード | 住棟 | | | 単独施設棟 | | 人工地盤 | | 管理開始年度 | 点検・修繕実施年度（直近） | | | | 安全点検 | | | |

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等） | 棟分類コード | 外壁部位仕様コード | 棟型式区分コード | 住棟 | | | 単独施設棟 | | 人工地盤 | | 管理開始年度 | 点検・修繕実施年度（直近） | | | | 安全点検 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 外壁予備調査 | 計画点検 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等）	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		人工地盤		管理開始年度	点検・修繕実施年度（直近）				安全点検																								外壁予備調査	計画点検														法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象はO）		
																				任棟・施設棟その他、単独棟			外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○）																																						
																				外壁(1)			外壁以外（主な項目の有無は右欄）			外回り鉄部・建具（塗装）	屋外工作物（塗装）	クーラー室外機置場	防火戸（感知器連動型を除く）	防火シャッター（感知器連動型を除く）	落下防止庇	高置水槽	自転車置場（独立型）	排煙窓	EXP・J	集合郵便受箱	インターホン設備（オートロック設備）		外壁(3)			建物診断							PC目地			
								階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数	水平投影面積	換算戸数		安全点検	計画点検（建物診断）	外壁改修工事	屋根防水工事	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度																		全面打診	一部打診	外観目視点検面積	外観目視点検戸数	全面打診ゴンドラ架数（参考数量）	一部打診ゴンドラ架数（参考数量）	コンクリート調査		外壁アスベスト調査			建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項（防火設備）に定めるもの
								階	戸	㎡	㎡	戸	㎡	戸		年度	年度	年度	年度	戸	戸	戸	戸	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	年度	㎡	㎡	㎡	戸	回	回	年度	本	年度	検体	戸	○●	○	○●
7001	37	相生山	19		1	2	1	5	30	1,255.45					S42	R06	H24	R03	H05		30			30		○	○							○			○										R08	4						
7001	37	相生山	20		1	2	1	5	30	1,255.45					S42	R06	H24	R03	H05		30			30		○	○							○			○										R08	4						
7001	37	相生山	21		1	2	1	5	20	837.18					S42	R06	H24	R03	H05		20			20		○	○							○			○										R08	4						
7001	37	相生山	22		1	2	1	5	30	1,560.18					S42	R06	H24	R03	H05		30			30		○	○							○			○										R08	4						
7001	37	相生山	23		1	2	1	5	30	1,255.45					S42	R06	H24	R03	H05		30			30		○	○							○			○										R08	4						
7001	37	相生山	24		1	2	1	5	30	1,560.18					S42	R06	H24	R03	H07		30			30		○	○							○			○										R08	4						
7001	37	相生山	25		1	2	1	5	30	1,560.18					S42	R06	H24	R03	H08		30			30		○	○							○			○										R08	4						
7001	37	相生山	26		1	2	1	5	30	1,408.40					S42	R06	H24	R03	H07		30			30		○	○							○			○										R08	4						
7001	37	相生山	27		1	2	1	5	40	2,080.22					S42	R06	H24	R03	H07		40			40		○	○							○			○										R08	4						
7001	37	相生山	28		1	2	1	5	30	1,560.18					S42	R06	H24	R03	H08		30			30		○	○							○			○										R08	4						
7001	37	相生山	29		1	2	1	5	30	1,560.18					S42	R06	H24	R03	H08		30			30		○	○							○			○										R08	4						
7001	37	相生山	30		1	2	1	5	30	1,560.18					S42	R06	H24	R03	H08		30			30		○	○							○			○										R08	4						
7001	37	相生山 店舗付住宅	52	店舗付住宅	1	2		2	4	642.69					S42	R05	H29	R02	H07	4			4			○	○							○			○																
7003	39	藤山台	101		1	2	1	5	20	946.91					S45	R07	R02	H20	H09	20	20	20	20			○	○							○			○																
7003	39	藤山台	102		1	2	1	5	20	946.91					S45	R07	R02	H20	H09	20	20	20	20			○	○							○			○																
7003	39	藤山台	103		1	2	1	5	40	1,893.85					S45	R07	R02	H20	H09	40	40	40	40			○	○							○			○																
7003	39	藤山台	104		1	3	1	5	40	1,736.40					S45	R05	R02	H20	H18	40	40	40	40			○	○							○			○																
7003	39	藤山台	105		1	2	1	5	40	2,080.22					S45	R07	R02	H20	H09	40	40	40	40			○	○							○			○																
7003	39	藤山台	106		1	3	1	5	40	1,736.40					S45	R05	R02	H20	H18	40	40	40	40			○	○							○			○																
7003	39	藤山台	107		1	2	1	5	40	2,080.22					S45	R07	R02	H20	H09	40	40	40	40			○	○							○			○																
7003	39	藤山台	108		1	3	1	5	40	1,736.40					S45	R05	R02	H20	H18	40	40	40	40			○	○							○			○																
7003	39	藤山台	109		1	2	1	5	40	1,893.85					S45	R07	R02	H20	H09	40	40	40	40			○	○							○			○																
7003	39	藤山台	110		1	2	1	5	50	3,009.38					S45	R07	R02	H20	H09	50	50	50	50			○	○							○			○																
7003	39	藤山台	111		1	2	1	5	40	1,893.85					S45	R07	R02	H20	H09	40	40	40	40			○	○							○			○																
7003	39	藤山台	112		1	2	1	5	40	1,893.85					S45	R07	R02	H20	H09	40	40	40	40			○	○							○			○																
7003	39	藤山台	311		1	2	1	5	40	2,080.22					S43	R06	H31	R07	H05			40			40	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	312		1	2	1	5	20	837.18					S43	R06	H31	R07	H05			20			20	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	313		1	2	1	5	9	497.30					S43	R06	H31	R07	H05			9			9	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	314		1	2	1	5	38	1,893.85					S43	R06	H31	R07	H05			38			38	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	315		1	2	1	5	10	497.30					S43	R06	H31	R07	H05			10			10	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	316		1	2	1	5	10	497.30					S43	R06	H31	R07	H05			10			10	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	317		1	2	1	5	10	497.30					S43	R06	H31	R07	H05			10			10	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	318		1	2	1	5	10	497.30					S43	R06	H31	R07	H05			10			10	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	319		1	2	1	5	50	2,092.63					S43	R06	H31	R07	H05			50			50	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	320		1	2	1	5	40	2,080.22					S43	R06	H31	R07	H05			40			40	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	321		1	2	1	5	50	2,092.63					S43	R06	H31	R07	R03			50			50	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	322		1	2	1	5	20	1,129.92					S43	R06	H31	R07	H06			20			20	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	323		1	2	1	5	20	1,129.92					S43	R06	H31	R07	H05			20			20	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	324		1	2	1	5	30	1,694.80					S43	R06	H31	H19	H05			30			30	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	325		1	2	1	5	60	3,389.66					S43	R06	H31	H19	H06			60			60	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	326		1	2	1	5	30	1,255.45					S43	R06	H31	H19	H06			30			30	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	327		1	2	1	5	50	2,600.38					S43	R06	H31	H19	H06			50			50	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	328		1	2	1	5	20	946.91					S43	R06	H31	H19	H06			20			20	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	329		1	2	1	5	80	3,787.70					S43	R06	H31	H19	H05			80			80	○	○							○		○	○																
7003	39	藤山台	330		1	2	1	5	70	4,058.61					S43	R06	H31	H19	H05			70			70	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	331		1	2	1	5	10	497.30					S43	R06	H31	H19	H06			10			10	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	332		1	2	1	5	10	497.30					S43	R06	H31	H19	H06			10			10	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	333		1	2	1	5	10	497.30					S43	R06	H31	H19	H06			10			10	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	334		1	2	1	5	10	497.30					S43	R06	H31	H19	H06			10			10	○	○							○			○																
7003	39	藤山台	335		1	2	1	5	10	497.30					S43	R06	H31	H19	H06			10			10	○	○							○			○																

※計画点検実施年度＜凡例＞
◎：全面打診　◇：一部打診

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等） | 棟分類コード | 外壁部位仕様コード | 棟型式区分コード | 住棟 | | | 単独施設棟 | | 人工地盤 | | 管理開始年度 | 点検・修繕実施年度（直近） | | | | 安全点検 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 外壁予備調査 | 計画点検 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等）	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟 階数	住棟 戸数	住棟 延床面積	単独施設棟 延床面積	単独施設棟 換算戸数	人工地盤 水平投影面積	人工地盤 換算戸数	管理開始年度	点検・修繕実施年度（直近） 安全点検	点検・修繕実施年度（直近） 計画点検（建物診断）	点検・修繕実施年度（直近） 外壁改修工事	点検・修繕実施年度（直近） 屋根防水工事	安全点検	任棟・施設棟その他、単独棟 外壁(1) 令和８年度	任棟・施設棟その他、単独棟 外壁(1) 令和９年度	任棟・施設棟その他、単独棟 外壁(1) 令和１０年度	外壁以外（主な項目の有無は右欄） 令和８年度	外壁以外（主な項目の有無は右欄） 令和９年度	外壁以外（主な項目の有無は右欄） 令和１０年度	外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○) 外回り鉄部・建具（塗装）	屋外工作物（塗装）	クーラー室外機置場	防火戸（感知器連動型を除く）	防火シャッター（感知器連動型を除く）	落下防止庇	高置水槽	自転車置場（独立型）	排煙窓	EXP・J	集合郵便受箱	インターホン設備（オートロック設備）	外壁予備調査	計画点検 外壁(3) 全面打診	計画点検 外壁(3) 一部打診	計画点検 外壁(3) 外観目視点検面積	計画点検 建物診断 外観目視点検戸数	計画点検 建物診断 全面打診ゴンドラ架数（参考数量）	計画点検 建物診断 一部打診ゴンドラ架数（参考数量）	計画点検 建物診断 コンクリート調査	計画点検 建物診断 外壁アスベスト調査	PC目地	法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象は○） 建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項（防火設備）に定めるもの
								階	戸	㎡	㎡	戸	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	戸	戸	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	年度	㎡	㎡	㎡	戸	回	回	年度	本	年度	検体	戸	○●	○	○●
7003	39	藤山台	418		1	2	1	5	40	1,893.85					S43	R07	H31	H19	H07	40					40	○	○						○		○															
7003	39	藤山台	419		1	2	1	5	40	1,893.85					S43	R07	H31	H19	H07	40					40	○	○						○		○	○													
7003	39	藤山台	420		1	2	1	5	40	1,687.73					S44	R07	H31	H19	H07	40					40	○	○						○		○														
7003	39	藤山台	421		1	2	1	5	40	1,687.73					S44	R07	H31	H19	H07	40					40	○	○						○		○														
7003	39	藤山台	422		1	2	1	5	20	946.91					S44	R07	H31	H19	H07	20					20	○	○						○		○														
7003	39	藤山台	423		1	2	1	5	30	1,420.41					S44	R07	H31	H19	H07	30					30	○	○						○		○														
7003	39	藤山台	424		1	2	1	5	20	946.91					S44	R07	H31	H19	H07	20					20	○	○						○		○														
7003	39	藤山台	425		1	2	1	5	20	946.91					S44	R07	H31	H19	H07	◎					20	○	○						○		○			978		132	3	18							
7003	39	藤山台	426		1	2	1	5	20	946.91					S44	R07	H31	H19	H07	◎					20	○	○						○		○			978		132	3	18							
7003	39	藤山台	427		1	2	1	5	20	946.91					S44	R07	H31	H19	H07	◎					20	○	○						○		○			978		132	3	18							
7003	39	藤山台	428		1	2	1	5	20	946.91					S44	R07	H31	H19	H07	◎					20	○	○						○		○			978		132	3	18							
7001	41	江南	1		1	2	1	5	30	1,560.18					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	2		1	2	1	5	30	1,560.18					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	3		1	2	1	5	30	1,255.45					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	4		1	2	1	5	30	1,560.18					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	5		1	2	1	5	20	837.18					S43	R04	H29	R05	R05	20			20			○	○						○		○														
7001	41	江南	6		1	2	1	5	30	1,560.18					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	7		1	2	1	5	30	1,255.45					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	8		1	2	1	5	30	1,420.41					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	9		1	2	1	5	30	1,255.45					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	10		1	2	1	5	29	1,420.41					S43	R04	H29	R05	R05	29			29			○	○						○		○														
7001	41	江南	11		1	2	1	5	30	1,420.41					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	12		1	2	1	5	40	1,893.85					S43	R04	H29	R05	R05	40			40			○	○						○		○														
7001	41	江南	13		1	2	1	5	30	1,420.41					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	14		1	2	1	5	40	1,687.73					S43	R04	H29	R05	R05	40			40			○	○						○		○														
7001	41	江南	15		1	2	1	5	30	1,420.41					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	16		1	2	1	5	40	1,687.73					S43	R04	H29	R05	R05	40			40			○	○						○		○														
7001	41	江南	17		1	2	1	5	30	1,420.41					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	18		1	2	1	5	40	1,687.73					S43	R04	H29	R05	R05	40			40			○	○						○		○														
7001	41	江南	19		1	2	1	5	40	1,893.85					S43	R04	H29	R05	R05	40			40			○	○						○		○														
7001	41	江南	20		1	2	1	5	40	1,687.73					S43	R04	H29	R05	R05	40			40			○	○						○		○														
7001	41	江南	21		1	2	1	5	40	1,893.85					S43	R04	H29	R05	R05	40			40			○	○						○		○														
7001	41	江南	22		1	2	1	5	40	2,080.22					S43	R04	H29	R05	R05	40			40			○	○						○		○														
7001	41	江南	23		1	2	1	5	30	1,560.18					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	24		1	2	1	5	30	1,255.45					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	25		1	2	1	5	30	1,255.45					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	26		1	2	1	5	30	1,560.18					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	27		1	2	1	5	10	497.30					S43	R04	H29	R05	R05	10			10			○	○						○		○														
7001	41	江南	28		1	2	1	5	10	497.30					S43	R04	H29	R05	R05	10			10			○	○						○		○														
7001	41	江南	29		1	2	1	5	10	497.30					S43	R04	H29	R05	R05	10			10			○	○						○		○														
7001	41	江南	30		1	2	1	5	40	1,687.73					S43	R04	H29	R05	R05	40			40			○	○						○		○														
7001	41	江南	31		1	2	1	5	30	1,560.18					S43	R04	H29	R05	R05	30			30			○	○						○		○														
7001	41	江南	32		1	2	1	5	29	1,420.41					S43	R05	H30	R06	R06		29			29		○	○						○		○														
7001	41	江南	33		1	2	1	5	30	1,420.41					S43	R05	H30	R06	R06		30			30		○	○						○		○														
7001	41	江南	34		1	2	1	5	30	1,420.41					S43	R05	H30	R06	R06		30			30		○	○						○		○														
7001	41	江南	35		1	2	1	5	30	1,420.41					S43	R05	H30	R06	R06		30			30		○	○						○		○														
7001	41	江南	36		1	2	1	5	40	1,687.73					S43	R05	H30	R06	R06		40			40		○	○						○		○														
7001	41	江南	37		1	2	1	5	30	1,255.45					S43	R05	H30	R06	R06		30			30		○	○						○		○														
7001	41	江南	38		1	2	1	5	40	1,687.73					S43	R05	H30	R06	R06		40			40		○	○						○		○														
7001	41	江南	39		1	2	1	5	40	1,687.73					S43	R05	H30	R06	R06		40			40		○	○						○		○														

※計画点検実施年度＜凡例＞
◎：全面打診　◇：一部打診

別紙1-2　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等） | 棟分類コード | 外壁部位仕様コード | 棟型式区分コード | 住棟 | | | 単独施設棟 | | 人工地盤 | | 管理開始年度 | 点検・修繕実施年度（直近） | | | | 安全点検 | | | |

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等） | 棟分類コード | 外壁部位仕様コード | 棟型式区分コード | 住棟 階数 | 住棟 戸数 | 住棟 延床面積 | 単独施設棟 延床面積 | 単独施設棟 換算戸数 | 人工地盤 水平投影面積 | 人工地盤 換算戸数 | 管理開始年度 | 点検・修繕実施年度（直近） 安全点検 | 点検・修繕実施年度（直近） 計画点検（建物診断） | 点検・修繕実施年度（直近） 外壁改修工事 | 点検・修繕実施年度（直近） 屋根防水工事 | 安全点検 任棟・施設棟その他、単独棟 外壁(1) 令和８年度 | 安全点検 任棟・施設棟その他、単独棟 外壁(1) 令和９年度 | 安全点検 任棟・施設棟その他、単独棟 外壁(1) 令和１０年度 | 安全点検 外壁以外（主な項目の有無は右欄） 令和８年度 | 安全点検 外壁以外（主な項目の有無は右欄） 令和９年度 | 安全点検 外壁以外（主な項目の有無は右欄） 令和１０年度 | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） 外回り鉄部・建具（塗装） | 屋外工作物（塗装） | クーラー室外機置場 | 防火戸（感知器連動型を除く） | 防火シャッター（感知器連動型を除く） | 落下防止庇 | 高置水槽 | 自転車置場（独立型） | 排煙窓 | EXP・J | 集合郵便受箱 | インターホン設備（オートロック設備） | 外壁予備調査 | 計画点検 外壁(3) 全面打診 | 計画点検 外壁(3) 一部打診 | 計画点検 外壁(3) 外観目視点検面積 | 計画点検 建物診断 外観目視点検戸数 | 計画点検 建物診断 全面打診（参考数量） | 計画点検 建物診断 一部打診ゴンドラ架数（参考数量） | 計画点検 建物診断 コンクリート調査 | 計画点検 建物診断 外壁アスベスト調査 | PC目地 | 法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象は○） 建築基準法第12条第1項に定めるもの | 法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象は○） 282号に基づく調査 | 法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象は○） 建築基準法第12条第3項（防火設備）に定めるもの |
|---|---|---

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等）	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		人工地盤		管理開始年度	点検・修繕実施年度（直近）			
								階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数	水平投影面積	換算戸数		安全点検	計画点検（建物診断）	外壁改修工事	屋根防水工事
								階	戸	㎡	㎡	戸	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度
7003	49	岩成台	25		1	2	1	5	30	1,560.18					S45	R07	R04	H22	H10
7003	49	岩成台	26		1	2	1	5	20	1,040.20					S45	R07	R04	H22	H10
7003	49	岩成台	27		1	2	1	5	30	1,560.18					S45	R07	R04	H22	H10
7003	49	岩成台	28		1	2	1	5	40	2,080.22					S45	R07	R04	H22	H10
7003	49	岩成台	29		1	2	1	5	49	2,367.28					S47	R07	R04	H22	H11
7003	49	岩成台	30		1	2	1	5	40	1,893.85					S47	R07	R04	H22	H11
7003	49	岩成台	31		1	2	1	5	50	2,367.28					S47	R07	R04	H22	H11
7003	49	岩成台	32		1	2	1	5	30	1,420.41					S47	R07	R04	H22	H11
7003	49	岩成台	33		1	2	1	5	50	2,367.28					S47	R07	R04	H22	H11
7003	49	岩成台	34		1	2	1	5	50	2,434.12					S46	R07	R04	H22	H11
7003	49	岩成台	35		1	2	1	5	60	2,920.82					S46	R07	R04	H22	H11
7003	49	岩成台	36		1	3	1	5	50	2,124.73					S46	R07	R04	H22	S60
7003	49	岩成台	37		1	2	1	5	50	2,434.12					S46	R07	R04	H22	H11
7003	49	岩成台	38		1	3	1	5	40	1,699.78					S46	R07	R04	H22	S60
7001	52	豊明	1		1	2	1	5	40	2,259.68					S46	R07	R04	H22	H10
7001	52	豊明	2		1	2	1	5	40	1,868.42					S46	R07	R04	H22	H10
7001	52	豊明	3		1	2	1	5	40	2,259.68					S46	R07	R04	H22	H10
7001	52	豊明	4		1	2	1	5	40	1,868.42					S46	R07	R04	H22	H10
7001	52	豊明	5		1	2	1	5	50	2,824.89					S46	R07	R04	H22	H10
7001	52	豊明	6		1	2	1	5	40	1,868.42					S46	R07	R04	H22	H10
7001	52	豊明	7		1	3	1	5	50	2,459.80					S46	R07	R04	H22	S59
7001	52	豊明	8		1	2	1	5	30	1,401.36					S46	R07	R04	H22	H10
7001	52	豊明	9		1	3	1	5	40	1,967.85					S46	R07	R04	H22	S59
7001	52	豊明	10		1	3	1	5	40	1,967.85					S46	R07	R04	H22	S59
7001	52	豊明	11		1	3	1	5	30	1,475.85					S46	R07	R04	H22	S59
7001	52	豊明	12		1	3	1	5	40	1,967.85					S46	R07	R04	H22	S59
7001	52	豊明	13		1	2	1	5	50	3,009.38					S46	R07	R04	H22	H10
7001	52	豊明	14		1	2	1	5	50	3,009.38					S46	R07	R04	H22	H10
7001	52	豊明	15		1	2	1	5	80	3,787.73					S47	R07	R04	H22	H10
7001	52	豊明	16		1	3	1	5	60	2,951.75					S47	R07	R04	H22	S59
7001	52	豊明	17		1	3	1	5	50	2,459.80					S47	R07	R04	H22	S59
7001	52	豊明	18		1	3	1	5	40	1,967.85					S47	R07	R04	H22	S59
7001	52	豊明	19		1	3	1	5	40	1,967.85					S47	R07	R04	H22	S59
7001	52	豊明	20		1	3	1	5	40	2,147.50					S46	R02	R05	H23	H29
7001	52	豊明	21		1	3	1	5	40	1,736.40					S46	R02	R05	H23	S59
7001	52	豊明	22		1	3	1	5	40	2,147.50					S46	R02	R05	H23	H28
7001	52	豊明	23		1	3	1	5	30	1,302.25					S46	R02	R05	H23	S59
7001	52	豊明	24		1	3	1	5	40	2,147.50					S46	R02	R05	H23	H29
7001	52	豊明	25		1	3	1	5	40	1,736.40					S46	R02	R05	H23	S59
7001	52	豊明	26		1	2	1	5	50	2,434.12					S46	R04	R05	H23	H10
7001	52	豊明	27		1	3	1	5	40	2,147.50					S46	R02	R05	H23	H29
7001	52	豊明	28		1	2	1	5	60	3,268.10					S46	R04	R05	H23	H10
7001	52	豊明	29		1	2	1	5	50	2,434.12					S46	R04	R05	H23	H10
7001	52	豊明	30		1	2	1	5	50	2,434.12					S46	R04	R05	H23	H10
7001	52	豊明	31		1	2	1	5	40	1,947.41					S46	R04	R05	H23	H10
7001	52	豊明	32		1	2	1	5	40	1,893.85					S46	R04	R05	H23	H10
7001	52	豊明	33		1	2	1	5	30	1,420.41					S46	R04	R05	H23	H10
7001	52	豊明	34		1	2	1	5	50	2,367.28					S46	R04	R05	H23	H10
7001	52	豊明	41		1	2	1	5	50	2,434.12					S47	R04	R05	H23	H10
7001	52	豊明	42		1	2	1	5	50	2,434.12					S47	R04	R05	H23	H10

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	安全点検																								外壁予備調査	計画点検												法定点検（新規の場合●　前回報告書有りは報告対象は○）		
				任棟・施設棟その他、単独棟				外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○）																					外壁(3)			建物診断							PC目地			
				外壁(1)			外壁以外（主な項目の有無は右欄）			外回り鉄部・建具（塗装）	屋外工作物（塗装）	クーラー室外機置場	防火戸（感知器連動型を除く）	防火シャッター（感知器連動型を除く）	落下防止庇	高置水槽	自転車置場（独立型）	排煙窓	EXP・J	集合郵便受箱	インターホン設備（オートロック設備）		全面打診	一部打診	外観目視点検面積	外観目視点検戸数	全面打診ゴンドラ架数（参考数量）	一部打診ゴンドラ架数（参考数量）	コンクリート調査		外壁アスベスト調査			建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項（防火設備）に定めるもの
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																																
				戸	戸	戸	戸	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	年度	㎡	㎡	㎡	戸	回	回	年度	本	年度	検体	戸	○●	○	○●
7003	49	岩成台	25	30	30				30	○	○						○			○																		
7003	49	岩成台	26	20	20				20	○	○						○			○																		
7003	49	岩成台	27	30	30				30	○	○						○			○																		
7003	49	岩成台	28	40	40				40	○	○						○			○																		
7003	49	岩成台	29	49	49				49	○	○						○			○																		
7003	49	岩成台	30	40	40				40	○	○						○			○																		
7003	49	岩成台	31	50	50				50	○	○						○			○																		
7003	49	岩成台	32	30	30				30	○	○						○			○																		
7003	49	岩成台	33	50	50				50	○	○						○			○																		
7003	49	岩成台	34	50	50				50	○	○						○			○																		
7003	49	岩成台	35	60	60				60	○	○						○			○																		
7003	49	岩成台	36						50	○	○						○			○																		
7003	49	岩成台	37	50	50				50	○	○						○			○																		
7003	49	岩成台	38						40	○	○						○			○																		
7001	52	豊明	1	40	40		40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	2	40	40		40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	3	40	40		40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	4	40	40		40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	5	50	50		50			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	6	40	40		40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	7				50			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	8	30	30		30			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	9				40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	10				40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	11				30			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	12				40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	13	50	50		50			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	14	50	50		50			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	15	80	80		80			○	○						○		○	○																		
7001	52	豊明	16				60			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	17				50			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	18				40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	19				40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	20	40			40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	21	40			40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	22	40			40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	23	30			30			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	24	40			40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	25	40			40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	26	50	50	50	50			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	27	40			40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	28	60	60	60	60			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	29	50	50	50	50			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	30	50	50	50	50			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	31	40	40	40	40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	32	40	40	40	40			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	33	30	30	30	30			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	34	50	50	50	50			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	41	50	50	50	50			○	○						○			○																		
7001	52	豊明	42	50	50	50	50			○	○						○			○																		

※計画点検実施年度＜凡例＞
◎：全面打診　◇：一部打診

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等） | 棟分類コード | 外壁部位仕様コード | 棟型式区分コード | 住棟 | | | 単独施設棟 | | 人工地盤 | | 管理開始年度 | 点検・修繕実施年度（直近） | | | | 安全点検 | | | |

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等）	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		人工地盤		管理開始年度	点検・修繕実施年度（直近）				安全点検																				外壁予備調査	計画点検												法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象は○）		
								階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数	水平投影面積	換算戸数		安全点検	計画点検（建物診断）	外壁改修工事	屋根防水工事	任棟・施設棟その他、単独棟 外壁(1)			外壁以外（主な項目の有無は右欄）			外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)																	外壁(3)			建物診断								PC目地			
																								外回り鉄部・建具（塗装）	屋外工作物（塗装）	クーラー室外機置場	防火戸（感知器連動型を除く）	防火シャッター（感知器連動型を除く）	落下防止庭	高置水槽	自転車置場（独立型）	排煙窓	EXP・J	集合郵便受箱	インターホン設備オートロック設備		全面打診	一部打診	外観目視点検面積	外観目視点検戸数	全面打診ゴンドラ架数（参考数量）	一部打診ゴンドラ架数（参考数量）	コンクリート調査		外壁アスベスト調査				建築基準法第12条第1項に定めるもの	2822号に基づく調査	建築基準法第12条第3項（防火設備）に定めるもの
								階	戸	㎡	㎡	戸	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	戸	戸	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	年度	㎡	㎡	㎡	戸	回	回	年度	本	年度	検体	戸	○●	○	○●
7003	57	高森台	1		1	2	1	5	24	1,655.99					S47	R07	H21	H26	H12	◇				24		○	○				○		○			○					595	1,190	16		32	R08	4	R08	3				
7003	57	高森台	2		1	2	2	5	40	2,921.00					S47	R07	H21	H26	H12	◇				40		○	○				○		○			○					437	1,606	32		27	R08	5	R08	3				
7003	57	高森台	4		1	2	1	5	29	2,167.47					S47	R07	H21	H26	H12	◇				29		○	○				○		○			○					445	1,959	24		22	R08	4	R08	3				
7003	57	高森台	5		1	2	1	5	30	1,589.73					S47	R07	H21	H26	H12	◇				30		○	○				○		○			○					244	1,255	26		25	R08	4	R08	3				
7003	57	高森台	6		1	2	1	5	60	3,179.46					S47	R07	H21	H26	H12	◇				60		○	○				○		○		○	○					339	2,314	53		36	R08	4	R08	3				
7003	57	高森台	12		1	3	1	5	20	984.95					S47	R05	H17	H26	S60	◇			20			○	○				○		○			○					250	771	16		14	R08	4	R08	3				
7003	57	高森台	14		1	3	1	5	20	984.95					S47	R05	H17	H26	S60	◇			20			○	○				○		○			○					268	761	15		14	R08	4	R08	3				
7003	57	高森台	16		1	3	1	5	20	984.95					S47	R05	H17	H26	S60	◇			20			○	○				○		○			○					217	804	16		13	R08	4	R08	3				
7003	57	高森台	17		1	2	1	5	30	1,201.14					S47	R07	H21	H26	H12	◇				30		○	○				○		○		○	○					435	899	21		16	R08	4	R08	3				
7003	57	高森台	105		1	2	1	5	60	2,609.46					S48	R05	H17	H28	H12	60	60	60	60			○	○						○		○	○		R08															
7003	57	高森台	106		1	2	1	8	160	8,243.68					S48	R05	H17	H28	H28	160	160	160	160			○	○						○		○	○		R08															
7003	57	高森台	107		1	2	1	8	80	6,910.48					S49	R05	H17	H28	H28	80	80	80	80			○	○						○		○	○		R08															
7003	57	高森台	108		1	2	2	11	22	2,671.91					S50	R05	H18	H28	H28	22	22	22		22		○	○					○	○			○		R08															
7003	57	高森台	109		1	2	2	11	26	2,671.91					S50	R05	H18	H28	H28	26	26	26		26		○	○					○	○			○		R08															
7003	57	高森台	110		1	3	1	5	30	1,587.60					S49	R05	H20	H28	S62	30				30		○	○						○			○		R08															
7003	57	高森台	111		1	3	1	5	20	1,058.75					S49	R05	H20	H28	S62	20				20		○	○						○			○		R08															
7003	57	高森台	112		1	3	1	5	30	1,587.60					S49	R05	H20	H28	S62	30				30		○	○						○			○		R08															
7003	57	高森台	113		1	3	1	5	40	2,116.50					S49	R05	H20	H28	S62	40				40		○	○						○			○		R08															
7003	59	中丸	1		3	5	2	14	346	19,084.08					S48	R06	H31	H19	H11			346			346	○	○		○		○	○					○																	
7003	59	中丸	2		3	5	2	14	347	19,212.68					S48	R04	R05	H23	H11	347	347	347	347			○	○		○		○	○					○																	
7003	59	中丸	3		3	5	2	11	40	2,721.79					S48	R04	R05	H23		40	40	40	40			○	○		○		○	○	○				○																	
7003	60	中央台	201		1	3	1	5	30	1,444.70					S49	R03	R06	H24	H29		30			30		○	○						○			○																	
7003	60	中央台	202		1	3	1	5	20	963.50					S49	R03	R06	H24	H29		20			20		○	○						○			○																	
7003	60	中央台	203		1	3	1	5	30	1,444.70					S49	R03	R06	H24	H29		30			30		○	○						○			○																	
7003	60	中央台	204		1	3	1	5	30	1,476.85					S49	R03	R06	H24	H29		30			30		○	○						○			○																	
7003	60	中央台	205		1	3	1	5	30	1,444.70					S49	R03	R06	H24	S62		30			30		○	○						○			○																	
7003	60	中央台	206		1	3	1	5	30	1,476.85					S49	R03	R06	H24	S62		30			30		○	○						○			○																	
7003	60	中央台	207		1	3	1	5	20	963.50					S49	R03	R06	H24	S62		20			20		○	○						○			○																	
7003	60	中央台	208		1	2	1	5	28	2,921.25					S49	R05	R06	H24	H11		28	28		28		○	○						○			○																	
7003	60	中央台	209		1	2	1	5	28	2,921.25					S49	R05	R06	H24	H11		28	28		28		○	○						○			○																	
7003	60	中央台	210		1	2	1	5	40	2,122.00					S49	R05	R06	H24	H11		40	40		40		○	○						○			○																	
7003	60	中央台	211		1	2	1	5	70	3,713.94					S49	R05	R06	H24	H11		70	70		70		○	○						○		○	○																	
7003	60	中央台	212		1	3	1	5	30	1,476.85					S49	R03	R06	H24	S62		30			30		○	○						○			○																	
7003	60	中央台	213		1	3	1	5	30	1,476.85					S49	R03	R06	H24	S62		30			30		○	○						○			○																	
7003	60	中央台	214		1	3	1	5	30	1,476.85					S49	R03	R06	H24	S62		30			30		○	○						○			○																	
7003	60	中央台	215		1	3	1	5	30	1,476.85					S49	R03	R06	H24	S62		30			30		○	○						○			○																	
7003	60	中央台	226		1	3	1	11	100	7,104.90					S55	R05		H29	H05	100			100				○	○				○	○				○		R08															
7003	60	中央台	227		1	2	1-2	11	80	4,315.61					S52	R05	H20	H29	H04	80	80	80	80			○	○						○					R08															
7003	60	中央台	228		1	2	1-2	11	134	7,991.08					S51	R05	H20	H29	H18	134	134	134	134			○	○						○			○		R08															
7003	61	尾上	1		3	4	2	14	312	20,081.64					S49	R06	H31	H19	H15			312			312	○	○		○		○	○					○																	
7003	61	尾上	2		3	5	2	14	194	8,631.74					S49	R07	H17	H26	H27	◇				194		○	○		○		○	○	○				○				2,547	2,808	102		40	R08	14	R08	3				
7003	61	尾上	3		3	5	2	14	139	8,879.29					S50	R07	H18	H26	H27	◇				139		○	○				○	○	○				○				2,505	2,667	72		39	R08	14	R08	3				
7003	61	尾上	4		3	4	2	14	312	20,667.17					S51	R04	R05	H23	H15	312	312	312	312			○	○				○	○					○																	
7003	61	尾上	5		3	5	2	14	139	8,879.29					S50	R07	H19	H27	H27	139	◇			139		○	○				○	○	○				○				2,023	3,118	85		26	R09	14	R09	3				
7003	61	尾上	6		3	5	1-2	12	192	12,125.27					S50	R07	H19	H27	H27	192	◇			192		○	○				○	○	○				○				2,859	5,495	127		58	R09	12	R09	3				
7003	61	尾上	7		3	5	1-2	8	80	4,965.09					S49	R07	H17	H26	H27	◇				80		○	○				○	○	○				○				1,306	2,435	53		41	R08	8	R08	3				
7001	63	保見 診療所	100	診療所	5	2		2	1	324.45					S50	R07	H18	H26	S62	◇				1		○	○															145	292	1		0	R08	2	R08	3				
7001	63	保見	107		1	3	2	13	128	10,891.28					S61	R06	H27	R03	H29		128			128		○	○					○				○																	
7001	63	保見	108		1	2	1	5	50	3,277.00					S59	R06	H26	R03	H10		50		50			○	○						○		○	○																	
7001	63	保見	109		1	2	1	5	40	2,621.60					S59	R06	H26	R03	H10		40		40			○	○						○			○																	

※計画点検実施年度＜凡例＞
◎：全面打診　◇：一部打診

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等）	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		人工地盤		管理開始年度	点検・修繕実施年度（直近）				安全点検																								外壁予備調査	計画点検										法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象は○）		
								階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数	水平投影面積	換算戸数		安全点検	計画点検（建物診断）	外壁改修工事	屋根防水工事	任棟・施設棟その他、単独棟 外壁(1)			外壁以外（主な項目の有無は右欄）			外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○）																																							
																										外回り鉄部・建具（塗装）	屋外工作物（塗装）	クーラー室外機置場	防火戸（感知器連動型を除く）	防火シャッター（感知器連動型を除く）	落下防止庇	高置水槽	自転車置場（独立型）	排煙窓	EXP・J	集合郵便受箱	インターホン設備オートロック			全面打診	一部打診	外観目視点検面積	外観目視点検戸数	全面打診ゴンドラ架数（参考数量）	一部打診ゴンドラ架数（参考数量）	コンクリート調査		外壁アスベスト調査			PC目地	建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項（防火設備）に定めるもの
								階	戸	㎡	㎡	戸	㎡	戸		年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	戸	戸	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	年度	㎡	㎡	㎡	戸	回	回	年度	本	年度	検体	戸	○●	○	○●
7001	63	保見	110		1	2	1	5	40	2,621.60					S60	R06	H26	R03	H10		40		40			○	○						○			○																	
7001	63	保見	111		1	2	1	5	40	2,365.61					S59	R06	H26	R03	H29		40		40			○	○						○		○	○																	
7001	63	保見	121		1	2	1	8	40	3,874.41					S60	R06	H27	R04	H29		40			40		○	○						○	○																			
7001	63	保見	122		1	2	1	8	40	3,874.41					S60	R06	H27	R04	H29		40			40		○	○						○	○																			
7001	63	保見	123		1	2	1	8	80	4,846.63					S61	R06	H27	R04	H28		80			80		○	○						○	○		○	○																
7001	63	保見	124		1	2	1	5	30	1,315.63					S59	R06	H27	R04	H29		30			30		○	○						○																			
7001	63	保見	128		1	2	1	5	50	2,174.94					S50	R07	H18	H26	H05	◇			50			○	○									○	○					2	1,868	50		2	R08	4	R08	3				
7001	63	保見	129		1	2	1	5	50	2,174.94					S49	R07	H16	H26	H05	◇			50			○	○						○			○					382	1,454	40		18	R08	4	R08	3				
7001	63	保見	132		1	3	1	5	40	1,968.85					S49	R06	H19	H26	S62	◇			40			○	○						○			○					291	1,516	34		18	R08	4	R08	3				
7001	63	保見	134		1	3	1	5	40	1,968.85					S49	R06	H19	H26	S62	◇			40			○	○						○			○					290	1,517	34		15	R08	4	R08	3				
7001	63	保見	136		1	3	1	5	40	1,968.85					S50	R06	H20	H26	S62	◇			40			○	○						○			○					392	1,415	32		18	R08	4	R08	3				
7001	63	保見	137		1	3	1	5	40	1,968.85					S51	R06	H21	H26	H05	◇			40			○	○						○			○					294	1,513	34		18	R08	4	R08	3				
7001	63	保見	138		1	3	1	5	40	1,968.85					S51	R06	H21	H26	H05	◇			40			○	○						○			○					371	1,436	32		18	R08	4	R08	3				
7001	63	保見	140		1	2	1	5	30	2,374.52					S50	R07	H18	H26	H05	◇			30			○	○						○			○					533	1,562	23		22	R08	4	R08	3				
7001	63	保見	141		1	6	3	13	80	6,352.58					S59	R06	H26	R03	H28		80		80			○	○							○																			
7001	63	保見	142		1	6	3	13	80	6,352.58					S51	R07	H18	H26	H26	◇			80			○	○							○			○					2,283	2,756	44		40	R08	13	R08	3				
7001	64	鳴海第二	101		2	5	2	11	90	5,309.33					S49	R07	H17	H26		◇				90		○	○		○		○	○	○			○					1,499	2,012	52		23	R08	11	R08	3				
7001	64	鳴海第二　福祉施設	100	福祉施設	5	5		1	0	644.78	644.78	12			S49	R06	R07	H25				12		12			○	○																										
7003	68	萱場	1		2	5	2	11	160	9,512.06					S50	R07	H19	H28		160	160	◇	160			○	○					○	○					○	○		509	4,868	145		11	R10	11						
7001	70	緑苑東	11		1	2	1	5	20	1,434.15					S58	R07	R02	H07	H05	20			20			○	○						○		○	○																	
7001	70	緑苑東	12		1	2	1	5	20	1,434.15					S58	R07	R02	H07	H05	20			20			○	○						○			○																	
7001	70	緑苑東	13		1	2	1	5	20	1,434.15					S58	R07	R02	H07	H05	20			20			○	○						○			○																	
7001	70	緑苑東	14		1	2	1	5	30	1,774.56					S59	R06	H19	H30	H06		30	30	30			○	○						○		○	○				R09												
7001	70	緑苑東	15		1	2	1	5	30	1,774.56					S59	R06	H19	H30	H06		30	30	30			○	○						○		○	○				R09												
7001	70	緑苑東	16		1	3	1	5	30	1,984.40					S58	R06	H19	H30	H06		30		30			○	○						○			○				R09												
7001	70	緑苑東	17		1	3	1	5	30	1,984.40					S59	R06	H29	H30	H06		30		30			○	○						○			○				R09												
7001	70	緑苑東	18		1	3	1	5	30	1,984.40					S59	R06	H29	H30	H06		30		30			○	○						○			○				R09												
7001	70	緑苑東	19		1	3	1	5	40	2,647.10					S59	R06	H29	H30	H05		40		40			○	○						○			○				R09												
7001	70	緑苑東	20		1	2	1	5	40	2,886.80					S55	R06	H19	H30	H06		40	40	40			○	○						○		○	○				R09												
7001	70	緑苑東	21		1	2	1	5	20	1,434.15					S53	R07	R02	H07	H06	20			20			○	○						○			○																	
7001	70	緑苑東	22		1	2	1	5	50	3,493.50					S53	R05	H19	R02	H04	50			50			○	○						○		○	○																	
7001	70	緑苑東	23		1	2	1	5	60	4,148.90					S53	R05	H19	R02	H04	60			60			○	○						○		○	○																	
7001	70	緑苑東	24		1	3	1	5	30	1,984.40					S58	R05	H29	R02	H06	30			30			○	○						○			○																	
7001	70	緑苑東	25		1	3	1	5	20	1,324.10					S57	R07	H29	H07	H06	20			20			○	○						○			○																	
7001	70	緑苑東	26		1	2	1	5	60	4,148.90					S52	R07	R02	H07	H05	60			60			○	○						○		○	○																	
7001	70	緑苑東	27		1	2	1	5	40	2,365.61					S52	R07	R02	H07	H05	40			40			○	○						○			○																	
7001	70	緑苑東	28		1	2	1	5	40	2,365.61					S51	R07	R02	H07	H05	40			40			○	○						○			○																	
7001	70	緑苑東	29		1	2	1	5	40	2,365.61					S51	R07	R02	H07	H05	40			40			○	○						○		○	○																	
7001	70	緑苑東	30		1	2	1	5	40	2,365.61					S51	R07	R02	H07	H05	40			40			○	○						○		○	○																	
7001	70	緑苑東	31		1	2	1	5	40	2,365.61					S51	R07	R02	H07	H05	40			40			○	○						○			○																	
7001	70	緑苑東 管理事務所・集会所・詰所	0	管理事務所・集会所・詰所	5	6		2	0	172.27	172.27	3			S51	R07	R02			3			3			○	○																										
7001	70	緑苑東　集会所	0	集会所	5	6		1	0	206.92	206.92	4			S51	R07		H30				4	4						○																								
7003	71	岩成台西	601		1	3	1	11	92	8,966.99					S60	R06	H27	R03	R03		92			92			○	○					○	○					○														
7003	71	岩成台西	602		1	2	1	5	24	3,621.14					S59	R07	H23	H28	H28	24	24	◇	24			○	○										○	○				2,685	24			R10	4	R10	3				
7003	71	岩成台西	606		1	2	1	5	16	2,427.58					S59	R07	H23	H28	H28	16	16	◇	16			○	○										○	○				2,742	16			R10	4	R10	3				
7003	71	岩成台西	607		1	2	1	8	32	2,847.10					S59	R07	H23	H28	H28	32	32	◇	32			○	○						○	○			○				2,327	32			R10	8	R10	3				
7003	71	岩成台西	608		1	2	1	8	48	3,923.88					S59	R07	H23	H28	H28	48	48	◇	48			○	○						○			○	○				3,097	48			R10	8	R10	3				
7003	71	岩成台西	609		1	2	1	8	64	4,636.36					S58	R07	H23	H28	H28	64	64	◇	64			○	○						○	○			○				3,600	64			R10	8	R10	3				
7003	71	岩成台西	610		1	2	1	8	80	5,811.69					S60	R07	H23	H28	H28	80	80	◇	80			○	○						○	○			○				4,477	80			R10	8	R10	3				
7001	74	牛巻	1		3	5	2	14	286	16,853.05					S51	R07	H19	H28		286	286	◇		286		○	○						○			○					11,131	286			R10	14						

※計画点検実施年度＜凡例＞
◎：全面打診　◇：一部打診

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等） | 棟分類コード | 外壁部位仕様コード | 棟型式区分コード | 住棟 | | | 単独施設棟 | | 人工地盤 | | 管理開始年度 | 点検・修繕実施年度（直近） | | | | 安全点検 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 外壁予備調査 | 計画点検 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等）	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		人工地盤		管理開始年度	点検・修繕実施年度（直近）				安全点検																												外壁予備調査	計画点検										法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象は○）		
																				任棟・施設棟その他、単独棟			外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○）																									外壁(3)			建物診断													
								階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数	水平投影面積	換算戸数		安全点検	計画点検（建物診断）	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁(1)			外壁以外（主な項目の有無は右欄）			外回り鉄部・建具（塗装）	屋外工作物（塗装）	クーラー室外機置場	防火戸（感知器連動型を除く）	防火シャッター（感知器連動型を除く）	落下防止庇	高置水槽	自転車置場（独立型）	排煙窓	EXP・J	集合郵便受箱	インターホン設備		全面打診	一部打診	外観目視点検面積	外観目視点検戸数	全面打診ゴンドラ架数（参考数量）	一部打診ゴンドラ架数（参考数量）	コンクリート調査		外壁アスベスト調査		PC目地	建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項（防火設備）に定めるもの
																				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																																		
								階	戸	㎡	㎡	戸	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	戸	戸	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	年度	㎡	㎡	㎡	戸	回	回	年度	本	年度	検体	戸	○●	○	○●
7003	88	大幸東	101		3	4	2	14	380	29,208.00					S54	R06	H22	H30	H30		380	380		380		○	○					○	○			○	○		○	○		R09														
7003	88	大幸東	102		3	4	2	14	372	25,507.02					S54	R06	H22	H30	H30		372	372		372		○	○					○	○			○	○		○	○		R09														
7003	88	大幸東	103		3	4	2	14	143	12,044.55					S55	R07	H23	H28		143	143	◇			143	○	○					○	○	○			○			○				3,653	5,855	89		62	R10	14	R10	3				
7003	88	大幸東	104		1	4	1･2	11	43	3,602.34					S54	R05	H22	R02		43					43	○	○										○			○																
7003	88	大幸東	105		1	4	1･2	14	109	9,129.46					S54	R05	H22	R02		109					109	○	○										○			○																
7003	88	大幸東	106		1	4	1･2	11	43	3,602.34					S54	R05	H22	R02		43					43	○	○										○			○																
7003	88	大幸東	107		1	4	1･2	14	109	9,129.46					S53	R06	H22	H29	H29	109	109	109		109		○	○										○			○		R08														
7003	88	大幸東	108		1	4	1･2	11	43	3,602.34					S53	R06	H22	H29		43	43	43		43		○	○										○			○		R08														
7003	88	大幸東	109		1	3	1･2	11	65	5,064.64					S54	R07	H22	H29	H29	65					65	○	○					○					○			○		R08														
7003	88	大幸東	110		1	3	1･2	11	86	6,601.81					S54	R07	H23	H28	H28			◇			86	○	○					○	○	○			○							464	4,044	78		36	R10	11						
7003	88	大幸東	111		1	4	1･2	11	40	3,396.76					S54	R05	H22	R02		40					40	○	○							○			○																
7003	88	大幸東　中心施設店舗	112	中心施設店舗	5	6		1	0	240.00	240.00	4			S54	R06	H22	H30			4	4			4	○	○																														
7003	88	大幸東　ポンプ室（残置）	0	ポンプ室（残置）	5	3		1	0	97.10	97.10	1			S53	R07		H28				◇	1			○																			6	174	0		0	R10	1	R10	3				
7003	89	千代が丘	101		1	5	1	8	139	11,122.13					S55	R06	H22	H30			139	139	139			○	○							○			○	○		○	○		R09														
7003	89	千代が丘	102		1	5	1	9	123	9,937.70					S54	R06	H22	H30			123	123	123			○	○							○			○	○		○	○		R09														
7003	89	千代が丘	103		1	5	1	11	92	7,729.67					S55	R06	H22	H30			92	92	92			○	○							○			○	○		○	○		R09														
7003	89	千代が丘	104		1	5	1	11	132	11,036.91					S53	R06	H23	H30			132	132	132			○	○							○			○	○		○	○		R09														
7003	89	千代が丘	105		1	5	2	11	40	3,554.33					S53	R07	H23	R01	R01			40	40			○	○													○	○		R10														
7003	89	千代が丘	106		1	5	2	11	36	3,527.22					S53	R07	H23	R01	R01			36	36			○	○													○	○		R10														
7003	89	千代が丘	107		1	5	1	12	132	11,036.91					S54	R06	H22	H30			132	132	132			○	○							○			○	○		○	○		R09														
7003	89	千代が丘	108		1	3	1	12	131	9,906.48					S53	R07	H23	R01	H30			131	131			○	○							○			○	○		○	○		R10														
7003	89	千代が丘	109		1	3	1	12	109	8,332.41					S53	R07	H23	R01	H30			109	109			○	○							○			○	○		○	○		R10														
7003	89	千代が丘（デッキ）		デッキ	5				0	2,800.00			R10 2800	56		R04						56				○	○																														
7001	90	大山田	1		1	3	1	5	30	1,357.40					S53	R06	H23	H30	H04		30		30			○	○														○																
7001	90	大山田	2		1	3	1	5	20	1,235.20					S53	R06	H23	H30	H04		20		20			○	○							○			○				○																
7001	90	大山田	3		1	3	1	5	40	2,469.20					S53	R06	H23	H30	H04		40		40			○	○							○			○				○																
7001	90	大山田	4		1	3	1	5	40	2,847.50					S53	R06	H23	H30	H04		40		40			○	○							○			○				○																
7001	90	大山田	5		1	3	1	5	20	1,424.30					S53	R06	H23	H30	H04		20		20			○	○							○			○				○																
7001	90	大山田	6		1	3	1	5	30	2,135.90					S53	R06	H23	H30	H04		30		30			○	○							○			○				○																
7001	90	大山田	7		1	3	1	5	40	1,803.83					S55	R06	H23	H30	H04		40		40			○	○							○			○				○																
7001	90	大山田	8		1	3	1	5	30	2,133.26					S55	R06	H23	H30	H04		30		30			○	○							○			○				○																
7003	91	都通	1		3	4	2	11	130	11,142.32					S53	R06	R07	H25				130			130	○	○					○	○	○			○	○		○	○																
7003	91	都通	2		3	2	2	5	40	3,451.34					S53	R06	R07	H25	H04			40			40	○	○					○		○			○			○	○																
7003	91	都通	3		3	2	1	8	42	3,402.02					S53	R06	R07	H25	H28			42			42	○	○							○			○				○																
7001	92	豊明栄	0		3	2	2	9	119	9,908.98					S54	R07	H22	R01				119	119			○	○							○	○		○	○		○	○		R10														
7003	93	水草	1		3	4	1	8	80	6,144.07					S54	R06	H23	H30			80	80		80		○	○										○			○			R09														
7003	93	水草	2		3	4	1･2	14	170	13,685.24					S59	R06	H23	H30			170	170		170		○	○							○			○	○		○	○		R09														
7003	93	水草	3		3	4	1･2	14	156	12,609.21					S57	R06	H23	H30			156	156		156		○	○							○			○	○		○	○		R09														
7003	93	水草	4		3	4	1	8	64	4,927.72					S57	R06	H23	H30			64	64		64		○	○										○			○			R09														
7003	93	水草	5		3	5	2	5	48	2,402.07					S54	R07	H23	R01	H05			48		48		○	○										○			○			R10														
7003	93	水草	6		3	4	1	8	64	4,927.70					S55	R07	H23	R01				64		64		○	○										○			○			R10														
7003	93	水草	7		3	4	2	11	67	6,596.25					S56	R07	H23	R01	H26			67		67		○	○										○			○	○		R10														
7003	93	水草	8		3	4	2	11	64	5,808.61					S54	R07	H23	R01	H26			64		64		○	○										○			○	○		R10														
7003	93	水草	9		3	4	1	8	48	3,704.87					S54	R07	H23	H30				48		48		○	○										○			○			R10														
7001	94	桜田	1		3	3	1	8	32	1,848.01					S54	R06	H23	R03			32		32			○	○										○			○	○																
7001	94	桜田	2		3	3	1	8	64	4,639.09					S54	R06	H23	R03			64		64			○	○										○			○	○																
7001	94	桜田	3		3	3	1	8	48	2,751.96					S54	R06	H23	R03			48		48			○	○										○			○	○																
7001	94	桜田	4		3	3	1	8	48	2,751.96					S54	R06	H23	R03			48		48			○	○										○			○	○																
7001	94	桜田	5		3	3	1	5	10	711.61					S55	R07	H23	R01				10	10			○	○							○						○	○		R10														
7001	94	桜田	6		3	3	1	8	64	3,655.88					S55	R07	H23	R01				64	64			○	○										○			○	○		R10														

※計画点検実施年度＜凡例＞
◎：全面打診　◇：一部打診

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等）	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		人工地盤		管理開始年度	点検・修繕実施年度（直近）				安全点検																								外壁予備調査	計画点検												法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象は○）		
																				任棟・施設棟その他、単独棟						外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○）																																							
																				外壁（1）					外壁以外（主な項目の有無は右欄）																																												
																安全点検	計画点検（建物診断）	外壁改修工事	屋根防水工事	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	外回り鉄部・建具（塗装）	屋外工作物（塗装）	クーラー室外機置場	防火戸（感知器連動型を除く）	防火シャッター（感知器連動型を除く）	落下防止庇	高置水槽	自転車置場（独立型）	排煙窓	EXP・J	集合郵便受箱	インターホン設備（オートロック設備）		全面打診	一部打診	外観目視点検面積	外観目視点検戸数	全面打診ゴンドラ架数（参考数量）	一部打診ゴンドラ架数（参考数量）	コンクリート調査		外壁アスベスト調査			PC目地	建築基準法第12条第1項に定めるもの	282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項（防火設備）に定めるもの
								階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数	水平投影面積	換算戸数																																												
								階	戸	㎡	㎡	戸	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	戸	戸	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	年度	㎡	㎡	㎡	戸	回	回	年度	本	年度	検体	戸	○●	○	○●
7001	94	桜田	7		3	3	1	8	64	4,639.09					S55	R07	H23	R01				64	64			○	○									○	○	R10															
7001	94	桜田	8		3	3	2	11	60	5,441.65					S55	R06	H23	R03			60		60			○	○					○				○	○																
7001	94	桜田	9		3	3	1	5	30	2,070.31					S55	R07	H23	R01				30	30			○	○					○				○	○	R10															
7001	94	桜田	10		3	3	1	8	48	2,751.96					S55	R07	H23	R01				48	48			○	○							○		○	○	R10															
7001	94	桜田	11		3	3	1	5	10	711.61					S55	R07	H23	R01				10	10			○	○					○				○	○	R10															
7001	95	神宮東パークハイツ	6		3	3	1	5	20	1,674.72					S57	R06	H28	R03	R03		20			20		○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	7		3	3	1	5	20	1,573.15					S57	R06	H28	R03	R03		20			20		○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	8		3	3	1	5	20	1,674.72					S57	R06	H28	R03	R03		20			20		○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	9		3	3	3	14	60	5,951.87					S57	R06	H26	R03	R03		60		60			○	○					○		○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	10		3	3	2	9	54	5,071.32					S57	R06	H26	R03	R03		54			54		○	○					○		○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	11		3	5	1	8	48	4,880.61					S58	R06	H27	R03	R03		48			48		○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	12		3	5	1	8	48	4,880.61					S58	R06	H27	R03	R03		48			48		○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	13		3	3	1	10	40	3,187.51					S58	R06	H27	R03	H15		40			40		○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	14		3	3	2	10	36	4,338.89					S58	R06	H27	R03	R03		36			36		○	○					○					○																
7001	95	神宮東パークハイツ	15		3	3	2	10	39	4,357.99					S58	R06	H27	R03	R03		39			39		○	○					○					○																
7001	95	神宮東パークハイツ	16		3	3	3	14	72	5,833.41					S59	R06	H29	R03	R03		72		72			○	○						○				○																
7001	95	神宮東パークハイツ	17		3	5	1	8	48	5,131.47					S60	R06	H30	R03	R03		48			48		○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	18		3	5	1	8	48	5,131.47					S60	R06	H30	R03	R03		48			48		○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	22		3	3	1	5	30	2,430.98					S59	R06	H29	R03	R03		30		30			○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	23		3	3	1	5	20	1,620.64					S59	R06	H29	R03	R03		20		20			○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	24		3	3	1	5	20	1,620.64					S59	R06	H29	R03	R03		20		20			○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	25		3	3	1･2	14	62	5,301.67					S60	R07	H30	R04	R04			62		62		○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	26		3	3	1･2	14	56	5,301.67					S60	R07	H30	R04	R04			56		56		○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	27		3	3	1	5	40	3,131.20					S61	R07	H30	R04	R04			40		40		○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	28		3	3	1	5	40	2,967.95					S61	R07	H30	R04	R04			40		40		○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	29		3	3	1	5	30	2,348.85					S61	R07	H30	R04	R04			30		30		○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ	30		3	3	1	5	40	2,967.95					S61	R07	H30	R04	R04			40		40		○	○							○			○																
7001	95	神宮東パークハイツ(9号棟デッキ)		9号棟デッキ	5				0	50.00					R09 50	1					1					○	○																										
7001	95	神宮東パークハイツ(16号棟デッキ)		16号棟デッキ	5				0	50.00					R09 50	1					1					○	○																										
7001	96	弥富	0		1	2	2	6	30	1,944.58					S59	R07	H22	H31				30		30		○	○					○	○			○		R10															
7003	97	アーバニア大幸南	9		3	3	1	4	24	1,939.19					S59	R02	H29	R05	R05	24			24			○	○							○			○																
7003	97	アーバニア大幸南	10		3	3	1	5	30	2,349.28					S59	R02	H29	R05	R05	30			30			○	○							○			○																
7003	97	アーバニア大幸南	11		3	3	1	5	30	2,404.27					S59	R02	H29	R05	R05	30			30			○	○							○			○																
7003	97	アーバニア大幸南	12		3	3	1	5	30	2,404.27					S59	R02	H29	R05	R05	30			30			○	○							○			○																
7001	98	平針駅西	0		1	3	1	4	32	2,385.33					S59	R05	H28	R02		32					32	○	○							○			○																
7001	98	平針駅西　給水施設（残置）	0	給水施設（残置）	5	3	1	1	0	16.50	16.50	1			S59	R05		R02		1																																		
7001	99	アーバニア大須	0		3	5	2	14	239	24,119.32					S60	R05	H28	R02		239					239	○	○					○				○	○																
7003	100	一社東	0		1	3	1･2	5	82	5,522.61					S60	R06	H30	H18				82	82			○	○							○		○	○																
7001	101	アーバニア滝子南	0		3	3	1	5	80	6,050.78					S60	R06	H30	R03	R03		80			80		○	○							○			○																
7001	102	アーバニア鶴舞	0		3	3	2	9	96	6,719.10					S60	R07	H29	R04	R04			96	96			○	○						○				○	○																
7001	103	高畑	0		3	3	1	5	30	2,277.24					S60	R02	H29	R05	R05	30			30			○	○							○			○																
7001	104	徳重	1		1	3	1	4	24	1,659.24					S60	R05	R02	H20	R02				24			○	○							○			○																
7001	104	徳重	2		1	3	1	4	24	1,790.44					S60	R05	R02	H20	R02				24			○	○							○			○																
7001	104	徳重	3		1	3	1	4	16	1,187.92					S61	R05	R02	H20	R02				16			○	○							○			○																
7001	104	徳重	4		1	3	1	4	16	1,187.92					S61	R05	R02	H20	R02				16			○	○							○			○																
7001	104	徳重	5		1	3	1	4	32	2,374.37					H01	R05	R02	H20	R03				32			○	○							○			○																
7001	104	徳重	6		1	3	1	4	31	2,184.24					H01	R05	R02	H20	R03				31			○	○							○			○																
7003	105	コートタウン千代が丘東	0		1	3		2	12	908.01					S60	R06	H30	H18				12		12		○	○																										
7001	106	コートタウン緑ヶ丘	1		1	3		2	2	75.24					S60	R06	H30	H18				2		2		○	○																										

※計画点検実施年度＜凡例＞
◎：全面打診　◇：一部打診

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等） | 棟分類コード | 外壁部位仕様コード | 棟型式区分コード | 住棟 階数 | 住棟 戸数 | 住棟 延床面積 | 単独施設棟 延床面積 | 単独施設棟 換算戸数 | 人工地盤 水平投影面積 | 人工地盤 換算戸数 | 管理開始年度 | 点検・修繕実施年度（直近） 安全点検 | 点検・修繕実施年度（直近） 計画点検（建物診断） | 点検・修繕実施年度（直近） 外壁改修工事 | 点検・修繕実施年度（直近） 屋根防水工事 | 安全点検 任棟・施設棟その他、単独棟 外壁(1) 令和８年度 | 安全点検 任棟・施設棟その他、単独棟 外壁(1) 令和９年度 | 安全点検 任棟・施設棟その他、単独棟 外壁(1) 令和１０年度 | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） 外壁以外（主な項目の有無は右欄） 令和８年度 | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） 外壁以外（主な項目の有無は右欄） 令和９年度 | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） 外壁以外（主な項目の有無は右欄） 令和１０年度 | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） 外回り鉄部・建具（塗装） | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） 屋外工作物（塗装） | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） クーラー室外機置場 | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） 防火戸（感知器連動型を除く） | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） 防火シャッター（感知器連動型を除く） | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） 落下防止庇 | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） 高置水槽 | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） 自転車置場（独立型） | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） 排煙窓 | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） EXP・J | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） 集合郵便受箱 | 安全点検 外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） インターホン設備 | 外壁予備調査 | 計画点検 外壁(3) 全面打診 | 計画点検 外壁(3) 一部打診 | 計画点検 外壁(3) 外観目視点検面積 | 計画点検 建物診断 外観目視点検戸数 | 計画点検 建物診断 全面打診ゴンドラ架数（参考数量） | 計画点検 建物診断 一部打診ゴンドラ架数（参考数量） | 計画点検 建物診断 コンクリート調査 | 計画点検 建物診断 コンクリート調査 | 計画点検 建物診断 外壁アスベスト調査 | 計画点検 建物診断 外壁アスベスト調査 | 計画点検 PC目地 | 法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象は○） 建築基準法第12条第1項に定めるもの | 法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象は○） 国土交通省告示282号に基づく調査 | 法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象は○） 建築基準法第12条第3項（防火設備）に定めるもの |
|---|---|---

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等） | 棟分類コード | 外壁部位仕様コード | 棟型式区分コード | 住棟 | | | 単独施設棟 | | 人工地盤 | | 管理開始年度 | 点検・修繕実施年度（直近） | | | | 安全点検 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 外壁予備調査 | 計画点検 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別紙1-2　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等） | 棟分類コード | 外壁部位仕様コード | 棟型式区分コード | 住棟 | | | 単独施設棟 | | 人工地盤 | | 管理開始年度 | 点検・修繕実施年度（直近） | | | | 安全点検 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 外壁予備調査 | 計画点検 | | | | | | | | | | | | | | | 法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象は○） | | |
|---|---|---

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和８年度～令和１０年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考（単独施設棟名称、人工地盤、給水塔、アーケード等）	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		人工地盤		管理開始年度	点検・修繕実施年度（直近）				安全点検																								外壁予備調査	計画点検									法定点検（新規の場合●前回報告書有りは報告対象はO）		
								階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数	水平投影面積	換算戸数		安全点検	計画点検（建物診断）	外壁改修工事	屋根防水工事	任棟・施設棟その他、単独棟 外壁(1) 令和８年度	令和９年度	令和１０年度	外壁以外（主な項目の有無は右欄） 令和８年度	令和９年度	令和１０年度	外壁以外点検の主な項目の有無（有の場合○） 外回り鉄部・建具（塗装）	屋外工作物（塗装）	クーラー室外機置場	防火戸（感知器連動型を除く）	防火シャッター（感知器連動型を除く）	落下防止庭	高置水槽	自転車置場（独立型）	排煙窓	EXP・J	集合郵便受箱	インターホン設備（オートロック設備）		外壁(3) 全面打診	一部打診	外観目視点検面積	建物診断 外観目視点検戸数	全面打診ゴンドラ架数（参考数量）	一部打診ゴンドラ架数（参考数量）	コンクリート調査		外壁アスベスト調査			PC目地	建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項（防火設備）に定めるもの
								階	戸	㎡	㎡	戸	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	戸	戸	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	年度	㎡	㎡	㎡	戸	回	回	年度	本	年度	検体	戸	○●	○	○●
7001	161	パークハイツ荒子	0		3	3	2	11	97	6,344.60					H11	R05	H23	R02		97				97		○	○						○			○	○																
7003	163	アーバンラフレ鳩岡	1		3	3	2	11	88	5,726.75					H11	R05	H23	H28		88		◎	88			○	○						○			○				2,991		2,008	36	41				R10	3				
7003	163	アーバンラフレ鳩岡	2		3	3	2	11	66	4,281.03					H11	R05	H23	H28		66		◎	66			○	○						○			○				2,601		1,589	26	32				R10	3				
7003	163	アーバンラフレ鳩岡	3		3	3	2	7	45	3,192.02					H12	R05	H24	H28		45		◎	45			○	○						○			○				1,663		1,194	19	43				R10	3				
7003	163	アーバンラフレ鳩岡	4		3	3	2	7	60	3,701.47					H13	R05	H25	H28		60		◎	60			○	○					○	○			○				1,458		1,357	29	51				R10	3				
7003	163	アーバンラフレ鳩岡	5		3	3	2	9	75	4,691.97					H13	R05	H25	H28		75		◎	75			○	○						○			○				2,010		2,361	41	48				R10	3				
7003	164	アーバンラフレ虹ヶ丘中	1		3	3	2	6	39	2,407.97					H12	R05	H24	R02		39				39		○	○						○			○	○																
7003	164	アーバンラフレ虹ヶ丘中	2		3	3	2	7	39	2,423.47					H12	R05	H24	R02		39				39		○	○						○			○	○																
7003	164	アーバンラフレ虹ヶ丘中	3		3	3	2	9	59	3,906.47					H12	R05	H24	R02		59				59		○	○						○			○	○																
7003	164	アーバンラフレ虹ヶ丘中	4		3	3	2	6	27	2,088.83					H14	R05	H26	R02		27			27			○	○					○	○			○	○																
7003	164	アーバンラフレ虹ヶ丘中	5		3	3	2	13	100	7,759.79					H15	R05	H27	R02		100				100		○	○						○		○	○	○																
7003	164	アーバンラフレ虹ヶ丘中	6		3	3	2	5	50	3,952.04					H17	R05	H29	R02		50			50			○	○					○	○			○	○																
7001	165	アーバニア荒子東	0		3	3	2	14	96	7,228.89					H13	R05	H25	R02		96					96	○	○						○			○	○																
7001	166	アーバニア上前津東	0		3	3	2	15	83	6,552.63					H13	R05	H25	R02		83					83	○	○						○			○	○																
7001	167	アーバンラフレ鳴海	1		3	3	2	6	62	3,375.37					H14	R06	H26	R03			62		62			○	○					○	○		○	○																
7001	167	アーバンラフレ鳴海	2		3	3	2	6	24	1,484.98					H14	R06	H26	R03			24		24			○	○					○	○			○																
7001	167	アーバンラフレ鳴海	3		3	3	2	6	40	2,638.94					H14	R06	H26	R03			40		40			○	○					○	○			○																
7001	167	アーバンラフレ鳴海	4		3	3	2	6	54	2,786.96					H15	R06	H27	R03			54			54		○	○					○	○			○																
7001	167	アーバンラフレ鳴海	5		3	3	2	5	45	2,698.33					H15	R06	H27	R03			45			45		○	○					○	○			○																
7001	167	アーバンラフレ鳴海	6		3	3	2	9	66	4,110.85					H18	R05	H29					66	66			○	○					○	○			○																
7001	167	アーバンラフレ鳴海	7		3	3	2	9	41	2,596.29					H18	R05	H29					41	41			○	○					○	○			○																
7001	167	アーバンラフレ鳴海	8		3	3	2	6	46	2,957.58					H19	R06	H30					46		46		○	○					○	○			○																
7001	167	アーバンラフレ鳴海	9		3	3	2	8	30	1,972.17					H20	R05	R02					30		30		○	○					○	○			○																
7001	167	アーバンラフレ鳴海	10		3	3	2	9	55	3,248.54					H20	R05	R02					55		55		○	○					○	○			○																
7003	168	アーバニア上飯田北町	0		3	3	2	13	80	6,113.39					H14	R05	H26	R02		80			80			○	○					○	○			○	○																
7003	170	アーバニア主税町	0		3	3	2	8	54	4,351.55					H16	R07	H28	R04				54			54	○	○					○	○			○	○																
7003	171	アーバンラフレ虹ヶ丘東	1		3	3	2	7	45	3,156.66					H16	R06	H28	R03			45				45	○	○					○	○			○																
7003	171	アーバンラフレ虹ヶ丘東	2		3	3	2	7	49	3,045.80					H16	R06	H28	R03			49				49	○	○					○	○			○																
7001	172	アクシオス千種	0		3	3	2	31	266	58,683.85					H16	R04	H31			266			266			○	○					○			○		○	○																
7001	175	アーバニア有松駅前	0		3	3	2	11	34	12,198.69					H18	R03	H30			34				34		○	○					○	○			○	○																
7001	176	アーバンラフレ稲沢	1		3	3	2	11	99	6,383.71					H20	R05	R02			99			99			○	○					○	○			○																
7001	176	アーバンラフレ稲沢	2		3	3	2	11	66	4,223.95					H20	R05	R02			66			66			○	○					○	○			○																
7001	176	アーバンラフレ稲沢	3		3	3	2	12	84	5,430.58					H20	R05	R02			84			84			○	○					○	○			○																
7001	177	アーバンラフレ鳴子	1		3	3	2	6	42	2,690.53					H21	R06	R03					42	42			○	○					○	○			○																
7001	177	アーバンラフレ鳴子	2		3	3	2	6	30	1,894.95					H21	R06	R03					30	30			○	○					○	○			○																
7001	177	アーバンラフレ鳴子	3		3	3	2	6	48	2,708.83					H21	R06	R03					48	48			○	○					○	○			○																
7001	177	アーバンラフレ鳴子	4		3	3	2	6	53	3,267.85					H24	R05	R06				53		53			○	○					○	○			○																
7001	177	アーバンラフレ鳴子	5		3	3	2	6	53	3,189.01					H24	R05	R06				53		53			○	○					○	○			○																
7001	177	アーバンラフレ鳴子	6		3	3	2	6	54	3,048.74					H26	R05				◇			54			○	○					○	○			○	○				416	1,998	45		18								
7001	177	アーバンラフレ鳴子	7		3	3	2	6	60	3,539.19					H26	R05				◇			60			○	○					○	○			○	○				560	2,085	48		41								
7001	177	アーバンラフレ鳴子	8		3	3	2	6	58	3,670.66					H27	R05				58	◇			58		○	○					○	○			○	○				1,452	1,975	34		44								
7001	177	アーバンラフレ鳴子	9		3	3	2	6	52	3,500.31					H27	R05				52	◇			52		○	○					○	○			○	○				1,348	1,718	30		28								
7001	178	アーバンラフレ鶴舞公園	1		3	4	2	14	236	15,611.46					H24	R05	R06				236	236	236			○	○			○		○	○			○	○	○	○	○														
7001	178	アーバンラフレ鶴舞公園	2		3	4	2	13	72	5,329.40					H24	R05	R06				72	72	72			○	○			○		○	○			○	○	○	○	○														
7001	999	鳩岡職員宿舎	1	鳩岡職員宿舎	5	4	2	5	40	2,065.00					H11	R07		H28		40	40	◎	40			○	○						○			○				1,371		299	8	30				R10	3				
7001	999	鳩岡職員宿舎	2	鳩岡職員宿舎	5	4	2	5	20	1,672.00					H12	R07		H28		20	20	◎	20			○	○						○			○				838		613	9	29				R10	3				
7003	179	アーバンラフレ庄内通	0		3	4	4	10	353	19,416.55					R02	R05				353			353			○	○					○	○			○	○																

※計画点検実施年度＜凡例＞
◎：全面打診　◇：一部打診

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和8年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7101	11	鳴海	125	2.52594	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	0	8	66	651	0	1	0	0	0	0	0	
7101	22	鳴子	721	9.32158	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	0	6	277	1,372	0	15	2064	0	0	0	0	
7101	28	則武	187	0.29404	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	
7101	30	岩倉	2097	16.90385	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	0	2	0	5,475	0	35	5821	2,639	0	0	0	
7101	33	知立	1959	16.02594	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	0	0	0	1,502	718	0	0	5,715	0	0	0	
7101	37	相生山	905	8.90585	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	0	0	353	3,150	7239	26	0	0	0	0	0	
7101	41	江南	3294	26.99861	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	42	津島	431	1.3445	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	66	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	52	豊明	2127	16.2278	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	1	0	0	3,918	10764	0	0	0	0	0	0	
7101	53	富吉	51	0.40024	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	54	堀田	687	2.78367	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	143	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	55	富吉第二	99	0.41469	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	56	朝倉	1191	9.27979	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	0	3	246	0	0	19	4962	0	0	0	0	
7101	63	保見	979	11.38372	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	2	5	193	3,339	23242	0	0	116	0	0	0	
7101	64	鳴海第二	90	0.3699	面開発	有	有	有	有	有	有	有	0	0	0	27	83	0	0	0	0	0	0	0	
7101	70	緑苑東	730	8.33557	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	262	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	74	牛巻	302	0.9248	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	0	45	0	0	4	398	119	0	0	0	
7101	75	日比野	178	0.61631	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	0	22	0	0	4	530	178	0	0	0	
7101	78	花表	180	0.86178	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	0	17	0	0	4	536	212	0	0	0	
7101	79	豊成	1178	5.63526	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	10	139	1,526	0	0	0	0	0	0	0	
7101	80	木場	402	2.01537	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	0	53	424	0	0	0	764	0	0	0	

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和8年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7101	84	国分	484	3.92227	一般	有	有	無	有	有	有	有	0	0	0	0	0	0	0	1754	0	0	0	0	
7101	85	押草	460	5.16277	一般	有	有	有	無	有	有	有	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	90	大山田	250	2.08936	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	0	0	61	0	0	0	850	0	0	0	0	
7101	92	豊明栄	119	0.63896	面開発	有	有	有	無	有	有	有	0	0	0	20	0	0	0	218	284	0	0	0	
7101	94	桜田	478	2.10119	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	95	神宮東パークハイツ	891	4.9987	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	96	弥富	30	0.09917	一般	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	14	0	0	71	71	0	0	0	
7101	98	平針駅西	32	0.12171	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	99	アーバニア大須	239	0.38495	面開発	有	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	0	0	0	6	39	0	0	0	
7101	101	アーバニア滝子南	80	0.34455	面開発	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	0	0	0	117	125	0	0	0	
7101	102	アーバニア鶴舞	96	0.17119	面開発	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	7	0	0	0	102	143	0	0	0	
7101	103	高畑	30	0.129	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	
7101	104	徳重	143	0.91898	一般	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	106	コートタウン緑ケ丘	26	0.33091	一般	有	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	0	0	0	315	0	0	0	0	
7101	107	塩釜東	45	0.14039	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	108	岩塚東	60	0.34903	面開発	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	75	0	0	133	0	0	0	0	
7101	110	大山田松ノ木	80	0.53957	一般	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	111	アーバニア千代田	294	0.32688	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
7101	113	アーバンドエル平針	62	0.35599	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	114	アーバンドエル中村公園	40	0.20198	面開発	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	
7101	115	アーバニア鶴舞第二	116	0.1428	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	46	0	0	0	0	0	0	0	

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和8年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7101	117	三好ケ丘	80	0.50035	面開発	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	122	白鳥パークハイツ神宮西	88	0.3327	面開発	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	
7101	124	アーバンドエル白鳥公園	50	0.24922	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	127	パルネス前後	90	0.17102	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	131	白鳥パークハイツ日比野東	354	0.98756	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	31	0	0	0	0	0	15	0	0	
7101	138	白鳥パークハイツ大宝	426	1.65752	面開発	有	有	無	無	有	有	有	0	0	0	0	0	0	0	0	428	1	0	0	
7101	139	アーバンラフレ滝子	49	0.14299	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	148	プロムナード三好丘	246	1.9	一般	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	153	アーバンラフレ金山	75	0.1077	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	155	アーバンドエル有松	24	0.2127	面開発	有	有	無	無	有	有	有	0	0	0	0	53	0	0	0	0	0	0	0	
7101	160	アーバンドエル植田	36	0.2185	面開発	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	161	パークハイツ荒子	97	0.31726	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	17	18	0	0	0	0	0	0	0	
7101	165	アーバニア荒子東	96	0.46177	面開発	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	166	アーバニア上前津東	83	0.28606	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	167	アーバンラフレ鳴海	463	3.79511	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	2336	0	0	0	0	
7101	172	アクシオス千種	266	0.48294	面開発	無	無	無	有	無	無	無	0	0	0	14	0	0	1	0	0	0	0	0	
7101	176	アーバンラフレ稲沢	249	1.47471	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	177	アーバンラフレ鳴子	450	5.04122	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	84	0	0	4	0	0	0	0	0	
7101	178	アーバンラフレ鶴舞公園	308	0.5542	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	51	30	0	0	372	0	0	0	0	
7103	31	上飯田	387	0.5015	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	34	守山	110	0.23492	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和8年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7103	39	藤山台	3098	28.30882	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	2	4	0	9,754	0	72	11638	0	0	0	0	
7103	43	上飯田第二	1048	1.71901	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	46	藤ケ丘	456	1.30828	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	315	0	539	0	0	0	0	
7103	49	岩成台	1293	12.12588	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	1	0	396	3,115	0	35	5459	64	0	0	147	
7103	57	高森台	741	9.45627	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	59	中丸	733	1.73319	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	758	0	0	0	0	
7103	60	中央台	790	6.05219	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	4	0	209	1,556	0	0	2841	1,553	0	0	0	
7103	61	尾上	1368	4.10819	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	68	萱場	160	0.5068	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	3	236	0	0	0	0	
7103	71	岩成台西	356	5.43455	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	83	高座台	439	5.69373	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	86	瀬古	282	1.69126	一般	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	88	大幸東	1433	6.55552	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	89	千代が丘	934	7.8129	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	4	0	0	0	0	0	217	0	0	0	0	
7103	91	都通	212	1.0624	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	741	0	0	0	0	
7103	93	水草	761	3.64709	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	97	アーバニア大幸南	114	0.7828	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	339	0	0	0	0	
7103	100	一社東	82	0.2832	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	105	コートタウン千代が丘東	12	0.15217	一般	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	27	0	0	41	0	0	0	0	
7103	116	白山台	37	0.27995	一般	有	有	有	無	無	有	有	0	0	0	12	71	0	0	83	0	0	0	0	
7103	135	アーバンラフレ志賀	900	4.31454	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0	0	

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和8年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7103	140	リバピア中央台	84	0.45692	一般	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	0	0	0	225	0	0	0	0	
7103	142	アーバンラフレ白壁	157	0.39158	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	143	日進香久山花の街	350	2.83108	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	96	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	144	コンフォール城山	334	2.74911	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	0	0	0	0	0	0	856	137	0	0	0	
7103	145	アーバンラフレ星ケ丘	693	4.45465	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	89	0	0	0	1866	0	0	0	0	
7103	146	アーバニア仲田	53	0.1685	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	
7103	149	アーバンラフレ小幡	480	2.46018	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	9	0	0	69	0	0	
7103	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	429	2.76955	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	86	0	0	0	1062	0	0	0	0	
7103	152	アーバニア志賀公園	712	5.08722	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	518	3.63889	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	71	0	0	2	658	0	0	0	0	
7103	163	アーバンラフレ鳩岡	334	2.61917	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	164	アーバンラフレ虹ヶ丘中	314	2.33727	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	76	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	168	アーバニア上飯田北町	80	0.41042	面開発	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	213	0	1	0	0	
7103	169	アーバニア大曽根駅前	28	0.05395	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	
7103	170	アーバニア主税町	54	0.35273	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	220	0	0	0	0	
7103	171	アーバンラフレ虹ヶ丘東	94	0.64521	面開発	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	20	0	0	0	277	0	0	0	0	
7103	179	アーバンラフレ庄内通	353	0.75076	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
－	－	鳩岡職員宿舎	60	0.48733	－	有	有	無	無	有	有	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		＊安全点検（法面・擁壁、遊戯施設、囲障は毎年年1回実施.それ以外は1回/3年実施）																							

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和9年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7101	11	鳴海	125	2.52594	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	603	0	0	0	0	
7101	22	鳴子	721	9.32158	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	28	則武	187	0.29404	面開発	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	0	0	0	3	80	0	0	0	
7101	30	岩倉	2097	16.90385	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	591	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	33	知立	1959	16.02594	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0		0	0	0	6432	0	0	0	0	
7101	37	相生山	905	8.90585	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	3,246	0	0	0	
7101	41	江南	3294	26.99861	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	66	13408	0	0	0	0	
7101	42	津島	431	1.3445	面開発	有	有	有	有	有	有	有	0	0	1	0	323	0	2	858	0	0	0	0	
7101	52	豊明	2127	16.2278	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	53	富吉	51	0.40024	面開発	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	0	0	0	53	0	0	0	0	
7101	54	堀田	687	2.78367	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	1	0	720	0	6	956	589	0	0	0	
7101	55	富吉第二	99	0.41469	面開発	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	
7101	56	朝倉	1191	9.27979	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	63	保見	979	11.38372	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	64	鳴海第二	90	0.3699	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	62	0	0	0	0	
7101	70	緑苑東	730	8.33557	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	0	2	0	1,852	0	14	0	0	0	0	0	
7101	74	牛巻	302	0.9248	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	474	0	0	0	0	0	0	0	
7101	75	日比野	178	0.61631	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	182	0	0	0	0	0	0	0	
7101	78	花表	180	0.86178	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	218	0	0	0	0	0	0	0	
7101	79	豊成	1178	5.63526	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	1933	780	0	0	0	
7101	80	木場	402	2.01537	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	7	3238	0	0	0	0	

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和9年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7101	84	国分	484	3.92227	一般	無	無	無	有	無	無	有	0	0	6	0	1,280	0	0	0	0	0	0	0	
7101	85	押草	460	5.16277	一般	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	145	1,673	0	0	0	0	0	0	0	
7101	90	大山田	250	2.08936	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	599	0	6	0	0	0	0	0	
7101	92	豊明栄	119	0.63896	面開発	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	104	0	0	0	0	0	0	0	
7101	94	桜田	478	2.10119	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	2	92	505	0	0	0	0	0	0	0	
7101	95	神宮東パークハイツ	891	4.9987	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	2	183	1,534	0	3	2559	66	0	0	0	
7101	96	弥富	30	0.09917	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	98	平針駅西	32	0.12171	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	99	アーバニア大須	239	0.38495	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	101	アーバニア滝子南	80	0.34455	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	102	アーバニア鶴舞	96	0.17119	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	
7101	103	高畑	30	0.129	面開発	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	4	23	0	0	52	99	0	0	0	
7101	104	徳重	143	0.91898	一般	有	有	有	無	無	有	有	0	0	0	0	269	0	0	320	15	0	0	0	
7101	106	コートタウン緑ケ丘	26	0.33091	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	49	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	107	塩釜東	45	0.14039	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	108	岩塚東	60	0.34903	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	13	0	0	0	0	16	0	0	0	
7101	110	大山田松ノ木	80	0.53957	一般	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	111	アーバニア千代田	294	0.32688	面開発	有	無	無	有	有	有	有	0	0	0	13	0	0	0	268	42	0	0	0	
7101	113	アーバンドエル平針	62	0.35599	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	114	アーバンドエル中村公園	40	0.20198	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	11	37	0	0	108	104	0	0	0	
7101	115	アーバニア鶴舞第二	116	0.1428	面開発	有	有	無	無	有	有	有	0	0	0	10	0	0	0	56	71	0	0	0	

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和9年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7101	117	三好ケ丘	80	0.50035	面開発	無	無	有	無	無	無	有	0	0	7	7	139	0	0	0	0	0	0	0	
7101	122	白鳥パークハイツ神宮西	88	0.3327	面開発	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	124	アーバンドエル白鳥公園	50	0.24922	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	127	パルネス前後	90	0.17102	面開発	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	
7101	131	白鳥パークハイツ日比野東	354	0.98756	面開発	有	有	無	無	有	有	有	0	0	0	0	229	0	0	565	0	0	0	0	
7101	138	白鳥パークハイツ大宝	426	1.65752	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	64	461	0	0	621	0	0	0	0	
7101	139	アーバンラフレ滝子	49	0.14299	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	148	プロムナード三好丘	246	1.9	一般	無	無	無	有	無	無	有	0	0	1	62	612	0	0	715	0	0	0	0	
7101	153	アーバンラフレ金山	75	0.1077	面開発	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	7	22	0	0	0	39	0	0	0	
7101	155	アーバンドエル有松	24	0.2127	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	1	14	0	0	0	90	197	0	0	0	
7101	160	アーバンドエル植田	36	0.2185	面開発	無	無	有	無	無	無	有	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	161	パークハイツ荒子	97	0.31726	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	1	201	196	0	0	0	
7101	165	アーバニア荒子東	96	0.46177	面開発	無	有	有	無	無	有	有	0	0	0	12	14	0	0	114	58	10	0	0	
7101	166	アーバニア上前津東	83	0.28606	面開発	有	有	無	無	有	有	有	0	0	0	0	0	0	0	0	227	0	0	0	
7101	167	アーバンラフレ鳴海	463	3.79511	面開発	有	有	有	有	有	有	有	0	0	4	86	750	0	0	0	179	0	0	0	
7101	172	アクシオス千種	266	0.48294	面開発	有	無	無	有	有	有	無	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	
7101	176	アーバンラフレ稲沢	249	1.47471	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	0	0	449	0	4	634	0	0	0	0	
7101	177	アーバンラフレ鳴子	450	5.04122	面開発	有	有	有	有	有	有	有	0	0	1	0	0	0	0	0	942	0	0	0	
7101	178	アーバンラフレ鶴舞公園	308	0.5542	面開発	有	有	無	無	有	有	有	0	0	0	0	0	0	0	0	132	0	0	0	
7103	31	上飯田	387	0.5015	面開発	有	無	無	無	有	有	有	0	0	0	0	0	0	0	48	0	0	0	0	
7103	34	守山	110	0.23492	面開発	有	無	無	無	有	無	有	0	0	0	0	13	0	0	17	0	0	0	0	

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和9年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7103	39	藤山台	3098	28.30882	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	2	0	853	0	37301	0	0	0	0	0	0	
7103	43	上飯田第二	1048	1.71901	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	88	129	0	0	0	0	0	0	0	
7103	46	藤ケ丘	456	1.30828	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	107	97	0	0	0	110	0	0	0	
7103	49	岩成台	1293	12.12588	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	57	高森台	741	9.45627	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	374	0	0	23	0	0	0	0	90	
7103	59	中丸	733	1.73319	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	526	0	0	0	373	0	0	0	
7103	60	中央台	790	6.05219	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	4	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	
7103	61	尾上	1368	4.10819	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	598	0	8	1607	536	0	0	0	
7103	68	萱場	160	0.5068	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	230	0	0	0	251	0	0	0	
7103	71	岩成台西	356	5.43455	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	2	0	0	0	0	0	2133	1,508	0	0	0	
7103	83	高座台	439	5.69373	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	104	0	8102	3	1,143	270	0	0	0	
7103	86	瀬古	282	1.69126	一般	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	916	209	0	0	0	
7103	88	大幸東	1433	6.55552	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	5	3761	0	0	0	0	
7103	89	千代が丘	934	7.8129	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	91	都通	212	1.0624	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	2	0	137	0	0	0	
7103	93	水草	761	3.64709	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	4	0	0	0	0	0	569	0	0	0	
7103	97	アーバニア大幸南	114	0.7828	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	100	一社東	82	0.2832	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	105	コートタウン千代が丘東	12	0.15217	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	116	白山台	37	0.27995	一般	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	135	アーバンラフレ志賀	900	4.31454	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	1,076	0	5	2,339	1,612	0	0	0	

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和9年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7103	140	リバピア中央台	84	0.45692	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	107	0	0	0	0	0	0	0	
7103	142	アーバンラフレ白壁	157	0.39158	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	143	日進香久山花の街	350	2.83108	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	1,254	0	0	0	
7103	144	コンフォール城山	334	2.74911	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	4	0	888	0	0	0	0	0	0	0	
7103	145	アーバンラフレ星ケ丘	693	4.45465	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	6	0	0	71	0	0	
7103	146	アーバニア仲田	53	0.1685	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	149	アーバンラフレ小幡	480	2.46018	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	524	0	0	0	833	0	0	0	
7103	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	429	2.76955	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	6	0	1,041	0	0	0	
7103	152	アーバニア志賀公園	712	5.08722	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	2,555	268	91	0	0	
7103	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	518	3.63889	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	883	0	0	0	
7103	163	アーバンラフレ鳩岡	334	2.61917	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	1105	0	0	0	0	
7103	164	アーバンラフレ虹ヶ丘中	314	2.33727	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	
7103	168	アーバニア上飯田北町	80	0.41042	面開発	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	169	アーバニア大曽根駅前	28	0.05395	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	
7103	170	アーバニア主税町	54	0.35273	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	171	アーバンラフレ虹ヶ丘東	94	0.64521	面開発	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	179	アーバンラフレ庄内通	353	0.75076	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	
		＊安全点検（法面・擁壁、遊戯施設、囲障は毎年年1回実施.それ以外は1回/3年実施）																							

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和10年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7101	11	鳴海	125	2.52594	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0	0	0	
7101	22	鳴子	721	9.32158	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	28	則武	187	0.29404	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	30	岩倉	2097	16.90385	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	33	知立	1959	16.02594	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	53	0	0	0	0	0	
7101	37	相生山	905	8.90585	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	4304	0	0	0	0	
7101	41	江南	3294	26.99861	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	0	2	934	7,193	0	0	0	1,898	0	0	0	
7101	42	津島	431	1.3445	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	52	豊明	2127	16.2278	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	1	8	475	0	0	40	9166	2,831	0	0	0	
7101	53	富吉	51	0.40024	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	54	堀田	687	2.78367	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	55	富吉第二	99	0.41469	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	56	朝倉	1191	9.27979	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	2,419	0	0	0	274	0	0	0	
7101	63	保見	979	11.38372	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	2	0	0	0	0	22	5157	0	0	0	0	
7101	64	鳴海第二	90	0.3699	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	175	0	0	0	
7101	70	緑苑東	730	8.33557	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	3134	320	0	0	0	
7101	74	牛巻	302	0.9248	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	75	日比野	178	0.61631	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	78	花表	180	0.86178	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	79	豊成	1178	5.63526	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	38	0	0	0	0	0	
7101	80	木場	402	2.01537	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和10年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7101	84	国分	484	3.92227	一般	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	104	0	0	20	0	311	0	0	91	
7101	85	押草	460	5.16277	一般	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	1640	546	0	0	0	
7101	90	大山田	250	2.08936	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	296	0	0	0	
7101	92	豊明栄	119	0.63896	面開発	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	94	桜田	478	2.10119	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	9	1154	480	0	0	0	
7101	95	神宮東パークハイツ	891	4.9987	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0	0	
7101	96	弥富	30	0.09917	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	98	平針駅西	32	0.12171	一般	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	53	0	0	8	50	0	0	0	
7101	99	アーバニア大須	239	0.38495	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	101	アーバニア滝子南	80	0.34455	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	101	0	0	0	0	0	0	0	
7101	102	アーバニア鶴舞	96	0.17119	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	103	高畑	30	0.129	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	104	徳重	143	0.91898	一般	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	106	コートタウン緑ケ丘	26	0.33091	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	107	塩釜東	45	0.14039	一般	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	58	0	0	41	136	0	0	0	
7101	108	岩塚東	60	0.34903	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	
7101	110	大山田松ノ木	80	0.53957	一般	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	111	アーバニア千代田	294	0.32688	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	113	アーバンドエル平針	62	0.35599	一般	有	有	無	無	有	有	有	0	0	0	0	53	0	0	189	92	0	0	0	
7101	114	アーバンドエル中村公園	40	0.20198	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	115	アーバニア鶴舞第二	116	0.1428	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和10年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7101	117	三好ケ丘	80	0.50035	面開発	有	有	有	無	無	有	有	0	0	0	0	0	0	0	135	0	0	0	0	
7101	122	白鳥パークハイツ神宮西	88	0.3327	面開発	有	有	有	無	無	有	有	0	0	0	0	81	0	0	73	140	0	0	0	
7101	124	アーバンドエル白鳥公園	50	0.24922	面開発	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	57	0	0	99	155	9	0	0	
7101	127	パルネス前後	90	0.17102	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	131	白鳥パークハイツ日比野東	354	0.98756	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	138	白鳥パークハイツ大宝	426	1.65752	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	139	アーバンラフレ滝子	49	0.14299	面開発	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	22	0	0	51	95	0	0	0	
7101	148	プロムナード三好丘	246	1.9	一般	有	有	無	有	有	有	有	0	0	0	0	0	0	3	0	352	0	0	0	
7101	153	アーバンラフレ金山	75	0.1077	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	66	0	0	0	0	
7101	155	アーバンドエル有松	24	0.2127	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	160	アーバンドエル植田	36	0.2185	面開発	有	有	有	無	無	有	有	0	0	0	0	31	0	0	124	104	0	0	0	
7101	161	パークハイツ荒子	97	0.31726	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	165	アーバニア荒子東	96	0.46177	面開発	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	166	アーバニア上前津東	83	0.28606	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	
7101	167	アーバンラフレ鳴海	463	3.79511	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	
7101	172	アクシオス千種	266	0.48294	面開発	無	無	無	有	無	無	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	176	アーバンラフレ稲沢	249	1.47471	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7101	177	アーバンラフレ鳴子	450	5.04122	面開発	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	0	508	0	0	1483	0	0	0	0	
7101	178	アーバンラフレ鶴舞公園	308	0.5542	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	31	上飯田	387	0.5015	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	34	守山	110	0.23492	面開発	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和10年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7103	39	藤山台	3098	28.30882	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368	
7103	43	上飯田第二	1048	1.71901	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	0	0	0	0	6	656	0	0	0	0	
7103	46	藤ケ丘	456	1.30828	面開発	有	有	有	有	有	有	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	49	岩成台	1293	12.12588	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	1	0	0	0	12915	0	0	0	0	0	0	
7103	57	高森台	741	9.45627	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	0	34	0	2,860	12273	0	7941	0	0	0	0	
7103	59	中丸	733	1.73319	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	0	114	0	0	2	0	0	0	0	0	
7103	60	中央台	790	6.05219	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	
7103	61	尾上	1368	4.10819	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	6	148	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	68	萱場	160	0.5068	面開発	有	有	無	無	有	有	有	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	71	岩成台西	356	5.43455	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	2	2	131	1,311	5039	11	0	0	0	0	0	
7103	83	高座台	439	5.69373	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	0	0	0	619	0	0	0	0	0	0	0	
7103	86	瀬古	282	1.69126	一般	有	有	無	有	有	有	有	0	0	5	88	385	0	6	0	0	0	0	0	
7103	88	大幸東	1433	6.55552	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	2	379	1,949	0	0	0	963	0	0	0	
7103	89	千代が丘	934	7.8129	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	4	3	316	915	11331	18	0	904	0	0	0	
7103	91	都通	212	1.0624	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	0	47	267	0	0	0	0	0	0	0	
7103	93	水草	761	3.64709	面開発	有	有	有	有	有	有	有	0	0	0	118	1,014	0	8	2028	0	0	0	0	
7103	97	アーバニア大幸南	114	0.7828	面開発	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	14	345	0	0	0	91	0	0	0	
7103	100	一社東	82	0.2832	一般	有	有	無	無	有	有	有	0	0	0	7	58	0	0	104	0	0	0	0	
7103	105	コートタウン千代が丘東	12	0.15217	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	116	白山台	37	0.27995	一般	無	無	有	無	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	202	0	0	0	
7103	135	アーバンラフレ志賀	900	4.31454	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	1	175	0	0	0	0	0	0	0	0	

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和10年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁［1回／年］	遊戯施設［1回／年］	休息施設	通路	囲障（人工地盤含む）［1回／年］	調整池	橋梁［1回／年］	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁（1回／5年）	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁（1回／5年）	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	
7103	140	リバピア中央台	84	0.45692	一般	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	
7103	142	アーバンラフレ白壁	157	0.39158	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	0	13	140	0	2	257	232	0	0	0	
7103	143	日進香久山花の街	350	2.83108	一般	有	有	有	有	有	有	有	0	0	1	0	784	0	6	1235	0	0	0	0	
7103	144	コンフォール城山	334	2.74911	一般	無	無	有	有	無	無	有	0	0	0	53	0	0	9	0	0	0	0	0	
7103	145	アーバンラフレ星ケ丘	693	4.45465	面開発	有	有	有	有	有	有	有	0	0	1	0	566	0	0	0	131	0	0	0	
7103	146	アーバニア仲田	53	0.1685	面開発	有	有	無	無	無	有	有	0	0	0	11	35	0	0	0	122	0	0	0	
7103	149	アーバンラフレ小幡	480	2.46018	面開発	無	有	無	有	有	有	有	0	0	3	70	0	0	0	1197	0	0	0	0	
7103	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	429	2.76955	面開発	有	有	有	有	有	有	有	0	0	2	0	743	0	0	0	0	17	0	0	
7103	152	アーバニア志賀公園	712	5.08722	面開発	有	有	無	有	有	有	有	0	0	0	136	189	0	15	0	0	0	0	0	
7103	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	518	3.63889	面開発	有	有	有	有	有	有	有	0	0	1	0	113	0	0	0	0	0	0	0	
7103	163	アーバンラフレ鳩岡	334	2.61917	面開発	有	有	無	無	有	有	有	0	0	1	58	367	0	1	0	311	14	0	0	
7103	164	アーバンラフレ虹ヶ丘中	314	2.33727	面開発	有	有	有	有	有	有	有	0	0	6	0	257	0	0	1625	0	0	0	0	
7103	168	アーバニア上飯田北町	80	0.41042	面開発	有	有	有	無	有	有	有	0	0	0	14	10	0	0	0	74	0	0	0	
7103	169	アーバニア大曽根駅前	28	0.05395	面開発	有	無	無	無	無	有	有	0	0	0	11	25	0	0	0	0	0	0	0	
7103	170	アーバニア主税町	54	0.35273	面開発	有	有	無	無	有	有	有	0	0	0	14	48	0	0	0	101	2	0	0	
7103	171	アーバンラフレ虹ヶ丘東	94	0.64521	面開発	有	有	有	無	有	有	有	0	0	0	0	48	0	0	0	0	0	0	0	
7103	179	アーバンラフレ庄内通	353	0.75076	面開発	無	無	無	有	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		＊安全点検（法面・擁壁、遊戯施設、囲障は毎年年1回実施.それ以外は1回/3年実施）																							

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	火気使用室	居室等	空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	非常用エレベーターの乗降ロビー	居室等	排煙機	予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	011	鳴海		診療所付住宅	S58	団	団	1	1							1																				
7001	011	鳴海	201		S51	団	団	5	30							1																				
7001	011	鳴海	301		S59	団	団	4	28							1																				
7001	011	鳴海	302		S59	団	団	4	16							1																				
7001	011	鳴海	303		S59	団	団	4	24							1																				
7001	011	鳴海	304		S59	団	団	4	7							1																				
7001	011	鳴海	401		S61	団	団	5	19							1																				
7001	022	鳴子	70		S38	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	71		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	72		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	73		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	74		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	75		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	76		S38	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	79		S40	団	団	5	40							1																				
7001	022	鳴子	80		S39	団	団	5	52							1																				
7001	022	鳴子	81		S39	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	82		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	83		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	84		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	85		S39	団	団	5	40							1																				
7001	022	鳴子	86		S39	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	87		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	88		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	89		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	90		S39	団	団	5	50							1																				
7001	022	鳴子	91		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	92		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	93		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	94		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	95		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	96		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	97		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	98		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	99		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	100		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	201		S59	団	団	4	16							1																				
7001	022	鳴子	202		S59	団	団	5	24							1																				
7001	022	鳴子	203		S59	団	団	5	9							1																				
7001	022	鳴子				別棟集会所	団	2								1																		2	2		
7001	028	則武			S39	市	市	10	187		187		有							187																
7001	028	則武				集会所	市																										2	2		
7001	030	岩倉		診療所	S40	診療所	団	2	1							1																				
7001	030	岩倉	1		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	2		S40	団	団	5	20							1																				
7001	030	岩倉	3		S40	団	団	5	30							1																				
7001	030	岩倉	4		S40	団	団	5	20							1																				
7001	030	岩倉	5		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	6		S40	団	団	5	20							1																				
7001	030	岩倉	7		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	8		S40	団	団	5	20							1																				
7001	030	岩倉	9		S40	団	団	5	30							1																				
7001	030	岩倉	10		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	11		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	12		S40	団	団	5	40							1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7003	031	上飯田	1	S40	市	市	10	387	R6（台所）	387		有			1			22	244																
7001	033	知立		診療所	S41	診療所	団	1	1							1																			
7001	033	知立	1		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	2		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	3		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	4		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	5		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	6		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	7		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	8		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	9		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	10		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	11		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	12		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	13		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	14		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	15		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	16		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	17		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	18		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	19		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	20		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	21		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	22		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	23		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	24		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	25		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	26		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	27		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	28		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	29		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	30		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	31		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	35		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	36		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	37		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	38		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	39		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	40		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	41		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	42		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	43		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	44		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	45		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	46		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	47		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	48		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	49		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	50		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	51		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	52		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	53		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	54		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	55		S41	団	団	5	20							1																			

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検										計画点検		法定点検																フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	041	江南	10		S43	団	団	5	29							1																					
7001	041	江南	11		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	12		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	13		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	14		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	15		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	16		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	17		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	18		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	19		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	20		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	21		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	22		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	23		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	24		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	25		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	26		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	27		S43	団	団	5	10							1																					
7001	041	江南	28		S43	団	団	5	10							1																					
7001	041	江南	29		S43	団	団	5	10							1																					
7001	041	江南	30		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	31		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	32		S43	団	団	5	29							1																					
7001	041	江南	33		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	34		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	35		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	36		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	37		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	38		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	39		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	40		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	41		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	42		S44	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	43		S44	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	44		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	45		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	46		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	47		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	48		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	49		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	50		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	51		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	52		S44	団	団	5	39							1																					
7001	041	江南	53		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	54	店舗付住宅	S43	団	団	2	9							1																					
7001	041	江南	55		S44	団	団	5	38							1																					
7001	041	江南	56		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	57		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	58		S44	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	59		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	60		S44	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	61		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	62		S44	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	63		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	64		S44	団	団	5	30							1																					

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF−D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検										計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	041	江南	65		S44	団	団	5	39							1																					
7001	041	江南	66		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	67		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	68		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	69		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	70		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	71		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	72		S45	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	73		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	74		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	75		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	76		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	77		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	78		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	79		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	80		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	81		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	82		S45	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	83		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	84		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	85		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	86		S45	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	87		S45	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	88		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	89		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	90		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	91		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	92		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	93		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	301	スーパー	S43	施設	団	1								1																					
7001	041	江南	302	管理サービス事務所	S43	施設	団	1								1																					
7001	041	江南	303	郵便局・集会所・店舗	S43	施設	団	2								1																					
7001	041	江南	304	銀行ATM	S43	施設	団	1								1																					
7001	041	江南				別棟集会所	団	1								1																			5	5		
7001	041	江南				管理サービス事務所	団																												1	5		
7001	042	津島	1		S43	市	市	5	30		30		有							6																	
7001	042	津島	2		S43	市	市	5	70		70		有							20																	
7001	042	津島	3		S43	市	市	5	30		30																										
7001	042	津島	4		S43	市	市	5	30		30																										
7001	042	津島	5		S43	市	市	8	207		207		有							146																	
7001	042	津島	6		S43	市	市	5	64		64		有							64																	
7001	042	津島				集会所	市																											3	3		
7003	043	上飯田第2	1		S44	市	市	11	320	R6 (BF−D)	320					1			16																	
7003	043	上飯田第2	2		S44	市	市	11	292	R6 (BF−D)	292		有			1			14																	
7003	043	上飯田第2	3		S44	市	市	11	436	R6 (BF−D)	436		有			1			20																	
7003	043	上飯田第2				集会所	市																											3	3		
7003	043	上飯田第2				管理サービス事務所	市																											1	1		
7003	046	藤ヶ丘	1		S46	市	市	10	56		56		有			1																					
7003	046	藤ヶ丘	2		S45	市	市	5	32		32	32	有			1																					
7003	046	藤ヶ丘	3		S45	市	市	5	28		28	28	有			1																					
7003	046	藤ヶ丘	4		S45	市	市	11	100		100	100	有			1																					

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7003	046	藤ヶ丘	5		S45	市	市	11	120	R6(BF-D):6箇所 R6(台所):6箇所	120	120	有			1			12																	
7003	046	藤ヶ丘	6		S45	市	市	5	30		30					1																				
7003	046	藤ヶ丘	7		S45	市	市	5	30		30					1																				
7003	046	藤ヶ丘	8		S45	市	市	5	30		30					1																				
7003	046	藤ヶ丘	9		S45	市	市	5	30		30					1																				
7003	049	岩成台	1		S45	団	団	5	20							1																				
7003	049	岩成台	2		S45	団	団	5	20							1																				
7003	049	岩成台	3		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	4		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	5		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	6		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	7		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	8		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	9		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	10		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	11		S45	団	団	5	29							1																				
7003	049	岩成台	12		S45	団	団	5	29							1																				
7003	049	岩成台	13		S45	団	団	5	30							1																				
7003	049	岩成台	14		S45	団	団	5	20							1																				
7003	049	岩成台	15		S45	団	団	5	29							1																				
7003	049	岩成台	16		S45	団	団	5	30							1																				
7003	049	岩成台	17		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	18		S45	団	団	5	32							1																				
7003	049	岩成台	19	診療所	S45	団	団	1	1							1																				
7003	049	岩成台	20	店舗(事務所)	S45	施設	団	1								1																				
7003	049	岩成台	21	店舗付住宅	S45	団	団	2	6							1																				
7003	049	岩成台	22		S45	団	団	5	39							1																				
7003	049	岩成台	23		S45	団	団	5	39							1																				
7003	049	岩成台	24		S45	団	団	5	20							1																				
7003	049	岩成台	25		S45	団	団	5	30							1																				
7003	049	岩成台	26		S45	団	団	5	20							1																				
7003	049	岩成台	27		S45	団	団	5	30							1																				
7003	049	岩成台	28		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	29		S47	団	団	5	49							1																				
7003	049	岩成台	30		S47	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	31		S47	団	団	5	50							1																				
7003	049	岩成台	32		S47	団	団	5	30							1																				
7003	049	岩成台	33		S47	団	団	5	50							1																				
7003	049	岩成台	34		S46	団	団	5	50							1																				
7003	049	岩成台	35		S46	団	団	5	60							1																				
7003	049	岩成台	36		S46	団	団	5	50							1																				
7003	049	岩成台	37		S46	団	団	5	50							1																				
7003	049	岩成台	38		S46	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台				別棟集会所	団	1								1																				
7001	052	豊明	1		S46	団	団	5	40							1																				
7001	052	豊明	2		S46	団	団	5	40							1																				
7001	052	豊明	3		S46	団	団	5	40							1																				
7001	052	豊明	4		S46	団	団	5	40							1																				
7001	052	豊明	5		S46	団	団	5	50							1																				
7001	052	豊明	6		S46	団	団	5	40							1																				
7001	052	豊明	7		S46	団	団	5	50							1																				
7001	052	豊明	8		S46	団	団	5	30							1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	054	堀田	3		S48	市	市	11	380	R6(BF-D):18系統 R6(台所):30系統	380		有						48	48																
7001	054	堀田				3号棟 集会所	市																										2	2		
7001	055	富吉第2	1		S47	市	市	7	99	R6(BF-D):8系統 R6(台所):8系統	102		有						16	16																
7001	056	朝倉	1		S47	団	団	5	30							1																			
7001	056	朝倉	2		S47	団	団	5	30							1																			
7001	056	朝倉	3		S47	団	団	5	30							1																			
7001	056	朝倉	4		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	5		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	6		S48	団	団	5	50							1																			
7001	056	朝倉	7		S48	団	団	5	50							1																			
7001	056	朝倉	8		S48	団	団	5	50							1																			
7001	056	朝倉	9		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	10		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	11		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	12		S47	団	団	5	50							1																			
7001	056	朝倉	13		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	14		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	15		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	16		S47	団	団	5	30							1																			
7001	056	朝倉	17		S47	施設	団	1								1																			
7001	056	朝倉	18	診療所	S48	団	団	1	1							1																			
7001	056	朝倉	19	1階店舗	S48	団	団	11	140		140		有			1																			
7001	056	朝倉	20	店舗(ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ)	S47	施設	団	1								1																			
7001	056	朝倉	21		S49	団	団	5	50							1																			
7001	056	朝倉	22		S49	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	23		S49	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	24		S49	団	団	5	50							1																			
7001	056	朝倉	25		S49	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	26		S49	団	団	5	20							1																			
7001	056	朝倉	27		S49	団	団	5	20							1																			
7001	056	朝倉	28		S49	団	団	5	50							1																			
7001	056	朝倉	29		S49	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	30		S49	団	団	5	30							1																			
7001	056	朝倉	31		S49	団	団	5	30							1																			
7001	056	朝倉				集会所	団																										5	5		
7003	057	高森台	1		S47	団	団	5	24							1																			
7003	057	高森台	2		S47	団	団	5	40	R6(台所)						1			5																
7003	057	高森台	4		S47	団	団	5	29							1																			
7003	057	高森台	5		S47	団	団	5	30							1																			
7003	057	高森台	6		S47	団	団	5	60							1																			
7003	057	高森台	12		S47	団	団	5	20							1																			
7003	057	高森台	14		S47	団	団	5	20							1																			
7003	057	高森台	16		S47	団	団	5	20							1																			
7003	057	高森台	17		S47	団	団	5	30							1																			
7003	057	高森台	105		S48	団	団	5	60							1																			
7003	057	高森台	106		S48	団	団	8	160		160		有			1																			
7003	057	高森台	107		S49	団	団	8	80		80		有			1																			
7003	057	高森台	108		S50	団	団	11	22	所:2系統	22		有			1			2																

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	063	保見	136		S50	団	団	5	40							1																				
7001	063	保見	137		S51	団	団	5	40							1																				
7001	063	保見	138		S51	団	団	5	40							1																				
7001	063	保見	140		S50	団	団	5	30							1																				
7001	063	保見	141		S59	団	団	13	80		80					1																				
7001	063	保見	142		S51	団	団	13	80		80					1																				
7001	063	保見				集会所	団																										5	5		
7001	064	鳴海第二	101		S49	市	市	11	90		90	90																								
7001	064	鳴海第二				集会所	市																										5	5		
7003	068	萱場	1		S50	市	市	11	160		160	160				1																				
7001	070	緑苑東			S51	別棟集会所	団	2								1																		4	4		
7001	070	緑苑東	11		S58	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	12		S58	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	13		S58	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	14		S59	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	15		S59	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	16		S58	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	17		S59	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	18		S59	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	19		S59	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	20		S55	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	21		S53	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	22		S53	団	団	5	50							1																				
7001	070	緑苑東	23		S53	団	団	5	60							1																				
7001	070	緑苑東	24		S58	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	25		S57	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	26		S52	団	団	5	60							1																				
7001	070	緑苑東	27		S52	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	28		S51	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	29		S51	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	30		S51	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	31		S51	団	団	5	40							1																				
7003	071	岩成台西	601		S60	団	団	11	92		92		有			1																				
7003	071	岩成台西	602		S59	団	団	5	24							1																				
7003	071	岩成台西	606		S59	団	団	5	16							1																				
7003	071	岩成台西	607		S59	団	団	8	32		32		有			1																				
7003	071	岩成台西	608		S59	団	団	8	48		48		有			1																				
7003	071	岩成台西	609		S58	団	団	8	64		64		有			1																				
7003	071	岩成台西	610		S60	団	団	8	80		80		有			1																				
7001	074	牛巻	1		S51	面	面	14	286		286	286				1																				
7001	074	牛巻	2		S51	面	面	5	16							1																				
7001	075	日比野	1		S51	市	市	14	118		118	118																								
7001	075	日比野	2		S51	市	市	11	60		60	60																								
7001	078	花表	1		S52	面	面	13	180	R6台所:16系統	180	180	有			1			16																	
7001	079	豊成	1		S52	面	面	11	100		100	100	有			1																				
7001	079	豊成	2		S53	面	面	14	210		210	210	有			1																				
7001	079	豊成	3		S53	面	面	14	267		267	267	有			1																				
7001	079	豊成	4		S52	面	面	14	365		365	365	有			1																				
7001	079	豊成	5		S53	面	面	14	236		236	236	有			1																				
7001	079	豊成				集会所	面																										3	4		
7001	080	木場	1		S52	面	面	11	110		110	110				1																				
7001	080	木場	2		S52	面	面	14	104		104	104				1																				
7001	080	木場	3		S53	面	面	11	110		110	110				1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	備考	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	095	神宮東パークハイツ	11	S58		面	面	8	48		48					1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	12	S58		面	面	8	48		48					1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	13	S58		面	面	10	40		40					1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	14	S58		面	面	10	36		36					1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	15	S58		面	面	10	39		39					1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	16	S59		面	面	14	72		72					1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	17	S60		面	面	8	48		48		有			1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	18	S60		面	面	8	48		48		有			1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	22	S59		面	面	5	30							1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	23	S59		面	面	5	20							1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	24	S59		面	面	5	20							1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	25	S60		面	面	14	62		62		有			1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	26	S60		面	面	14	56		56			1		1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	27	S61		面	面	5	40							1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	28	S61		面	面	5	40							1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	29	S61		面	面	5	30							1																				
7001	095	神宮東パークハイツ	30	S61		面	面	5	40							1																				
7001	095	神宮東パークハイツ				集会所 面																														
7001	096	弥富		S59		面	団	6	30		30		有			1																				
7003	097	アーバニア大幸南	9	S59		面	面	4	24							1																				
7003	097	アーバニア大幸南	10	S59		面	面	5	30							1																				
7003	097	アーバニア大幸南	11	S59		面	面	5	30							1																				
7003	097	アーバニア大幸南	12	S59		面	面	5	30							1																				
7003	097	アーバニア大幸南				別棟 集会所	面	1								1																				
7001	098	平針駅西		S59		団	団	4	32							1																				
7001	099	アーバニア大須		S60		面	面	14	239		239		有			1																				
7003	100	一社東	1	S60		団	団	5	82							1																				
7001	101	アーバニア滝子南		S60		面	面	5	80							1																				
7001	102	アーバニア鶴舞		S60		面	面	9	96		96		有			1																				
7001	103	高畑		S60		面	面	5	30							1																				
7001	104	徳重	1	S60		団	団	4	24							1																				
7001	104	徳重	2	S60		団	団	4	24							1																				
7001	104	徳重	3	S61		団	団	4	16							1																				
7001	104	徳重	4	S61		団	団	4	16							1																				
7001	104	徳重	5	H01		団	団	4	32							1																				
7001	104	徳重	6	H01		団	団	4	31							1																				
7003	105	コートタウン千代が丘東	1	S60		団	団	2	12							1																				
7001	106	コートタウン緑ヶ丘	1	S60		団	団	2	2							1																				
7001	106	コートタウン緑ヶ丘	2	S60		団	団	2	2							1																				
7001	106	コートタウン緑ヶ丘	3	S60		団	団	2	2							1																				
7001	106	コートタウン緑ヶ丘	4	S60		団	団	2	2							1																				
7001	106	コートタウン緑ヶ丘	5	S60		団	団	2	2							1																				
7001	106	コートタウン緑ヶ丘	6	S60		団	団	2	2							1																				
7001	106	コートタウン緑ヶ丘	7	S60		団	団	2	2							1																				
7001	106	コートタウン緑ヶ丘	8	S60		団	団	2	2							1																				
7001	106	コートタウン緑ヶ丘	9	S60		団	団	2	2							1																				
7001	106	コートタウン緑ヶ丘	10	S60		団	団	2	2							1																				
7001	106	コートタウン緑ヶ丘	11	S60		団	団	2	2							1																				
7001	106	コートタウン緑ヶ丘	12	S60		団	団	2	2							1																				
7001	106	コートタウン緑ヶ丘	13	S60		団	団	2	2							1																				
7001	107	塩釜東	1	S61		団	団	11	30		30					1																				
7001	107	塩釜東	2	S61		団	団	4	15							1																				
7001	108	岩塚東	1	S61		面	面	5	30							1																				
7001	108	岩塚東	2	S61		面	面	5	30							1																				
7001	110	大山田松ノ木	101	S61		団	団	5	40							1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検										フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備・	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	110	大山田松ノ木	102		S62	団	団	5	40							1																			
7001	110	大山田松ノ木				別棟集会所	団	1								1																			
7001	111	アーバニア千代田			S62	面	面	21	294		294		有			1	294	有																
7001	113	アーバンドゥエル平針	1		S62	団	団	5	50							1																		
7001	113	アーバンドゥエル平針	2		S62	団	団	5	12							1																		
7001	113	アーバンドゥエル平針				別棟集会所	団	1								1																		
7001	114	アーバンドゥエル中村公園	1		S62	面	面	3	12							1																		
7001	114	アーバンドゥエル中村公園	2		S62	面	面	4	28							1																		
7001	115	アーバニア鶴舞第2			S62	面	面	12	116		116		有			1																		
7003	116	白山台	1		S62	団	団	5	19							1																		
7003	116	白山台	2		S62	団	団	6	18		18		有			1																		
7001	117	三好ヶ丘	1		S63	面	面	5	40							1																		
7001	117	三好ヶ丘	2		S63	面	面	5	40							1																		
7001	117	三好ヶ丘				別棟集会所	面	1								1																		
7001	122	白鳥パークハイツ神宮西			H01	面	面	8	88		88		有	1		1																		
7001	124	アーバンドエル白鳥公園			H01	面	面	5	50							1																		
7001	127	パルネス前後			H01	面	面	8	90		90		有			1																		
7001	131	白鳥パークハイツ日比野東	1		H01	面	面	14	90		90		有			1																		
7001	131	白鳥パークハイツ日比野東	2		H02	面	面	8	58		58		有			1																		
7001	131	白鳥パークハイツ日比野東	3		H03	面	面	14	206		206		有			1																		
7001	131	白鳥パークハイツ日比野東				別棟集会所	面	1								1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	1		H02	面	面	8	78		78		有			1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	2		H02	面	面	8	48		48		有			1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	3		H02	面	面	6	48		48		有			1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	4		H02	面	面	6	48		48		有			1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	5		H02	面	面	8	64		64		有			1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	6		H02	面	面	5	40							1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	7		H04	面	面	10	60		60		有			1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	8		H05	面	面	10	79		79		有			1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	9		H04	面	面	6	42		42		有			1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	10		H04	面	面	7	49		49		有			1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	11		H04	面	面	8	56		56		有			1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	12		H05	面	面	14	135		135		有			1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	23		H07	面	面	6	50		50		有			1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	24		H07	面	面	7	42		42		有			1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀	25		H07	面	面	6	61		61		有			1																		
7003	135	アーバンラフレ志賀				集会所	面																									5	5		
7003	135	アーバンラフレ志賀				児童館	面																									2	2		
7003	135	アーバンラフレ志賀				警報室	面																									1	1		
7003	135	アーバンラフレ志賀				管理サービス事務所	面																									2	2		
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	1		H03	面	面	5	34							1																		
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	2		H03	面	面	4	16							1																		
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	3		H04	面	面	14	110		110		有			1																		
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	7		H09	面	面	12	128		128		有			1																		
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	8		H08	面	面	14	86		86		有			1																		
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	9		H08	面	面	8	52		52		有			1																		
7001	138	白鳥パークハイツ大宝				別棟集会所	面	1								1																		
7001	138	白鳥パークハイツ大宝				管理サービス事務所	面																									1	1		
7001	139	アーバンラフレ滝子			H03	面	面	6	49		49					1																		
7003	140	リバピア中央台	1		H03	団	団	6	18		18		有			1																		

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7003	140	リバピア中央台	2	H03		団	団	6	48		48		有			1																				
7003	140	リバピア中央台	3	H03		団	団	6	18		18		有			1																				
7003	140	リバピア中央台				別棟集会所	団	1								1																				
7003	142	アーバンラフレ白壁	1	H04		面	面	14	88		88					1																				
7003	142	アーバンラフレ白壁	2	H05		面	面	9	45		45		有			1																				
7003	142	アーバンラフレ白壁	3	H05		面	面	5	24							1																				
7003	143	日進香久山花の街	1	H05		団	団	4	20							1																				
7003	143	日進香久山花の街	2	H05		団	団	8	28		28		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	3	H05		団	団	4	16							1																				
7003	143	日進香久山花の街	4	H05		団	団	8	28		28		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	5	H05		団	団	8	29		29		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	6	H05		団	団	4	12							1																				
7003	143	日進香久山花の街	7	H05		団	団	4	12							1																				
7003	143	日進香久山花の街	8	H06		団	団	6	22		22		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	9	H06		団	団	8	28		28		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	10	H06		団	団	4	14							1																				
7003	143	日進香久山花の街	11	H06		団	団	7	20		20		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	12	H06		団	団	9	48		48		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	13	H07		団	団	8	38		38		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	14	H07		団	団	6	35		35		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街				別棟集会所	団	1								1																				
7003	144	コンフォール城山	1	H05		団	団	5	20							1																				
7003	144	コンフォール城山	2	H05		団	団	5	30							1																				
7003	144	コンフォール城山	3	H05		団	団	5	40							1																				
7003	144	コンフォール城山	4	H05		団	団	5	30							1																				
7003	144	コンフォール城山	5	H06		団	団	5	40							1																				
7003	144	コンフォール城山	6	H06		団	団	5	40							1																				
7003	144	コンフォール城山	7	H07		団	団	5	40							1																				
7003	144	コンフォール城山	8	H14		団	団	8	46		46		有			1																		2	2		
7003	144	コンフォール城山	9	H13		団	団	8	48		48		有			1																				
7003	144	コンフォール城山				別棟集会所	団	1								1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	1	H05		面	面	4	24							1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	2	H05		面	面	5	29							1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	3	H05		面	面	4	28							1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	4	H05		面	面	5	35							1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	5	H05		面	面	6	46		46		有			1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	6	H05		面	面	10	78		78		有			1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	8	H07		面	面	6	42		42		有			1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	9	H07		面	面	10	90		90		有			1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	10	H09		面	面	25	207		207					1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	11	H11		面	面	14	114		114		有			1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘				別棟集会所	面	1								1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘				宿直室	面																										1	1		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘				防災センター	面																										1	1		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘				管理サービス事務所	面																										1	3		
7003	146	アーバニア仲田		H05		面	面	5	53							1																				
7001	148	プロムナード三好丘	1	H06		団	団	5	40							1																				
7001	148	プロムナード三好丘	2	H07		団	団	5	40							1																				
7001	148	プロムナード三好丘	3	H07		団	団	4	32							1																				
7001	148	プロムナード三好丘	4	H08		団	団	4	24							1																				
7001	148	プロムナード三好丘	5	H09		団	団	5	45							1																				
7001	148	プロムナード三好丘	6	H11		団	団	5	45							1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	148	プロムナード三好丘	7	H11		団	団	5	20							1																				
7001	148	プロムナード三好丘				別棟集会所	団	1								1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	1	H06		面	面	7	94		94		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	2	H08		面	面	7	49		49		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	3	H08		面	面	6	42		42		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	4	H10		面	面	6	54		54		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	5	H08		面	面	14	112		112		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	6	H11		面	面	10	70		70		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	7	H11		面	面	10	59		59		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡				別棟集会所	面	1								1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡				管理サービス事務所	面	1																										2	2		
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	2	H15		面	面	7	58		58		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	3	H14		面	面	7	42		42		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	4	H11		面	面	8	53		53		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	5	H12		面	面	6	36		36		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	6	H08		面	面	7	36		36					1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	7	H08		面	面	7	70		70					1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	8	H10		面	面	7	56		56					1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	9	H08		面	面	6	48		48		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	10	H08		面	面	6	30		30		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西				集会所	面																										1	3		
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西				管理サービス事務所	面																										1	2		
7003	152	アーバニア志賀公園	1	H09		面	面	6	55		55		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	2	H10		面	面	11	40		40					1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	3	H10		面	面	5	24							1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	4	H10		面	面	4	24				有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	5	H09		面	面	11	75		75		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	6	H15		面	面	7	62		62		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	7	H16		面	面	11	86		86		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	8	H17		面	面	11	74		74		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	9	H11		面	面	8	74		74		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	10	H12		面	面	11	86		86		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	11	H12		面	面	11	72		72		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	12	H11		面	面	10	40		40		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園				集会所	面																										5	5		
7003	152	アーバニア志賀公園				3番街集会所	面																										4	4		
7003	152	アーバニア志賀公園				4番街集会所	面																										1	1		
7003	152	アーバニア志賀公園				管理サービス事務所	面																													
7001	153	アーバンラフレ金山		H09		面	面	13	75		75					1																				
7001	153	アーバンラフレ金山				集会所	面																										2	2		
7001	155	アーバンドエル有松		H09		面	面	3	24							1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	1	H10		面	面	6	42		42		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	2	H10		面	面	9	68		68		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	3	H10		面	面	9	77		77		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	4	H10		面	面	5	20							1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	5	H10		面	面	7	41		41		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	6	H13		面	面	8	79		79		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	7	H13		面	面	6	53		53		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	8	H14		面	面	7	33		33		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	9	H16		面	面	6	36		36		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	10	H16		面	面	7	41		41		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	11	H17		面	面	7	28		28		有			1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF一D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和8年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	011	鳴海		診療所付住宅	S58	団	団	1	1							1																				
7001	011	鳴海	201		S51	団	団	5	30							1																				
7001	011	鳴海	301		S59	団	団	4	28							1																				
7001	011	鳴海	302		S59	団	団	4	16							1																				
7001	011	鳴海	303		S59	団	団	4	24							1																				
7001	011	鳴海	304		S59	団	団	4	7							1																				
7001	011	鳴海	401		S61	団	団	5	19							1																				
7001	022	鳴子	70		S38	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	71		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	72		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	73		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	74		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	75		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	76		S38	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	79		S40	団	団	5	40							1																				
7001	022	鳴子	80		S39	団	団	5	52							1																				
7001	022	鳴子	81		S39	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	82		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	83		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	84		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	85		S39	団	団	5	40							1																				
7001	022	鳴子	86		S39	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	87		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	88		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	89		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	90		S39	団	団	5	50							1																				
7001	022	鳴子	91		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	92		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	93		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	94		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	95		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	96		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	97		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	98		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	99		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	100		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	201		S59	団	団	4	16							1																				
7001	022	鳴子	202		S59	団	団	5	24							1																				
7001	022	鳴子	203		S59	団	団	5	9							1																				
7001	022	鳴子				別棟集会所	団	2								1																		2	2		
7001	028	則武			S39	市	市	10	187		187		有							187																
7001	028	則武				集会所	市																									2	2		
7001	030	岩倉		診療所	S40	診療所	団	2	1							1																				
7001	030	岩倉	1		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	2		S40	団	団	5	20							1																				
7001	030	岩倉	3		S40	団	団	5	30							1																				
7001	030	岩倉	4		S40	団	団	5	20							1																				
7001	030	岩倉	5		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	6		S40	団	団	5	20							1																				
7001	030	岩倉	7		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	8		S40	団	団	5	20							1																				
7001	030	岩倉	9		S40	団	団	5	30							1																				
7001	030	岩倉	10		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	11		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	12		S40	団	団	5	40							1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検										計画点検		法定点検																フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	030	岩倉	13		S40	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	14		S40	団	団	5	50							1																					
7001	030	岩倉	15		S40	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	16		S40	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	17		S40	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	18		S40	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	19		S40	団	団	5	20							1																					
7001	030	岩倉	20		S40	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	21		S40	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	22		S40	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	23		S40	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	24		S40	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	25		S40	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	26		S40	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	27		S40	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	28		S40	団	団	5	20							1																					
7001	030	岩倉	29		S40	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	30		S40	団	団	5	20							1																					
7001	030	岩倉	31		S40	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	32		S40	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	33		S40	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	34		S40	団	団	5	20							1																					
7001	030	岩倉	35		S40	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	36		S40	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	37		S40	団	団	5	20							1																					
7001	030	岩倉	38		S40	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	39		S40	団	団	5	20							1																					
7001	030	岩倉	40		S40	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	41		S40	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	42		S40	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	43		S40	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	44		S41	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	45		S41	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	46		S41	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	47		S41	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	48		S41	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	49		S41	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	50		S41	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	51		S41	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	52		S41	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	53		S41	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	54		S41	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	55		S41	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	56		S41	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	57		S41	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	58		S41	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	59		S41	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	60		S41	団	団	5	40							1																					
7001	030	岩倉	61		S41	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	62		S41	団	団	5	30							1																					
7001	030	岩倉	63	店舗付住宅	S41	団	団	2	1							1																					
7001	030	岩倉	101		H08	団	団	8	35		35					1																					
7001	030	岩倉				別棟集会所	団	1								1																				8	8		
7001	030	岩倉				管理サービス事務所	団																													1	1		

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備・	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7003	031	上飯田	1	S40	市	市	10	387	R6（台所）	387		有			1			22	244																
7001	033	知立		診療所	S41	診療所	団	1	1							1																			
7001	033	知立	1		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	2		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	3		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	4		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	5		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	6		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	7		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	8		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	9		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	10		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	11		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	12		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	13		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	14		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	15		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	16		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	17		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	18		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	19		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	20		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	21		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	22		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	23		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	24		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	25		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	26		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	27		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	28		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	29		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	30		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	31		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	35		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	36		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	37		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	38		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	39		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	40		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	41		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	42		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	43		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	44		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	45		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	46		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	47		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	48		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	49		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	50		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	51		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	52		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	53		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	54		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	55		S41	団	団	5	20							1																			

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	033	知立	56		S41	団	団	5	30							1																				
7001	033	知立	57		S41	団	団	5	30							1																				
7001	033	知立	58		S41	団	団	5	40							1																				
7001	033	知立	59		S41	団	団	5	30							1																				
7001	033	知立	60		S41	団	団	5	30							1																				
7001	033	知立	61		S41	団	団	5	30							1																				
7001	033	知立	62		S41	団	団	5	40							1																				
7001	033	知立	63		S41	団	団	5	30							1																				
7001	033	知立	64		S41	団	団	5	30							1																				
7001	033	知立	65		S41	団	団	5	30							1																				
7001	033	知立	66		S41	団	団	5	30							1																				
7001	033	知立	67		S41	団	団	5	30							1																				
7001	033	知立	68		S41	団	団	5	30							1																				
7001	033	知立	69		S42	団	団	5	20							1																				
7001	033	知立	70		S42	団	団	5	30							1																				
7001	033	知立	71		S41	団	団	5	40							1																				
7001	033	知立	72		S41	団	団	5	30							1																				
7001	033	知立	73		S41	団	団	5	40							1																				
7001	033	知立	74	店舗付住宅	S41	団	団	2	6							1																				
7001	033	知立	75	店舗付住宅	S41	団	団	2	2							1																				
7001	033	知立				別棟集会所	団	1								1																		4	4		
7001	033	知立				Eラウンジ	団																											1	1		
7001	033	知立				管理サービス事務所	団																														
7001	037	相生山	1		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	2		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	3		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	4		S42	団	団	5	20							1																				
7001	037	相生山	5		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	6		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	7		S42	団	団	5	40							1																				
7001	037	相生山	8		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	9		S42	団	団	5	40							1																				
7001	037	相生山	10		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	11		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	12		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	13		S42	団	団	5	20							1																				
7001	037	相生山	14		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	15		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	16		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	17		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	18		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	19		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	20		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	21		S42	団	団	5	20							1																				
7001	037	相生山	22		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	23		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	24		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	25		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	26		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	27		S42	団	団	5	40							1																				
7001	037	相生山	28		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	29		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	30		S42	団	団	5	30							1																				
7001	037	相生山	52	店舗付住宅	S42	団	団	2	5							1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	037	相生山				別棟集会所	団	1								1																				
7003	039	藤山台	101		S45	団	団	5	20							1																				
7003	039	藤山台	102		S45	団	団	5	20							1																				
7003	039	藤山台	103		S45	団	団	5	40							1																				
7003	039	藤山台	104		S45	団	団	5	40							1																				
7003	039	藤山台	105		S45	団	団	5	40							1																				
7003	039	藤山台	106		S45	団	団	5	40							1																				
7003	039	藤山台	107		S45	団	団	5	40							1																				
7003	039	藤山台	108		S45	団	団	5	40							1																				
7003	039	藤山台	109		S45	団	団	5	40							1																				
7003	039	藤山台	110		S45	団	団	5	50							1																				
7003	039	藤山台	111		S45	団	団	5	40							1																				
7003	039	藤山台	112		S45	団	団	5	40							1																				
7003	039	藤山台	311		S43	団	団	5	40							1																				
7003	039	藤山台	312		S43	団	団	5	20							1																				
7003	039	藤山台	313		S43	団	団	5	9							1																				
7003	039	藤山台	314		S43	団	団	5	38							1																				
7003	039	藤山台	315		S43	団	団	5	10							1																				
7003	039	藤山台	316		S43	団	団	5	10							1																				
7003	039	藤山台	317		S43	団	団	5	10							1																				
7003	039	藤山台	318		S43	団	団	5	10							1																				
7003	039	藤山台	319		S43	団	団	5	50							1																				
7003	039	藤山台	320		S43	団	団	5	40							1																				
7003	039	藤山台	321		S43	団	団	5	50							1																				
7003	039	藤山台	322		S43	団	団	5	20							1																				
7003	039	藤山台	323		S43	団	団	5	20							1																				
7003	039	藤山台	324		S43	団	団	5	30							1																				
7003	039	藤山台	325		S43	団	団	5	60							1																				
7003	039	藤山台	326		S43	団	団	5	30							1																				
7003	039	藤山台	327		S43	団	団	5	50							1																				
7003	039	藤山台	328		S43	団	団	5	20							1																				
7003	039	藤山台	329		S43	団	団	5	80							1																				
7003	039	藤山台	330		S43	団	団	5	70							1																				
7003	039	藤山台	331		S43	団	団	5	10							1																				
7003	039	藤山台	332		S43	団	団	5	10							1																				
7003	039	藤山台	333		S43	団	団	5	10							1																				
7003	039	藤山台	334		S43	団	団	5	10							1																				
7003	039	藤山台	335		S43	団	団	5	10							1																				
7003	039	藤山台	341		S43	団	団	5	30							1																				
7003	039	藤山台	342	店舗付住宅	S43	団	団	2	5							1																				
7003	039	藤山台	343		S43	団	団	5	20							1																				
7003	039	藤山台	344		S43	団	団	5	40							1																				
7003	039	藤山台	345		S44	団	団	5	20							1																				
7003	039	藤山台	346		S44	団	団	5	20							1																				
7003	039	藤山台	347	店舗付住宅	S44	団	団	2	6							1																				
7003	039	藤山台	348	診療所	S43	団	団	1	1							1																				
7003	039	藤山台	349	デイサービス	S43	施設	団	1								1																				
7003	039	藤山台	351		S43	団	団	5	20							1																				
7003	039	藤山台	352		S43	団	団	5	10							1																				
7003	039	藤山台	353		S43	団	団	5	10							1																				
7003	039	藤山台	354		S43	団	団	5	10							1																				
7003	039	藤山台	355		S43	団	団	5	20							1																				
7003	039	藤山台	356		S43	団	団	5	20							1																				
7003	039	藤山台	357		S43	団	団	5	30							1																				
7003	039	藤山台	358		S43	団	団	5	30							1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検										計画点検		法定点検																フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	041	江南	10		S43	団	団	5	29							1																					
7001	041	江南	11		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	12		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	13		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	14		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	15		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	16		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	17		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	18		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	19		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	20		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	21		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	22		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	23		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	24		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	25		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	26		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	27		S43	団	団	5	10							1																					
7001	041	江南	28		S43	団	団	5	10							1																					
7001	041	江南	29		S43	団	団	5	10							1																					
7001	041	江南	30		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	31		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	32		S43	団	団	5	29							1																					
7001	041	江南	33		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	34		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	35		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	36		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	37		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	38		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	39		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	40		S43	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	41		S43	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	42		S44	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	43		S44	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	44		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	45		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	46		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	47		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	48		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	49		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	50		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	51		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	52		S44	団	団	5	39							1																					
7001	041	江南	53		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	54	店舗付住宅	S43	団	団	2	9							1																					
7001	041	江南	55		S44	団	団	5	38							1																					
7001	041	江南	56		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	57		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	58		S44	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	59		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	60		S44	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	61		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	62		S44	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	63		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	64		S44	団	団	5	30							1																					

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF−D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検										計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	041	江南	65		S44	団	団	5	39							1																					
7001	041	江南	66		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	67		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	68		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	69		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	70		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	71		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	72		S45	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	73		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	74		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	75		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	76		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	77		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	78		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	79		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	80		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	81		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	82		S45	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	83		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	84		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	85		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	86		S45	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	87		S45	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	88		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	89		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	90		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	91		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	92		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	93		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	301	スーパー	S43	施設	団	1								1																					
7001	041	江南	302	管理サービス事務所	S43	施設	団	1								1																					
7001	041	江南	303	郵便局・集会所・店舗	S43	施設	団	2								1																					
7001	041	江南	304	銀行ATM	S43	施設	団	1								1																					
7001	041	江南				別棟集会所	団	1								1																			5	5		
7001	041	江南				管理サービス事務所	団																												1	5		
7001	042	津島	1		S43	市	市	5	30		30		有							6																	
7001	042	津島	2		S43	市	市	5	70		70		有							20																	
7001	042	津島	3		S43	市	市	5	30		30																										
7001	042	津島	4		S43	市	市	5	30		30																										
7001	042	津島	5		S43	市	市	8	207		207		有							146																	
7001	042	津島	6		S43	市	市	5	64		64		有							64																	
7001	042	津島				集会所	市																											3	3		
7003	043	上飯田第2	1		S44	市	市	11	320	R6 (BF−D)	320					1			16																	
7003	043	上飯田第2	2		S44	市	市	11	292	R6 (BF−D)	292		有			1			14																	
7003	043	上飯田第2	3		S44	市	市	11	436	R6 (BF−D)	436		有			1			20																	
7003	043	上飯田第2				集会所	市																											3	3		
7003	043	上飯田第2				管理サービス事務所	市																											1	1		
7003	046	藤ヶ丘	1		S46	市	市	10	56		56		有			1																					
7003	046	藤ヶ丘	2		S45	市	市	5	32		32	32	有			1																					
7003	046	藤ヶ丘	3		S45	市	市	5	28		28	28	有			1																					
7003	046	藤ヶ丘	4		S45	市	市	11	100		100	100	有			1																					

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	063	保見	136		S50	団	団	5	40							1																				
7001	063	保見	137		S51	団	団	5	40							1																				
7001	063	保見	138		S51	団	団	5	40							1																				
7001	063	保見	140		S50	団	団	5	30							1																				
7001	063	保見	141		S59	団	団	13	80		80					1																				
7001	063	保見	142		S51	団	団	13	80		80					1																				
7001	063	保見				集会所	団																											5	5		
7001	064	鳴海第二	101		S49	市	市	11	90		90	90																								
7001	064	鳴海第二				集会所	市																											5	5		
7003	068	萱場	1		S50	市	市	11	160		160	160				1																				
7001	070	緑苑東			S51	別棟集会所	団	2								1																			4	4		
7001	070	緑苑東	11		S58	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	12		S58	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	13		S58	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	14		S59	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	15		S59	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	16		S58	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	17		S59	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	18		S59	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	19		S59	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	20		S55	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	21		S53	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	22		S53	団	団	5	50							1																				
7001	070	緑苑東	23		S53	団	団	5	60							1																				
7001	070	緑苑東	24		S58	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	25		S57	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	26		S52	団	団	5	60							1																				
7001	070	緑苑東	27		S52	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	28		S51	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	29		S51	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	30		S51	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	31		S51	団	団	5	40							1																				
7003	071	岩成台西	601		S60	団	団	11	92		92		有			1																				
7003	071	岩成台西	602		S59	団	団	5	24							1																				
7003	071	岩成台西	606		S59	団	団	5	16							1																				
7003	071	岩成台西	607		S59	団	団	8	32		32		有			1																				
7003	071	岩成台西	608		S59	団	団	8	48		48		有			1																				
7003	071	岩成台西	609		S58	団	団	8	64		64		有			1																				
7003	071	岩成台西	610		S60	団	団	8	80		80		有			1																				
7001	074	牛巻	1		S51	面	面	14	286		286	286				1																				
7001	074	牛巻	2		S51	面	面	5	16							1																				
7001	075	日比野	1		S51	市	市	14	118		118	118																								
7001	075	日比野	2		S51	市	市	11	60		60	60																								
7001	078	花表	1		S52	面	面	13	180	R6台所:16系統	180	180	有			1			16																	
7001	079	豊成	1		S52	面	面	11	100		100	100	有			1																				
7001	079	豊成	2		S53	面	面	14	210		210	210	有			1																				
7001	079	豊成	3		S53	面	面	14	267		267	267	有			1																				
7001	079	豊成	4		S52	面	面	14	365		365	365	有			1																				
7001	079	豊成	5		S53	面	面	14	236		236	236	有			1																				
7001	079	豊成				集会所	面																											3	4		
7001	080	木場	1		S52	面	面	11	110		110	110				1																				
7001	080	木場	2		S52	面	面	14	104		104	104				1																				
7001	080	木場	3		S53	面	面	11	110		110	110				1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	080	木場	4		S53	面	面	14	78		78	78				1																				
7001	080	木場				集会所	面																										2	2		
7003	083	高座台	101		S53	団	団	11	143		143	143	有			1																				
7003	083	高座台	102		S53	団	団	11	132		132	132	有			1																				
7003	083	高座台	103		S52	団	団	11	88		88	88	有			1																				
7003	083	高座台	104		S53	団	団	11	42		42		有			1																				
7003	083	高座台	105		S54	団	団	9	34		34		有			1																				
7003	083	高座台				別棟集会所	団	1								1																				
7001	084	国分	1		S60	団	団	8	80		80		有			1																				
7001	084	国分	2		S59	団	団	8	80		80		有			1																				
7001	084	国分	3		S59	団	団	5	50							1																				
7001	084	国分	4		S58	団	団	5	50							1																				
7001	084	国分	5		S59	団	団	5	50							1																				
7001	084	国分	6		S54	団	団	5	30							1																				
7001	084	国分	7		S53	団	団	5	30							1																				
7001	084	国分	8		S53	団	団	5	20							1																				
7001	084	国分	9		S54	団	団	5	30							1																				
7001	084	国分	10		S55	団	団	8	64		64		有			1																				
7001	084	国分				別棟集会所	団	1								1																				
7001	085	押草	101		S54	団	団	5	40							1																				
7001	085	押草	102		S54	団	団	8	96		96		有			1																				
7001	085	押草	108		S56	団	団	5	20							1																				
7001	085	押草	109		S56	団	団	5	30							1																				
7001	085	押草	110		S57	団	団	8	48		48		有			1																				
7001	085	押草	111		S57	団	団	8	48		48		有			1																				
7001	085	押草	112		S57	団	団	8	48		48		有			1																				
7001	085	押草	113		S54	団	団	5	30							1																				
7001	085	押草	114		S54	団	団	5	30							1																				
7001	085	押草	115		S54	団	団	5	30							1																				
7001	085	押草	116		S54	団	団	5	40							1																				
7001	085	押草				別棟集会所	団	1								1																				
7003	086	瀬古	1		S55	団	団	5	20							1																				
7003	086	瀬古	2		S55	団	団	5	20							1																				
7003	086	瀬古	3		S55	団	団	5	20							1																				
7003	086	瀬古	4		S55	団	団	8	32		32		有			1																				
7003	086	瀬古	5		S55	団	団	8	64		64		有			1																				
7003	086	瀬古	6		S55	団	団	8	32		32		有			1																				
7003	086	瀬古	7		S55	団	団	8	32		32		有			1																				
7003	086	瀬古	8		S54	団	団	8	62		62		有			1																				
7003	088	大幸東	101		S54	面	団	14	380		380		有			1																				
7003	088	大幸東	102		S54	面	団	14	372		372		有			1																				
7003	088	大幸東	103		S55	面	団	14	143		143		有			1																				
7003	088	大幸東	104		S54	団	団	11	43		43		有			1																				
7003	088	大幸東	105		S54	団	団	14	109		109		有			1																				
7003	088	大幸東	106		S54	団	団	11	43		43		有			1																				
7003	088	大幸東	107		S53	団	団	14	109		109		有			1																				
7003	088	大幸東	108		S53	団	団	11	43		43		有			1																				
7003	088	大幸東	109		S54	団	団	11	65		65		有			1																				
7003	088	大幸東	110		S54	団	団	11	86		86		有			1																				
7003	088	大幸東	111		S54	団	団	11	40		40		有			1																				
7003	088	大幸東	112	中心施設店舗	S54	施設	団	1								1																				
7003	088	大幸東				別棟集会所	団	1								1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 管理開始年度 | 備考 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検										フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備・	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	110	大山田松ノ木	102		S62	団	団	5	40							1																			
7001	110	大山田松ノ木				別棟集会所	団	1								1																			
7001	111	アーバニア千代田			S62	面	面	21	294		294		有			1	294	有																	
7001	113	アーバンドゥエル平針	1		S62	団	団	5	50							1																			
7001	113	アーバンドゥエル平針	2		S62	団	団	5	12							1																			
7001	113	アーバンドゥエル平針				別棟集会所	団	1								1																			
7001	114	アーバンドゥエル中村公園	1		S62	面	面	3	12							1																			
7001	114	アーバンドゥエル中村公園	2		S62	面	面	4	28							1																			
7001	115	アーバニア鶴舞第2			S62	面	面	12	116		116		有			1																			
7003	116	白山台	1		S62	団	団	5	19							1																			
7003	116	白山台	2		S62	団	団	6	18		18		有			1																			
7001	117	三好ヶ丘	1		S63	面	面	5	40							1																			
7001	117	三好ヶ丘	2		S63	面	面	5	40							1																			
7001	117	三好ヶ丘				別棟集会所	面	1								1																			
7001	122	白鳥パークハイツ神宮西			H01	面	面	8	88		88		有	1		1																			
7001	124	アーバンドエル白鳥公園			H01	面	面	5	50							1																			
7001	127	パルネス前後			H01	面	面	8	90		90		有			1																			
7001	131	白鳥パークハイツ日比野東	1		H01	面	面	14	90		90		有			1																			
7001	131	白鳥パークハイツ日比野東	2		H02	面	面	8	58		58		有			1																			
7001	131	白鳥パークハイツ日比野東	3		H03	面	面	14	206		206		有			1																			
7001	131	白鳥パークハイツ日比野東				別棟集会所	面	1								1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	1		H02	面	面	8	78		78		有			1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	2		H02	面	面	8	48		48		有			1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	3		H02	面	面	6	48		48		有			1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	4		H02	面	面	6	48		48		有			1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	5		H02	面	面	8	64		64		有			1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	6		H02	面	面	5	40							1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	7		H04	面	面	10	60		60		有			1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	8		H05	面	面	10	79		79		有			1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	9		H04	面	面	6	42		42		有			1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	10		H04	面	面	7	49		49		有			1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	11		H04	面	面	8	56		56		有			1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	12		H05	面	面	14	135		135		有			1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	23		H07	面	面	6	50		50		有			1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	24		H07	面	面	7	42		42		有			1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀	25		H07	面	面	6	61		61		有			1																			
7003	135	アーバンラフレ志賀				集会所	面																										5	5		
7003	135	アーバンラフレ志賀				児童館	面																										2	2		
7003	135	アーバンラフレ志賀				警報室	面																										1	1		
7003	135	アーバンラフレ志賀				管理サービス事務所	面																										2	2		
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	1		H03	面	面	5	34							1																			
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	2		H03	面	面	4	16							1																			
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	3		H04	面	面	14	110		110		有			1																			
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	7		H09	面	面	12	128		128		有			1																			
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	8		H08	面	面	14	86		86		有			1																			
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	9		H08	面	面	8	52		52		有			1																			
7001	138	白鳥パークハイツ大宝				別棟集会所	面	1								1																			
7001	138	白鳥パークハイツ大宝				管理サービス事務所	面																										1	1		
7001	139	アーバンラフレ滝子			H03	面	面	6	49		49					1																			
7003	140	リバピア中央台	1		H03	団	団	6	18		18		有			1																			

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検										フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7003	140	リバピア中央台	2	H03		団	団	6	48		48		有			1																		
7003	140	リバピア中央台	3	H03		団	団	6	18		18		有			1																		
7003	140	リバピア中央台				別棟集会所	団	1								1																		
7003	142	アーバンラフレ白壁	1	H04		面	面	14	88		88					1																		
7003	142	アーバンラフレ白壁	2	H05		面	面	9	45		45		有			1																		
7003	142	アーバンラフレ白壁	3	H05		面	面	5	24							1																		
7003	143	日進香久山花の街	1	H05		団	団	4	20							1																		
7003	143	日進香久山花の街	2	H05		団	団	8	28		28		有			1																		
7003	143	日進香久山花の街	3	H05		団	団	4	16							1																		
7003	143	日進香久山花の街	4	H05		団	団	8	28		28		有			1																		
7003	143	日進香久山花の街	5	H05		団	団	8	29		29		有			1																		
7003	143	日進香久山花の街	6	H05		団	団	4	12							1																		
7003	143	日進香久山花の街	7	H05		団	団	4	12							1																		
7003	143	日進香久山花の街	8	H06		団	団	6	22		22		有			1																		
7003	143	日進香久山花の街	9	H06		団	団	8	28		28		有			1																		
7003	143	日進香久山花の街	10	H06		団	団	4	14							1																		
7003	143	日進香久山花の街	11	H06		団	団	7	20		20		有			1																		
7003	143	日進香久山花の街	12	H06		団	団	9	48		48		有			1																		
7003	143	日進香久山花の街	13	H07		団	団	8	38		38		有			1																		
7003	143	日進香久山花の街	14	H07		団	団	6	35		35		有			1																		
7003	143	日進香久山花の街				別棟集会所	団	1								1																		
7003	144	コンフォール城山	1	H05		団	団	5	20							1																		
7003	144	コンフォール城山	2	H05		団	団	5	30							1																		
7003	144	コンフォール城山	3	H05		団	団	5	40							1																		
7003	144	コンフォール城山	4	H05		団	団	5	30							1																		
7003	144	コンフォール城山	5	H06		団	団	5	40							1																		
7003	144	コンフォール城山	6	H06		団	団	5	40							1																		
7003	144	コンフォール城山	7	H07		団	団	5	40							1																		
7003	144	コンフォール城山	8	H14		団	団	8	46		46		有			1																2	2		
7003	144	コンフォール城山	9	H13		団	団	8	48		48		有			1																		
7003	144	コンフォール城山				別棟集会所	団	1								1																		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	1	H05		面	面	4	24							1																		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	2	H05		面	面	5	29							1																		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	3	H05		面	面	4	28							1																		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	4	H05		面	面	5	35							1																		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	5	H05		面	面	6	46		46		有			1																		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	6	H05		面	面	10	78		78		有			1																		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	8	H07		面	面	6	42		42		有			1																		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	9	H07		面	面	10	90		90		有			1																		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	10	H09		面	面	25	207		207					1																		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	11	H11		面	面	14	114		114		有			1																		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘				別棟集会所	面	1								1																		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘				宿直室	面																									1	1		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘				防災センター	面																									1	1		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘				管理サービス事務所	面																									1	3		
7003	146	アーバニア仲田		H05		面	面	5	53							1																		
7001	148	プロムナード三好丘	1	H06		団	団	5	40							1																		
7001	148	プロムナード三好丘	2	H07		団	団	5	40							1																		
7001	148	プロムナード三好丘	3	H07		団	団	4	32							1																		
7001	148	プロムナード三好丘	4	H08		団	団	4	24							1																		
7001	148	プロムナード三好丘	5	H09		団	団	5	45							1																		
7001	148	プロムナード三好丘	6	H11		団	団	5	45							1																		

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	148	プロムナード三好丘	7	H11		団	団	5	20							1																				
7001	148	プロムナード三好丘				別棟集会所	団	1								1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	1	H06		面	面	7	94		94		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	2	H08		面	面	7	49		49		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	3	H08		面	面	6	42		42		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	4	H10		面	面	6	54		54		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	5	H08		面	面	14	112		112		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	6	H11		面	面	10	70		70		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	7	H11		面	面	10	59		59		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡				別棟集会所	面	1								1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡				管理サービス事務所	面	1																										2	2		
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	2	H15		面	面	7	58		58		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	3	H14		面	面	7	42		42		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	4	H11		面	面	8	53		53		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	5	H12		面	面	6	36		36		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	6	H08		面	面	7	36		36					1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	7	H08		面	面	7	70		70					1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	8	H10		面	面	7	56		56					1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	9	H08		面	面	6	48		48		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	10	H08		面	面	6	30		30		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西				集会所	面																										1	3		
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西				管理サービス事務所	面																										1	2		
7003	152	アーバニア志賀公園	1	H09		面	面	6	55		55		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	2	H10		面	面	11	40		40					1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	3	H10		面	面	5	24							1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	4	H10		面	面	4	24				有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	5	H09		面	面	11	75		75		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	6	H15		面	面	7	62		62		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	7	H16		面	面	11	86		86		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	8	H17		面	面	11	74		74		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	9	H11		面	面	8	74		74		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	10	H12		面	面	11	86		86		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	11	H12		面	面	11	72		72		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	12	H11		面	面	10	40		40		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園				集会所	面																										5	5		
7003	152	アーバニア志賀公園				3番街集会所	面																										4	4		
7003	152	アーバニア志賀公園				4番街集会所	面																										1	1		
7003	152	アーバニア志賀公園				管理サービス事務所	面																													
7001	153	アーバンラフレ金山		H09		面	面	13	75		75					1																				
7001	153	アーバンラフレ金山				集会所	面																										2	2		
7001	155	アーバンドエル有松		H09		面	面	3	24							1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	1	H10		面	面	6	42		42		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	2	H10		面	面	9	68		68		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	3	H10		面	面	9	77		77		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	4	H10		面	面	5	20							1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	5	H10		面	面	7	41		41		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	6	H13		面	面	8	79		79		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	7	H13		面	面	6	53		53		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	8	H14		面	面	7	33		33		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	9	H16		面	面	6	36		36		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	10	H16		面	面	7	41		41		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	11	H17		面	面	7	28		28		有			1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和9年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	火気使用室	居室等	空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	非常用エレベーターの乗降ロビー	居室等	排煙機	予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	177	アーバンラフレ鳴子	9	H27		団	面	6	52		52		有			1																				
7001	177	アーバンラフレ鳴子				集会所	面																										3	3		
7001	178	アーバンラフレ鶴舞公園	1	H24		団	面	14	236		236		有			1																				
7001	178	アーバンラフレ鶴舞公園	2	H24		団	面	13	72		72		有			1																				
7001	178	アーバンラフレ鶴舞公園				集会所	面																										1	1		
7001	178	アーバンラフレ鶴舞公園				管理サービス事務所	面																										1	1		
7003	179	アーバンラフレ庄内通	西	R2		面	面	6	36		36		有	1		1																				
7003	179	アーバンラフレ庄内通	東	R2		面	面	10	187		187		有	1		1																				
7003	179	アーバンラフレ庄内通	南	R2		面	面	10	130		130		有	1		1																				
7003	179	アーバンラフレ庄内通		R2		集会所（大、小）	面																										2	3		
7003	179	アーバンラフレ庄内通		R2		管理サービス事務所	面																										1	1		
7003	179	アーバンラフレ庄内通		R2		町内会室、控室	面																										1	2		
7003		鳩岡職員宿舎	1	職員宿舎(単身)				5	40																											
7003		鳩岡職員宿舎	2	職員宿舎(世帯)				5	20																											
		合計	986						46,266		24,218	5,007	227	6		995	294	1	273	774													141	156		

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	011	鳴海		診療所付住宅	S58	団	団	1	1							1																				
7001	011	鳴海	201		S51	団	団	5	30							1																				
7001	011	鳴海	301		S59	団	団	4	28							1																				
7001	011	鳴海	302		S59	団	団	4	16							1																				
7001	011	鳴海	303		S59	団	団	4	24							1																				
7001	011	鳴海	304		S59	団	団	4	7							1																				
7001	011	鳴海	401		S61	団	団	5	19							1																				
7001	022	鳴子	70		S38	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	71		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	72		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	73		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	74		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	75		S38	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	76		S38	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	79		S40	団	団	5	40							1																				
7001	022	鳴子	80		S39	団	団	5	52							1																				
7001	022	鳴子	81		S39	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	82		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	83		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	84		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	85		S39	団	団	5	40							1																				
7001	022	鳴子	86		S39	団	団	5	30							1																				
7001	022	鳴子	87		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	88		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	89		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	90		S39	団	団	5	50							1																				
7001	022	鳴子	91		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	92		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	93		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	94		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	95		S39	団	団	5	20							1																				
7001	022	鳴子	96		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	97		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	98		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	99		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	100		S39	団	団	5	10							1																				
7001	022	鳴子	201		S59	団	団	4	16							1																				
7001	022	鳴子	202		S59	団	団	5	24							1																				
7001	022	鳴子	203		S59	団	団	5	9							1																				
7001	022	鳴子				別棟集会所	団	2								1																		2	2		
7001	028	則武			S39	市	市	10	187		187		有							187																
7001	028	則武				集会所	市																									2	2		
7001	030	岩倉		診療所	S40	診療所	団	2	1							1																				
7001	030	岩倉	1		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	2		S40	団	団	5	20							1																				
7001	030	岩倉	3		S40	団	団	5	30							1																				
7001	030	岩倉	4		S40	団	団	5	20							1																				
7001	030	岩倉	5		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	6		S40	団	団	5	20							1																				
7001	030	岩倉	7		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	8		S40	団	団	5	20							1																				
7001	030	岩倉	9		S40	団	団	5	30							1																				
7001	030	岩倉	10		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	11		S40	団	団	5	40							1																				
7001	030	岩倉	12		S40	団	団	5	40							1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7003	031	上飯田	1	S40	市	市	10	387	R6（台所）	387		有			1			22	244																
7001	033	知立		診療所	S41	診療所	団	1	1							1																			
7001	033	知立	1		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	2		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	3		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	4		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	5		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	6		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	7		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	8		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	9		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	10		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	11		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	12		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	13		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	14		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	15		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	16		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	17		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	18		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	19		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	20		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	21		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	22		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	23		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	24		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	25		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	26		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	27		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	28		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	29		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	30		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	31		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	35		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	36		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	37		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	38		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	39		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	40		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	41		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	42		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	43		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	44		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	45		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	46		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	47		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	48		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	49		S41	団	団	5	30							1																			
7001	033	知立	50		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	51		S41	団	団	5	40							1																			
7001	033	知立	52		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	53		S41	団	団	5	10							1																			
7001	033	知立	54		S41	団	団	5	20							1																			
7001	033	知立	55		S41	団	団	5	20							1																			

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検										計画点検		法定点検																		フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
						別棟集会所	団	1								1																									
7001	037	相生山																																								
7003	039	藤山台	101		S45	団	団	5	20							1																									
7003	039	藤山台	102		S45	団	団	5	20							1																									
7003	039	藤山台	103		S45	団	団	5	40							1																									
7003	039	藤山台	104		S45	団	団	5	40							1																									
7003	039	藤山台	105		S45	団	団	5	40							1																									
7003	039	藤山台	106		S45	団	団	5	40							1																									
7003	039	藤山台	107		S45	団	団	5	40							1																									
7003	039	藤山台	108		S45	団	団	5	40							1																									
7003	039	藤山台	109		S45	団	団	5	40							1																									
7003	039	藤山台	110		S45	団	団	5	50							1																									
7003	039	藤山台	111		S45	団	団	5	40							1																									
7003	039	藤山台	112		S45	団	団	5	40							1																									
7003	039	藤山台	311		S43	団	団	5	40							1																									
7003	039	藤山台	312		S43	団	団	5	20							1																									
7003	039	藤山台	313		S43	団	団	5	9							1																									
7003	039	藤山台	314		S43	団	団	5	38							1																									
7003	039	藤山台	315		S43	団	団	5	10							1																									
7003	039	藤山台	316		S43	団	団	5	10							1																									
7003	039	藤山台	317		S43	団	団	5	10							1																									
7003	039	藤山台	318		S43	団	団	5	10							1																									
7003	039	藤山台	319		S43	団	団	5	50							1																									
7003	039	藤山台	320		S43	団	団	5	40							1																									
7003	039	藤山台	321		S43	団	団	5	50							1																									
7003	039	藤山台	322		S43	団	団	5	20							1																									
7003	039	藤山台	323		S43	団	団	5	20							1																									
7003	039	藤山台	324		S43	団	団	5	30							1																									
7003	039	藤山台	325		S43	団	団	5	60							1																									
7003	039	藤山台	326		S43	団	団	5	30							1																									
7003	039	藤山台	327		S43	団	団	5	50							1																									
7003	039	藤山台	328		S43	団	団	5	20							1																									
7003	039	藤山台	329		S43	団	団	5	80							1																									
7003	039	藤山台	330		S43	団	団	5	70							1																									
7003	039	藤山台	331		S43	団	団	5	10							1																									
7003	039	藤山台	332		S43	団	団	5	10							1																									
7003	039	藤山台	333		S43	団	団	5	10							1																									
7003	039	藤山台	334		S43	団	団	5	10							1																									
7003	039	藤山台	335		S43	団	団	5	10							1																									
7003	039	藤山台	341		S43	団	団	5	30							1																									
7003	039	藤山台	342	店舗付住宅	S43	団	団	2	5							1																									
7003	039	藤山台	343		S43	団	団	5	20							1																									
7003	039	藤山台	344		S43	団	団	5	40							1																									
7003	039	藤山台	345		S44	団	団	5	20							1																									
7003	039	藤山台	346		S44	団	団	5	20							1																									
7003	039	藤山台	347	店舗付住宅	S44	団	団	2	6							1																									
7003	039	藤山台	348	診療所	S43	団	団	1	1							1																									
7003	039	藤山台	349	デイサービス	S43	施設	団	1								1																									
7003	039	藤山台	351		S43	団	団	5	20							1																									
7003	039	藤山台	352		S43	団	団	5	10							1																									
7003	039	藤山台	353		S43	団	団	5	10							1																									
7003	039	藤山台	354		S43	団	団	5	10							1																									
7003	039	藤山台	355		S43	団	団	5	20							1																									
7003	039	藤山台	356		S43	団	団	5	20							1																									
7003	039	藤山台	357		S43	団	団	5	30							1																									
7003	039	藤山台	358		S43	団	団	5	30							1																									
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検										計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	041	江南	10		S43	団	団	5	29							1																				
7001	041	江南	11		S43	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	12		S43	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	13		S43	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	14		S43	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	15		S43	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	16		S43	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	17		S43	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	18		S43	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	19		S43	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	20		S43	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	21		S43	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	22		S43	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	23		S43	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	24		S43	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	25		S43	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	26		S43	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	27		S43	団	団	5	10							1																				
7001	041	江南	28		S43	団	団	5	10							1																				
7001	041	江南	29		S43	団	団	5	10							1																				
7001	041	江南	30		S43	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	31		S43	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	32		S43	団	団	5	29							1																				
7001	041	江南	33		S43	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	34		S43	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	35		S43	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	36		S43	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	37		S43	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	38		S43	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	39		S43	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	40		S43	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	41		S43	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	42		S44	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	43		S44	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	44		S44	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	45		S44	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	46		S44	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	47		S44	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	48		S44	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	49		S44	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	50		S44	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	51		S44	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	52		S44	団	団	5	39							1																				
7001	041	江南	53		S44	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	54	店舗付住宅	S43	団	団	2	9							1																				
7001	041	江南	55		S44	団	団	5	38							1																				
7001	041	江南	56		S44	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	57		S44	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	58		S44	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	59		S44	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	60		S44	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	61		S44	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	62		S44	団	団	5	30							1																				
7001	041	江南	63		S44	団	団	5	40							1																				
7001	041	江南	64		S44	団	団	5	30							1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF−D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検										計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	041	江南	65		S44	団	団	5	39							1																					
7001	041	江南	66		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	67		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	68		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	69		S44	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	70		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	71		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	72		S45	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	73		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	74		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	75		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	76		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	77		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	78		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	79		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	80		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	81		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	82		S45	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	83		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	84		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	85		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	86		S45	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	87		S45	団	団	5	30							1																					
7001	041	江南	88		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	89		S45	団	団	5	50							1																					
7001	041	江南	90		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	91		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	92		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	93		S45	団	団	5	40							1																					
7001	041	江南	301	スーパー	S43	施設	団	1								1																					
7001	041	江南	302	管理サービス事務所	S43	施設	団	1								1																					
7001	041	江南	303	郵便局・集会所・店舗	S43	施設	団	2								1																					
7001	041	江南	304	銀行ATM	S43	施設	団	1								1																					
7001	041	江南				別棟集会所	団	1								1																			5	5		
7001	041	江南				管理サービス事務所	団																												1	5		
7001	042	津島	1		S43	市	市	5	30		30		有							6																	
7001	042	津島	2		S43	市	市	5	70		70		有							20																	
7001	042	津島	3		S43	市	市	5	30		30																										
7001	042	津島	4		S43	市	市	5	30		30																										
7001	042	津島	5		S43	市	市	8	207		207		有							146																	
7001	042	津島	6		S43	市	市	5	64		64		有							64																	
7001	042	津島				集会所	市																											3	3		
7003	043	上飯田第2	1		S44	市	市	11	320	R6 (BF−D)	320					1			16																	
7003	043	上飯田第2	2		S44	市	市	11	292	R6 (BF−D)	292		有			1			14																	
7003	043	上飯田第2	3		S44	市	市	11	436	R6 (BF−D)	436		有			1			20																	
7003	043	上飯田第2				集会所	市																											3	3		
7003	043	上飯田第2				管理サービス事務所	市																											1	1		
7003	046	藤ヶ丘	1		S46	市	市	10	56		56		有			1																					
7003	046	藤ヶ丘	2		S45	市	市	5	32		32	32	有			1																					
7003	046	藤ヶ丘	3		S45	市	市	5	28		28	28	有			1																					
7003	046	藤ヶ丘	4		S45	市	市	11	100		100	100	有			1																					

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	火気使用室	居室等	空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	非常用エレベーターの乗降ロビー	居室等	排煙機	予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7003	046	藤ヶ丘	5		S45	市	市	11	120	R6(BF-D):6箇所 R6(台所):6箇所	120	120	有			1			12																	
7003	046	藤ヶ丘	6		S45	市	市	5	30		30					1																				
7003	046	藤ヶ丘	7		S45	市	市	5	30		30					1																				
7003	046	藤ヶ丘	8		S45	市	市	5	30		30					1																				
7003	046	藤ヶ丘	9		S45	市	市	5	30		30					1																				
7003	049	岩成台	1		S45	団	団	5	20							1																				
7003	049	岩成台	2		S45	団	団	5	20							1																				
7003	049	岩成台	3		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	4		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	5		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	6		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	7		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	8		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	9		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	10		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	11		S45	団	団	5	29							1																				
7003	049	岩成台	12		S45	団	団	5	29							1																				
7003	049	岩成台	13		S45	団	団	5	30							1																				
7003	049	岩成台	14		S45	団	団	5	20							1																				
7003	049	岩成台	15		S45	団	団	5	29							1																				
7003	049	岩成台	16		S45	団	団	5	30							1																				
7003	049	岩成台	17		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	18		S45	団	団	5	32							1																				
7003	049	岩成台	19	診療所	S45	団	団	1	1							1																				
7003	049	岩成台	20	店舗(事務所)	S45	施設	団	1								1																				
7003	049	岩成台	21	店舗付住宅	S45	団	団	2	6							1																				
7003	049	岩成台	22		S45	団	団	5	39							1																				
7003	049	岩成台	23		S45	団	団	5	39							1																				
7003	049	岩成台	24		S45	団	団	5	20							1																				
7003	049	岩成台	25		S45	団	団	5	30							1																				
7003	049	岩成台	26		S45	団	団	5	20							1																				
7003	049	岩成台	27		S45	団	団	5	30							1																				
7003	049	岩成台	28		S45	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	29		S47	団	団	5	49							1																				
7003	049	岩成台	30		S47	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台	31		S47	団	団	5	50							1																				
7003	049	岩成台	32		S47	団	団	5	30							1																				
7003	049	岩成台	33		S47	団	団	5	50							1																				
7003	049	岩成台	34		S46	団	団	5	50							1																				
7003	049	岩成台	35		S46	団	団	5	60							1																				
7003	049	岩成台	36		S46	団	団	5	50							1																				
7003	049	岩成台	37		S46	団	団	5	50							1																				
7003	049	岩成台	38		S46	団	団	5	40							1																				
7003	049	岩成台				別棟集会所	団	1								1																				
7001	052	豊明	1		S46	団	団	5	40							1																				
7001	052	豊明	2		S46	団	団	5	40							1																				
7001	052	豊明	3		S46	団	団	5	40							1																				
7001	052	豊明	4		S46	団	団	5	40							1																				
7001	052	豊明	5		S46	団	団	5	50							1																				
7001	052	豊明	6		S46	団	団	5	40							1																				
7001	052	豊明	7		S46	団	団	5	50							1																				
7001	052	豊明	8		S46	団	団	5	30							1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	054	堀田	3		S48	市	市	11	380	R6(BF-D):18系統 R6(台所):30系統	380		有						48	48																
7001	054	堀田				3号棟集会所	市																										2	2		
7001	055	富吉第2	1		S47	市	市	7	99	R6(BF-D):8系統 R6(台所):8系統	102		有						16	16																
7001	056	朝倉	1		S47	団	団	5	30							1																			
7001	056	朝倉	2		S47	団	団	5	30							1																			
7001	056	朝倉	3		S47	団	団	5	30							1																			
7001	056	朝倉	4		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	5		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	6		S48	団	団	5	50							1																			
7001	056	朝倉	7		S48	団	団	5	50							1																			
7001	056	朝倉	8		S48	団	団	5	50							1																			
7001	056	朝倉	9		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	10		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	11		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	12		S47	団	団	5	50							1																			
7001	056	朝倉	13		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	14		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	15		S47	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	16		S47	団	団	5	30							1																			
7001	056	朝倉	17		S47	施設	団	1								1																			
7001	056	朝倉	18	診療所	S48	団	団	1	1							1																			
7001	056	朝倉	19	1階店舗	S48	団	団	11	140		140		有			1																			
7001	056	朝倉	20	店舗(ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ)	S47	施設	団	1								1																			
7001	056	朝倉	21		S49	団	団	5	50							1																			
7001	056	朝倉	22		S49	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	23		S49	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	24		S49	団	団	5	50							1																			
7001	056	朝倉	25		S49	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	26		S49	団	団	5	20							1																			
7001	056	朝倉	27		S49	団	団	5	20							1																			
7001	056	朝倉	28		S49	団	団	5	50							1																			
7001	056	朝倉	29		S49	団	団	5	40							1																			
7001	056	朝倉	30		S49	団	団	5	30							1																			
7001	056	朝倉	31		S49	団	団	5	30							1																			
7001	056	朝倉				集会所	団																										5	5		
7003	057	高森台	1		S47	団	団	5	24							1																			
7003	057	高森台	2		S47	団	団	5	40	R6(台所)						1			5																
7003	057	高森台	4		S47	団	団	5	29							1																			
7003	057	高森台	5		S47	団	団	5	30							1																			
7003	057	高森台	6		S47	団	団	5	60							1																			
7003	057	高森台	12		S47	団	団	5	20							1																			
7003	057	高森台	14		S47	団	団	5	20							1																			
7003	057	高森台	16		S47	団	団	5	20							1																			
7003	057	高森台	17		S47	団	団	5	30							1																			
7003	057	高森台	105		S48	団	団	5	60							1																			
7003	057	高森台	106		S48	団	団	8	160		160		有			1																			
7003	057	高森台	107		S49	団	団	8	80		80		有			1																			
7003	057	高森台	108		S50	団	団	11	22	所:2系統	22		有			1			2																

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	063	保見	136		S50	団	団	5	40							1																				
7001	063	保見	137		S51	団	団	5	40							1																				
7001	063	保見	138		S51	団	団	5	40							1																				
7001	063	保見	140		S50	団	団	5	30							1																				
7001	063	保見	141		S59	団	団	13	80		80					1																				
7001	063	保見	142		S51	団	団	13	80		80					1																				
7001	063	保見				集会所	団																											5	5		
7001	064	鳴海第二	101		S49	市	市	11	90		90	90																								
7001	064	鳴海第二				集会所	市																											5	5		
7003	068	萱場	1		S50	市	市	11	160		160	160				1																				
7001	070	緑苑東			S51	別棟集会所	団	2								1																			4	4		
7001	070	緑苑東	11		S58	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	12		S58	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	13		S58	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	14		S59	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	15		S59	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	16		S58	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	17		S59	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	18		S59	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	19		S59	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	20		S55	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	21		S53	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	22		S53	団	団	5	50							1																				
7001	070	緑苑東	23		S53	団	団	5	60							1																				
7001	070	緑苑東	24		S58	団	団	5	30							1																				
7001	070	緑苑東	25		S57	団	団	5	20							1																				
7001	070	緑苑東	26		S52	団	団	5	60							1																				
7001	070	緑苑東	27		S52	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	28		S51	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	29		S51	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	30		S51	団	団	5	40							1																				
7001	070	緑苑東	31		S51	団	団	5	40							1																				
7003	071	岩成台西	601		S60	団	団	11	92		92		有			1																				
7003	071	岩成台西	602		S59	団	団	5	24							1																				
7003	071	岩成台西	606		S59	団	団	5	16							1																				
7003	071	岩成台西	607		S59	団	団	8	32		32		有			1																				
7003	071	岩成台西	608		S59	団	団	8	48		48		有			1																				
7003	071	岩成台西	609		S58	団	団	8	64		64		有			1																				
7003	071	岩成台西	610		S60	団	団	8	80		80		有			1																				
7001	074	牛巻	1		S51	面	面	14	286		286	286				1																				
7001	074	牛巻	2		S51	面	面	5	16							1																				
7001	075	日比野	1		S51	市	市	14	118		118	118																								
7001	075	日比野	2		S51	市	市	11	60		60	60																								
7001	078	花表	1		S52	面	面	13	180	R6台所:16系統	180	180	有			1			16																	
7001	079	豊成	1		S52	面	面	11	100		100	100	有			1																				
7001	079	豊成	2		S53	面	面	14	210		210	210	有			1																				
7001	079	豊成	3		S53	面	面	14	267		267	267	有			1																				
7001	079	豊成	4		S52	面	面	14	365		365	365	有			1																				
7001	079	豊成	5		S53	面	面	14	236		236	236	有			1																				
7001	079	豊成				集会所	面																											3	4		
7001	080	木場	1		S52	面	面	11	110		110	110				1																				
7001	080	木場	2		S52	面	面	14	104		104	104				1																				
7001	080	木場	3		S53	面	面	11	110		110	110				1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	080	木場	4		S53	面	面	14	78		78	78				1																				
7001	080	木場				集会所	面																										2	2		
7003	083	高座台	101		S53	団	団	11	143		143	143	有			1																				
7003	083	高座台	102		S53	団	団	11	132		132	132	有			1																				
7003	083	高座台	103		S52	団	団	11	88		88	88	有			1																				
7003	083	高座台	104		S53	団	団	11	42		42		有			1																				
7003	083	高座台	105		S54	団	団	9	34		34		有			1																				
7003	083	高座台				別棟集会所	団	1								1																				
7001	084	国分	1		S60	団	団	8	80		80		有			1																				
7001	084	国分	2		S59	団	団	8	80		80		有			1																				
7001	084	国分	3		S59	団	団	5	50							1																				
7001	084	国分	4		S58	団	団	5	50							1																				
7001	084	国分	5		S59	団	団	5	50							1																				
7001	084	国分	6		S54	団	団	5	30							1																				
7001	084	国分	7		S53	団	団	5	30							1																				
7001	084	国分	8		S53	団	団	5	20							1																				
7001	084	国分	9		S54	団	団	5	30							1																				
7001	084	国分	10		S55	団	団	8	64		64		有			1																				
7001	084	国分				別棟集会所	団	1								1																				
7001	085	押草	101		S54	団	団	5	40							1																				
7001	085	押草	102		S54	団	団	8	96		96		有			1																				
7001	085	押草	108		S56	団	団	5	20							1																				
7001	085	押草	109		S56	団	団	5	30							1																				
7001	085	押草	110		S57	団	団	8	48		48		有			1																				
7001	085	押草	111		S57	団	団	8	48		48		有			1																				
7001	085	押草	112		S57	団	団	8	48		48		有			1																				
7001	085	押草	113		S54	団	団	5	30							1																				
7001	085	押草	114		S54	団	団	5	30							1																				
7001	085	押草	115		S54	団	団	5	30							1																				
7001	085	押草	116		S54	団	団	5	40							1																				
7001	085	押草				別棟集会所	団	1								1																				
7003	086	瀬古	1		S55	団	団	5	20							1																				
7003	086	瀬古	2		S55	団	団	5	20							1																				
7003	086	瀬古	3		S55	団	団	5	20							1																				
7003	086	瀬古	4		S55	団	団	8	32		32		有			1																				
7003	086	瀬古	5		S55	団	団	8	64		64		有			1																				
7003	086	瀬古	6		S55	団	団	8	32		32		有			1																				
7003	086	瀬古	7		S55	団	団	8	32		32		有			1																				
7003	086	瀬古	8		S54	団	団	8	62		62		有			1																				
7003	088	大幸東	101		S54	面	団	14	380		380		有			1																				
7003	088	大幸東	102		S54	面	団	14	372		372		有			1																				
7003	088	大幸東	103		S55	面	団	14	143		143		有			1																				
7003	088	大幸東	104		S54	団	団	11	43		43		有			1																				
7003	088	大幸東	105		S54	団	団	14	109		109		有			1																				
7003	088	大幸東	106		S54	団	団	11	43		43		有			1																				
7003	088	大幸東	107		S53	団	団	14	109		109		有			1																				
7003	088	大幸東	108		S53	団	団	11	43		43		有			1																				
7003	088	大幸東	109		S54	団	団	11	65		65		有			1																				
7003	088	大幸東	110		S54	団	団	11	86		86		有			1																				
7003	088	大幸東	111		S54	団	団	11	40		40		有			1																				
7003	088	大幸東	112	中心施設店舗	S54	施設	団	1								1																				
7003	088	大幸東				別棟集会所	団	1								1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備・	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	110	大山田松ノ木	102		S62	団	団	5	40							1																				
7001	110	大山田松ノ木				別棟集会所	団	1								1																				
7001	111	アーバニア千代田			S62	面	面	21	294		294		有			1	294	有																		
7001	113	アーバンドゥエル平針	1		S62	団	団	5	50							1																				
7001	113	アーバンドゥエル平針	2		S62	団	団	5	12							1																				
7001	113	アーバンドゥエル平針				別棟集会所	団	1								1																				
7001	114	アーバンドゥエル中村公園	1		S62	面	面	3	12							1																				
7001	114	アーバンドゥエル中村公園	2		S62	面	面	4	28							1																				
7001	115	アーバニア鶴舞第2			S62	面	面	12	116		116		有			1																				
7003	116	白山台	1		S62	団	団	5	19							1																				
7003	116	白山台	2		S62	団	団	6	18		18		有			1																				
7001	117	三好ヶ丘	1		S63	面	面	5	40							1																				
7001	117	三好ヶ丘	2		S63	面	面	5	40							1																				
7001	117	三好ヶ丘				別棟集会所	面	1								1																				
7001	122	白鳥パークハイツ神宮西			H01	面	面	8	88		88		有	1		1																				
7001	124	アーバンドエル白鳥公園			H01	面	面	5	50							1																				
7001	127	パルネス前後			H01	面	面	8	90		90		有			1																				
7001	131	白鳥パークハイツ日比野東	1		H01	面	面	14	90		90		有			1																				
7001	131	白鳥パークハイツ日比野東	2		H02	面	面	8	58		58		有			1																				
7001	131	白鳥パークハイツ日比野東	3		H03	面	面	14	206		206		有			1																				
7001	131	白鳥パークハイツ日比野東				別棟集会所	面	1								1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	1		H02	面	面	8	78		78		有			1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	2		H02	面	面	8	48		48		有			1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	3		H02	面	面	6	48		48		有			1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	4		H02	面	面	6	48		48		有			1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	5		H02	面	面	8	64		64		有			1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	6		H02	面	面	5	40							1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	7		H04	面	面	10	60		60		有			1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	8		H05	面	面	10	79		79		有			1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	9		H04	面	面	6	42		42		有			1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	10		H04	面	面	7	49		49		有			1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	11		H04	面	面	8	56		56		有			1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	12		H05	面	面	14	135		135		有			1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	23		H07	面	面	6	50		50		有			1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	24		H07	面	面	7	42		42		有			1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀	25		H07	面	面	6	61		61		有			1																				
7003	135	アーバンラフレ志賀				集会所	面																											5	5		
7003	135	アーバンラフレ志賀				児童館	面																											2	2		
7003	135	アーバンラフレ志賀				警報室	面																											1	1		
7003	135	アーバンラフレ志賀				管理サービス事務所	面																											2	2		
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	1		H03	面	面	5	34							1																				
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	2		H03	面	面	4	16							1																				
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	3		H04	面	面	14	110		110		有			1																				
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	7		H09	面	面	12	128		128		有			1																				
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	8		H08	面	面	14	86		86		有			1																				
7001	138	白鳥パークハイツ大宝	9		H08	面	面	8	52		52		有			1																				
7001	138	白鳥パークハイツ大宝				別棟集会所	面	1								1																				
7001	138	白鳥パークハイツ大宝				管理サービス事務所	面																											1	1		
7001	139	アーバンラフレ滝子			H03	面	面	6	49		49					1																				
7003	140	リバピア中央台	1		H03	団	団	6	18		18		有			1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7003	140	リバピア中央台	2	H03		団	団	6	48		48		有			1																				
7003	140	リバピア中央台	3	H03		団	団	6	18		18		有			1																				
7003	140	リバピア中央台				別棟集会所	団	1								1																				
7003	142	アーバンラフレ白壁	1	H04		面	面	14	88		88					1																				
7003	142	アーバンラフレ白壁	2	H05		面	面	9	45		45		有			1																				
7003	142	アーバンラフレ白壁	3	H05		面	面	5	24							1																				
7003	143	日進香久山花の街	1	H05		団	団	4	20							1																				
7003	143	日進香久山花の街	2	H05		団	団	8	28		28		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	3	H05		団	団	4	16							1																				
7003	143	日進香久山花の街	4	H05		団	団	8	28		28		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	5	H05		団	団	8	29		29		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	6	H05		団	団	4	12							1																				
7003	143	日進香久山花の街	7	H05		団	団	4	12							1																				
7003	143	日進香久山花の街	8	H06		団	団	6	22		22		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	9	H06		団	団	8	28		28		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	10	H06		団	団	4	14							1																				
7003	143	日進香久山花の街	11	H06		団	団	7	20		20		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	12	H06		団	団	9	48		48		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	13	H07		団	団	8	38		38		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街	14	H07		団	団	6	35		35		有			1																				
7003	143	日進香久山花の街				別棟集会所	団	1								1																				
7003	144	コンフォール城山	1	H05		団	団	5	20							1																				
7003	144	コンフォール城山	2	H05		団	団	5	30							1																				
7003	144	コンフォール城山	3	H05		団	団	5	40							1																				
7003	144	コンフォール城山	4	H05		団	団	5	30							1																				
7003	144	コンフォール城山	5	H06		団	団	5	40							1																				
7003	144	コンフォール城山	6	H06		団	団	5	40							1																				
7003	144	コンフォール城山	7	H07		団	団	5	40							1																				
7003	144	コンフォール城山	8	H14		団	団	8	46		46		有			1																		2	2		
7003	144	コンフォール城山	9	H13		団	団	8	48		48		有			1																				
7003	144	コンフォール城山				別棟集会所	団	1								1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	1	H05		面	面	4	24							1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	2	H05		面	面	5	29							1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	3	H05		面	面	4	28							1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	4	H05		面	面	5	35							1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	5	H05		面	面	6	46		46		有			1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	6	H05		面	面	10	78		78		有			1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	8	H07		面	面	6	42		42		有			1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	9	H07		面	面	10	90		90		有			1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	10	H09		面	面	25	207		207					1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘	11	H11		面	面	14	114		114		有			1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘				別棟集会所	面	1								1																				
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘				宿直室	面																										1	1		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘				防災センター	面																										1	1		
7003	145	アーバンラフレ星ヶ丘				管理サービス事務所	面																										1	3		
7003	146	アーバニア仲田		H05		面	面	5	53							1																				
7001	148	プロムナード三好丘	1	H06		団	団	5	40							1																				
7001	148	プロムナード三好丘	2	H07		団	団	5	40							1																				
7001	148	プロムナード三好丘	3	H07		団	団	4	32							1																				
7001	148	プロムナード三好丘	4	H08		団	団	4	24							1																				
7001	148	プロムナード三好丘	5	H09		団	団	5	45							1																				
7001	148	プロムナード三好丘	6	H11		団	団	5	45							1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施	安全点検									計画点検		法定点検												フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	148	プロムナード三好丘	7	H11		団	団	5	20							1																				
7001	148	プロムナード三好丘				別棟集会所	団	1								1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	1	H06		面	面	7	94		94		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	2	H08		面	面	7	49		49		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	3	H08		面	面	6	42		42		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	4	H10		面	面	6	54		54		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	5	H08		面	面	14	112		112		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	6	H11		面	面	10	70		70		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡	7	H11		面	面	10	59		59		有			1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡				別棟集会所	面	1								1																				
7003	149	アーバンラフレ小幡				管理サービス事務所	面	1																										2	2		
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	2	H15		面	面	7	58		58		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	3	H14		面	面	7	42		42		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	4	H11		面	面	8	53		53		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	5	H12		面	面	6	36		36		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	6	H08		面	面	7	36		36					1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	7	H08		面	面	7	70		70					1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	8	H10		面	面	7	56		56					1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	9	H08		面	面	6	48		48		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	10	H08		面	面	6	30		30		有			1																				
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西				集会所	面																										1	3		
7003	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西				管理サービス事務所	面																										1	2		
7003	152	アーバニア志賀公園	1	H09		面	面	6	55		55		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	2	H10		面	面	11	40		40					1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	3	H10		面	面	5	24							1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	4	H10		面	面	4	24				有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	5	H09		面	面	11	75		75		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	6	H15		面	面	7	62		62		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	7	H16		面	面	11	86		86		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	8	H17		面	面	11	74		74		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	9	H11		面	面	8	74		74		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	10	H12		面	面	11	86		86		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	11	H12		面	面	11	72		72		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園	12	H11		面	面	10	40		40		有			1																				
7003	152	アーバニア志賀公園				集会所	面																										5	5		
7003	152	アーバニア志賀公園				3番街集会所	面																										4	4		
7003	152	アーバニア志賀公園				4番街集会所	面																										1	1		
7003	152	アーバニア志賀公園				管理サービス事務所	面																													
7001	153	アーバンラフレ金山		H09		面	面	13	75		75					1																				
7001	153	アーバンラフレ金山				集会所	面																										2	2		
7001	155	アーバンドエル有松		H09		面	面	3	24							1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	1	H10		面	面	6	42		42		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	2	H10		面	面	9	68		68		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	3	H10		面	面	9	77		77		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	4	H10		面	面	5	20							1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	5	H10		面	面	7	41		41		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	6	H13		面	面	8	79		79		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	7	H13		面	面	6	53		53		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	8	H14		面	面	7	33		33		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	9	H16		面	面	6	36		36		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	10	H16		面	面	7	41		41		有			1																				
7003	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	11	H17		面	面	7	28		28		有			1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

| 管轄住まいセンターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 備考 | 管理開始年度 | 団地種別 | 団地種別（R8更新） | 階数 | 戸数 | BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）／1回／3年・実施 | 安全点検 | | | | | | | | | | 計画点検 | | 法定点検 | | | | | | | | | |

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【令和10年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	団地種別（R8更新）	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検 実施年度（直近）1回／3年・実施	安全点検										計画点検		法定点検																フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの			
											屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	火気使用室	居室等	空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	非常用エレベーターの乗降ロビー	居室等	排煙機	予備電源	給水設備及び排水設備	簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
											戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台
7001	177	アーバンラフレ鳴子	9	H27	団	面		6	52		52		有			1																						
7001	177	アーバンラフレ鳴子			集会所	面																													3	3		
7001	178	アーバンラフレ鶴舞公園	1	H24	団	面		14	236		236		有			1																						
7001	178	アーバンラフレ鶴舞公園	2	H24	団	面		13	72		72		有			1																						
7001	178	アーバンラフレ鶴舞公園			集会所	面																													1	1		
7001	178	アーバンラフレ鶴舞公園			管理サービス事務所	面																													1	1		
7003	179	アーバンラフレ庄内通	西	R2	面	面		6	36		36		有	1		1																						
7003	179	アーバンラフレ庄内通	東	R2	面	面		10	187		187		有	1		1																						
7003	179	アーバンラフレ庄内通	南	R2	面	面		10	130		130		有	1		1																						
7003	179	アーバンラフレ庄内通		R2	集会所（大、小）	面																													2	3		
7003	179	アーバンラフレ庄内通		R2	管理サービス事務所	面																													1	1		
7003	179	アーバンラフレ庄内通		R2	町内会室、控室	面																													1	2		
7003		鳩岡職員宿舎	1	職員宿舎(単身)				5	40																													
7003		鳩岡職員宿舎	2	職員宿舎(世帯)				5	20																													
		合計	986						46,266		24,218	5,007	227	6		995	294	1	273	774															141	156		

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検																																				計画点検			法定点検						
						屋内電気設備																																													
						屋内電気設備	照明器具	配線器具			盤類														換気設備	テレビ・FM共同受信設備					雷保護設備					屋外電気設備	屋外灯設備			地中配線	太陽光発電設備（屋外一体型を除く）	段差解消機（※2）		防犯カメラ設備(※1)						共用灯設備	テレビ受信設備	屋外灯設備	建築基準法第12条第3項に定めるもの（新規の場合●、前回報告書がある場合は○）						
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	有無	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●
01	84	国分	4	5	50	50	30	有	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有					50																			無
01	84	国分	5	5	50	50	30	有	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有					50																			無
01	84	国分	6	5	30	30	18	有	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有					30																			無
01	84	国分	7	5	30	30	18	有	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有					30																			無
01	84	国分	8	5	20	20	12	有	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有					20																			無
01	84	国分	9	5	30	30	18	有	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有					30																			無
01	84	国分	10	8	64	64	95	有	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	1	64																65	無
01	84	国分	ポンプ室		0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	1	1	1																			無
01	84	国分	集会所		0	0	–	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無																						無
01	85	押草	101	5	40	40	24	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有	3	3	1	3	40	34	1	有													45	無
01	85	押草	102	8	96	96	123	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有					96																			無
01	85	押草	108	5	20	20	12	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有					20																			無
01	85	押草	109	5	30	30	18	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有					30																			無
01	85	押草	110	8	48	48	55	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	1	48																15	無
01	85	押草	111	8	48	48	55	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	1	48																15	無
01	85	押草	112	8	48	48	55	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	1	48																15	無
01	85	押草	113	5	30	30	18	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有					30																			無
01	85	押草	114	5	30	30	18	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有					30																			無
01	85	押草	115	5	30	30	18	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有					30																			無
01	85	押草	116	5	40	40	24	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有					40																			無
01	85	押草	集会所		0	0	25	有	無	有	無	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無																						3	無
01	85	押草	ポンプ室		0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–																						無
01	90	大山田	1	5	30	30	18	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有					30	18		有																無
01	90	大山田	2	5	20	20	12	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有					20																			無
01	90	大山田	3	5	40	40	24	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有					40													1	1	1	1				無
01	90	大山田	4	5	40	40	24	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有					40																			無
01	90	大山田	5	5	20	20	12	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有					20													2	2	1	1				無
01	90	大山田	6	5	30	30	18	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有					30																			無
01	90	大山田	7	5	40	40	24	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有					40													1	1	1	1				無
01	90	大山田	8	5	30	30	18	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有					30																			無
01	90	大山田	集会所		0	0	25	有	無	無	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無																						2	無
01	92	豊明栄	ポンプ室		0	0	–	–	–	–	有	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–																						無
01	92	豊明栄		9	119	119	266	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	1			1	119	5	1	有	有													1	7	7	17	無
01	94	桜田	1	8	32	32	0	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	有	有	有	有	1	1	1	1	32	50		有	有											1	3	3	8	無
01	94	桜田	2	8	64	64	0	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	有	有	有	有	1	1	1	1	64													3	3	1	1				1	3	3	8	無
01	94	桜田	3	8	48	48	0	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	有	有	有	有	1	1	1	1	48													3	3	1	1				1	3	3	8	無
01	94	桜田	4	8	48	48	0	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	有	有	有	有	1	1	1	1	48													3	3	1	1				1	3	3	8	無
01	94	桜田	5	5	10	10	6	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	有	有	有	有					10													3	3	1	1				1	3	3		無
01	94	桜田	6	8	64	64	73	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	有	有	有	有	1	1	1	1	64													3	3	1	1				1	3	3	8	無
01	94	桜田	7	8	64	64	73	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	有	有	有	有	1	1	1	1	64													2	2								8	無
01	94	桜田	8	11	60	60	0	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	有	有	有	有	1	1	1	1	60													7	7	1	1	1	1		2	14	14	21	無
01	94	桜田	9	5	30	30	18	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	有	有	有	有					30													3	3	1	1				1	3	3		無
01	94	桜田	10	8	48	48	55	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	有	有	有	有	1	1	1	1	48													3	3	1	1				1	3	3	8	無
01	94	桜田	11	5	10	10	6	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	無	有	有	有	有	有					10													3	3	1	1				1	3	3		無
01	94	桜田	ポンプ室1		0	0	0	–	–	有	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–																						無
01	95	神宮東パークハイツ	6	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有					20	128	2	有	有																20	無
01	95	神宮東パークハイツ	7	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有					20																			20	無
01	95	神宮東パークハイツ	8	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有					20																			20	無
01	95	神宮東パークハイツ	9	14	60	60	213	有	有	有	無	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	2	1	2	60													6	6	2	2	2	2		1	52	14	42	無
01	95	神宮東パークハイツ	10	9	54	54	111	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	2	1	2	54													3	3	1	1				1	8	8	21	無
01	95	神宮東パークハイツ	11	8	48	48	56	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	1	48													1	1	1	1	1	1					10	無
01	95	神宮東パークハイツ	12	8	48	48	56	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	1	48													1	1	1	1	1	1					10	無
01	95	神宮東パークハイツ	13	10	40	40	61	有	有	有	有	無	有	有	有	無	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	2	1	2	40													1	1	1	1	1	1					4	無
01	95	神宮東パークハイツ	14	10	36	36	87	有	有	有	有	無	有	有	有	無	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	2	1	1	1	36													3	3	1	1	1	1					3	無
01	95	神宮東パークハイツ	15	10	39	39	77	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	2	1	1	1	39													3	3	1	1	1	1					2	無
01	95	神宮東パークハイツ	16	14	72	72	230	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	2	1	2	72													4	4	1	1	1	1		1	54	14	50	無
01	95	神宮東パークハイツ	17	8	48	48	55	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	2	1	2	48													1	1	1	1	1	1					10	無
01	95	神宮東パークハイツ	18	8	48	48	52	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	2	1	2	48													1	1	1	1	1	1					10	無
01	95	神宮東パークハイツ	22	5	30	30	18	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有					30																			無
01	95	神宮東パークハイツ	23	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有					20																			無
01	95	神宮東パークハイツ	24	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有					20																			無
01	95	神宮東パークハイツ	25	14	62	62	81	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	2	1	2	62													1	1	1	1							38	無
01	95	神宮東パークハイツ	26	14	56	56	100	有	有	有	有	無	有	有	有	無	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	2	1	2	56													1	1	1	1							38	無
01	95	神宮東パークハイツ	27	5	40	40	24	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有					40																			無
01	95	神宮東パークハイツ	28	5	40	40	24	有	有	有	無	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有					40																			無
01	95	神宮東パークハイツ	29	5	30	30	18	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有					30																			無
01	95	神宮東パークハイツ	30	5	40	40	24	有	有	有	無	無	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有					40																			無
01	95	神宮東パークハイツ	ポンプ室No.5		0	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–																						無
01	96	弥富	ポンプ室		0	0	–	–	–	有	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–																						無

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 8 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検																																				計画点検			法定点検						
						屋内電気設備																																													
						屋内電気設備	照明器具	配線器具			盤類													換気設備	テレビ・FM共同受信設備					雷保護設備					屋外電気設備	屋外灯設備			地中配線	太陽光発電設備（屋外灯一体型を除く）	段差解消機（※2）		防犯カメラ設備（※1）							共用灯設備	テレビ受信設備	屋外灯設備	防火戸設備			非常用の照明装置		
							照明器具	引込開閉器	スイッチ・コンセント	自動点滅器	引込開閉器（盤）	主開閉器（盤）	集合計器盤	共用灯盤	（制御盤含む）（操作盤含む）	動力分電盤	電話端子盤	LAN設備収容箱	隔測量水器盤	換気扇	VHFアンテナ	UHFアンテナ	BS・110度CSアンテナ	機器収容箱	突針	接地極	接地抵抗測定以外	接地抵抗測定	屋外電気設備	照明器具へ太陽光・風力含む	案内・掲示板	屋外分電盤	（ハンドホール・マンホール）	式	上期分	下期分	カメラ 上期分	カメラ 下期分	録画装置（付帯機器含む） 上期分	録画装置（付帯機器含む） 下期分	モニター装置（付帯機器含む） 上期分	モニター装置（付帯機器含む） 下期分		（U・BS・アンテナ計）		操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置	
					戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●
01	11	鳴海	201	5	30	30	18	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					30	21	1	有				1	1	1	1									無	
01	11	鳴海	301	4	28	28	18	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					28							1	1	1	1									無	
01	11	鳴海	302	4	16	16	10	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					16							1	1	1	1									無	
01	11	鳴海	303	4	24	24	18	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					24																			無	
01	11	鳴海	304	4	7	7	6	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					7																			無	
01	11	鳴海	401	5	19	19	12	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					19																		10	無	
01	11	鳴海(診療所)	0	1	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	無	無	無	有					1																			無	
01	22	鳴子	70	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					20	166	9	有															無	
01	22	鳴子	71	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					30																			無	
01	22	鳴子	72	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					30																			無	
01	22	鳴子	73	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					30																			無	
01	22	鳴子	74	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					30																			無	
01	22	鳴子	75	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					30																			無	
01	22	鳴子	76	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					20																			無	
01	22	鳴子	79	5	40	40	24	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					40																			無	
01	22	鳴子	80	5	52	52	45	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					52																			無	
01	22	鳴子	81	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					30																			無	
01	22	鳴子	82	5	10	10	6	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					10																			無	
01	22	鳴子	83	5	10	10	6	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					10																			無	
01	22	鳴子	84	5	10	10	6	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					10																			無	
01	22	鳴子	85	5	40	40	24	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					40																			無	
01	22	鳴子	86	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					30																			無	
01	22	鳴子	87	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					20																			無	
01	22	鳴子	88	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					20																			無	
01	22	鳴子	89	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					20																			無	
01	22	鳴子	90	5	50	50	30	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					50																			無	
01	22	鳴子	91	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有					20																			無	
01	22	鳴子	92	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	有	有	有					20																			無	
01	22	鳴子	93	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	有	有	有					20																			無	
01	22	鳴子	94	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	有	有	有					20																			無	
01	22	鳴子	95	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	有	有	有					20																			無	
01	22	鳴子	96	5	10	10	6	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	有	有	有					10																			無	
01	22	鳴子	97	5	10	10	6	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	有	有	有					10																			無	
01	22	鳴子	98	5	10	10	6	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	有	有	有					10																			無	
01	22	鳴子	99	5	10	10	6	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	有	有	有					10																			無	
01	22	鳴子	100	5	10	10	6	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	有	有	有					10																			無	
01	22	鳴子	201	4	16	16	10	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	有	有	有					16																			無	
01	22	鳴子	202	5	24	24	18	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	有	有	有					24																			無	
01	22	鳴子	203	5	9	9	6	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	有	有	有					9																			無	
01	22	鳴子	集会所		0	0	41	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有																					2	無	
01	28	則武		10	187	187	248	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	1		1		187	187																9	無	
01	30	岩倉	1	5	40	40	24	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					40	434	7	有	有															無	
01	30	岩倉	2	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					20																			無	
01	30	岩倉	3	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					30																		15	無	
01	30	岩倉	4	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					20																		10	無	
01	30	岩倉	5	5	40	40	24	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					40																		20	無	
01	30	岩倉	6	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					20																		10	無	
01	30	岩倉	7	5	40	40	24	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					40																			無	
01	30	岩倉	8	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					20																			無	
01	30	岩倉	9	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					30																			無	
01	30	岩倉	10	5	40	40	24	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					40							1	1	1	1									無	
01	30	岩倉	11	5	40	40	24	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					40																			無	
01	30	岩倉	12	5	40	40	24	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					40																			無	
01	30	岩倉	13	5	40	40	24	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					40																			無	
01	30	岩倉	14	5	50	50	30	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					50																			無	
01	30	岩倉	15	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					30																			無	
01	30	岩倉	16	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					30																			無	
01	30	岩倉	17	5	40	40	24	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					40																			無	
01	30	岩倉	18	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					30																			無	
01	30	岩倉	19	5	20	20	12	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					20																			無	
01	30	岩倉	20	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					30																			無	
01	30	岩倉	21	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					30																			無	
01	30	岩倉	22	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					30																			無	
01	30	岩倉	23	5	40	40	24	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					40																			無	
01	30	岩倉	24	5	40	40	24	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					40																			無	
01	30	岩倉	25	5	40	40	24	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					40							1	1	1	1									無	
01	30	岩倉	26	5	30	30	18	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					30																			無	
01	30	岩倉	27	5	40	40	24	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有					40																			無	

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検																																						計画点検			法定点検						
						屋内電気設備																																																
						屋内電気設備	照明器具	配線器具			盤類													換気設備	テレビ・FM共同受信設備					雷保護設備					屋外電気設備					太陽光発電設備（屋外灯一体型を除く）	段差解消機（※2）		防犯カメラ設備（※1）							共用灯設備	テレビ受信設備	屋外灯設備	建築基準法第12条第3項に定めるもの（新規の場合●、前回報告書がある場合は○）						
							照明器具	引込開閉器（盤）	主開閉器（盤）	集合計器盤	共用灯盤	（制御盤含む）（操作盤含む）	動力分電盤	電話端子盤	LAN設備収容箱	隔測量水器盤	換気扇	VHFアンテナ	UHFアンテナ	BS・110度CSアンテナ	機器収容箱	突針	接地極	接地抵抗測定以外	接地抵抗測定	屋外電気設備	照明器具（太陽光・風力含む）	案内・掲示板	屋外分電盤	地中配線（ハンドホール・マンホール）	式	上期分	下期分	カメラ 上期分	カメラ 下期分	録画装置（付帯機器含む） 上期分	録画装置（付帯機器含む） 下期分	モニター装置（付帯機器含む） 上期分	モニター装置（付帯機器含む） 下期分	灯	基（U・BS・アンテナ計）	基	面	個	個	灯	置	○●
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	台	台								
01	52	豊明	16	5	60	60	36	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					60																				無		
01	52	豊明	17	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					50																				無		
01	52	豊明	18	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					40																				無		
01	52	豊明	19	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					40																				無		
01	52	豊明	20	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					40																				無		
01	52	豊明	21	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					40																				無		
01	52	豊明	22	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					40																				無		
01	52	豊明	23	5	30	30	18	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					30																				無		
01	52	豊明	24	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					40																				無		
01	52	豊明	25	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					40																				無		
01	52	豊明	26	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					50																				無		
01	52	豊明	27	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					40																				無		
01	52	豊明	28	5	60	60	36	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					60																				無		
01	52	豊明	29	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					50																				無		
01	52	豊明	30	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					50																				無		
01	52	豊明	31	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					40																				無		
01	52	豊明	32	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					40																				無		
01	52	豊明	33	5	30	30	18	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					30																				無		
01	52	豊明	34	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					50																				無		
01	52	豊明	41	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					50																				無		
01	52	豊明	42	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					50						1	1													無		
01	52	豊明	43	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					50																				無		
01	52	豊明	44	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					50																				無		
01	52	豊明	45	5	70	70	42	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					70																				無		
01	52	豊明	46	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					40																				無		
01	52	豊明	47	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					50																				無		
01	52	豊明	48	5	30	30	18	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					30																				無		
01	52	豊明	49	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					40																				無		
01	52	豊明	50	5	30	30	18	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					30																				無		
01	52	豊明	51	5	20	20	12	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					20																				無		
01	52	豊明	52	5	30	30	18	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					30																				無		
01	52	豊明	53	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					50																				無		
01	52	豊明	54	5	36	36	36	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					36								1	1	1	1	1	1						2	無		
01	52	豊明	55	5	40	40	40	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有					40																				無		
01	52	豊明	56(診)	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					1																				無		
01	52	豊明	集会所・管理事務所		0	0	44	有	無	有	有	無	無	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無													1	1	1	1								無		
01	53	富吉		3	51	51	67	有	有	無	有	無	無	有	無	有	無	無	有	有	有	有	有	1	1	1	1	51																				無		
01	54	堀田	2	11	307	307	659	有	有	無	有	無	無	有	無	有	無	無	無	有	有	有	有	2	2	1	2	307								3	3	1	1	1	1				1	32	32	35	無		
01	54	堀田	3	11	380	380	581	有	有	無	有	無	無	有	無	有	無	無	無	有	有	有	有	2		1		380								5	5	2	2	1	1				1	32	32	206	無		
01	54	堀田	ポンプ室2		0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																										無		
01	55	富吉第2		7	99	99	153	有	有	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有	1	3	1	3	99																			56	無		
01	56	朝倉	1	5	30	30	18	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					30	213	10	有																		無		
01	56	朝倉	2	5	30	30	18	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					30																				無		
01	56	朝倉	3	5	30	30	18	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					30																				無		
01	56	朝倉	4	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					40																				無		
01	56	朝倉	5	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					40																				無		
01	56	朝倉	6	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					50																				無		
01	56	朝倉	7	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					50																				無		
01	56	朝倉	8	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					50								1	1	1	1									無		
01	56	朝倉	9	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					40																				無		
01	56	朝倉	10	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					40																				無		
01	56	朝倉	11	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					40																				無		
01	56	朝倉	12	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					50																				無		
01	56	朝倉	13	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					40																				無		
01	56	朝倉	14	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					40																				無		
01	56	朝倉	15	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					40																				無		
01	56	朝倉	16	5	30	30	18	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					30																				無		
01	56	朝倉	19	11	140	140	230	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有	1		1		140																			1	無		
01	56	朝倉	21	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					50																				無		
01	56	朝倉	22	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					40																				無		
01	56	朝倉	23	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					40																				無		
01	56	朝倉	24	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					50																				無		
01	56	朝倉	25	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					40																				無		
01	56	朝倉	26	5	20	20	12	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					20																				無		
01	56	朝倉	27	5	20	20	12	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					20																				無		
01	56	朝倉	28	5	50	50	30	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					50																				無		
01	56	朝倉	29	5	40	40	24	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					40																				無		
01	56	朝倉	30	5	30	30	18	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	有					30																				無		

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 9 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検																																				計画点検			法定点検						
						屋内電気設備																																													
						屋内電気設備	照明器具	配線器具			盤類													換気設備	テレビ・FM共同受信設備				機器収容箱	雷保護設備					屋外電気設備	屋外灯設備			地中配線設備		太陽光発電設備（屋外灯一体型を除く）	段差解消機（※2）		防犯カメラ設備(※1)							共用灯設備	テレビ受信設備	屋外灯設備	建築基準法第12条第3項に定めるもの（新規の場合●、前回報告書がある場合は○）						

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検																																				計画点検			法定点検							
						屋内電気設備																																														
						屋内電気設備	照明器具	配線器具			盤類													換気設備	テレビ・FM共同受信設備					雷保護設備					屋外電気設備	屋外灯設備			地中配線設備		太陽光発電設備（屋外灯一体型を除く）	段差解消機（※2）		防犯カメラ設備(※1)							共用灯設備	テレビ受信設備	屋外灯設備	建築基準法第12条第3項に定めるもの（新規の場合●、前回報告書がある場合は○）							

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検																																				計画点検			法定点検						
						屋内電気設備																																													
						屋内電気設備	照明器具	配線器具			盤類														換気設備	テレビ・FM共同受信設備					雷保護設備					屋外電気設備	屋外分電盤				地中配線設備	太陽光発電設備（屋外一体型を除く）	段差解消機（※2）		防犯カメラ設備(※1)							共用灯設備	テレビ受信設備	屋外灯設備	建築基準法第12条第3項に定めるもの（新規の場合●、前回報告書がある場合は○）						

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【令和 10 年度】

| 管轄住宅管理センターコード | 団地コード | 点検対象団地名 | 棟番号 | 階数 | 戸数 | 安全点検 | | |

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和8年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																								
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検																計画点検			法定点検					
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場(道路)	駐車場(囲障)	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備					雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの					
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		カｰゲｰト・車路管制設備(※2)		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極					防火戸設備			非常用の照明装置		
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無
7101	011	鳴海				無					10																				
7101	022	鳴子				無					10																				
7101	028	則武				無																									
7101	030	岩倉			847	有					25																				
7101	033	知立			1777	有					2																				
7101	037	相生山			629	有					7																				
7101	041	江南			2050	有					11																				
7101	042	津島				無																									
7101	052	豊明			973	有					7																				
7101	053	富吉				無																									
7101	054	堀田				無																									
7101	055	富吉第2				無																									
7101	056	朝倉				有					7																				
7101	063	保見				有					13																				
7101	064	鳴海第二				無																									
7101	070	緑苑東				無					10																				
7101	074	牛巻				無																									
7101	075	日比野				無																									
7101	078	花表			108	有																									
7101	079	豊成				無					22																				
7101	080	木場				無					4																				
7101	084	国分				無					4																				
7101	085	押草			560	有					21																				

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和8年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																							
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検																計画点検			法定点検				
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場(道路)	駐車場(囲障)	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備						雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの				
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		ｶｰｹﾞｰﾄ・(※2)車路管制設備		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極					防火戸設備			非常用の照明装置	
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分								操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無
7101	090	大山田			252	有					7	6	6	1	1																
7101	092	豊明栄			73	有																									
7101	094	桜田				無																									
7101	095	神宮東パークハイツ			510	有					5																				
7101	096	弥富				無																									
7101	098	平針駅西				無																									
7101	099	アーバニア大須				無																									
7101	101	アーバニア滝子南			39	有																									
7101	102	アーバニア鶴舞				無																									
7101	103	高畑				無																									
7101	104	徳重			94	有					9																				
7101	106	コートタウン緑ヶ丘				無																									
7101	107	塩釜東				無																									
7101	108	岩塚東				無					2																				
7101	110	大山田松ノ木			81	有																									
7101	111	アーバニア千代田				無																									
7101	113	アーバンドゥエル平針				無																									
7101	114	アーバンドゥエル中村公園				無																									
7101	115	アーバニア鶴舞第2				無																									
7101	117	三好ヶ丘			80	有																									
7101	122	白鳥パークハイツ神宮西				無																									
7101	124	アーバンドエル白鳥公園				無																									
7101	127	パルネス前後				無																									

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和8年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																								
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検																計画点検			法定点検					
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場（道路）	駐車場（囲障）	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備					雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの					
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		ｶｰｹﾞｰﾄ・(※2)車路管制設備		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極				防火戸設備			非常用の照明装置		
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置	
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無		
7101	131	白鳥パークハイツ日比野東				無	10		168	6						3	3	3	3													
7101	138	白鳥パークハイツ大宝				無	6	148	130	4	11	7	7	2	2	2	2	2	2	2												
7101	139	アーバンラフレ滝子			21	有	1		16	1																						
7101	148	プロムナード三好丘			283	有					1																					
7101	153	アーバンラフレ金山			38	有	1		48	2		4	4	1	1																	
7101	155	アーバンドエル有松				無																										
7101	160	アーバンドエル植田			22	有																										
7101	161	パークハイツ荒子				無		97			2	8	8	1	1	1	1	1	1	1												
7101	165	アーバニア荒子東				無																										
7101	166	アーバニア上前津東				無		66				3	3	1	1	2	2	2	2	1												
7101	167	アーバンラフレ鳴海	147			無		147				10	10	10	10																	
7101	172	アクシオス千種				無					10	10	10	1	1																	
7101	175	アーバニア有松駅前				無																										
7101	176	アーバンラフレ稲沢				無																										
7101	177	アーバンラフレ鳴子				無																										
7101	178	アーバンラフレ鶴舞公園	92			無		92				11	11	1	1	1	1	1	1													
7103	031	上飯田				無																										
7103	039	藤山台				無					17	9	9	1	1																	
7103	043	上飯田第2			58	有																										
7103	046	藤ヶ丘				無																										
7103	049	岩成台				無					1																					
7103	057	高森台				無					9																					
7103	059	中丸			218	有					4	28	28	2	2																	

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和8年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																								
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検															計画点検			法定点検						
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場（道路）	駐車場（囲障）	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備					雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの						
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		ｶｰｹﾞｰﾄ・(※2)車路管制設備		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極				防火戸設備			非常用の照明装置			
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置		
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無		
7103	060	中央台				無					24	8	8	1	1																	
7103	061	尾上				無		213			12	16	16	2	2																	
7103	068	萱場				無																										
7103	071	岩成台西				無					10																					
7103	083	高座台				無					22	20	20	2	2																	
7103	086	瀬古				無																										
7103	088	大幸東				無		232			11	11	11	1	1																	
7103	089	千代が丘	289			無		289			29	55	55	6	6																	
7103	091	都通				無					2	9	9	1	1																	
7103	093	水草				無																										
7103	097	アーバニア大幸南				無										2	2	2	2	2												
7103	100	一社東				無																										
7103	105	コートタウン千代が丘東				無																										
7103	116	白山台				無																										
7103	135	アーバンラフレ志賀				無	2		256	12	10																					
7103	140	リバピア中央台				無			44	1																						
7103	142	アーバンラフレ白壁				無	2		72	2						1	1	1	1	1												
7103	143	日進香久山花の街				無	1		164	5		12	12	2	2																	
7103	144	コンフォール城山				無					8	12	12	1	1																	
7103	145	アーバンラフレ星ヶ丘				無	2	215	202	7	16	6	6	1	1	4	4	4	4													
7103	146	アーバニア仲田				無	1		23	1																						
7103	149	アーバンラフレ小幡	112		266	有	4	112	136	4	9					2	2	2	2													
7103	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西				無		205	52	2	10	20	20	3	3	5	5	5	5													

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和8年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																							
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検															計画点検			法定点検					
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場(道路)	駐車場(囲障)	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備					雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの					
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		ｶｰｹﾞｰﾄ・(※2)車路管制設備		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極				防火戸設備			非常用の照明装置	
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無
7103	152	アーバニア志賀公園				無		598			16	63	63	9	9	3	3	3	3	3										
7103	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南				無		301			25	30	30	3	3	1	1	1	1											
7103	163	アーバンラフレ鳩岡	80			無		80			6	36	36	3	3	1	1	1	1											
7103	164	アーバンラフレ虹ヶ丘中				無		160			12	28	28	3	3	5	5	5	5											
7103	168	アーバニア上飯田北町	166			無		166			7	10	10	1	1	1	1	1	1	1										
7103	169	アーバニア大曽根駅前				無	1		48	3																				
7103	170	アーバニア主税町				無		45			5	6	6	1	1	2	2	2	2	2										
7103	171	アーバンラフレ虹ヶ丘東				無		76			5	11	11	1	1															
7103	179	アーバンラフレ庄内通	147			無		147			6	15	15			1	1	1	1											
－	－	鳩岡職員宿舎			51	無										1	1	1	1	1										
		合計	1,033		9,030		31	3,389	1,359	50	476	464	464	62	62	38	38	38	38	14										

※1　エレベータかご内の防犯カメラ及びエレベーター専用の録画装置は、点検対象外とする。
※2　車路管制設備(制御盤)の箇所数とする。

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和9年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																								
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検																計画点検			法定点検					
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場(道路)	駐車場(囲障)	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備					雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの					
																											防火戸設備			非常用の照明装置		
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		ｶｰｹﾞｰﾄ・(※2)車路管制設備		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極				操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分													
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無
7101	011	鳴海			107	有					10																				
7101	022	鳴子				無					10																				
7101	028	則武				無																									
7101	030	岩倉				無					25																				
7101	033	知立				無					2																				
7101	037	相生山				無					7																				
7101	041	江南				無					11																				
7101	042	津島				無																									
7101	052	豊明				無					7																				
7101	053	富吉				無																									
7101	054	堀田				無																									
7101	055	富吉第2				無																									
7101	056	朝倉				無					7																				
7101	063	保見			966	有					13																				
7101	064	鳴海第二				無																									
7101	070	緑苑東			790	有					10																				
7101	074	牛巻			127	有																									
7101	075	日比野				無																									
7101	078	花表				無																									
7101	079	豊成				無					22																				
7101	080	木場				無					4																				
7101	084	国分				無					4																				
7101	085	押草				無					21																				

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和9年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																							
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検																計画点検			法定点検				
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場(道路)	駐車場(囲障)	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備					雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの				
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		ｶｰｹﾞｰﾄ・(※2)車路管制設備		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極					防火戸設備			非常用の照明装置	
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無
7101	090	大山田				無					7	6	6	1	1																
7101	092	豊明栄				無																									
7101	094	桜田				無																									
7101	095	神宮東パークハイツ				無					5																				
7101	096	弥富			4	有																									
7101	098	平針駅西				無																									
7101	099	アーバニア大須				無																									
7101	101	アーバニア滝子南				無																									
7101	102	アーバニア鶴舞			18	有																									
7101	103	高畑				無																									
7101	104	徳重				無					9																				
7101	106	コートタウン緑ヶ丘				無																									
7101	107	塩釜東			17	有																									
7101	108	岩塚東				無					2																				
7101	110	大山田松ノ木				無																									
7101	111	アーバニア千代田				無																									
7101	113	アーバンドゥエル平針			47	有																									
7101	114	アーバンドゥエル中村公園				無																									
7101	115	アーバニア鶴舞第2			15	有																									
7101	117	三好ヶ丘				無																									
7101	122	白鳥パークハイツ神宮西				無																									
7101	124	アーバンドエル白鳥公園				無																									
7101	127	パルネス前後				無																									

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和9年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																							
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検															計画点検			法定点検					
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場（道路）	駐車場（囲障）	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備					雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの					
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		ｶｰｹﾞｰﾄ・(※2)車路管制設備		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極				防火戸設備			非常用の照明装置		
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無
7101	131	白鳥パークハイツ日比野東				無	10		168	6						3	3	3	3											
7101	138	白鳥パークハイツ大宝	148		194	有	6	148	130	4	11	7	7	2	2	2	2	2	2	2										
7101	139	アーバンラフレ滝子				無	1		16	1																				
7101	148	プロムナード三好丘				無					1																			
7101	153	アーバンラフレ金山				無	1		48	2		4	4	1	1														
7101	155	アーバンドエル有松			24	有																								
7101	160	アーバンドエル植田				無																								
7101	161	パークハイツ荒子	97			無		97			2	8	8	1	1	1	1	1	1	1										
7101	165	アーバニア荒子東				無																								
7101	166	アーバニア上前津東				無		66				3	3	1	1	2	2	2	2	1										
7101	167	アーバンラフレ鳴海			250	有		147				10	10	10	10															
7101	172	アクシオス千種				無					10	10	10	1	1															
7101	175	アーバニア有松駅前				無																								
7101	176	アーバンラフレ稲沢				無																								
7101	177	アーバンラフレ鳴子			314	有																								
7101	178	アーバンラフレ鶴舞公園				無		92				11	11	1	1	1	1	1	1											
7103	031	上飯田				無																								
7103	039	藤山台				無					17	9	9	1	1															
7103	043	上飯田第2				無																								
7103	046	藤ヶ丘				無																								
7103	049	岩成台			1044	有					1																			
7103	057	高森台				無					9																			
7103	059	中丸				無					4	28	28	2	2															

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和9年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																							
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検																計画点検			法定点検				
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場（道路）	駐車場（囲障）	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備				雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの				
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		ｶｰｹﾞｰﾄ・(※2)車路管制設備		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極				防火戸設備			非常用の照明装置	
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分						操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無
7103	060	中央台			572	有					24	8	8	1	1															
7103	061	尾上	213		310	有		213			12	16	16	2	2															
7103	068	萱場				無																								
7103	071	岩成台西			390	有					10																			
7103	083	高座台			342	有					22	20	20	2	2															
7103	086	瀬古			158	有																								
7103	088	大幸東	232			無		232			11	11	11	1	1															
7103	089	千代が丘				無		289			29	55	55	6	6															
7103	091	都通				無					2	9	9	1	1															
7103	093	水草			441	有																								
7103	097	アーバニア大幸南				無										2	2	2	2	2											
7103	100	一社東				無																								
7103	105	コートタウン千代が丘東				無																								
7103	116	白山台				無																								
7103	135	アーバンラフレ志賀				無	2		256	12	10																			
7103	140	リバピア中央台			84	有			44	1																				
7103	142	アーバンラフレ白壁				無	2		72	2						1	1	1	1	1											
7103	143	日進香久山花の街			423	有	1		164	5		12	12	2	2															
7103	144	コンフォール城山			473	有					8	12	12	1	1															
7103	145	アーバンラフレ星ヶ丘	215		314	有	2	215	202	7	16	6	6	1	1	4	4	4	4											
7103	146	アーバニア仲田				無	1		23	1																				
7103	149	アーバンラフレ小幡				無	4	112	136	4	9					2	2	2	2											
7103	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西	205		137	有		205	52	2	10	20	20	3	3	5	5	5	5											

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和9年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																							
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検															計画点検			法定点検					
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場(道路)	駐車場(囲障)	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備					雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの					
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		ｶｰｹﾞｰﾄ・(※2)車路管制設備		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極				防火戸設備			非常用の照明装置	
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無
7103	152	アーバニア志賀公園				無		598			16	63	63	9	9	3	3	3	3	3										
7103	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南	301		113	有		301			25	30	30	3	3	1	1	1	1											
7103	163	アーバンラフレ鳩岡				無		80			6	36	36	3	3	1	1	1	1											
7103	164	アーバンラフレ虹ヶ丘中	160		92	有		160			12	28	28	3	3	5	5	5	5											
7103	168	アーバニア上飯田北町				無		166			7	10	10	1	1	1	1	1	1	1										
7103	169	アーバニア大曽根駅前				無	1		48	3																				
7103	170	アーバニア主税町				無		45			5	6	6	1	1	2	2	2	2	2										
7103	171	アーバンラフレ虹ヶ丘東				無		76			5	11	11	1	1															
7103	179	アーバンラフレ庄内通				無		147			6	15	15			1	1	1	1											
－	－	鳩岡職員宿舎				無										1	1	1	1	1										
		合計	1,571		7,766		31	3,389	1,359	50	476	464	464	62	62	38	38	38	38	14										

※1　エレベータかご内の防犯カメラ及びエレベーター専用の録画装置は、点検対象外とする。
※2　車路管制設備(制御盤)の箇所数とする。

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和10年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																								
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検																計画点検			法定点検					
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場（道路）	駐車場（囲障）	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備					雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの					
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		ｶｰｹﾞｰﾄ・(※2)車路管制設備		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極					防火戸設備			非常用の照明装置	
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無
7101	011	鳴海				無					10																				
7101	022	鳴子			392	有					10																				
7101	028	則武				無																									
7101	030	岩倉				無					25																				
7101	033	知立				無					2																				
7101	037	相生山				無					7																				
7101	041	江南				無					11																				
7101	042	津島				無																									
7101	052	豊明				無					7																				
7101	053	富吉				無																									
7101	054	堀田				無																									
7101	055	富吉第2				無																									
7101	056	朝倉			683	有					7																				
7101	063	保見				無					13																				
7101	064	鳴海第二				無																									
7101	070	緑苑東				無					10																				
7101	074	牛巻				無																									
7101	075	日比野			58	有																									
7101	078	花表				無																									
7101	079	豊成			664	有					22																				
7101	080	木場			267	有					4																				
7101	084	国分			455	有					4																				
7101	085	押草				無					21																				

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和10年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																							
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検																計画点検			法定点検				
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場（道路）	駐車場（囲障）	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備					雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの				
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		ｶｰｹﾞｰﾄ・(※2)車路管制設備		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極				防火戸設備			非常用の照明装置	
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無
7101	090	大山田				無					7	6	6	1	1															
7101	092	豊明栄				無																								
7101	094	桜田			196	有																								
7101	095	神宮東パークハイツ				無					5																			
7101	096	弥富				無																								
7101	098	平針駅西			6	有																								
7101	099	アーバニア大須				無																								
7101	101	アーバニア滝子南				無																								
7101	102	アーバニア鶴舞				無																								
7101	103	高畑			14	有																								
7101	104	徳重				無					9																			
7101	106	コートタウン緑ヶ丘				無																								
7101	107	塩釜東				無																								
7101	108	岩塚東			52	有					2																			
7101	110	大山田松ノ木				無																								
7101	111	アーバニア千代田				無																								
7101	113	アーバンドゥエル平針				無																								
7101	114	アーバンドゥエル中村公園			34	有																								
7101	115	アーバニア鶴舞第2				無																								
7101	117	三好ヶ丘				無																								
7101	122	白鳥パークハイツ神宮西			44	有																								
7101	124	アーバンドエル白鳥公園			40	有																								
7101	127	パルネス前後				無																								

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和10年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																								
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検																計画点検			法定点検					
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場（道路）	駐車場（囲障）	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備					雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの					
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		ｶｰｹﾞｰﾄ・(※2)車路管制設備		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極				防火戸設備			非常用の照明装置		
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置	
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無		
7101	131	白鳥パークハイツ日比野東			177	有	10		168	6						3	3	3	3													
7101	138	白鳥パークハイツ大宝				無	6	148	130	4	11	7	7	2	2	2	2	2	2	2												
7101	139	アーバンラフレ滝子				無	1		16	1																						
7101	148	プロムナード三好丘				無					1																					
7101	153	アーバンラフレ金山				無	1		48	2		4	4	1	1																	
7101	155	アーバンドエル有松				無																										
7101	160	アーバンドエル植田				無																										
7101	161	パークハイツ荒子				無		97			2	8	8	1	1	1	1	1	1	1												
7101	165	アーバニア荒子東				無																										
7101	166	アーバニア上前津東	66			無		66				3	3	1	1	2	2	2	2	1												
7101	167	アーバンラフレ鳴海				無		147				10	10	10	10																	
7101	172	アクシオス千種				無					10	10	10	1	1																	
7101	175	アーバニア有松駅前				無																										
7101	176	アーバンラフレ稲沢			205	有																										
7101	177	アーバンラフレ鳴子				無																										
7101	178	アーバンラフレ鶴舞公園				無		92				11	11	1	1	1	1	1	1													
7103	031	上飯田				無																										
7103	039	藤山台			2477	有					17	9	9	1	1																	
7103	043	上飯田第2				無																										
7103	046	藤ヶ丘				無																										
7103	049	岩成台				無					1																					
7103	057	高森台			1065	有					9																					
7103	059	中丸				無					4	28	28	2	2																	

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和10年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																								
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検																計画点検			法定点検					
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場（道路）	駐車場（囲障）	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備					雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの					
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		ｶｰｹﾞｰﾄ・(※2)車路管制設備		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極				防火戸設備			非常用の照明装置		
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置	
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無		
7103	060	中央台				無					24	8	8	1	1																	
7103	061	尾上				無		213			12	16	16	2	2																	
7103	068	萱場			67	有																										
7103	071	岩成台西				無					10																					
7103	083	高座台				無					22	20	20	2	2																	
7103	086	瀬古				無																										
7103	088	大幸東			715	有		232			11	11	11	1	1																	
7103	089	千代が丘				無		289			29	55	55	6	6																	
7103	091	都通			92	有					2	9	9	1	1																	
7103	093	水草				無																										
7103	097	アーバニア大幸南			82	有										2	2	2	2	2												
7103	100	一社東			26	有																										
7103	105	コートタウン千代が丘東				無																										
7103	116	白山台			35	有																										
7103	135	アーバンラフレ志賀			674	有	2		256	12	10																					
7103	140	リバピア中央台				無			44	1																						
7103	142	アーバンラフレ白壁			81	有	2		72	2						1	1	1	1	1												
7103	143	日進香久山花の街				無	1		164	5		12	12	2	2																	
7103	144	コンフォール城山				無					8	12	12	1	1																	
7103	145	アーバンラフレ星ヶ丘				無	2	215	202	7	16	6	6	1	1	4	4	4	4													
7103	146	アーバニア仲田			27	有	1		23	1																						
7103	149	アーバンラフレ小幡				無	4	112	136	4	9					2	2	2	2													
7103	151	アーバンラフレ虹ヶ丘西				無		205	52	2	10	20	20	3	3	5	5	5	5													

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場))【令和10年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築		環境		機械	電気																							
			安全点検		安全点検		安全点検	安全点検															計画点検			法定点検					
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場(道路)	駐車場(囲障)	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備					雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの					
								自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		ｶｰｹﾞｰﾄ・(※2)車路管制設備		車路管制設備※2		J型受信機	突針	接地極				防火戸設備			非常用の照明装置	
												上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置
			台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無
7103	152	アーバニア志賀公園	598		37	有		598			16	63	63	9	9	3	3	3	3	3										
7103	159	アーバンラフレ虹ヶ丘南				無		301			25	30	30	3	3	1	1	1	1											
7103	163	アーバンラフレ鳩岡			182	有		80			6	36	36	3	3	1	1	1	1											
7103	164	アーバンラフレ虹ヶ丘中				無		160			12	28	28	3	3	5	5	5	5											
7103	168	アーバニア上飯田北町				無		166			7	10	10	1	1	1	1	1	1	1										
7103	169	アーバニア大曽根駅前			20	有	1		48	3																				
7103	170	アーバニア主税町	45			無		45			5	6	6	1	1	2	2	2	2	2										
7103	171	アーバンラフレ虹ヶ丘東	76			無		76			5	11	11	1	1															
7103	179	アーバンラフレ庄内通			51	有		147			6	15	15			1	1	1	1											
－	－	鳩岡職員宿舎				無										1	1	1	1	1										
		合計	785		8,918		31	3,389	1,359	50	476	464	464	62	62	38	38	38	38	14										

※1　エレベータかご内の防犯カメラ及びエレベーター専用の録画装置は、点検対象外とする。
※2　車路管制設備(制御盤)の箇所数とする。

別紙1-7　　コード表

本部等エリア名	支社コード	住まいセンター	センターコード
東日本賃貸住宅本部 東京エリア	20	東京東住まいセンター	01
		北多摩住まいセンター	02
		東京北住まいセンター	03
		南多摩住まいセンター	04
		東京南住まいセンター	05
		城北住まいセンター	06
		北海道住まいセンター	60
東日本賃貸住宅本部 千葉エリア	30	千葉住まいセンター	01
		千葉西住まいセンター	02
		千葉北住まいセンター	03
		千葉北住まいセンター　茨城分室	80
東日本賃貸住宅本部 神奈川エリア	40	横浜住まいセンター	01
		神奈川西住まいセンター	02
		横浜南住まいセンター	03
東日本賃貸住宅本部 埼玉エリア	50	東埼玉住まいセンター	01
		浦和住まいセンター	02
		西埼玉住宅管理センター	03
中部支社	70	名古屋住まいセンター	01
		大曽根住まいセンター	03
西日本支社	80	千里住まいセンター	01
		大阪住まいセンター	03
		泉北住まいセンター	05
		兵庫住まいセンター	06
		阪神住まいセンター	07
		奈良住まいセンター	08
		京都住まいセンター	09
九州支社	90	北九州住まいセンター	01
		福岡住まいセンター	02

棟分類コード	1	2	3	5	6
団地区分	一般団地	一般市街地	面開発市街地	施設	駐車場等

外壁部位仕様コード	1	2	3	4	5
外壁仕様	打込タイル仕上げ	モルタル下地のうえ塗装仕上げ	打放しのうえ塗装仕上げ	打放しのうえタイル仕上げ	モルタル下地のうえタイル仕上げ

※部分的にタイルが張ってあるものは、タイル仕上げとする。

棟形式区分コード	1	2	3
棟形式区分	階段室型	片廊下型	中廊下型

別紙2-1　　点検項目及び点検内容等一覧表

点検区分	業務区分	点検項目	点検内容と判定基準	様式	点検の実施回数	備考
安全点検	建築	建物、人工地盤及びその他構造物等 ①外壁 (1)バルコニー・車路・車室等上裏・袖壁、階段室で外部に開放された上裏・内壁の奥行き概ね 1.0 m、庇等上端及び手摺等笠木を含めた全見付面積から手摺金物部及び見付開口部を除いた部分の壁面 (2)その他指示するもの ②外壁以外 (1)階段室等壁・天井　(8)屋根　(15)自走式立体駐車場内 (2)階段室等床　(9)エキスパンション・ジョイント　(16)集合郵便受箱 (3)建具等　(10)落下防止庇　(17)ｲﾝﾀｰﾎﾝｵｰﾄﾛｯｸ設備 (4)防火戸　(11)クーラー用室外機置き場　(18)その他指示するもの (5)手摺り等　(12)高置水槽 (6)雨樋等　(13)自転車置場・ｵｰﾄﾊﾞｲ置場 (7)付属金物等　(14)看板・広告塔	別紙イ、ロ及びロ-2による。	別添様式1	(建物) 原則、3年に1回。 (人工地盤) 原則、3年に1回。 (自走式駐車場等) 別紙1-6において指定する年度に1回。	建物は建基法12条1項の点検年度に同時実施とする。ただし、外壁修繕実施年度の法定点検時は安全点検(外壁)を実施しない。
	土木・造園	①排水施設 ②道路(駐車場上部・下部構造、暫定平面駐車場含む) ③法面・擁壁 ④遊戯施設 ⑤休息施設 ⑥通路 ⑦囲障 ⑧調整池 ⑨橋梁 ⑩サクラ大径木 ⑪その他指示するもの	別紙ハによる。	別添様式2	3年に1回。 ただし、③法面・擁壁、④遊戯施設、⑦囲障、⑨橋梁については各年度に1回。	
	機械	①屋内給水設備(管)　⑤煙道点検　⑥屋外給水設備 ②屋内排水設備(管)　(1)CF型風呂釜用煙道　⑦屋外排水設備 ③屋内ガス設備(管)　(2)FF型風呂釜用煙道　⑧その他指示するもの ④地域暖房給湯設備(管)　(3)BF-D型風呂釜用ﾀﾞｸﾄ型煙道 (住棟セントラルを含む)	別紙ニによる。	別添様式3 別添様式4	各年度に1回。ただし、屋外排水設備(駐車場)については、各年度に3回(4ヶ月ごと)。	
	電気	①共用灯設備　⑦屋外灯設備　⑫防犯カメラ設備 ②配線器具　(鋼管ポール含む)　⑬駐車場管制設備 ③盤類　⑧架空配線設備　(ｶｰｹﾞｰﾄ、 ④換気設備　⑨地中配線設備　ｶｰｹﾞｰﾄ用送受信機、 ⑤テレビ・FM共同受信設備　⑩太陽光発電設備　車路管制設備を含む) ⑥雷保護設備　⑪段差解消機　⑭J型受信機 ⑮その他指示するもの	別紙ホによる。	別添様式5-1 別添様式5-2 別添様式5-3 別添様式6	各年度に1回。(⑪、⑫及び⑬を除く) うち、①共用灯設備、②配線器具、④換気設備、⑤テレビ・FM共同受信設備(アンテナ一式除く)の実施対象は、全量の1/2以上でよいものとする。 ⑪段差解消機、⑫防犯カメラ設備、⑬駐車場管制設備については、各年度に2回。	段差解消機で設置時に計画通知(確認申請)を行っているものは、併せて法定点検を各年度に1回行うこと。
計画点検	建築	建物診断	モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の打診を行い、壁面に生じた劣化等現象について種別毎の発生量を点検する。	別添様式7 別添様式8	別紙1-2において指定する年度に1回。	
		PC目地	計画点検(建物診断)時に指示する建物の壁面の目地に生じた劣化現象 について、種別毎の発生量等を点検する。	別添様式9		

別紙2-1　　点検項目及び点検内容等一覧表

点検区分	業務区分	点検項目		点検内容と判定基準		様式	点検の実施回数	備考
計画点検	土木・造園	下水管	①桝・人孔	当該団地の指示する桝・人孔の内部に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。	判定基準は別紙へによる	別添様式10 別添様式11	別紙1-3において指定する年度に1回。	
		道　路	①アスファルト舗装等(街渠、縁石、桝を含む。)	当該団地の道路等(指示する線区)全面に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式12 別添様式13		
		法面・擁壁	①複合法面　②単独擁壁(排水施設を含む。)③単独法面(排水施設含む。)	当該団地の指示する法面・擁壁に生じた変状等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式14 別添様式15	5年に1回。	
		遊戯施設	①遊戯施設(金属製) ②遊戯施設(コンクリート、木、FRP等)	当該団地の指示する遊戯施設に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式16 別添様式17	別紙1-3において指定する年度に1回。	
		通　路	①コンクリート舗装　②それ以外	当該団地の通路柵(指示する線区)全面に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式18 別添様式19 別添様式20		
		外　柵	①金網柵 ②パイプ柵 ③メッシュフェンス	当該団地の外柵(指示する線区)全面に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式21 別添様式22 別添様式23		
		雨水浸透施設	①浸透枡・人孔②浸透管渠	当該団地の指示する浸透枡・人孔の内部及び浸透管渠に生じた劣化等現象について、種別毎に発生量等を点検する。		別添様式24 別添様式25		
		橋　梁	①橋梁定期点検要領(案)に定めるもの ②橋梁における第三者被害予防措置要領(案)に定めるもの	左記要領に定めるところによる。		左記要領の定めるところによる。	左記要領の定めるところによる。	
		並　木	①樹体 ②並木	当該団地の指示する並木に生じた劣化等現象について、種別毎に発生量等を点検する。	判定基準は別紙へによる	別添様式26 別添様式27 別添様式28 別添様式29	別紙1-3において指定する年度に1回。	
	機　械	屋内給水管		当該団地において、1個所／30戸を標準に、管の外面等に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式30	別紙1-4において指定する年度に1回。	
		雑排水管				別添様式31		
	電　気	共用灯設備		当該団地の共用灯設備に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式32	別紙1-5、別紙1-6において指定する年度に1回。	
		テレビ・FM共同受信設備		当該団地のテレビ受信設備(共聴アンテナ)に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式33		
		屋外灯設備		当該団地の屋外の照明設備に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式34		
		動力設備		当該団地駐車場の動力制御盤に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量を点検する。		別添様式35		

別紙2-1　　点検項目及び点検内容等一覧表

点検区分	業務区分	点　検　項　目	点検内容と判定基準	様式	点検の実施回数	備　考
法定点検	建築基準法	① 建築基準法第12条第1項に定めるもの ② 建築基準法第12条第3項に定めるもの	建築基準法等に定めるところによる。	特定行政庁等に定めるところによる。	特定行政庁等に定めるところによる。	安全点検及び計画点検と同一項目を重複して実施しない。
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項に定めるもの	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に定めるところによる。	所管行政庁等の定めるところによる。	「簡易点検」は3月に1回、「定期点検」は別紙1-4において指定する年度に1回。	

※各点検項目について、人工地盤及びブリッジに係るものについても対象とする。業務区分については、別紙2-2を参照とする。

別紙2-2　人工地盤等の業務区分

形式	業務区分	
	躯体(※1)	屋上施設(※2)
①　建物間を直接結ぶブリッジ(渡り廊下)	建築	土木・造園
②　人工地盤(接続型) 住棟と一体の建物とみなされる複合用途建築物のR階で広場利用されているもの又は通過動線として利用されているもの	建築	土木・造園
③　人工地盤(単独型) 構築物のR階で広場利用されているもの又は通過動線として利用されているもの	建築	土木・造園
④　人工地盤間、又は建物と人工地盤を結ぶブリッジ等(渡り廊下以外のブリッジ又は②や③の付属物と位置づけられるもの)	建築	土木・造園

※　1　躯体:外壁、梁・柱、床版等
※　2　遊戯施設、休息施設、通路、囲障等
　　ただし、電気設備の管理区分は「電気」、機械設備は「機械」。

別紙3　　業務担当者の資格

検区	業務区分	業　務　担　当　者　の　資　格
安全点検・計画点検	建　築	・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項に規定する建築物調査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級建築施工管理技士
	土木・造園	・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項に規定する建築物調査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級土木施工管理技士 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級造園施工管理技士 ・ 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（建設部門又は上下水道部門） ・（社）建設コンサルタンツ協会の定款に規定するRCCM（道路部門、下水道部門、造園部門、又は鋼構造及びコンクリート部門）
	機　械	・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に規定する建築設備等検査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者 ・建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級管工事施工管理技士 ・特定ガス消費機器の設置工事に関する法律(昭和54年法律第33号）第4条に規定する特定ガス消費機器設置工事監督者（煙道点検に適用）
	電　気	・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に規定する建築設備等検査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者 ・建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級電気工事施工管理技士 ・電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する第一種又は第二種電気工事士
法定点検	建築基準法 第12条第1項	・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項に規定する建築物調査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者
	建築基準法 第12条第3項	・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に規定する建築設備等検査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に規定する建築設備等検査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する昇降機等検査員資格者 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に規定する建築設備等検査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する防火設備検査員資格者
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項（定期点検のみ）	・冷媒フロン類取扱技術者 ・一定の資格等を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者　（一定の資格：冷凍空調技士他5資格） ・十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

※橋梁計画点検の資格要件及び実績要件

計画点検	資格要件	・橋梁技術全般の高度な知識と豊富な経験を有し、橋梁保全業務の1年以上の実務経験と下記1）～3）いずれかの有資格者 1）技術士（建設部門又は総合技術監理部門-建設） 2）RCCM（技術士と同様の部門に限る） 3）土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）
	実績要件	・過去10年間の同種又は類似の業務の実績 同種：国等が発注した橋梁診断業務 類似：国等が発注した橋梁点検業務

別紙4　標準工具等一覧表

業務の実施に当り、原則として、下表の工具等を標準とし、点検内容に応じ必要な工具等を携行することとする。ただし、応急措置等に使用する工具等については、必要な都度取り揃えることとしてもよい。なお、数量については必要最低限とする。また、下表以外で必要な工具等については、追加し取り揃えることとする。また、発電機・工具等低騒音型を使用すること。

	品名	形状・寸法	建築	土木・造園	機械	電気	備考
工具	スケール	JIS1級3.5m×16mm程度	○	○	○	○	
	クラックスケール		○				
	巻尺	50m×12mm程度		○		○	
	三角スケール	15cm程度		○		○	
	ノギス	150mm程度		○		○	
	テストハンマー	1/4ポンド程度	○	○	○	○	
	カメラ	劣化部位が判断できるもの	○	○	○	○	
	双眼鏡	劣化部位が判断できるもの（光学8倍以上）	○			○	
	懐中電灯		○	○	○	○	
	土木用潜望鏡			○			
	酸欠測定検知器			○	○		
	絶縁抵抗計					○	
	接地抵抗計					○	
	回路計					○	
	検電器					○	
	照度計	低照度測定用照度計				○	
	モンキーレンチ	200～375mm程度	○	○	○	○	
	パイプレンチ	300mm程度			○		
	ペンチ（ラジオペンチ）	125～200mm程度	○	○	○	○	
	プライヤー	150～200mm程度	○	○	○	○	
	ドライバー		○	○	○	○	
	ハンマー	2ポンド程度	○	○	○	○	
	木槌			○			
	ピンポール	L600㎜程度		○			
	バール	60cm程度	○	○	○	○	
	スコップ		○	○	○		
	マンホールあけ			○	○	○	
	鋸	木工用		○			
	制水弁開栓器				○		
	油さし			○	○	○	
	ワイヤーブラシ		○	○	○		
	バケツ	8リットル程度			○		
	電工バンド					○	
	梯子	折畳み式1.5m程度	○	○	○	○	
	画像確認用モニター					○	
	加煙試験器	煙用				○	
	加熱試験器	熱用				○	
備品	立入禁止テープ		○	○	○	○	
	標識ロープ	黄黒20m×12mm程度	○	○	○	○	
	カラーコーン		○	○	○	○	
	コーンバー		○	○	○	○	
	ガムテープ		○	○	○	○	
	カラー鉄線	＃16程度		○			
	養生シート		○	○	○	○	
	親綱（命綱）	20m程度	○	○	○	○	
	墜落制止用器具	フック、ロープ付のベルト	○	○	○	○	
	親綱支持金物	昇降移動用（ロリップ等）	○	○	○	○	
	ヘルメット		○	○	○	○	
	腕章	※1	○	○	○	○	
	車両表示板	※2	○	○	○	○	
	点検表示板	※3	○	○	○	○	
	立入禁止板	※4	○	○	○	○	
	使用禁止板	※5	○	○	○	○	

※1 「巡回点検者　○○会社」の表示されたもの
※2 「巡回点検車　○○会社」の表示されたもの
※3 「点検中　○○会社」の表示されたもの
※4 「立入禁止　はいってはいけません　UR都市機構」等の表示されたもの
※5 「使用禁止　つかってはいけません　UR都市機構」等の表示されたもの

別紙５

計画点検時コンクリート調査仕様

１　調査対象

調査対象住棟は、別紙 1-2 による。

２　調査項目

調　査　項　目	調　査　内　容
(1)圧縮強度	採取したコアについて、圧縮強度試験を行う
(2)中性化深さ	圧縮強度試験後に試料を割って、中性化深さの測定を行う。

３　採取方法

JIS A 1107「コンクリートからのコアの採取方法」による他以下のとおりとする。

項　目	摘要
(1)径	７５φ
(2)本数	低層棟：担当職員又は団地管理業務受託者の指示による 中層棟：各階１本 「(例) 5 階建て 1～5 階×1 本＝5 本」 ただし、中層階段室型住棟の場合は中間踊り場の手摺壁で各１本としてよい「(例) ５階建ては４本」 高層棟：各階１本 「(例) 10 階建て 1～10 階×1 本＝10 本」
(3)採取方法	湿式採取とし、コア長さは、コンクリート圧縮強度試験に必要な供試体高さと直径との比 1.00 以上確保すること(原則として貫通採取はしない)
(4)採取高さ・位置等	階段室等共用部の内壁を対象として、床面から概ね 50 ㎝程度とし、RC レーダー等により鉄筋位置を避けること
(5)採取記録（別紙様式１）	別紙様式 5-1 に記載する項目の記録と写真撮影（保全工事写真撮影要領）を必ず実施すること
(6)採取後の躯体処理	コア採取後は、孔を速やかに補修（モルタル詰めのうえ塗装等仕上げ）する。(補修方法は、保全工事共通仕様書による。)

※採取部位は柱・梁・耐震壁等の構造上重要な部分は除いた共用部分とし、担当職員又は団地管理業務受託者の指示による。

※壁配筋の状況等により７５φのコアが採取できない場合は、担当職員又は団地管理業務受託者と協議すること。

４　圧縮強度試験・中性化試験方法及び試験機関

（１）圧縮強度試験：JIS A 1107「圧縮強度試験方法」による。

（２）中性化深さ試験：JIS A 1152「コンクリートの中性化深さの測定方法」による。

（３）試験機関：

「ISO/IEC 17025:2005（JIS Q 17025:2005）：試験方法区分 JIS A 1107 」に

適合する試験事業者

５　試験結果の送付

コンクリートコア採取後、速やかに指定の試験機関で４の試験を実施し、試験結果を別途指示する送付先に送付のこと。(別紙様式 5-2)

６　アスベストの取扱いについて

（１）コンクリートコア採取にあたっては､｢労働安全衛生法｣､｢石綿障害予防規則｣､「大気汚染防止法」､｢廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関連法令及び各自治体並びに労働基準監督署等の指導を遵守する。

（２）外壁仕上塗材のアスベスト調査を実施済みの場合、担当職員又は団地管理業務受託者よりアスベスト調査の結果を書面で提供する。

（３）仕様書６（3）ロ（ホ）の外壁アスベスト調査により、アスベストの含有が確認された場合等における、コンクリート調査に伴う石綿含有外壁仕上塗材の除去等費用（みなし対応含む）については変更処理とする。

６　その他

圧縮強度、中性化試験結果によっては、含水率調査を別途指示する場合がある。

以　上

【資料等】

●コンクリートコア採取記録表（別紙様式 5-1）

●試験結果送付書（別紙様式 5-2）

別紙様式 5-1

コンクリートコア採取記録表

年度	本部・支社	団地	号棟
造	階建て	採取期間	年　月　日～　年　月　日

採取日	供試体 ＮＯ	採取場所 （※立面図に供試体ＮＯを記入）		方位	モルタル等仕上げ厚さ （㎜）
(例)9/10	*1*	*1 階*	*第一階段室 1 階～2 階踊り場*	*北*	*25*
		階			
		階			
		階		

別紙様式 5-2

試験結果送付書

独立行政法人都市再生機構
〇〇〇〇　行

別紙様式 5-1 で採取した供試体の試験結果を送付いたします。

送付年月日	令和　　年　　月　　日		
≪送付元情報≫			
本部・支社名		部　署	
担　当　者		連絡先	
≪試験機関≫			
分析機関名			
分析機関所在地	TEL		

	団地名	号棟数	供試体数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
１０			
計	団地	棟	本

※送付先は別途指示による。

別紙６

計画点検時外壁アスベスト調査仕様

１　調査対象建物及び対象部材

（１）対象建物

調査対象建物（住棟及び単独施設棟）は、別紙 1-2 による。

（２）対象部材

外壁等仕上塗材

２　調査内容

（１）調査部位

外壁・バルコニー上裏・階段室腰壁の３部位を基本とし、住棟ごとの詳細は担当職員又は団地管理業務受託者の指示による。

（２）調査方法

対象部材について以下のとおり分析調査を実施する。なお、各分析調査の実施に当たっては、厚生労働省「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」の記載内容に留意すること。

① JIS A 1481 規格群による定性分析を実施する。

② ①の結果、石綿が含有していると判定された場合は JIS A 1481 規格群による定量分析を実施し、石綿の含有率（0.1%以下か否か）を判定する。

３　調査の実施時期

原則として、計画点検に伴う仮設設置（足場等）やコンクリート調査に伴うコンクリートコアの採取作業前までにアスベスト調査結果が判明するよう、担当職員又は団地管理業務受託者と協議のうえ実施時期を決定する。

４　分析調査の実施者

分析調査を実施する者は、石綿障害予防規則第３条第６項の規定による。

５　報告方法

調査後速やかに別紙様式 6-1 に調査結果を記載し、分析機関による報告書、試料採取場所を示した図面、試料採取時の写真を添付のうえ担当職員へ提出すること。

以　上

【資料等】

●外壁等仕上塗材石綿含有調査結果報告書（別紙様式 6-1）

別紙様式 6-1

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構
〇〇支社　　殿

外壁等仕上塗材石綿含有調査結果　報告書

アスベスト有無に関する調査結果は、下記に記載した通りであることを報告いたします。

（会社名）
（担当者）

■調査場所・調査期間

団地名	
号棟	
試料採取日	
調査期間	

■事前調査実施者

所属	
氏名	
資格名等※1	
連絡先（Tel）	

■分析調査実施者

施設名	
分析者氏名	
資格名等	
連絡先（Tel）	

■分析方法

定性分析	
定量分析	
備考	

■調査部位及び分析結果

部位	定性分析結果	石綿の種類 （有の場合）	定量分析結果 （石綿含有率（%））	備考
外壁				
バルコニー上裏				
階段室腰壁				
その他（　　）				
その他（　　）				

※1　令和 5 年 10 月 1 日以降、資格保有者による調査（書面調査、現地での目視調査）が義務化

分析機関による報告書、試料採取場所を示した図面、試料採取時の写真を添付すること。

別紙イ　　安全点検の点検内容と判定基準(建築)　　No.1

点検項目		点検内容 判定基準 等	点　検　内　容	応急措置等	判定　A－1 部分的な緊急修繕の上全面的な点検を要するもの	判定　A－2 部分的な緊急修繕を要するもの	判定　B 継続的な経過観察等を要するもの (A-2まで至らないもの)
外壁	基礎		イ　沈下、亀裂、欠損等上部構造に影響を及ぼす劣化が現れていないか点検する。 ロ　地中梁、杭頭の露出等がないか点検する。 ハ　その他別紙-ロに準じる。	落下の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。		・建物周囲の沈下等により、通行上著しく支障をきたしているもの。 ・杭頭が露出しているもの。 ・その他別紙－ロに準じる。	・地盤沈降の形跡がみられるもの。 ・特異な亀裂(発生の原因が不明なもの等)。 ・地中梁が露出しているもの。 ・その他別紙ロに準じる。
	モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁		別紙ロによる。				
	塗装又はタイル張りの上にアンカーピン及びネット等による複合補修工法を施し塗装により仕上げた外壁		別紙ロ-2による。				
	上記以外の仕上げの外壁		(コンクリート造) イ 建物の傾斜、変形等を点検する。 (特に、ﾊﾞﾙｺﾆｰ、大庇等に注意する。) ロ　その他別紙ロに準じる。 (鉄骨造) ハ 建物の傾斜、変形等を点検する。 ニ　その他別紙ロに準じる。 (その他の構造) ホ　別紙ロに準じる。	・ﾎﾞﾙﾄ、ﾅｯﾄに緩みがある場合は、締め直す。 ・障害物には注意書を記する。 ・落下の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。	・別紙－ロに準じる。	・片持ち構造の基部に亀裂が生じているもの。 ・片持ち構造のものが、撓んでいるもの。 ・建物の変形、傾斜及び著しい腐食がみられるもの。 ・その他別紙ロに準じる。	・特異な亀裂(発生の原因が不明なもの等)。 ・A-2まで至らないが、腐食がみられるもの。 ・その他別紙ロに準じる。
	その他		イ　お住まいのお客様等の所有物を含め落下の恐れのある物の有無を点検する。	・落下の恐れのある物を甲へ報告する。			

別紙イ　　安全点検の点検内容と判定基準（建築）　　No.2

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等		点　検　内　容	応急措置等	判定　A－1 部分的な緊急修繕の上全面的な点検を要するもの	判定　A－2 部分的な緊急修繕を要するもの	判定　B 継続的な経過観察等を要するもの（A-2まで至らないもの）
外壁以外	階段室等壁・天井 （外壁点検に含まれない、階段室・共用廊下等の壁又は天井）	イ　別紙ロに準じる	落下の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。		・別紙ロに準じる。	・別紙ロに準じる。
	階段室等床 （階段室・共用廊下等の床及びノンスリップを含む床仕上げ材）	イ　欠損等による通行上の障害等の有無及び床仕上げ材・ノンスリップ等の取付状態を点検する。	・通行上危険で撤去可能なものは撤去し、不可能なものは養生する。		・変形、破損等が著しく、通行上支障のあるもの。	A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。
	建　具　等 （煙感知器連動を除く排煙窓、自動扉を含む共用部分の建具、インターホンオートロック設備、電動シャッター、各住戸の外回り建具、マンホール蓋等）	イ　建具等が落下する恐れがないか点検する。 ロ　建具の変形、破損等を点検する。 ハ　金物の不具合等により、建具機能に障害がないか点検する。 ニ　施錠すべきところに施錠されているか点検する。 ホ　各住戸の外回り建具は、外観目視でのみ点検する。 ヘ　塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・落下又は脱落の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・枠等の腐食が著しく、脱落の恐れがあるもの。 ・ガラスが破損しているもの。 ・開閉しないもの。 ・錠が破損又は滅失しているもの。	・建具周囲の抱き部分にひび割れが生じているもの。 ・建具周辺に一定方向のひび割れが生じているもの。 ・腐食等があり、建具としての機能が疑わしいもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等		点　検　内　容	応急措置等	判定　A－1 部分的な緊急修繕の上全面的な点検を要するもの	判定　A－2 部分的な緊急修繕を要するもの	判定　B 継続的な経過観察等を要するもの（A-2まで至らないもの）
外壁以外	防火戸 （煙感知器と連動しているものは除く。）	イ 防火戸の閉鎖を妨げる障害物又は可燃物が置かれてないか点検する。 ロ 円滑に閉鎖できるか点検する。 ハ 取付枠と著しい隙間がないか点検する。 ニ 自動閉鎖装置が非常時に作動する状態にあるか点検する。 ホ 各階の主要な防火戸1ヶ所の閉鎖時間（最大に開放した状態から閉鎖するまでの時間）を測定し、扉のW寸法が1m以下で閉鎖時間4秒未満のもの及び扉のW寸法が1mを超えているものは閉鎖時間にかかわらず、運動エネルギーを確認するとともに、扉の閉じ力を測定する。 ヘ 塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。 扉の閉じ力＝閉鎖している扉が枠を押し付ける力の強さ（扉が閉鎖している状態で、戸先をば	・障害物等は、撤去又は移動する。 ・自動閉鎖装置が機能していない場合は、防火戸を閉め注意書を記する。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・丁番の異常により、脱落の恐れのあるもの。 ・丁番の不具合、建具の変形等により、閉鎖時に隙間等が生じるもの。 ・自動閉鎖機構が作動しないもの。 ・腐食が著しく、防火戸として機能しないもの。 ・扉が人と接触し5cm以内で停止しないもの。 ・扉の閉じ力が150Nを超えるもの。 ・扉の運動エネルギーが10Jを超えるもの。【運動エネルギー（J）は、0.5×扉の質量（kg）×閉鎖速度（m/秒）の2乗で算出】 扉の質量（kg）＝40×扉の面積（㎡） 閉鎖速度（m/秒）＝戸先の円周に沿った距離（m）／閉鎖時間（秒）	・腐食等があり、防火戸としての機能が疑わしいもの。
	手摺り等 （共用廊下、バルコニー、階段、及び屋上等の手摺り、防風スクリーン、転落防止柵、ガードレール、排気ガス防止板）	イ 金属性部材等の腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ 目隠しパネル等の腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ハ 塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・ボルト、ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・脱落の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。 ・足がかりとなるものがあれば、撤去又は移動する。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・腐食が著しく、脱落の恐れがあるもの。 ・手摺り等がぐらつくもの。 ・取付けボルトの破損又は滅失しているもの。 ・取付ボルトナットに緩みがあり、締め直しが必要な場合。 ・目隠しパネル等が破損しているもの。 ・大平板等、目隠しパネル等材が脱落する恐れがあるもの。 ・支持部、コンクリート脚部等にひび割れが生じ脱落又は転倒、転落の恐れのあるもの。 ・ガラスが破損しているもの。	・塗装塗膜の劣化の著しいもの。 ・エンドキャップ等保護部材の破損・欠損のあるもの。
	雨　樋　等 （樋、枡、人孔、U字構、側溝、ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ、その他）	イ 雨樋及び支持金物の欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ 共用部のドレイン破損などによる排水機能の低下の有無を点検する。 ハ 枡又は、人孔からの溢水の有無（痕跡はないか）及び、蓋の異常、変形（破損、がたつき等）の有無を点検する。 ニ 枡、人孔と地表面との差異を点検する。 ホ U字溝の通水状況を点検する。 ヘ 蓋のズレ、破損の状況を点検する。 ト U字溝破損の有無。モルタル目地切れの有無を点検する。 チ 蓋の紛失の有無を点検する。 リ 排水施設の異常による土砂、ゴミの堆積	・脱落の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。 ・ドレン及びU字溝廻りに排水詰りがある場合、異物を撤去し排水状態を確保する。 ・蓋、受等の紛失箇所または破損が著しく、足を挟む恐れのあるものは、カラーコーン、コーンバー、立入禁止テープ等で立入禁止措置後、報告する。		・取付金物が腐食し、脱落又はその恐れのあるもの。 ・樋が破損しているもの、又は脱落する恐れがあるもの。 ・ドレインが破損しているもの。 ・枡、人孔から溢水しているもの。 ・蓋、受等の紛失箇所または破損の著しいもの。 ・U字溝から溢水しているもの。 ・U字溝破損、モルタル目地切れが著しく、機能を果たしていないもの。 ・土砂堆積等が著しく、機能を果たしていないもの。	・A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 ・枡、人孔の蓋や口環、U字溝及び蓋に軽微な傾きや損傷があるが、通行に支障のないもの。 ・排水勾配が悪く、常時滞水しているもの。 ・横断通行部において蓋のがたつきがあるもの、又は蓋（鋼製）の連結材がないもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等		点　検　内　容	応急措置等	判定　A－1 部分的な緊急修繕の上全面的な点検を要するもの	判定　A－2 部分的な緊急修繕を要するもの	判定　B 継続的な経過観察等を要するもの (A-2まで至らないもの)
外壁以外	付属金物等 (煙突、臭突、看板、棟番号、掲示板、ﾀﾞｽﾄｼｭｰﾄ、TVｱﾝﾃﾅ支持金物、排気筒天蓋、カーブミラー※、交通標識※、標示板※、集合郵便受箱、その他) ※自走式立体駐車場内に設置されているものに限る。	イ　支持金物の欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ　標識板、標示板、カーブミラー、支柱の腐食、割れ、変形、変色の有無を点検する。	・ボルト、ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・落下または飛散、倒壊の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。		・通路上にある金物で、著しく腐食しているもの。 ・取付金物等が脱落又は飛散の恐れのあるもの。 ・褪色、変色、磨耗が著しく、表示内容の判読ができないもの。 ・カーブミラー(反射面)の破損があり、目的物の確認が正確に出来ないもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの裾付方向の悪いもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの支柱に腐食があり危険なもの。 ・基礎が著しくぐらついて危険なもの。	・A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの支柱に軽微な腐食があるもの。
	屋　根	(共通) イ　下地の不陸、ドレイン破損・土砂堆積などによる排水機能の低下を点検する。 ロ　落下又は飛散の恐れのある物の有無を点検する。 ハ　コンクリート立上り(パラペット、マンホール廻り)等のひび割れ、欠損等の有無を点検する。 (露出アスファルト) ニ　防水層のふくれ、破れ、はがれ、ひび割れ、端末部の口開き等の有無を点検する。 ホ　押え金物のはがれ、欠損等の有無を点検する。 (塗膜防水) ヘ　塗膜防水層のふくれ、破れ、はがれ、ひび割れ等の有無を点検する。 (押えコンクリート) ト　押えコンクリートのひび割れ、浮き上がり等の有無を点検する。 (コンクリートブロック) チ　コンクリートブロック及び縁石部のひび割れ、破損等の有無を点検する。 リ　押さえプレート及びジョイナー等のはがれ、欠損等の有無を点検する。 (アスファルト成形板) ヌ　アスファルト成形板及び縁石部のひび割れ、はね上り、破損等の有無を点検する。 (勾配屋根) ル　屋根材、役物等の割れ、はがれ、欠損等の有無を点検する。 (屋上緑化) ヲ　縁石、プランターの破損及び土壌の流出を点検する。	・残材等が落下または飛散の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。 ・ドレン廻りに排水詰りがある場合、異物を撤去し排水状態を確保する。		(共通) ・防水層の中に水が回っているもの。 ・溜水している部分の防水層に破れや剥離があるもの。 ・ひび割れ、破損、欠損等が著しいもの、または、飛散の恐れのあるもの。(押えコンクリート、コンクリートブロック、アスファルト成形板、勾配屋根、排気筒天蓋、マンホール蓋等、押え金物等を含む。) (露出アスファルト) ・防水層接合部の口開き、剥離があるもの。 ・防水層の浮き又はふくれが全体的(面積比30%程度)に発生しているもの。 ・防水層に2㎡程度のまとまった浮き又はふくれがあるもの。 ・防水層立ち上がり部のズレ落ち、倒れ、水のはらみ、押え金物の脱落、張り仕舞いの口開きが見られるもの。 ・防水貫通管廻りのシール切れ及び押え金物の剥れが見られるもの。 (塗膜防水) ・塗膜防水層の破れ、はがれにより、漏水しているもの。 (屋上緑化) ・縁石のひび割れ、破損が著しく、飛散の恐れ又は土壌　流出の恐れがあるもの。 ・プランターの破損が著しく、土壌流出の恐れがあるもの。 ・植物の成長により通気管等を塞いでいるもの。	(共通) A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 (露出アスファルト) ・防水層の表面が中間不織布層まで破断、損傷しているもの。 ・防水層表面の砂落ちが著しく(面積比80%程度)中間層基材の露出が見られるもの。 ・防水層表面保護塗料の退色が著しい(面積比30%程度)もの。 (塗膜防水) ・保護仕上げ層のひび割れ及び表面保護塗料の消失が著しい(面積比30%程度)もの。 (アスファルト成形板) ・成形板に貫通ひび割れが見られるもの。 ・成形板表面の砂落ちが著しい(面積比80%程度)もの
	エキスパンション・ジョイント	イ　建物間の隙間の変異追随状態を点検する。 ロ　漏水、変形、さび、腐食及び塗装の劣化の有無並びに取り付け状態の良否を点検する。 特に、上裏がボードや鉄板で仕上げられている場合 割れ・変形を点検する。 ハ　シーリング材の破断、だれ、変形、被着面からの剥離及び漏水の有無を点検する。	・脱落の恐れのある場合、危険防止等の措置を行う。		・著しく腐食しているもの。 ・脱落の恐れのあるもの。	A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。

安全点検の点検内容と判定基準(建築)

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点　検　内　容	応急措置等	判定　A－1 部分的な緊急修繕の上全面的な点検を要するもの	判定　A－2 部分的な緊急修繕を要するもの	判定　B 継続的な経過観察等を要するもの (A-2まで至らないもの)
外壁以外	工作物	落下防止庇	イ　腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ　塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・落下物が庇上にあれば甲へ報告する。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・庇部の破損により、落下物が通過する恐れのあるもの。	A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。
		クーラー用室外機置き場	イ　腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ　室外機の取付状態を点検する。 ハ　排水設備の腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ニ　塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・脱落の恐れのある場合、危険防止等(養生)の措置を行う。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・取付ボルトの破損又は滅失しているもの。 ・取付ボルト及び取付材料の腐食が著しく、脱落の恐れがあるもの。 ・室外機の取付が不十分と思われるもの。	A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。
		高置水槽	イ　腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ　架台、ルーバー等の腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ハ　水漏れの有無等を点検する。 ニ　塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・ボルト、ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・脱落の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・架台の腐食が著しく、折損の恐れがあるもの。 ・水槽が著しく移動しているもの。 ・水漏れしているもの。	・A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 ・架台に腐食が見られるもの。 ・水槽移動の形跡が見られるもの。 (現象の程度、量、範囲等について点検票にコメントすること。)
		自転車置場等 (独立型・ｵｰﾄﾊﾞｲ置場)	イ　腐食、変形、欠損等の有無を点検する。 ロ　屋根材等の取付状態を点検する。 ハ　床部分の欠損等の有無を点検する。 ニ　塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・軽微な変形は矯正する。 ・ボルト、ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・柱、梁等の腐食により、転倒の恐れのあるもの。 ・プレートの変形等による鋭利な部分があるもの。 ・取付金物の腐食により、屋根板等が飛散する恐れのあるもの。 ・ボルト、ナット等の締め付け直しが必要な場合。 ・床が著しく陥没しているもの。	A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。
	その他	自走式立体駐車場内 (主要構造部、車路・車室(壁・天井を含む)、機械式駐車場の車室部及び下部構造、ｽﾛｰﾌﾟ、車止め、区画線、その他)	イ　主要構造部は別紙ロによる他、変形の状況、錆び及び損傷等の状況、ボルト・ナット弛み及び欠損等の状況、防火被覆の欠損等の有無を点検する。 ロ　通行上の支障に係るアスファルト及びコンクリート舗装面の変状〔ポット・ホール(局部的な小穴)、段差、ｸﾗｯｸ等〕の有無を点検する。 ハ　通行上の支障に係わる水溜りの有無を点検する。 ニ　車止め(擬石、鋳鉄、鉄製等)の破損、曲がりの有無及び固定状態の良否を点検する。 ホ　区画線、路面標示等の磨耗の有無を点検する。 ヘ　機械式駐車場の車室部及び下部構造に係る部分は、「 別紙ハ(2)道路」による。 ト　その他別紙一ロに準じる。	・事故の発生が予想される危険箇所のポット・ホールや段差等は常温合材等ですり付けを行うか、又はカラーコーン、コーンバー、立入禁止テープ等で立入禁止措置後、報告する。 ・ボルト・ナットに弛みがある場合は締め直す。 ・ボルト・ナットに弛み、欠損等がある場合は報告する。 ・落下の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。		・腐食等が著しく機能上支障をきたすもの。 ・ボルト・ナットが破損または滅失しているもの。 ・ボルト・ナットに弛みがあり、締め直しが必要なもの。 ・防火被覆が破損または滅失しているもの。 ・ポット・ホールが著しく(径20cm以上、深さ2cm以上)通行上支障があるもの。 ・段差が生じて(2cm以上)通行上支障があるもの。 ・舗装材等が破損又は欠損し、不陸を生じて通行上支障があるもの。 ・車止めの破損、曲がり及びぐらつきが著しく、機能上支障があるもの。 ・区画線、路面標示等の磨耗が著しく、内容が識別できないもの ・機械式駐車場の車室部及び下部構造に係る部分は、「 別紙ハ(2)道路」による。 ・その他別紙ロに準じる。	・A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 ・ポット・ホール(局部的小穴)、段差、亀裂等を生じているものの判定A基準値以下にあるもの。 ・舗装面の荒れが目立ち、軽微な剥離が点在するもの。 ・舗装面に不陸が生じているが部分的なもの。 ・軽微な破損、曲がり等あるものの固定状態は良好なもの。 ・区画線、路面標示等の磨耗があるもの。 ・機械式駐車場の車室部及び下部構造に係る部分は、「 別紙ハ(2)道路」による。 ・その他別紙ロに準じる。

別紙ロ　モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の点検内容と判定基準

劣化種別	点検内容	応急措置等	判定 A－1	判定 A－2	判定 B
			部分的な緊急修繕の上、計画点検(建物診断)を要するもの。	部分的な緊急修繕を要するもの。	継続的な経過観察等を要するもの。 (A-2まで至らないもの)
①剥　落 （欠損）	剥落箇所の有無を点検する。	落下の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。	1㎡程度のまとまった剥落箇所（欠損）が1箇所以上あるもの。	0.01㎡（10㎝×10㎝）程度の剥落箇所（欠損）があるもの。	
②白華現象（ｴﾌﾛﾚｯｾﾝｽ）・漏水	白華現象（エフロレッセンス）・漏水の発生の有無を点検する。			白華現象(エフロレッセンス)・漏水の発生が著しいもの。	僅かに白華現象(エフロレッセンス)・漏水らしい現象が見られるもの。
③ひび割れ	ひび割れの有無を点検する。		ひび割れが壁面に全体的に発生しているもの。	ひび割れの巾が著しく大きく、漏水の恐れのあるもの。	軽微なひび割れがあるもの。
④鉄筋露出	鉄筋、鉄骨の露出及び腐食等の有無を点検する。			鉄筋の露出（ひび割れの併発及び錆汁発生を含む）しているもの。	
⑤錆の流出	錆の流出の有無を点検する。			ひび割れ部等に著しい錆の流出が見られるもの。	僅かに錆の流出らしい現象が見られるもの。
⑥浮　き （ふくれ）	浮き及びふくれの有無を点検する。		浮き及びふくれが壁面に全体的（外壁点検面積の30%程度）に発生しているもの。 3㎡程度のまとまった浮き又はふくれ箇所があるもの。	浮き又はふくれがあり、剥落の恐れのあるもの。	多少の浮き又はふくれはあるが、剥落の恐れのないもの。
⑦その他 （外壁塗膜）	外壁塗膜の経年による劣化であるふくれ、はがれ、変退色、白亜化、粉塵・カビ等による汚れ具合を点検する。 (但し、落書き等による汚れは除く。)				全体的に著しい場合。

別紙ロ-2　塗装又はタイル張りの上にアンカーピン及びネット等による複合補修工法を施し塗装により仕上げた外壁の点検内容と判定基準

劣化種別	点検内容	応急措置等	判定 A－1 部分的な緊急修繕の上、計画点検(建物診断)を要するもの。	判定 A－2 部分的な緊急修繕を要するもの。	判定 B 継続的な経過観察等を要するもの。(A-2まで至らないもの)
①剥落（欠損）	剥落箇所の有無を点検する。	落下の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。	0.25㎡を超える剥落箇所（欠損）が壁面に全体的にあるもの。又は1㎡程度のまとまった剥落箇所（欠損）が1箇所以上あるもの。	0.25㎡以下の剥落箇所（欠損）があるもの。	
②漏水・白華現象（ｴﾌﾛﾚｯｾﾝｽ）	漏水・白華現象（エフロレッセンス）の発生の有無を点検する。			漏水の跡があるもの。	白華現象(エフロレッセンス)が見られるもの。
③ひび割れ	ひび割れの有無を点検する。		ひび割れが壁面に全体的に発生しているもの。	ひび割れの巾が著しく大きいもの。	軽微なひび割れがあるもの。
④鉄筋露出	鉄筋、鉄骨の露出及び腐食等の有無を点検する。			鉄筋の露出（ひび割れの併発及び錆汁発生を含む）しているもの。	
⑤錆の流出	錆の流出の有無を点検する。				錆の流出現象が見られるもの。
⑥浮き	浮きの有無を点検する。			1箇所当たり1.0㎡を超える面積の浮きがあるもの。	1箇所当たり1.0㎡以下の面積の浮きがあるもの。

別紙ロ-2　塗装又はタイル張りの上にアンカーピン及びネット等による複合補修工法を施し塗装により仕上げた外壁の点検内容と判定基準

劣化種別	点検内容	応急措置等	判定 A－1 部分的な緊急修繕の上、計画点検(建物診断)を要するもの。	判定 A－2 部分的な緊急修繕を要するもの。	判定 B 継続的な経過観察等を要するもの。(A-2まで至らないもの)
⑦外壁塗膜	外壁塗膜の経年による劣化であるふくれ、はがれ、変退色、白亜化、粉塵・カビ、錆状の変色等による汚れ具合を点検する。(但し、落書き等による汚れは除く。)	落下の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。			全体的に著しい場合。
⑧ネットの損傷	ネットの損傷（露出、破断等）を点検する。	落下の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。		ネットの露出または破断があるもの。	
⑨はらみ	複合補修層のはらみの有無を点検する。			1箇所当たり0.5㎡を超える面積のはらみがあるもの。	1箇所当たり0.5㎡以下の面積のはらみがあるもの。
⑩アンカーピンの抜け	アンカーピンの抜けの有無を点検する。			アンカーピンの抜けがあるもの。	

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（1）排水施設	桝、人孔	イ. 桝又は、人孔からの溢水の有無（痕跡はないか）及び、蓋の異常、変形の有無。 ロ. 管路の直上地上部の陥没、又は管露出の有無。 ハ. 桝、人孔回りの地表面の陥没の有無。 ニ. 桝、人孔と地表面との差異。	・蓋のズレは補正する。 ・桝、人孔の蓋の紛失箇所はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ、コンクリートパネル等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。	・桝、人孔から溢水しているもの。 ・蓋の欠損、ズレが著しく足をはさむ恐れのあるもの。 ・漏水によるものと思われる地表面陥落が生じているもの。 ・通行部分に下水管渠が露出しているもの。 ・桝、人孔の蓋が紛失しているもの ・桝、人孔の嵩上が必要なもの。 ・桝、人孔の口環の傾きが著しいもの。	・桝、人孔の蓋や口環に軽微な傾きや損傷があるもの。 ・桝、人孔回りの地表面に軽微な陥没があるもの。
	U字溝	イ. U字溝の通水状況。 ロ. 蓋のズレ、破損の有無。 ハ. U字溝破損の有無。モルタル目地切れの有無。 ニ. 蓋の紛失の有無。 ホ. 排水施設の異常による土砂、ゴミの堆積状況。	・障害物により滞水している場合には、軽微な障害物は除去を行う。 ・横断通行部の蓋の欠損は通行上支障のない蓋と並び替えが可能な場合は並び替え、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 ・蓋ズレは位置補正が可能なものは位置補正を行い、必要に応じカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。	・U字溝から溢水しているもの。 ・横断通行部において蓋の欠損、ズレが著しく転落の危険があるもの。 ・通行部において蓋が紛失しているもの。 ・U字溝破損、モルタル目地切れが著しく機能を果していないもの。 ・土砂堆積等が著しく機能を果していないもの。	・排水勾配が悪く、常時滞水しているもの。 ・U字溝及び蓋の欠損はあるが通行に支障がないもの。 ・横断通行部において蓋のがたつきがあるもの、又は蓋（鋼製）の連結材がないもの。
	敷地排水	イ. 敷地の水はけ状況。 ロ. 遊戯施設回りの水はけ状況。	・危険を伴う通路沿いや通路横断部での異常滞水は排水処置を施すか、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・敷地排水の誘導が悪いため、のり肩方向に排水が集中し著しく支障のあるもの。 ・棟回り等の水はけが悪く、いつもじめじめ しているもの。 ・遊戯施設回り等で、降雨後も水はけが悪く使用に支障をきたすもの。	・水はけの悪い部分がスポット的にあるもの。
	水路、柵渠 人工川、ｺﾝｸﾘｰﾄ水路	イ. 水路の通水状況。 ロ. 側壁、柱、梁のたわみ、破損の有無。 ハ. 排水施設の変形、破損等による土砂、ゴミの堆積状況。	・側溝等の変形、破損が著しく倒壊の恐れがあるものは、異常箇所周辺をカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・側壁等の変形、破損が著しく、倒壊の恐れがあるもの。 ・土砂、ゴミが異常に堆積しているもの。 ・溢水しているもの。または、その恐れがあるもの。	・側壁等の変形、破損はあるが軽微なもの。 ・排水勾配が悪く、常時滞水しているもの。
（2）道路及び暫定平面化駐車場（駐車場上部構造、駐車場下部構造物空間あり）含む）	舗装 （ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ、ｺﾝｸﾘｰﾄ）	イ. 通行上の支障に係る舗装面の変状〔ポットホール（局部的な小穴）、段差、ｸﾗｯｸ等〕の有無。	・事故の発生が予想される危険箇所のポットホールや段差は、危険個所周辺をカラーコーン、コーンバー、標識ロープ、立入禁止テープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ速やかに報告。	・ポットホール（局部的な小穴）が著しく（径20㎝以上、深さ2㎝以上）通行上支障があるもの。 ・段差が生じ（2㎝以上）通行上支障があるもの。 ・亀裂が著しく（幅5㎜）通行上支障があるもの。 ・ブロックのぐらつきが大きく通行上支障があるもの。	・ポットホール（局部的な小穴）、段差、亀裂等を生じているもののA判定基準値以下の状況にあるもの。 ・舗装面の荒れが目立ち、軽微な剥離が点在するもの。 ・ﾌﾞﾛｯｸのぐらつきがあるもの。
	車室部 （鋼製床）	イ. 錆び及び損傷等の状況	・部材の腐食、磨耗、破損、変形等が著しく、危険なものは機構担当部署へ報告。	・腐食等が著しく、機能上支障をきたすもの。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
	街渠 （L型・U型・V型）、 縁石	イ. 通行上の支障に係る縁石、及び受枠の破損の有無。 ロ. 通行上の支障に係る水溜りの有無。 ハ. 街渠の排水状況の良否。	・通行に重大な支障のある破損はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・縁石、エプロン部の破損やがたつき（波打状態）が著しく足をはさんだり、つまづく恐れのあるもの。 ・街渠の排水不良が著しく、広範囲に水溜りがみられるもの。	・縁石、エプロン部の破損が部分的にあるもの。 ・街渠の排水不良はあるものの、水溜り等が局部的にあるもの。
	桝、 桝蓋 （ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ、ｺﾝｸﾘｰﾄ、鋳鉄）	イ. 通行上の支障に係わる蓋の変状（破損、がたつき等）の有無。 ロ. 通行上の支障に係る水溜りの有無。 ハ. 桝の集水・排水状況の良否。	・蓋部分の軽微な詰まりは、排除する。（桝内が滞水していない場合） ・蓋、受枠の破損が著しく、足を挟む恐れのあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・蓋、受枠の破損が著しく、足をはさんだり、つまずく恐れのあるもの。 ・桝周辺部の水溜りが深く、常時広範囲にみられるもの。 ・桝から溢水しているもの。 ・桝内に樹木の根が著しく進入し機能を阻害しているもの。	・枠内泥溜以上に常時滞水しているもの。 ・蓋、受枠の破損はあるが軽微なもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（２）道路（駐車場上部構造、駐車場下部構造及び暫定平面化駐車場（駐車場下部空間あり）含む）	安全施設 （ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ、ﾊﾟｲﾌﾟ柵、車止め）	イ. パイプ、レール、ケーブル等の腐食、破損の有無、及び取り付け状態の良否。 ロ. 車止め（擬石、鋳鉄、鉄製等）の破損、曲がりの有無及び固定状態の良否。	・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・事故の発生が予想される端部の飛び出しは撤去できるものは撤去、できないものは番線等で仮止め、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・腐食、破損が著しく、危険なもの。 ・道路に面してパイプ端等が飛び出しているもの。 ・基礎のぐらつきが全体的に生じるもの。 ・車止めの破損、曲がり及びぐらつきが著しく機能上支障のあるもの。	・基礎のぐらつきが生じているが部分的なもの。 ・軽微な破損、曲がりはあるものの固定状態は良好なもの。
	安全施設 （交通標識、標示板、ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ、道路鋲、区画線、駐車番号表示）	イ. 標識板、標示板、カーブミラー、道路鋲、支柱の腐食、割れ、変形、変色の有無。 ロ. 区画線、駐車番号表示の磨耗の有無。	・倒壊の予想されるカーブミラー等は撤去できるものは撤去、できないものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・褪色、変色、磨耗が著しく、表示内容の判読が出来ないもの。 ・カーブミラー〔反射面〕の破損があり、目的物の確認が正確に出来ないもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの裾付方向の悪いもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの支柱に腐食があり危険なもの。 ・基礎が著しくぐらついて危険なもの。 ・道路鋲が亡失または著しく破損しているもの	・区画線、駐車番号表示の磨耗があるもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの支柱に軽微な腐食があるもの。
	駐車場上部構造 （S造・RC造壁面）	イ. 亀裂等の状況。 ロ. 錆び及び損傷等の状況。	・変状等が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、状況を把握し直ちに機構担当部署へ報告する。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・亀裂等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・鉄筋が露出しているもの。	・亀裂、腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
	駐車場下部構造 （鉄骨・鋼材（柱・梁・固定金具等））	イ. 支柱、梁の変形の状況。 ロ. 錆び及び損傷等の状況。 ハ. ボルト・ナットの緩み及び欠損等の状況。	・変状等が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、状況を把握し直ちに機構担当部署へ報告する。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・支柱、梁、固定金具等の変状が著しいもの。 ・腐食等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・ボルトの破損又は滅失しているもの。 ・ボルト・ナットに緩みがあり、締め直しが必要なもの。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
	駐車場下部構造 （ｺﾝｸﾘｰﾄ壁面、支柱・排水溝）	イ. 亀裂等の状況。 ロ. 漏水、錆汁（錆だれ）等の状況。 ハ. 鉄筋の露出（暴露）。 ニ. 排水溝の状況。 ホ. 落ち葉、ゴミ、支障物の有無。	・変状等が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、状況を把握し直ちに機構担当部署へ報告する。 ・排水溝の軽微な落ち葉、ゴミ、支障物の詰まりは、排除する。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・亀裂等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・浮き又はふくれがあり、剥落により車両被害の恐れがあるもの。 ・鉄筋が露出しているもの。 ・漏水等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・排水不良が著しく、機能上支障をきたすもの。	・亀裂等はあるが、機能上支障がないもの。 ・しみ出し等あるが、機能上支障がないもの。 ・軽微な排水不良はあるが、機能上支障がないもの。
	暫定平面化駐車場構造 （駐車場下部空間ありタイプ、上部・下部共）	〔（車室部（鋼製床）〕 イ. 錆及び損傷等の状況。 ロ. 勾配、がたつき、歪みの状況。	・部材の腐食、破損、変形等が著しく、危険なものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・腐食等が著しく、機能上支障をきたすもの。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
		〔管理施設（点検口）〕 イ. 点検口の錆、損傷、施錠（固定金具）等の状況。 ロ. 足掛金物等の固定、腐食、破損の状況。	・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・部材の腐食、破損、変形等が著しく、危険なものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・管理点検口の腐食等が著しく施錠できない。侵入、落下の危険がある。 ・足掛け金物取り付けが緩み、腐食が著しく転落の危険がある。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
		〔駐車場下部構造（鉄骨、鋼材（柱・梁・固定金具等）、基礎）〕 イ. 支柱、梁、ブレース、基礎の変形の状況。 ロ. 錆及び損傷等の状況。 ハ. ボルト・ナットの緩み及び欠損等の状況	・ボルト・ナット、ﾌﾞﾚｰｽに緩みがある場合は、締め直す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。 ・部材の腐食、破損、変形等が著しく、危険なものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・腐食、変形等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・ボルトの破損又は滅失しているもの。 ・ボルト・ナットに緩みがあり、締め直しが必要なもの。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
		〔駐車場下部構造（コンクリート壁面、排水溝）〕 イ. 亀裂の状況。 ロ. 漏水、錆汁（錆だれ）等の状況。 ハ. 鉄筋の露出（暴露）。 ニ. 排水桝、排水溝、溢水跡の状況。 ホ. 落ち葉、ゴミ、支障物の有無。	・変状等が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、状況を把握し直ちに機構担当部署へ報告する。 ・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・亀裂等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・鉄筋が露出しているもの。 ・漏水等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・排水不良が著しく、壁面に溢水跡があり機能上支障をきたすもの。	・亀裂等はあるが、機能上支障がないもの。 ・しみ出し等あるが、機能上支障がないもの。 ・軽微な排水不良はあるが、機能上支障がないもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（3）法面・擁壁	植栽による法面	イ. 植生の生育状況、雑草や潅木・高木等の繁茂の状況。 ロ. 地表水及び地下水の流出状況とそれによる浸食の有無。 ハ. 排水施設（U字溝、桝、堅溝等）の異常の有無及び機能の状態。 ニ. 法面や法肩の塵埃、土砂等の堆積状況。 ホ. 人為的浸食の有無。	・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・変状が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、囲障等で囲まれていない場合はカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 囲障等で囲まれている場合は立入防止を確認後、機構担当部署へ報告。	・法面の変状（クラック、ハラミ、侵食）が著しいもの、盤ぶくれが生じているもの。又は変状の進行が予想されるもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・廃材、枯木及びゴミ等が散在しているもの。 ・のり面から常時湧水があるもの。 ・倒木等の危険性があるもの。	・植生の育成状況がよくないもの。 ・法面の変状（クラック、ハラミ、侵食）が軽微なもの。 ・降雨後もしばらく湧水があるもの。
	コンクリート枠等による法面	イ. コンクリート枠等内の中詰材の緩み陥没の状況。 ロ. コンクリート枠等のひび割れ、ハラミ出しの有無。 ハ. 局部的な脱落の有無。 ニ. 裏込土砂の流出状況、保護工の陥没の有無。 ホ. 湧水や浸透水の状況。 ヘ. 保護工の滑動、沈下の有無。 ト. 排水施設（U字溝、桝、堅溝等）の異常の有無及び機能の状態。	・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・変状が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、囲障等で囲まれていない場合はカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 囲障等で囲まれている場合は立入防止を確認後、機構担当部署へ報告。	・法面の変状（クラック、ハラミ、侵食）が著しいもの、又は変状の急速な進行が予想されるもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・廃材、枯木及びゴミ等が散在しているもの。 ・のり面から常時湧水があるもの。 ・コンクリート枠の損傷、中詰材の流出等が著しい。	・枠内の中詰材に軽微な沈下、クラック、欠損等がみられるもの。 ・降雨後もしばらく湧水があるもの。 ・法面の変状（クラック、ハラミ、侵食）、コンクリート枠の損傷が軽微なもの。
	自然斜面による法面	イ. 地表水、地下水の流出状況とそれによる侵食の有無。 ロ. 斜面の亀裂、ハラミ出し等の異常の有無。 ハ. 斜面の草木の繁茂状況。 ニ. 排水施設（U字溝、桝、堅溝等）の異常の有無及び機能の状態。	・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・変状が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、囲障等で囲まれていない場合はカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 囲障等で囲まれている場合は立入防止を確認後、機構担当部署へ報告。	・法面の変状（クラック、ハラミ、浸食）が著しいもの、又は変状の急速な進行が予想されるもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・廃材、枯木及びゴミ等が散在しているもの。 ・のり面から常時湧水があるもの。	・降雨後もしばらく湧水があるもの。
	擁壁 （排水工含む）	イ. 擁壁のひび割れ、目地切れ、ハラミ出し表面劣化の有無。 ロ. 擁壁の滑動、傾斜、沈下の有無。 ハ. 水抜孔の機能及び背面の滞水状況、湧水の有無。 ニ. 擁壁と背面土砂の段差、空隙の有無。 ホ. 擁壁全面及び背面周辺の地盤の状況。 ヘ. 排水施設（U字溝、桝、堅溝等）の異常の有無及び機能の状態。 ト. ブロックの浮きの有無。 チ. 補修箇所の再劣化の有無。	・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・変状が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものはカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。	・擁壁の変状（ひび割れ、ハラミ出し、沈下、水平変位、傾斜、伸縮目地の開き等）が著しいもの、又は変状の急速な進行が予想されるもの。 ・水抜孔が詰まっているもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・壁面に樹木等が根付き破損の恐れがあるもの。 ・ブロックの飛び出し、欠損、浮きがあるもの。 ・補修箇所で再度変状しているもの。	・擁壁の変状（ひび割れ、ハラミ出し、沈下等）が軽微なもの。 ・排水施設に軽微な異常がみられるもの。 ・壁面に雑草等が根付いているもの。
（4）遊戯施設	砂場	〔遊具周り〕 イ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ロ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 ハ. 犬、猫防止ネットの破損状況。 〔本体〕 ニ. エプロン（砂場枠）の破損状況。 ホ. 砂への異物（ガラス片等）の混入状況。 ヘ. 砂の量の適否。 ト. 水はけの状況。	砂場周りや砂中に異物（突起物やガラス片等）や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識テープ等で使用禁止処置を施し、機構担当部署へ報告。	・砂場周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・エプロン（砂場枠）が破損し、危険な切り口等があるもの。 ・エプロン（砂場枠）の天端破損とボルトの突出があるもの。 ・砂中に、異物（ガラス片等）が混入しているもの。 ・砂の量が著しく不足しているもの。（砂面と砂場枠（砂場縁）上部との段差が22cmを超えるもの。） ・降雨後の滞水が著しいもの。 ・犬・猫防止用ネットの破損により機能を果たしていないもの。	・エプロン（砂場枠）に軽微な破損があるもの。 ・降雨後に滞水があるもの。 ・犬・猫防止用ネットに軽微な損傷があるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（4）遊戯施設	すべり台 （人研、ステンレス、FRP製すべり台、ローラーすべり台等）	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。ステンレス製すべり台にあっては日照による高温化の状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 支柱、登行部（階段）、滑走面、手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ヘ. ローラーの破損、変形状況、回転不良。 ト. ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・地盤面〕 チ. 滑り降り部と着地地盤面との段差。 リ. 地盤面の浸食、水溜りの有無。 ヌ。基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・滑走面やローラー部に破損、変形がある等、利用上危険な場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。ステンレス製すべり台にあっては日照による高温化が著しく、危険なもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱、登行部（階段）、滑走面、手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ローラー部に破損、変形があるもの、又は回転不良や回転時の異常音が著しいもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出あるもの。 ・滑り降り部と着地地盤面との段差が著しくあり、頭、腰等を打つ恐れのあるもの。（高さは15～38cm（幼児用は10～30cm）を基準とする。） ・地盤面が侵食され、石、コンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、登行部（階段）、滑走面、手摺り等に軽微なぐらつき、腐食、破損、変形等があるもの。 ・着地面に軽微な窪みがあるもの。
	ブランコ （連座ブランコ・全方向ブランコ）	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 支柱、梁、柵等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 ヘ.（境界柵がある場合）フレームの破損、腐食、変形、ぐらつきの状況。 〔消耗部材〕 ヘ. 吊り金具、ダルマ金具の腐食、磨耗、破損、変形状況。 ト. ベアリングの回転具合の良否。 チ. 吊り部材の腐食、磨耗、破損、ねじれ、変形状況。 リ. 吊り部材と座板の固定状況。 ヌ. 座板の腐食、破損の状況。 ル. ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・地盤面〕 ヲ. 座板と地盤面との間隔の適否。 ワ. 地盤面の浸食、水溜りの有無。 カ. 着地面の保護材の損耗状況。 ヨ. 基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・吊り金具、ダルマ金具の腐食、磨耗等が著しく、破断、外れの恐れがあるものは、吊り金具をダルマ金具より取り外し、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・その他利用上危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱、梁、柵等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・吊り金具、ダルマ金具の磨耗が著しく（概ね1/3以上の磨耗）、破断、外れの恐れのあるもの。 ・ベアリングの動きが著しく固いもの、又は著しく不快な音をだすもの。 ・吊り部材の磨耗（概ね1/3以上の磨耗）、腐食、破損、変形が著しく、破断、外れの恐れのあるもの。 ・ロープ、ザイルロープにほつれ、破損、破断があり危険なもの。 ・吊り部材と座板の固定状況が悪いもの。 ・座板の腐食、破損が著しく、危険なささくれ、突起等があるもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・座板と地盤面との間隔が危険なもの。（間隔が35cm～45cm(幼児用は30cm～40cm)の範囲内におさまっていないもの） ・地盤面が大きく侵食されているもの。侵食により石やコンクリート等が露出しているもの。 ・保護材（人工芝等）が損耗しており、危険なもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、梁、柵等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・吊り金具、ダルマ金具に軽微な磨耗があるもの。 ・ベアリングに軽微な回転不良、不快音があるもの。 ・吊り部材に軽微な腐食、磨耗、破損、変形があるもの。 ・座板に軽微な腐食、破損があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（4）遊戯施設	シーソー （弓形シーソー・シーソー）	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 軸受支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損変形状況。 ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 ヘ. 腕部（本体）の腐食、破損、ぐらつき（横揺れ）状況。 〔消耗部材〕 ト. 支点部の動作具合の良否。 チ. 支点部の磨耗、腐食、破損状況。 リ. ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 ヌ. ハンドル、つり鎖の破損、変形、固定状況。 〔基礎・地盤面〕 ル. 地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヲ. 接地部の陥没状況、タイヤの破損状況。 ワ. 基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・腕部（本体）の腐食、破損、ぐらつきが著しく、危険なものは、腕部を取り外し安全な場所へ仮置きし、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・その他利用上危険なものは、上記同様に使用禁止措置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・軸受支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・腕部（木製本体）の腐食、破損が著しく、危険なささくれや突起等があるもの。 ・支点部の動作不具合により、異常な音を発したり、横揺れがひどいもの。 ・支点部の磨耗、腐食、破損が著しく、危険なもの。 ・ハンドルの破損、変形が著しく、抜ける恐れがあるもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・接地部の陥没やタイヤの破損が著しく、危険なもの。 ・基礎部が大きく露出しているもの。	・軸受支柱、支点部、腕部（本体）、ハンドル等に軽微な腐食、破損、変形、ぐらつきがあるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。
	鉄棒、ジャングルジム、ラダー、雲梯、はん登棒、バスケットサークル等	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形、固定状況。 ホ.握り棒、横架材等の腐食、破損、変形状況。 ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ト. ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 チ.バスケットサークルの網の欠損状況。 〔基礎・地盤面〕 リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヌ. 基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形が著しい等危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・握り棒、横架材等の腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、握り棒、横架材等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。 ・バスケットサークルの網に軽微な破れ、欠損があるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（4）遊戯施設	チェーンジャングル、ネットジャングル	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ．支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ヘ．チェーン、ネット、ロープ等の固定状況。 ト．チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況。 チ．ボルト・ナットの緩みの有無、 またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・設置面〕 リ．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヌ．基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形が著しい等危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きのあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・チェーン、ネット、ロープ等の固定状況が悪く、又は磨耗、断線、破損が著しく、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1．5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱及び梁等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・チェーン、ネット、ロープ等に軽微な磨耗があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。
	グローブジャングル	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ．支柱のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ．回転部の床、縦部材、横部材等の腐食、破損、変形状況。 ヘ．回転部の回転具合の良否、ぐらつき（横揺）状況。 ト．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 チ．ボルト・ナットの緩みの有無、 または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無 〔基礎・地盤面〕 リ．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヌ．基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・本体にゆがみや傾きがある場合、又は回転不良やぐらつき（横揺れ）、異常な回転音がある等、利用上危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・回転部（床、縦部材、横部材）の腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・回転具合が悪く、異常な音を発するもの、又は横揺れするもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が大きく露出しているもの。	・支柱及び回転部（床、縦部材、横部材）に、軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・回転時に、軽微な不快音があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（4）遊戯施設	ロッキング遊具・スプリング遊具	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔上物・台座部〕 ニ．上物、台座のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ．取っ手（ハンドル）の固定状況。 ヘ．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ト．スプリング遊具のスプリングの腐食、破損、変形状況。 チ．ボルト・ナットの緩みの有無、 または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・地盤面〕 リ．基礎のぐらつき状況。 ヌ．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ル．基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナットの突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・スプリング、台座に異状がある等、利用上危険なものは、結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・上物、台座のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・取っ手（ハンドル）の固定状況が悪く、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・スプリングの腐食、破損、変形があり、危険なもの。 ・基礎部のぐらつきがあり、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1．5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・上物、台座に軽微なぐらつき、腐食、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。
	コンクリート遊具（プレイウォール、石の山、球技ウォール等）	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材（本体）〕 ニ．本体（人研部等）の破損、クラックの状況。 ホ．コンクリート面への苔の付着状況。 ヘ．手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ト．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 チ．ボルト・ナットの緩みの有無、 または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・地盤面〕 リ．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヌ．基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の腐食、磨耗、破損、変形等が著しく、危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・本体（人研部等）の破損、クラックの発生が著しく、危険なもの。 ・苔の付着が著しい等、滑りやすい状況となっており危険なもの。 ・手摺りのぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・本体（人研部等）に軽微な破損、クラックがあるもの。 ・手摺り等に軽微な磨耗、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（4）遊戯施設	複合遊具(コンビネーション遊具)	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 支柱、梁、床、登行部(階段等)、滑走面等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ. 手摺り、パネル、チューブトンネル等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ト. ブランコの吊り金具、ダルマ金具等の腐食、磨耗、破損、変形状況。 チ. ベアリングの回転具合の良否。 リ. 吊り部材の腐食、磨耗、破損、ねじれ、変形状況。 ヌ. ブランコ座板等の腐食、破損状況。 ル. 吊り部材と座板の固定状況。 ヲ. チェーン、ネット、ロープ等の固定状況。 ワ. チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況。 カ. ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・設置面〕 ヨ. 滑り台着地部の着地面との段差。 タ. ブランコ座板と地盤面との間隔の適否。 レ. 地盤面の侵食、水溜りの有無。 ソ. 基礎部の露出状況。 ツ. ブランコの着地面の保護材の損耗状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・吊り金具、ダルマ金具の腐食、磨耗が著しく、破断、外れの恐れがあるものは、吊り金具をダルマ金具より取り外し、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形が著しい等、利用上危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物(突起物、ガラス片等)、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱、梁、床、登行部(階段等)、滑走面等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・手摺り、パネル、チューブトンネル等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・吊り金具、ダルマ金具の磨耗が著しく(概ね1/3以上の磨耗)、破断、外れの恐れのあるもの。 ・ベアリングの動きが著しく固いもの、又は著しく不快な音を出すもの。 ・吊り部材の磨耗(概ね1/3以上の磨耗)、腐食、破損、変形が著しく、破断、外れの恐れのあるもの。 ・吊り部材と座板等との固定状況が悪いもの。 ・チエーン、ネット、ロープ等の固定状況が悪く、又は磨耗、断線、破損が著しく危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・滑り降り部と着地地盤面との段差が著しく、頭、腰等を打つ恐れのあるもの。 ・ブランコの座板と地盤面との間隔が危険なもの。(間隔が35cm～45cm(幼児用は30cm～40cm)の範囲内におさまっていないもの) ・地盤面が大きく侵食されているもの。侵食により石やコンクリート等が露出しているもの。 ・保護材(人工芝等)が損耗しており、危険なもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、梁、床、登行部(階段等)、滑走面、手摺り、パネル、チューブトンネル等に軽微な腐食、変形があるもの。 ・吊り金具、ダルマ金具、座板に軽微な腐食、破損があるもの。 ・ベアリングに軽微な回転不良、不快音があるもの。 ・吊り部材に軽微な腐食、磨耗、破損、変形があるもの。 ・チェーン、ネット、ロープ等に軽微な磨耗があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。 ・座板に軽微な破損、腐食があるもの。
	ロープウェイ	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 支柱、梁、はしご、踊り場等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ヘ. ケーブル、ロープ等の固定、磨耗、断線、破損状況。 ト. 滑車部の腐食、磨耗、破損、回転不良等の状況。 チ. 握り部の腐食、破損、変形状況。 リ. 緩衝装置の損耗、腐食状況。 ヌ. ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無 〔基礎・設置面〕 ル. 地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヲ. 基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形、ぐらつきが著しい等、利用上危険なものは、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物(突起物、ガラス片等)、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱、梁、はしご、踊り場等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ケーブル、ロープ等の固定状況が悪く、又は磨耗、断線、破損があり、危険なもの。 ・滑車部の腐食、磨耗、破損、回転不良等が著しく、危険なもの。 ・握り部の腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・緩衝装置の損耗、腐食が著しく、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・地盤面が侵食され、石、コンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、梁、はしご、踊り場等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・滑車部に軽微な回転不良、不快音があるもの。 ・握り部、緩衝装置に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（4）遊戯施設	徒渉池 （パーゴラ、ベンチ、スツール、プレイスカラプチャー、舗装、囲障等を含む）	〔本体〕（池底面、側壁等躯体） イ. 徒渉池全体の安全上の支障に係る変状（クラック、破損・欠損、浮き、隆起、沈下、段差、めくれ、小穴、目地開き、石、枝、ガラス片等）の有無、床部滑り具合。 〔周辺施設〕（足洗い場、シャワー、洗顔・飲用水エリア、舗装、囲障、階段、滑走台、外周柵、立ち上がり部、モニュメント等を含む） ロ. 安全上の支障に係る変状（クラック、破損・欠損、浮き、隆起、沈下、段差、めくれ、小穴、目地開き、石、枝、ガラス片等）の有無、床部滑り具合。 ハ. シャワー・洗眼器具等施設の破損、ぐらつき、変形、腐食等の状況。 ニ. （囲障）金網や胴縁下空間、格子やフレーム下空間における危険な開口の有無、門扉の破損・ぐらつき・開閉状態、鍵の破損・欠損、塗装等の状況。 ホ. 制札版の有無、破損、変形、ぐらつき、塗装等の状況。 〔消耗部材〕 ヘ. ボルト・ナットの緩み、突出部の有無、 　または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔給排水施設（側溝を含む等）〕 ト. 集水桝、散水栓、止水栓、排水目皿、グレーチング等の蓋の異常、変形、がたつき、外れ、破損、詰まり等の有無。 チ. 蓋の紛失の有無、蓋の固定状況。（排水桝蓋の鎖2ヶ所止め等） リ. 蓋穴の大きさ、蓋材質の適否。 ※ 「安全」の観点を最優先とし、土木・造園施設に限定せず、建築・機械・電気施設についても点検対象とする。 ※※ その他付属施設については、各々の点検内容・判定基準に基づき点検する。（ﾊﾟｰｺﾞﾗ、ﾍﾞﾝﾁ、ｽﾂｰﾙ、ﾌﾟﾚｲｽｶﾙﾌﾟﾁｬｰ等）	・徒渉池周りに異物がある場合、除去可能なものは除去する。 ・事故の発生が予想される著しい破損、段差等はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ、立入禁止テープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ速やかに報告。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・蓋のズレは補正する。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。 ・蓋が外れてしまう箇所、蓋の紛失や破損箇所は立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 ・排水溝、排水口等の軽微な詰まりは取り除き、処置後機構担部署に報告。 ・（囲障）金網の欠損等は、番線、標識ロープ等で仮繕い。又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。	※「子どもが裸足で遊ぶこと」、「濡れた体で、肌の露出が多い状態で遊ぶこと」を前提とした視点で判定する。 ・ポットホール（局部的小穴）、段差、亀裂が著しく、子どもの安全上支障があるもの。 ・本体および周辺施設、舗装材や縁石等が破損・欠損し、子どもの安全上支障があるもの。 ・蓋・受枠が破損・欠損または腐食し、脱落や怪我の恐れがあるもの。 　数回踏むなど荷重をかけた結果、蓋が外れてしまうもの。 ・排水桝蓋の固定鎖がないもの。 ・濡れた素足で乗ると滑りやすい状態にあるもの。（床部、鉄蓋など） ・本体および舗装目地等に樹木等が根付き破損の恐れがあるなど、子どもの安全上支障があるもの。 ・排水不良が著しく、広範な水たまりがみられるもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、有害なボルト・ナットや危険な突出部が容易に子どもが触れられる範囲にあるもの。 ・（囲障）次の症状を示すもの。 　イ. 子ども頭大の金網破れやめくれ、格子の有効間隙が11cmを超えるもの。 　ロ. 腐食等による基礎、支柱、フレーム、格子等の著しいぐらつき、変形等。 　ハ. 下胴縁の地面との間が子どもが潜れる程度のもの。 　ニ. 通路に面して胴縁等が飛び出しているもの。 ・その他、子どもの安全上支障のあるもの。	・ポットホール（局部的小穴）、段差、亀裂等を生じているもの。 ・本体および周辺施設、舗装材や縁石等が破損・欠損しているがごく少量・部分的で子どもの安全上支障がないもの。 ・濡れた素足で乗ると滑る恐れがあるもの。（床部、鉄蓋など） ・蓋のがたつき、欠損、腐食があるもの、側溝蓋（鋼製）の連結材がないもの。 ・本体および舗装目地等に雑草等が根付いているもの。 ・（囲障）支柱やフレーム等に軽微な腐食・変形等、金網に軽微な破れやめくれ、基礎部に軽微なぐらつきや変形があるもの。
	その他の遊戯施設	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差や窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形状況、ささくれ等の発生状況。 ホ. 手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ト. 金具等消耗部材の腐食、磨耗、破損、変形状況。 チ. ﾁｪｰﾝ、ﾈｯﾄ、ﾛｰﾌﾟ等の磨耗、断線、破損状況。 リ. ボルト・ナットの緩みの有無、 　または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・設置面〕 ヌ. 地盤面の侵食、水溜りの有無。 ル. 基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・金具等の腐食、磨耗が著しく、破断、外れの恐れがあるものは、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形が著しい等、利用上危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・チエーン、ネット、ロープ等の固定状況が悪く、又は磨耗、断線、破損が著しく危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・地盤面が大きく侵食されているもの。侵食により石やコンクリート等が露出しているもの。 ・保護材（人工芝等）が損耗しており、危険なもの。 ・基礎部が露出しているもの。	

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（4）遊戯施設	健康器具系施設	[外観・機能全般・施設周り] イ. 本体のゆがみ・傾きの状況、動作不良※の有無。 ※ディスプレイ等の電子部品や、運動負荷の調整機能等、利用した際の動作確認を行い判定する ロ. 施設周り（施設端部から概ね2.0mの範囲）の異物 （突起物、ｶﾞﾗｽ等）の有無・段差や窪みの発生。 ハ. 施設周り（上空を含む、施設端部から概ね2mの 範囲）の樹木の枝の有無。 ニ. 正しい使用方法・サイン等の設置状況。 ホ. 年齢表示シール（大人用）等の設置状況。 [構造部材] ヘ. 本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形、ささく れ、節穴の発生等の状況。 ト. 手摺のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 チ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 [消耗部材] リ. ボルト・ナットの緩みの有無、 または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 ヌ. 回転部の回転不良や可動部のぐらつき、異音等の 状況 ル. 吊り金具、ダルマ金具の腐食、磨耗、破損、変形 状況 ヲ. 吊り部材の腐食、磨耗、破損、ねじれ、変形状況 [基礎・地盤面] ワ. 地盤面の侵食、水たまりの有無。	・器具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・正しい使用方法を示すサイン及び年齢表示サイン（大人用）が設置されていない場合、又は判読不明なものは、機構担当部署へ報告。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形、ぐらつきが著しい等、利用上危険なものは、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	※子どもが遊具として利用する可能性を考慮して判定する。 [外観・機能全般・施設周り] ・本体に破損やゆがみ、不自然な傾きがあるもの、利用した際の動作不良があるもの。 ・器具端部から概ね2.0mの範囲内に異物（石等の突起物、ガラス片、窪み、樹木の枝や根等）があるもの。 ・正しい使用方法を示す看板もしくはサイン等がないもの、又は判読不能なもの。 ・利用対象者が大人であることを示すサイン等がないもの、又は判読不能なもの。 [構造部材] ・本体、支柱等に、ぐらつき、腐食、破損、変形、ささくれ、節穴等が発生しているもの。 ・手摺にぐらつきや腐食、破損、変形が発生しているものや、表面に突起やささくれのあるもの。 ・つなぎ手金具にヒビや割れ、ゆがみ、腐食による穴があるもの。 [消耗部材] ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・回転部等の回転不良や可動部のぐらつき、異音等が著しいもの ・吊り金具、ダルマ金具の磨耗が著しく（概ね1/3以上の磨耗）、破断、外れの恐れのあるもの。 ・チェーン等の吊り部材の磨耗（概ね1/3以上の磨耗）、腐食、破損、変形が著しく、破断、外れの恐れのあるもの。 ・ザイルロープ等の吊り部材にほつれ、破損、破断があり危険なもの。 ・吊り部材と連結された部材の固定状況が悪いもの。又は腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 [基礎・地盤面] ・地盤面が侵食され、石、コンクリート等が露出しているもの。 ・着地面の保護材の著しい損耗又は剥がれや欠損があるもの	[外観・機能全般・施設周り・構造部材] ・本体、支柱、床、登行部（ステップ）、手摺り等に軽微な腐食、変形があるもの。 ・看板やサインがあっても、シールや塗装の剥がれ、落書きなどで判読しにくいもの。 [消耗部材] ・回転部の軽微な回転不良や可動部の軽微なぐらつき、不快音があるもの。 ・吊り金具、ダルマ金具に軽微な磨耗があるもの。 ・吊り部材に軽微な腐食、磨耗、破損、変形があるもの。 ・吊り部材と連結された部材に軽微な破損、腐食があるもの。 [基礎・地盤面] ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。 ・着地面の保護材に損耗が見れれるが軽微なもの
（5）休息施設	スツール、ベンチ	イ. 座面、背当て部の腐食、破損等状況。 ロ. 座面、背当て部の釘、ボルト、ビス等の突起物の有無。 ハ. 支柱（脚）、フレームの腐食、破損、変形状況。 ニ. 地盤との固定具合、ぐらつき状況。 ホ. 地盤面の侵食、水溜りの有無。	・座面に鋭利な突起がある等危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・座面、背当て部に危険なささくれ、鋭利な切り口等があるもの。 ・座面、背当て部の腐食、破損が著しく腰掛けられないもの。 ・座面、背当て部に釘、ボルト、ビス等の危険な突起物があるもの。 ・支柱、フレームの腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・地盤との固定具合が悪く、又はぐらつきが著しく、転倒の恐れのあるもの。	・座面、背当て部に軽微な腐食、破損があるもの。 ・支柱（足）、フレームに軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。
	あずまや、パーゴラ、シェルター、ゲート	イ. 本体のゆがみ、傾き、変形等の状況。 ロ. 支柱、梁等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。異常を示す亀裂の有無。 ハ. 鉄筋の露出、腐食の有無。 ニ. 屋根材、横架材の腐食、破損、変形状況。 ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 ヘ. 共架施設の腐食、破損、固定状況。	・屋根又は横架材の腐食、破損、変形、亀裂が著しく、落下の恐れがあるものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・支柱、梁等のぐらつき、腐食、破損、変形、亀裂等が著しく、倒壊の恐れがあるもの。 ・破損断面が鋭利である等危険なもの。 ・屋根、横架材の腐食、破損、変形、亀裂が著しく、落下の恐れのあるもの。 ・屋根が破損し、機能を果たしていないもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・看板・サイン・灯具等の共架施設の取り付け金具の腐食、破損等落下の危険があるもの。	・支柱、梁等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・鉄筋の軽微な露出（錆汁の発生含む）又は、腐食がみられるもの。 ・屋根、横架材に軽微な破損、変形があるもの。
	吸殻入れ、屑入れ	イ. フレーム、外箱の腐食、破損状況。 ロ. ゴミ籠、内容器の腐食、破損状況。	・腐食、破損が著しい等危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・フレーム、外箱の腐食、破損が著しい等、危険なもの。 ・ゴミ籠、内容器の腐食、破損により、機能を果たさないもの。 ・ゴミ籠、内容器が紛失しているもの。	・フレーム、外箱に軽微な腐食、破損があるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（5）休息施設	水飲み	イ. 本体の腐食、破損状況。 ロ. 水栓の欠損、固定状況。 ハ. 排水桝の破損状況。 ニ. 桝からの溢水の有無及び蓋の異常、変形の有無。 ホ. 桝回りの地表面の陥没の有無。	・格子蓋等の破損が著しく足を挟む恐れがあるものは、カラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体の腐食、破損が著しいもの。 ・水栓が欠損しているもの。固定状況が悪いもの。 ・排水桝の格子蓋の破損が著しく、足を挟む恐れのあるもの。 ・桝から溢水しているもの。 ・溢水によると思われる地表面陥没が生じているもの。 ・桝の蓋が紛失しているもの。 ・桝に著しい詰まりがあるもの。	・本体に軽微な破損があるもの。 ・排水桝の格子蓋に軽微な破損があるもの。 ・桝に軽微な詰まりがあるもの。
（6）通路	通路舗装、広場舗装 (ｺﾝｸﾘｰﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄ平板、ﾀｲﾙ、ﾀﾞｽﾄ、ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ、ﾚﾝｶﾞ、透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｳｯﾄﾞﾃﾞｯｷ)	イ. 通行上の支障に係わる舗装面の変状〔ﾎﾟｯﾄﾎｰﾙ（局部的小穴）、段差、クラック等〕の有無。 ロ. 通行上の支障に係わる水溜りの有無。	・事故の発生が予想される著しい段差等はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ、立入禁止テープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ速やかに報告。	・ポットホールが著しく（径20cm以上、深さ2cm以上）通行上支障のあるもの。 ・段差が生じて（2cm以上）通行上支障のあるもの。 ・隙間が著しく（5mm以上）通行上支障のあるもの。 ・排水不良が著しく、広範な水溜りがみられ通行上支障のあるもの。 ・舗装材や縁石が破損又は欠損し、不陸を生じて通行上支障のあるもの。 ・部材の著しい変形やささくれがあり、通行上支障のあるもの。	・ポットホール（局部的小穴）、段差、亀裂等を生じているものの判定A基準値以下にあるもの。 ・舗装面に不陸が生じているが部分的なもの。
	屋外階段 (ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾀｲﾙ、平板張り等)	イ. 通行上の支障に係わる踏面の段差、欠損及び滞水の有無。 ロ. 手摺、転落防止柵等の腐食、変形、欠損の有無、及び取付け状態の良否。 ハ. ノンスリップの欠損の有無。 ニ. 袖壁の損傷の有無。	・脱落したタイル等は排除する。 ・事故の発生が予想される著しい破損部分は常温合材等ですり付けを行うか、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、機構担当部署へ報告。	・路面の破損が著しく、つまずく恐れのあるもの。 ・手摺の腐食、変形が著しく、倒壊の恐れのあるもの。 ・転落防止柵（縦格子フェンス）の格子の有効間隔が11cmを超えるもの。 ・ノンスリップが欠損しているもの。 ・袖壁の損傷が著しく、倒壊等の恐れのあるもの。	・路面に滞水する恐れのあるもの。 ・路面に軽微な損傷があるもの。 ・手摺り等に軽微な腐食、変形があるもの。
	案内板、掲示板、立札等 (照明器具のないもの)	イ. 基礎、フレーム、木部についての腐食、破損状況。 ロ. 収容箱、ﾎﾞｰﾄﾞについての腐食、破損状況。 ハ. ガラスのひび割れ、破損状況。	・倒壊の恐れがあるものやガラスが破損しているものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・基礎、フレーム等の腐食、破損が著しく、倒壊の恐れのあるもの。 ・収容箱、ﾎﾞｰﾄﾞの腐食、破損が著しく掲載できないもの。 ・ガラスが破損しているもの。 ・樹木が繁茂して、本来機能を果たせないもの。 ・褪色、変色、腐食等が著しく、案内板の標示内容が判読できないもの。	・部材のささくれが目立つもの。 ・基礎、フレーム等に軽微な腐食、破損があるもの。
	粗大ｺﾞﾐ置場 ゴミ置場	イ. 構造体の傾斜、変形等の有無。 ロ. 構造体の異常を示す亀裂の有無。 ハ. 鉄筋の露出の有無。 ニ. 排水施設の異常の有無。	・壁が著しく傾斜、ぐらついているもの又は倒壊の恐れのあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・壁が著しく傾斜、又はぐらついているもの。 ・壁に著しい横クラック等が生じ、倒壊の恐れのあるもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・鉄筋の露出、腐食があるもの。	・構造材に軽微な亀裂がみられるもの。 ・舗装面に軽微なひび割れ、陥没がみられるもの。 ・表面排水が逆勾配等で滞水の恐れがあるもの。
	人止柵	イ. フレームの腐食、破損、変形状況。	・通路にフレーム端が飛び出している等危険なものは、危険部位の撤去、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・通路フレーム端が飛び出している等、危険なもの。 ・ぐらつき、腐食、変形が著しく危険なもの。	・軽微なぐらつき、腐食、変形があるもの。
	モニュメント (通路・広場・遊び場等内及びその周辺)	〔躯体〕 イ. 構造体の傾斜やぐらつきの有無。 ロ. 構造体や共架部の異常を示す腐食や亀裂の有無。 ハ. 接合部のボルトや金具に落下につながる緩みや、破損、腐食、欠損の有無。 ニ. 表面の危険な突起やささくれの有無。 ホ. 挟み込み等の事故につながる穴や隙間、足掛かりの有無。	・モニュメントの倒壊やモニュメントの一部が落下する恐れのあるものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・モニュメントの位置、構造により、挟み込みや落下等の事故につながる危険がある場合はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・躯体にぐらつきがあるもの。 ・接合部のボルトや金具に緩みや欠損があるもの。 ・手の届く範囲に危険な突起やささくれがあるもの。 ・指、首、胴体、頭等の挟み込みの危険があるもの。	・表面に突起やささくれはあるが、軽微なもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（6）通路	樹　木	通路を通行・使用する方の安全安心に影響を及ぼす可能性がある範囲かつ目視が可能な範囲の以下の項目 イ. 道路沿い、通路沿い、広場周り、遊び場周り、駐車場周辺における、日常生活の支障に係わる倒木・落枝の有無。 ロ. 枯木、枯枝、キノコ類の発生等倒木・幹折れ・枝折れの恐れのある樹木の有無。 ハ. 通行上の障害、又は外灯、架線の障害となっている樹木の有無。	・道路、通路、広場、遊び場、駐車場周辺等における倒木あるいは落下枝で、日常生活に支障をきたしているものは、安全な場所へ移動、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・落下により重大事故につながる可能性がある枯枝は、できる限り除去。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・道路、通路、広場、遊び場、駐車場周辺等における倒木又は落下枝等により、日常生活に支障をきたしているもの。 ・道路、通路、広場、遊び場、駐車場周辺等において、枯木、枯枝、不自然な傾きやぐらつき、根元にキノコ類の発生、幹・大枝にキノコ類の著しい発生や、大量のフラスの発生が認められる等により、倒木・幹折れ・枝折れ等の危険性があり、日常生活に支障をきたす恐れのあるもの。（樹木診断による有効な措置を実施済みの場合はこれを除く）。 ・樹木が通路等に張り出すなど、通行上の障害となっているもの、又は外灯、架線等の障害となっているもの。	・枝葉の繁茂等により、通行の支障となる恐れのあるもの。見通しを阻害している等安全上の支障となる恐れのあるもの。 ・外灯、架線等に支障を与える恐れのあるもの。 ・幹や大枝にキノコ類の発生がある高木。大枝が枯れている高木。 ・被圧等により樹勢が衰退しているもの。
	樹木支柱、植樹桝 (ツリーサークル等)	通路を通行・使用する方の安全安心に影響を及ぼす可能性がある範囲の以下の項目 イ. 道路沿い、通路沿い、広場周り、遊び場周り、駐車場周辺の樹木支柱の状況及び固定具合等の良否。 ロ. 植樹桝のがたつき、破損等の有無。 ハ. 植樹桝等の構造体の異常を示す亀裂等の有無。	・支柱の折損部が鋭利な状態である等危険なものは、危険部位の除去又は布巻きを施し、標識ロープ等で立入禁止処置を行う。 ・ツリーサークルのがたつき、破損が著しく通行上支障のあるものは、番線で結束固定、又はカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・支柱が破損しているため、倒木など日常生活に支障をきたす恐れのあるもの。 ・支柱の折損部が鋭利な状態であるもの、釘等の突起や脚部のはずれ等があり危険なもの。 ・支柱が樹木の幹にくい込んでいるもの。 ・植樹桝の縁、壁等が著しく破損しているもの、又は横クラック等が生じているもの。 ・ツリーサークルのがたつき、破損が著しく、通行上の支障のあるもの。	・支柱結束等が外れ、通行に影響を及ぼしそうなもの。 ・支柱の軽微な折損部があるもの。 ・植樹桝の縁、壁等に軽微な破損又は横クラック等が生じているもの。 ・ツリーサークルに軽微なが たつき、破損があるもの。
（7）囲障	ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ、ｴｷｽﾊﾟﾝﾄﾞﾌｪﾝｽ、金網柵、排ガス防止板	イ. 金網や胴縁下空間における危険な開口の有無。 ロ. フレームの腐食、変形、ぐらつき、塗装の状況。	・危険箇所（1.高低差の大きい所、2.調整池を含む池や水路沿い等、3.管理施設の外周）において、金網の欠損等は、番線、標識ロープ等で仮繕い。又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・危険箇所（1. 高低差の大きい所、2. 調整池を含む池や水路沿い等、3. 管理施設の外周をいう。）において、次の症状を示すもの。 イ. 子ども頭大の金網破れやめくれ。 ロ. 基礎、支柱の著しいぐらつき。 ハ. 下胴縁の地面との間が子どもが潜れる程度のもの。 ・共通事項 イ. 通路に面して胴縁等が飛び出しているもの。 ロ. 門扉蝶番が破損し、開閉に支障のあるもの。 ハ. 腐食等による基礎部のぐらつきや変形等があり危険であるもの。	共通事項 ・支柱やフレーム等に軽微な腐食、変形等があるもの。 ・金網に軽微な破れやめくれがあるもの。 ・基礎部に軽微なぐらつきや変形があるもの。
	パイプ柵	イ. 格子やフレーム下空間における危険な開口の有無。 ロ. フレームの破損、腐食、変形、ぐらつきの状況。	・危険箇所（1. 高低差の大きい所、2. 調整池を含む池や水路沿い等、3. 管理施設の外周）において、金網の欠損等は、番線、標識ロープ等で仮繕い。又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・危険箇所（1. 高低差の大きい所、2. 調整池を含む池や水路沿い等、3. 管理施設の外周をいう。）において、次の症状を示すもの。 イ. 格子の有効間隙が11cmを超えるのもの。 ロ. 基礎、支柱の著しいぐらつき。 ハ. 下部フレーム胴縁と地面との間が子どもが潜れる程度のもの。 ・共通事項 イ. 通路に面して胴縁等が飛び出しているもの。 ロ. 支柱、フレーム、格子等の腐食、変形が著しいもの。 ハ. 腐食等による基礎部のぐらつきや変形等があり危険であるもの。	共通事項 ・支柱やフレーム、格子に軽微な腐食、変形等があるもの。 ・金網に軽微な破れやめくれがあるもの。 ・基礎部に軽微なぐらつきや変形があるもの。
	空洞ﾌﾞﾛｯｸｳｫｰﾙ、組立式ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	イ. 基礎を含めた壁の傾斜、ぐらつき、沈下の状況。 ロ. 壁、控壁のたるみ、クラック、沈下の状況。	・壁が著しく傾斜している、若しくは倒壊の恐れがあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・壁が著しく傾斜しているもの。 ・著しいクラック、沈下等が生じ、倒壊の恐れのあるもの。 ・鉄筋の著しい露出、腐食があるもの。	・構造材に軽微な亀裂等がみられるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（8）調整池	流出入口	イ. 雨水の流出入口を妨げる土砂、木材、粗大ゴミ等異物の有無。 ロ. 調整搭の欠損、亀裂、変形等の有無。 ハ. ゲートの機能状態。	・越流、倒壊の恐れのあるものは、金網柵等フェンス、門扉の閉鎖を確認し、機構担当部署へ報告。	・土砂、木材等異物により流出入口が詰まり、越流の恐れがあるもの。 ・調整塔の欠損、亀裂、変形等が著しく倒壊等の恐れがあるもの。 ・ゲートの操作が困難なもの、又は破損しているもの。	・ゲート、調整塔の軽微な破損、亀裂、変形があるもの。
	堤体	イ. のり面の浸食、亀裂、はらみ等の有無。 ロ. 擁壁の欠損、亀裂、はらみ等の有無。 ハ. RC擁壁においては鉄筋露出、腐食等の有無。	・越流、倒壊の恐れのあるものは、金網柵等フェンス、門扉の閉鎖を確認し、機構担当部署へ報告。	・堤体保護工に、漏水等につながる重大な変状が生じているもの。 ・堤体保護工に、崩壊等につながる異常な破損等が生じているもの。	・構造材に軽微な亀裂等がみられるもの。
	池内	イ. 床張のコンクリート等の欠損、亀裂、沈下等の有無。 ロ. 土砂、粗大ゴミ等の異常堆積、雑草の異常繁茂の有無。 ハ. 池内の水位状況。	・越流、倒壊の恐れのあるものは、金網柵等フェンス、門扉の閉鎖を確認し、機構担当部署へ報告。	・床張のコンクリート等に著しい欠損、亀裂、沈下等があるもの。 ・床張りコンクリート等の破片が流出入口を防ぐ塞ぐ恐れのあるもの。 ・土砂及び粗大ゴミの異常堆積や雑草の異常繁茂により、越流の恐れのあるもの。 ・異常水位により、越流の恐れのあるもの。	・池内に軽微な土砂、ゴミの堆積があるもの。
（9）橋梁	路面、伸縮装置	イ. 通行上の支障に係わる舗装面の変状の有無。 ロ. 伸縮部での間隔、段差の有無。	・通行上重大な支障を与える陥没、段差や舗装材の破損、欠損、不陸が生じ通行上支障のあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・通行上重大な支障を与える陥没、段差や舗装材の破損、欠損、不陸が生じ通行上支障のあるもの。 ・伸縮部での間隔はハイヒール等のかかとが入る恐れのあるもの。 ・橋面に通行に支障を来たす滞水の恐れのあるもの。	・橋面に軽微な滞水の恐れのあるもの。 ・橋面に軽微な陥没、段差や舗装材の破損、欠損及び不陸があるもの。
	地覆、高欄等	イ. 破損、変形等の有無。	・地覆、高欄の破損により転落の恐れがあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・地覆、高欄の破損、変形により転落の恐れのあるもの。	・地覆、高欄に軽微な破損、変形があるもの。
	横断構造物等	イ. RC床版のひび割れの有無。 ロ. 主構、及び鋼床版の腐食状況。 ハ.ボルト・ナットの欠落の有無。	・RC床版の亀裂が著しく発生しているものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・RC床版の亀裂等が著しく発生しているもの。 ・RC床版の鉄筋が露出しているもの。 ・鉄骨が腐食しているもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの。	・構造材に軽微な亀裂等がみられるもの。
	排水施設	イ. ドレーンの土砂、ゴミの堆積の有無。 ロ. 部材の腐食、変形の有無。 ハ. 管類の抜け、外れの有無。	・軽微な詰まりは 排除する。 ・通行に重大な支障のある滞水はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、機構担当部署へ報告。	・橋面に大きな滞水を生じているもの。 ・床版への漏水を生じているもの。 ・ドレーンが土砂等で塞がれているもの。 ・ドレーンが破損しているもの。	・側溝等に土砂が溜まっているもの。
（10）サクラ大径木	サクラ大径木	イ. 樹冠全体の枯れの進行状況。 ロ. 樹形・樹冠に崩れの進行状況。 ハ. 枝の枯れや引っ掛かり枝の有無。 ニ. 枝の腐朽や裂け目（亀裂）の有無。 ホ. 幹・根元の不自然な傾きやぐらつきの有無。 ヘ. 幹・根元のキノコの発生状況。 ト. 幹・根元の裂け目（亀裂）の有無。 チ. 幹・根元の開口空洞の有無。 リ. 幹・根元の腐朽や樹皮の欠損の有無。 ヌ. 根元にシロアリの発生の有無。 ル. 支柱の固定状況やぐらつきの有無。 ヲ. 支柱材の腐朽や亀裂の有無。 ワ. 結束材や結束ボルトの緩みや欠損の有無。	・大枝の折れ・幹折れ・倒木等の兆候がある場合は、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で危険範囲について立ち入り禁止措置を施し、機構担当部署へ報告。 ・支柱の固定やぐらつき、支柱材の腐朽や亀裂、結束材や結束ボルトの緩みや欠損がある場合も、上記同様に立ち入り禁止措置を施し、機構担当部署へ報告。	・生育状態が極めて劣悪で、樹冠全体の20%以上の枝が枯死しているもの。 ・樹形・樹冠に著しい崩れがあるもの。 ・大枝の枯れや引っ掛かり枝があるもの。 ・幹・根元に著しく不自然な傾きやぐらつきがあるもの。 ・幹に著しくキノコが着床しているもの。 ・根元にキノコが着床しているもの。 ・幹や根元に長さ50㎝以上で芯に達する裂け目（亀裂）があるもの。 ・幹や根元に幅が周長の1／3以上、深さが芯に達するの開口空洞があるもの。 ・幹・根元に幅が周長の1／3以上、長さが50cm以上の樹皮の欠損や腐朽があるもの。 ・根元にシロアリが大量に発生している、大量のフラスの発生が認められるもの。 ・支柱にガタツキやぐらつきがあるもの。 ・支柱材に腐朽や亀裂が見られるもの。 ・支柱の結束材やボルトに緩みや欠損が見られるもの	・生育状態は思わしくないが、枯死している枝葉は樹冠全体の20%未満であるもの。 ・樹形・樹冠に崩れがあるが、軽微なもの。 ・枝折れやかかり枝は見られるが、落枝の危険が少ないもの。 ・幹や根元に不自然な傾きはあるが、ぐらつきはないもの。 ・幹にキノコの着床が見られるが、軽微であるもの。 ・幹や根元に裂け目（亀裂）があるが、長さが短く、深さも芯に達していないもの。 ・幹や根元に開口空洞が見られるが、幅は幹周の1／3以下で深さも芯に達していないもの。 ・幹や根元に傷や樹皮の欠損はあるが、欠陥範囲が軽微で腐朽もみられないもの。 ・支柱材に腐朽や亀裂が見られるが軽微であるもの。

別紙ニ　　安全点検の点検内容と判定基準　機械

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等		点 検 内 容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は処置を要するもの	判定　B Aまでは至らないもの あるいは経過観察等を要するもの
屋内給排水・ガス設備	給 水 管 排 水 管	・共用部の屋内給排水管（メーターボックス、共用トレンチ、床下ピット内配管等含む）の漏水の有無を点検する ・防火区画等の貫通措置及び貫通箇所の損傷防止措置の状況を点検する ・飲料水系統配管の汚染防止措置の状況を点検する ・ウォーターハンマーの防止措置の状況を点検する ・給排水管（露出部）及び排水通気部の腐食等の状況を点検する ・共用部の潜熱回収型給湯器の排水処理状況を点検する	溜り水があれば排水する 漏水があれば担当職員及び団地管理業務受託者に報告し緊急対策を講ずる	・漏水しているもの ・著しく屈折しているもの ・掃除口に著しい欠損があるもの ・給排水管及び排水通気部の破損又は脱落の恐れがあるもの	
	ガ ス 管	・共用部の屋内ガス管（メーターボックス、共用トレンチ、床下ピット内配管等含む）の腐食、コンクリート貫通部の白華現象の有無等の状況を点検する ・ガスの臭気の有無を確認する	ガスの臭気があるものは、直ちにガス会社へ通報し、担当職員及び団地管理業務受託者に報告する。	・臭気、漏洩があるもの ・コンクリート貫通部廻り等に著しい白華現象、著しい配管の腐食があるもの ・床下ピット内等で著しい湿潤状態にあるもの、水又は土壌と接していて腐食の恐れのあるもの	
	支 持 金 物	・支持金物の欠損等の有無及び支持状態を点検する	ボルト、ナットに緩みがある場合は締めなおす	・支持金物が脱落しているもの ・支持金物の腐食で配管の脱落の恐れのあるもの	
	弁　　類 ・仕切り弁 ・エアー抜き弁	・バルブの破損及び腐食状態等を目視にて点検する ・本体からの漏水の有無を点検する	漏水があれば担当職員及び団地管理業務受託者に報告し緊急対策を講ずる	・漏水しているもの ・著しく破損しているもの	
	防　　露	・防露材の剥離・損傷等の状況を点検する ・剥離による結露状態及び通行上の支障の有無を点検する		・著しい剥離による結露の発生及び通路上に支障をきたしているもの ・ラッキングの欠損による雨水の進入があるもの	
	点 検 口 マンホール	・丁番等の欠損による脱落の有無及び開閉状態を点検する ・施錠の不具合がないか点検する		・丁番等が腐食し、扉の脱落の恐れのあるもの ・通路にある点検口で、著しく破損、不陸があるもの ・錠が破損又は滅失しているもの	
	排水・湧水槽	・水位の状態を点検する。 ・排水ポンプの運転時における排水状態を点検する ・排水槽の通気の状況を点検する		・ポンプが作動しないもの ・槽内に著しい欠損があるもの	
地域暖房給湯設備	給湯暖房配管	・共用部の給湯暖房配管（パイプシャフト内、住棟メイン配管）の漏水の有無を点検する ・保温材の剥離、損傷等の劣化の有無を点検する ・曲管、接続部及び弁類の前後における音及び振動の異常の有無を点検する	溜り水があれば排水する 漏水があれば担当職員及び団地管理業務受託者に報告し緊急対策を講ずる	・漏水しているもの ・著しい剥離による結露の発生及び通路上に支障をきたしているもの ・異常音、異常振動が発生しているもの	
	支 持 金 物	・支持金物の欠損等の有無及び支持状態を点検する	ボルト、ナットに緩みがある場合は締めなおす	・支持金物が脱落しているもの ・支持金物の腐食で配管の脱落の恐れのあるもの	
	弁　　類 ・仕切弁 ・減圧弁 ・伸縮継手、等	・バルブの破損及び腐食状態等を目視にて点検する ・本体からの漏水の有無を点検する	漏水があれば担当職員及び団地管理業務受託者に報告し緊急対策を講ずる	・漏水しているもの ・著しく破損しているもの	

別紙ニ　　安全点検の点検内容と判定基準　機械

点検内容 判定基準　等 点検項目		点　検　内　容	応急措置等	判定　　A 緊急修理又は処置を要するもの	判定　　B Aまでは至らないもの あるいは経過観察等を要するもの
煙道	煙道の大気開放部	・煙道の大気開放部について、破損、磨耗、変形、滅失等の箇所の有無及び防鳥ネットの有無等を確認し風呂釜の安全性に対しての影響程度を判定する	継続使用する煙道については、黄色表示のうえ点検実施時期、住戸番号を記載する (未使用は表示削除)	・排気障害を生じているもの ・防鳥ネットの有無 ・煙道先端部天板破損 ・防鳥ネットの開閉の有無	
	既設煙道の内部	・ファイバースコープ等の内視鏡を用いた内部劣化現象別及び損耗程度を確認し、その安全性及び劣劣化度を判定する(上記の状況をモニター等により目視確認・計測等により確認する。)	・煙道内部の状況写真を撮影 ・煙道内部のビデオ撮影 (いずれも全数)	・壁面欠損等 ・異物による閉塞 ・接続部剥離等 ・排気筒による排気障害 ・底部欠損等	
屋外給水設備	弁、弁筐 ・制水弁 ・仕切り弁 ・減圧弁 ・エアー抜き弁 ・量水器ボックス 等	・バルブの破損及び腐食状態等を目視にて点検する ・弁筐蓋の欠損、紛失等による通行上の支障及びバルブ本体の漏水の有無を点検する ・施錠の不具合がないか点検する ・土砂等の流入の有無を点検する	漏水があれば担当職員及び団地管理業務受託者に報告し緊急対策を講ずる 流入土砂は排除する	・漏水しているもの ・著しく破損しているもの ・弁筐蓋の欠損、紛失による通行上支障をきたしているもの ・鍵の破損、紛失しているもの ・ピット内の水溜や排水不良のもの	
	水栓、標示柱等	・取付状態の有無を点検する		・漏水しているもの ・著しく破損、滅失しているもの	
屋外排水設備	排水ポンプ	・ポンプ本体の外観（破損、錆等の発生、据付状態）を目視にて点検する ・吸込口ストレーナーの詰まり清掃及び破損等を目視にて点検する ・排水ポンプの運転時における本体の異音、振動等及び排水状態を点検する ・ポンプ揚水量の点検(年１回) ※水を使用し、マンホール部分で排水状況を確認する（揚水量を確認できる量の残水が無い場合は報告すること） ・マンホールの外観（蓋、パッキン等）を目視にて点検する ・排水管、バルブ類からの漏水、詰まり、破損がないか点検する ・ポンプピット内（壁面）の亀裂等状況を目視にて点検する ・タラップ・吊上げガイドパイプの破損、錆び等を目視にて点検する ・土砂等の流入の有無を点検する	・ストレーナーが詰まっているものは清掃する	・ポンプが作動しないもの	

別紙ホ　　安全点検の点検内容と判定基準　　電気　　NO. 1

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点検内容	応急措置等	判定 A 緊急修理又は処置を要するもの。	判定 B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
屋内電気設備	(1) 共用灯設備	照明器具	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 点灯状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピングを行う。	(1) 本体、カバー等の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 本体等の欠損が不点となる恐れのあるもの。 (3) 本体、カバー等が脱落しているもの。 (4) 過熱による本体、カバー等の変色が著しいもの。 (5) 不点灯のもの。	(1) 本体、カバー等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 本体等に過熱による変色が認められるもの。 （自然変色及び退色を除く）
	(2) 配線器具	スイッチ コンセント	(1) 欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピングを行う。 (3) プレートが欠損して内部が露出している場合は、触れられないようにする。	(1) プレートの欠損により内部が露出しているもの。 (2) 本体が欠損し充電部が露出しているもの。 (3) プレート、本体が脱落しているもの。 (4) プレート、本体に過熱及び加熱による変色が認められるもの。	(1) プレートに亀裂が認められるもの。 (2) プレート、本体に退色、変色が認められるもの。
		自動点滅器	(1) 欠損の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。		(1) 本体の欠損が不点の原因となる恐れのあるもの。 (2) 本体が脱落しているもの。	(1) 本体の欠損が認められるもの。
	(3) 盤　　類	引込開閉器盤 （引込口配線を含む） 主開閉器盤 集合計器盤 共用灯盤 制御盤（操作盤・排水ポンプ用 等を含む） 動力分電盤 電話端子盤 LAN設備収容箱 隔測量水器盤 ※タワー式駐車場及び機械式駐車場における駐車装置については、駐車場装置制御盤類の1次側までを点検対象とする。	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。（収容箱内部含む） (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。（収容箱内の盤類のみ） (3) 端子の状態を点検する。 (4) 雨水の浸入の有無を点検する。 (5) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (6) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態 (7) 計器、リレー等の作動状態及びその適否を点検する。（水道用計器、リレー等を除く） (8) 引込口配線毎及び分岐回路毎に絶縁抵抗の測定又は漏洩電流の測定をする。 (9) 接地抵抗の測定をする。 (10) 周辺部に操作等の障害となるものの放置の有無を点検する。 (11) ヒューズスイッチ、刃型開閉器、配線用遮断器等の状態を点検する。 (12) ソーラータイマー等の設定を確認する。 (13) 自動通報の動作を確認する。（排水ポンプ用）	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 球切れ等がある場合は予備品と取り替える。 (4) 盤内外の清掃を行う。 (5) 障害物は移動又は撤去する。 (6) ソーラータイマー等の設定に異常があれば、再設定する。 (7) 刃型開閉器は、機構担当部署へ報告する。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 函体が脱落しているもの。 (3) 端子が発錆等により接続不良になる恐れのあるもの。 (4) 雨水の浸入が認められるもの。 (5) 鍵の変形、損傷しているもの。 (6) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (7) 導電部が過熱により著しく変色しているもの。 (8) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの (9) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (10) 指示計器が正常に作動しないもの。 (11) リレー、表示灯等が正常に作動しないもの。 (12) 絶縁抵抗値が規定値以下になる恐れのあるもの （測定時点で、電圧100Vの場合 0.3M Ω以下） （　〃　電圧200Vの場合 0.4M Ω以下） （　〃　電圧400Vの場合 0.6M Ω以下） (13) 漏洩電流値が1mA以上になる恐れのあるもの (14) 接地抵抗値が規定値以上になる恐れのあるもの （測定時点で、D種接地の場合 90 Ω以上） （　〃　C種接地の場合 9 Ω以上） (15) 周辺等の障害物が移動又は排除できないもの。 (16) ヒューズスイッチ、刃型開閉器、配線用遮断器等が接触不良等の生じる恐れのあるもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (3) 導電部に変色が認められるもの。 (4) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (5) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。 (6) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。 (7) 絶縁テープが褐色・軽微なひび、割れが発生しているもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点検内容	応急措置等	判定 A 緊急修理又は処置を要するもの。	判定 B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
屋内電気設備	(4) 換気設備	換気扇 ダクト	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 運転状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 脱落の恐れがある場合は、番線等で仮止め措置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) 本体、羽根、ガード等が欠損又は腐食により脱落の恐れのあるもの。 (2) 本体、羽根、ガード等が脱落しているもの。 (3) 過熱により本体等の変色が著しいもの。 (4) 異音の著しいもの。 (5) 異臭のあるもの。 (6) 正常に作動しないもの。 (7) 接地線が脱落する恐れがあるもの。	(1) 本体、羽根、ガード等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 本体等で過熱による変色が認められるもの。 （自然変色及び退色を除く） (3) 異音のあるもの。
	(5) テレビ・FM共同受信設備	VHFアンテナ UHFアンテナ BS・110度CSアンテナ アンテナマスト 支線（支持金物を含む） 機器収容箱 機器取付板	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。（収容箱内部含む） (2) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 脱落の恐れがある場合は、番線等で仮止め措置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) アンテナ素子等が欠損又は腐食により脱落の恐れのあるもの。 (2) 支線等が欠損又は腐食し脱落の恐れのあるもの。 (3) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (4) 函体、取付板、機器等が脱落しているもの。 (5) 鍵の変形、損傷しているもの。 (6) 機器類の腐食が著しいもの。	(1) アンテナ素子等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 支線等に欠損又は腐食が認められるもの。 (3) 函体に欠損、腐食又は変色が認められるもの。 (4) 機器類の腐食が認められるもの。
雷保護設備	(6) 雷保護設備	突針 支持管 支線 避雷導線 棟上導体 メッシュ導体・水平導体 支持金物 接地極 端子箱	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。（端子箱内部含む） (2) 避雷導線、棟上導体、メッシュ導体、水平導体の敷設状態を点検する。 (3) 接地抵抗の測定をする。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 脱落の恐れがある場合は、番線等で仮止め措置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) 突針、支持管、支線、支持金物が腐食、欠損により脱落の恐れのあるもの。 (2) 避雷導線、棟上導体、メッシュ導体、水平導体が断線又は断面積が減少しているもの。 (3) 避雷導線、棟上導体、メッシュ導体、水平導体が落雷により溶着しているもの。 (4) 避雷導線、棟上導体、メッシュ導体、水平導体が脱落する恐れがあるもの。 (5) 被保護物が、保護範囲内から外れているもの。 (6) 避雷導線、棟上導体、メッシュ導体、水平導体が近接金属体と異常接近状態となっているもの。 (7) 接地抵抗値が規定値以上になる恐れのあるもの。 （測定時点で、単独接地抵抗値45Ω以上） （　〃　総合接地抵抗値 9Ω以上） (8) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (9) 端子類の腐食が著しいもの。	(1) 突針、支持管、支線、支持金物に腐食、欠損が認められるもの。 (2) 避雷導線、棟上導体、メッシュ導体、水平導体に腐食が認められるもの。 (3) 端子類の腐食が認められるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点 検 内 容	応急措置等	判 定　A 緊急修理又は処置を要するもの。	判 定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
屋外電気設備	(7) 屋外灯設備	照明器具	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 点灯状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。	(1) 本体、カバー等の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 本体等の欠損が不点となる恐れのあるもの。 (3) 本体、カバー等が脱落しているもの。 (4) 過熱による本体、カバー等の変色が著しいもの。 (5) 不点灯のもの。	(1) 本体、カバー等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 本体等に過熱による変色が認められるもの。 （自然変色及び退色を除く）
		外灯柱(コンクリートポール)	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び建柱状態を点検する。 (2) 孔開きの有無を点検する。 (3) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (4) クラックの有無を点検する。 (5) ポール番号札の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 電線引出口の蓋が欠損し内部が露出している場合は、触れられないようにする。 (4) 著しい傾き、曲がり凹み、孔開き等により、倒壊の予想される場合は、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) 傾き、曲がり、凹みがあり、危険なもの。 (2) 孔開きのあるもの。 (3) 亀裂が半周以上に及んでいるもの。 (4) 著しい欠損があり、鉄筋が露出しているもの。 (5) 電線引出口の蓋がなく、ケーブル等の配線が露出しているもの。 (6) 著しい腐食があるもの。 (7) ポール番号札のないもの。 (8) 電線引出口の蓋とポール間に隙間があるもの。	(1) 傾き、曲がり、凹みが認められるもの。 (2) 亀裂の認められるもの。 (3) 欠損の認められるもの。 (4) 腐食の認められるもの。
		太陽光発電設備	(1) 腐食、欠損、変色、変形、損傷、ガラスの汚れ及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 雨水の浸入の有無を点検する。 (4) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (5) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態を点検する。 (6) 運転状態を点検する。 (7) 発電の障害となるものの放置の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 盤内外の清掃を行う。 (4) 障害物は移動又は撤去する。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 函体が脱落しているもの。 (3) 鍵の変形、損傷しているもの。 (4) 雨水の浸入が認められるもの。 (5) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (6) 過熱により導電部が変色しているもの。 (7) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの。 (8) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (9) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。 (10) 運転状態が異常なもの又は運転しないもの。 (11) 周辺等の障害物が移動又は撤去できないもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (3) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (4) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。
		風力発電設備	(1) 腐食、欠損、変形等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 雨水の浸入の有無を点検する。 (4) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態を点検する。 (5) 運転状態を点検する。 (6) 回転異音、異臭の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピングを行う。 (3) 盤内外の清掃を行う。	(1) 回転羽根等が欠損、変形又は腐食しているもの。 (2) 回転羽根等が脱落しているもの。 (3) 雨水の浸入が認められるもの。 (4) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (5) 導電部が過熱により変色しているもの。 (6) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの。 (7) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (8) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。 (10) 絶縁抵抗値が規定値以下になる恐れのあるもの。 （測定時点で、電圧100Vの場合 0.3MΩ以下） (11) 運転状態が異常なもの又は運転しないもの。 (12) 回転異音、異臭のするもの。	(1) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (2) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (3) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。

別紙ホ　　安全点検の点検内容と判定基準　　電気　　NO. 4

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点 検 内 容	応急措置等	判 定　A 緊急修理又は処置を要するもの。	判 定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
屋外電気設備	(7) 屋外灯設備	蓄電池	(1) 腐食、欠損、変色、変形、漏液及び取付状態を点検する。 (2) 蓄電池の電源電圧を測定する。 (3) 蓄電池の充電電圧を測定する。 (4) 蓄電池の製造年月及び更新時期を確認する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。	(1) 著しい腐食又は欠損、漏液しているもの。 (2) 過熱により変色又は変形しているもの。 (3) 蓄電池の充電電圧及び電源が規定値以下になる恐れのあるもの。	(1) 腐食又は欠損が認められるもの。
		案内板、掲示板（照明器具を有するもの）	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 点灯状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 電線引出口の蓋が欠損し内部が露出している場合は、触れられないようにする。	(1) 照明器具の本体、カバー等の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 照明器具の本体等の欠損が不点の原因となる恐れのあるもの。 (3) 照明器具の本体、カバー等が脱落しているもの (4) 過熱による照明器具の本体、カバー等の変色が著しいもの。 (5) 電線引出口の蓋がなく、配線が露出しているもの (6) 木部、ガラス、鉄部の欠損、変形、腐食の著しいもの。 (7) 不点灯のもの。	(1) 照明器具の本体、カバー等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 照明器具の本体等で過熱による変色が認められるもの。 (3) 照明器具に異音のあるもの。 (4) 木部、ガラス、鉄部に欠損、変形、腐食が認められるもの。 (5) ポール番号札のないもの。
		屋外灯盤（引込口配線を含む）	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 雨水の浸入の有無を点検する。 (4) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (5) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態を点検する。 (6) 分岐回路毎に絶縁抵抗の測定をする。 (7) 接地抵抗の測定をする。 (8) 周辺部に操作等の障害となるものの放置の有無 を点検する。 (9) ソーラータイマー等の設定を確認する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 盤内外の清掃を行う。 (4) 障害物は移動又は撤去する。 (6) ソーラータイマー等の設定に異常があれば、再設定する。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 函体が脱落しているもの。 (3) 雨水の浸入が認められるもの。 (4) 鍵の変形、損傷しているもの。 (5) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (6) 導電部が過熱により著しく変色しているもの。 (7) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの。 (8) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (9) 絶縁抵抗値が規定値以下になる恐れのあるもの。 （測定時点で、電圧100Vの場合 0.3MΩ以下） (10) 接地抵抗値が規定値以上になる恐れのあるもの。 （測定時点で、第D種接地の場合 90Ω以上） (11) 周辺等の障害物が移動又は撤去できないもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (3) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (4) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。 (5) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。
		自動点滅器	(1) 欠損の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。		(1) 本体等の欠損が不点となる恐れのあるもの (2) 本体が脱落しているもの。	(1) 本体の欠損が認められるもの。

		鋼管ポール (時計を含む電気設備用)	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び建柱状態を点検する。 (2) 孔開きの有無を点検する。 (3) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (4) ボルト、ナットの緩み・変形の有無を点検する。 (5) 開口部の蓋の着脱の可否を点検する。 (6) ベースプレートの変形の有無を点検する。 (7) 外面、内面の 発錆の有無を点検する。 (8) ポール開口部の肉厚減少の有無を点検する。 (9) ハンマー等を用いたポール肉厚の減少の有無を点検する。 (10) ポール内面の水の有無を点検する。 (11) ポール番号札の有無を点検する。 (12) 根巻の有無を点検する。 (13) 鋼管ポール根元と基礎間のコーキングの有無を点検する。 (14) 開口部パッキンの劣化の有無を点検する。 (15) 開口部・柱脚部のクラックの有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 電線引出口の蓋が欠損し内部が露出している場合は、触れられないようにする。 (4) 著しい傾き、曲がり凹み、孔開き等により、倒壊の予想される場合は、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) 傾き、曲がり、凹みがあり、危険なもの。 (2) 孔開きのあるもの。 (3) 亀裂が半周以上に及んでいるもの。 (4) 電線引出口の蓋がなく、ケーブル等の配線が露出しているもの。 (5) 著しい腐食があるもの。 (6) 開口部の蓋が取れないもの。 (7) ベースプレートの変形が著しいもの。 (8) 発錆が著しいもの。 (9) 開口部の肉厚が減少しているもの 。 (10) ハンマー等の打撃でポール肉厚が減少したもの 。 (11) 鋼管ポール根元と基礎間のコーキングが劣化しているもの。 (12) パッキンが劣化しているもの。 (13) 開口部・柱脚部にクラックがあるもの。 (14) ポール内面に水がたまっている もの。 (15) ポール番号札のないもの。 (16) 電線引出口の蓋とポール間に隙間があるもの。 (17) 植栽等の設置場所において根巻のないもの (18) 鋼管ポール根元と基礎間にコーキングのないもの	(1) 傾き、曲がり、凹みが認められるもの。 (2) 亀裂の認められるもの。 (3) 腐食の認められるもの。 (4) ベースプレートの変形が認められるもの。 (5) 発錆が認められるもの。

別紙ホ　　安全点検の点検内容と判定基準　　電気　　NO. 5

点検項目		点検内容 判定基準 等	点検内容	応急措置等	判定 A 緊急修理又は処置を要するもの。	判定 B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
屋外電気設備	(8) 架空配線設備	電線、ケーブル 支持金物、メッセンジャーワイヤー 支持柱、装柱金物、支線	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 支持柱、メッセンジャーワイヤー、支線等の施設状態を点検する。	(1) 支線等が脱落し、通行に支障がある場合は、通行に支障がない場所に固定する。	(1) 電線、ケーブルの脱落が著しいもの。 (2) 支持金物、メッセンジャーワイヤー、装柱金物、支線が欠損又は腐食し脱落の恐れのあるもの。 (3) 支持柱が著しく傾柱し、倒柱の恐れのあるもの。	(1) 電線、ケーブルの脱落が認められるもの。 (2) 支持金物、メッセンジャーワイヤー、装柱金物、支線に欠損又は腐食が認められるもの。 (3) 支持柱に傾柱が認められるもの。
	(9) 地中配線設備	ハンドホール マンホール 地中配線	(1) 腐食、欠損等の有無、蓋の異常及び取付状態を点検する。 (2) 欠損等による通行上の障害の有無を点検する。 (3) 配線経路上の障害物の有無を点検する。 (4) ハンドボール、マンホールの内部の状態を点検する。 (5) 埋設標の有無を点検する。	(1) 通行上危険又は支障がある場合は、撤去又は防護を行う。	(1) ハンドホール、マンホールの蓋が欠損又は腐食し脱落の恐れのあるもの。 (2) ハンドホール、マンホールの蓋又は仕上げが欠損し通行に支障があるもの。 (3) ハンドホール、マンホール内に著しい滞留水があるもの。 (4) 配線経路上に、無断掘削又は構築物が認められるもの。	(1) ハンドホール、マンホールの蓋又は仕上げに欠損又は腐食が認められるもの。 (2) ハンドホール、マンホール内に滞留水が認められるもの。
太陽光発電設備	(10) 太陽光発電設備 (低圧20KW未満)	太陽電池アレイ 取付架台 接続箱 パワーコンディショナ 系統連携保護装置 表示パネル	(1) 腐食、欠損、変色、変形、損傷、ガラスの汚れ及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 雨水の浸入の有無を点検する。 (4) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (5) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態を点検する。 (6) 変換装置の電圧計が設置されている場合、計測する。 (7) パワーコンディショナーの異音、異臭、換気ロフィルタの目詰まりの有無を点検する。 (8) 接地線の損傷の有無を点検する。 (9) 運転状態を点検する。 (10) 発電の障害となるものの放置の有無を点検する。 (11) 系統連携保護装置が正常か点検する。 (12) 停電時に太陽光発電設備と商用電源の並列接続用開閉器が投入できないことを点検する。 (13) 復電時に、所要時間内に並列運転できることを点検する。 (14) 蓄電池の充電電圧を測定する。 (15) 蓄電池の電源電圧を測定する。 (16) 蓄電池の製造年月及び更新時期を確認する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 盤内外の清掃を行う。 (4) 障害物は移動又は撤去する。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 函体が脱落しているもの。 (3) 鍵の変形、損傷しているもの。 (4) 雨水の浸入が認められるもの。 (5) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (6) 過熱により導電部が変色しているもの。 (7) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの。 (8) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (9) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。 (10) 運転状態が異常なもの又は運転しないもの。 (11) 周辺等の障害物が移動又は撤去できないもの。 (12) 蓄電池の充電電圧及び電源が規定値以下になる恐れのあるもの。 (13) パワーコンディショナー等が異音、異臭するもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (3) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (4) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点 検 内 容	応急措置等	判 定　A 緊急修理又は処置を要するもの。	判 定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
段差解消機	(11) 段差解消機	テーブル 手すり ジャバラ 昇降部 電気部品 電気配線等 油圧シリンダー部 油圧ユニット部 油圧配管部 附帯設備	(1) 腐食、欠損、摩耗等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 昇降時に異音及び振動がないか点検点検する。 (3) 各スイッチ類の作動状態を点検する。 (4) 油漏れ及び油量を点検する。 (5) 上昇、下降速度を点検する。 (6) 配線の充電部の外気露出の有無を点検する。 (7) 絶縁抵抗の測定をする。 (8) 電源電圧を測定する。 (9) 蓄電池の充電電圧を測定する。 (10) 昇降機ピットの状態を点検する。 (11) 周辺部に操作又は車いすの通行等の障害となるものの放置の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 必要に応じて摺動部注油箇所に注油を行う。 (3) 速度が異常の場合は調整する。 (4) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (5) ピット内にゴミ等がある場合は、除去する。 (6) 障害物は移動又は撤去する。	(1) 作動しないもの又は使用上、安全上支障のあるもの。 (2) 油漏れがあるもの。油量が少ないもの。 (3) 速度調整ができないもの。 (4) 絶縁抵抗値が規定値以下になる恐れのあるもの。 （測定時点で、電圧100Vの場合 0.3MΩ以下） (5) 蓄電池の充電電圧が規定値以下になる恐れのあるもの。 (6) 周辺等の障害物が移動又は撤去できないもの。	(1) 腐食、欠損、摩耗等が認められるもの。
防犯カメラ設備	(12) 防犯カメラ設備	防犯カメラ 録画機器(付帯機器含む) モニター装置 (付帯機器含む) 機器収容箱	(1) 腐食、欠損、変色、変形、損傷、レンズカバー等の汚れ及び取付状態を点検する。 (2) 雨水の浸入の有無を点検する。 (3) 撮影範囲、画角等を点検する。 (4) 録画状態を点検する。 (5) 設定内容を点検する。 (6) 各操作部の動作及び表示灯類の点灯の有無を点検する。 (7) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (8) 表示プレートの有無を点検する。 (9) 撮影に障害となるものの有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) レンズカバー及び収容箱内外の清掃を行う。 (3) 映像に異常があれば調整する。 (4) 設定内容に異常があれば再設定する。 (5) 障害物は移動又は撤去する。	(1) 本体、レンズカバー等の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 雨水の浸入が認められるもの。 (3) レンズカバー等が脱落しているもの。 (4) レンズカバー等の欠損、変色が著しく撮影に支障をきたすもの。 (5) ケーブル類の腐食が著しいもの。 (6) 調整、設定ができないもの。 (7) 各操作部が正常に動作しないもの。 (8) 表示灯類が表示しないもの。 (9) 発熱、異音、異臭があるもの。 (10) 鍵の変形、損傷しているもの。 (11) 表示プレートの無いもの。 (12) 撮影に障害となるものが認められるもの。	(1) 本体、レンズカバー等が欠損又は腐食が認められるもの。 (2) レンズカバー等に亀裂が認められるもの。 (3) ケーブル類の腐食が認められるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点 検 内 容	応急措置等	判 定　A 緊急修理又は処置を要するもの。	判 定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
駐車場管制設備	(13) 駐車場管制設備	カーゲート （本体、主要部品、機種別部品、付属部品）	(1) 腐食、欠損等の有無、蓋の異常及び取付状態を点検する。 (2) 配線及び端子接続状態を点検する。 (3) 発熱、異常音、異常振動の有無を点検する。 (4) 供給電源電圧及び出力電圧を測定をする。 (5) リレー動作を点検する。 (6) 車両感知感度を点検する。 (7) 車両感知時の各機器との連動を点検する。 (8) 赤外線の受・発光状態及びモニタの点灯状態を点検する。 (9) チェーン及び遮断バーの位置を確認する。 (10) 各ベルト及び各ギヤ部等の状態を点検する。 (11) 開閉動作を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 接続部等に緩みがある場合は、締め直す。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 端子が発錆等により接続不良になる恐れのあるもの。 (3) 発熱、異常音、異常振動が認められるもの。 (4) 供給電源電圧及び出力電圧の測定値が規定値以下になる恐れのあるもの。 (5) リレーが正常に動作しないもの。 (6) 車両感知感度が標準値以下になる恐れのあるもの。 (7) 車両感知時の各機器との連動が正常に作動しないもの。 (8) 赤外線の受・発光器が正常に反応しないもの。 (9) チェーン及び遮断バーが正常位置に停止しないもの。 (10) 各ベルト及び各ギア部等が正常に作動しないもの。 (11) 開閉が正常に作動しないもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 端子が発錆等が認められるもの。
		ｶｰｹﾞｰﾄ用送受信機 （専用アンテナ、受信ボックス 、受信ユニット）	(1) 腐食、欠損等の有無、蓋の異常及び取付状態を点検する。 (2) 雨水の浸入の有無を点検する。 (3) 配線及び端子接続状態を点検する。 (4) 供給電源電圧及び出力電圧を測定をする。 (5) 送信機で受信状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 盤内外の清掃を行い、防水処理をする。 (3) 接続部等に緩みがある場合は、締め直す。	(1) アンテナ素子に折れ及び破損があるもの。 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 雨水の浸入が認められるもの。 (3) 端子が発錆等により接続不良になる恐れのあるもの。 (4) 供給電源電圧及び出力電圧の測定値が規定値以下になる恐れのあるもの。 (5) 規定距離で操作しテスト送信して開信号発報率が規定値以下のもの。	(1) アンテナ素子に曲がりがあるもの。 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 端子に発錆等が認められるもの。
		車路管制設備 （車体検知器、表示灯）	(1) 腐食、欠損等の有無、蓋の異常及び取付状態を点検する。 (2) 配線及び端子接続状態を点検する。 (3) 車両感知感度を点検する。 (4) 車両感知時の各機器との連動を点検する。 (5) 赤外線の受・発光状態を点検する。 (6) 表示灯の点灯状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 接続部等に緩みがある場合は、締め直す。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 端子が発錆等により接続不良になる恐れのあるもの。 (3) 感度が標準値以下になる恐れのあるもの (4) 車両感知時の各機器との連動が正常に作動しないもの。 (5) 赤外線の受・発光器が正常に反応しないもの。 (6) 本体、カバー等が脱落しているもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 端子に発錆等が認められるもの。
	(14) J型受信機	J型受信機	(1) シーケンサー（ﾒｲﾝCPU）の動作（通電、エラー、開信号発報）の確認を行う。 (2) 信号受信処理装置(ｻﾌﾞCPU)の動作（リレー出力動作、通信）の確認を行う。 (3) 性能試験（設定コード、送信機番号受信、抹消コード）の確認を行う。 (4) バッテリーの劣化の確認を行う。 (5) 受信ユニットの校正を行う。	(1) 設定時刻にズレがある場合は時刻修正を行う。	(1) シーケンサーが正常に動作しないもの (2) 信号受信処理装置が正常に動作しないもの。 (3) 機能が正常に動作しないもの。 (4) 内部バッテリーに故障が認められるもの。 (5) 受信感度値が規定値より低いもの。	(1) 内部バッテリーに劣化が認められるが故障ではないもの。 (2) 一時的に不具合が見られるがその後正常動作しているもの。

別紙へ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容		判定基準	
下水管	（1） 流水状況	イ．汚水の流水状況	0	流れはよい
			1	流れはあるがきわめてゆるい
			2	流れは停止又はそれに近い状態（押水状態）
	（2） コレステロール	イ．コレステロールの付着程度	0	流路表面積の10%未満
			1	流路表面積の10%以上30%未満
			2	流路表面積の30%以上
	（3） 土砂、汚物の堆積	イ．土砂、汚物の堆積の程度	0	流路表面積の10%未満
			1	流路表面積の10%以上30%未満
			2	流路表面積の30%以上
	（4） 樹根侵入	イ．樹根の侵入の程度	0	樹根は認められない
			1	流路表面積の30%未満
			2	流路表面積の30%以上
	（5） インバート逆段差、逆勾配	イ．インバートの逆段差、逆勾配による流水状況	0	逆段差、逆勾配は認められない
			1	逆段差は認められるが、流れは確保されている
			2	逆段差により障害が生じている
	（6） インバート破損	イ．インバートの劣化、破損の程度	0	認められない、又は軽微な変状
			1	桝上からの目視でクラック、欠損が認められる
			2	桝上から目視で著しい破損が認められれる
	（7） 管口の破損	イ．管口の破損の程度	0	認められない、又は微妙な変状
			1	桝上からの目視でクラック、欠損が認められる
			2	桝上からの目視で著しい破損が認められる
道路	（1） ポットホール	イ．ポットホールの幅、深さ ロ．ポットホールの有無	0	ポットホールは認められない
			1	幅D＜20cm又は深さh＜2cm
			2	D≧20cmかつh≧2cm
	（2） ひび割れ	イ．ひび割れの開き幅 ロ．ひび割れの範囲	0	ひび割れは認めれらない(ヘアクラック以下)
			1	線状ひび割れ（クラック幅5mm未満)又は亀甲状ひび割れの軽度なもの
			2	線状ひび割れ（クラック幅5mm以上)又は亀甲状ひび割れの重度なもの
	（3） 対構造物段差（補修跡段差）	イ．段差の有無	0	段差は認められない
			1	高低差h＜2cm
			2	h≧2cm
	（4） 表面劣化	イ．表面劣化の程度	0	表面劣化は認められない
			1	表面骨材の形状は判るが、アスファルト分により付着している
			2	アスファルト分がなく、表面が骨材でザラザラしている
	（5） 補修跡	イ．補修跡の大小 ロ．補修跡の多少 （補修跡の有無）	0	補修跡は認められない
			1	小さな補修跡が点在する（ある）
			2	大きな補修跡が点在する（ある）
	（6） 桝間の下がり	イ．街渠の下がりの有無 ロ．桝の飛び出しの有無	0	桝間の下がりは認められない
			1	桝間の下がりh＜2cm
			2	h≧2cm
	（7） 街渠・桝・縁石の破損	イ．ひび割れ、損傷の有無	0	ひび割れ、破損は認められない
			1	ひび割れ、隅欠けがみられる
			2	部材の大半が損なわれている
のり面・擁壁	のり面変状形態	変状形態	（1）変状なし	0	健全なのり面をいうが、以下の状況は特記事項に記入する ・局部的な植生生育不良、雑草繁茂 ・人為的な踏跡、小穴等 ・マンホール周辺の土砂流出（小規模） ・倒木の可能性の有無
			（2）クラック	5	幅、深さ、長さともわずかに生じている状態
				10	幅、深さ、長さのうちいずれか一つが著しく生じている状態 及び、幅、深さ、長さも著しく生じている状態
			（3）ハラミ、盤ぶくれ	5	（ハラミ）ハラミを生じているが、わずかな状態
					（盤ぶくれ）盤ぶくれを生じているが、わずかな状態
				10	（ハラミ）のり尻にハラミを生じている状態
					（盤ぶくれ）のり尻、平地に盤ぶくれを生じている状態

別紙へ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容		判定基準	
のり面・擁壁			（4） 小崩壊・滑落	5	（小崩壊）小崩壊を生じているが、わずかな状態
					（滑落）滑落を生じているが、わずかな状態
				10	（小崩壊）のり面中央等で崩壊、陥没、土砂流出を生じている状態
					（滑落）表層部が大きく滑り落ち、のり面が裸地状になっている状態
			（5） オーバーハング	5	オーバーハングが1m以下の場合
				10	のり面の土砂流出がはげしく、上部土砂との開きが1m以上の状態
			（6） ガリー侵食	5	表面水による侵食の幅が狭く、深さも浅くのり面の部分的にある状態
				10	表面水による侵食の幅が広く、深さも深く、のり面全体に及んでいる状態
			（7） 表面保護工の変状	5	枠内土砂流出、中詰材流出等があるが、保護工の変状までは至っていない状態
				10	枠内土砂流出、中詰材流出があり、保護工の変状（浮上がり等）が生じている状態
	擁壁変状形態	（1）変状形態の程度	変状なし	0	健全な擁壁のことをいうが、以下のような状態は特記事項に記入する ・合端目地材の部分的な剥離 ・伸縮目地材の老朽化
			変状（小）	5	各変状形態の「あり」が1個のみ反応した場合 （例） ・水平変位 ・不同沈下 ・伸縮目地部の開き ・局部的なクラック ・ズレ ・欠損等
			変状（中）	10	各変状形態の「あり」が2個反応した場合 （例） ・水平変位と不同沈下 ・水平変位と縦クラック ・不同沈下と縦クラック ・複数の縦クラック（水平クラックは注意が必要）
			変状（大）	20	各変状形態の「あり」が3個反応した場合。但し、変状が著しい場合は個数にかかわらず変状（大）とする （例） ・ハラミ、傾斜を伴ったクラック ・伸縮目地間（20m）におよぶ水平クラック ・複数の水平クラック
	擁壁変状形態	（2） 水平変位		―	・天端部からの見通しで点検する ・伸縮目地部に生じている場合が多い ・相対的な変位量を測定しておく
		（3） ハラミ		―	・基礎部からの見通しで点検する ・目地ラインの変形、勾配変化から判別 ・勾配変化を測定しておく（上部と下部）
		（4） 傾斜		―	・コンクリート系擁壁に見られる ・伸縮目地部に生じている場合が多い ・天端部の離れを測定しておく
		（5） 不同沈下		―	・天端部からの見通しで点検する ・天端部のクラック、段差量を測定しておく
		（6） 伸縮目地開き		―	・目地板（スギ板：9mm）以上の開きの有無を点検する ・不同沈下を伴う場合が多い
		（7） クラック（水平）		―	・位置、幅、範囲を測定する ・局部的か、全体に及んでいるか点検する ・水平クラックの場合、1スパン（約20m）以上か点検する
		（8） クラック（縦、斜）		―	・縦クラックの場合、天端まで達しているか点検する ・目地沿いのクラックか、ブロック圧裂クラックか点検する ・単一か、複数に生じているか点検する ・補修跡の再クラックか、新規クラックか点検する
		（9） ズレ・欠損・飛出し		―	・ズレはブロック積の上一段に生じている場合が多い ・局部的な飛出し等は落下の有無を点検する

別紙へ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容		判定基準	
のり面・擁壁	機能障害	排水施設変状形態（のり面）	（1）異常なし	0	以下の場合は特記事項に記入する ・のり尻排水溝の詰まり、土砂堆積等 ・空かん、ゴミなどの一時的な堆積 ・排水溝周辺の雑草繁茂
			（2）機能障害あり	5	通水機能はあるが何らかの障害がある状態
				10	通水機能が阻害又は、ほとんど機能を果たしていない状態
		排水施設変状形態（擁壁）	（3）異常なし	0	以下の場合は特記事項に記入する ・のり尻排水溝の詰まり、土砂堆積等 ・空かん、ゴミなどの一時的な堆積 ・排水溝周辺の雑草繁茂
			（4）機能障害A	2	天端排水溝に軽微なズレ、欠損がある状態。天端背面、舗装面等に軽微なクラック、陥没等がある状態(状況を特記に記入する)
				10	天端排水溝に著しいズレ、欠損がある状態。天端背面、舗装面等に著しいクラック、陥没等がある状態(状況を特記に記入する)
			（5）機能障害B	2	水抜孔の軽微な詰まり、破損がある状態 クラック、目地等から軽微な湧水がある状態 （状況を特記に記入する）
				10	水抜孔の著しい詰まり、破損がある状態 クラック、目地等から著しい湧水がある状態 （状況を特記に記入する）
	竣工後年数			―	自然石の擁壁の場合には、評価点は0点とする。
	擁壁劣化形態（ブロック積み擁壁）	A.目視によるブロックの劣化形態（記録のみ）	1．表面のザラツキ	―	「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル　R4.4　国土交通省」参照 （障害A：表面の摩耗（ざらざら）、障害B：表面の摩耗に加え合わせ目の破損、障害C:表面の剥離・欠損・抜け石）
			2．.白色生成物	―	「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル　R4.4　国土交通省」参照 （障害A：一部から白色生成物、障害B：数か所から白色生成物、障害C:全体から白色生成物）
			3．ブロック自体のひび割れ	―	ブロック自体にひび割れが生じている
			4．ブロック自体の欠け	―	ブロック自体の角部などが欠けている
			5．ブロック自体の剥離	―	ブロック表面が部分的または全体的に浮いて段差が発生し、剥落しそうである
			6．.ブロック自体の剥落	―	ブロック表面が部分的または全体的に剥落している
			7．ブロック間の目地材の脱落	―	ブロック間の目地材（モルタル）が取れている
			8．ブロック間の目地の開き	―	ブロック間の目地が開いている
		B.劣化要因（劣化に対する影響度）	1．擁壁天端に樹木あり		
			・ブロックの劣化に影響していない/劣化していない	0	擁壁天端に樹木がある
			・ブロックの劣化に影響している可能性がある	2	擁壁天端に樹木が生い茂り、付近のブロックにひび割れなどの劣化が生じている
			・ブロックの劣化に明らかに影響している	5	擁壁天端に樹木が生い茂り、付近のブロックに縦又は斜めの長いひび割れなどの劣化が生じている
			2．目地部に植生あり		
			・ブロックの劣化に影響していない/劣化していない	0	目地部に植物が生えている
			・ブロックの劣化に影響している可能性がある	2	目地部に植物が生い茂り、周囲のブロックにひび割れの劣化が生じている
			・ブロックの劣化に明らかに影響している	5	目地部に植物が生い茂り、周囲のブロックにひび割れや欠けなどの劣化が生じている
			3．.隅角部である		
			・ブロックの劣化に影響していない/劣化していない	0	擁壁に隅角部がある
			・ブロックの劣化に影響している可能性がある	2	擁壁に隅角部があり、近くにひび割れなどの劣化が生じている
			・ブロックの劣化に明らかに影響している	5	擁壁に隅角部があり、近くにひび割れや欠けなどの劣化が生じている
		C.劣化発生箇所（記録のみ） （ 一般部・天端部・隅角部・端部 ）		―	擁壁のどの位置に劣化が生じているか、劣化の発生箇所を記録する
		D.補修箇所の再劣化（記録のみ） （ 有 ・ 無 ）		―	補修したブロックが再び劣化しているか、再劣化の有無を記録する

別紙へ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容	判定基準	
遊戯施設（金属製）	（1） 金属腐食	イ. 腐食の範囲 ロ. 腐食の程度	0	腐食は認められない
			1	軽微な腐食、錆、メッキ被服の損傷がある
			2	腐食範囲が広く、錆が浮き出たり、剥離がある
	（2） 変状	イ. 曲がり ロ. 亀裂	0	変状は認められない
			1	軽微な曲がり、窪みがある
			2	大きな曲がりがあるか、亀裂がある
	（3） ボルト・ナット	イ. ゆるみ ロ. 腐食等による劣化	0	ゆるみがない
			1	ゆるみがあるが締め直せる
			2	ゆるみがあり、締め直しができない、又は腐食等で動かない
	（4） 全体の固定具合	イ. 全体の固定具合	0	がたつき、ぐらつきがない
			1	揺すると軽微な振動、がたつきがある
			2	揺すると、がたつき、ぐらつきがある
遊戯施設（コンクート・木・FRP等）	（1） 鉄筋露出	イ. 鉄筋の状態	0	露出は認められない
			1	軽微な露出が1，2箇所ある
			2	著しい露出（露出箇所が3箇所又は1／3以上の露出等）がある
	（2） 人造石研出し等	イ. 人造石研出し、モルタル部分の亀裂、浮き、ポットホール	0	亀裂、浮き、ポットホールは認められない
			1	亀裂、浮き、ポットホールが全体の15%未満ある
			2	亀裂、浮き、ポットホールが全体の15%以上ある
	（3） 木部腐食	イ. 腐食の程度 ロ. 割れ、欠け等損耗	0	腐食、ささくれ、割れは認められない
			1	表面に艶がなく、ささくれ、浅い割れがある
			2	表面に艶がなく、ささくれ、深い割れ、角部に欠け等がある
	（4） プラスチック・FRP等の劣化	イ. プラスチック、FRP等の劣化	0	劣化は認められない
			1	表面に小さな傷やピンホールがあり、褪色している
			2	表面に傷が多く、ざらつきや割れがあり、褪色している
	（5） 金属腐食	イ. 腐食の範囲 ロ. 腐食の程度	0	腐食は認められない
			1	軽微な腐食、錆、メッキ被服の損傷がある
			2	腐食範囲が広く、錆が浮き出たり、剥離がある
	（6） 変状	イ. 曲がり ロ. 亀裂	0	変状は認められない
			1	軽微な曲がり、窪みがある
			2	大きな曲がりがあるか、亀裂がある
	（7） ボルト・ナット	イ. ゆるみ ロ. 腐食等による劣化	0	ゆるみがない
			1	ゆるみがあるが締め直せる
			2	ゆるみがあり、締め直しができない、又は腐食等で動かない
	（8） 全体の固定具合	イ. 遊具全体の固定具合	0	がたつき、ぐらつきがない
			1	揺すると軽微な振動、がたつきがある
			2	揺すると、がたつき、ぐらつきがある

別紙へ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容	判定基準	
通路（コンクリート）	（1） ひび割れ	イ．ひび割れの開き幅 ロ．ひび割れの範囲	0	ひび割れは認めれらない
			1	クラックは連結している。又は、クラック幅が3mm未満
			2	格子状クラックが連結している。又はクラック幅が3mm以上
	（2） 表面劣化	イ．表面劣化の程度	0	表面劣化は認められない
			1	表面骨材の形状は判るが、セメント分により付着している
			2	セメント分がなく、表面が骨材でザラザラしている
	（3） 破損	イ．破損の幅、深さ ロ．破損の有無	0	破損は認められない
			1	幅D＜20cm又は深さh＜2cm
			2	D≧20cmかつh≧2cm
	（4） 補修跡	イ．補修跡の大小 ロ．補修跡の多少 （補修跡の有無）	0	補修跡は認められない
			1	小さな補修跡が点在する（ある）
			2	大きな補修跡が点在する（ある）
通路（コンクリート以外）	（1） 不陸	イ．不陸の程度	0	不陸は認められない
			1	版を連ねる線がほぼ直線である（小さな不陸）
			2	版を連ねる線が波形をしている（大きな不陸）
	（2） 表面劣化	イ．表面劣化の程度	0	表面劣化は認められない
			1	骨材の形状は判るが、アスファルト分等により付着している
			2	アスファルト分等が少なく表面が骨材でザラザラしている
	（3） 破損	イ．破損の部分、程度 ロ．破損の有無	0	破損は認められない
			1	幅D＜20cm又は深さh＜2cm
			2	D≧20cmかつh≧2cm
	（4） 補修跡	イ．補修跡の大小 ロ．補修跡の多少 （補修跡の有無）	0	補修跡は認められない
			1	小さな補修跡が点在する（ある）
			2	大きな補修跡が点在する（ある）
外柵（金網柵）	（1） 変状・破れ	イ．金網の変状、破れの有無	0	変形、破れは認められない
			1	網がゆるんだり、破れたりしている
			2	網の変形が著しいか、大きく破れている
	（2） 網端の固定不良	イ．縦・横鋼線の切断、外れの有無	0	固定不良は認められない
			1	一辺が切断、又は外れている
			2	二辺以上が切断、又は外れている
	（3） 腐食	イ．支柱・胴縁、取付金具の腐食の有無	0	腐食等は認められない
			1	錆の発生、又は軽微な腐食が見られる
			2	腐食による断面欠損率30%以上、又は孔食がある
	（4） 変形	イ．支柱、胴縁の曲がり、折れの有無 ロ．支柱、胴縁の取付不良の有無	0	変形は認められない
			1	軽微な変形がある
			2	著しい変形や部材の折断がある
外柵（パイプ柵）	（1） 立子の腐食	イ．立子腐食の範囲 ロ．立子腐食の程度	0	腐食があるが範囲が少ない
			1	腐食範囲が広いか、メッキ被覆に損傷がある
			2	腐食範囲が広く、錆が浮き出たり、はく離がある
	（2） 立子の変形・外れ	イ．立子の変形、外れの有無	0	変形、外れは認められない
			1	立子の変形、外れがある
			2	立子の変形が著しく、立子の外れが数多くある
	（3） 支柱・フレームの腐食	イ．支柱、フレームの腐食の範囲 ロ．支柱、フレームの腐食の程度	0	腐食があるが範囲が少ない
			1	腐食範囲が広いか、メッキ被覆に損傷がある
			2	腐食範囲が広く、錆が浮き出たり、はく離がある
	（4） 支柱・フレームの変形	イ．支柱、フレームの曲がり、折の有無 ロ．支柱、フレームの取付不良の有無	0	変形は認められない
			1	軽微な変形がある
			2	著しい変形や部材の折断がある

別紙へ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容	判定基準	
雨水浸透施設	（1）　桝内部状況	イ．劣化損耗に関するもの	0	良好
			1	桝内に亀裂が入っていたり、砕石の一部が欠損していたり、接続間の一部が破損しているもの。機能に影響は与えないが、適切に施工されていないもの
			2	桝や接続管が破損していて漏水するもの、砕石の相当量が欠損しているもの。施工が不適切で、機能に影響をおよぼすもの
	（2）　桝内湛水状況	イ．湛水の有無	0	湛水していない
			1	全面に湛水はしないが、一部が湛水し、湛水していない部分にも十分に湿り気がある
			2	桝内全面が湛水している
	（3）　土砂堆積厚測定	イ．桝内の土砂測定深測定 ロ．桝深及び泥溜深の確認	―	浸透桝及び浸透人孔の桝天端か土砂表面までの距離（測定深）を測定し、土砂堆積厚を求める。 ・土砂堆積圧＝桝深－測定深 ・余裕高＝泥溜深－土砂堆積厚
	（4）　管閉塞率測定	イ．管口閉塞率の判定 ロ．管径の確認	―	浸透トレンチ管の管閉塞率は、管内の土砂堆積厚(閉塞厚)と管径との割合とし、上流の管口における閉塞率と下流の管口の閉塞率との平均を管閉塞率とする。 ・管閉塞率(%)＝（上流管口管閉塞率(%)＋下流管口管閉塞率(%)）／2
樹体	①対象樹木の枯損および樹勢衰退状況	イ．樹冠部の枝葉の枯れや樹形損壊状態	0	樹冠部の枝葉の枯れや樹形の損壊はほとんど見られない
			1	2/3未満の樹冠部の枝葉に枯れが目立ち、樹形にも異常が見られる 幹の太さ、または枝葉の密度が同種の他樹木に比べて1/3～2/3
			2	樹冠部の2/3以上の枝葉が枯れ、樹形が著しく損壊している 幹の太さ、又は枝葉密度が同種の他樹木に比べて1/3未満しかない
	②倒伏、幹折れ、落枝等の危険の有無	イ．幹や大枝の状態	0	幹や大枝に損傷や開口空洞、腐朽は見られない
			1	幹や大枝に損傷や開口空洞、腐朽が見られる
			2	幹や大枝に著しい損傷や開口空洞、腐朽、キノコが見られる
		ロ．根元の状態	0	根元および根に損傷や開口空洞、腐朽は見られない
			1	根元、枝、大枝に損傷や開口空洞、腐朽が見られる
			2	根元および根に著しい損傷や開口空洞、腐朽、キノコが見られる
		ハ．幹の傾斜および揺らぎ	0	根元からの不自然な傾斜はない
			1	根元から不自然な傾斜はあるが、揺らぎはない 不自然な傾斜は無いが、揺らぎがある
			2	根元から不自然に傾斜し、強く押すと根元から揺れる
		二．修繕状況（支柱の設置や剪定）	0	修繕による措置は講じられていない
			1	支柱はないが、枝おろし等の措置講じられている
			2	支柱の設置や枝おろし等の措置が講じられている
	③他樹木との競合・樹冠部の鬱閉状況及び施設からの被圧状況	イ．他樹木との競合・樹冠部の鬱閉状況	0	樹冠の重なりは見られない
			1	2ほどではないが、競合する樹木や樹冠の重なりが見られる （1/2未満の樹冠の重なり）
			2	他樹木との競合、または樹冠部が著しく鬱閉（1/2以上の重なり）している
		ロ．施設からの被圧状況	0	施設や建物からの被圧は見られない
			1	2ほどではないが、施設や建物からの被圧が見られる
			2	競合する施設や建物からの著しく被圧され衰退している 施設や建物に枝葉が接触している

別紙へ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容	判定基準	
	④植栽樹木による住環境に及ぼす各種障害の状況 a,近接住戸の日照・通風の妨げ b,架線への枝葉の接触 c,外灯照明の妨げ	イ. 障害の有無と状況	0	特に目立った障害はなく、強剪定もされていない
			1	2ほどではないが障害となっている
			2	住環境性能に係る著しい障害が見られる
				障害対策として強剪定が施されている
	⑤土壌および植込み、植桝の劣化状況	イ. 根元周りの土壌の劣化状況	0	土壌の固結化や表土の流出は見られない
			1	土壌の固結化が見られる
				表土の流出はあるが、根の著しい露出はない
			2	土壌の固結化が広範囲見られる
				表土が流出し、根が著しく露出している
		ロ. 植桝や植え込みの状態	0	根上がりや巻き根が見られない
			1	根上がりや巻き根が見られる
			2	樹木に根上がりや巻き根による周辺構造物への影響が見られる
並木	並木の植栽間隔	イ. 樹体点検対象木の植栽間隔	0	樹木の植栽間隔は適切である（樹間ℓ≒樹高H）
			1	植栽間隔が狭い樹木が50%以上ある（樹間ℓ＜樹高1/2H） 植栽間隔が狭い樹木が50%以上ある（樹間ℓ＞樹高2H）
			2	植栽間隔が狭い樹木が50%以上ある（樹間ℓ＜樹高1/2H） 植栽間隔が狭い樹木が50%以上ある（樹間ℓ＞樹高2H）
	樹体点検対象木における経常修繕の実施状況	イ. 樹体点検対象木の伐採（間引き）本数（切り株）	0	伐採（間引き）は見られない
			1	樹体点検対象木の伐採（間引き）痕が全体の10～30%ある
			2	樹体点検対象木の伐採（間引き）痕が全体の30%以上ある
		ロ. 樹体点検対象木の植え替え本数	0	植え替えは見られない
			1	樹体点検対象木の10～30%が植え替えられている
			2	,樹体点検対象木のの30%以上が植え替えられている
		ハ. 樹体点検対象木の倒伏対策支柱の設置本数	0	支柱は設けられていない
			1	樹体点検対象木の10～30%に倒伏対策の支柱が設けられている
			2	樹体点検対象木のの30%以上に倒伏対策の支柱が設けられている
		ニ. 樹体点検対象木の強剪定本数	0	強剪定等の修繕跡は見られない
			1	樹体点検対象木の10～30%に強剪定が施されている
			2	樹体点検対象木の30%以上に強剪定が施されている
	樹体点検対象木以外の植栽樹木の生育状況	イ. 樹体点検対象木以外の植栽密度	0	競合する樹木は無い、または樹体点検対象木以外に高木植栽はない
			1	一部植栽間隔の狭い箇所が見られるが、鬱閉するほどではない
			2	全体に植栽間隔が著しく狭く、鬱閉状態である
		ロ. 樹体点検対象木以外の樹木の衰退度	0	生育不良樹木はほとんど見られない
			1	生育不良樹木は見られるが、全体の1/3未満である
			2	生育不良樹木が多く（1/3以上）、著しく衰退が進行している

別添様式1

安 全 点 検 票 （建築）

※点検項目　①外壁・外壁以外同時実施　②外壁点検のみ　③外壁以外点検のみ

団地名	点検号棟	人工地盤がある場合：1	支社名	ｾﾝﾀｰ名	点検年月日
	丁目　街区　号棟 (備考)		支社	ｾﾝﾀｰ	自
(コード)	(コード)		(コード)	(コード)	至

管理開始年度	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	階数	戸数	資格名・点検者氏名（主たる点検結果の判定者）	点検項目(※)
年度				階建	戸		

点検項目	判定 A-1	判定 A-2	判定 B	内容説明	面	判断箇所	箇所数	数量	応急措置有無	添付資料 写真NO	添付資料 図面NO	(緊急処理用) 補修伝票NO / 送付年月日	[住宅管理センター記載欄] 発注NO / 発注年月日	備考
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	

安全点検実施(直近)：　　計画点検(建物診断)実施(直近)：　　壁改修年度(直近)：　　屋根防水工事：

(所見欄)

(外壁等点検部位)
- ☐ A　外壁
- ☐ B　窓廻り外壁
- ☐ C　大庇鼻先・上裏
- ☐ D　バルコニー壁
- ☐ E　バルコニー鼻先・上裏
- ☐ F　ｺﾝｸﾘｰﾄ手摺り壁・笠木
- ☐ G　階段室壁・上裏
- ☐ H　共用廊下壁・上裏
- ☐ I　小庇・窓台
- ☐ J　基礎
- ☐ K　ＥＸＰ・Ｊ部
- ☐ L　パラペット
- ☐ M　ＰＣ目地
- ☐ N　塔屋
- ☐ Z　その他

(外壁以外の点検部位)
- ☐ ア　階段室壁・上裏
- ☐ イ　共用廊下壁・上裏
- ☐ ウ　階段室床
- ☐ エ　共用廊下床
- ☐ オ　建具
- ☐ カ　防火戸
- ☐ キ　防火シャッター
- ☐ ク　排煙窓
- ☐ ケ　金属製手摺り・パネル
- ☐ コ　雨樋
- ☐ サ　枡・人孔
- ☐ シ　U字溝・側溝
- ☐ ス　付属金物
- ☐ セ　ＥＸＰ・Ｊ
- ☐ ソ　落下防止庇
- ☐ タ　ｸｰﾗｰ用室外機置場
- ☐ チ　高置水槽
- ☐ ツ　自転車置場等
- ☐ テ　看板・広告塔
- ☐ ト　機械式駐車場
- ☐ ナ　区画線・路面標示
- ☐ ニ　自走式立体駐車場主要構造部
- ☐ ヌ　車路・車室（壁・天井を含む）
- ☐ ネ　屋根（押えコンクリート）
- ☐ ノ　屋根（露出アスファルト防水）
- ☐ ハ　屋根（塗膜防水）
- ☐ ヒ　屋根（断熱コンクリートブロック）
- ☐ フ　屋根（断熱アスファルト成形板）
- ☐ ヘ　屋根傾斜屋根（ｺﾛﾆｱﾙ、瓦葺き）
- ☐ ホ　屋根（その他）
- ☐ マ　塗装（外回り鉄部・建具）
- ☐ ミ　塗装（屋外工作物）
- ☐ ム　集合郵便受箱
- ☐ メ　ｲﾝﾀｰﾎﾝｵｰﾄﾛｯｸ設備
- ☐ ン　その他

(劣化種別等)
①剥落　②白華現象　③水漏れ　④ひび割れ　⑤鉄筋露出　⑥錆の流出　⑦浮き（ふくれ）
⑧塗膜剥れ・ふくれ　⑨溜水・水勾配不良　⑩腐食・変形・破損　⑪欠損　⑫緩み・はずれ　⑬開閉不良　⑭落書き　⑮その他

① 当該住棟に無い項目は取消し線で削除する
② 点検を実施した項目にチェックを記入する

判定A-1・A-2・Bの場合は写真を添付する
ただし、同様の劣化状況が複数ある場合、代表写真と箇所数を表記した図面の添付を可とする

別添様式2-1　**安全点検・点検票（土木・造園）**

土木 造園	団地名	団地 ﾌﾞﾛｯｸ	点検場所		形式	高層	中層	低層	計	点検年月日	
					戸数					点検者氏名	

点検項目No.		判定 A	判定 B	異常箇所	状況補足	応急措置有無	添付資料No. 写真	添付資料No. 図面	（緊急処理等）補修伝票No. 送付年月日	〔センター記載欄〕発注No. 発注年月日	備考
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	

	各部に異常が認められない。			

点検項目

(1)排水施設
①桝、人孔
②U字溝
③敷地排水
④水路等

(2)道路
（駐車場上部構造、駐車場下部構造、暫定平面化駐車場を含む。）
①舗装
②鉄板（車室部）
③街渠、縁石
④桝、桝蓋
⑤ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、車止め
⑥標識、標示板、区画線
⑦駐車場上部構造
（S造・RC造壁面）
⑧駐車場下部構造
（鉄骨、鉄板）
⑨駐車場下部構造
（コンクリート壁面、
支柱、排水溝）
⑩暫定平面化
駐車場構造
（駐車場下部空間ありﾀｲﾌﾟ）

(3)法面・擁壁
①植栽保護
②ｺﾝｸﾘｰﾄ枠等
③自然斜面
④擁壁

(4)遊戯施設
①砂場
②すべり台
③ブランコ
④シーソー
⑤鉄棒、ﾗﾀﾞｰ、
ｼﾞｬﾝｸﾞﾙｼﾞﾑ
雲梯、
はん登棒、
ﾊﾞｽｹｯﾄｻｰｸﾙ
⑥ﾁｪｰﾝｼﾞｬﾝｸﾞﾙ・
ﾈｯﾄｼﾞｬﾝｸﾞﾙ
⑦ｸﾞﾛｰﾌﾞｼﾞｬﾝｸﾞﾙ
⑧ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ遊具
⑨ｺﾝｸﾘｰﾄ遊具
⑩複合遊具
⑪ﾛｰﾌﾟｳｪｲ
⑫徒渉池
⑬その他の遊戯施設
⑭健康器具系施設

(5)休息施設
①ｽﾂｰﾙ、ﾍﾞﾝﾁ
②あずまや、ﾊﾟｰｺﾞﾗ
ｼｪﾙﾀｰ、ゲート
③吸殻入れ、
屑入れ
④水飲み

(6)通路
①通路舗装、
広場舗装
②屋外階段
③案内板、掲示板
立札等
④粗大ｺﾞﾐ置場、
ゴミ置場
⑤人止柵
⑥モニュメント
⑦樹木
⑧樹木支柱、植樹桝

(7)囲障
①ﾒｯｼｭ・ｴｷｽﾊﾟﾝﾄﾞ
ﾌｪﾝｽ、金網柵、
排ガス防止板
②パイプ柵
③空洞ﾌﾞﾛｯｸ
ｳｫｰﾙ、組立式
ｺﾝｸﾘｰﾄ塀

(8)調整池
①流出入口
②堤体
③池内
(9)橋梁
(10)ｻｸﾗ大径木
(11)その他

異状箇所

（記入例）
・1号棟妻側PL
・2号棟北側ｱﾌﾟﾛｰﾁ
・3号棟北西の汚水本管
・団地東端の民家境界付近

なお、別途に当該箇所を明示した図面（フリーハンド可）及び写真を添付する。

※対象箇所が容易に特定できるようにする。

状況補足

（記入例）
・木部腐食によるささくれ
・破損による鋭利な切りロ
・ゴミ詰まりによる漏水
・外数量記載

※駐車場点検範囲（専用道路含む）に該当する場合は、状況補足欄に「駐車場」と記入する。

別添様式2-2(1)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(砂場)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
砂場							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
遊具周り	イ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
	ハ. 犬、猫防止ネットの破損状況	目視	A ・ B ・ 良		
本体	ニ. エプロン(砂場枠)の破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 砂への異物(ガラス破片等)の混入状況	目視・触診	A ・ 良		
	ヘ. 砂の量の適否	目視	A ・ 良		
	ト. 水はけの状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		

判定基準は仕様書による。
判定A・Bの場合は写真を添付する。

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した ☐	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	☐	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有　☐

別添様式2-2(2)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(すべり台)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
すべり台							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ・傾きの状況、高温化の状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱、登行部(階段)、滑走面、手すり等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ヘ. ローラーの破損、変形状況 回転不良、異常音等の状況	目視・触診	A ・ 良		
	ト. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	チ. 滑り降り部と着地地盤面との段差	目視	A ・ B ・ 良		
	リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・ ※ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有　□

別添様式2-2(3)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(ブランコ)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
ブランコ							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱、梁、柵等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ヘ. 吊り金具、ダルマ金具の腐食、磨耗、破損変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	ト. ベアリングの回転具合の良否	触診	A ・ B ・ 良		
	チ. 吊り部材の腐食、磨耗、破損、ねじれ、変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	リ. 吊り部材と座板の固定状況	触診	A ・ 良		
	ヌ. 座板の腐食、破損の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ル. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ヲ. 座板と地盤面の間隔の適否(判定A＝一方向ブランコ:350～500mm、幼児用:300～400mmの各範囲外、全方向ブランコ:400mm未満)	計測	A ・ 良		
	ワ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	カ. 着地面の保護材の損耗状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ヨ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有　□

別添様式2-2(4)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(シーソー)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
シーソー							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 軸受支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 腕部(本体)の腐食、破損、ぐらつき(横揺れ)状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト. 支点部の動作具合の良否	目視・触診	A ・ 良		
	チ. 支点部の磨耗、腐食、破損状況	目視・触診	A ・ 良		
	リ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
	ヌ. ハンドル、つり鎖の破損、変形、固定状況	目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ル. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヲ. 接地部の陥没状況、タイヤの破損状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ワ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・ ※ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		

備考欄

再調査の必要性有　□

別添様式2-2(5)

安全点検・点検票〔遊戯施設（鉄棒、ジャングルジム、ラダー、雲梯、はん登棒、バスケットサークル等）〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
鉄棒、ジャングルジム、ラダー、雲梯、はん登棒、バスケットサークル等							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ．本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ．支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ．握り棒、横架材等の腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ．継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト．ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無（※）	打診目視・触診	A ・ 良		
	チ．バスケットボールサークルの網の欠損状況	目視	A ・ B ・ 良		
基礎・地盤面	リ．地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ．基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」：緩みが有る場合、「とっき」：突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」：いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり（判定A）とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A（φ230）が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材：
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有　□

別添様式2-2(6)

安全点検・点検票 〔遊戯施設(チェーンネットジャングル、ネットジャングル)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
チェーンネットジャングル、ネットジャングル							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ヘ. チェーン、ネット、ロープ等の固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ト. チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	チ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・ ※ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有 □

別添様式2-2(7)

安全点検・点検票〔遊戯施設(グローブジャングル)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
グローブジャングル							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 回転部の床、縦部材、横部材等の腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 回転部の回転具合の良否、ぐらつき(横揺)状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ト. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	チ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・ ※ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した ☐	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	☐	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有 ☐

別添様式2-2(8)

安全点検・点検票 〔遊戯施設(ロッキング遊具・スプリング遊具)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
ロッキング遊具・スプリング遊具							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
上物・台座部	ニ. 上物、台座のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 取っ手(ハンドル)の固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト. スプリング遊具のスプリングの腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ 良		
	チ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	リ. 基礎部のぐらつき状況	目視・触診	A ・ 良		
	ヌ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ル. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有 □

別添様式2-2(9)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(コンクリート遊具)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
コンクリート遊具							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材(本体)	ニ. 本体(人研部等)の破損、クラックの状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. コンクリート面への苔の付着状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ト. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	チ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・ ※ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有　□

別添様式2-2(10)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(複合遊具)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
複合遊具							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱、梁、床、登行部(階段等)、滑走面等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 握り棒、横架材等の腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト. ブランコの吊り金具、ダルマ金具等の腐食、磨耗、破損、変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	チ. ベアリングの回転具合の良否	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	リ. 吊り部材の腐食、磨耗、破損、ねじれ変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	ヌ. ブランコ座板等の腐食、破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ル. 吊り部材と座板の固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヲ. チェーン、ネット、ロープ等の固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ワ. チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	カ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ヨ. 滑り台着地部の着地面との段差	目視	A ・ 良		
	タ. ブランコ座板と地盤面との間隔の良否	計測	A ・ 良		
	レ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ソ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ツ. 着地面の保護材の損耗状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
　また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
　「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有　□

別添様式2-2(11)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(ロープウェイ)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
ロープウェイ							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱、梁、はしご、踊り場等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ヘ. ケーブル、ロープ等の固定、磨耗、断線破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ト. 滑車部の腐食、磨耗、破損、回転不良等の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	チ. 握り部の腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	リ. 緩衝装置の損耗、腐食状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヌ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ル. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヲ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・ ※ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有　□

別添様式2-2(12)

安全点検・点検票〔遊戯施設(徒渉池)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
徒渉池							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
本　体 (池底面、 側壁等躯体)	イ. 徒渉池全体の※安全上の支障に係る変状(クラック、破損・欠損、浮き、隆起、沈下、段差、めくれ、小穴、目地開き、突起物、石、枝、ガラス片等)の有無、床部滑り具合。	目視・触診	A ・ B ・ 良		
周辺施設 (足洗い場、シャワー・洗眼・飲用水エリア、舗装、囲障・門扉、鍵、制札版、階段、滑走台、外周柵立上り部、モニュメント等を含む)	ロ. ※安全上の支障に係る変状(クラック、破損・欠損、浮き、隆起、沈下、段差、めくれ、小穴、目地開き、突起物、石、枝、ガラス片等)の有無、床部滑り具合。	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ハ. シャワー・洗眼器具、囲障等施設の欠損、破損、ぐらつき、変形、腐食、塗装等の状況	目視・触診・打診	A ・ B ・ 良		
	ニ. (囲障・門扉)金網や胴縁下空間、格子やフレーム下空間における危険な開口の有無。門扉の破損・ぐらつき、開閉状況、鍵の破損・欠損・塗装等の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 制札版の有無、破損、変形、ぐらつき、塗装等の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	リ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A　・　良		
給排水施設等 (側溝を含む)	ヌ. 集水桝、散水栓、止水栓、排水目皿、グレーチング等の蓋の異常、変形、がたつき、外れ、破損、詰まり等の有無。	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ル. 蓋の紛失の有無、蓋の固定状況(排水桝蓋の鎖2ヶ所止め等)	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヲ. 蓋穴の大きさ、蓋材質の適否	目視・触診	A ・ B ・ 良		
その他付属施設については、各々の点検内容・判定基準に基づき点検する。 (パーゴラ、ベンチ、スツール、プレイスカルプチャー、舗装、囲障等)					

・判定基準は仕様書による。

・徒渉池外に設けられた足洗い場、シャワー・洗顔・水のみ等施設も徒渉池に含むものとする。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※　安全上の支障とは「子供が裸足で遊ぶこと」「濡れた体で、肌の露出が多い状態で遊ぶこと」を想定した支障とする。

・※ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
　また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
　「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

・応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有

別添様式2-2(13)

安全点検・点検票〔遊戯施設(その他の遊戯施設)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
その他の遊戯施設							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無・段差や窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形、ささくれの発生等の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト. 金具等消耗部材の腐食、磨耗、破損、変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	チ. チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	リ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ヌ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ル. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有 □

別添様式2-2(14)

安全点検・点検票〔遊戯施設(健康器具系施設)〕

点検項目	施設名・場所	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
健康器具系施設							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・機能全般	イ. 本体のゆがみ、不自然な傾きの状況、動作不良の有無	目視・触診	A ・ 良		
施設周り	ロ. 施設周り(施設端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無・段差や窪み等の発生	目視・計測	A ・ 良		
	ハ. 施設周り(上空を含む、施設端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視・計測	A ・ 良		
	ニ. 正しい使用方法を示すサイン及び又はシールの設置状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ホ. 年齢表示シール(大人用)等の設置状況	目視	A ・ B ・ 良		
構造部材	ヘ. 本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形、ささくれ、節穴の発生等の状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ト. 手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	チ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	リ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	目視・触診・打診	A ・ 良		
	ヌ. 回転部の回転不良や可動部のぐらつき、異音等の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ル. 吊り金具、ダルマ金具の腐食、摩耗、破損、変形状況	目視・触診・計測	A ・ B ・ 良		
	ヲ. チェーン、ザイルロープ等の吊り部材、及び連結部材の腐食、摩耗、破損、ねじれ、変形状況	目視・触診・打診	A ・ B ・ 良		
基礎・地盤面	ワ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	カ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ヨ. 着地面の保護材の損耗状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。
・判定A・Bの場合は写真を添付する。
・子どもが遊具として利用する可能性を考慮して判定すること。
・点検方法に計測の指示のある項目は、備考欄に計測値を記入する。
・施設台帳の未登録施設は、施設名欄に設置場所を記入する。
・※ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した ☐	

	点検内容		点検方法	種類	写真NO.	備考
特記	A	可動部の有無	目視・触診	☐可動部 有 ☐回転部 ☐ ダンパー ☐板バネ ☐チェーン ☐その他( )		
				☐可動部 無		
	B	地盤面の舗装の種類	目視	☐コンクリート舗装 ☐インターロッキング舗装 ☐ その他硬い舗装 ( )		
				☐ダスト舗装 ☐ゴムチップ舗装 ☐人工芝 ☐芝生・裸地 等		

・特記Aは、可動部の「有」「無」を選択するとともに、「有」の場合はその種類を選択し、写真を添付する。
・特記Bは、地盤面の舗装の種類を選択するとともに、硬い舗装の場合は写真を添付する。

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	☐	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有

別添様式2-3　　安全点検・実施項目チェックリスト（土木・造園）

○○センター

11111　○○○○団地

管理開始 昭和/平成○○年○月
住所　　○○県○○市○○町○-○
管理戸数 ○○○戸

団地平面図

安全点検の実施項目確認表（土木・造園）

	主な点検項目	ﾁｪｯｸ欄
(1) 排水施設	① 桝・人孔	□
	② U字溝	□
	③ 敷地排水	□
	④ 水路等	□
(2) 道路（駐車場上部構造、駐車場下部構造、暫定平面化駐車場を含む。）	① 舗装(As、Co、ILB)	□
	② 鉄板（車室部）	□
	③ 街渠、縁石	□
	④ 桝、桝蓋	□
	⑤ 安全施設（ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ、ﾊﾟｲﾌﾟ柵、車止）	□
	⑥ 安全施設（ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ、交通標識、標示板、区画線）	□
	⑦ 駐車場上部構造（S造・RC造壁面）	□
	⑧ 駐車場下部構造（鉄骨、鉄板）	□
	⑨ 駐車場下部構造（コンクリート壁面、支柱、排水溝）	□
	⑩ 暫定平面化駐車場構造（駐車場下部空間ありタイプ）	□
(3) 法面・擁壁	① 植栽保護	□
	② ｺﾝｸﾘｰﾄ枠等	□
	③ 自然斜面	□
	④ 擁壁	□
(4) 遊戯施設	① 砂場	□
	② すべり台（人研、ｽﾃﾝﾚｽ、FRP等）	□
	③ ﾌﾞﾗﾝｺ（連座・全方向）	□
	④ ｼｰｿｰ（弓形ｼｰｿｰ・ｼｰｿｰ）	□
	⑤ 鉄棒、ﾗﾀﾞｰ、ｼﾞｬﾝｸﾞﾙｼﾞﾑ、雲梯、はん登棒、ﾊﾞｽｹｯﾄｻｰｸﾙ等	□
	⑥ ﾁｪｰﾝｼﾞｬﾝｸﾞﾙ、ﾈｯﾄｼﾞｬﾝｸﾞﾙ	□
	⑦ ｸﾞﾛｰﾌﾞｼﾞｬﾝｸﾞﾙ	□
	⑧ ﾛｯｷﾝｸﾞ遊具・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ遊具	□
	⑨ ｺﾝｸﾘｰﾄ遊具（ﾌﾟﾚｲｳｫｰﾙ等）	□
	⑩ 複合遊具（ｺﾝﾋﾞﾈｰｼｮﾝ遊具）	□
	⑪ ﾛｰﾌﾟｳｪｲ	□
	⑫ 徒渉池	□
	⑬ その他の遊戯施設	□
	⑭ 健康器具系施設	□
(5) 休息施設	① ｽﾂｰﾙ、ﾍﾞﾝﾁ	
	② あずまや、ﾊﾟｰｺﾞﾗ、シェルター、ｹﾞｰﾄ	
	③ 吸い殻入れ、屑入れ	
	④ 水飲み	
(6) 通路	① 通路舗装、広場舗装（As、Co、平板、ILB、ﾚﾝｶﾞ、ｳｯﾄﾞﾃﾞｯｷ）	
	② 屋外階段	
	③ 案内板、掲示板、立札等	
	④ 粗大ゴミ置場、ゴミ置場	
	⑤ 人止柵	
	⑥ ﾓﾆｭﾒﾝﾄ	
	⑦ 樹木	
	⑧ 樹木支柱,植栽桝（ﾂﾘｰｻｰｸﾙ等）	
(7) 囲障	① ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ、ｴｷｽﾊﾝﾄﾞﾌｪﾝｽ金網柵、排ガス防止板	□
	② ﾊﾟｲﾌﾟ柵	□
	③ 空洞ﾌﾞﾛｯｸｳｫｰﾙ、組立式ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	□
(8) 調整池	① 流出入口	□
	② 堤体	□
	③ 池内	□
(9) 橋梁	① 路面	□
	② 地覆、高欄等	□
	③ 伸縮装置	□
	④ 排水装置	□
	⑤ 横断構造物等	□
(10) サクラ大径木	① サクラ大径木	□
(11) その他	① その他(1)～(10)に類するもので監督員の指示するもの［　　］	□

実施点検日
平成　　年　　月　　日
点検者

（備考）① 団地平面図を添付し、点検を実施した範囲を明記する(着色など)
② 当該団地に無い項目は取り消し線で削除する
③ 点検を実施した項目にチェックを記入する
④ 調整池については、別途拡大図に点検ルートを記入し報告する。

別添様式2-4　安全点検・実施項目チェックリスト（橋梁）

橋梁番号		橋名		団地コード		団地名	
総径間数		径間番号		点検日		点検者	

項目		着目点（該当する項目に〇を付けて下さい）					対策の必要性（該当する項目をチェック）	備考
		①	②	③	④	⑤		
1	路面の異常	橋面舗装のポットホール	橋面舗装のひび割れ	橋台背面のひび割れ	異常音・異常振動	車両や歩行者の通行阻害	□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	
2	地覆・高欄等の異常	地覆・高欄の通り異常	伸縮装置付近での段差・ずれ	高欄の破断・変形	高欄の腐食	車両や歩行者の通行阻害	□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	
3	伸縮装置の異常	遊間以上	段差	ずれ	破損	土砂詰り	□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	
4	排水装置の異常	排水不良	土砂詰り	車両や歩行者の通行阻害			□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	
5	横断構造物等の異常	主桁等の変色・腐食・傷（衝突痕）	床板・地覆コンクリートの変色・漏水	排水装置の変色・漏水	照明機器・柱等付属物の変色	部材等の落下による第三者被害の恐れ	□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	

別添様式2-4　安全点検・実施項目リスト(橋梁損傷写真)

橋梁番号		橋名		団地コード		団地名	
総径間数		径間番号		点検日		点検者	

損傷写真

写真番号		径間番号		写真番号		径間番号		写真番号		径間番号	
部材名				部材名				部材名			
損傷の概要				損傷の概要				損傷の概要			
写真番号		径間番号		写真番号		径間番号		写真番号		径間番号	
部材名				部材名				部材名			
損傷の概要				損傷の概要				損傷の概要			

別添様式2-5　　安全点検・実施項目チェックリスト（サクラ大径木）

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
サクラ大径木							

場所	エリア又はブロック名	樹木No.	樹種名	目通り周
				※実測による m

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
全体・樹冠	イ．樹冠全体の20%以上が枯れていないか	目視	A ・ B ・ 良		
	ロ．樹形・樹冠に異常な崩れがないか	目視	A ・ B ・ 良		
枝	ハ．大枝の枯れや引っ掛かり枝がある	目視	A ・ B ・ 良		
	ニ．大枝に著しい腐朽や裂け目（亀裂）がある	目視	A ・ B ・ 良		
幹・根元	ホ．幹・根元に異常な傾きや著しいぐらつきがある	目視・負荷	A ・ B ・ 良		体重をかけて強く揺らす
	ヘ．幹に著しくキノコが着床している	目視	A ・ B ・ 良		
	根元にキノコが着床している	目視	A ・ 良		
	ト．幹や根元に異常な裂け目（亀裂）がある	目視・計測	A ・ B ・ 良		亀裂の長さ、深さを計測する L＝　h＝
	チ．幹・根元に著しい開口空洞がある	目視・計測	A ・ B ・ 良		周長、開口空洞の幅、深さを計測する ø＝　w＝　h＝
	リ．幹・根元に著しい腐朽や樹皮の欠損がある	目視・計測	A ・ B ・ 良		欠損部の大きさを計測する L＝　w＝
	ヌ．根元にシロアリが異常発生している、大量のフラス※の発生が認められる	目視	A ・ 良		※おがくず状の穿孔性害虫の排泄物
支柱	ル．支柱材に著しいぐらつきがある	目視・負荷	A ・ 良		
	ヲ．支柱材に腐朽や亀裂が見られる	目視	A ・ 良		
	ワ．結束材や結束ボルトに緩みや欠損がある	目視	A ・ 良		

判定について
・判定基準は仕様書による。
・判定A・Bの場合は写真を添付する。

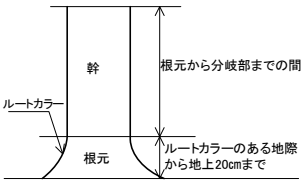
応急処置について
判定項目により、応急処置を実施した場合は、その内容記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

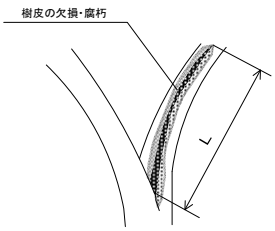
特記事項

※参考

□ ホ～ヌ（幹と根元の区分）

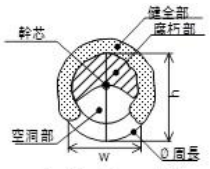


□ ト（亀裂の判定）



L=長さ：亀裂の長さ50cm以上、深さが芯に達している場合はA判定

□ チ（開口空洞の判定）



h=深さ：芯まで達している場合はA判定

w=幅：周長の1／3以上ある場合はA判定

以下、 破線枠内は住宅管理センターが記入する。

イ～ヌについて、判定Aが1項目以上ある場合、
グリーンマネージャー（植物管理業務の実務者）に確認し、下表①～⑤の対応をする。

措置	対応	○印を記入	グリーンマネージャー記入欄 確認	グリーンマネージャー記入欄 実施条件	伝票No.
必要	① 支柱の設置		□	条件：	
	② 剪定除去、枝おろしの実施		□	条件：	
	③ 伐採の実施		□	条件：	
	④ 樹木安全度診断の実施		□	条件：	
不要	⑤ 経過観察		□		

別添様式3

安全点検　　点検票（機械）

機械	団地名〔コード〕		点検箇所	丁目　街区　号棟 及びその周辺	高層　中層　低層 戸数　戸	点検年月日 点検者氏名	・　・

点検項目No.	判定 A	判定 B	異常個所	状況補足	応急措置有無	添付資料 写真No.	添付資料 図面No.	（緊急処理等） 補修伝票No. 送付年月日	〔センター記載欄〕 発注No. 発注年月日	〔センター記載欄〕 備考
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	

	各部に異常が認められない。	煙道内部点検実施年度（直近）　令和　年度

点検項目

① 屋内給水管
- □ (1) 給水管
- □ (2) 支持金物
- □ (3) 弁類
- □ (4) 防露
- □ (5) 点検口・マンホール

② 屋内排水管
- □ (1) 排水管
- □ (2) 支持金物
- □ (4) 防露
- □ (5) 点検口・マンホール
- □ (6) 排水・湧水槽

③ 屋内ガス管
- □ (1) ガス管
- □ (2) 支持金物

④ 給湯暖房配管
- □ (1) 給湯暖房管
- □ (2) 支持金物
- □ (3) 弁類

⑤ 煙道
- □ (1) 大気解放部
- □ (2) 煙道内部

⑥ 屋外給水設備
- □ (1) 弁・弁筐
- □ (2) 水栓、標示柱等

⑦ 屋外排水設備
- □ (1) 排水ポンプ

⑧ その他
- □ (1) その他

・点検を行ったﾄﾚﾝﾁ・ﾋﾟｯﾄは点検口とｽﾊﾟﾝの位置を概要図面に記載して添付する。

判定Aの場合は写真を添付する。

別添様式４

煙道の点検票

点検会社名	
点検者	
資格名	
資格№	

点検日			
団地名等			
系統名			
大気開放部	・排気障害　（　有　・　無　） ・防鳥ネット　（　有　・　無　） ・煙道先端部の欠損　（　有　・　無　） ・煙道先端部天板　（　欠　損　・　破　損　）		
煙道内部の状況	劣化状況等	劣化等内容	・詰まり　・欠損 ・穴明き　・底部欠損
		計測	劣化状況等位置 （先端部より　ｍ点）
		緊急措置	・安全確認　・異物の除去 ・燃焼機器の使用停止
		緊急連絡	・管理者への緊急報告 ・居住者通知
		その他	
点検箇所の現況	写真貼付 （一括で別紙により処理できるものとする。）		

※必要箇所に○印等を記載する

別添様式5－1

安全点検　点検票（電気）

電気	団地名	点検　丁目　街区　号　棟 〔コード〕　箇所　及びその周辺	高層　中層　低層 戸数　戸	点検年月日 点検者氏名	・　・

点検項目No.	判定 A	判定 B	異常箇所	状況補足	応急措置有無	添付資料 写真No.	添付資料 図面No.	（緊急処理等）補修伝票No. 送付年月日	〔センター記載欄〕発注No. 発注年月日	備考
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	

安全点検の実施項目確認表

① 当該団地にない項目は二重線で削除する。
② 点検を実施した項目にチェックを記入する。

点検項目

① 共用灯設備
(1)照明器具 □
② 配線器具
(1)ｽｲｯﾁ､ｺﾝｾﾝﾄ □
(2)自動点滅器 □
③ 盤類
(1)引込開閉器盤 □
(2)主開閉器盤 □
(3)集合計器盤 □
(4)共用灯盤 □
(5)制御盤 □
(6)動力分電盤 □
(7)電話端子盤 □
(8)LAN設備収容箱 □
(9)隔測量水器盤 □
④ 換気設備
(1)換気扇 □
(2)ダクト □
⑤ ﾃﾚﾋﾞ･FM共同受信設備
(1)VHFアンテナ □
(2)UHFアンテナ □
(3)BS･110度CSｱﾝﾃ □
(4)アンテナマスト □
(5)支線 □
(6)機器収容箱 □
(7)機器取付板 □
⑥ 雷保護設備
(1)突針 □
(2)支持管 □
(3)支線 □
(4)避雷導線 □
(5)棟上導体 □
(6)支持金物 □
(7)接地極 □
(8)端子箱 □
⑦ 屋外灯設備
(1)照明器具 □
(2)外灯柱(ｺﾝｸﾘｰﾄ柱) □
(3)太陽光発電設備 □
(4)風力発電設備 □
(5)蓄電池 □
(6)案内板、掲示板 □
(7)屋外灯盤 □
(8)自動点滅器 □
(9)鋼管ポール(時計用含) □
(10)動力制御盤 □
⑧ 架空配線設備
(1)電線、ｹｰﾌﾞﾙ □
(2)支持金物 □
(3)ﾒｯｾﾝｼﾞｬｰﾜｲﾔｰ □
(4)支持柱、装柱金物 □
(5)支線 □
⑨ 地中配線設備
(1)ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ □
(2)ﾏﾝﾎｰﾙ □
(3)地中配線 □
⑩ 太陽光発電設備
(1)太陽電池アレイ □
(2)取付架台 □
(3)接続箱 □
(4)ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ □
(5)系統連携保護装置 □
(6)表示パネル □
⑪ 段差解消機
(1)ﾃｰﾌﾞﾙ □
(2)手すり □
(3)ｼﾞｬﾊﾞﾗ □
(4)昇降部 □
(5)電気部品 □
(6)電気配線等 □
(7)油圧シリンダー部 □
(8)油圧ユニット部 □
(9)油圧配管部 □
(10)附帯設備 □
⑫ 防犯カメラ設備
(1)防犯カメラ □
(2)録画機器(付帯機器含 □
(3)ﾓﾆﾀｰ装置(付帯機器含 □
(4)機器収容箱 □
⑬ 駐車場管制設備
(1)カーゲート □
(2)ｶｰｹﾞｰﾄ用送受信機 □
(3)車路管制設備 □
⑭ J型受信機
(1)J型受信機 □
⑮ その他
(　　) □
(　　) □
(　　) □
(　　) □

異状箇所がある場合は、別途に当該箇所を明示した図面(フリーハンド可)を添付する。
判定基準は仕様書による。判定A･Bの場合は写真を添付する。

別添様式５－２

安全点検・点検票〔鋼管ポール用〕

〇〇〇柱

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
鋼管ポール							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
全般	① 傾き、曲がり、凹み、変形の有無	目視・触診	A・B		
	② 腐食の有無	目視・触診	A・B		
	③ 発錆の有無	目視・触診	A・B		
	④ 孔開きの有無	目視・触診	A・良		
	⑤ 充電部の外気露出の有無	目視	有・無		
柱脚部	① ボルト・ナットの緩みの有無	打診・触診	有・無		
	② 基礎部(コンクリート)のクラックの有無	目視・触診	A・B		
	③ アンカーボルト、ナットキャップの変形の有無	目視・触診	有・無		
	④ ベースプレートの変形の有無	目視・触診	A・B		
	⑤ 発錆の有無	目視・触診	A・B		
	⑥ 根巻きの有無	目視	有・無		根巻き無本数／全本数
	⑦ 鋼管ポール根元と基礎間のコーキングの有無	目視	A・良		
	⑧ ポール番号札の有無	目視	A・良		
開口部	① 蓋の着脱の可否	打診・触診	A・良		
	② パッキンの劣化の有無	目視・触診	A・良		
	③ 開口部・溶接部のクラックの有無	目視・触診	A・良		
	④ 開口部の発錆の有無	目視・触診	A・B		
ポール内面（開口部から柱脚部）	① 鋼管ポール開口部からの内面の発錆の有無	目視・触診	有・無		
	② 鋼管ポール開口部の肉厚の減少の有無	目視・触診	A・良		
	③ 鋼管ポールの肉厚の減少の有無(ハンマー打撃試験)	打診・触診	A・良		
	④ ポール内面の水の有無	目視	A・B		

A・B判定基準は仕様書による。判定A・B・有の場合は写真を添付する。

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

別添様式５－３

安全点検・点検票〔J型受信機用〕

点検項目	施設名	センター		団地		点 検 日	点検者氏名
		コード	センター名	コード	団地名		
J型受信機							

No.		点検項目	点 検 内 容		チェック欄
外観	①	専用アンテナ	アンテナ素子に曲がり・折れ・破損のないこと（目視）		
	②	受信ボックスの	アンテナ接合部に防水性（シール）が保たれていること		
	③	防水性（シール）	扉部に防水性（シール）が保たれていること		
	④		孔加工部に防水性（シール）が保たれていること		
	⑤	内部機器及び	内部機器に錆・汚れ等がみなれないこと（目視）		
	⑥	受信ボックスの	塗装剥がれ・腐食破損等がみられないこと（目視）		
	⑦	傷、汚れ	機能障害の発生する傷・へこみがないこと（目視）		
	⑧	機器間の配線	各締結部の緩みや断線等の破損がないこと（目視）		
	⑨		配線コネクタのゆるみがないこと（締め確認）		
	⑩		ユニットの固定ビスにゆるみがないこと（締め確認）		
	⑪	コネクタ、ビス類	各電源アダプターがコンセントにしっかり差込まれていること		
性能	⑪		SUB-CPUアダプター出力電圧　DC4.8V以上であること（NGの場合交換）		＿＿V
			MAIN-CPUアダプター出力電圧　DC17V以上であること（NGの場合交換）		＿＿V
	⑫	受信感度	送受信距離10m操作位置での開信号の発報を確認　又は 実用操作位置での開信号の発報を確認		＿＿m
	⑬	SUBMAIN-CPU LED点燈確認	通常待機時	SUB-CPU：LED1,4（常灯） MAIN-CPU：LED0,1（常灯）	
			受信P/Mコード一致時	SUB-CPU：LED3（瞬灯）5,6,7（点灯） MAIN-CPU：LED6,7（点灯）	
	⑭	MAIN-CPU設定 ・時刻修正	メンテナンス専用機（MNT-1000）によりMAIN-CPUの時刻修正を行なう		
	⑮	MAIN-CPU設定 ・P/Mコード確認	メンテナンス専用機（MNT-1000）によりMAIN-CPUのP/Mコードが登録 されているかの確認		
	⑯	MAIN-CPU設定 ・操作ログ確認	メンテナンス専用機（MNT-1000）により開信号発報時の操作ログ （日時・Sコード）が正常に認識されているかの確認		
	⑰	停電試験 ・時刻確認	20分間の電源遮断後、MAIN-CPUの時刻が初期値にならないこと 初期値（00/01/01　00:00:00）になる場合は時計カートリッジ交換		
	⑱	停電試験 ・コード確認	20分間の電源遮断後、MAIN-CPUのコード設定が初期値にならないこと 初期値（Pコード全て0000　Mコード0001）になる場合はMAIN-CPU交換		
	⑲	その他	□ ループ検知式	□ 非ループ検知式	

特記事項		点検記号説明					
			V	良		△	修理
			A	調整		×	取替
			T	締付		C	清掃
			W	分解			

検査結果	合格　　・　　不合格

別添様式6

段差解消機　点検票

団地名		団地	点検日	年　月　日
棟番号		号棟	点検者	
室番号		号室	機種名	
氏　名			設置日	年　月　日

		点検項目	判定	記事
	1 駆動装置			
(1)	油圧パワーユニット	駆動装置カバー		
(2)		高圧ゴムホース		
(3)		油漏れ		
(4)		油量		
(5)		常用圧力(Mpa)		
(6)	パンタグラフ	摩耗、変形、損傷、腐食		
(7)		注油		
(8)	シリンダー	摩耗、変形、損傷、腐食		
(9)		油漏れ		
(10)		固定絞り弁		
	2 かご室			
(11)	かご・手すり	かご		
(12)		手すり		
(13)		可動式手すり		
(14)	スイッチ	かご操作盤		
(15)		障害物検出装置		
(16)	床下保護	ジャバラ		
	3 乗り場			
(17)	スイッチ	乗り場の操作盤		
(18)		ﾌｧｲﾅﾙﾘﾐｯﾄｽｲｯﾁ		
(19)	設備	乗り場の戸		
(20)		ﾊﾞﾙｺﾆｰ段差解消板		
	4 制御器			
(21)	制御器	電源電圧		
(22)		充電器		
(23)		充電タイマー		
(24)	測定	絶縁抵抗(MΩ)		
(25)		上昇速度		
(26)		下降速度		
	5 ピット			
(27)	設備	昇降機ピット		
(28)		昇降機ピット排水		
	6 充電池(バッテリー)			
(29)	電圧	V		
(30)	液量	cc		

		①	②	③	④	⑤	⑥
(31)	比重						
	比重値実測						
	比重値補正後(補正値0.0007)						
(32)	セル温度(°)						

特記事項

凡例　V：異常なし　／：該当なし　×：要交換　△：要修理
A：調整　T：締付け　C：清掃　L：要給油

※要交換、要修理及び要給油の判定をした場合は、様式5－1にも記載すること。

別添様式７

計画点検票(建物診断)

（※打診範囲）①全面打診　②一部打診

団地名		点検号棟	丁目　街区　号棟	支社名		センター名		点検年月日	自　令和　年　月　日
（コード）		（コード）		（コード）		（コード）			至　令和　年　月　日

管理開始年度	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	階数	戸数	打診範囲（※）	打診面積	外壁点検面積	前回の修繕時期	資格名	
年度				階建	戸		A　㎡	㎡	年度	点検者氏名	

点検項目			単位	各壁面数量表 東面	西面	南面	北面	合計	点検結果	評価点	所見
計画点検（建物診断）	①	剥落(欠損)	ヶ所						ヶ所	a	
	②	白華現象・漏水(ｴﾌﾛﾚｯｾﾝｽ)	ヶ所						ヶ所	b	
	③	ひび割れ 0.3mm未満	m						イ　m	c	
		ひび割れ 0.3mm～1.0mm未満	m						イ/A×100　%		
		ひび割れ 1.0mm以上	m								
	④	鉄筋露出	ヶ所						ヶ所	d	
	⑤	錆の流出	ヶ所						ヶ所	e	
	⑥	浮き（ふくれ）	㎡						ロ　㎡	f	
									ロ/A×100　%		
	⑦	外壁塗膜	ヶ所						ヶ所	g	
※ 点検結果の不具合箇所等については、別添図・写真を添付すること。									合　計	/	

総合所見

＊評価基準及び評価点について:
- ①、②、④、⑤の項目については打診面積200㎡を基準とし、200㎡を超える場合は、打診面積Ａを200㎡で除した値を算出し、点検結果の数量をその値で除したものを評価点とする。
- ⑦外壁塗膜については点検実面積について算定を行い評価点を付ける。
- ①、②、④、⑤の項目については、「なし：０点、1ヶ所：１点、2ヶ所：２点、3ヶ所：３点、4ヶ所以上：４点」を評価基準とする。
- ③、⑥の項目については、「なし：０点、6%未満：１点、6～15%未満：２点、15～18%未満：３点、18%以上：４点」を評価基準とする。
- ⑦の項目については、「気にならない：０点、少し気になる：１点、部分的に気になる：２点、全体的に気になる：３点、全体的に著しい：４点」を評価基準とする。

※打診面積が200㎡以下は点検結果そのままで、200㎡以上の場合に　÷　200　≒　この計算から、点検数量を　で除した数字を点検結果とする。

別添様式8

計 画 点 検 票 （ 建 物 診 断 ）

（※打診範囲）①全面打診　②一部打診

団地名	点検号棟	人工地盤がある場合：1	支社名	ｾﾝﾀｰ名	点検年月日
	丁目　街区　号棟 (備考)		支社	ｾﾝﾀｰ	自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日
(コード)	(コード)		(コード)	(コード)	

管理開始年度	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	階数	戸数	資格名・点検者氏名（主たる点検結果の判定者）	打診範囲（※）
年度				階建	戸		

点検項目	判定（※） A-1	A-2	B	内容説明	面	判断箇所	箇所数	数量	応急措置有無	添付資料 写真NO	図面NO	（緊急処理用） 補修伝票NO / 送付年月日	［住宅管理センター記載欄］ 発注NO / 発注年月日	備考
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	

※判定A-1・A-2・Bの場合は写真を添付する。ただし、同様の劣化状況が複数ある場合、代表写真と箇所数を表記した図面の添付を可とする

別添様式９

計画点検票（ＰＣ目地）

（※）①全面打診　②一部打診

団地名		点検号棟	丁目　街区　号棟	支社名		センター名		点検年月日	自　令和　年　月　日
（コード）		（コード）		（コード）		（コード）			至　令和　年　月　日

管理開始年度	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	階数	戸数	資格名		打診範囲（※）
年度				階建	戸	点検者氏名		

評価基準／評価点／部位		コーキング・シーリング材					目地部ＰＣ版					累計長さ	備考
		・コーキング材等に、やせや皺が見える。	・指触でコーキング材等がかなり硬くなっている。 ・やせや皺が目立つ。	・ｺｰｷﾝｸﾞ材等に割れが目立つ。 ・悪戯等による針穴や傷がある。 ・やせが著しく凹部が4㎜以上ある。	・やせすぎ等により、目地下地ﾊﾟｯｸｱｯﾌﾟ材が露出している箇所がある。 ・PC版とｺｰｷﾝｸﾞ材との間に隙間や剥がれが生じている。	評価点	・目地部付近に汚れ、外壁仕上材の剥がれがある。	・目地部付近に細かいクラックがある。	・目地部付近に細かいクラックが目立つ。 ・表面的なジャンカがある。	・目地部付近に欠損、又はコーキング部分に達するクラック（幅0.3㎜以上）がある。	評価点	・ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ材の露出箇所 ・ｺｰｷﾝｸﾞ材に隙間や剥れが生じている箇所	
		0	1	2	3		0	1	2	3			
東妻壁	縦ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
	横ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
西妻壁	縦ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
	横ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
南側壁	縦ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
	横ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
	バルコニー											（　m）	
	窓　廻　り											（　m）	
北側壁	縦ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
	横ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
	窓　廻　り											（　m）	
階段室	横ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
	さ　さ　ら											（　m）	
		小　計					小　計					（　m）	

所見	（コーキング・シーリング材）	（目地部ＰＣ版）	評価点合計　／
			劣化長さ合計　m

※ 点検結果の不具合箇所等については、別添図・写真を添付すること。

別添様式10

■計画点検総括票 （下水管修繕）

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低	中高	計

全体 数量	幹線・枝 本 m	建物前 本 m	点検 数量	幹線・技 本 m	建物前 本 m

等級	No.	現状仕様	桝・人孔個数	延長 (m)	劣化度の推移 ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	備考
計									

〈全体平面図〉
・線区番号を記入

別添様式11

計画点検票（下水管修繕）	(コード) 団地名	（　　）	管理年度	年	管理戸数	戸	調査月日	年　月　日	調査員	

| | | |

別添様式12

■計画点検総括票 （道路修繕）

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低	中高	計

全体数量	幹線・補助	アプローチ	点検数量	幹線・補助	アプローチ
	本 m	本 m		本 m	本 m

等級	No.	舗装仕様	幅員（m）	延長（m）	劣化度の推移 ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	備考
計									

〈全体平面図〉

・道路番号を記入

・移管道路を明示

別添様式13

計画点検票 （道路修繕−ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装）	（コード） 団地名	（　　）	管理年度	年	管理戸数	戸	調査月日	年　月　日	調査員	

道路等級																																点検区間は適当な目標物を見切りにして定める。
道路番号																																
幅員	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	
点検区間			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			
所見																																
変状項目	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	
舗装面 ポットホール	0	1 20cm．2cm未	2 20cm．2cm上	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	合計
舗装面 ひび割れ	0	1 5mm未	2 5mm上	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
舗装面 対構造物段差（補修跡段差）	0	1 2cm未	2 2cm上	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	サンプル数
舗装面 表面劣化	0	1 付着	2 ｻﾞﾗｻﾞﾗ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
舗装面 補修跡	0	1 小	2 大	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	平均
街渠・桝・縁石 桝間の下がり	0	1 2cm未	2 2cm上	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
街渠・桝・縁石 街渠・桝・縁石の破損	0	1 隅欠け	2 部材 大半	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
得点計																																

①舗装面の　a表面剥離、bかまぼこ形状、②桝の詰まり等で特に異常があれば所見欄に記入する。

別添様式14-1

■法面・擁壁変状票

団地名		法面・擁壁番号	

点検年月日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
法面変状形態	1.変状なし (0) 2.クラック (5・10) 3.ハラミ・盤ぶくれ (5・10) 4.小崩壊・滑落 (5・10) 5.オーバーハング (5・10) 6.ガリー侵食・小 (5) 7.ガリー侵食・大 (10) 8.表面保護工の変状 (5・10) 1.植生剥離・裸地　2.踏跡(小・大) 3.樹木の木根露出(少・多) 4.土砂流出(法枠・路面・排水溝) 5.人為的な変状(　　) 6.倒木の可能性(　あり ・ なし　) 変状発生箇所〔　　〕 小計　〔　　〕	1.変状なし (0) 2.クラック (5・10) 3.ハラミ・盤ぶくれ (5・10) 4.小崩壊・滑落 (5・10) 5.オーバーハング (5・10) 6.ガリー侵食・小 (5) 7.ガリー侵食・大 (10) 8.表面保護工の変状 (5・10) 1.植生剥離・裸地　2.踏跡(小・大) 3.樹木の木根露出(少・多) 4.土砂流出(法枠・路面・排水溝) 5.人為的な変状(　　) 6.倒木の可能性(　あり ・ なし　) 変状発生箇所〔　　〕 小計　〔　　〕	1.変状なし (0) 2.クラック (5・10) 3.ハラミ・盤ぶくれ (5・10) 4.小崩壊・滑落 (5・10) 5.オーバーハング (5・10) 6.ガリー侵食・小 (5) 7.ガリー侵食・大 (10) 8.表面保護工の変状 (5・10) 1.植生剥離・裸地　2.踏跡(小・大) 3.樹木の木根露出(少・多) 4.土砂流出(法枠・路面・排水溝) 5.人為的な変状(　　) 6.倒木の可能性(　あり ・ なし　) 変状発生箇所〔　　〕 小計　〔　　〕	1.変状なし (0) 2.クラック (5・10) 3.ハラミ・盤ぶくれ (5・10) 4.小崩壊・滑落 (5・10) 5.オーバーハング (5・10) 6.ガリー侵食・小 (5) 7.ガリー侵食・大 (10) 8.表面保護工の変状 (5・10) 1.植生剥離・裸地　2.踏跡(小・大) 3.樹木の木根露出(少・多) 4.土砂流出(法枠・路面・排水溝) 5.人為的な変状(　　) 6.倒木の可能性(　あり ・ なし　) 変状発生箇所〔　　〕 小計　〔　　〕
擁壁変状形態	1.変状なし (0) 2.変状(小) (5) 3.変状(中) (10) 4.変状〔大〕 (20) 1.水平変位(　cm) 2.ハラミ(1:　～1:　) 3.傾斜(　cm)　4.不同沈下(　cm) 5.伸縮目地開き(　cm) 6.欠損　飛出し 7.クラック(水平、縦、斜、単一) 複数(　本)、最大幅(　cm) 8.ズレ(一部　cm、全体　cm～　cm) 変状発生箇所〔 隅角部・端部・天端コンクリート・一般部 〕 小計　〔　　〕	1.変状なし (0) 2.変状(小) (5) 3.変状(中) (10) 4.変状〔大〕 (20) 1.水平変位(　cm) 2.ハラミ(1:　～1:　) 3.傾斜(　cm)　4.不同沈下(　cm) 5.伸縮目地開き(　cm) 6.欠損　飛出し 7.クラック(水平、縦、斜、単一) 複数(　本)、最大幅(　cm) 8.ズレ(一部　cm、全体　cm～　cm) 変状発生箇所〔 隅角部・端部・天端コンクリート・一般部 〕 小計　〔　　〕	1.変状なし (0) 2.変状(小) (5) 3.変状(中) (10) 4.変状〔大〕 (20) 1.水平変位(　cm) 2.ハラミ(1:　～1:　) 3.傾斜(　cm)　4.不同沈下(　cm) 5.伸縮目地開き(　cm) 6.欠損　飛出し 7.クラック(水平、縦、斜、単一) 複数(　本)、最大幅(　cm) 8.ズレ(一部　cm、全体　cm～　cm) 変状発生箇所〔 隅角部・端部・天端コンクリート・一般部 〕 小計　〔　　〕	1.変状なし (0) 2.変状(小) (5) 3.変状(中) (10) 4.変状〔大〕 (20) 1.水平変位(　cm) 2.ハラミ(1:　～1:　) 3.傾斜(　cm)　4.不同沈下(　cm) 5.伸縮目地開き(　cm) 6.欠損　飛出し 7.クラック(水平、縦、斜、単一) 複数(　本)、最大幅(　cm) 8.ズレ(一部　cm、全体　cm～　cm) 変状発生箇所〔 隅角部・端部・天端コンクリート・一般部 〕 小計　〔　　〕
排水施設変状形態（注）	法面 1.異常なし (0) 2.機能障害あり (5・10) 擁壁 1.異常なし (0) 2.機能障害A (2・10) 3.機能障害B (2・10) 1.雑草繁茂　2.U字溝欠損　3.ズレ 4.陥没・沈下　5.クラック 6.土砂・落葉の堆積　7.ゴミ等詰り 8.水抜孔詰り　9.縦排水溝詰り　10.滞水 〔　　〕 〔湧水〕1.乾燥 2.湿潤 3.滲み出し（多・少） 小計　〔　　〕	法面 1.異常なし (0) 2.機能障害あり (5・10) 擁壁 1.異常なし (0) 2.機能障害A (2・10) 3.機能障害B (2・10) 1.雑草繁茂　2.U字溝欠損　3.ズレ 4.陥没・沈下　5.クラック 6.土砂・落葉の堆積　7.ゴミ等詰り 8.水抜孔詰り　9.縦排水溝詰り　10.滞水 〔　　〕 〔湧水〕1.乾燥 2.湿潤 3.滲み出し（多・少） 小計　〔　　〕	法面 1.異常なし (0) 2.機能障害あり (5・10) 擁壁 1.異常なし (0) 2.機能障害A (2・10) 3.機能障害B (2・10) 1.雑草繁茂　2.U字溝欠損　3.ズレ 4.陥没・沈下　5.クラック 6.土砂・落葉の堆積　7.ゴミ等詰り 8.水抜孔詰り　9.縦排水溝詰り　10.滞水 〔　　〕 〔湧水〕1.乾燥 2.湿潤 3.滲み出し（多・少） 小計　〔　　〕	法面 1.異常なし (0) 2.機能障害あり (5・10) 擁壁 1.異常なし (0) 2.機能障害A (2・10) 3.機能障害B (2・10) 1.雑草繁茂　2.U字溝欠損　3.ズレ 4.陥没・沈下　5.クラック 6.土砂・落葉の堆積　7.ゴミ等詰り 8.水抜孔詰り　9.縦排水溝詰り　10.滞水 〔　　〕 〔湧水〕1.乾燥 2.湿潤 3.滲み出し（多・少） 小計　〔　　〕
竣工後年数	管理開始年度 1. 自然石の場合 (0) 2. 10年未満 (0) 3. 10年以上20年未満 (0) 4. 20年以上30年未満 (2) 5. 30年以上40年未満 (4) 6. 40年以上50年未満 (6) 7. 50年以上60年未満 (8) 8. 60年以上70年未満 (10) 9. 70年以上 (12) 小計　〔　　〕	管理開始年度 1. 自然石の場合 (0) 2. 10年未満 (0) 3. 10年以上20年未満 (0) 4. 20年以上30年未満 (2) 5. 30年以上40年未満 (4) 6. 40年以上50年未満 (6) 7. 50年以上60年未満 (8) 8. 60年以上70年未満 (10) 9. 70年以上 (12) 小計　〔　　〕	管理開始年度　年 1. 自然石の場合 (0) 2. 10年未満 (0) 3. 10年以上20年未満 (0) 4. 20年以上30年未満 (2) 5. 30年以上40年未満 (4) 6. 40年以上50年未満 (6) 7. 50年以上60年未満 (8) 8. 60年以上70年未満 (10) 9. 70年以上 (12) 小計　〔　　〕	管理開始年度 1. 自然石の場合 (0) 2. 10年未満 (0) 3. 10年以上20年未満 (0) 4. 20年以上30年未満 (2) 5. 30年以上40年未満 (4) 6. 40年以上50年未満 (6) 7. 50年以上60年未満 (8) 8. 60年以上70年未満 (10) 9. 70年以上 (12) 小計　〔　　〕
	更新点合計　（　　）	更新点合計　（　　）	更新点合計　（　　）	更新点合計　（　　）

注）S、SWは法面欄に記入。Wは擁壁欄に記入。

別添様式14-2

■擁壁劣化状況票(ブロック積み擁壁)

団地名		法面・擁壁番号	

点検年月日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
擁壁劣化形態(ブロックの劣化評価)	A.目視によるブロックの劣化形態(記録のみ) 1.表面のザラツキ (障害A・障害B・障害C) 2.白色生成物 (障害A・障害B・障害C) 3.ブロック自体のひび割れ (有 ・ 無) 4.ブロック自体の欠け (有 ・ 無) 5.ブロック自体の剥離 (有 ・ 無) 6.ブロック自体の剥落 (有 ・ 無) 7.ブロック間の目地材の脱落 (有 ・ 無) 8.ブロック間の目地の開き (有 ・ 無) 〔　〕	A.目視によるブロックの劣化形態(記録のみ) 1.表面のザラツキ (障害A・障害B・障害C) 2.白色生成物 (障害A・障害B・障害C) 3.ブロック自体のひび割れ (有 ・ 無) 4.ブロック自体の欠け (有 ・ 無) 5.ブロック自体の剥離 (有 ・ 無) 6.ブロック自体の剥落 (有 ・ 無) 7.ブロック間の目地材の脱落 (有 ・ 無) 8.ブロック間の目地の開き (有 ・ 無) 〔　〕	A.目視によるブロックの劣化形態(記録のみ) 1.表面のザラツキ (障害A・障害B・障害C) 2.白色生成物 (障害A・障害B・障害C) 3.ブロック自体のひび割れ (有 ・ 無) 4.ブロック自体の欠け (有 ・ 無) 5.ブロック自体の剥離 (有 ・ 無) 6.ブロック自体の剥落 (有 ・ 無) 7.ブロック間の目地材の脱落 (有 ・ 無) 8.ブロック間の目地の開き (有 ・ 無) 〔　〕	A.目視によるブロックの劣化形態(記録のみ) 1.表面のザラツキ (障害A・障害B・障害C) 2.白色生成物 (障害A・障害B・障害C) 3.ブロック自体のひび割れ (有 ・ 無) 4.ブロック自体の欠け (有 ・ 無) 5.ブロック自体の剥離 (有 ・ 無) 6.ブロック自体の剥落 (有 ・ 無) 7.ブロック間の目地材の脱落 (有 ・ 無) 8.ブロック間の目地の開き (有 ・ 無) 〔　〕
	B.劣化要因(劣化に対する影響度) 1.擁壁天端に樹木あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 2.目地材に植生あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 3.隅角部である ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 〔　〕	B.劣化要因(劣化に対する影響度) 1.擁壁天端に樹木あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 2.目地材に植生あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 3.隅角部である ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 〔　〕	B.劣化要因(劣化に対する影響度) 1.擁壁天端に樹木あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 2.目地材に植生あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 3.隅角部である ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 〔　〕	B.劣化要因(劣化に対する影響度) 1.擁壁天端に樹木あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 2.目地材に植生あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 3.隅角部である ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 〔　〕
	小計　〔　〕	小計　〔　〕	小計　〔　〕	小計　〔　〕
	C.劣化発生箇所(記録のみ) (一般部・天端部・隅角部・端部) 〔　〕	C.劣化発生箇所(記録のみ) (一般部・天端部・隅角部・端部) 〔　〕	C.劣化発生箇所(記録のみ) (一般部・天端部・隅角部・端部) 〔　〕	C.劣化発生箇所(記録のみ) (一般部・天端部・隅角部・端部) 〔　〕
	D.補修箇所の再劣化(記録のみ) (有 ・ 無) 〔　〕	D.補修箇所の再劣化(記録のみ) (有 ・ 無) 〔　〕	D.補修箇所の再劣化(記録のみ) (有 ・ 無) 〔　〕	D.補修箇所の再劣化(記録のみ) (有 ・ 無) 〔　〕
特記事項				
	更新点合計 (　)	更新点合計 (　)	更新点合計 (　)	更新点合計 (　)

別添様式14-3

■法面・擁壁変状手簿

団地コード:〇〇〇〇			
団地名:〇〇団地	法面擁壁番号:SW-〇	管理開始年度:昭和〇年	センター名:〇〇
変状箇所:〇	位置:No.〇-B+〇m		

経過観測の方針

（1）変状の状態

（2）経過観測の方針

写真

変状図

測定記録

測定年月日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日
測定者						
変状						
①						
②						
③						
④						
備考						

※本様式の作成対象については、別途指示による。（点検者は基本的に測定記録欄の記入を行う。）

別添様式15

■のり面・擁壁総括票

支 社	（　）	団 地	（　）	年 度		作成日	

番　号	のり面	擁 壁	排 水	固定点	変 状 点							
					4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
	（㎡）	（㎡）	（m）		・	・	・	・	・	・	・	・
―												
―												
―											

別添様式16

■計画点検総括表 （遊戯施設修繕）

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低	中高	計

No.	施設名称	標準	主要部材	劣化度の推移 . .	. .	. .	. .	備考
計								

＜全体平面図＞

・施設番号を記入

S：金属

W：木

F：FRP

C：コンクリート

別添様式17

計画点検票（遊戯施設修繕）	（コード）団地名	（　　）	管理年度	年	管理戸数	戸	調査月日	年　月　日	調査員	

遊戯施設-1 -2 の劣化判定に使用する。当該項目を判定する。	名　称																									遊戯施設ごとに、該当項目のみを記入する。
	材　質																									
	一連番号																									
	所　見																									

変状項目		なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	
遊戯施設2	(1)鉄筋露出	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	合　計
			1～2ヶ所	3ヶ所以上、1/3																								
	(2)人造石研出し等	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		5%未	5～15%	15%上																								
	(3)木部腐食	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	サンプル数
			浅い割	深い割																								
	(4)ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ、FRP等の劣化	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
			傷　少	傷　多																								
遊戯施設1・2共通	(5)金属腐食	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
			メッキ 損傷	錆剥離																								
	(6)変　状	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	平　均
			軽　曲	大　曲																								
	(7)ﾎﾞﾙﾄ･ﾅｯﾄ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		締直る	腐食で固	腐食で不動																								
	(8)全体の固定具合	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
			ガタ有	ガタ･グラ有																								
得　点　計																												

可動機構（a金属腐食、b摩耗、開き、c変状、dボルト・ナット、e木部腐食、f可動部の滑さ、g可動方向の正確さ）等で特に異常があれば所見欄に記入する。

別添様式18

■計画点検総括表（通路修繕）

①ｺﾝｸﾘｰﾄ ②ｺﾝｸﾘｰﾄ以外

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低	中高	計
全体数量	ｺﾝｸﾘｰﾄ 本 m	ｺﾝｸﾘｰﾄ以外 本 m	点検数量	ｺﾝｸﾘｰﾄ 本 m	ｺﾝｸﾘｰﾄ以外 本 m

等級	No.	現状仕様	幅員（m）	延長（m） ①	延長（m） ②	劣化度の推移 . .	. .	. .	. .	備考
計										

〈全体平面図〉

・通路番号を記入

別添様式19

計画点検票 （通路修繕-コンクリート舗装）	(ｺｰﾄﾞ) 団地名	（　　）	管理年度	年	管理戸数	戸	調査月日	年　月　日	調査員	

道路等級																										
道路番号																										
幅員	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m		
点検区間			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m		
所見																										
項目	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい		
経年劣化・歩行障害 ひび割れ	0	1 2cm未	2 2cm上	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
経年劣化・歩行障害 表面劣化	0	1 付着	2 ザラザラ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
経年劣化・歩行障害 破損	0	1 2cm未	2 2cm上	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
補修跡	0	1 点在小	2 点在大	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
得点計																										

点検区間は適当な目標物を見切りにして定める。

合計

サンプル数

平均

歩行障害となる舗装面のa段差、b水、土砂の溜り等で特に異常があれば所見欄に記入する。

別添様式20

計画点検票 （通路修繕-コンクリート以外）	(ｺｰﾄﾞ) 団地名	（　　）	管理 年度	年	管理 戸数	戸	調査 月日	年　月　日	調査員	

道路等級																									点検区間は適当な目標物を見切りにして定める。
道路番号																									
幅員	W=	m		W=	m		W=	m		W=	m		W=	m		W=	m		W=	m		W=	m		
点検区間	から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m		
所見																									
変状項目	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	合計
経年劣化・歩行障害 破損	0	1 2cm未	2 2cm上	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
経年劣化・歩行障害 表面劣化	0	1 付着	2 ザラザラ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	サンプル数
経年劣化・歩行障害 不陸	0	1 直線	2 波形	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	平均
経年劣化・歩行障害 補修跡	0	1 点在小	2 点在大	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
得点計																									

歩行障害となる舗装面のa段差、b水、土砂の溜まり等で異常があれば所見欄に記入する。

別添様式21

■計画点検総括表（外柵修繕）

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低 / 中高	計	
全体数量	金網柵・パイプ柵・メッシュフェンス　本 m	点検数量	金網柵・パイプ柵・メッシュフェンス　本 m		

No.	現状仕様	高さ（m）	延長（m）	劣化度の推移 ・・	・・	・・	・・	備考
計								

＜全体平面図＞

・線区番号を記入

別添様式22

計画点検票 (外柵修繕ー金網柵・メッシュフェンス)	(ｺｰﾄﾞ) 団地名	(　　)	管理 年度	年	管理 戸数	戸	調査 月日	年　月　日	調査員	

| 外柵番号 | | |

別添様式23

計画点検票 （外柵修繕－パイプ柵）	(ｺｰﾄﾞ) 団地名	（　　）	管理年度	年	管理戸数	戸	調査月日	年　月　日	調査員	

外柵番号																														点検区間は適当な目標物を見切りにして定める。
高さ	H=	m	H=	m	H=	m	H=	m	H=	m	H=	m	H=	m	H=	m	H=	m	H=	m										
点検区間	から まで m		から まで m		から まで m		から まで m		から まで m		から まで m		から まで m		から まで m		から まで m													
所見																														
変状項目	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	合計
立子 腐食	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		メッキ損傷	錆剥離																											
立子 変形・外れ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	サンプル数
		数少	数多																											
支柱・フレーム 腐食	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		メッキ損傷	錆剥離																											
支柱・フレーム 変形	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	平均
		軽微	折断																											
得点計																														

①基礎のa破損、露出、bぐらつき等で特に異常があれば所見欄に記入する。

別添様式24

雨水浸透施設　計画点検　点検票

団地名			
調査年月日			
調査者			
系統番号			
桝番号			
桝種別			
桝立地			
桝蓋材質			
桝蓋形状			
桝天端状況			
桝規格（mm）			
泥溜深（cm）			

	前回点検結果・管番号	点検・確認結果	前回点検結果・管番号	点検・確認結果	前回点検結果・管番号	点検・確認結果
桝内部状況		良好・中程度・重大		良好・中程度・重大		良好・中程度・重大
桝内湛水状況		湛水無・一部湛水・湛水		湛水無・一部湛水・湛水		湛水無・一部湛水・湛水
土砂堆積厚（cm）						
トレンチ管土砂堆積厚（cm）						
所見						

系統番号			
桝番号			
桝種別			
桝立地			
桝蓋材質			
桝蓋形状			
桝天端状況			
桝規格（mm）			
泥溜深（cm）			

	前回点検結果・管番号	点検・確認結果	前回点検結果・管番号	点検・確認結果	前回点検結果・管番号	点検・確認結果
桝内部状況		良好・中程度・重大		良好・中程度・重大		良好・中程度・重大
桝内湛水状況		湛水無・一部湛水・湛水		湛水無・一部湛水・湛水		湛水無・一部湛水・湛水
土砂堆積厚（cm）						
トレンチ管土砂堆積厚（cm）						
所見						

系統番号			
桝番号			
桝種別			
桝立地			
桝蓋材質			
桝蓋形状			
桝天端状況			
桝規格（mm）			
泥溜深（cm）			

	前回点検結果・管番号	点検・確認結果	前回点検結果・管番号	点検・確認結果	前回点検結果・管番号	点検・確認結果
桝内部状況		良好・中程度・重大		良好・中程度・重大		良好・中程度・重大
桝内湛水状況		湛水無・一部湛水・湛水		湛水無・一部湛水・湛水		湛水無・一部湛水・湛水
土砂堆積厚（cm）						
トレンチ管土砂堆積厚（cm）						
所見						

別添様式25

雨水浸透施設　点検結果入力シート

調査年月日

系統番号																		
桝番号																		
桝内部状況　0:良好;1:中程度;2:重大																		
桝内湛水状況　0:湛水無;1:一部湛水;2:湛水																		
土砂堆積厚　(cm)																		
余裕高　(cm)																		
管閉塞厚(cm)	①																	
	②																	
	③																	
所見																		

別添様式26

計画点検　　点検票　　屋内給水管

団地名〔コード〕		点検・箇所	No.1		No.6		点検日	
			No.2		No.7			
管理年度	年度		No.3		No.8		氏名	
			No.4		No.9			
			No.5		No.10			

劣化種別		評価基準及び配点						評価点					
		直管部		継手部		ネジ部		点検箇所	直管部	継手部	ネジ部	評価点	
外面腐食	浸食	なし	あり	なし	あり	なし	あり					合計点	(1) 合計点／点検箇所数
		0	3	0	3	0	3						
								小計	点	点	点	点	点
	錆び	なし	50%未満	50%以上	なし	50%未満	50%以上	なし	50%未満	50%以上			(2) 合計点／点検箇所数
		0	1	2	0	1	2	0	1	2			
								小計	点	点	点	点	点
	漏水の痕跡	なし	あり	なし	あり	なし	あり					合計点	(3) 合計点／点検箇所数
		0	5	0	5	0	5						
								小計	点	点	点	点	点

〔全体所見〕

総合評価点
(1)+(2)+(3)
点

別添様式27

計画点検　　点検票　　雑排水管

団地名		点検・箇所	No.1		No.6		点検日	
			No.2		No.7			
〔コード〕	〔　　〕		No.3		No.8		氏名	
			No.4		No.9			
管理年度	年度		No.5		No.10			

劣化種別		評価基準及び配点						評価点					
		直管部		継手部		ネジ部		点検箇所	直管部	継手部	ネジ部		評価点
外面腐食	浸食	なし	あり	なし	あり	なし	あり					合計点	(1) 合計点 点検箇所数
		0	3	0	3	0	3						
								小計	点	点	点	点	点
	錆び	なし	50%未満	50%以上	なし	50%未満	50%以上	なし	50%未満	50%以上		合計点	(2) 合計点 点検箇所数
		0	1	2	0	1	2	0	1	2			
								小計	点	点	点	点	点
	漏水の痕跡	なし	あり	なし	あり	なし	あり					合計点	(3) 合計点 点検箇所数
		0	5	0	5	0	5						
								小計	点	点	点	点	点

〔全体所見〕

総合評価点

(1)+(2)+(3)

点

別添様式28

計画点検点検票（共用灯設備）

団地名（コード）		号棟管理開始年度		点検日	・　・
				点検者氏名	
号　棟		階　層		棟全量 (−)（非）／（計）	サンプル数 (−)（非）／（計）
前回修繕時期		現状仕様			

劣化種別	劣化数量		評価基準				評価点	所見	備考
汚　損	困難		容易	困難	不可				カバー又は表示板の文字等の判定。
	不可		0	1	3				
亀　裂（欠　損）	あり		なし	あり					カバー又は表示板の亀裂（欠損）の状態。
			0	3					
腐　食	0.5%～3.0%未満		0.5%未満	0.5%～3.0%未満	3.0%～5.0%未満	5.0%以上			錆の発生を本体見付面積に対応する率で判定。
	3.0%～5.0%未満								
	5.0%以上		0	1	3	5			
変　形	軽微		軽微	全体					カバー又は表示板の変形状態。
	全体		1	2					
変　色	全体		自然	全体	ｿｹｯﾄ部				カバー、表示板、本体及びｿｹｯﾄの変色の状態。
	ｿｹｯﾄ部		0	2	3				
異　音	あり		なし	あり				ありは、速やかに報告	異状音の発生。
			0	3					
異　臭	あり		なし	あり				ありは、速やかに報告	異状臭の発生。
			0	3					
絶　縁	1.0MΩ～10MΩ未満		10MΩ以上	1.0MΩ～10MΩ未満	0.5MΩ～1.0MΩ未満	0.1MΩ～0.5MΩ未満			区分開閉器毎の絶縁抵抗値。
	0.5MΩ～1.0MΩ未満								
	0.1MΩ～0.5MΩ未満		0	10	20	30			
取替経過年数	5年～10年未満		5年未満	5年～10年未満	10年～13年未満	13年以上			
	10年～15年未満								
	15年以上		0	1	2	3			
					評価点合計			総合評価点＝評価点合計／サンプル数　総合評価点　点	

総合所見	
	サンプルした号棟及び場所等を記入のこと。 カバー及びランプをはずし内部の状態についても点検すること。

※　器具本体の劣化が場所によって異なる場合、サンプル数の半数程度を下記の場所とすること。
　　器具本体の劣化進行が早い場所 … 人通りの最も多い場所（エントランス・エレベーターホール）、風通しが悪い場所

※　総合評価点が3点以上の場合は写真を添付する。

別添様式29

計画点検点検票(テレビ受信設備)

団地名 (コード)		号棟管理 開始年度		点検日	・ ・		
				点検者氏名			
号棟		階層		棟全量 (U・BS計)		ｻﾝﾌﾟﾙ数	
前回修繕時期		現状仕様					

劣化種別	劣化数量		評価基準				評価点	所見	備考
亀裂	導波器 給電部		なし	導波器の取付部	給電部の取付部	素子の取付部全体			エレメント取付け部に割れが生じている状態
	素子全体		0	1	2	3			
腐食	0.5%～3.0%未満 3.0%～5.0%未満		0.5%未満	0.5%～3.0%未満	3.0%～5.0%未満	5.0%以上			エレメントの腐食の状態
	5.0%以上		0	1	3	5			
欠損	導波器曲り 導波器欠落		なし	導波器の曲り	導波器の欠落	給電部の曲り欠落			エレメントが曲がったり、欠落している状態
	給電部		0	3	5	8			
取替経過年数	3年～6年未満 6年～10年未満		3年未満	3年～6年未満	6年～10年未満	10年以上			
	10年以上		0	15	25	35			

アンテナ出力端子でUHF・SHFの出力電圧値を測定し、報告すること。

評価点合計		総合評価点＝評価点合計／サンプル数　総合評価点　　点

総合所見	サンプルした号棟等を記入のこと。

※ 総合評価点が25点以上の場合は写真を添付する。

別添様式30

計画点検点検票（屋外灯設備）

団地名（コード）		号棟管理開始年度		点検日	・　・
				点検者氏名	
号棟		階層		棟全量	サンプル数
前回修繕時期		現状仕様			

劣化種別	劣化数量	評価基準				評価点	所見	備考
汚損	困難	容易	困難	不可				カバー又は表示板の文字、ポール外面等の判定。
	不可	0	1	2				
亀裂（欠損）	あり	なし	あり					カバー又は表示板亀裂（欠損）の状態。
		0	2					
腐食	0.5%～3.0%未満	0.5%未満	0.5%～3.0%未満	3.0%～5.0%未満	5.0%以上			錆の発生を本体（ポール外面含む）見付面積に対応する率で判定。
	3.0%～5.0%未満							
	5.0%以上	0	1	3	5			
変形	軽微	軽微	全体					カバー又は表示板、ポール外面の変形状態。
	全体	1	2					
変色	全体	自然	全体					カバー、表示板、本体（ポール外面含む）及び変色の状態。
		0	2					
異音	あり	なし	あり				ありは、速やかに報告	異状音の発生。
		0	2					
異臭	あり	なし	あり				ありは、速やかに報告	異状臭の発生。
		0	2					
絶縁	1.0MΩ～10MΩ未満	10MΩ以上	1.0MΩ～10MΩ未満	0.5MΩ～1.0MΩ未満	0.1MΩ～0.5MΩ未満			区分開閉器毎の絶縁抵抗値。
	0.5MΩ～1.0MΩ未満							
	0.1MΩ～0.5MΩ未満	0	10	20	30			
孔開き	あり	なし	あり				ありは、縦横寸法値報告	カバー又は表示板、ポール等の発生。
		0	5					
亀裂、欠損残存率	70%～90%未満	90%以上	70%～90%未満	50%～70%未満	50%未満		残存率70%未満のものは、速やかに報告	コンクリートポールの場合
	50%～70%未満							
	50%未満	0	1	3	5			
肉厚残存率	70%～90%未満	90%以上	70%～90%未満	50%～70%未満	50%未満		残存率70%未満のものは、速やかに報告	鋼管ポールの場合
	50%～70%未満							
	50%未満	0	1	3	5			
灯具取替経過年数	5年～10年未満	5年未満	5年～10年未満	10年～13年未満	13年以上			
	10年～15年未満							
	15年以上	0	1	2	3			
		評価点合計					総合評価点＝評価点合計／サンプル数	総合評価点　点

総合所見	サンプルした屋外灯番号を記入のこと。

※ サンプル数の半数程度を下記の場所とすること。
　ポールの地際部の劣化進行が早い環境場所 … 植栽内、土の環境で根巻のないポール
※ 総合評価点が3点以上の場合は写真を添付する。

別添様式31

計画点検点検票(動力設備)

団地名 (コード)		号棟管理 開始年度		点検日		・	・
				点検者氏名			
号棟など		階層		棟全量		ｻﾝﾌﾟﾙ数	
前回修繕時期		現状仕様					

劣化種別	劣化数量		評価基準				評価点	所見	備考
破損	軽微		なし	軽微	全体				盤の箱体、内部の破損の状態。
	全体		0	1	2				
機能劣化	あり		なし	あり					盤の機能の状態。
			0	2					
腐食	0.5%～3.0%未満		0.5%未満	0.5%～3.0%未満	3.0%～5.0%未満	5.0%以上			錆の発生を導電部見付面積に対応する率で判定。
	3.0%～5.0%未満								
	5.0%以上		0	1	2	3			
変形	軽微		なし	軽微	全体				盤の箱体、内部の変形状態。
	全体		0	1	2				
変色	電源部		自然	電源部	全体				盤の内部の変色の状態。
	全体		0	2	3				
異音	あり		なし	あり					異状音の発生。
			0	5					
異臭	あり		なし	あり					異状臭の発生。
			0	5					
絶縁	5.0MΩ～10MΩ未満		10MΩ以上	5.0MΩ～10MΩ未満	1.0MΩ～5.0MΩ未満	0.2MΩ～1.0MΩ未満			区分開閉器毎の絶縁抵抗値。
	1.0MΩ～5.0MΩ未満								
	0.2MΩ～1.0MΩ未満		0	5	15	20			
取替経過年数	10年～15年未満		10年未満	10年～15年未満	15年～20年未満	20年以上			
	15年～20年未満								
	20年以上		0	2	4	6			
								評価点合計	

総合評価点＝評価点合計／ｻﾝﾌﾟﾙ数

総合評価点 ＿＿＿＿ 点

総合所見	サンプルした盤名称を記入のこと。

※ 総合評価点が20点以上の場合は写真を添付する。

別添様式32

外壁点検予備調査票　※図面の縮尺は任意とするが、寸法を記入すること。

東立面図

西立面図

南立面図

北立面図

団地名	調査号棟	支社名	センター名
	丁目　街区　号棟	支社	センター
(コード)	(コード)	(コード)	(コード)

管理開始年度	立地状況（※1）	屋根形状（※2）	工法区分（※3）	階数	戸数	外壁仕様（※4）
年度				階建	戸	

調査年月日	資格名	調査員氏名
自　令和　年　月　日		
至　令和　年　月　日		

外壁仕様		合　計	東　面	西　面	南　面	北　面
① 外壁点検 面積 ㎡						
	合　計					
② 一部打診 面積 ㎡	－					
	合　計					
③ 全面打診 面積 ㎡	－					
	合　計					
④ ①－②：一部打診時のその他の点検面積㎡						
⑤ ①－③：全面打診時のその他の点検面積㎡						
ゴンドラ架替回数		回	回	回	回	回
ゴンドラによる点検が出来ない場合の点検手段	高所作業車		一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面
	仮設足場		一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面
	その他（　）		一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面
上記の高所作業車台数・足場掛け面積等		台	台	台	台	台
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

［建物周辺の状況等］

別添：外壁面積計算書　枚

［特記事項］

落下防止庇:

植　込　み:

その他の対策:

※1　1:平面　2:丘陵　3:寒冷地　4:海岸地　のいずれかを記入
※2　1:陸屋根（屋上非解放）　2:陸屋根（屋上解放）　3:勾配屋根　のいずれかを記入
※3　1:壁式工法　2:ﾗｰﾒﾝ工法　3:壁式ﾗｰﾒﾝ工法　4:ﾒﾀﾙﾌｫｰﾑ工法　5:壁式ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ工法のいずれかを記入
※4　1:打込ﾀｲﾙ仕上げ　2:ﾓﾙﾀﾙ下地のうえ塗装仕上げ　3:打放しのうえ塗装仕上げ　4:打放しのうえﾀｲﾙ仕上げ　5:ﾓﾙﾀﾙ下地のうえﾀｲﾙ仕上げ　のいずれかを記入

別添様式33

計画点検票(樹体)

No.

団地名			団地コード		調査年月日				
センター名		管理開始年年度	昭和44年	管理戸数			調査員		
樹木No.		樹種名		形状 寸法	H	C	W	推定樹齢	並木No.
空間部位	A:住戸系、B:公園・広場系、C:みち系、D:施設系、E:緑地系、F:その他( )								
並木状植栽パターン	A:高木(桝)、B1:高木、B2:高木＋低木、B3:高木+中木、B4:高木＋中木＋低木、B5:多層・複合								

点検項目	点検内容細別	判定基準	判定 得点	判定	写真No.	特記事項
①衰退度	樹冠部の枝葉の枯れや樹形損壊状態	・,樹冠部の2/3以上が枯れ、樹形が著しく損壊している ・幹の太さ又は枝葉密度が同種の他樹木に比べて1/3未満しかない	2			
		・2/3未満ではあるが樹冠、幹、枝葉密度、樹形に異常が見られる ・幹の太さ又は枝葉密度が同種の他樹木に比べて1/3～2/3程度	1			
		・樹冠部の枝葉の枯れや樹形の損壊はほとんど見られない	0			
②危険度	樹木の倒伏、幹折れ、大枝折れ等の危険な状況	・幹や大枝,根元や根に大きな損傷・開口空洞・腐朽、キノコの着床が見られる ・根元から不自然に傾斜し、強く押すと元から揺れる ・倒伏対策として支柱や強剪定が施されている	2			
		・Aほどではないが,幹や大枝、根元や根に損傷や開口空洞、腐朽、不自然な幹の傾きなどが見られる	1			
		・幹や根元や大枝に損傷や開口空洞、腐朽、不自然な傾きは見られない	0			
③植栽密度	他樹木との競合・樹冠部の鬱閉状況及び施設からの被圧状況	・他樹木との競合又は樹冠部が著しく鬱閉(1/2以上の重なり)している。 ・施設からの被圧を著しく受けている	2			
		・1/2未満ではあるが、競合する樹木や樹冠の重なり、施設からの被圧が見られる	1			
		・競合する樹木や樹冠の重なり、施設からの被圧は見られない	0			
④障害度	住環境に及ぼす各種障害の状況 ※ ・日照・通風、架線・壁面等接触、外灯・照明、通行、越境、建築限界の逸脱、落果・落葉、樹液等	・住環境性能に係る著しい障害が見られる ・上記対策として強剪定が施されている	2			
		・Aほどではないが障害が見られる	1			
		・特に目立った障害はなく、強剪定もされていない	0			
⑤土壌劣化度	土壌および植込み、植桝の劣化状況	・根元周りの土壌が踏圧等により広範囲に固結化している ・根元周りの表土が流出し、根が露出している ・樹木に根上がりや巻き根による構造物への影響が見られる	2			
		・Aほどではないが踏圧等による土壌の固結化や表土の流出が見られる ・根上がりや巻き根が見られる	1			
		・土壌の固結化や表土の流出は見られない ・根上がりや巻き根が見られない	0			

所見	全景写真

※点検票の記入方法
・判定基準が複数ある場合は、該当する項目すべてに○をつける。
・判定欄の記入は下記のとおりとする
　A:2点　劣悪な状況
　B:1点　悪い状況
　C:0点　良好
・障害度については特記欄に障害の種類を記入する
・判定基準以外で必要な指摘事項や留意事項などを所見欄に示す。
・A・B判定の場合は写真を添付する。

別添様式34

計画点検総括票(樹体)

No.

団地名		センター名		管理開始年度		管理戸数		調査年月日		調査員	○○
団地コード											
並木No.											

樹木No.	樹種	形状・寸法			判定(得点 A:2点、B:1点、C:0点)										5項目の得点合計	総合判定	点検票No.
		H	C	W	①衰退度		②危険度		③過密度		④障害度		⑤土壌劣化度				
					得点	判定	得点	判定	得点	判定	得点	判定	得点	判定			
A判定本数計/得点計																	
A判定比率((A判定本数/対象本数)%																	

別添様式35

計画点検票（並木）

No.

団地名		センター名		管理開始年度		管理戸数		調査年月日		調査員	
団地コード											
並木No.		主要樹種				本数	本				
空間部位	A:住戸系、B:公園・広場系、C:みち系、D:施設系、E:緑地系、F:その他（					植栽構造	A:高木（桝）、B1:高木、B2:高木＋低木、B3:高木+中木、B4:高木＋中木＋低木、B5:多層・複合				

点検項目					数量	単位	判定基準	判定		写真No.	特記事項
項目			内容					得点	判定		
	植栽密度	並木の植栽間隔	イ、樹体点検対象木の植栽間隔	最大		m	・植栽間隔が狭い樹木が50%以上ある（樹間ℓ＜樹高1/2H） ・植栽間隔が広い樹木が50%以上ある（樹間ℓ＞樹高2H）	2			
							・植栽間隔が狭い樹木が50%未満ある（樹間ℓ＜樹高1/2H）	1			
				最小			・植栽間隔が広い樹木が50%未満ある（樹間ℓ＞樹高2H）				
							・樹木の植栽間隔は適切である（樹間ℓ≒樹高H）	0			
	修繕履歴	樹体点検対象木における経常修繕の実施状況	イ、樹体点検対象木の伐採（間引き）本数（切り株）			本	樹体点検対象木の伐採（間引き）痕が全体の30%以上ある 樹体点検対象木ののの30%以上が植え替えられている	2			
			・樹冠部の枝葉の枯れや樹形損壊はほとんど見られない			本	樹体点検対象木ののの30%以上に倒伏対策の支柱が設けられている 樹体点検対象木の30%以上に強剪定が施されている				
			ハ、樹体点検対象木の倒伏対策支柱の設置本数			本	樹体点検対象木の伐採（間引き）痕が全体の10～30%ある 樹体点検対象木の10～30%が植え替えられている	1			
			ニ、樹体点検対象木の強剪定本数			本	樹体点検対象木の10～30%に倒伏対策の支柱が設けられている 樹体点検対象木の10～30%に強剪定が施されている				
							伐採、植え替え、支柱、強剪定等の修繕跡は見られない	0			
	樹体点検対象木以外の植栽樹木の生育状況		イ、樹体点検対象木以外の高木の植栽密度		目視		・全体に植栽間隔が著しく狭く、鬱閉状態である	2			
							・一部植栽間隔の狭い箇所が見られるが、鬱閉するほどではない	1			
							・競合する樹木は無い、または樹体点検対象木以外に高木植栽はない	0			
			ロ、樹体点検対象木以外の高木の衰退度		目視		・生育不良樹木が多く（1/3以上）、著しく衰退が進行している	2			
							・生育不良樹木は見られるが、全体の1/3未満である	1			
							・生育不良樹木はほとんど見られない	0			
所見欄											

※判定結果は　A:2点、著しく高い、著しく多い、著しく悪い
　　B:1点、高い、多い、悪い
　　C:0点、低い、少ない、良い
※数量は目視表示以外は計測結果を示す。
※樹体点検対象木の植栽間隔は並木点検台帳を基に記入する。
※修繕履歴項目のうち1つでもAがあればA判定とする。
※A・B判定の場合、写真を添付する。

別添様式36

計画点検総括票（並木）

No.

団地名		センター名		管理年度		管理戸数		調査年月		調査員	
団地コード											

並木No.																		諸元については並木点検台帳より記入する。
主要樹種																		
空間部位																		
並木延長・本数		延長 m	本数 本		延長 m	本数 本		延長 m	本数 本		延長 m	本数 本		延長 m	本数 本			
植栽間隔		最大 m	最小 m		最大 m	最小 m		最大 m	最小 m		最大 m	最小 m		最大 m	最小 m			
並木のパターン																		
所見																		
変状項目		C	B	A	C	B	A	C	B	A	C	B	A	C	B	A		
樹体	衰退度	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		・樹体部の判定は樹体別計画点検総括票を基に判定する。 ・並木別点検は、並木別計画点検票を基に判定する。
	判定A比率	10%未満	10%～30%	30%以上														
	危険度	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
	判定A比率	10%未満	10%～30%	30%以上														
	過密度	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
	判定A比率	10%未満	10%～30%	30%以上														
	障害度	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
	判定A比率	10%未満	10%～30%	30%以上														
	土壌劣化	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		合計
	判定A比率	10%未満	10%～30%	30%以上														
並木	植栽間隔 狭いまたは広い	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		サンプル数
		ℓ≒H	ℓ＜H, ℓ＞H	ℓ＜1/2H, ℓ＞2H														
	修繕履歴（伐採痕、植替え、支柱、強剪定）	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
		10%未満	10～30%	30%以上														
	樹体点検対象木以外の樹木の生育状況 植栽密度	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		平均
	樹木の衰退度	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
得点集計																		

※倒伏、幹折れ等の緊急措置が必要な場合、市区町村の保存指定樹木になっている場合については、所見欄に記入する。

※植栽間隔は並木点検台帳に示す数値を基に記入する。（ℓ→植栽間隔、H→樹高）

同一の並木内に間隔が広い個所、狭い個所の両方がある場合は悪いほうの判定に準ずる。

別添様式37

点 検 業 務 実 施 計 画 書 (年 間)

点検区分(　　)　　業務区分(　　)　　(　　センター)

団地名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考

別添様式38　　（　　センター）

業務区分	点検業務実施計画書（　　月）	センター長	課長	班
実施時期	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで	業務会議日時場所	令和　年　月　日	

独立行政法人都市再生機構　　支社
支社長　　殿　　令和　年　月　日
下記のとおり、令和　年　月の法定点検等業務を実施することとしたので実施計画書を提出します。

受注者
※受注者押印不要

記

業務内容	団地名	数量	備考	業務内容	団地名	数量	備考

※業務指示内容等打合せ記録及び点検業務実施日程表を添付すること。

別添様式39　　（　　センター）

業務区分	点検業務実施報告書（　　月）	センター長	課長	班
実施時期	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで	業務会議日時場所	令和　年　月　日	

独立行政法人都市再生機構　　支社
支社長　　殿　　令和　年　月　日
下記のとおり、令和　年　月の法定点検等業務を実施しましたので報告します。

受注者　（住所）
※受注者押印不要

記

業務内容	団地名	数量	備考	業務内容	団地名	数量	備考

※実施計画を変更した場合は、業務指示内容等打合せ記録を添付すること。

別添様式40

法定点検等業務実施日程表（令和　　年　　月分）

センター	人員	点検項目	団地名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

別添様式41

業務請負指示内容等打合せ記録	センター長	課長	班

業務請負名称	令和　年度法定点検等業務（　地区）		
打合せ年月日	令和　年　月　日	業務担当者	
受注者名		管理技術者等	
出席者			

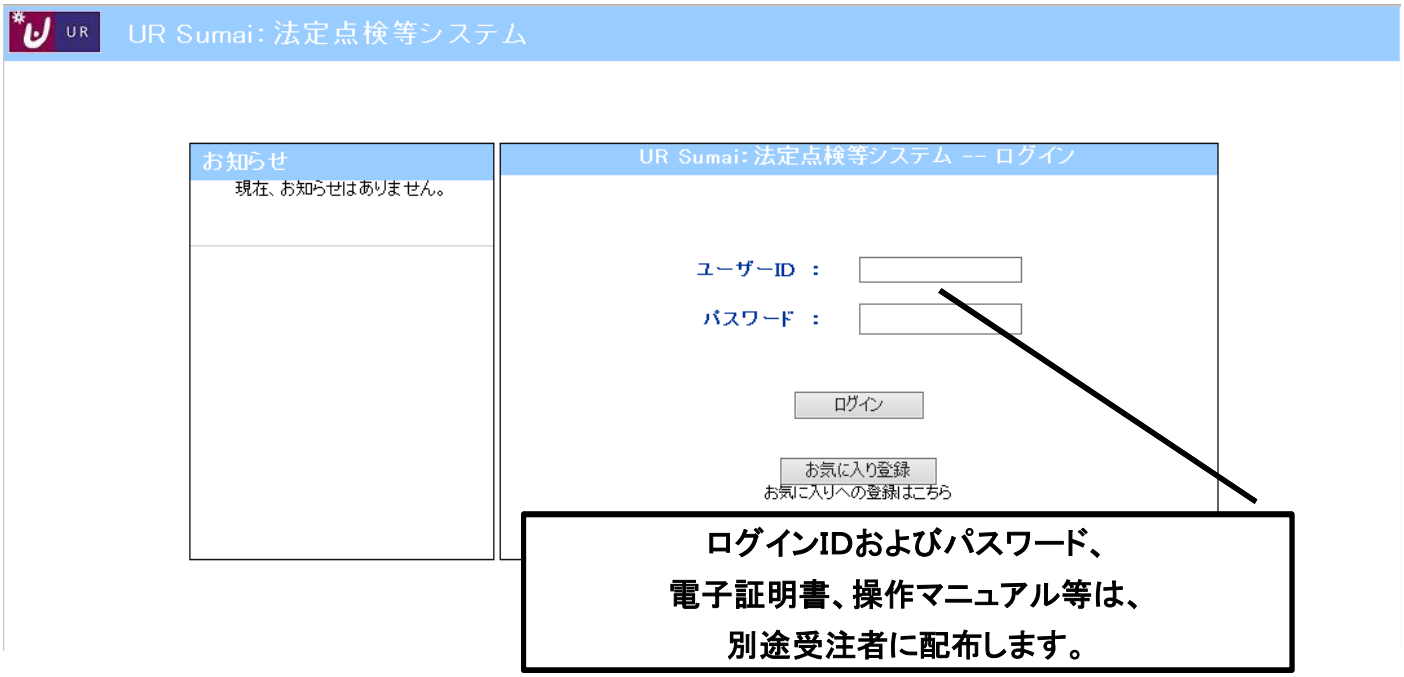
※業務の進捗状況の指示・点検箇所の指示、追加、取止め等の内容を記録する。

参考資料

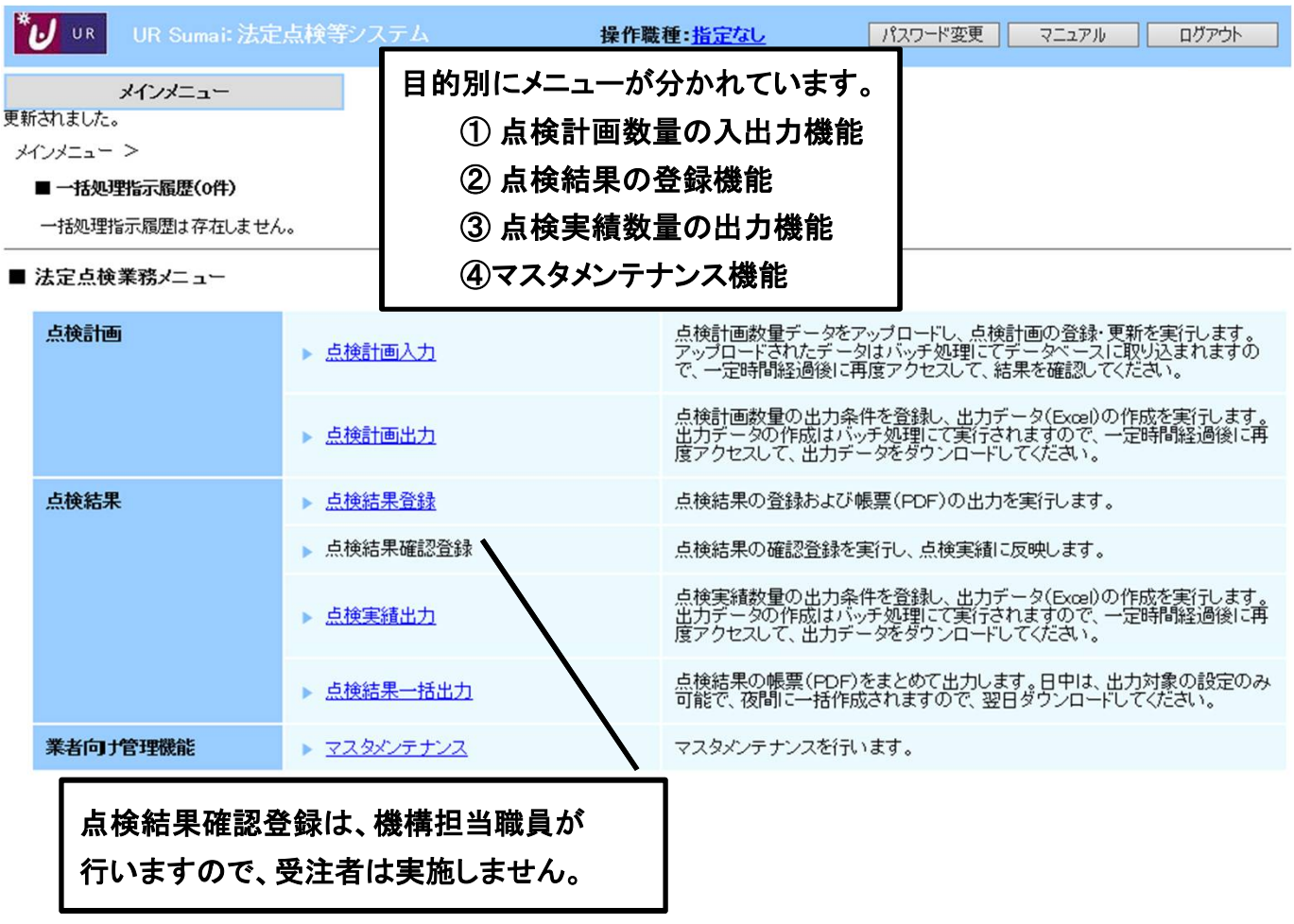
法定点検等システム
概要資料

ＵＲ都市機構
住宅経営部

1．ログイン画面



2．メニュー画面



3．点検結果登録（例：安全点検（建築））

UR Sumai：法定点検等システム　　操作職種：指定なし　　マニュアル

安全点検（個別）（建築） 登録

メインメニュー ＞ 点検結果検索 ＞ 安全点検（個別）（建築）登録

登録実行　キャンセル

■ 点検基本

支社 *	(20)東日本賃貸住宅本部	住宅管理センター *	(01) 東日本賃貸住宅本部　東京東住まいセンター
団地 *	666 一覧 東雲キャナルコートCODAN	号棟 *	0 － 00 － 0016 一覧　駐車場
管理開始年度	H.15	棟分類	(3)面開発市街地
外壁部位仕様	(03)打放しのうえ塗装仕上げ	棟型式区分	(2)片廊下型
階数	14 階建	戸数	170 戸
点検項目	①外壁・外壁以外同時実施	緊急点検	対象
点検日 *	H 28 / 7 / 1 (金) ～	H 28 / 7 / 29 (金)	
資格名1 *	資格名 一覧	資格名2	一覧
点検者1 *	点検者名 一覧	点検者2	一覧

■ 点検内容　一括写真登録

No.	点検項目	判定	内容説明	面	判断箇所	箇所数	数量	単位	応急措置有無	添付資料 写真No.	添付資料 図面No.	(緊急処理用) 補修伝票No. / 送付年月日	[住宅管理センター] 発注No. / 発注年月日
1	ア ④	B	ひび割れ		北階段室壁 ９Ｆから８Ｆ	2	5.4	m	無	添付	添付		
2	- -	-											

点検項目別に、点検結果を登録します。

4．点検結果出力（例：安全点検（建築））

別添様式1

安全点検点検票（建築）

①外壁・外壁以外同時実施 ②外壁点検のみ ③外壁以外点検のみ

団地名	点検号棟	支社名	住宅管理センター	点検年月日
東雲キャナルコートCODAN	0 丁目 0 街区 16 号棟	東日本賃貸住宅本部	東日本賃貸住宅本部　東京東住まいセンター	自 H28/1/29
(コード)	666 (コード) 0000016	(コード) 20	(コード) 01	至 H28/2/2

管理開始年度	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	階数	戸数	資格名・点検者氏名（主たる点検結果の判定者）	点検項目（※）
平成15年	3 面開発市街地	03 打放しのうえ塗装仕上げ	2 片廊下型	14階建	170戸		③

点検項目	判定 A-1	判定 A-2	判定 B	内容説明	面	判断箇所	箇所数	数量	応急措置有無	添付資料 写真NO	添付資料 図面NO	(緊急処理用) 補修伝票NO 送付年月日	[住宅管理センター記載欄] 発注NO 発注年月日	備考
ア ④			○	ひび割れ		北階段室壁 ９Ｆから８Ｆ・５Ｆ	2	5.4m	無	001, 002, 003, 004				
ア ⑫			○	壁ボードはがれ		北階段室壁 ４Ｆから３Ｆ	2	1.5m	無	001, 002				
ウ ④			○	ひび割れ		北階段室階段踏面 ＲＦから１１Ｆ・９Ｆから１Ｆ	0	1式	無	001, 002, 003, 004				
ウ ④			○	ひび割れ		北階段室床 １０Ｆ・９Ｆ・４Ｆ・２Ｆ	4	5.3m	無	001, 002, 003, 004, 005, 006, 007				
ア ④			○	ひび割れ		階段室壁 北ＥＶホール１Ｆから地下駐車場	1	1.1m	無	001, 002				
オ ⑬		○		開閉不良（ラッチ不良）		北階段室扉 ４Ｆ	0	1箇所	無	001, 002				
ア ⑧			○	塗膜の剥れ・ふくれ		南外階段上裏 １３Ｆから１１Ｆ・９Ｆ・８Ｆ・５Ｆから２Ｆ	0	9箇所	無	001, 002, 003, 004, 005				
ア ②			○	エフロ		南外階段上裏・壁 ８Ｆ	0	2箇所	無	001, 002, 003, 004, 005, 006				
ウ ⑪			○	床シート　継目の見開き（はがれなし）		南外階段床 １４Ｆ・１１Ｆ・９Ｆ	0	3箇所	無	001, 002				
イ ②			○	エフロ（廊下見付目地）		共用廊下１４Ｆ（最上階）上裏尾垂 南側、１４０３号室から１４０６号室	0	1式	無	001, 002, 003, 004, 005, 006, 007, 008, 009				
イ ⑥			○	鉄製カバー　錆		共用廊下１４Ｆ（最上階）ダウンライトカバー　東南角	0	1箇所	無	001, 002				
イ [99]			○	目地シーリング干割れ		共用廊下１４Ｆ（最上階）南面壁	5	9m	無	001, 002				
イ ②			○	エフロ（廊下見付目地）		共用廊下上裏端部 １３Ｆ×１６、１２Ｆ×１７、１１Ｆ×９、１０Ｆ×１２、９Ｆ×１５	0	69箇所	無	001, 002, 003, 004				
イ ②			○	エフロ（廊下見付目地）		共用廊下上裏端部 ８Ｆ×１０、７Ｆ×１３、６Ｆ×１０、５Ｆ×４、４Ｆ×	0	44箇所	無	001, 002, 003, 004, 005				
イ ②			○	エフロ（廊下見付目地）		共用廊下　上裏尾垂 ３Ｆ×３、２Ｆ×４　１３Ｆから２Ｆ　計１１７箇所	0	7箇所	無	001, 002, 003				
イ ⑦		○		バックアップ材浮き（廊下見付目地）		共用廊下上裏尾垂 ＥＶ前４Ｆ	1	0	無	001, 002, 003				

安全点検実施（直近）：	平成25年	計画点検（建物診断）実施：	外壁改修年度：	屋根防水工事：

(所見欄)

(外壁等点検部位)
□ A 外壁　□ B 窓廻り外壁　□ C 大庇鼻先・上裏　□ D バルコニー壁　□ E バルコニー鼻先・上裏　□ F コンクリート手摺り壁・笠木　□ G 階段室壁・上裏　□ H 共用廊下壁・上裏　□ I 小庇・庇台
□ J 基礎　□ K EXP.J部　□ L パラペット　□ M PC目地　□ N 塀壁　□ Z その他

(外壁以外の点検部位)
□ ア 階段室壁・上裏　□ イ　□ ウ　□ エ　□ オ　□ カ　□ キ　□ ク　□ ケ　□ コ
□ サ 共用廊下　□ シ 住戸玄関・室内
□ ニ　□ ヌ

(劣化種別等)
(1) 剥落　(8) 塗膜剥れ・ふくれ　(9) 漏水・水勾配不良

(1) 当該住棟に無い項目は取消し線で削除する
(2) 点検を実施した項目にチェックを記入する

システムに点検結果を登録すると、
報告様式の形で出力されます。

別冊２

黄色マーカー部は単体企業の場合は削除

法定点検等業務請負契約書（標準案）

１　業　務　名　令和８年度中部支社管轄団地における法定点検等業務
２　履 行 場 所　中部支社管轄団地（中部地区）
３　履 行 期 間　令和８年４月１日から令和11年３月31日まで
　　指定部分令和９年３月31日まで（第１次）
　　令和10年３月31日まで（第２次）
４　請負代金額　　金　　円
　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
５　支 払 条 件　　部分払い18回及び完成払い

上記の業務について、発注者独立行政法人都市再生機構と受注者とは、次の条項により、業務請負契約を締結する。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の○○共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

（ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。）。

年　　月　　日

発 注 者　住　所
　　氏名　　印
受 注 者　住　所
　　氏　名　　印

（注）　受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別添の業務仕様書（説明書、入札説明書及び入札説明書等に対する質問回答書を含む。以下これらを「仕様書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

２　この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第７条に規定する担当職員（以下「担当職員」という。）を経由するものとする。この場合、担当職員に提出された日をもって、発注者に提出されたものとみなす。

３　発注者及び受注者は、この契約に関し、日本語、日本円、日本の標準時

及び計量法（平成４年法律第51号）に規定する法定計量単位を使用するものとする。

４　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全て　の行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全て　の行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（日程表）

第２条　受注者は、この契約締結後10日以内に仕様書に基づいて日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の日程表を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

２　受注者は、この契約の業務成果品（以下「業務成果品」という。）を第三者に譲渡し、貸与し又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

（再委託等）

第４条　受注者は、業務の全部を一括して、若しくは仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

（業務の履行状況の調査等）

第５条　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（管理技術者等）

第６条　受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の処理を管理し、この契約に基づく受注者の権限（請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金額の請求及び第８条第２項及び第３項並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる管理技術者（以下「管理技術者」という。）を定め、書面をもってその者の氏名及び経歴を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

２　受注者は、仕様書の定めるところにより、受注者が業務を処理するために使用している者（以下「業務担当者」という。）を定め、書面をもってその者の氏名及び経歴を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

３　受注者は、管理技術者及び業務担当者を定めようとするときは、仕様書に定める資格を有する者としなければならない。

４　管理技術者は業務担当者を兼ねることができる。

（担当職員）

第７条　発注者は、業務の履行について、打合せ、指示を行う担当職員を定めたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

（管理技術者等に関する措置請求）

第８条　発注者は、管理技術者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるとき、受注者が業務を履行するために使用している使用人若しくは下請負人等で業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められるとき、又は業務担当者で業務の処理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを求めることができる。

２　受注者は、前項に規定する請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、担当職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを求めることができる。

４　発注者は、前項に規定する請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

（仕様書不適合の場合の修正義務）

第９条　受注者は、業務の履行が仕様書に適合しない場合（以下「当該不適合」という。）において、担当職員がその修正を請求したときは、これに従わなければならない。この場合、発注者による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。

２　当該不適合が担当職員の指示による等発注者の責めに帰すべき理由によるときは、次条第１項後段、第２項及び第３項の規定を準用する。

（業務の変更、中止等）

第10条　発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第３項に定めるところにより、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

２　履行期間又は請負代金額の変更は、発注者と受注者とが協議して決める。

３　発注者は、第１項の場合において、受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。履行期間を変更した場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

（賃金の変動に基づく請負代金額の補正）

第10条の２　発注者は、当業務の履行期間内であって履行開始日から十二月を経過した後に、日本国内における賃金水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、次の各号に定めるところにより、請負代金額について補正を行うことができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

一　発注者は、受注者に対し、補正予定日及び補正に係る日程を通知しなければならない。

二　発注者は、補正前請負代金額（請負代金額の総額から補正予定日時点における業務の既済部分に相応する請負代相当額を控除した額をいう。以下同じ。）と補正後請負代金額（補正予定日が属する年度の〇月１日時点の賃金水準を基礎として発注者が算出した補正前請負代金額に相応する額をいう。以下同じ。）の差額の二分の一の額（補正前請負代金額と補正後請負代金額の差額が補正前請負代金額の千分の三十を下回る場合は、当該差額のうち変動前請負代金額の千分の十五を超える額とする。）を補正の上限額（以下「補正上限額」という。）とする。ただし、補正前請負代金額と補正後請負代金額の差額の絶対値が補正前請負代金額の千分の十五を下回る場合は、補正を行わないものとする。

三　受注者は、発注者に対して、発注者が第１号の規定により通知する日程に記載の期間内に限り、補正の希望額（以下「補正希望額」という。）を書面にて提出することができる。この場合において、受注者は、補正希望額の内訳を証する書面（以下「内訳書」という。）を併せて提出しなければならない。

四　発注者は、受注者から前号に規定する補正希望額の提出があった場合は、補正希望額と補正上限額を比較し、より小さい額（請負代金額を減額する場合にあっては、それぞれの絶対値を比較し、より大きい額とする。）を補正額として受注者に通知するものとする。

五　発注者は、受注者から第３号に規定する補正希望額の提出がない場合は、受注者が補正希望額を０円で提出したものとして、補正を行うことができるものとする。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者が提出する内訳書の内容に不備又は虚偽記載があると認めたときは、補正に応じないことができる。

３　発注者は、第１項第２号に規定する補正前請負代金額の算出に当たっては、業務の既済部分の確認に係る協力を受注者に求めることができる。この場合において、発注者は当該確認をするための検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

（損害の負担）

第11条　業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとし、その

額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（検査及び引渡し）

第12条　受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査の結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

３　発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務成果品の引渡しを申し出たときは、直ちにこれに応じなければならない。

４　発注者は、受注者が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に業務成果品の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

５　受注者は、業務成果品が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修正して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、検査については、前各号の規定を準用するものとし、これらの規定中「業務の完了」とあるのは、「修正の完了」と読み替えるものとする。

（請負代金の支払）

第13条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を受注者に支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき理由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第14条　受注者は、業務の完了前に、業務の出来形部分に相応する請負代金相当額の10分の９以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、頭書の回数を超えることができない。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分の確認を書面により発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は、遅滞なく、その確認をするための検査を行い、書面をもってその結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求のあった日から起算して14日以内に部分払金を受注者に支払わなければならな

い。

４　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の出来形部分に相応する請負代金相当額は、末尾記載の中間支払率により算定する。

部分払金の額≦第１項の出来形部分に相応する請負代金相当額（請負代金額×中間支払率）×9/10

５　第３項の規定により部分払金の支払があった後、受注者が再度部分払の請求をする場合には、第１項及び第４項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」と読み替えるものとする。

（部分引渡し）

第15条　発注者が仕様書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第12条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「業務成果品」とあるのは「指定部分に係る業務成果品」と、第13条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項の規定により準用される第13条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第12条第２項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額
－既払金額

（履行遅滞の場合における損害金等）

第16条　受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

２　前項の損害金の額は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき理由により第13条第２項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第16条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。第17条の２及び第21条第

１項において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年(365日当たり）３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第17条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

一　受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二　正当な理由なく業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
三　第４条の規定に違反したとき。
四　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
五　第19条第１項の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
六　受注者が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
七　前条第１項各号の規定のいずれかに該当したとき。
２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。
（契約が解除された場合等の違約金）
第17条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間

内に支払わなければならない。
一　前条の規定によりこの契約が解除された場合
二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
（発注者による解除権）
第18条　発注者は、業務が完了しない間は、第17条第１項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。
２　第17条第２項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。
３　発注者は、第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。
（受注者の解除権）
第19条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。
一　第10条第２項の規定により発注者と受注者とが協議した場合において、変更後の請負代金額が、当初の請負代金額の２分の１未満となったとき。
二　受注者の責めに帰することができない理由により、発注者が受注者の業務の処理を一時中止した場合において、当該中止期間が業務の当初の履行期間の２分の１以上に達したとき。
三　発注者がこの契約に違反し、その違反によって業務の完了が不能となるに至ったとき。
２　第17条第２項及び前条第３項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。
（業務実績評価の実施）
第20条　発注者は、受注者に対する業務の実施状況に関する評価（「業務実績評価」という。）を別紙１「法定点検等業務に係る事業者評価シート」により、履行期間において２度実施するものとし、発注者は実施した業務実績評価の結果を受注者に通知するとともに、通知した結果を、次回の同内容業務の公募時に、総合評価における評価項目として使用する。
２　業務実績評価の結果、評価「Ｃ」が付された「評価の視点」項目につい

ては、受注者は発注者が業務を適切に実施し得る内容であると認める内容の「改善計画書」（任意様式）を、前項の通知があった日から原則として30日以内に、発注者に提出しなければならない。

３　受注者は、前項により発注者に提出した「改善計画書」に沿って業務を実施しなければならない。

４　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、催告によらないで、この契約を解除することができるものとする。

一　第２項に基づく「改善計画書」を提出しなかったとき。

二　前項に基づく「改善計画書」にそった業務の実施がなされていないと発注者が認めたとき。

５　第17条第２項規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（提案仕様書所定業務不履行の場合の違約金等）

第21条　受注者の責めに帰すべき事由により、別紙２「提案仕様書」の所定業務が履行されない場合は、発注者は、業務実積評価において「Ｃ：要改善」評価とし、また、入札時に付与した技術評価点の再評価を行い、次の算式により、落札時の評価値に相応する評価額（以下「ペナルティ額」という。）を算定し、ペナルティ額に100分の10に相当する額を加算した額を違約金として受注者に請求することができる。ただし、当該違約金は、請負代金額の10分の１に相当する額を上限とする。

ペナルティ額（千円未満切り捨て）＝（当初評価値－見直し後技術評価点－当初価格評価点）×（当初予定価格÷価格評価点の配分点（技術評価点に評価値配点割合を乗じた点数で、価格評価点の満点（50点）をいう。））

２　前項の規定により発注者が違約金を請求した場合においては、受注者は、発注者の指定する期間内にこれを支払わなければならない。

（賠償金等の徴収）

第22条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に発注者に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払の日までの日数に応じ、年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合においては、発注者は、受注者から遅延日数に応じ年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持等）

第23条　受注者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　受注者は、業務成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（紛争の解決）

第24条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、発注者と受注者との双方の合意により選定した第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担する。

２　前項の規定にかかわらず、訴訟による場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第25条　この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

以　上

（別紙１）

法定点検等業務に係る事業者評価シート

令和　　年　　月　　日記入

業務概要	受注者　　：		
	業務名　　：　　令和８年度中部支社管轄団地における法定点検等業務		
	履行期間　　：　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日		
評価期間	令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日		
評価項目	評価の視点	評価	（Ａ又はＣの場合）評価に至った理由等
業務の的確性	契約書及び仕様書に定める業務を十分理解し、適正かつ迅速に実施しているか。		
業務の実施体制	適切に業務が実施されるよう、業務の実施体制が確立されており、管理技術者と業務担当者との連絡・調整が十分図られているか。		
業務の遂行	実施計画どおりに業務が遂行され、遅れが発生していないか。		
危険箇所発見時の対応	点検結果のうち、安全性上、緊急性が高いものについて、速やかに担当職員に報告しているか。		
調査への協力	機構が実施する履行状況調査等に協力的だったか。		
住宅管理センター等との連携	住宅管理センターや他の関係者とも円滑に連携を図りながら業務に取り組んでいるか。		
業務の効率性	業務を効率的に実施するための工夫や業務改善に関する取組みなどを行っているか。		
社内研修体制	当該業務に関する研修が適切に行われているか。		
業務実施者の実施態度等	団地内における業務実施時の服装及び実施態度等が適切であるか。また、居住者等から、住宅管理センター、管理サービス事務所、機構ホームページ等に苦情等の申出はないか。		
労働関係法規の遵守状況※	労働基準法、最低賃金法、男女雇用機会均等法等を遵守しているか。		

※業務発注担当者は、労働関係法規の遵守状況について、別紙様式により、受注者から報告を受け、評価する。

【凡例】

評　価	内　　容
Ａ	適切に業務を実施しているとともに、積極的に業務の改善を行うなど、特に優れた成果が見られる。
Ｂ	適切に業務を実施している。
Ｃ	適切に業務が実施されていない状況が見受けられ、業務の改善等が必要である（居住者等からの苦情は、申出の内容について事実関係を確認の上、受注者の責によらないもの及び事実に反するものを除く。）。

（前年度に業務実績評価を実施し、かつ「改善計画書」を提出した場合のみ）

特定評価項目	評価の視点	評価
前年度に提出した「改善計画書」に沿った本役務の実施がなされているか。	*（改善計画書に記載された項目について、評価の視点を記載する。）*	実施がなされている　・　実施がなされていない

（別紙２－１）

提 案 仕 様 書

（業務理解度）

研修状況
点検作業マニュアル

（別紙２－２）

提 案 仕 様 書

（実施体制）

実施体制及び配員計画

（別紙２－３）

提 案 仕 様 書
（取組提案）

業務の実施方法等の具体的な取組み
① ○○に関する取組 ○○ ② ○○に関する取組 ○○○○ ③ ○○に関する取組 ○○○○ ④ ○○に関する取組 ○○○○ ⑤ ○○に関する取組 ○○○○

（参考様式）

令和〇年〇月〇日

再委託（変更等）承諾申請書

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長　竹内　英雄　殿

受託者　住所
氏名　株式会社〇〇〇〇
〇〇　〇〇　　印

契約名称：令和８年度中部支社管轄団地における法定点検等業務

令和〇年〇月〇日付けをもって締結した上記の契約に関して、以下のとおり業務の一部を再委託したく、契約書第４条第２項に基づき申請するので、手続き方お願いします。

項目	申請内容
再委託の相手方 （住所、氏名）	〒000-0000　〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇 △△株式会社
再委託業務の内容	上記業務の小構造物設計計算、図面作成（平面図、縦断図、横断図、小構造物詳細図）および数量計算
再委託業務の契約予定額	〇〇千円（契約金額に対する比率〇％） ※見積書を添付
再委託を行う必要性 及び 再委託の相手方の選定理由	（再委託する必要性） 小構造物設計計算、図面作成を再委託することで、業務の効率化を図り、工期短縮に努めるため再委託する。 （再委託の相手方の選定理由） △△株式会社は、平成10年より弊社の道路設計業務の図面作成、数量計算を中心とした業務を行ってきている。この間、成果の品質が高く、納期も遵守している。 また、上記業務の同種、類似業務の実施経験が多数有り、短期間での業務遂行に寄与し、成果の品質向上に視することが期待できるため。

（参考様式）

令和〇年〇月〇日

再委託（変更等）承諾書

株式会社〇〇〇〇
〇〇　〇〇　殿

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長　竹内　英雄　　印

契約名称：令和８年度中部支社管轄団地における法定点検等業務

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった上記の契約に関する業務の一部の再委託について、承諾したので通知する。なお、申請内容等に変更が生じる場合には、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾にあたっては、次の事項を条件とする。

①再委託の相手方に対し、業務の適正な履行を求めること

②当機構からの求めに応じ、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書等の書類の写しを提出すること

別冊３

UR賃貸住宅点検等業務マニュアル

～ＵＲ賃貸住宅を長く活用していくための「法定点検等業務標準仕様書（案）」の解説～

令和７年９月版

街に、ルネッサンス

UR都市機構

本書の使用にあたって

1　本書の目的

本書は、機構賃貸住宅の住棟、施設及び敷地の点検を、実地点検する方式で行う場合に実施するため基礎的事項を記述しております。

近年、建物の各部の劣化、損耗に起因して安全上又は機能上、重大な結果を引き起こす恐れのある事故等の発生、あるいは発生の傾向にあります。そのために、経年建物等について、その機能を良好に維持するとともに安全性を確保し、長期にわたって活用を図っていくために、適確な点検（劣化等の調査及び建物診断）を行い、合理的な手法に基づいて修繕措置の判定を行い、適正かつ計画的に修繕等を実施していくことが必要です。

本マニュアルは、このような事態に対処するための修繕措置（経常的修繕及び計画的修繕）の判定を統一的・効率的に行うための手法として、点検及び判定方法を体系的にまとめ、効果的な法定点検等業務実施のための拠り所とするものです。

業務内容等の解説と同時に、①点検のポイント及び②判断基準を紹介することにより、点検業務の技術向上と判定のバラツキを無くすることを目的のひとつとします。

2　法令等の取扱いについて

建築基準法第12条に基づく定期調査・報告に係る点検については、法令への適合状況等の判定が必要となるため、最小限の範囲で関係規定の概要を記述します。

詳細については、法令及び各特定行政庁の方針等を確認してください。

目　　次

本書の使用にあたって…… 1
目　　次…… 2
本編　　法定点検等業務標準仕様書と解説…… 4
第１章　業務の対象
1　（1～5）業務の対象…… 6
第２章　業務の内容
2 (1) 点検業務…… 8
2 (2) 点検結果の整理集計業務…… １０
2 (3) 外壁点検に係る予備調査業務…… １１
2 (4) 応急措置等を施す業務…… １１
第３章　業務の実施体制等
3 (1)　管理技術者…… １４
3 (2)　業務担当者…… １５
3 (3)　点検班の構成等…… １７
3 (4)　点検業務実施計画書等の提出…… １７
3 (5)　業務の実施時間…… １８
3 (6)　点検工具・備品等の携行…… １８
3 (7)　業務の事前準備…… １９
3 (8)　点検の実施回数、実施時期…… １９
3 (9)　服装等…… ２４
3 (10) 駐車場の利用…… ２５
3 (11) 給水施設等への立ち入り…… ２５
3 (12) 機械式駐車設備等への立ち入り…… ２６
…
第４章　点検方法等
4　　点検方法等…… ２８
4 (1)　法定点検…… ２８
4 (2)　安全点検及び計画点検…… ３６
4 (3)　モルタル塗り等仕上げ外壁の点検…… ３８
4 (4)　煙道点検…… ４２
4 (5)　橋梁点検…… ４３
4 (6)　緊急点検…… ４３
4 －　その他の点検…… ４４
第５章　判定方法等
5 (1)　法定点検…… ４６
5 (2) (3)　安全点検…… ４６
5 (4)　計画点検…… ５０
5 (5)　緊急点検…… ５６
第６章　居住者等への周知等
6　　居住者等への周知等…… ５７

第７章　業務結果の報告等
　7　　業務結果の報告等…… 5９
第８章　資料の貸与等…… 6５
第９章　業務の下請け等 …… 6６
第 10 章　契約終了に伴う業務の引き継ぎ …… 6６
第 11 章　安全対策について …… 6７
第12章　暴力団員等による不当介入を受けた場合の処理…… 6７
第 13 章　その他 …… 6８

付　録　「別紙・報告書様式」集
（「橋梁点検」概要含む）
※目次は付録資料の冒頭にあります。

本　編

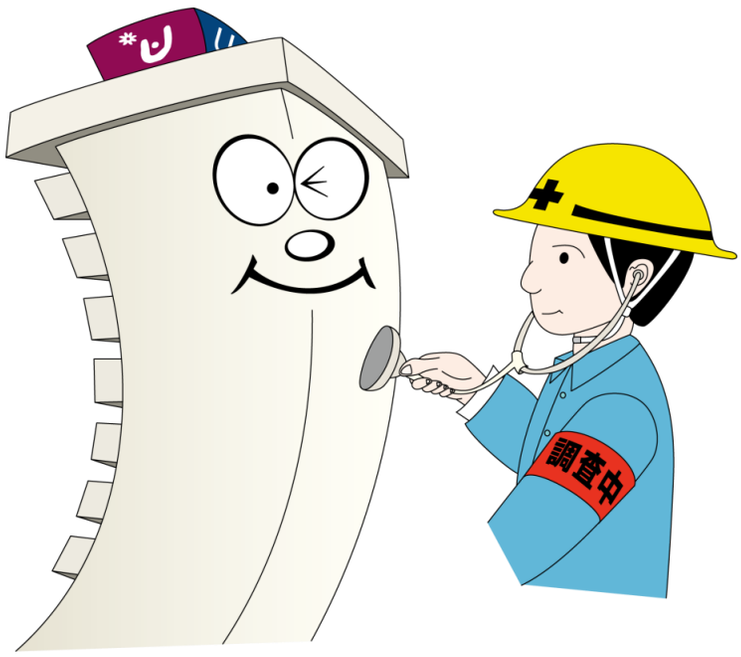
法定点検等業務標準仕様書と解説

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が実施する法定点検等業務には、点検業務、点検結果の整理集計業務、外壁点検に係る予備調査業務及び応急措置等を施す業務があります。

点検業務には、建築基準法第 12 条第 1 項、第 3 項、その他法令等の定めに基づき点検し、特定行政庁等への「定期報告制度」を基とした業務と内規に基づき実施する「安全点検」、「計画点検」及び「緊急点検」業務があります。

機構における法定点検等業務は、点検者の日々の努力、及び専門的な知識・技術を以て、最善が尽くされ、安全性の確保や貴重なデータの蓄積など、維持保全の中で、たいへん重要な役割を担っています。各点検業務データは、内規に定められた点検業務内容や建築基準法における定期報告内容と関連する部分が多くあります。（定期報告を行うときは、安全点検業務データを活用するなど。）

点検技術レベルの安定化を図り、適正な点検による事故や災害の未然防止、適時適切な修繕計画の策定などに向けた基礎資料として、広く活用されることが望まれます。



第１章　業務の対象

１（1～5）　業務の対象　(P6)

第２章　業務の内容

２（ 1）　点検業務　(P8)

２（ 2）　点検結果の整理集計業務について　(P10)

２（ 3）　外壁点検に係る予備調査業務　(P10)

２（ 4）　応急措置を施す業務　(P11)

標準仕様書　3　業務の対象

本業務の対象は、別紙１「点検対象団地等一覧表」に掲げる賃貸住宅団地（以下「点検対象団地」という。）に存する、本業務の発注者が管理する以下のもの（以下「点検対象物」という。）とし、居住中もしくは廃止等の利用実態は問わないものとする。ただし、廃止された建物に附帯する設備及び工作物等のうち、建物の周辺状況から安全かつ生活上支障がないと判断されるものについては点検対象外とする。

なお、原則として契約・支払事務手続きは、発注者及び業務請負契約書第７条に基づき、発注者が定める担当職員が行い、その他一切の行為は、当機構の委託により団地管理業務受託者が行う。

⑴　敷地（居住者等の専有部分を除く）

⑵　建物（賃貸住宅、賃貸施設、附帯施設（集会所、管理サービス事務所、防災センター及び給水施設等）、人口地盤及びその他構造物等。ただし、賃借人の専有部分は除く。）

⑶　設備（給水施設の機器類、汚水処理施設の機器類、段差解消機以外の昇降機設備、自家用電気工作物（自家用電気室内の受電設備、発電設備）及び消防用設備は除く。ただし、給水施設の機器類及び自家用電気工作物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の定める排煙設備又は非常用の照明装置の自家用発電装置）の法定点検に係る部分は点検対象とする。）

⑷　駐車場等施設（平面式駐車場、自走式立体駐車場、タワー式駐車場等）

⑸　工作物・樹木等（建物の屋上階で不特定多数の人が利用する広場に設置しているものも含む。）

解　説　共　通　業務の対象

① 本文中、別紙１「点検対象団地等一覧表」とは、別紙 1-1 から別紙 1-6（付録「別紙・報告書様式」集　参照）を示し、当該点検実施年度の点検対象団地等表を一覧にしたものをいいます。

② 別紙 1-1 から別紙 1-6 の内容は、次の通りです。

別紙 1-1　共通　……点検対象団地名、所在地、棟数、戸数等の諸元を表す。
別紙 1-2　建築（住棟・単独施設棟）　……点検対象団地毎に点検種別、点検項目等を表す。
別紙 1-3　土木・造園　……同上
別紙 1-4　機械　……同上
別紙 1-5　電気　……同上
別紙 1-6　駐車場　……同上

③ 別紙 1-7 に点検結果報告等に使用するコード表が添付されています。（付録「別紙・報告書様式」集参照）

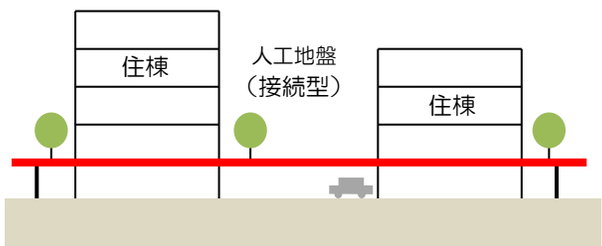
④ 点検対象物からは、賃貸借契約書等に基づき居住者等に管理責任がある専有部分、及び、別途業務として点検等を実施するものは除きます。
（給水施設及び汚水処理施設等で別途に管理されている機器類についても本業務の点検対象外となります。）

≪人工地盤について≫

人工地盤は、周囲の建物との関係により、接続型と独立型の２種類に分類されます。

――――――人工地盤(接続型)――――――

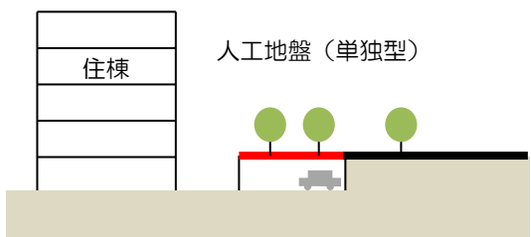
団地内に存在する人工的に設置された地盤のうち、建物に接続して設置され、広場利用されているもの又は通過動線として利用されているものを、人工地盤（接続型）とする（図 2.1）。



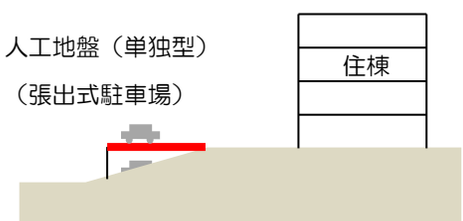
（図 2.1）

――――――人工地盤(単独型)――――――

団地内に存在する人工的に設置された地盤のうち、建物から独立して設置され、広場利用されているもの又は通過動線として利用されているものを、人工地盤（単独型）とする（図 2.2）。また、張出式駐車場も人工地盤（単独型）とする（図 2.3）。



（図 2.2）



（図 2.3）

第2章　業務の内容 | 共　通 | 2（1）点検業務

点検対象団地の点検対象物について、次のイからニに掲げる点検区分及び業務区分に応じ、それぞれの対象物の安全性及び劣化状況等に係る内容を実地に点検する業務、及びその結果を整理集計する業務

標準仕様書　4　業務の内容

本業務の受注者は、次の(1)から(4)に掲げる業務を、本仕様書に定めるところにより実施するものとする。

(1)　点検業務

点検対象団地の点検対象物について、次のイからニに掲げる点検区分及び業務区分に応じ、それぞれの対象物の安全性及び劣化状況等に係る内容を実地に点検する業務及びその結果を記録する業務（別添様式１から41、法定点検については法の定める様式、緊急点検についての様式は担当職員へ確認すること）。

イ　法定点検

建築基準法第 12 条第１項、３項及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）第 16 条第１項に定めるもの、その他法令等の定めに基づき点検する業務及び特定行政庁等への報告書類の作成、提出及び協議に係る業務。

ロ　安全点検

居住者等の事故等を未然に防止するため、建築、土木･造園、機械及び電気に区分し、別紙２「点検項目及び点検内容等一覧表」の安全点検に掲げる内容について、安全性を欠く恐れのあるもの及び居住上支障を来す恐れのあるもの等を点検する業務。（外壁の安全点検を「安全点検（外壁）」という。）

ハ　計画点検

一定の期間を経た点検対象物を対象として、建築、土木･造園、機械及び電気に区分し、別紙２「点検項目及び点検内容等一覧表」の計画点検に掲げる内容について修繕計画策定上の一要素となる損耗・劣化の進行度合を点検する業務。なお、外壁の計画点検（以下「計画点検（建物診断）」という。）に伴う仮設も本業務に含む。

ニ　緊急点検

上記のイからハ以外に発注者が必要とし指示する緊急的に行う点検業務（別途精算）。

解　説 | 共　通 | 点検業務

①　本文中、（１）点検業務及び（２）点検結果の整理集計業務に記載されている別添様式１から41は、本マニュアル付録「別紙・報告書様式」集に添付されています。

②　本文中、別紙２「点検項目及び点検内容等一覧」は、本マニュアル付録「別紙・報告書様式」集に添付されています。

別紙２の内容等は、次のとおりです。

別紙 2-1 点検項目及び点検内容等一覧表

……点検区分⇒安全点検・計画点検・法定点検の別

……業務区分⇒建築、土木・造園、機械、電気の別

……点検項目⇒点検対象物における点検の項目を列挙

……点検内容と判定基準⇒点検項目毎の点検の内容と点検結果の判定、評価の基準を列挙

……様式⇒点検結果の整理集計を行うための様式を指定

‥‥‥点検の実施回数⇒点検項目ごとに点検実施回数を示す。（例；年１回。指定する年度（３年に１回）。）

別紙 2-2 人工地盤等の業務区分

人工地盤等の点検における、建築と土木・造園の業務区分（点検の担当範囲、内容）を示すもの。

以下、点検区分（安全点検、計画点検、法定点検）毎に、解説をします。

③ **（ロ）安全点検業務とは**

お住まいの皆様の団地生活、日常生活上の安心・安全の確保のために、点検項目毎に、危険個所や不具合箇所等を点検、判定し、必要な応急措置等を行い、発注者に報告する業務です。

点検の結果、急な対応や修繕を要する場合には、点検者は住まいセンター等に報告する必要があります。（住まいセンター等は、急を要する事象・変状の報告に応じて、点検者への必要な指示のほか、正確な状況把握を行い、必要に応じて現地調査や現地対応（仮・本対応の別を明確にする）、お住まいの皆様への対応など、様々な措置について的確な判断、行動に努めることが重要です。）

なお、法定点検の点検項目で安全点検業務等と併せて実施することが効率的な場合については、これに含めて実施することとしています。

（建築基準法第１２条第１項の定めにより実施する法定点検業務は、点検内容が安全点検業務と重複する部分があるので、安全点検結果を活用することとしています。平成２０年４月の法改定により、法定点検に基づく定期報告内容が変更されたことを踏まえ、重複する範囲との関係に注意し、予め確認が必要です。

業務は、建築、土木･造園、機械及び電気に区分されています。）

④ **（ハ）計画点検業務とは**

機構賃貸住宅における維持管理の中で計画修繕（一定の周期を定め実施する修繕）は重要な役割を果たします。一定の期間を経た点検対象物を対象として行う計画点検（建物診断）の点検結果は、計画修繕の実施時期や修繕の緊要度、修繕内容の判断材料となります。

また、点検者は点検項目毎に、劣化状況（損耗）、劣化の進行の度合い及び量（修繕範囲）を把握し、整理集計した上で、発注者に報告します。計画点検（建物診断）は、外壁面の打診等による調査が含まれ、調査のための仮設設置（ゴンドラ等）を含みます。点検に伴う安全対策やお住まいの皆様への周知等には万全を期す必要があります。

業務は、建築、土木･造園、機械及び電気に区分されています。

⑤ **（イ）法定点検業務とは**

法令等の定めに基づき点検する業務であり、定期報告書類を作成し、特定行政庁等へ提出及び協議するものです。

法令等について以下に紹介します。

（ｉ）建築基準法第１２条に基づき、同法律第６条第１項第１号に掲ける建築物で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては管理者）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期にその状況を建築士又は国士交通大臣が定める資格を有する者に調査させて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない、と定められています。

（ⅱ）フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）は、フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全般に対して包括的な対策を実施するためフロン回収・破壊法を改正し、平成 27 年に施行され、令和２年４月１日より改正フロン抑制法が施行されました。機器の所有者は（管理者）は、点検整備の記録簿をつけて管理を行うとともに、フロン類が充填されている機器に応じて定期点検を行い、年度ごとに算定漏えい量を計算し営んでいる事業を所管する大臣に報告し

なければならない、と定められています。

⑥　**（二）緊急点検とは**

発注者が必要とし指示する緊急的に行う点検です。緊急を要する点検であり、内容、規模等が確定しないので、費用等は別途精算とします。

全社的に行う場合と、本部、各支社単位で行う場合が考えられます。

緊急的に行う必要がある場合を推計するのは困難ですが、例えば、重大事故が発生した場合に、同様の点検対象物等を対象に、緊急に点検し、同様の事故の恐れが無いか否かを点検するケースなどが考えられます。

緊急とは言え、冷静、周到、緻密な判断や対応が求められます。記録や集計の他、安全性やお客様への周知等、万全を期す必要があります。

共　通　２（２）点検結果の整理集計業務

標準仕様書　4　業務の内容

⑵　点検結果の整理集計業務

⑴により記録した点検結果について、整理集計する業務（別紙 1-2 から 1-6 及び別添様式１から 36）。業務に当たっては基本的に法定点検等システムにより行うものとする（登録方法等は参考資料（法定点検等システム概要資料）による）。

解　説　共　通　点検結果の整理集計業務

①　本文中、（１）とは、点検業務（イ　法定点検、ロ　安全点検、ハ　計画点検、ニ　緊急点検）をいいます。

②　本文中の、別紙 1-2 から 1-6 及び別添様式１から 36 は、付録「別紙・報告書様式」集に添付しています。

③　点検結果は、別紙２に定められた点検方法及び判定基準で判定し、結果を②の様式に記入し、整理集計を行う業務をいいます。

④　整理集計の業務は、法定点検等システムに登録します。（本文の法定点検等システム概要資料は、本マニュアルでは触れていません。）

共 通　2（3）外壁点検に係る予備調査業務

標準仕様書　4　業務の内容

(3)　外壁点検に係る予備調査業務

計画点検（建物診断）を行うための予備調査を行う業務。

解　説　共 通　外壁点検に係る予備調査業務

計画点検（建物診断）を行うために必要な情報を事前に調査する業務です。

点検対象建物毎に計画点検（建物診断）を効果的に実施するために、外壁の仕上げ別の総面積、災害危険度の大きい壁面面積（※）及び打診範囲やゴンドラ設置の可否等について行う机上調査（図面等調査）及び現地踏査業務をいいます。

※　災害危険度の高い壁面の考え方や打診範囲の考え方については、後のページを参照

共 通　2（4）応急措置等を施す業務

標準仕様書　4　業務の内容

(4)　応急措置等を施す業務

(1)、(3)の業務により発見された著しい劣化等部分において、事故等の発生を未然に防止し、又は発生した場合の被害を最小限に止めるため必要な別紙イからホの応急措置等を施す業務。また、別紙イからホの応急措置以外にも、立入り禁止措置等の応急措置が必要なものについては、携帯の工具、備品で対応可能な措置を施す業務。

解　説　共 通　応急措置等を施す業務

① 本文中（１）、（３）の業務とは、点検業務（イ　安全点検、ロ　計画点検、ハ　法定点検業務、ニ　緊急点検）及び外壁点検に係る予備調査業務をいいます。

② 本文中の、別紙イからホは、付録「別紙・報告書様式」集に添付しています。

別紙イ、ハ、ニ、ホは、「安全点検の点検内容と判定基準」というタイトルで、建築、土木・造園、電気、機械に分かれており、点検項目毎に応急措置等の規定があります。

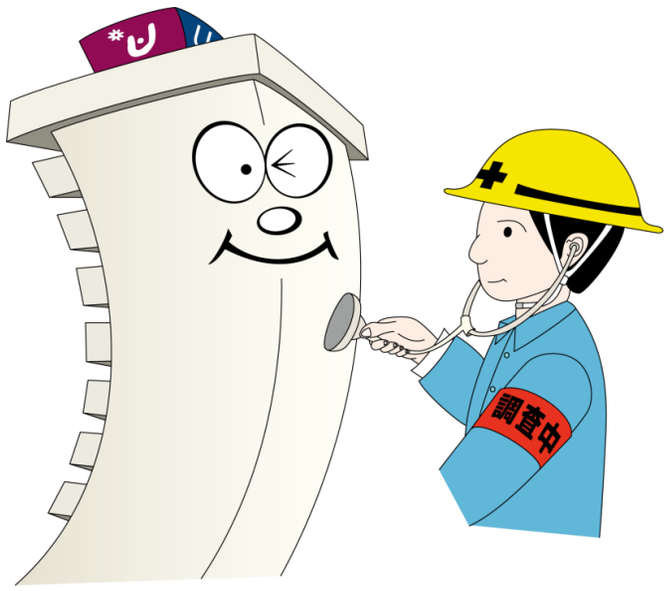
別紙ロ及びロ－２は、外壁仕上げごとに「外壁の点検内容と判定基準」というタイトルで、同様に、点検項目毎に応急措置等の規定があります。

③ ①の点検業務を実施した結果、劣化部等が顕在化し、存置しておくと危険なこと及び事故等が起こった場合の被害を最小限に止めるための措置を施す業務をいいます。

※　例えば、落下等の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行うことやボルト、ナットに緩みがある場合は、締め直す、あるいは、障害物に注意書を記すなどの応急的な措置対応を行うことをいいます。

※　応急措置が必要な場合は、携帯している工具・備品で対応しますが、団地・職種によって仕様書記載以外の工具・備品が必要になる事があるので注意を要します。工具が合わない、備品が揃っていないというようなことの無いよう事前準備、日常の確認が必要となります。また、別紙イ～ホの応急措置以外であっても、有効な措置を検討して応急措置を施すこととしています。

※　立入り禁止措置等の応急措置が必要なものについては、携帯の工具及び備品で対応可能な場合は措置を施します。



第3章　業務の実施体制等

3 (1)	管理技術者	(P14)
3 (2)	業務担当者	(P15)
3 (3)	点検班の構成等	(P17)
3 (4)	点検業務実施計画書等の提出	(P17)
3 (5)	業務の実施時間	(P18)
3 (6)	点検工具･備品等の携行	(P18)
3 (7)	業務の事前準備	(P19)
3 (8)	点検の実施回数、実施時期	(P19)
3 (9)	服装等	(P24)
3 (10)	駐車場の利用	(P25)
3 (11)	給水施設等への立ち入り	(P25)
3 (12)	機械式駐車設備等への立ち入り	(P26)

標準仕様書　5　業務の実施体制等

(1)　管理技術者

イ　受注者は、業務請負契約書第６条に基づき、管理技術者を配置すること。なお、管理技術者は専任とし、業務担当者を兼ねることができるものとする。

ロ　管理技術者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、業務担当者を代表し、担当職員との打ち合わせ、業務担当者の指導・教育及び各業務の管理・統括を行うとともに、４の業務結果の取りまとめ及び担当職員へ９の業務報告等を行うものとする。

ハ　管理技術者は、一級建築士又は特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者であること。

解　説　共　通　管理技術者

①　受注者は、業務請負契約書に基づき、管理技術者を配置します。

管理技術者は、仕様書に定められた業務の処理を管理するため、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金額の請求等を行使できる者を管理技術者として定め、書面をもってその者の氏名及び経歴を発注者に通知します。またその者を変更したときも同様となります。

②　管理技術者は、点検等に係る調査・測定、管理、指導及び判定、並びに劣化に関する予測及び対策等を実施する技術・知識が必要となります。なお、管理技術者は、業務担当者の代表として、業務の円滑な実施に努めるものとします。また、管理技術者専任とし、は業務担当者を兼ねることが出来ます。

③　発注者は、当該業務の担当者（担当職員）を定めたときは、書面で受注者に通知します。またその者を変更したときも同様となります。

④　本文中、４の業務とは、点検業務（イ　安全点検、ロ　計画点検、ハ　法定点検、ニ　緊急点検）、点検結果の整理集計業務、外壁点検に係る予備調査業務及び応急措置等を施す業務をいいます。

⑤　本文中、９の業務結果の報告等とは、受注者が所有するパソコンで法定点検等システムにアクセスし、点検結果等を入力したうえで、月毎・業務区分毎に劣化状況等の要因を併せて住まいセンター等に提出すること、特に安全性上、緊急性が高いものについては点検後速やかに住まいセンター等へ報告し、劣化規模等の状況によっては、住まいセンター等の指示する方法により、必要な応急措置等を施すことなどをいいます。

標準仕様書　5　業務の実施体制等

（２）業務担当者

受注者は、別紙２に示す業務区分ごとに、別紙３「業務担当者の資格」欄に掲げるいずれかの資格を有する者を責任者として配置すること。ただし、６（４）の煙道点検の業務担当者は特定ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者とする。

解　説　共 通　業務担当者

① 本文中、別紙２とは、別紙 2-1「点検項目及び点検内容一覧表」及び別紙 2-2「人工地盤等の業務区分」の点検、業務区分及び点検項目一覧表をいいます。

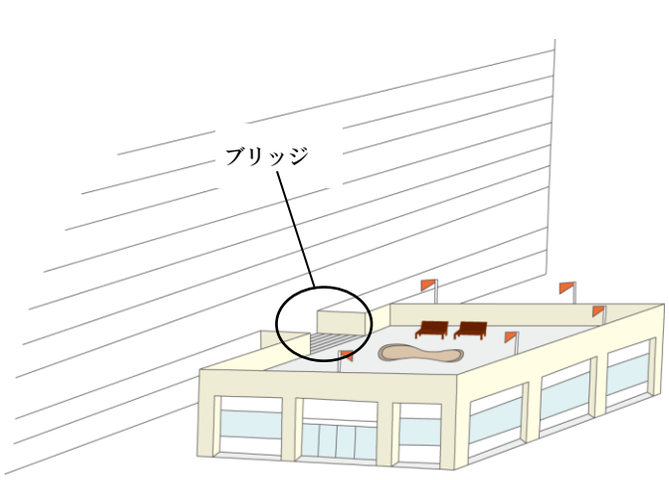
② 本文中、別紙３とは、点検者等に必要な資格を示した「業務担当者資格一覧表」をいいます。煙道調査に関しては、本文記載のとおりの資格者の配置が必要となります。

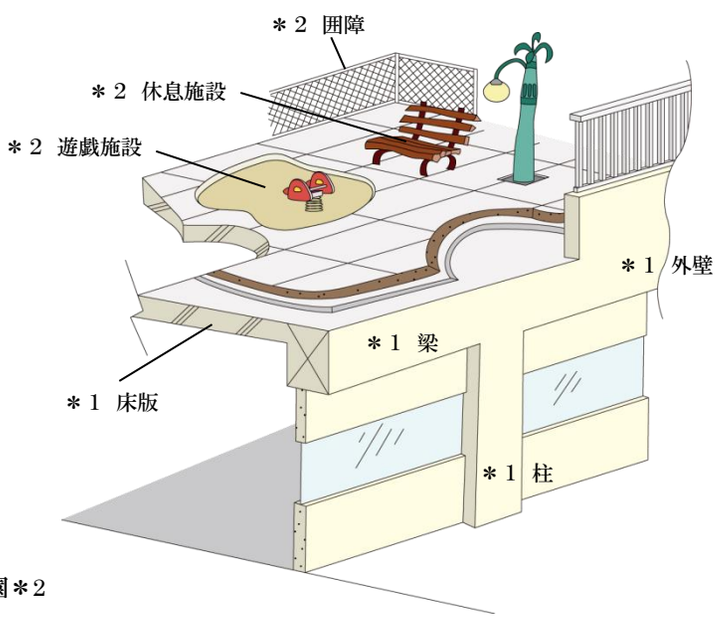
①、②については、付録「別紙・報告書様式」集に添付しています。

③ 点検を実施する業務担当者は、専門技術者としての技術・知識及び建築物全体を見る広い視野を持つことが必要です。建築基準法第１２条に基づく定期調査をはじめ、その他法令等に基づく点検調査では、所定の資格等を要する者が点検を実施するよう定められている場合がありますので、それに適合する業務担当者の配置が求められます。

別紙２－２　人工地盤等の業務区分概念図　・住棟と一体の建物とみなされる複合用途建築物の R 階の広場利用　・単独用途建築物の R 階の広場利用

※1:躯体 外壁、梁・柱、床版等　※2:遊戯施設、休息施設、通路、囲障等





躯体＝建築＊１　　屋上施設＝土木・造園＊２

＊１外壁、梁・柱、床版等　　＊２遊戯施設、休息施設、通路、囲障等

④　点検者等の資格について、以下に掲載します（付録「別紙・報告書様式」集にも添付してあります。）。

別紙３　　点検者等の資格一覧表業務担当者資格一覧表

点検区分	業務区分	点検者の資格
安全点検・計画点検	建築	・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士 ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 1 項に規定する建築物調査員のうち建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級建築施工管理技士
	土木・造園	・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 1 項に規定する建築物調査員のうち建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級土木施工管理技士 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級造園施工管理技士 ・ 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（建設部門又は上下水道部門） ・（社）建設コンサルタンツ協会の定款に規定するRCCM（道路部門、下水道部門、造園部門、又は鋼構造及びコンクリート部門）
	機械	・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項に規定する建築設備等検査員のうち建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者 ・建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級管工事施工管理技士 ・特定ガス消費機器の設置工事に関する法律（昭和54年法律第33号）第4条に規定する特定ガス消費機器設置工事 監督者（煙道点検に適用）
	電気	・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項に規定する建築設備等検査員のうち建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者 ・建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級電気工事施工管理技士 ・電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する第一種又は第二種電気工事士
法定点検	建築基準法第12条第1項	・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士 ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 1 項に規定する建築物調査員のうち建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 6 条の 5 に規定する特定建築物調査員資格者
	建築基準法第12条第3項	・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士 ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項に規定する建築設備等検査員のうち建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者 ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項に規定する建築設備等検査員のうち建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第6条の5第2項に規定する昇降機等検査員資格者 ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項に規定する建築設備等検査員のうち建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第6条の5第2項に規定する防火設備検査員資格者
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条1項（定期点検のみ）	・冷媒フロン類取扱技術者 ・一定の資格等を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者 （一定の資格：冷凍空調技士他 5 資格） ・十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

※橋梁計画点検の資格要件及び実績要件

計画点検	・過去 10 年間に国、地方公共団体、特殊法人等が発注した橋梁診断業務、又は橋梁点検業務の実績を有し、下記１）～３）いずれかの有資格者 １）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する技術士（建設部門又は総合技術監理部門-建設） ２）（社）建設コンサルタンツ協会の定款に規定するＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、道路部門、 鉄道部門、都市計画及び地方計画部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、又は建設環境部門） ３）（公社）土木学会の規程に定められる土木学会認定土木技術者（特別上級、上級又は１級）

共 通　3 （3） 点検班の構成等

標準仕様書　5　業務の実施体制等

（３）点検班の構成等

受注者は、業務の実施に際し、点検班編成を行うとともに、点検班の編成表及び業務担当者の氏名、資格、資格者証の写しを契約後速やかに発注者に提出する。

なお、受注者は、業務担当者の変更、資格の喪失等により、その内容が変更となる場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

解　説　共 通　点検班の構成等

点検班は、点検業務だけでなく、業務の効率的実施や事故等の未然の防止及び事故が発生した場合の措置も考慮して構成します。

また、点検業務中の事故等を防ぐため、備品の装備や車両の運転なども含めて万全を期す必要があります。特に、高い所や深い所などの点検においては、複数人で点検を行うなどの配慮をすることにより安全を確保することが求められます。

なお、本文に示す内容に変更があるときは、速やかに受注者に変更届の提出を求めてください。

共 通　3 （4） 点検業務実施計画書等の提出

標準仕様書　5　業務の実施体制等

（４）点検業務実施計画書等の提出

契約初年度の点検業務実施計画書（年間）、初月度の業務実施計画書及び業務実施日程表については、契約後速やかに提出し承認を受けるものとする。なお、翌年度の業務実施計画書は当該翌年度の業務実施前に策定し、毎月の業務実施計画書及び業務実施日程表は前月に担当職員に提出し承認を受けるものとする。（別添様式 37、38、40）

解　説　共 通　点検業務実施計画書等の提出

① 本文中、別添様式 37、38、40 とは、点検業務実施計画書(年間)、点検業務実施計画書(月間)、法定点検等業務実施日程表（月単位）をさします。付録「別紙・報告書様式」集に添付しています。

② ①の各種計画書は、本文記載のとおり契約後速やかに受注者から提出を受け、承認をすることとなります。なお、承認された各種計画書に変更・修正等がある場合も同様となります。

③ 点検の区分・内容・項目及び期間内の点検数量等を勘案し、的確な実施計画となっていることを確認して下さい。

共 通　3 （5） 業務の実施時間

標準仕様書　5　業務の実施体制等

（５）業務の実施時間

受注者は、業務の実施を、原則として発注者及び団地管理業務受託者の通常勤務日における就業時間内に行うものとする。

ただし、緊急点検及び応急措置等を施す業務の実施時間については、この限りではない。

解　説　共 通　業務の実施時間

団地管理業務受託者（住まいセンター等）の通常勤務日とは、日曜日・祝祭日及び年末年始休日を除き、土曜日を含むものとします。

共 通　3 （6） 点検工具･備品等の携行

標準仕様書　5　業務の実施体制等

（６）点検工具・備品等の携行

受注者は、業務の実施に当たり、原則として、別紙４「標準工具等一覧表」に掲げる工具及び備品を標準とし、点検内容に応じ必要なものを携行することとする。ただし、応急措置等に使用する工具等については、必要な都度取り揃えることとしてもよい。なお、工具等の費用は受注者の負担とする。

解　説　共 通　点検工具･備品等の携行

① 本文中の別紙４とは、「標準工具等一覧表」をいいます。付録「別紙・報告書様式」集に添付しています。

② 業務実施にあたり、標準工具・備品として必要最小限の員数を携行または車載することで、通常時の点検時だけでなく、緊急時等にも速やかな対応が可能となります。

※ 標準工具等一覧表を参照し、常時携帯を心掛け、不足することが無いよう常に補充することが求められます。なお、応急措置に対応できる備品等の整備が必要となります。

※ 点検・応急措置等に伴う点検者の安全確保、お客様への配慮に必要な工具・備品です。点検者は、日々の補充、確認を怠らないように指導する必要があります。

③ 同じ品名のものであっても、団地・棟などによって“受け口”“引掛け穴”などの形状が異なる場合がありますので、細心の注意を払って事前に準備しておくよう指導しましょう。

④ 別紙４で、次のものには指定の内容を表示するよう求めています。住まいセンター等と打合せ、受注者（点検班）に表示を確認させましょう。

腕章―「巡回点検者　○○会社」と表示されたもの
車両表示板―「巡回点検車　○○会社」と表示されたもの
点検表示板―「点検中　○○会社」と表示されたもの
立入禁止板―「立入禁止　はいってはいけません　ＵＲ都市機構」等と表示されたもの
使用禁止板―「使用禁止　つかってはいけません　ＵＲ都市機構」等と表示されたもの

共　通　３（7）業務の事前準備

標準仕様書　５　業務の実施体制等

（７）業務の事前準備
　受注者は、点検業務の実施にあたり、管理主任等から、情報収集に努めその内容について確認を行うものとする。

解　説　共　通　業務の事前準備

　点検の周期は、１年に１回、３年に１回など比較的長期間になります。受注者はその間に起こった不具合箇所などについて、日常管理に携わり状況に精通している管理主任などから事前に情報を収集したうえで点検することによって、より効果的な点検が可能となります。
　住まいセンター等からは、点検対象物における小修理の傾向、修繕の履歴や予定、及び点検時に特に注意すべきことなどの情報を受注者へ提供し、管理主任等からは、点検対象団地において留意すべきことなどの情報をできる限り受注者へ伝達します。

共　通　３（8）点検の実施回数、実施時期

標準仕様書　５　業務の実施体制等

（８）点検の実施回数、実施時期
　各点検項目における点検回数は別紙２に定めるところによる。
　なお、安全点検の各点検項目における各回の実施時期は偏りがないようにするものとし、計画点検の実施時期については、原則各年度の１１月までとし、特別な事情がある場合は担当職員との協議による。

解　説　共　通　点検の実施回数、実施時期

①　別紙２に定めるところとは、付録「別紙・報告書様式」集に添付の別紙２－１「点検項目及び点検内容等一覧表」にある「点検の実施回数」欄のことをいいます。点検項目毎に点検回数を示しています。
　点検項目、点検内容と実施時期の関係では、例えば、台風時期より前に点検した方がより良いもの、

小中学生の夏休み時期は避けた方が良いものなど、できる限り最適期となるよう努める配慮が必要です。

また、実施各年において、年１回又は年に数回という項目については、例えば、年度末に集中して実施することなどは避け、できるだけ平準化して適切な点検時期となるよう努めます。

② 計画点検の実施時期は、発注者が計画点検結果等をもとに次年度修繕計画等を作成することを念頭に置く必要があります。修繕実施の情報を把握し、工事実施に向けての予算手当等の作業等が必要となるため、当該年度の１２月末までに報告しなければならないとしています。

解　説　建 築　点検の実施回数、実施時期

別紙２－１に示す点検回数に関連し、外壁の点検周期について基本的な考え方を以下に示します。

○安全点検（外壁及び外壁以外）の点検時期など

「安全点検」 ― 外観目視による壁全体のひび割れ、浮き等の有無の調査及び手の届く範囲の打診（(「部分打診」）により行う点検

（1） 管理開始後又は計画修繕実施後の建物は、原則として３年毎に実施します。

（2） 上記（１）の点検周期のうち、計画点検（建物診断）及び外壁修繕を実施する年度には、安全点検（外壁）は原則として行いません。

外壁の安全点検は、外壁の仕上げ種類によって点検内容や判定基準が異なります。なお、塗装又はタイルの上にアンカーピン及びネット等による複合補修工法を施してある場合でも、外壁の仕上げ種類は従前のものとして取り扱います。

① 在来工法におけるモルタル下地の上に塗装又はタイル張り、及び PC・MF・在来等コンクリート打ち放しの上にタイル張りの場合（この解説ページでは**「モルタル+塗装、モルタル+タイル及び打ち放し+タイル」**という。）②①以外（この解説ページでは**「①以外」**という。）（PC・MF・在来等コンクリート打ち放しの上に塗装仕上げ）

（3） **「①モルタル+塗装、モルタル+タイル及び打ち放し+タイル」**の安全点検（外壁）の外壁点検周期は、上記「安全点検」(1)に加えて、外壁補修後１０年経過した場合、次回外壁修繕まで毎年実施します。ただし、計画点検（建物診断）を実施したものについては、実施後３年目から実施することしています。

（4） **「①以外」**の安全点検（建物診断）点検周期は、外壁補修後１８年経過した場合、次回外壁修繕まで毎年実施します。ただし、計画点検（建物診断）を実施したものについては、実施後３年目から実施することとしています。

（5） 管理開始後の建物は、２年以内に安全点検（外壁）を実施します。

※安全点検の結果、緊急点検が必要と思われる建物においては、速やかに報告し、指示を受けられるよう日頃から受注者との連絡体制を整えておきましょう。

※点検の結果を踏まえて外壁修繕時期を延伸するケースや、住棟のより一層の安全性確保等のため、担当者は必要に応じて安全点検を追加実施することができますので、住まいセンター等及び点検者は、より厳格な点検業務の実施と現場の実態の把握に努め、的確な判定を行う必要があります。

※なお、外壁の修繕周期は、**「①モルタル+塗装、モルタル+タイル及び打ち放し+タイル」、「①以外」**の躯体の仕様によらず、現在までの外壁修繕実績に鑑み、修繕周期は一律１８年としています。

※安全点検（外壁、外壁以外）と法定点検（建築基準法第 12 条第１項）は、同時期に実施する

ように点検計画を策定します。（法定点検の実施年度は、特定行政庁により異なります。）

※「①モルタル+塗装、モルタル+タイル及び打ち放し+タイル」及び「①以外」の種別については、５章にある「表 5.3.1 建物の躯体構造と仕上げ種別」も参照してください。

○計画点検（建物診断）の点検時期など

計画点検（建物診断）は、管理開始又は外壁修繕実施後１０年目を超えた１回目の点検時に実施することが、国土交通省告示２８２号により定められたことを踏まえ、告示対象かどうかによらず、機構では１２年目の法定点検の実施年度に実施することとしています。

計画点検（建物診断）は、「一部」打診と「全面」打診に分類します。

※告示が示す「全面打診」は、機構においては「一部打診」に該当します。特定行政庁等への報告が必要となる内容と同じですので混同しないように注意が必要です。

「一部」打診と「全面」打診は、次のとおりとなります。

「一部」打診　―　災害危険度の大きい壁面について、足場及びゴンドラ等により対象壁面の剥離、白華、クラック及び浮き等の打診を行う。

「全面」打診　―　足場及びゴンドラ等により対象壁面の剥離、白華、クラック及び浮きなどの打診を全面的に行う。

躯体仕様により基本的に、管理開始又は外壁修繕実施後１２年周期で行う計画点検（建物診断）の、「一部」打診と「全面」打診の実施は、次のように分かれます。

「①モルタル+塗装、モルタル+タイル及び打ち放し+タイル」・・・・・管理開始又は外壁修繕実施後１２年毎に「一部」打診を実施する。但し、第一回外壁修繕実施後１２年目は「全面」打診を実施する。

「①以外」・・・・・管理開始又は外壁修繕実施後１２年毎に「一部」打診。

安全点検の判断基準 A-1 判定の場合　・・・・・安全点検（外壁）において、判断基準が「A-1」に該当すると認められた場合は、速やかに計画点検（建物診断）を実施することとしています。

※計画点検（建物診断）を実施した結果、劣化が著しい場合、修繕周期を短縮し優先的に外壁修繕を実施することがあります。

※PC 目地の計画点検は、計画点検（建物診断）時に実施します。

表　建築の点検周期表

<table>
<tr><th></th><th>点検種別</th><th>仕上げ区分</th><th>経年及び点検周期</th><th>2</th><th>3</th><th>6</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>～</th><th>30</th><th>～</th><th>36</th><th>～</th><th>48</th></tr>
<tr><td rowspan="3">安全点検</td><td rowspan="2">外壁</td><td>「①モルタル+塗装、モルタル+タイル及び打ち放し+タイル」</td><td rowspan="3">管理開始後又は外壁修繕実施後</td><td rowspan="2">◇</td><td rowspan="2">■
*1</td><td rowspan="2">■</td><td rowspan="2">■</td><td>◆</td><td>◆</td><td rowspan="2">□</td><td rowspan="2">■</td><td>◆</td><td>◆</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">■</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">□</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">□</td></tr>
<tr><td>「①以外」
（上記以外）</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>外壁以外</td><td>－</td><td>-</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>－</td><td>－</td><td>■</td><td>■</td><td>－</td><td>－</td><td>■</td><td></td><td></td><td>■</td><td></td><td>■</td><td></td><td>■</td><td></td><td>■</td><td></td><td>■</td></tr>
<tr><td rowspan="2">計画点検</td><td rowspan="2">外壁</td><td>「①モルタル+塗装、モルタル+タイル及び打ち放し+タイル」</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">◎一部
*2</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">□</td><td rowspan="2"></td><td>◎全面</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">◎一部
*2</td></tr>
<tr><td>「①以外」
（上記以外）</td><td>◎一部
*2</td></tr>
</table>

※上記の定めにかかわらず、建替え又は除却予定の対象となる建物については、外壁修繕実施後 12 年目、以降９年ごとに計画点検（建物診断）を実施します。

［凡例］

■：安全点検の実施年（◆：安全点検（追加）の実施年、◇：管理開始後の安全点検（追加）の実施年）

*1；管理開始後の３年目点検の実施時期は、５年以内の期間で変更可

□：法定点検（告示 282 号）実施年（安全点検包含）

※特定行政庁により、報告の受付期間及び調査日から報告までの期間を定めているので事前に確認が必要。

○：計画修繕実施年（修繕周期到来１８年目）

◎一部：一部打診点検実施年。*2；PC 目地点検含む

◎全面：全面打診点検実施年。

解　説　電　気　点検の実施回数、実施時期

共用灯・屋外灯設備の点検周期について

・安全点検は管理開始後又は共用灯・屋外灯設備修繕実施後２年目より、年１回実施することとしています。

・計画点検は管理開始後又は共用灯・屋外灯設備修繕実施後９年目に実施し、評価結果に応じて13年目にも点検を実施することとしています。

表　共用灯・屋外灯設備の点検周期

点検の種類等		経年及び点検周期	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
安全点検	屋内電気設備（共用灯設備）	管理開始後又は共用灯・屋外灯設備修繕実施後	—	—	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	屋外電気設備（屋外灯設備）																	
計画点検	共用灯設備		—	—	—	—	—	—	—	—	—	■	—	—	—	□	—	◎
	屋外灯設備																	

［凡例］

■：安全点検または計画点検を実施する年度

□：評価結果に応じて、計画点検を実施する年度

◎：計画修繕を実施する年度

標準仕様書　5　業務の実施体制等

（９）服装等

イ　業務担当者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施するものとする。

ロ　業務担当者は、名札（顔写真入り）をつけて業務を行うものとする。また、身分証明書も携帯し、関係者から請求があった場合はそれを提示するものとする。

解　説　共 通　服装等

居住者の団地内で業務を行うため、受注者（点検者）に対して、防犯上の観点からも身分を明らかにする名札等を着用するとともに、服装及び言動等に格別の注意を払うよう徹底する必要があります。

また、点検者自身の安全や健康等にも十分な注意を払い、点検場所（高所、深所、暗所）に適した服装や履物にも日頃から注意するよう指導が必要です。

また、点検内容によっては居住者に対し、事前に周知するための周知文を掲示する必要があります。そのため、管理主任等を含め、住まいセンター等は、指示指導を行うことが大事です。

ヘルメット　着用　！



身分証明書　携帯　！

名札　着用　！







安全のため靴にも配慮　！

共 通　3 （10） 駐車場の利用

標準仕様書　5　業務の実施体制等

（１０）駐車場の利用

駐車場は自ら確保することを原則とし、機構敷地内の駐車場の利用及び駐車方法については、担当職員又は団地管理業務受託者の指示による。

解　説　共 通　駐車場の利用

駐車場の確保は、受注者自ら行うのが原則です。点検業務の実施にあたり、資機材の運搬等で駐車場が必要となる場合は、駐車場の位置、駐車方法等について、事前に住まいセンター等と打ち合わせを行い、緊急車両の通行等に支障をきたさないようにしなければなりません。

また、駐車場に関連して、特別な事情や苦情等があった場合には、速やかに住まいセンター等へ報告をさせなければなりません。特に事故等が生じた際は速やかな報告・対応が必要となります。

共 通　3 （11） 給水施設等への立ち入り

標準仕様書　5　業務の実施体制等

（１１）給水施設等への立ち入り

イ　業務担当者は、法定点検等により、給水施設へ立ち入る場合は、給水施設維持管理業務受注者等との協議調整を行った上で実施するものとし、事前に水道法第 21 条及び同法施行規則第 16 条に規定する健康診断を受診し、適合の証明を給水施設の管理者へ提出するとともに、点検計画等について協議を行い、許可を受けることとし、立ち入り後は報告を行うものとする。

ロ　法定点検等により、電力会社の変圧器室内へ立ち入る場合は、電力会社と協議調整を行った上で実施することとし、機構の自家用受変電設備室及び発電機室へ立ち入る場合は、電気主任技術者と協議調整を行ったうえで実施するものとする。

解　説　共 通　給水施設等への立ち入り

給水施設等は、居住者の生活飲料水を扱う施設であり、衛生管理上極めて重要です。従って、点検者が当該施設に立ち入って点検する場合は、半年に１回ごとに健康診断（検便等）を受け、衛生管理に努めさせなければなりません。

この場合、外柵（金網柵やパイプ柵）から中に入る場合も施設の立ち入りとなりますので、健康診断の受診が必要になります。

また、受変電設備室、発電機室には、自家用電気工作物が設置されていることから、点検者が立ち入って点検する場合は、事前に管理責任者である電気主任技術者の承諾を得なければなりません。

共 通　3 (12) 機械式駐車設備等への立ち入り

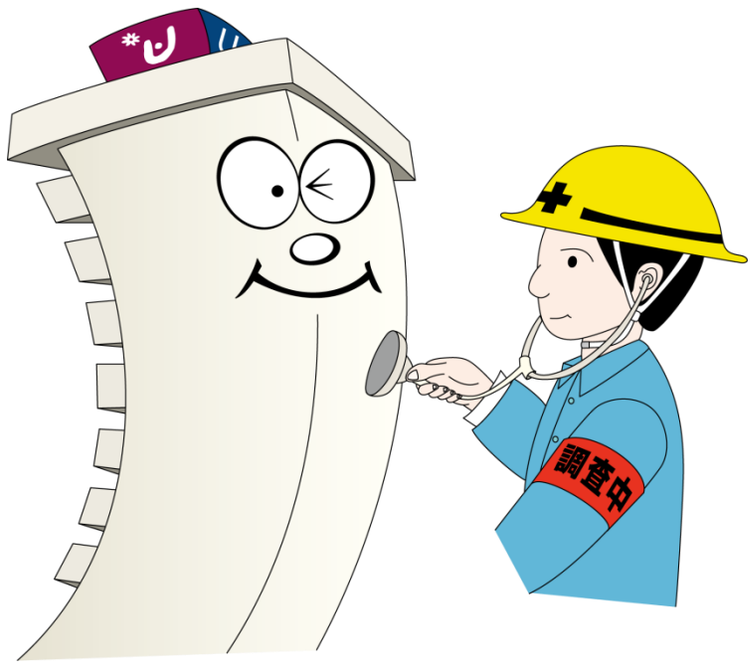
標準仕様書　5　業務の実施体制等

（１２）機械式駐車設備等への立ち入り

機械式駐車設備等へ立ち入る場合は、機械式駐車設備等保守点検業務受注者等と機械式駐車設備の稼働等について協議調整を行い、安全対策を講じた上で実施するものとする。

解　説　共 通　機械式駐車設備等への立ち入り

機械式駐車設備等が設置されたピット内等の点検を実施するに当たり、装置の一時利用停止措置を講じる必要がある等、装置の保守点検業務との調整や利用者への対応等が伴うことから、事前に機械式駐車設備等保守点検業務受注者等へ連絡の上、実施日時等協議調整を行わなければなりません。



第4章　点検方法等

4	点検方法等	(P28)
4 （ 1）	法定点検	(P28)
4 （ 2）	安全点検及び計画点検	(P36)
4 （ 3）	モルタル塗り等仕上げ外壁の点検	(P38)
4 （ 4）	煙道点検	(P42)
4 （ 5）	橋梁点検	(P43)
4 （ 6）	緊急点検	(P43)
4 -	その他の点検	(P44)

第4章　点検方法等　｜　共　通　｜　4　点検方法等

標準仕様書　6　点検方法等

次の（１）から（６）に掲げる点検方法等により業務を実施するものとする。なお、前回の安全点検による点検の結果、判定基準「B」に該当した部分について、劣化等の経過を確認する。

解　説　｜　共　通　｜　点検方法等

前回の点検結果が「B判定」の部分は、経過観察項目であり、前回点検から時間が経過（点検項目によっては少なくとも３年間）しているので、劣化の変状や劣化の進行状況などを入念に点検し確認することとします。

共　通　｜　4　(1)　法定点検

標準仕様書　6　点検方法等

（１）法定点検

法の定めるところによる。ただし、法定点検の実施時期に安全点検及び計画点検で実施する法定点検と同一の調査項目等は、重複して点検を実施しない。

また、自家用発電装置の点検において、その作動に必要な操作は、別途業務の自家用電気工作物の維持管理業者が行うものとし、実施にあたっては、事前に維持管理業者と協議・調整するものとする。

解　説　｜　共　通　｜　法定点検

本文にあるように、安全点検及び計画点検で実施する点検・調査項目は、重複して点検・調査はしないものとしています。

○　法定点検の基本的な考え方

法定点検は、法律、政令及び条例等で点検・報告が定められているものについて実施する点検であり、主に建築基準法で定められている定期報告制度（定期に建築物の状況を調査（有資格者が調査）し、その結果を特定行政庁に報告する制度）とフロン排出規制法による点検が該当します。

①　建築基準法上の定期報告制度の趣旨

（ｉ）　平成１８年６月の東京都港区の公共賃貸住宅のエレベーターにおける死亡事故及び平成２２年５月の大阪府吹田市の遊園地のコースターにおける死亡事故等、エレベーターや遊戯施設の事故が相次ぎ、いずれも建築基準法第１２条に基づく定期検査報告が適切に行われていなかったことが事故に繋がった可能性が指摘されています。

また、平成 25 年 2 月の長崎市のグループホーム火災、同年 10 月の福岡市の診療所火災等、高齢者等が居住する施設等において火災による大きな事故が発生しました。これらについては、

特定行政庁への報告対象として指定されていなかったことから、必要な是正がされず、事故につながった可能性があるとの指摘がありました。

建築基準法で定められている定期報告制度は、事故等を未然に防止するため建築物、建築設備及び昇降機等について、有資格者が適切に維持管理されているか調査・検査し、異常が見られたときは改善を勧めることで被害の拡大を防止するという極めて重要な制度です。

（ⅱ） 建築基準法では、特殊建築物等並びに昇降機、遊戯施設等で特殊建築物等に設けられた建築設備について、その所有者・管理者が、安全を確保するため、専門技術者に定期的に調査・検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告することが定められています。これが定期報告制度と呼ばれるもので、建築物の健康診断ともいわれています。定期調査・報告を行った建築物には、定期調査報告マークを用いた「報告済証」が表示されます。

（ⅲ） 上述のとおり、相次いで発生した昇降機事故等は定期報告が適切に行われていなかったことが事故に繋がった可能性について指摘されたことを踏まえて、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会での議論を経て、建築基準法第１２条に基づく定期報告制度が見直されました。それに伴い定期報告、定期検査が適切に行われるように平成２０年２月に定期報告制度が改正され、同年４月１日から施行されました。また、防火戸、防火シャッターなどの防火設備については、従来建築物の定期調査の一部として設置の有無、劣化の状況など目視を主とした調査のみを行うこととされていました。しかし、近年、火災感知やシステム制御などの機構が高度化・複雑化しているため、火災時に確実に作動するよう防火設備の専門家による詳細な検査が必要をなったことを踏まえ、平成 26 年 4 月に法改正され（施工日平成２８年６月）、定期報告制度の対象として追加されました。なお、改正法の概要は解説図４.１.１によります。

建築基準法の関係条文を示します。

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）（抄）

（維持保全）

第８条　建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

２　第１２条第１項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

（報告、検査等）

第１２条　第６条第１項第１号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物（以下この項及び第３項において（国等の建築物という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物という。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第３項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、１級建築士若しくは２級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第３項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第３項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

２　国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関

の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項を政令で定める防火設備についての第４項の点検を除く。）をさせなければならない。

3　特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第１２条の３第２項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4　国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の特定建築設備等について、国土交通省令に定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

5～8（略）

建築基準法の関係条文を示します。

平成 20 年３月 10 日 国土交通省告示第 282 号

改正 平成 20 年３月 31 日 国土交通省告示第 414 号

改正 平成 26 年 11 月７日 国土交通省告示第 1073 号

改正 平成 27 年２月 23 日 国土交通省告示第 258 号

改正 平成 28 年４月 25 日 国土交通省告示第 703 号

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第5条第2項及び第3項並びに第5条の2第1項の規定に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検（以下「定期点検」という。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

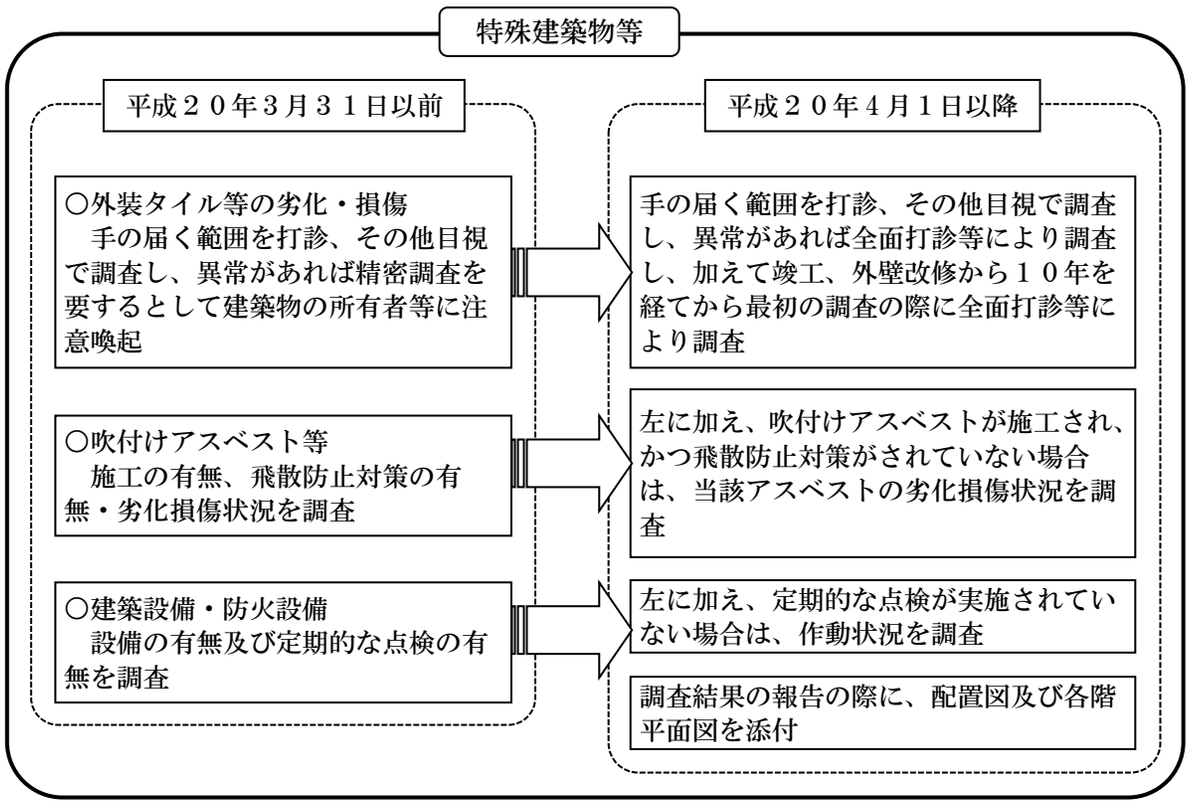
第1　定期調査等は、施行規則第5条第2項及び第5条の2第1項の規定に基づき、別表(い)欄に掲げる項目（ただし、法第 12 条第 2 項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表(ろ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(は)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

第2　特定行政庁は、第一に規定する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要な項目、方法又は結果の判定基準を不可することができる。

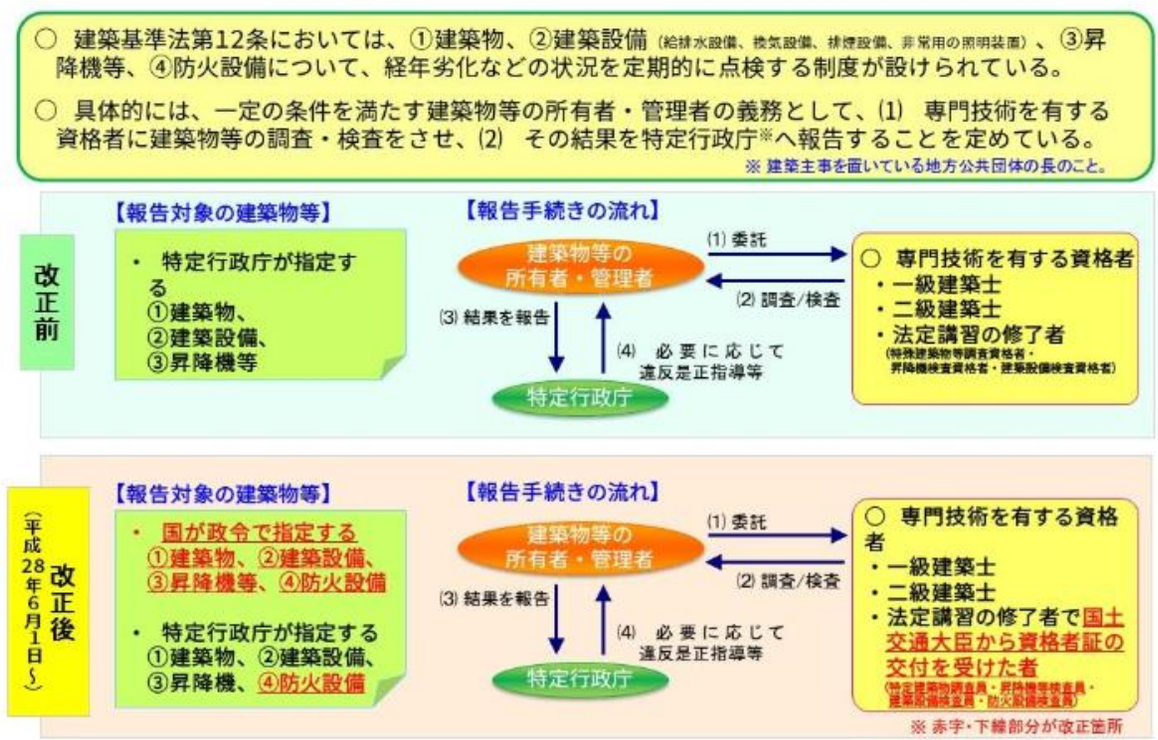
第3　第一の規定にかかわらず、特定行政庁は、安全上、防火上又は衛生上支障がないと認める場合においては、法第 12 条第 1 項の規定により特定行政庁が指定する特定建築物（同項に規定する国等の建築物を除く。）又は同条第 2 項に規定する特定建築物（法第 6 条第 1 項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして法第 12 条第 1 項の政令で定めるものを除く。以下「国等の特定建築物」という。）について、規則で、第 1 に規定する定期調査等の項目の一部を適用しないことができる。この場合において、国等の特定建築物について規則を定めようとするときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第 4　調査結果表は、施行規則第 5 条第 3 項の規定に基づき、別記のとおりとする。

以下、省略。



平成２６年６月法改正概要



※この解説図の内容は、特定行政庁により異なる場合がありますので詳しくは、特定行政庁へ確認を要します。

図4.1.1改正法の概要（ポイント）

②罰則等

定期報告制度は、建物の所有者等が自主的に報告書を提出することになっています。報告を怠ることは法令違反となり、建築基準法第１０１条により１００万円以下の罰金が課せられます。

③建物所有者への実施の通知等

定期報告対象は特定行政庁にもよりますが、この制度の周知を図ることと、所有者等が出来るだけスムーズに報告できるように報告年度の報告期間数ヶ月前に対象建築物所有者等に案内を通知されています。

④定期点検の報告者

建築基準法第 12 条に基づく定期点検報告義務がある者は、特定行政庁が指定する建物等の「所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）」と規定されています。機構においては、住まいセンター長（㈱UR コミュニティ）等が報告者となります。

※　機構の建築物で、建築基準法上（用途、面積規模、階数あるいは屋外階段の設置形式など）で本制度の対象となるのは表 5.1.1 の区分（５）の共同住宅及び（８）のマーケットですが、特定行政庁の条例等で対応が異なる場合があり、事前確認の必要があります。

表4.1.1　指定定期調査報告対象建築物と報告期間の一般例

区分	用　　途	規　　模	期間
(1)	劇場、映画館又は演劇場	地階、F≧3、A≧200 ㎡又は主階が1階にないもの	1年間隔
(2)	観覧場(屋外観覧場は除く。)公会堂又は集会場	地階、F≧3又はA≧200 ㎡	1年間隔
(3)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、養老院又は児童福祉施設等	地階、F≧3又はA≧300 ㎡	2年間隔
(4)	旅館又はホテル	地階、F≧3又はA≧300 ㎡	1年間隔
(5)	下宿、共同住宅又は寄宿舎	地階、F≧3又はA≧300 ㎡	3年間隔
(6)	学校又は体育館	地階、F≧3又はA≧2,000 ㎡	2年間隔
(7)	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	地階、F≧3又はA≧2,000 ㎡	3年間隔
(8)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が 10 ㎡以内のものを除く。)	地階、F≧3又はA≧500 ㎡	1年間隔
(9)	事務所その他これに類するもの(階数が5以上で延べ面積が 1,000 ㎡を超えるものに限る。)	地階、F≧3	3年間隔

注１．地階、Ｆ≧３は、地階又は３階以上の階でその用途に供する部分（100 ㎡以下のものは除く）を有するものを、Ａはその用途に供する部分の床面積の合計をそれぞれ示す。
２．(1) 項から (8) 項までの複数の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもってその主要な用途に供する部分の床面積の合計とするものとする。
３．地下街、高さ 31ｍを超える建築物その他、防火避難上の安全性の確保が極めて重要なものについては、上表にかかわらず、「期間」を０．５年間隔までとするよう配慮するものとする。また、精神病院その他の用途上特殊なものについても、同様とする。

※表中(5)及び(8)が機構建物対象予定。

⑤省エネ法の改正（届出制度及び定期報告制度の廃止）

従来、平成１８年４月１日以降に新築や大規模修繕し所管行政庁に届出を行った床面積 2,000㎡以上の建築物等が対象となり届出等をしていたところですが、省エネ法が平成 29 年４月１日付で一部改正され、建築物に係る措置等については「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（（平成二十七年七月八日法律第五 十三号））へ移行し、省エネ法に基づく大規模修繕・設備改修等の届出制度及び定期報告制度については平成 29 年３月 31 日をもって廃止されました。

⑥フロン排出抑制法

フロン類の確実な回収や処理を目的にしている「特定製品に係るフロン類の改修及び破壊の実施の確保等に関する法律」が改正され、平成 27 年４月１日に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称「フロン排出抑制法」）として施行されました。

フロン排出抑制法第 16 条の定めに基づき、業務用のエアコン等「第一種特定製品」の点検を実施する業務です。点検周期および検査事項は「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）に簡易点検を実施するよう規定されており、一定規模以上の機器については、専門的な定期点検を実施するよう規定されています。簡易点検、定期点検については告示第 13 号「管理者判断基準　第二　管理第一種特定製品の点検に関する事項別表１」「別表２」でそれぞれ定められております。また、管理者にて点検・整備の履歴・事項について機器ごとに記録し保存することとなっているため、それらについて住まいセンターへ報告を行う必要があります。

フロン排出・抑制法の関係条文を示します。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）（抄）

（第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項）

第十六条　主務大臣は、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため、第一種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の適正化のために管理第一種特定製品（第一種特定製品の管理者がその使用等を管理する責任を有する第一種特定製品をいう。以下この節において同じ。）の使用等に際して取り組むべき措置に関して第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

２　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、第三条第一項の指針に即し、かつ、第一種特定製品の使用等の状況、第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響、フロン類代替物質を使用した製品の開発の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

以下、省略

フロン排出・抑制法の関係条文を示します。

平成２６ 年 12 月 10 日 経済産業省産業省告示第１３ 号

管理者判断基準　第二　管理第一種特定製品の点検に関する事項　より抜粋

第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品からの漏えい又は漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその兆候（以下「故障等」という。）を早期に発見するため、次により、定期的に管理第一種特定製品の点検を行うこと。

別表１

第１欄	**第２欄**
管理第一種特定製品の種類	**検査を行う事項**
エアコンディショナー	**⑴　管理第一種特定製品からの異常音並びに管理第一種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無**
冷蔵機器及び冷凍機器	**⑴　管理第一種特定製品からの異常音並びに管理第一種特定製品の外観の損傷、間も、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無** **⑵　管理第一種特定製品により冷蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備における貯蔵又は陳列する場所の温度**

別表２

第１欄	**第２欄**	**第３欄**
管理第一種特定製品の種類	**管理第一種特定製品の区分**	**点検を行う回数**
エアコンディショナー	**圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が7.5キロワット以上50キロワット未満であるもの**	**3年に1回以上**
	圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が 50 キロワット以上であるもの	**1年に1回以上**
冷蔵機器及び冷凍機器	**圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が7.5キロワット以上（輸送用冷凍冷蔵ユニットのうち、車両その他の輸送機関を駆動するための内燃機関により輸送用冷凍冷蔵ユニットの圧縮機を駆動するものにあっては、当該内燃機関の定格出力のうち等が圧縮機を駆動するために用いられる出力が7.5キロワット以上）であるもの。**	**1年に1回以上**

⑦用語の説明

（ｉ）特定行政庁とは

建築主事を置く市町村および特別区の長、その他の市町村および特別区では、都道府県知事を指します。

（ⅱ）特殊建築物とは

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途の建築物をいいます。

※　特殊建築物の特殊である意義は、（イ）不特定多数の人が使用する（ロ）火災の発生するおそれが大きい、大火災になるおそれが大きい（ハ）周囲に及ぼす公害その他の影響が大きい。

これらは、非常時に不特定多数の人の生命、財産の危害の防止に重点を置き、一般の建築物に比較すると、強い制限が課されるので特殊な建築物として用途分類しています。

（ⅲ）定期報告制度とは

（イ）建築基準法第１２条に則り、完成後の建築物が適法に維持管理されているかどうか点検調査を行う定期調査報告と定期検査報告をいいます。

（ⅳ）定期調査報告とは

（イ）建築基準法第１２条第１項及び３項に則り、建築物の敷地、構造、防火、避難及び用途などの維持管理状況を調査し、報告することです。

具体的には（イ）建築物の敷地の状況（ロ）建築物の構造の状況（ハ）建築物の防火の状況（ニ）建築物の避難の状況（ホ）建築物の用途の状況などについて安全対策の現状を調査し、これらの維持管理状況を報告することをいいます。

（ⅴ）定期調査報告の判定基準とは

安全に係るもので、かつ劣化・損傷が安全性に及ぼす項目について「要是正」、「指摘なし」の２段階で評価することいいます。具体的に【要是正】とは、修理や部品の交換等が必要な状態で、所有者等に対して是正を促すものです。報告を受けた特定行政庁は、所有者等が速やかに是正する意志がない場合には、必要に応じて是正状況の報告聴取や是正命令を行うレベルをいいます。【指摘なし】とは、要重点点検及び要是正に該当しないレベルをいいます。ただし、要是正に該当しない場合にあっても、特記事項として注意を促すことがあります。

⑧建築基準法第１２条に基づく調査

調査の方法及び判定規準は、平成２０年国土交通省告示第２８２号に基づきます。（前頁掲載）

詳細は、国土交通省住宅局監修、財団法人日本建築防災協会発行「特殊建築物等定期調査業務基準・・（２００８年改訂版）」（以下「定期調査業務基準」という。）によります。

なお、調査内容等が特定行政庁により異なる場合がありますで、管轄特定行政庁に確認を行うことが必要です。

（ⅰ）調査業務基準の調査の項目及び調査内容は以下に示すとおり。

（イ）地盤、周囲の地形、擁壁、避難通路など敷地の状況

（ロ）基礎、土台、柱、梁、壁、床、外壁、広告塔、看板など構造体や落下危険物の状況

（ハ）外壁の防火構造、防火区画、防火戸、内装材料廊下、通路、階段、扉、出入り口、排煙口、バルコニー、屋外通路、非常用進入口など、耐火構造・避難施設等の状況

（ニ）採光、換気設備の設置状況など４つの調査軸に区分している。更に、この４つの調査軸を１３０項目に区分している。これらの調査項目の対象は、敷地や建物の状況に対応するので全てが調査対象とは限らないので、調査にあたっては発注者と受注者で、調査項目を調整し、無駄のない調査を実施する必要があります。

（ⅱ）調査を行う資格者は、付録「別紙・報告書様式」集の別紙３「業務担当者の資格」をご覧ください。

共 通　4 （2） 安全点検及び計画点検

標準仕様書　6　点検方法等

（２）安全点検及び計画点検（６（４）及び（５）を除く）

点検の方法は、目視（必要に応じ光学機器（双眼鏡、カメラ等）を使用する）、打診、聴診、触診及び計測等によるものとする。なお、点検における無人航空機（ドローン）の使用については、担当職員又は団地管理業務受託者との協議により、航空法等関係法令を遵守するとともに、有資格者による操縦を行い、担当職員へ計画書の提出を行うこと。

解　説　共 通　安全点検及び計画点検

本文中、「6(1)及び(3)から(5)を除く」とは、6(1)は法定点検、(3)はモルタル等塗り仕上げ外壁の点検、(4)は煙道点検、(5)は橋梁点検をさします。

6(2)の安全点検及び計画点検は、点検対象団地の点検対象物について点検項目毎に定められた点検方法等及び判定基準に従い点検し、整理集計、報告するものです。

点検方法等については、付録「別紙・報告書様式」集に添付しています。

- 別紙 イ　安全点検の点検内容と判定基準（建築）
- 別紙 ロ　モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の点検内容と判定基準
- 別紙 ロ-2　塗装又はタイル張りの上にアンカーピン及びネット等による複合補修工法を施し塗装により仕上げた外壁の仕上げた外壁の点検内容と判定基準
- 別紙 ハ　安全点検の点検内容と判定基準（土木・造園）
- 別紙 ニ　安全点検の点検内容と判定基準（機械）
- 別紙 ホ　安全点検の点検内容と判定基準（電気）
- 別紙 ヘ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検対象物により、目視（必要に応じて双眼鏡やカメラ等光学機器を使用）、打診、聴診、触診及び計測等を行い、劣化の度合や不具合等の状態、危険度などを点検します。

なお、無人航空機（以下「ドローン」という。）の使用については、勾配屋根をもつ建築物を対象とした安全点検等に際し、ドローンによる飛行で点検することで効率よく劣化状況等の確認が可能であると判断される場合、担当職員又は団地管理業務受託者との協議により採用可能となっています。使用する場合、有資格者による操縦を行い、担当職員へ計画書を提出します。

飛行計画によっては、航空法による飛行許可・承認手続きが必要となるほか、都道府県、市区町村条例等により飛行が規制されている場合がありますので、注意して下さい。

また、ドローンの飛行に際しては、第三者の安全確保とプライバシーに十分配慮して下さい。

解　説　建 築　安全点検及び計画点検

建築に係る安全点検の点検項目は、「外壁」と「外壁以外」に区分されています。

前者の外壁とは、「バルコニー等上裏・袖壁、階段室で外部に開放された上裏・内壁の奥行き概ね１.０m、庇等上端及び手摺等笠木を含めた全見付面積から手摺金物部及び見付開口部を除いた部分の壁面」をいい、５（３）「モルタル塗り等仕上げ外壁の点検」により点検を行います。

後者の外壁以外とは、「階段室等壁・天井、階段室等床、屋根、建具等、防火戸、手摺り、雨樋、附属金物等、エキスパンションジョイント、落下防止庇、クーラー用室外機置場、高置水槽、自転車置場、看板・広告塔などをいい、目視（必要に応じ光学機器（双眼鏡、カメラ等）を使用する）、打診、聴診、触診及び計測等により点検を行います。

解　説　土木・造園　安全点検及び計画点検

（1）　安全点検は、道路、園路、屋外工作物、遊戯施設等々、点検対象物の破損、磨耗、変形、減失等の箇所の有無を確認し、賃貸住宅等の安全性及び居住性に対する影響程度(緊急修理を要する状況か又は経過観察を要する事象か否か等)を判定します。

（2）　計画点検は、各点検項目について、劣化現象別に発生量や損耗程度を点検し、その劣化程度を評価します。

（3）　詳細な計測が必要な場合は、ノギスを使用します。

（4）　点検に伴う必要な応急措置を行います。その際には、事故等の未然防止のための措置を適切に行うとともに、お住まいの皆様への周知などの配慮も欠かせません。

標準仕様書　6　点検方法等

（３） モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の点検方法等は、（２）のほか次による。

イ　安全点検(外壁)

（イ）全見付外壁面から手摺金物部及び見付開口部を除いた部分の範囲、バルコニー、車路、車室等上裏及び外部に開放された共用廊下の上裏・袖壁、外部に開放された階段室の上裏・内壁の奥行き1.0mの範囲、庇等上端及び手摺等笠木部分（以下「外壁点検範囲」という。）について、モルタル、タイル及びコンクリートの剥落、白華現象、ひび割れ、鉄筋露出、錆の流出、浮き等の有無を目視により点検するとともに、共用廊下、共用バルコニー、階段室、建物周り、屋上等から安全を考慮し手の届く範囲内を打診（以下「部分打診」という。）により点検する。

（ロ）安全点検（外壁）による点検の結果、剥落、ひび割れ等が判定基準「Ａ－２」に該当すると認められた場合で、発注者が必要と判断した場合、発注者及び団地管理業務受託者の指示する範囲について、打診、部分的な赤外線装置法のうちいずれか又は併用により点検を行う。（別途精算）

（ハ）安全点検（外壁）による点検の結果、剥落、ひび割れ等が判定基準「Ａ－１」に該当すると認められた場合は、発注者及び団地管理業務受託者の指示するところにより、計画点検（建物診断）を実施するものとする。（別途精算）

（ニ）安全点検（外壁）実施時に、災害危険度の大きい壁面において、災害危険に対し有効な落下防御施設、植栽等設置の有無を現地調査する。

ロ　計画点検（建物診断）

駐車場等施設を除く外壁全体について、剥落、白華現象、ひび割れ、鉄筋露出、錆の流出、浮き、その他の有無を目視により点検するとともに、次の（イ）から（ハ）のいずれかの打診等点検を行う。ただし、上記イ（ハ）の安全点検(外壁)の実施結果により計画点検（建物診断）を実施する場合は、目視及び部分打診による点検は要しない。

（イ）バルコニー等上裏・袖壁の奥行き0.5m、庇等上端及び手摺等笠木を含めた全見付外壁面から手摺金物部、見付開口部及び奥行き 0.5mを超えるバルコニー壁面等を除いた範囲のうち基礎等を除く外壁全体について行う打診（以下「全面打診」という。）及び全面打診以外の範囲の部分打診との併用による点検

（ロ）全面打診範囲のうち、壁面の前面かつ壁面高さの概ね２分の１の水平面内に、不特定又は多数の人が通行する道路、通路、広場、駐車場等を有するもので、壁面直下に鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の落下物防御施設（屋根、庇等）が設置され、又は植込み、フェンス等により、完全にさえぎられ、災害の危険がないと判断される部分を除く壁面（以下「災害危険度の大きい壁面」という。）について行う打診（以下「一部打診」という。）及び一部打診以外の範囲の部分打診との併用による点検

（ハ）全面的な赤外線装置法と部分打診との併用により行う点検

赤外線装置法による場合は、「定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査ガイドライン」(赤外線装置を搭載したドローン等による外壁調査手法に係る体制整備検討委員会 令和４年３月）により、事前に担当職員又は団地管理業務受託者に仕様等について確認すること。

（ニ）計画点検時のコンクリート調査

発注者の指示する住棟（原則、点検対象団地のうち３回目の計画点検を実施する区分所有建物を除く住棟）のコンクリート調査を行う。（別紙５「計画点検時コンクリート調査仕様」参照）

（ホ）外壁仕上塗材のアスベスト調査

発注者の指示する住棟の外壁仕上塗材のアスベスト調査を行う。（別紙６「計画点検時外壁アスベスト調査仕様」参照）

ハ　外壁点検に係る予備調査（別添様式 32）

（イ）外壁点検面積、全面打診面積及び一部打診面積等について、外壁の仕上げ別又は住居・施設別（駐車場等施設を除く）に現地調査を行う。

なお、面積の算出において１箇所 0.5 ㎡以下の開口部は控除の対象としない。

（ロ）災害危険に対し有効な落下防御施設、植栽等設置の有無についての現地調査を行う。

（ハ）点検に必要な仮設の設置可否、仕様及び設置範囲の数量について現地調査を行う。

解　説　建 築　モルタル塗り等仕上げ外壁の点検

(イ)　安全点検(外壁)

①　モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁（その上からさらにアンカーピン及びネット等による複合補修工法を施してある場合を含む）の点検方法等で剥落の危険が大きいと考えられる箇所について、共用廊下、共用バルコニー、階段室等から安全を考慮し部分打診(手の届く範囲)により行う点検を行います。

②　躯体の構造や仕上げ種別によっては、剥落などの事故に繋がる場合がありますので十分な注意が必要です。参考までに表４.３.１に機構賃貸住宅等の躯体構造と仕上げ種別を示します。

表４．３．１建物の躯体構造と仕上げ種別

構造躯体の種別	対応仕上げの種別	備　　考
在来工法 （打ち放し含む）	モルタル塗り+塗装　①	モルタル、タイルの浮き剥落、さらにはコンクリート躯体の剥落も考えらます。 凡例： ①・・・「モルタル+塗装、モルタル+タイル及び打ち放し+タイル」 ②・・・①以外
	モルタル塗り+タイル張り(後張り)　①	
	コンクリート躯体+塗装　②	
	コンクリート躯体+タイル張り　①	
	コンクリート躯体+タイル張り(先付け)　①	
MF工法	コンクリート躯体+塗装　②	
	コンクリート躯体+タイル張り(後張り)　①	
PC工法	コンクリート躯体+塗装　②	
	コンクリート躯体+タイル張り(後張り)　①	
	コンクリート躯体+タイル張り(先付け)　①	

③　安全点検結果「Ａ－２」判定とは、部分的な緊急修繕を要するレベル、「Ａ－１」判定とは部分的な緊急修繕の上、計画点検（建物診断）を要するレベルをいいます。

④　赤外線装置法は、コンクリートの表面温度の違いを赤外線カメラで撮影することによって、モルタルやタイルの剥離などの内部欠陥を検出する方法です。平成２０年４月、建築基準法第１２条の改正によって普及され始めていますが、機構では、実施に当たって事前に機材の性能等を確認のうえ判断することとしています。

(ロ)　計画点検(建物診断)

①　計画点検（建物診断）の方法は、壁面全体について、安全点検と同様に各種の劣化変状を目視で観察するとともに、ゴンドラ架設等による全面打診と一部打診があります。

②　次の(ⅰ)、(ⅱ)、(ⅲ）及び解説図５.３.２～解説図５.３.４に打診調査範囲等の概念を示します。

（ⅰ）　全面打診による場合

予備調査より求められた東西南北面の対象壁面を、ゴンドラまたは足場等により（原則として専用バルコニーへは立ち入らない。）対象壁面の剥離、白華現象、ひび割れ及び浮き等を手の

届く範囲について全面打診を行います。打診対象壁面以外は、外観目視により点検を行い、状況を記録します。

（ⅱ） 一部打診による場合

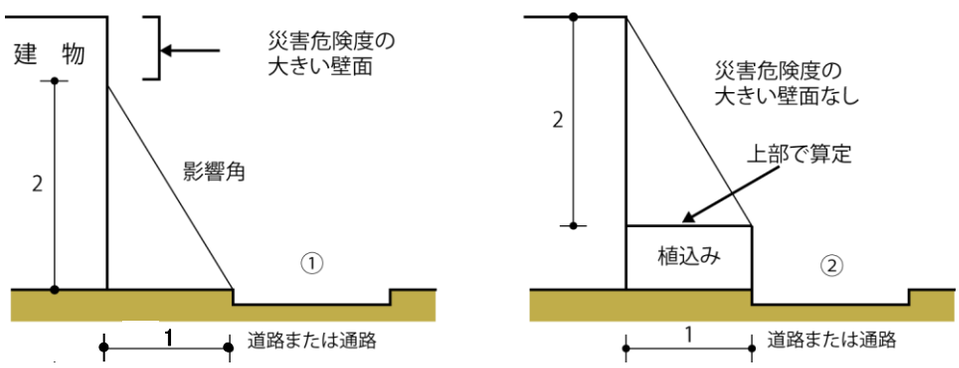
予備調査より求められた災害危険度の大きい壁面について、ゴンドラまたは足場等により対象壁面の剥離、白華現象、ひび割れ及び浮き等について、打診を行います。災害危険度の大きい壁面（解説図 5.3.1 参照）以外は、外観目視により点検を行い、その状況を記録します。

（ⅲ） 打診時に確認された危険箇所については、必要に応じて撤去を行います。また、緊急に修繕が必要な場合、受注者（点検者）は住まいセンター等に報告するように指導します。詳しい状況報告を基に、安全確保の必要性やお住まいの皆様への対応など、受注者と住まいセンター等で協議し必要な対応をとらなければなりません。

③ その他、修繕周期には達していないが安全点検の結果判定が「Ａ－１」判定の場合や現地確認で劣化が著しく進行しており、安全確保が必要な場合などは、適宜、安全点検又は計画点検（建物診断）を実施します。その場合の打診範囲等は、発注者が決定し受託者に指示します。

④ 建物周りの調査における災害危険度の大きい壁面の考え方は、落下により、歩行者等に危害を加えるおそれのある部分、つまり、危険度の大きい壁面や、解説図 5.3.1 の①のように当該壁面の前面かつ当該壁の高さの概ね２分の１の水平面内で不特定又は多数の人が通行する道路、通路、広場、駐車場等を有する壁面をいいます。

ただし、解説図４.３.１の②のように、壁面直下に鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の強固な落下物防御施設（屋根、庇等）が設置されている部分、又は植込みやフェンス等により影響角（タイル等の剥落の危険のある外壁の各部分について、縦２、横１の割合の勾配で引き下した斜線と壁面のなす角）が完全に遮られ、災害の危険がないと判断される部分は除きます。



解説図4.3.1 災害危険度の大きい壁面の考え方

また、この考え方は、平成元年１１月２１日に北九州市で発生した外壁タイル落下事故を受けて、当時建設省（現国土交通省）建築技術審査委員会外壁タイル等落下物対策専門委員会が設置され、平成２年３月に「災害危険度の大きい壁面」として示されたもので、その基準を受けて、次のように対応することにしています。

不特定又は多数の人が通行する道路等で道路、通路、広場及び駐車場と見なす場合の判断基準を表４.３.２に、落下物を防御できる施設及び人の出入りを遮る施設等と見なす判断基準を表４.３.３に示します。

表４．３．２不特定又は多数の人が通行する道路等

	場　所	道路・通路・広場
○	自転車置場への通路等	通路とみなす 〈正式な通路以外の獣道や水路は通路とみなさない〉
×	施設裏バックヤード	道路、通路とみなさない
○	駐車場	駐車場とみなす
×	専用庭(住宅用)	広場とみなさない
○	専用庭(保育園等)	広場とみなす
○	屋上の遊戯・休憩施設等	広場とみなす
○	バックヤードの一部に設置してある駐車場	駐車場とみなす
○	ゴミ置場	通路・広場とみなす 〈ただし、ゴミ置場に屋根がかかっている場合を除く〉
	その他	解釈しにくい事例等の扱いは、発注者、受注者間で協議の上決定します

表４．３．３落下物を防御できる施設及び人の出入りをさえぎる施設等

	場　所	防　御　施　設	影　響　角
○	植込み、植栽	防御施設とみなす 〈ただし、通り抜けできる植栽は対象外〉	植込み、植栽の上部から影響角を算定
×	高木	防御施設とみなさない	
○	フェンス	防御施設とみなす	フェンス上部から影響角を算定
○	階段室入口廻り	防御施設とみなす	入口部庇の先端から影響角を算定
○	落下防護庇等	防御施設とみなす 〈ただし、鋼製折板や鋼製金網及びコンクリートで出来ている強固な構造であること〉	庇の先端から影響角を算定
×	小庇	防御施設とみなさない	小庇による影響角は考慮しない
○	隣接民間建物等	防御施設とみなす	民間建物等が隣接している場合は当該壁面を対象から除外します
	その他	解釈しにくい事例等は、発注者、受注者間で協議の上決定します	

(ハ)　外壁点検に係る予備調査(別添様式32)

① 本文中の、別添様式３２は、付録「別紙・報告書様式」集に添付している外壁点検予備調査票をいいます。

② 外壁点検に係る予備調査は、計画点検（建物診断）実施のための重要な調査であり、適切な調査計画を基に調査を行うことで効果的で効率的な計画点検（建物診断）の実施に繋がることになります。

③ 外壁点検に係る予備調査の実施対象は、次年度に計画点検（建物診断）を予定する団地の建物を対象とします。

④ 調査は次の（ｉ）から（iv）の内容について実施します。解説図５.３.６に実施結果の参考図を示します。

（ｉ） 外壁の点検面積、一部打診面積、災害危険度の大きい壁面積等の算出

（ii） 計画点検（建物診断）実施時の打診範囲、ゴンドラ架設方法（可否）等

（iii） 建物周辺状況、落下防止庇や植え込み等の状況調査、災害危険防止のための落下防御施設、植栽等の設置必要箇所及び設置方法の検討

（iv） その他、正しい図面か、現地が変更されていないか等を確認

例えば、建物周りの配置については、通路等と建物間の離隔距離を数箇所巻尺等で測定する

などして、図面との整合性などを確認することです。

面積算出の注意事項事

① 面積の算出は、外壁面の見付寸法（面々の寸法）を原則とするが、やむを得ない場合は、壁芯寸法でも可とします。

② 建物に歩道橋が接している場合は、歩道橋のフェンス上部からの影響角を算定する。

③ 元図に寸法、スケールが記入されていない場合は、現地で妻壁の一辺を測り、その数値を基準にスケールアップ、ダウンする方法も可とします。

④ 通路等が曲線の場合、極端にならなければ、曲線部の始点と終点を直線で結んで、その直線からの影響角で一部打診面積を算出しても構いません。

⑤ 屋上パラペット天端の寸法は、断面図により確認します。図面での確認が困難な場合は、機構の標準詳細図集（ディテール集）による値、もしくは現地の実測が可能であれば実測値を採用します。

⑥ 一般壁面より突出している階段室・バルコニー・ＥＶシャフト・小庇などは、北面にあれば全て北面で集計します。ただし、小庇を除き妻面と連続する部分にある場合は、その一面は妻面に参入します。

⑦ 塔屋の面積は、各方位別に算出する。ただし、鳩小屋等面積が小規模な場合は、最寄りの外壁面に参入します。

⑧ その他

図面と現地が異なる場合があるので注意をする。異なる場合は、現地調査の情報を優先します。

共 通　4 (4) 煙道点検

標準仕様書　6　点検方法等

（４）煙道点検

イ 煙道の大気開放部にあっては目視等による。

ロ 煙道の内部にあってはファイバースコープ等の内視鏡を用いた点検を行う。

（別紙２「点検項目及び点検内容等一覧表」）

解　説　共 通　煙道点検

① 本文（　）内別紙２－１をさし、付録「別紙・報告書様式」集に添付しています。

（1）ＣＦ型風呂釜用煙道、（2）FF 型風呂釜用煙道、（3）BF-D 型風呂釜用ダクト型煙道を対象とする点検です。

② 点検は、大気開放部を目視等で行い、煙道内部を内視鏡を用いて行います。特に煙道内に異物がある場合は、重大な事故等につながる恐れがあることから写真やビデオ撮影などの点検方法が定められています。

土木・造園　4 (5) 橋梁点検

標準仕様書　6　点検方法等

（５）橋梁点検

橋梁の計画点検については、機構が定める橋梁定期点検要領（令和２年３月）及び橋梁における第三者被害予防措置要領（平成 28 年８月）に基づき点検を実施するものとする。

解　説　土木・造園　橋梁点検

定期点検では、対象橋梁毎に必要な情報が得られるよう、点検する部位、部材に応じて、適切な項目（損傷の種類）に対して点検を実施しなければなりません。点検項目、方法については、橋梁定期点検要領（令和２年３月）及び橋梁における第三者被害予防措置要領（平成 28 年８月）によります。

共　通　4 (6) 緊急点検

標準仕様書　6　点検方法等

（7）緊急点検

発注者及び団地管理業務受託者の指示する方法とする。

解　説　共　通　緊急点検

① 災害発生時等に緊急的に行う点検をいいます。

② 点検の内容は、その都度、発注者から受注者に指示します。

標準仕様書　　6　点検方法等に記載は無いが、支社個別に盛り込まれている点検の例

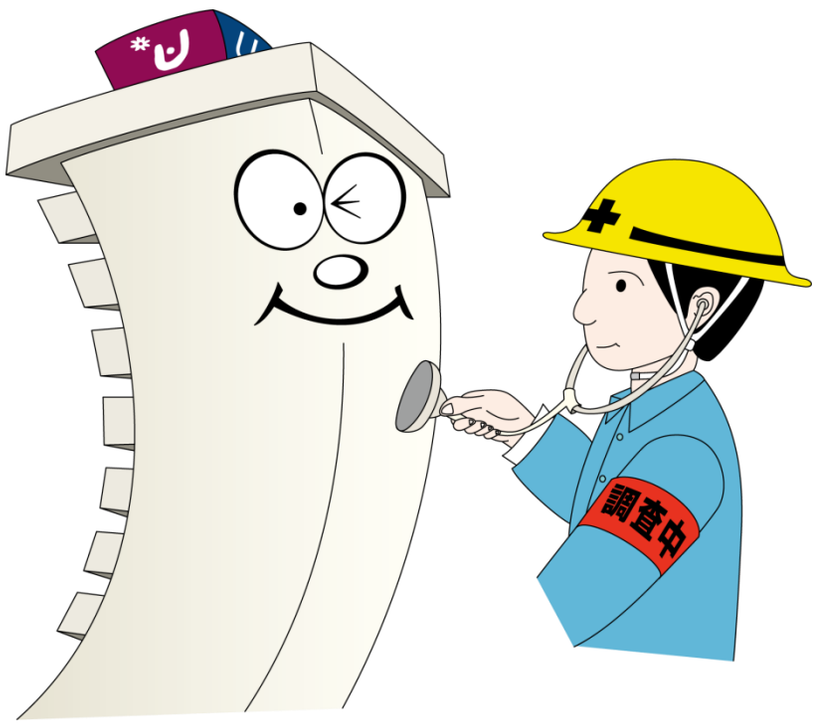
点検方法等は発注者の指示するところによる。

解　説　共 通　その他の点検

その他の点検は、標準仕様書に無い点検の対象物について、点検内容及び点検・判定方法などを定めて支社等が個別に実施するものです。仕様書等が示されますので、その内容にしたがって点検を実施することになります。

参考事例を下表に示します。

点検の種別（点検対象）	点検方法	備　　考
ホッパー施設	点検仕様書及び点検内容と判定基準書による。	安全点検
制振ダンパー変位測定	制振ダンパー点検要領書による。	
公開空地点検	東京都総合設計許可要綱による。	法定点検
建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく点検	建築物環境衛生管理基準等による。	法定点検



第5章　判定方法等

5 (1)　法定点検　(P46)

5 (2)(3)　安全点検　(P46)

5 (4)　計画点検　(P50)

5 (5)　緊急点検　(P56)

第6章　居住者等への周知等

6　居住者等への周知等　(P57)

第5章　判定方法等　｜　共　通　｜　5　(1)　法定点検

標準仕様書　7　判定方法等

（１）法定点検の判定方法は、法の定めるところによる。

解　説　｜　共　通　｜　法定点検

①　本文中の法とは、建築基準法、フロン排出抑制法及びその他法令をさします。

平成２０年４月の建築基準法改定に基づく定期報告調査の項目別判定は、同法告示２８２号に基づき実施します。

なお、調査項目の詳細については、特殊建築物等定期調査業務基準に記載があります。

②　機構においては、安全点検等のデータを法定点検のデータとして活用することとしています。そのため、法定点検に対応（報告）するデータに不足が起こらないように注意する必要があります。

共　通　｜　5　(2)　(3)　安全点検

標準仕様書　7　判定方法等

（２）安全点検は、業務担当者が業務区分及び点検項目に応じ、別紙イからホに掲げる方法により事象毎に評価するものとする。

（３）上記（２）の評価内容について、団地管理業務受託者及び受注者の間で定期に点検会議を開催し、評価内容に加え修繕予定や落下対策の有無等による修繕の要否を踏まえて、双方合意により判定するものとする。

解　説　｜　共　通　｜　安全点検

本文中、別紙イからホは、安全点検の点検内容と判定基準を定めたもので、別紙イは建築、別紙ロは建築の中でもモルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁、ロー２は建築の中でも塗装又はタイル張りの上にアンカーピン及びネット等による複合補修工法を施した外壁、別紙ハは土木・造園、別紙ニは機械、別紙ホは電気となっています。付録「別紙・報告書様式」集に添付しています。

以下に、それぞれについて解説します。

① 判定方法及び判定基準の考え方

別紙イ「安全点検の点検内容と判定基準（建築）」、別紙ロ「モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の点検内容と判定基準」及び別紙ロー２「塗装又はタイル張りの上にアンカーピン及びネット等による複合補修工法を施した外壁の点検内容と判定基準」には、建築物の仕上げ部位・部材の安全性などについて現状を観察し、どのような手当や処置を施す必要があるのかを決定・判断することが重要であり、その判断のために“判定基準”を定めています。

判定基準は、点検対象の事象に対し、「Ａ－１」、「Ａ－２」及び「Ｂ」の３つのランクで判定します。

② 「モルタル塗り下地及びコンクリート打放し塗装またはタイル張り仕上げ外壁」の各種の劣化変状（剥落、ひび割れ等々）は、それら建物の安全性や耐久性に及ぼす影響は大きいものがあります。

③ 点検者は現地での点検において、判定基準に基づき事象毎に劣化度の評価をします。

発注者は点検の実施を受けて点検会議を定期に開催し、点検者の評価結果を踏まえ、対象建物等の修繕計画等を加味して点検者との合意により、会議において最終的な判定をします。なお、以下の場合には点検者の A-2 評価を点検会議において B 判定に見直すことができます。

＜A-2 判定を B 判定に見直す判断例＞

・近々修繕が予定されており、それまでの間は事故等につながる危険性がないと判断できる

・落下防止対策がされている等、事故等につながる危険性がないと判断できる

別紙ロ「モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の点検内容と判定基準」について、考え方を表５.２.１及び表５.２.２に示します。

表5.2.1 判定基準の考え方

判定レベル	判定基準	判定基準の考え方	判定結果の対応
A-1	部分的な緊急修繕の上全面的な点検を要するもの。	・速やかな中規模以上の修繕が必要なケース。 ・全体的な詳細点検が必要なケース。 ・劣化症状が全面的に発生しているケース。 （応急措置の実施判断が必要）	部分的な緊急修繕及び計画点検を実施することになります。 点検者と住まいセンター等の緊密な連携が大事になります。（報告、応急措置、安全確保等）
A-2	部分的な緊急修繕を要するもの。	・近々に修繕が必要なケース。 ・次回点検時まで劣化症状が進行し、事故等につながる危険性があり、点検周期の短縮が必要なケース。 ・劣化症状が部分的に発生しているケース。 （応急措置の実施判断が必要）	点検者から住まいセンター等に報告します。応急措置や現場の安全確保等必要な措置を講じます。 なお、緊急に修理等が必要な場合は、住まいセンター等は現地の安全確保のうえ修繕等を実施します。
B	継続的な経過観察等を要するもの。 （A-2まで至らないもの）	次回点検時まで放置しても、事故等につながる危険性がないと考えられるケース。	経過観察等の要否を検討します。 点検票の所見欄に劣化症状等の詳細を記入させると同時に点検者から報告を受けます。

表5.2.2 「モルタル塗り下地及びコンクリート打放し塗装またはタイル張り仕上げ外壁」の判定の考え方

(1)剥落(欠損)の判定の考え方を表6.2.1.1に示す。

判定基準 / 劣化等状況	A-1	A-2	判　定　の　根　拠　等
モルタル、タイル片剥離(欠損)	○		別紙ロ　判定基準により判定する。 ○判定基準:1.0 ㎡程度剥落(欠損)≧1箇所 (i)面単位で概ね1.0 ㎡程度の剥落(欠損)を対象とする。 (ii)通行場所となっている場合、剥落事故防止の観点で面積規模は関係なくすべて対象とする。
		○	別紙ロ　判定基準により判定する。 ○判定基準:0.01 ㎡(≒10 cm×10 cm)程度剥落(欠損)≧1 箇所 (i)判定規準では、0.01 ㎡(≒10cm×10cm)程度の剥落としているが事故防止の観点から、0.01 ㎡未満の剥落(欠損)のある場合も対象とする。 (ii)通行場所となっている場合、剥落事故防止の観点で面積規模は関係なくすべて対象とする。
	A-1又はA-2		○その他 別紙ロ　判定基準により判定する。 (i)打放しコンクリートで鉄筋腐食が原因で剥落及び周辺にひび割れ等の変状がある場合は、1.0 ㎡未満の剥落(欠損)であっても劣化の進行が促進されることから、A-1判定とする。 (ii)上記の変状が通行場所の場合は、面積規模に関係なくすべてA-1と判定する。 (iii)通行場所でない場合は、A-2 と判定する。

表5.2.3　ひび割れの判定例

判定基準 / 劣化等状況	A－1	A－2	B	判　定　の　根　拠　等
・ひび割れが壁面全体的に発生しているもの。	○	―	―	○別紙ロの判定基準により判定する。
・ひび割れの巾が著しく大きく、落下や漏水のおそれのあるもの。	―	○	―	○別紙ロの判定基準により判定する。 ①上げ裏、開口部周辺及び抱き部分のモルタル仕上げ箇所に発生しているひび割れ。 ②手摺等金属部材との取合い部で熱膨張によるひび割れ及び剥落(危険)箇所。 ③打放し工法で部分的にモルタルが付け送りされた部分に発生しているひび割れ。 ④同一箇所で鉛直及び水平方向に発生したひび割れ。 ⑤近傍に補修跡がある場合。
・軽微なひび割れがあるもの。	―	―	○	○別紙ロの判定基準により判定する。 ①非進行性と判断されるひび割れ。 ②ひび割れが鉛直方向のみに発生しているもの。 ③ひび割れ発生の要因が不明のもの。

表5.2.4浮き(ふくれ)判定例

劣化等状況＼判定基準	A－1	A－2	B	判定の根拠等
・浮き及びふくれが壁面に全体的に（外壁点検面積の 30%程度）発生している状況。 ・３㎡程度のまとまった浮き又はふくれ箇所がある状況。	○	―	―	○別紙ロの判定基準により判定する。
・浮き、ふくれ及び剥落のおそれのある状況。	―	○	―	○別紙ロの判定基準により判定する。
・多少の浮き、膨れがあるが剥落の恐れがない状況。	―	―	○	○別紙ロの判定基準により判定する。

表5.2.5　建物の傾斜、変形等判定例

劣化等状況＼判定基準	A－2	B	判　定　の　根　拠　等
・建物周囲の沈下等により、通行上著しく支障をきたしているもの。 ・片持ちの構造のものが、たわんでいるもの。 ・建物の変形傾斜がみられるもの	○	－	○別紙イ　判定基準により判定する。
・地盤沈下の形跡がみられるもの	－	○	

解　説　土木・造園　安全点検

① 本文中、別紙イからホのうち、土木・造園については別紙ハとなります。付録「別紙・報告書様式」集に添付しています。

② 判定方法及び判定基準の考え方

建築物以外の屋外工作物や、道路や排水施設、遊戯施設等などの安全性などについて現状を観察し、どのような手当や処置を施す必要があるのかを決定・判断することが重要であり、その判断のために“判定基準”を定めています。判定基準は、点検対象の事象に対し、「A」」及び「B」の２ランクで判定することにしています。

③ 判定レベル「A」は、「緊急修理又は、処置を要するもの」、「B」は、「Aまでは至らないもの、あるいは経過観察等を要するもの」です。

解　説　電　気　安全点検

① 本文中、別紙イからホのうち、電気については別紙ホとなります。付録「別紙・報告書様式」集に添付しています。

② 判定方法及び判定基準の考え方

屋内電気、屋外電気設備他の電気設備の安全性などについて現状を観察、計測し、どのような手当や処置を施す必要があるのかを決定・判断することが重要であり、その判断のために“判定基準”を定めています。判定基準は、点検対象の事象に対し、「A」及び「B」の２ランクで判定するこ

とにしています。

③　判定レベル「A」は、「緊急修理又は、処置を要するもの」、「B」は、「Aまでは至らないもの、あるいは経過観察等を要するもの」です。

解　説　機　械　安全点検

①　本文中、別紙イからホのうち、機械については別紙ニとなる。付録「別紙・報告書様式」集に添付しています。

②　判定方法及び判定基準の考え方

屋内・外の給排水設備、ガス設備等などの安全性などについて現状を観察、計測し、どのような手当や処置を施す必要があるのかを決定・判断することが重要であり、その判断のために“判定基準”を定めています。判定基準は、点検対象の事象に対し、「A」及び「B」の２ランクで判定することにしています。

③　判定レベル「A」は、「緊急修理又は、処置を要するもの」、「B」は、「Aまでは至らないもの、あるいは経過観察等を要するもの」です。

共　通　5　(4)　計画点検

標準仕様書　7　判定方法等

（４）計画点検の評価方法等は、業務区分及び点検項目に応じ、別紙へ及び別添様式７から 31、33 から 36 に掲げる方法によるものとする。

解　説　共　通　計画点検

①　本文中、別紙へ及び別添様式７から 31、33 から 36 は、付録「別紙・報告書様式」集に添付してあります。

計画点検に係る判定方法等を示しています。

②　計画点検は、計画修繕実施のためのデータを得ることを目的に行うことから、安全点検のように危険度を判定するのではなく、劣化の状況を評価し計画修繕の実施時期、修繕範囲、修繕仕様等を決めるための点検です。調査対象の劣化の程度がどれくらいであるかを定量的に評価するために“評価基準”を定めています。

③　計画点検の評価は、合理的・論理的であること、過去・現在の評価の推移・変化や修繕等による管理上の達成度を調べるのに適しています。

外壁に関する評価基準を示します。

表5.4.1　モルタル塗り下地及びコンクリート打放しに塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の「計画点検内容と評価基準」

対象劣化種別：剥落（欠損）/白華現象（エフロレッセンス）・漏水/鉄筋露出/錆の流出					
評　価　基　準					
劣化数量	なし	1箇所	2箇所	3箇所	4箇所以上
評価点	0	1	2	3	4

［評価点算出方法］
評価点の算出は、打診面積200㎡を基準とし算出する。
計算方法　打診面積＞200㎡
評価点（点）＝劣化数量（箇所）/打診面積（㎡）／200（㎡）
打診面積≦200㎡
評価点（点）＝劣化数量（箇所）/点検面積（㎡）

表5.4.2　モルタル塗り下地及びコンクリート打放しに塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の「計画点検内容と評価基準」

対象劣化種別：ひび割れ/浮き（ふくれ）					
評　価　基　準					
劣化数量	なし	6%未満	6～15%未満	15～18%未満	18%以上
評価点	0	1	2	3	4

［評価点算出方法］
計算方法：ひび割れ　　評価点（点）＝劣化数量（m）/点検面積（㎡）×100］
浮き（ふくれ）　評価点（点）＝劣化数量（㎡）/点検面積（㎡）×100］

表5.4.3　モルタル塗り下地及びコンクリート打放しに塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の「計画点検内容と評価基準」

対象劣化種別：外壁塗膜					
評　価　基　準					
劣化数量	気にならない	少し気になる	部分的に気になる	全体的に気になる	全体的に著しい
評価点	0	1	2	3	4

［評価点算出方法］
評価点（点）＝点検範囲の劣化状況（目視観察による客観判断）による

表5.4.4 PC目地評価基準

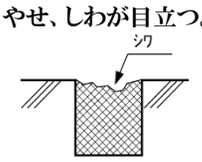
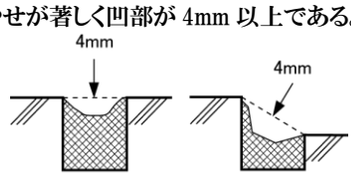
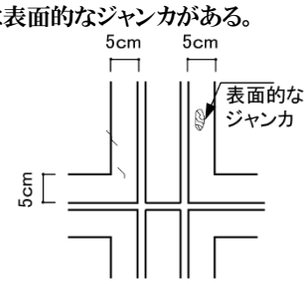
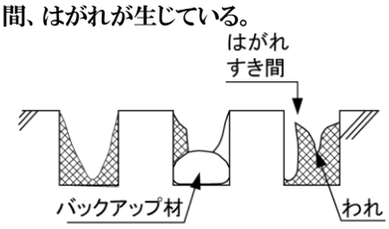
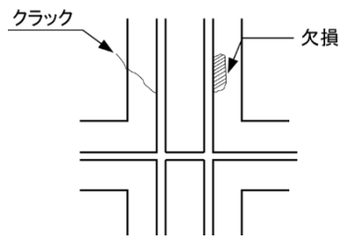
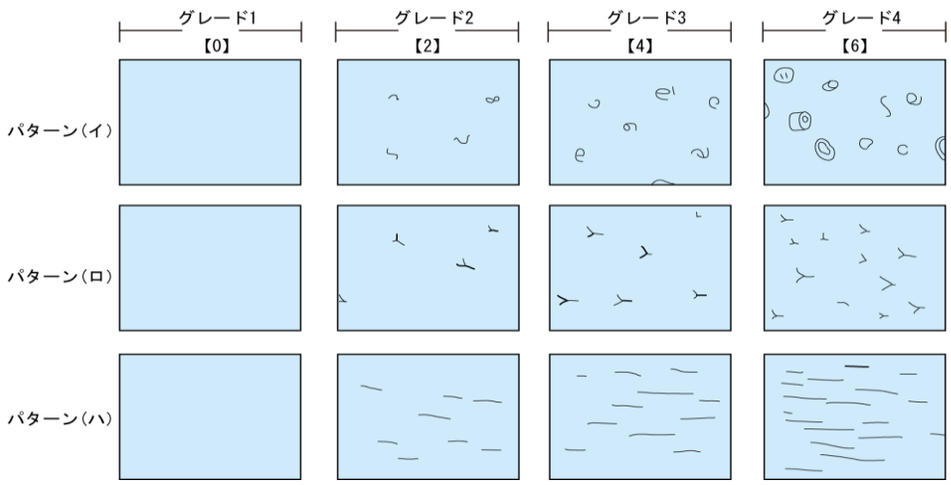
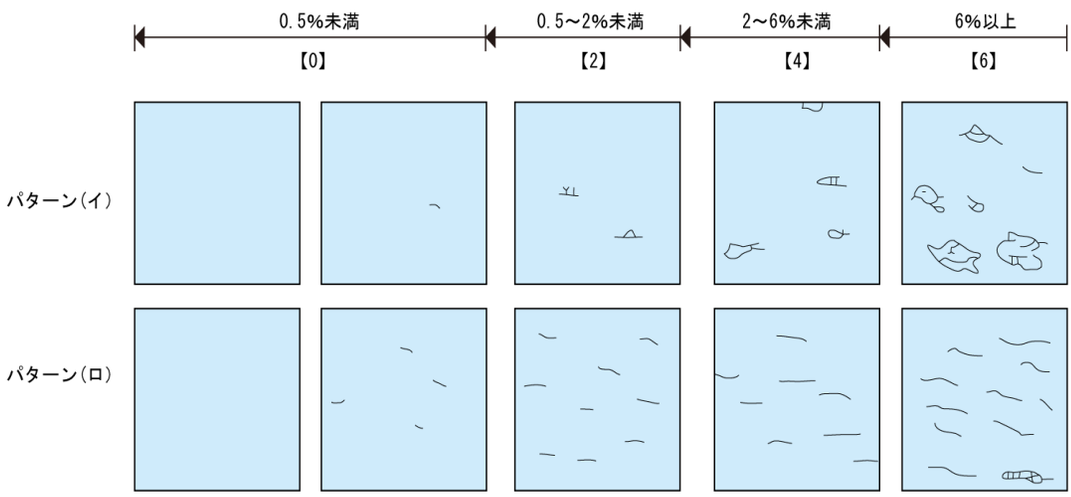
コーキング材 / 評価点	評　価　基　準	目地部 PC版 / 評価点	評価基準
0	コーキング材等に、やせ、しわが見える	0	目地部付近に汚れ、外壁仕上げ材のはがれがある。
1	指触で、コーキング材等が、かなり硬くなっている。やせ、しわが目立つ。 	1	目地部付近に細かいクラックがある。
2	コーキング材に、割れが目立つ。いたずら等による釘穴やキズがある。 やせが著しく凹部が 4mm 以上である。 	2	目地部付近に細かいクラックが目立つ。 又は表面的なジャンカがある。 
3	やせすぎ等により、目地下地バックアップ材が露出している箇所がある 又はPC板とコーキング材との間にすき間、はがれが生じている。 	3	目地部付近に欠損、又はコーキング部分に達するクラック（巾 0.3mm 以上）がある。 

表５．４．５ 塗膜評価基準

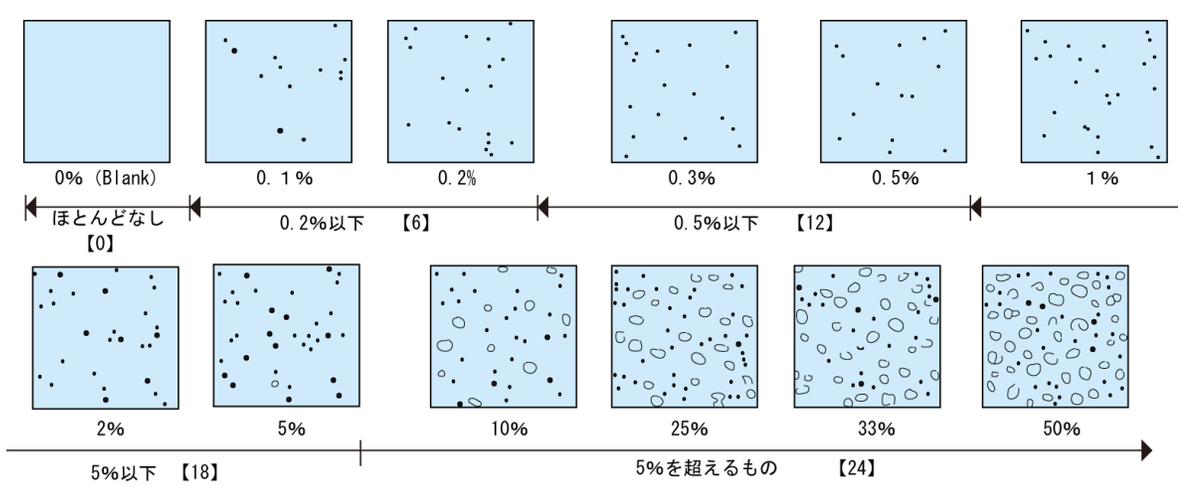
対象：ひび割れ



対象：はがれ



対象：さび



橋梁の計画点検について解説します。

橋梁の点検は、橋梁定期点検要領（令和２年３月）及び、橋梁における第３者被害防止措置要領（平成 28 年８月）によることとしています。

この要領は、機構が管理する橋梁の計画点検業務に適用されます。

なお、要領は，定期点検業務に関して標準的な内容や現時点の知見で予見できる注意事項等について規定したものです。一方、橋梁損傷の状況は、橋梁の構造形式、交通量及び供用年数、周辺環境等によって千差万別です。このため、実際の点検にあたっては、要領に基づき、個々の橋梁の状況に応じて定期点検の目的が達成されるよう充分な検討を行う必要があります。

要領は、「橋梁定期点検要領 平成 26 年 6 月 国土交通省 道路局 国道・防災課（以下、国交省点検要領）」に準じて策定しており、必要に応じて補足資料として国交省点検要領の関連資料等（国総研資料第 196 号道路橋の定期点検に関する参考資料－橋梁損傷事例写真集－等）を活用してください。

※ 機構は、橋梁の計画点検という位置付けで「計画点検」といい、国土交通省要領等は、「定期点検」といっています。

計画点検の目的	**安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な情報を得ることを目的に実施し、損傷状況の把握、対策区分の判定、点検結果の記録を行う。**
計画点検の頻度	**供用後2年以内に初回を行い、2回目以降は、原則として5年以内に行う。**
点検計画の目的	**点検の実施にあたっては、当該橋梁の状況等に応じて適切な計画点検が実施できるよう、点検計画を作成する。**
点検の項目及び方法	**対象橋梁毎に必要な情報が得られるよう、点検する部位、部材に応じて、適切な項目（損傷の種類）に対して点検を実施する。**

計画点検（橋梁）に関する、計画点検項目及び点検方法等について、付録「別紙・報告様式」集の最終項に「橋梁点検」概要として掲載してありますのでご覧ください。

解　説　機　械　計画点検

付録「別紙・報告書様式」集にある、別紙 2-1 点検項目及び点検内容等一覧表の計画点検「機械」によります。

一定の期間を経た機構賃貸住宅等を対象として、修繕計画策定上の一要素となる建物等の損耗・劣化の進行度合等を点検する業務です。

機構における建物等の修繕を実施する際の情報として、劣化状況の度合及び量の把握、経年等を考慮し、修繕の時期、範囲等を決定するための点検です。

点検内容は、次の通りです。

点検項目	点検内容と判定基準
屋内給水管	当該団地において、1 個所／30戸を標準に、管の外面等に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。
雑排水管	

解　説　電　気　計画点検

付録「別紙・報告書様式」集にある、別紙 2-1 点検項目及び点検内容等一覧表の計画点検「電気」によります。

一定の期間を経た機構賃貸住宅等を対象として、修繕計画策定上の一要素となる建物等の損耗・劣化の進行度合等を点検する業務です。

機構における建物等の修繕を実施する際の情報として、劣化状況の度合及び量の把握、経年等を考慮し、修繕の時期、範囲等を決定するための点検です。

点検内容は、次の通りです。

点検項目	点検内容と判定基準
共用灯設備	当該団地の共用灯設備に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。
テレビ･FM共同受信設備	当該団地のテレビ受信設備（共聴アンテナ）に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。
屋外灯設備	当該団地の屋外の照明設備に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。
動力設備	当該団地駐車場の動力制御盤に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量を点検する。

共 通　5（5）緊急点検

標準仕様書　7　判定方法等

（５）緊急点検の判定方法は、発注者及び団地管理業務受託者の指示するところによる。

解　説　共 通　緊急点検

予測していない重大事故の発生や急遽点検を要する必要が生じた場合などの緊急事態に対応するための点検です。

緊急点検箇所・部位等の状況、程度等を勘案し、対応する点検項目や点検内容、仮設、安全対策などを発注者が決めて受託者に指示することになります。

第6章　居住者等への周知等　｜　共　通　｜　6　居住者等への周知等

標準仕様書　8　居住者等への周知等

受注者は、業務を実施するために点検対象団地内に立ち入る際は、次の事項を遵守する。

（１）　居住者への周知にあたっては、５（４）による点検業務実施計画書及び法定点検等業務実施日程表に基づき、管理主任等に対し、点検業務実施日程、居住者への周知内容等を事前に連絡するものとする。その後、点検日時等についての文書を掲示する等の方法により、居住者へ周知するものとする。なお、掲示内容等については、団地管理業務受託者と協議の上、決定する。

（２）　業務の実施に当たっては、受注者の業務従事者であることを表示する腕章等を着用するとともに、受注者の発行する身分証明書を所持し、居住者等からの提示を求められた場合はこれを提示するものとする。

解　説　｜　共　通　｜　居住者等への周知等

①　本文中、５（４）とは、付録「別紙・報告書様式」集に添付した点検業務実施計画書等（年間、月、日程表）のことです。

②　服装の項にも記述してありますが、お住まいの皆様が、日常生活を営んでいる団地内、建物を目視（双眼鏡等）観察することは、点検業務といえどもプライバシーや防犯等々の観点から、事前に周知し居住者に不安を抱かせることなく、協力を得られるようにしなければなりません。結果として、トラブルの防止や効率的な点検につながります。また、団地内での点検作業時の喫煙等にも留意が必要です。



第7章　業務結果の報告等　(P59)

第8章　資料の貸与等　(P65)

第9章　業務の下請け等　(P66)

第10章　契約終了に伴う業務の引き継ぎ　(P66)

第11章　安全対策について　(P67)

第12章　暴力団員等による不当介入を受けた場合の処理　(P67)

第13章　その他　(P68)

第7章　業務結果の報告等　共　通　7　業務結果の報告等

標準仕様書　9　業務結果の報告等

受注者は、次のとおり業務結果の報告等を行うものとする。

（１）　受注者は、４（１）イからハ及び（３）の業務結果については、受注者が準備するインターネット環境を整備したパソコンに、発注者が貸与するシステムソフトをインストールし、そのシステムに点検結果等を入力するものとする。また点検結果の報告については、入力結果を出力し、月毎、業務区分毎に推定される劣化状況等の要因を併せて、担当職員及び団地管理業務受託者に提出することを原則とする（別添様式１から 36、39）。

ただし、橋梁点検に係る入力に関しては、受注者が準備するインターネット環境を整備したパソコンに、発注者が貸与するシステムソフトをインストールし、そのシステムに入力するものとする。

（２）　安全点検については、原則として、点検会議において団地管理業務受託者へ報告及び協議した上で担当職員へ報告する。なお、点検会議における判定に際して評価の見直しを行った場合は、理由を記録する。

計画点検については、原則として、毎年度 12 月末日までに担当職員及び団地管理業務受託者へ報告を行うこととするが、報告時期について特別な事情がある場合は担当職員との協議による。

法定点検については、原則として、特定行政庁等の定めによる時期及び様式に整理し、特定行政庁等及び担当職員へ報告するものとする。

（３）　業務結果のうち、安全性上、緊急性が高いものについては、速やかに担当職員及び団地管理業務受託者へ報告し、劣化規模等の状況によっては、発注者及び団地管理業務受託者の指示する方法により、被害を最小限に止めるために必要な応急措置等を施すこととする。

また、安全点検（外壁）実施時に、災害危険度の高い壁面において、災害危険に対して有効な落下防御施設、植栽等設置の有無の調査結果を安全点検票の所見欄に記載し、点検会議において報告を行うこと。

（４）　(1)から(3)までの提出資料等は、原則としてＡ判サイズとし、ファイルに綴じて、点検区分及び業務区分毎に担当職員へ１部、団地管理業務受託者へ１部を提出するものとする。

ただし、法定点検の業務結果については、電子媒体とあわせ、担当職員へ１部を提出するものとする。

（５）　受注者は、発注者が契約上必要として提出を求める書類及び発注者及び団地管理業務受託者が点検結果の一部を必要として提出を求める場合は速やかに提出しなければならない。

（６）　受注者は、緊急点検の業務結果については、担当職員及び団地管理業務受託者へ報告するものとする。

（７）　点検対象物が点検困難な位置にある場合、判定が困難な場合及び点検対象物について、数量表と現地数量に相違がある場合は、担当職員又は団地管理業務受託者にその状況が確認できる資料と合わせて報告するものとする。

また、計画点検における仮設に足場が必要となる場合、事前に担当職員及び団地管理業務受託者に報告及び協議するものとする。

（８）　受注者は、特定行政庁等から発行された検査報告済証を担当職員へ提出するものとする。

解　説　共　通　業務結果の報告等

①　安全点検の点検結果は、点検会議を開催して最終的な判定をします。また、会議においてＡ判定をＢ判定に見直した場合は、その理由を記録・保存しなければなりません。

②　本文中、別紙１及び別添様式１から３６、３９は、付録「別紙・報告書様式」集に添付しており

ます。

③　報告は、一連の点検から劣化の進行度、劣化原因の把握、劣化の将来予測を行い最終評価及び対策の必要性の判定結果について点検区分毎に決められた様式に記載し報告するものです。

④　業務の実施報告をとりまとめた報告は、管理技術者から発注者に対して行います。

報告書式は、定められた様式によります。また、報告様式の記入方法は定められた様式に従い記入します。

安全確保が困難で点検が出来ない箇所等については、報告書の所見欄にその旨を記入のうえ、住まいセンター等に報告させます。

点検者の報告書への所見の記載は、報告書式の項目以外の内容が極めて重要な要素を含んでいる場合がありますので、所見欄を有効活用し、より詳細な内容の把握に努めることが重要です。

報告書の所見に、緊急に措置が必要と認められるものが含まれている場合には、住まいセンター等は内容等を精査し、現地での対応や調査等を行う必要があるかなどを判断します。ただし、点検現場で、安全対策として実施するバリケード等の設置や危険箇所の撤去等が、指示待ちにならないよう、点検者の判断でできることは適宜、実施し、速やかに報告させるよう指導することが重要です。

記入要領を以下に示します。

表7.1.1点検報告様式記入要領《共通編》

内　容	記　入　要　領
団地名(コード)	団地名及びコード(下3桁)を記入
点検又は調査号棟 (コード)	丁目、街区、号棟及びコード(1＋2＋4の7桁)記入
支社名 (コード)	機構支社名及びコードを記入 [支社コード] 20：東日本（東京）　30：東日本（千葉） 40：東日本（神奈川）　50：東日本（埼玉） 70：中部　　80：西日本　90：九州
住まいセンター等名 (コード)	住まいセンター等名及びコードを記入
管理開始年度	対象建物の管理開始年度を和暦で記入
立地状況	団地区分又は立地区分を記入 [団地区分]一般団地、一般市街地、面開発市街地、施設 [立地区分]平地、丘陵、寒冷地、海岸地
建物型式コード	対象建物の建物型式コードを記入
工法	工法を記入 01：W（壁式）　02:R（ラーメン）　03：WR（壁式ラーメン） 04：MF（メタルフォーム）　05：WPC（壁式プレキャスト） 06：HPC（HPC）　07：WRPC（壁式ラーメンプレキャスト） 08：RPC（ラーメンプレキャスト）　10：大臣認定品（建築基準法） 09 又は 99 ： その他
構造	対象建物の構造を記入 10：RC（鉄筋コンクリート）11：PC（プレキャストコンクリート） 12：SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）　13：S（鉄骨） 14 又は 99 ： その他
外壁仕様	対象建物の外壁仕様を記入 建物に合わせ下記以外の表示とする場合は、事前に発注者と協議する 01：打込タイル　02：モルタル下地のうえ塗装　03：打放しのうえ塗装 04：打放しのうえタイル　05：モルタル下地のうえタイル 06：その他
階数	対象建物の最上階の階数を記入
戸数	対象建物の賃貸住戸の戸数を記入（施設・分譲住戸等の戸数は記入しない）
点検又は調査日	現地における点検又は調査を実施した年月日を和暦で記入
点検又は調査者名	点検又は調査を実施した主たる者の氏名を記入
資格名	上記点検又は調査者の資格名を記入

表7.1.2　点検報告様式記入要領《安全点検票》

内　　容	記　入　要　領
外壁又は外壁以外の表示	安全点検票の右肩に、「外壁点検」又は「外壁以外点検」の別を記入
点検項目	点検の結果、劣化が認められた箇所（以下、劣化対象という。）について、建物等の部位を点検項目左欄に、劣化症状を右欄に、それぞれ記号で記入。記号の凡例については、安全点検票下側に記載の「外壁等点検部位」「外壁以外の点検部位」及び「劣化種別等」欄を参照
判定	劣化対象の該当する判定を○印で記入
内容説明	劣化対象の具体的事象を記入
面	劣化対象の存在する方位を記入
判断箇所	劣化対象の存在する場所、号室等を記入
箇所数	劣化対象の箇所数を記入
数量	劣化対象の長さ又は面積等数量を単位（m、㎡等）と合わせて記入なお、数量は上記箇所数の合計値とする
応急措置有無	応急措置実施の有無を記入（無ければ空白として良い）
添付資料	添付した写真又は図面の No.を記入
補修伝票No及び 送付年月日	補修伝票の取扱い等を点検者に指示
発注No及び 発注年月日	（住まいセンター等使用欄）
備考	特記事項がある場合記入
安全点検実施年度他	それぞれ直近の実施年度を記入 契約書に添付されている仕様書別紙1の内容を転記
外壁点検面積	外壁点検面積を記入 契約書に添付されている仕様書別紙1の内容を転記
所見欄	建物周りの調査結果や、点検できない箇所があった場合の理由、その他必要と思われる事項を記入
（履行確認） 外壁等点検部位 外壁以外の点検部位	点検部位欄に点検実施した部位のチェックボックスに「レ」を記入 対象建物に無い部位項目は取消線を記入 （例）外壁点検において発見した雨樋の劣化を点検票に記載した場合は、外壁等点検部位欄に点検実施した部位のチェックを記入し、外壁以外の点検部位である雨樋にはチェックしない （理由）雨樋の点検を全数実施したものでなく、外壁の点検時に偶発的に発見したと考えるため

表7.1.3　点検報告様式記入要領《計画点検票》

内　容	記　入　要　領
全面打診又は一部打診の表示	計画点検票の右肩に、「全面打診」又は「一部打診」の別を記入
打診面積	全面打診又は一部打診のうち実施した打診面積を外壁点検予備調査票から転記
外壁点検面積	外壁点検予備調査票から転記
前回の修繕時期	直近の外壁計画修繕実施年度を記入 契約書に添付されている仕様書別紙1の内容を転記
各壁面数量表	打診（部分打診を除く）による点検結果数量を方位別に記入 実施した打診範囲以外の劣化数量は、数量表には含めず所見欄に別途記入する
点検結果・評価点	単位面積当たり等の数量及び評価点に換算 計画点検票下側に記載の「評価基準及び評価点について」欄を参照
所見	項目毎の事象等を具体的に記入
総合所見	対象建物の全体的な事象等を具体的に記入

表7.1.4点検報告様式記入要領《計画点検票‥PC目地》

内　容	記　入　要　領
目地種別	一本目地か二本目地かを記入
前回の修繕時期	直近の外壁計画修繕実施年度を記入。契約書に添付されている仕様書別紙1の内容を転記
評価点	部位別に該当する評価基準欄に〇印を記入し、評価点欄に点数を記入
累計長さ	部位別にコーキングの劣化数量を記入（最小単位を 0.1m とする）
小計・評価点合計	評価点の小計値、合計値を記入
所見	事象等を具体的に記入

様 式 の 名 称	備　　考
定期報告書第3号様式A4	

解　説　共 通　法定点検等システム

法定点検等システムとは、点検業務の受・発注者間で、点検計画数量の連携を行い、また、点検結果情報を蓄積するためのシステムです。

システムの構成等は以下のとおり。

名　称	主な利用者		主な内容
点検計画	UR支社	受注者	点検計画数量を出力、登録
点検結果登録		受注者	様式毎に点検結果を登録（安全点検については一括登録）
点検結果確認登録		住まいセンター等	点検結果を確認し登録（発注者が使用）
点検計画時点保存	UR支社		点検計画数量の保存（発注者が使用）
点検計画差分抽出	UR支社	住まいセンター等	点検計画数量と点検実績数量の差分を出力（発注者が使用）
個別管理住棟メンテナンス	UR支社	住まいセンター等	集会所等、個別管理住棟の登録、更新（駐車場も含む）（発注者が使用）
業者向けマスタメンテナンス		受注者	資格名、点検者のマスタ管理（受注者が使用）

第8章　資料の貸与等 | 共　通 | 8　資料の貸与等

標準仕様書　１０　資料の貸与等

（１）　発注者及び団地管理業務受託者は、①から⑥の資料を含め、発注者の所有するもので、各種図面等業務の実施に必要な資料は、必要時受注者に貸与するものとする。

資料名

①点検対象団地の配置図

②点検対象団地の貸与敷地図（当該敷地は点検対象外。）

③点検対象施設図　等

④橋梁定期点検要領（令和２年３月）

⑤橋梁における第三者被害予防措置要領（平成 28 年８月）

⑥並木の計画点検実施マニュアル（改訂版）（令和４年９月）

（２）　受注者は、貸与された資料が必要なくなった場合は、ただちに返却するものとする。

（３）　受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

（４）　受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。

（５）　受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

解　説 | 共　通 | 資料の貸与等

①　効果的な点検を実施するには、必要図書は不可欠です。ここでは、貸与可能な図書の扱いを明確にしています。

②　既往の点検結果で「要経過観察」判定の場合は、その後の状況確認が重要なため、出来る限り、当該データの閲覧又は貸与を併せて行います。

③　本文、資料名中③点検対象施設図等には、〇重点法面擁壁台帳、〇遊具管理台帳、〇調整池台帳、〇雨水浸透施設台帳、〇橋梁台帳、〇土木・造園計画点検対象施設図、その他が貸与又は閲覧を求められる場合がありますので、業務の実施に必要な資料の貸与又は閲覧を求めてください。

第9章　業務の下請け等　｜　共　通　｜　9　業務の下請け等

標準仕様書　１１　業務の下請け等

業務請負契約第４条第１項の規定により、第三者に委任又は請負わせることのできないものは、管理技術者に係る業務とする。

解　説　｜　共　通　｜　業務の下請け等

① 業務請負契約第４条１項及び法定点検等業務標準仕様書で、管理技術者業務はその重要度に鑑み、第三者に委任し、又は請け負わせてはならないと明確に規定しています。

② ①以外の業務の一部を第三者に委任又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者から書面による承諾を得なければなりません。これらを変更しようとするときも同様です。

第10章　契約終了に伴う業務の引き継ぎ　｜　共　通　｜　10　契約終了に伴う業務の引き継ぎ

標準仕様書　１２　契約終了に伴う業務引継ぎ

契約の終了にあっては、発注者の指定する新たな受注者への業務引継ぎを実施するものとする。業務引継ぎの終了後、発注者及び団地管理業務受託者が必要と認めて問い合わせたときは、これに協力するものとする。

解　説　｜　共　通　｜　契約終了に伴う業務の引き継ぎ

① 業務の契約期間は３年間であり、期間満了後、新たな受注者が決定した場合、適切に引き継ぎを行い、円滑に業務が実施できるように配慮します。

② 特に、判定結果で経過観察等の事項については、確実に引継ぎを実施することが重要です。

第11章　安全対策について　｜　共　通　｜　11　安全対策について

標準仕様書　１３　安全対策について

（１）　受注者は、労働安全衛生法その他関係法規に従い、業務中の事故等を未然に防止するための措置を講じること。

（２）　受注者は、業務中に事故が発生した際には、速やかに担当職員及び団地管理業務受託者へ連絡するとともに指示を受けること。また、事故報告書を取りまとめ、再発防止策を検討の上、担当職員及び団地管理業務受託者へ提出すること。

解　説　｜　共　通　｜　安全対策について

①　法定点検等業務において、業務中の事故等は許されません。安全対策等に万全の配慮、実行が求められます。万が一、事故が発生の連絡を受けた場合は、被害の状況及び二次被害等が発生しない状況か確認し、適切な指示をします。事故報告書の提出を指示し、再発防止策を双方で確認します。

②　点検に際し、高所・深所・暗所、足元の不安定な場所、危険な場所に遭遇した場合には、決して無理をせず、これくらいなら良いと言った軽率な判断を避けることが重要です。住まいセンター等と点検者は、情報交換を密にして事故等の防止に努めましょう。住まいセンター等は、点検者の報告を真摯に受け止め、適切な対策、指示等を行うことが大事です。

③　労働安全衛生法その他関連法規を熟知し、法令等を遵守した指示をします。

第12章　暴力団員等による不当介入を受けた場合の処理　｜　共　通　｜　12　暴力団員等による不当介入を受けた場合の処理

標準仕様書　１４　暴力団員等による不当介入を受けた場合の処理

（１）　業務の履行に際して、暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）　（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者及び団地管理業務受託者に報告すること。

（３）　暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者及び団地管理業務受託者と協議を行うこと。

第13章　その他 | 共 通 | 13 その他

標準仕様書　１５　その他

（１）　請負代金の支払いについては、受注者は契約書に定めた部分払い請求のほか、各年度末を指定部分とした部分引渡しをすることにより、部分引き渡しに係る請負代金を請求することができる。

（２）　受注者は、本仕様書に疑義を生じた事項については、発注者及び団地管理業務受託者と協議するものとする。

付録　「別紙・報告書様式」集

≪ 目　次 ≫

・仕様書	法定点検等業務標準仕様書（案）	P. 3
・別紙 1-1	点検対象団地等一覧表（共通）	P. 12
・別紙 1-2	点検対象団地等一覧表（建築(住棟・単独施設棟等)）	P. 13
・別紙 1-3	点検対象団地等一覧表（土木・造園）	P. 14
・別紙 1-4	点検対象団地等一覧表（機械）	P. 15
・別紙 1-5	点検対象団地等一覧表（電気）	P. 16
・別紙 1-6	点検対象団地等一覧表（駐車場）	P. 17
・別紙 1-7	コード表	P. 18
・別紙 2-1	点検項目及び点検内容等一覧表　※「橋梁点検」概要は、様式集最終項参照	P. 19
・別紙 2-2	人工地盤等の業務区分	P. 21
・別紙 3	業務担当者の資格	P. 22
・別紙 4	標準工具等一覧表	P. 23
・別紙 5	計画点検時コンクリート調査仕様	P. 24
・別紙 6	計画点検時外壁アスベスト調査仕様	P. 28
・別紙 イ	安全点検の点検内容と判定基準（建築）	P. 30
・別紙 ロ	モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の点検内容と判定基準	P. 35
・別紙 ロ-2	塗装又はタイル張りの上にアンカーピン及びネット等による複合補修工法を施し塗装により仕上げた外壁の仕上げた外壁の点検内容と判定基準	P. 36
・別紙 ハ	安全点検の点検内容と判定基準（土木・造園）	P. 38
・別紙 ニ	安全点検の点検内容と判定基準（機械）	P. 51
・別紙 ホ	安全点検の点検内容と判定基準（電気）	P. 53
・別紙 ヘ	計画点検判定基準（土木・造園）※「橋梁点検」概要は、様式集最終項参照	P. 60
・別添様式 1	安全点検票（建築）	P. 66
・別添様式 2-1	安全点検・点検票（土木・造園）	P. 67
・別添様式 2-2(1)	安全点検・点検票［遊戯施設(砂場)］	P. 68
・別添様式 2-2(2)	安全点検・点検票［遊戯施設(すべり台)］	P. 69
・別添様式 2-2(3)	安全点検・点検票［遊戯施設(ブランコ)］	P. 70
・別添様式 2-2(4)	安全点検・点検票［遊戯施設(シーソー)］	P. 71
・別添様式 2-2(5)	安全点検・点検票［遊戯施設(鉄棒、ジャングルジム、ラダー、雲梯、はん登棒、バスケットサークル等)］	P. 72
・別添様式 2-2(6)	安全点検・点検票［遊戯施設(チェーンネットジャングル、ネットジャングル)］	P. 73
・別添様式 2-2(7)	安全点検・点検票［遊戯施設(グローブジャングル)］	P. 74
・別添様式 2-2(8)	安全点検・点検票［遊戯施設(ロッキング遊具・スプリング遊具)］	P. 75
・別添様式 2-2(9)	安全点検・点検票［遊戯施設(コンクリート遊具)］	P. 76
・別添様式 2-2(10)	安全点検・点検票［遊戯施設(複合遊具)］	P. 77
・別添様式 2-2(11)	安全点検・点検票［遊戯施設(ロープウェイ)］	P. 78
・別添様式 2-2(12)	安全点検・点検票［遊戯施設（徒渉池)］	P. 79
・別添様式 2-2(13)	安全点検・点検票［遊戯施設(その他の遊戯施設)］	P. 80
・別添様式 2-2(14)	安全点検・点検票［遊戯施設（健康器具系施設)］	P. 81

・別添様式 2-3　安全点検・実施項目チェックリスト（土木・造園）　P. 82
・別添様式 2-4　安全点検・点検票（橋梁・橋梁損傷写真）　P. 83
・別添様式 2-5　安全点検・点検票（サクラ大径木）　P. 84
・別添様式 3　安全点検　点検票（機械）　P. 85
・別添様式 4　煙道の点検票　P. 86
・別添様式 5-1　安全点検・点検票（電気）　P. 87
・別添様式 5-2　安全点検・点検票［鋼管ポール用］　P. 88
・別添様式 5-3　安全点検・点検票［Ｊ型受信機用］　P. 89
・別添様式 6　段差解消機　点検票　P. 90
・別添様式 7　計画点検票（建物診断）　P. 91
・別添様式 8　計画点検票（建物診断）　P. 92
・別添様式 9　計画点検票（ＰＣ目地）　P. 93
・別添様式 10　計画点検総括票（下水管修繕）　P. 94
・別添様式 11　計画点検票（下水管修繕）　P. 95
・別添様式 12　計画点検総括票（道路修繕）　P. 96
・別添様式 13　計画点検票（道路修繕-アスファルト舗装）　P. 97
・別添様式 14-1　法面・擁壁変状票　P. 98
・別添様式 14-2　擁壁劣化状況票（ブロック積み擁壁）　P. 99
・別添様式 14-3　法面・擁壁変状手薄　P. 100
・別添様式 15　のり面・擁壁総括票　P. 101
・別添様式 16　計画点検総括票（遊戯施設修繕）　P. 102
・別添様式 17　計画点検票（遊戯施設修繕）　P. 103
・別添様式 18　計画点検総括票（通路修繕）　P. 104
・別添様式 19　計画点検票（通路修繕-コンクリート舗装）　P. 105
・別添様式 20　計画点検票（通路修繕-コンクリート以外）　P. 106
・別添様式 21　計画点検総括票（外柵修繕）　P. 107
・別添様式 22　計画点検票（外柵修繕-金網柵・メッシュフェンス）　P. 108
・別添様式 23　計画点検票（外柵修繕-パイプ柵）　P. 109
・別添様式 24　雨水浸透施設　計画点検　点検票　P. 110
・別添様式 25　雨水浸透施設　点検結果入力シート　P. 111
・別添様式 26　計画点検　点検票　屋内給水管　P. 112
・別添様式 27　計画点検　点検票　雑配水管　P. 113
・別添様式 28　計画点検　点検票（共用灯設備）　P. 114
・別添様式 29　計画点検　点検票（テレビ受信設備）　P. 115
・別添様式 30　計画点検　点検票（屋外灯設備）　P. 116
・別添様式 31　計画点検　点検票（動力設備）　P. 117
・別添様式 32　外壁点検予備調査票　P. 118
・別添様式 33　計画点検票（樹体）　P. 119
・別添様式 34　計画点検総括票（樹体）　P. 120
・別添様式 35　計画点検票（並木）　P. 121
・別添様式 36　計画点検総括票（並木）　P. 122
・別添様式 37　点検業務実施計画書（年間）　P. 123
・別添様式 38　点検業務実施計画書（月）　P. 124
・別添様式 39　点検業務実施報告書（月）　P. 125
・別添様式 40　法定点検等業務実施日程表　P. 126
・別添様式 41　業務請負指示内容等打合せ記録　P. 127

※「橋梁点検」概要　計画点検（土木・造園）「橋梁点検」点検内容、判定基準等　P. 128～

法定点検等業務標準仕様書（案）

1　業務名称　　令和８年度〇〇本部等管轄団地（〇〇地区）における法定点検等業務

2　履行期間　　令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日

3　業務の対象

本業務の対象は、別紙１「点検対象団地等一覧表」に掲げる賃貸住宅団地（以下「点検対象団地」という。）に存する、本業務の発注者が管理する以下のもの（以下「点検対象物」という。）とし、居住中もしくは廃止等の利用実態は問わないものとする。ただし、廃止された建物に附帯する設備及び工作物等のうち、建物の周辺状況から安全かつ生活上支障がないと判断されるものについては点検対象外とする。

なお、原則として契約・支払事務手続きは、発注者及び業務請負契約書第７条に基づき、発注者が定める担当職員が行い、その他一切の行為は、当機構の委託により団地管理業務受託者が行う。

⑴　敷地（居住者等の専有部分を除く）

⑵　建物（賃貸住宅、賃貸施設、附帯施設（集会所、管理サービス事務所、防災センター及び給水施設等）、人工地盤及びその他構造物等。ただし、賃借人の専有部分は除く。）

⑶　設備（給水施設の機器類、汚水処理施設の機器類、段差解消機以外の昇降機設備、自家用電気工作物(自家用電気室内の受電設備、発電設備)及び消防用設備は除く。ただし、給水施設の機器類及び自家用電気工作物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の定める排煙設備又は非常用の照明装置の自家用発電装置）の法定点検に係る部分は点検対象とする。）

⑷　駐車場等施設（平面式駐車場、自走式立体駐車場、タワー式駐車場等）

⑸　工作物・樹木等（建物の屋上階で不特定多数の人が利用する広場に設置しているものも含む。）

4　業務の内容

本業務の受注者は、次の⑴から⑷に掲げる業務を、本仕様書に定めるところにより実施するものとする。

⑴　点検業務

点検対象団地の点検対象物について、次のイからニに掲げる点検区分及び業務区分に応じ、それぞれの対象物の安全性及び劣化状況等に係る内容を実地に点検する業務及びその結果を記録する業務（別添様式１から 41、法定点検については法の定める様式、緊急点検についての様式は担当職員へ確認すること）。

イ　法定点検

建築基準法第 12 条第１項、３項及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）第 16 条第１項に定めるもの、その他法令等の定めに基づき点検する業務及び特定行政庁等への報告書類の作成、提出及び協議に係る業務。

ロ　安全点検

居住者等の事故等を未然に防止するため、建築、土木･造園、機械及び電気に区分し、別紙２「点検項目及び点検内容等一覧表」の安全点検に掲げる内容について、安全性を欠く恐れのあるもの及び居住上支障を来す恐れのあるもの等を点検する業務。（外壁の安全点検を「安全点検（外壁）」という。）

ハ　計画点検

一定の期間を経た点検対象物を対象として、建築、土木･造園、機械及び電気に区分し、別紙２「点検項目及び点検内容等一覧表」の計画点検に掲げる内容について修繕計画策定上の一要素となる損耗・劣化の進行度合を点検する業務。なお、外壁の計画点検（以下「計画点検（建物診断）」という。）に伴う仮設も本業務に含む。

ニ　緊急点検

上記のイからハ以外に発注者が必要とし指示する緊急的に行う点検業務（別途精算）。

⑵　点検結果の整理集計業務

⑴により記録した点検結果について、整理集計する業務（別紙 1-2 から 1-6 及び別添様式１から 36）。業務に当たっては基本的に法定点検等システムにより行うものとする（登録方法等は参考資料（法定点検等システム概要資料）による）。

⑶　外壁点検に係る予備調査業務

計画点検（建物診断）を行うための予備調査を行う業務。

⑷　応急措置等を施す業務

⑴、⑶の業務により発見された著しい劣化等部分において、事故等の発生を未然に防止し、又は発生した場合の被害を最小限に止めるため必要な別紙イからホの応急措置等を施す業務。また、別紙イからホの応急措置以外にも、立入り禁止措置等の応急措置が必要なものについては、携帯の工具、備品で対応可能な措置を施す業務。

5　業務の実施体制等

⑴　管理技術者

イ　受注者は、業務請負契約書第６条に基づき、管理技術者を配置すること。なお、管理技術者は専任とし、業務担当者を兼ねることができるものとする。

ロ　管理技術者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、業務担当者を代表し、担当職員との打ち合わせ、業務担当者の指導・教育及び各業務の管理・統括を行うとともに、４の業務結果の取りまとめ及び担当職員へ９の業務報告等を行うものとする。

ハ　管理技術者は、一級建築士又は特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者であること。

⑵　業務担当者

受注者は、別紙２に示す業務区分ごとに、別紙３「業務担当者の資格」欄に掲げるいずれかの資格を有する者を責任者として配置すること。ただし、６⑷の煙道点検の業務担当者は特定ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者とする。

⑶　点検班の構成等

受注者は、業務の実施に際し、点検班編成を行うとともに、点検班の編成表及び業務担当者の氏名、資格、資格者証の写しを契約後速やかに担当職員に提出する。

なお、受注者は、業務担当者の変更、資格の喪失等により、その内容が変更となる場合は、速やかに担当職員に報告しなければならない。

⑷　点検業務実施計画書等の提出

契約初年度の点検業務実施計画書（年間）、初月度の業務実施計画書及び業務実施日程表については、契約後速やかに提出し承認を受けるものとする。なお、翌年度の業務実施計画書は当該翌年度の業務実施前に策定し、毎月の業務実施計画書及び業務実施日程表は前月に担当職員に提出し承認を受けるものとする。（別添様式 37、38、40）

⑸　業務の実施時間

受注者は、業務の実施を、原則として発注者及び団地管理業務受託者の通常勤務日における就業時間内に行

うものとする。

ただし、緊急点検及び応急措置等を施す業務の実施時間については、この限りではない。

⑹　点検工具･備品等の携行

受注者は、業務の実施に当たり、原則として、別紙４「標準工具等一覧表」に掲げる工具及び備品を標準とし、点検内容に応じ必要なものを携行することとする。ただし、応急措置等に使用する工具等については、必要な都度取り揃えることとしてもよい。なお、工具等の費用は受注者の負担とする。

⑺　業務の事前準備

受注者は、点検業務の実施にあたり、管理主任等から、情報収集に努めその内容について確認を行うものとする。

⑻　点検の実施回数、実施時期

各点検項目における点検回数は別紙２に定めるところによる。

なお、安全点検の各点検項目における各回の実施時期は偏りがないようにするものとし、計画点検の実施時期については、原則各年度の 11 月までとし、特別な事情がある場合は担当職員との協議による。

⑼　服装等

イ　業務担当者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施するものとする。

ロ　業務担当者は、名札（顔写真入り）をつけて業務を行うものとする。また、身分証明書も携帯し、関係者から請求があった場合はそれを提示するものとする。

⑽ 駐車場の利用

駐車場は自ら確保することを原則とし、機構敷地内の駐車場の利用及び駐車方法については、担当職員又は団地管理業務受託者の指示による。

⑾ 給水施設等への立ち入り

イ　業務担当者は、法定点検等により、給水施設へ立ち入る場合は、給水施設維持管理業務受注者等との協議調整を行った上で実施するものとし、事前に水道法第 21 条及び同法施行規則第 16 条に規定する健康診断を受診し、適合の証明を給水施設の管理者へ提出するとともに、点検計画等について協議を行い、許可を受けることとし、立ち入り後は報告を行うものとする

ロ　法定点検等により、電力会社の変圧器室内へ立ち入る場合は、電力会社と協議調整を行った上で実施することとし、機構の自家用受変電設備室及び発電機室へ立ち入る場合は、電気主任技術者と協議調整を行ったうえで実施するものとする。

⑿ 機械式駐車設備等への立ち入り

機械式駐車設備等へ立ち入る場合は、機械式駐車設備等保守点検業務受注者等と、機械式駐車設備の稼働等について協議調整を行い、安全対策を講じた上で実施するものとする。

6　点検方法等

次の⑴から⑹に掲げる点検方法等により業務を実施するものとする。なお、前回の安全点検による点検の結果、判定基準「Ｂ」に該当した部分について、劣化等の経過を確認する。

⑴　法定点検

法の定めるところによる。ただし、法定点検の実施時期に安全点検及び計画点検で実施する法定点検と同一の調査項目等は、重複して点検を実施しない。

また、自家用発電装置の点検において、その作動に必要な操作は、別途業務の自家用電気工作物の維持管理業者が行うものとし、実施にあたっては、事前に維持管理業者と協議・調整するものとする。

⑵　安全点検及び計画点検（６⑷及び⑸を除く）

点検の方法は、目視（必要に応じ光学機器（双眼鏡、カメラ等）を使用する）、打診、聴診、触診及び計測等によるものとする。なお、点検における無人航空機（ドローン）の使用については、担当職員又は団地管理

業務受託者との協議により、航空法等関係法令を遵守するとともに、有資格者による操縦を行い、担当職員へ計画書の提出を行うこと。

⑶　モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の点検方法等は、⑵のほか次による。

イ　安全点検(外壁)

（イ）全見付外壁面から手摺金物部及び見付開口部を除いた部分の範囲、バルコニー、車路、車室等上裏及び外部に開放された共用廊下の上裏・袖壁、外部に開放された階段室の上裏・内壁の奥行き 1.0mの範囲、庇等上端及び手摺等笠木部分（以下「外壁点検範囲」という。）について、モルタル、タイル及びコンクリートの剥落、白華現象、ひび割れ、鉄筋露出、錆の流出、浮き等の有無を目視により点検するとともに、共用廊下、共用バルコニー、階段室、建物周り、屋上等から安全を考慮し手の届く範囲内を打診（以下「部分打診」という。）により点検する。

（ロ）安全点検（外壁）による点検の結果、剥落、ひび割れ等が判定基準「Ａ－２」に該当すると認められた場合で、発注者が必要と判断した場合、発注者及び団地管理業務受託者の指示する範囲について、打診、部分的な赤外線装置法のうちいずれか又は併用により点検を行う。（別途精算）

（ハ）安全点検（外壁）による点検の結果、剥落、ひび割れ等が判定基準「Ａ－１」に該当すると認められた場合は、発注者及び団地管理業務受託者の指示するところにより、計画点検（建物診断）を実施するものとする。（別途精算）

（ニ）安全点検（外壁）実施時に、災害危険度の大きい壁面において、災害危険に対し有効な落下防御施設、植栽等設置の有無を現地調査する。

ロ　計画点検（建物診断）

駐車場等施設を除く外壁全体について、剥落、白華現象、ひび割れ、鉄筋露出、錆の流出、浮きの有無を目視により点検するとともに、次の（イ）から（ハ）のいずれかの打診等点検を行う。ただし、上記イ（ハ）の安全点検(外壁)の実施結果により計画点検（建物診断）を実施する場合は、目視及び部分打診による点検は要しない。

（イ）バルコニー等上裏・袖壁の奥行き 0.5m、庇等上端及び手摺等笠木を含めた全見　　付外壁面から手摺金物部、見付開口部及び奥行き 0.5mを超えるバルコニー壁面等を除いた範囲のうち基礎等を除く外壁全体について行う打診（以下「全面打診」という。）及び全面打診以外の範囲の部分打診との併用による点検

（ロ）全面打診範囲のうち、壁面の前面かつ壁面高さの概ね２分の１の水平面内に、不特定又は多数の人が通行する道路、通路、広場、駐車場等を有するもので、壁面直下に鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の落下物防御施設（屋根、庇等）が設置され、又は植込み、フェンス等により、完全にさえぎられ、災害の危険がないと判断される部分を除く壁面（以下「災害危険度の大きい壁面」という。）について行う打診（以下「一部打診」という。）及び一部打診以外の範囲の部分打診との併用による点検

（ハ）全面的な赤外線装置法と部分打診との併用により行う点検

赤外線装置法による場合は、「定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査ガイドライン」（赤外線装置を搭載したドローン等による外壁調査手法に係る体制整備検討委員会 令和４年３月）により、事前に担当職員又は団地管理業務受託者に仕様等について確認すること。

（ニ）コンクリート調査

発注者の指示する住棟（原則、点検対象団地のうち３回目の計画点検を実施する区分所有建物を除く住棟）のコンクリート調査を行う。（別紙５「計画点検時コンクリート調査仕様」参照）

（ホ）外壁仕上塗材のアスベスト調査

発注者の指示する住棟の外壁仕上塗材のアスベスト調査を行う。（別紙６「計画点検時外壁アスベスト

調査仕様」参照）

ハ　外壁点検に係る予備調査（別添様式 32）

（イ）外壁点検面積、全面打診面積及び一部打診面積等について、外壁の仕上げ別又は住居・施設別（駐車場等施設を除く）に現地調査を行う。

なお、面積の算出において 1 箇所 0.5 ㎡以下の開口部は控除の対象としない。

（ロ）災害危険に対し有効な落下防御施設、植栽等設置の有無についての現地調査を行う。

（ハ）点検に必要な仮設の設置可否、仕様及び設置範囲の数量について現地調査を行う。

(4)　煙道点検

イ　煙道の大気開放部にあっては目視等による。

ロ　煙道の内部にあってはファイバースコープ等の内視鏡を用いた点検を行う。

（別紙２「点検項目及び点検内容等一覧表」）

(5)　橋梁点検

橋梁の計画点検については、機構が定める橋梁定期点検要領（令和２年３月）及び橋梁における第三者被害予防措置要領（平成 28 年８月）に基づき点検を実施するものとする。

(6)　並木の計画点検

並木の計画点検については、機構が定める並木の計画点検実施マニュアル（改訂版）　（令和４年９月）に基づき点検を実施するものとする。

(7)　緊急点検

発注者及び団地管理業務受託者の指示する方法とする。

7　判定方法等

(1)　法定点検の判定方法は、法の定めるところによる。

(2)　安全点検は、業務担当者が業務区分及び点検項目に応じ、別紙イからホに掲げる方法により事象毎に評価するものとする。

(3)　上記(2)の評価内容について、団地管理業務受託者及び受注者の間で定期に点検会議を開催し、評価内容に加え修繕予定や落下対策の有無等による修繕の要否を踏まえて、双方合意により判定するものとする。

(4)　計画点検の評価方法等は、業務区分及び点検項目に応じ、別紙へ及び別添様式７から 31、33 から 36 に掲げる方法によるものとする。

(5)　緊急点検の判定方法は、発注者及び団地管理業務受託者の指示するところによる。

8　居住者等への周知等

受注者は、業務を実施するために点検対象団地内に立ち入る際は、次の事項を遵守する。

(1)　居住者への周知にあたっては、5(4)による点検業務実施計画書及び法定点検等業務実施日程表に基づき、管理主任等に対し、点検業務実施日程、居住者への周知内容等を事前に連絡するものとする。その後、点検日時等についての文書を掲示する等の方法により、居住者へ周知するものとする。なお、掲示内容等については、団地管理業務受託者と協議の上、決定する。

(2)　業務の実施に当たっては、受注者の業務従事者であることを表示する腕章等を着用するとともに、受注者の発行する身分証明書を所持し、居住者等からの提示を求められた場合はこれを提示するものとする。

9　業務結果の報告等

受注者は、次のとおり業務結果の報告等を行うものとする。

(1)　受注者は、4(1)イからハ及び(3)の業務結果については、受注者が準備するインターネット環境を整備したパソコンに、発注者が貸与するシステムソフトをインストールし、そのシステムに点検結果等を入力するものと

する。また点検結果の報告については、月毎、業務区分毎に推定される劣化状況等の要因を併せて、担当職員及び団地管理業務受託者に提出することを原則とする（別添様式１から 36、39）。

ただし、橋梁点検に係る入力に関しては、受注者が準備するインターネット環境を整備したパソコンに、発注者が貸与するシステムソフトをインストールし、そのシステムに入力するものとする。

⑵　安全点検については、原則として、点検会議において団地管理業務受託者へ報告及び協議した上で担当職員へ報告する。なお、点検会議における判定に際して評価の見直しを行った場合は、理由を記録する。

計画点検については、原則として、毎年度 12 月末日までに担当職員及び団地管理業務受託者へ報告を行うこととするが、報告時期について特別な事情がある場合は担当職員との協議による。

法定点検については、原則として、特定行政庁等の定めによる時期及び様式に整理し、特定行政庁等及び担当職員へ報告するものとする。

⑶　業務結果のうち、安全性上、緊急性が高いものについては、速やかに担当職員及び団地管理業務受託者へ報告し、劣化規模等の状況によっては、発注者及び団地管理業務受託者の指示する方法により、被害を最小限に止めるために必要な応急措置等を施すこととする。

また、安全点検（外壁）実施時に、災害危険度の高い壁面において、災害危険に対し有効な落下防御施設、植栽等設置の有無の調査結果を安全点検票の所見欄に記載し、点検会議において報告を行うこと。

⑷　⑴から⑶までの提出資料等は、原則としてＡ判サイズとし、ファイルに綴じて、点検区分及び業務区分毎に団地管理業務受託者へ１部を提出するものとする。

ただし、法定点検の業務結果については、電子媒体とあわせ、担当職員へ１部を提出するものとする。

⑸　受注者は、発注者が契約上必要として提出を求める書類及び発注者及び団地管理業務受託者が点検結果の一部を必要として提出を求める場合は速やかに提出しなければならない。

⑹　受注者は、緊急点検の業務結果については、担当職員及び団地管理業務受託者へ報告するものとする。

⑺　点検対象物が点検困難な位置にある場合、判定が困難な場合及び点検対象物について、数量表と現地数量に相違がある場合は、担当職員又は団地管理業務受託者にその状況が確認できる資料と合わせて報告するものとする。

また、計画点検における仮設に足場が必要となる場合、事前に担当職員及び団地管理業務受託者に報告及び協議するものとする。

⑻　受注者は、特定行政庁等から発行された検査報告済証を担当職員へ提出するものとする。

10　資料の貸与等

⑴　発注者及び団地管理業務受託者は、①から⑥の資料を含め、発注者の所有するもので、各種図面等業務の実施に必要な資料は、必要時受注者に貸与するものとする。

資料名

①点検対象団地の配置図

②点検対象団地の貸与敷地図（当該敷地は点検対象外。）

③点検対象施設図　等

④橋梁定期点検要領（令和２年３月）

⑤橋梁における第三者被害予防措置要領（平成 28 年８月）

⑥並木の計画点検実施マニュアル（改訂版）（令和４年９月）

⑵　受注者は、貸与された資料が必要なくなった場合は、ただちに返却するものとする。

⑶　受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

⑷　受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。

⑸　受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

11　業務の下請け等

業務請負契約第４条第１項の規定により、第三者に委任又は請負わせることのできないものは、管理技術者に係る業務とする。

12　契約終了に伴う業務引継ぎ

契約の終了にあっては、発注者の指定する新たな受注者への業務引継ぎを実施するものとする。業務引継ぎの終了後、発注者及び団地管理業務受託者が必要と認めて問い合わせたときは、これに協力するものとする。

13　安全対策について

⑴　受注者は、労働安全衛生法その他関係法規に従い、業務中の事故等を未然に防止するための措置を講じること。

⑵　受注者は、業務中に事故が発生した際には、速やかに担当職員及び団地管理業務受託者へ連絡するとともに指示を受けること。また、事故報告書を取りまとめ、再発防止策を検討の上、担当職員及び団地管理業務受託者へ提出すること。

14　暴力団員等による不当介入を受けた場合の処理

⑴　業務の履行に際して、暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

⑵　⑴により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者及び団地管理業務受託者に報告すること。

⑶　暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者及び団地管理業務受託者と協議を行うこと。

15　その他

⑴　請負代金の支払いについては、受注者は契約書に定めた部分払い請求のほか、各年度末を指定部分とした部分引渡しをすることにより、部分引き渡しに係る請負代金を請求することができる。

⑵　受注者は、本仕様書に疑義を生じた事項については、発注者及び団地管理業務受託者と協議するものとする。

以　上

資料等

別紙１－１　点検対象団地等一覧表（共通）
別紙１－１　別添参考図
別紙１－２　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和　　年度】
別紙１－３　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和　　年度】
別紙１－４　点検対象団地等一覧表（機械）【令和　　年度】
別紙１－５　点検対象団地等一覧表（電気）【令和　　年度】
別紙１－６　点検対象団地等一覧表（駐車場）【令和　　年度】
別紙１－７　コード表
別紙２－１　点検項目及び点検内容等一覧表

別紙２－２　人工地盤等の業務区分
別紙３　業務担当者の資格
別紙４　標準工具等一覧表
別紙５　計画点検時コンクリート調査仕様
別紙６　計画点検時外壁アスベスト調査仕様
別紙イ　安全点検の点検内容と判定基準（建築）
別紙ロ　モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の点検内容と判定基準
別紙ロー２　塗装又はタイル張りの上にアンカーピン及びネット等による複合補修工法を施し塗装により仕上げた外壁の点検内容と判定基準
別紙ハ　安全点検の点検内容と判定基準（土木・造園）
別紙ニ　安全点検の点検内容と判定基準　機械
別紙ホ　安全点検の点検内容と判定基準　電気
別紙ヘ　計画点検判定基準（土木・造園）
別添様式１　安 全 点 検 票 （建築）
別添様式２－１　安全点検・点検票（土木・造園）
別添様式２－１（１）安全点検・点検票　〔遊戯施設（砂場)〕
別添様式２－１（２）安全点検・点検票　〔遊戯施設（すべり台)〕
別添様式２－１（３）安全点検・点検票　〔遊戯施設（ブランコ)〕
別添様式２－１（４）安全点検・点検票　〔遊戯施設（シーソー)〕
別添様式２－１（５）安全点検・点検票　〔遊戯施設（鉄棒、ジャングルジム、ラダー、雲梯、はん登棒、バスケットサークル等)〕
別添様式２－１（６）安全点検・点検票　〔遊戯施設（チェーンネットジャングル、ネットジャングル)〕
別添様式２－１（７）安全点検・点検票　〔遊戯施設（グローブジャングル)〕
別添様式２－１（８）安全点検・点検票　〔遊戯施設（ロッキング遊具・スプリング遊具)〕
別添様式２－１（９）安全点検・点検票　〔遊戯施設（コンクリート遊具)〕
別添様式２－１（10）安全点検・点検票　〔遊戯施設（複合遊具)〕
別添様式２－１（11）安全点検・点検票　〔遊戯施設（ロープウェイ)〕
別添様式２－１（12）安全点検・点検票　〔遊戯施設（徒歩池)〕
別添様式２－１（13）安全点検・点検票　〔遊戯施設（その他の遊具施設)〕
別添様式２－１（13）安全点検・点検票　〔遊戯施設（健康器具系施設)〕
別添様式２－３　安全点検・実施項目チェックリスト　（土木・造園）
別添様式２－４　安全点検・実施項目チェックリスト　（橋梁）
別添様式２－５　安全点検・実施項目チェックリスト　（サクラ大径木）
別添様式３　安全点検　点検票　（機械）
別添様式４　煙道の点検票
別添様式５－１　安全点検　点検票　（電気）
別添様式５－２　安全点検・点検票　〔鋼管ポール用〕
別添様式５－３　安全点検・点検票　〔Ｊ型受信機用〕
別添様式６　段差解消機　点検票
別添様式７　計画点検票(建物診断)
別添様式８　計画点検票(建物診断)
別添様式９　計画点検票（ＰＣ目地）
別添様式 10　計画点検総括票（下水管修繕）

別添様式 11　　計画点検票（下水管修繕）
別添様式 12　　計画点検総括票（道路修繕）
別添様式 13　　計画点検票(道路修繕-ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装）
別添様式 14－１　法面・擁壁変状票
別添様式 14－２　擁壁劣化状況票（ブロック積み擁壁）
別添様式 14－３　法面・擁壁変状手簿
別添様式 15　　のり面・擁壁総括票
別添様式 16　　計画点検総括表（遊戯施設修繕）
別添様式 17　　計画点検票(遊戯施設修繕）
別添様式 18　　計画点検総括表（通路修繕）
別添様式 19　　計画点検票(通路修繕-コンクリート舗装）
別添様式 20　　計画点検票(通路修繕-コンクリート以外）
別添様式 21　　計画点検総括表（外柵修繕）
別添様式 22　　計画点検票(外柵修繕－金網柵・メッシュフェンス）
別添様式 23　　計画点検票(外柵修繕－パイプ柵）
別添様式 24　　雨水浸透施設　計画点検　点検票
別添様式 25　　雨水浸透施設　点検結果入力シート
別添様式 26　　計画点検点検票　屋内給水管
別添様式 27　　計画点検点検票　雑排水管
別添様式 28　　計画点検点検票（共用灯設備）
別添様式 29　　計画点検点検票（テレビ受信設備）
別添様式 30　　計画点検点検票（屋外灯設備）
別添様式 31　　計画点検点検票（動力設備）
別添様式 32　　外壁点検予備調査票
別添様式 33　　計画点検票（樹体）
別添様式 34　　計画点検総括票（樹体）
別添様式 35　　計画点検票（並木）
別添様式 36　　計画点検総括票（並木）
別添様式 37　　点検業務実施計画書（年間）
別添様式 38　　点検業務実施計画書（月）
別添様式 39　　点検業務実施報告書（月）
別添様式 40　　法定点検等業務実施日程表（令和　年　月分）
別添様式 41　　業務請負指示内容等打合せ記録
参考資料　　法定点検等システム概要

別紙1-1　　点検対象団地等一覧表（共通）

管轄住まいセンターコード	管轄住まいセンター名	団地コード	団地名	所在地	棟数	戸数	敷地面積	管理開始年度	団地タイプ　※
					棟	戸	㎡	年	

※各団地タイプにおける、屋外施設の一例：別添図面を参照。

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表（建築（住棟・単独施設棟等））【令和　　年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考（単独施設棟等名称、人工地盤、給水塔、アーケード等）	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		人工地盤		管理開始年度	点検・修繕実施年度（直近）				安全点検																外壁予備調査	計画点検									法定点検（新規の場合●　前回報告書有り又は報告対象は○）		
								階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数	水平投影面積	換算戸数		安全点検	計画点検（建物診断）	外壁改修工事	屋根防水工事	住棟・施設棟その他、単独施設棟	外壁以外（主な項目の有無は右欄）	外壁	外回り鉄部・建具（塗装）	屋外工作物（塗装）	クーラー室外機置場	防火戸（感知器連動型を除く）	防火シャッター（感知器連動型を除く）	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等（独立型）	排煙窓	EXP・J	集合郵便受箱	インターホンオートロック設備		外壁アスベスト調査	コンクリート調査	一部打診ゴンドラ架数	全面打診ゴンドラ架数	外観目視点検	一部打診	全面打診	PC目地	建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項（防火設備）に定めるもの
								階	戸	㎡	㎡	戸	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	検体	本	回	回	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●

別紙1-3　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）【令和　　年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	団地タイプ	安全点検										計画点検									
						排水施設	道路	法面・擁壁	遊戯施設	休息施設	通路	囲障	調整池	橋梁	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁	並木	参照図面番号
			戸	ha		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	本	

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表（機械）【令和　　年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	備考	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF－D型煙道内部点検実施年度（直近）	安全点検										計画点検		法定点検																	
										屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
										戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	台	台	台	台

別紙1-5　点検対象団地等一覧表（電気）【令和　　年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検																																				計画点検			法定点検						
						屋内電気設備																																													
						屋内電気設備	照明器具	配線器具		盤類												換気設備	テレビ・FM共同受信設備				雷保護設備				屋外電気設備	屋外灯設備		屋外分電盤	地中配線設備	太陽光発電設備（屋外灯一体型を除く）	段差解消機（※2）		防犯カメラ設備（※1）							共用灯設備	テレビ受信設備	屋外灯設備	建築基準法第12条第3項に定めるもの（新規の場合●、前回報告書がある場合は○）						
																																									カメラ		録画装置（付帯機器含む）		モニター装置（付帯機器含む）									防火戸設備			非常用の照明装置		
							照明器具	スイッチ・コンセント	自動点滅器	引込開閉器（盤）	主開閉器（盤）	集合計器盤	共用灯盤	制御盤（操作盤含む）	動力分電盤	電話端子盤	LAN設備収容箱	隔測量水器盤	換気扇	VHFアンテナ	UHFアンテナ	BS・110度CSアンテナ	機器収容箱	突針	接地極	接地抵抗測定以外	接地抵抗測定	屋外電気設備	照明器具（太陽光・風力含む）	案内・掲示板		ハンドホール・マンホール		上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分		アンテナ（U・BS許）		操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置	
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表（駐車場）【令和　　年度】

管轄住まいセンターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	建築		土木・造園		機械	電気																							
				安全点検		安全点検		安全点検	安全点検														計画点検			法定点検							
				自走式立体駐車場	タワー式駐車場	駐車場（道路）	駐車場（囲障）	屋外排水設備	屋内電気設備			屋外電気設備	防犯カメラ設備（※1）				駐車場管制設備				雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	排水ポンプ動力制御盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの							
									自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	動力制御盤	自立型屋外灯	カメラ		録画装置（付帯機器含む）		カーゲート		車路管制設備（※2）		J型受信機	突針	接地極				防火戸設備			非常用の照明装置			
													上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分						操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置	
				台	台	台	有無	箇所	台	台	式	基	台	台	台	台	箇所	箇所	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	面	個	個	灯	有無	

※1　エレベータかご内の防犯カメラ及びエレベーター専用の録画装置は、点検対象外とする。
※2　車路管制設備（制御盤）の箇所数とする。

別紙1-7　　コード表

本部等エリア名	支社コード	住まいセンター	センターコード
東日本賃貸住宅本部 東京エリア	20	東京東住まいセンター	01
		北多摩住まいセンター	02
		東京北住まいセンター	03
		南多摩住まいセンター	04
		東京南住まいセンター	05
		城北住まいセンター	06
		北海道住まいセンター	60
東日本賃貸住宅本部 千葉エリア	30	千葉住まいセンター	01
		千葉西住まいセンター	02
		千葉北住まいセンター	03
		千葉北住まいセンター　茨城分室	80
東日本賃貸住宅本部 神奈川エリア	40	横浜住まいセンター	01
		神奈川西住まいセンター	02
		横浜南住まいセンター	03
東日本賃貸住宅本部 埼玉エリア	50	東埼玉住まいセンター	01
		浦和住まいセンター	02
		西埼玉住宅管理センター	03
中部支社	70	名古屋住まいセンター	01
		大曽根住まいセンター	03
西日本支社	80	千里住まいセンター	01
		大阪住まいセンター	03
		泉北住まいセンター	05
		兵庫住まいセンター	06
		阪神住まいセンター	07
		奈良住まいセンター	08
		京都住まいセンター	09
九州支社	90	北九州住まいセンター	01
		福岡住まいセンター	02

棟分類コード	1	2	3	5	6
団地区分	一般団地	一般市街地	面開発市街地	施設	駐車場等

外壁部位仕様コード	1	2	3	4	5
外壁仕様	打込タイル仕上げ	モルタル下地のうえ塗装仕上げ	打放しのうえ塗装仕上げ	打放しのうえタイル仕上げ	モルタル下地のうえタイル仕上げ

※部分的にタイルが張ってあるものは、タイル仕上げとする。

棟形式区分コード	1	2	3
棟形式区分	階段室型	片廊下型	中廊下型

別紙2-1　　点検項目及び点検内容等一覧表

点検区分	業務区分	点　検　項　目	点検内容と判定基準	様式	点検の実施回数	備　考
安全点検	建　築	建物、人工地盤及びその他構造物等 ①外壁 (1)バルコニー・車路・車室等上裏・袖壁、階段室で外部に開放された上裏・内壁の奥行き概ね 1.0 m、庇等上端及び手摺等笠木を含めた全見付面積から手摺金物部及び見付開口部を除いた部分の壁面 (2)その他指示するもの ②外壁以外 (1)階段室等壁・天井　(8)屋根　(15)自走式立体駐車場内 (2)階段室等床　(9)エキスパンション・ジョイント　(16)集合郵便受箱 (3)建具等　(10)落下防止庇　(17)ｲﾝﾀｰﾎﾝｵｰﾄﾛｯｸ設備 (4)防火戸　(11)クーラー用室外機置き場　(18)その他指示するもの (5)手摺り等　(12)高置水槽 (6)雨樋等　(13)自転車置場・ｵｰﾄﾊﾞｲ置場 (7)付属金物等　(14)看板・広告塔	別紙-イ、ロ及びロ-2による。	別添様式1	(建物) 原則、3年に1回。 (人工地盤) 原則、3年に1回。 (自走式駐車場等) 別紙1-6において指定する年度に1回。	建物は建基法12条1項の点検年度に同時実施とする。ただし、外壁修繕実施年度の法定点検時は安全点検(外壁)を実施しない。
	土木・造園	①排水施設 ②道路(駐車場上部・下部構造、暫定平面駐車場含む) ③法面・擁壁 ④遊戯施設 ⑤休息施設 ⑥通路 ⑦囲障 ⑧調整池 ⑨橋梁 ⑩サクラ大径木 ⑪その他指示するもの	別紙-ハによる。	別添様式2	3年に1回。 ただし、③法面・擁壁、④遊戯施設、⑦囲障、⑨橋梁については各年度に1回。	
	機　械	①屋内給水設備(管)　⑤煙道点検　⑥屋外給水設備 ②屋内排水設備(管)　(1)CF型風呂釜用煙道　⑦屋外排水設備 ③屋内ガス設備(管)　(2)FF型風呂釜用煙道　⑧その他指示するもの ④地域暖房給湯設備(管)　(3)BF-D型風呂釜用ﾀﾞｸﾄ型煙道 (住棟セントラルを含む)	別紙-ニによる。	別添様式3 別添様式4	各年度に1回。ただし、屋外排水設備(駐車場)については、各年度に3回(4ヶ月ごと)。	
	電　気	①共用灯設備　⑦屋外灯設備　⑫防犯カメラ設備 ②配線器具　(鋼管ポール含む)　⑬駐車場管制設備 ③盤類　⑧架空配線設備　(ｶｰｹﾞｰﾄ、 ④換気設備　⑨地中配線設備　ｶｰｹﾞｰﾄ用送受信機、 ⑤テレビ・FM共同受信設備　⑩太陽光発電設備　車路管制設備を含む) ⑥雷保護設備　⑪段差解消機　⑭J型受信機 ⑮その他指示するもの	別紙-ホによる。	別添様式5-1 別添様式5-2 別添様式5-3 別添様式6	各年度に1回。(⑪、⑫及び⑬を除く)うち、①共用灯設備、②配線器具、④換気設備、⑤テレビ・FM共同受信設備(アンテナ一式除く)の実施対象は、全量の1/2以上でよいものとする。 ⑪段差解消機、⑫防犯カメラ設備、⑬駐車場管制設備については、各年度に2回。	段差解消機で設置時に計画通知(確認申請)を行っているものは、併せて法定点検を各年度に1回行うこと。
計画点検	建　築	建物診断	モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の打診を行い、壁面に生じた劣化等現象について種別毎の発生量を点検する。	別添様式7 別添様式8	別紙1-2において指定する年度に1回。	
		PC目地	計画点検(建物診断)時に指示する建物の壁面の目地に生じた劣化現象について、種別毎の発生量等を点検する。	別添様式9		

別紙2-1　　点検項目及び点検内容等一覧表

点検区分	業務区分	点検項目		点検内容と判定基準		様式	点検の実施回数	備考
計画点検	土木・造園	下水管	①桝・人孔	当該団地の指示する桝・人孔の内部に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。	判定基準は別紙－へによる	別添様式10 別添様式11	別紙1-3において指定する年度に1回。	
		道路	①アスファルト舗装等（街渠、縁石、桝を含む。）	当該団地の道路等（指示する線区）全面に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式12 別添様式13		
		法面・擁壁	①複合法面　②単独擁壁（排水施設を含む。）③単独法面（排水施設含む。）	当該団地の指示する法面・擁壁に生じた変状等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式14 別添様式15	5年に1回。	
		遊戯施設	①遊戯施設（金属製）②遊戯施設（コンクリート、木、FRP等）	当該団地の指示する遊戯施設に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式16 別添様式17	別紙1-3において指定する年度に1回。	
		通路	①コンクリート舗装　②それ以外	当該団地の通路柵（指示する線区）全面に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式18 別添様式19 別添様式20		
		外柵	①金網柵 ②パイプ柵 ③メッシュフェンス	当該団地の外柵（指示する線区）全面に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式21 別添様式22 別添様式23		
		雨水浸透施設	①浸透桝・人孔②浸透管渠	当該団地の指示する浸透桝・人孔の内部及び浸透管渠に生じた劣化等現象について、種別毎に発生量等を点検する。		別添様式24 別添様式25		
		橋梁	①橋梁定期点検要領（案）に定めるもの ②橋梁における第三者被害予防措置要領（案）に定めるもの	左記要領に定めるところによる。		左記要領の定めるところによる。	左記要領の定めるところによる。	
		並木	①樹体 ②並木	当該団地の指示する並木に生じた劣化等現象について、種別毎に発生量等を点検する。	判定基準は別紙－へによる	別添様式26 別添様式27 別添様式28 別添様式29	別紙1-3において指定する年度に1回。	
	機械	屋内給水管		当該団地において、1個所／30戸を標準に、管の外面等に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式30	別紙1-4において指定する年度に1回。	
		雑排水管				別添様式31		
	電気	共用灯設備		当該団地の共用灯設備に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式32	別紙1-5、別紙1-6において指定する年度に1回。	
		テレビ・FM共同受信設備		当該団地のテレビ受信設備（共聴アンテナ）に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式33		
		屋外灯設備		当該団地の屋外の照明設備に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式34		
		動力設備		当該団地駐車場の動力制御盤に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量を点検する。		別添様式35		
法定点検	建築基準法	① 建築基準法第12条第1項に定めるもの		建築基準法等に定めるところによる。		特定行政庁等に定めるところによる。	特定行政庁等に定めるところによる。	安全点検及び計画点検と同一項目を重複して実施しない。
		② 建築基準法第12条第3項に定めるもの						
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項に定めるもの		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に定めるところによる。		所管行政庁等の定めるところによる。	「簡易点検」は3月に1回、「定期点検」は別紙1-4において指定する年度に1回。	

※各点検項目について、人工地盤及びブリッジに係るものについても対象とする。業務区分については、別紙2-2を参照とする。

別紙2-2　人工地盤等の業務区分

形式	業務区分	
	躯体(※1)	屋上施設(※2)
①　建物間を直接結ぶブリッジ(渡り廊下)	建築	土木・造園
②　人工地盤(接続型) 住棟と一体の建物とみなされる複合用途建築物のR階で広場利用されているもの又は通過動線として利用されているもの	建築	土木・造園
③　人工地盤(単独型) 構築物のR階で広場利用されているもの又は通過動線として利用されているもの	建築	土木・造園
④　人工地盤間、又は建物と人工地盤を結ぶブリッジ等(渡り廊下以外のブリッジ又は②や③の付属物と位置づけられるもの)	建築	土木・造園

※　1　躯体:外壁、梁・柱、床版等

※　2　遊戯施設、休息施設、通路、囲障等
　　ただし、電気設備の管理区分は「電気」、機械設備は「機械」。

別紙3　　業務担当者の資格

点検区分	業務区分	業　務　担　当　者　の　資　格
安全点検・計画点検	建　築	・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項に規定する建築物調査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級建築施工管理技士
	土木・造園	・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項に規定する建築物調査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級土木施工管理技士 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級造園施工管理技士 ・ 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（建設部門又は上下水道部門） ・（社）建設コンサルタンツ協会の定款に規定するRCCM（道路部門、下水道部門、造園部門、又は鋼構造及びコンクリート部門）
	機　械	・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に規定する建築設備等検査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者 ・建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級管工事施工管理技士 ・特定ガス消費機器の設置工事に関する法律(昭和54年法律第33号）第4条に規定する特定ガス消費機器設置工事監督者（煙道点検に適用）
	電　気	・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に規定する建築設備等検査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者 ・建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級電気工事施工管理技士 ・電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する第一種又は第二種電気工事士
法定点検	建築基準法 第12条第1項	・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項に規定する建築物調査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者
	建築基準法 第12条第3項	・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に規定する建築設備等検査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に規定する建築設備等検査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する昇降機等検査員資格者 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に規定する建築設備等検査員のうち、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する防火設備検査員資格者
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項（定期点検のみ）	・冷媒フロン類取扱技術者 ・一定の資格等を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者　（一定の資格：冷凍空調技士他5資格） ・十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

※橋梁計画点検の資格要件及び実績要件

計画点検	資格要件	・橋梁技術全般の高度な知識と豊富な経験を有し、橋梁保全業務の1年以上の実務経験と下記1）～3）いずれかの有資格者 1）技術士（建設部門又は総合技術監理部門-建設） 2）RCCM（技術士と同様の部門に限る） 3）土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）
	実績要件	・過去10年間の同種又は類似の業務の実績 同種：国等が発注した橋梁診断業務 類似：国等が発注した橋梁点検業務

別紙4　標準工具等一覧表

業務の実施に当り、原則として、下表の工具等を標準とし、点検内容に応じ必要な工具等を携行することとする。ただし、応急措置等に使用する工具等については、必要な都度取り揃えることとしてもよい。なお、数量については必要最低限とする。また、下表以外で必要な工具等については、追加し取り揃えることとする。また、発電機・工具等低騒音型を使用すること。

	品名	形状・寸法	建築	土木・造園	機械	電気	備考
工具	スケール	JIS1級3.5m×16mm程度	○	○	○	○	
	クラックスケール		○				
	巻尺	50m×12mm程度		○		○	
	三角スケール	15cm程度		○		○	
	ノギス	150mm程度		○		○	
	テストハンマー	1/4ポンド程度	○	○	○	○	
	カメラ	劣化部位が判断できるもの	○	○	○	○	
	双眼鏡	劣化部位が判断できるもの（光学8倍以上）	○			○	
	懐中電灯		○	○	○	○	
	土木用潜望鏡			○			
	酸欠測定検知器			○	○		
	絶縁抵抗計					○	
	接地抵抗計					○	
	回路計					○	
	検電器					○	
	照度計	低照度測定用照度計				○	
	モンキーレンチ	200～375mm程度	○	○	○	○	
	パイプレンチ	300mm程度			○		
	ペンチ（ラジオペンチ）	125～200mm程度	○	○	○	○	
	プライヤー	150～200mm程度	○	○	○	○	
	ドライバー		○	○	○	○	
	ハンマー	2ポンド程度	○	○	○	○	
	木槌			○			
	ピンポール	L600㎜程度		○			
	バール	60cm程度	○	○	○	○	
	スコップ		○	○	○		
	マンホールあけ			○	○	○	
	鋸	木工用		○			
	制水弁開栓器				○		
	油さし			○	○	○	
	ワイヤーブラシ		○	○	○		
	バケツ	8リットル程度			○		
	電工バンド					○	
	梯子	折畳み式1.5m程度	○	○	○	○	
	画像確認用モニター					○	
	加煙試験器	煙用				○	
	加熱試験器	熱用				○	
備品	立入禁止テープ		○	○	○	○	
	標識ロープ	黄黒20m×12mm程度	○	○	○	○	
	カラーコーン		○	○	○	○	
	コーンバー		○	○	○	○	
	ガムテープ		○	○	○	○	
	カラー鉄線	＃16程度		○			
	養生シート		○	○	○	○	
	親綱（命綱）	20m程度	○	○	○	○	
	墜落制止用器具	フック、ロープ付のベルト	○	○	○	○	
	親綱支持金物	昇降移動用（ロリップ等）	○	○	○	○	
	ヘルメット		○	○	○	○	
	腕章	※1	○	○	○	○	
	車両表示板	※2	○	○	○	○	
	点検表示板	※3	○	○	○	○	
	立入禁止板	※4	○	○	○	○	
	使用禁止板	※5	○	○	○	○	

※1「巡回点検者　○○会社」の表示されたもの
※2「巡回点検車　○○会社」の表示されたもの
※3「点検中　○○会社」の表示されたもの
※4「立入禁止　はいってはいけません　UR都市機構」等の表示されたもの
※5「使用禁止　つかってはいけません　UR都市機構」等の表示されたもの

別紙５

計画点検時コンクリート調査仕様

１　調査対象

調査対象住棟は、別紙 1-2 による。

２　調査項目

調　査　項　目	調　査　内　容
(1)圧縮強度	採取したコアについて、圧縮強度試験を行う
(2)中性化深さ	圧縮強度試験後に試料を割って、中性化深さの測定を行う。

３　採取方法

JIS A 1107「コンクリートからのコアの採取方法」による他以下のとおりとする。

項　目	摘要
(1)径	７５φ
(2)本数	低層棟：担当職員又は団地管理業務受託者の指示による 中層棟：各階１本 「(例) 5 階建て 1～5 階×1 本＝5 本」 ただし、中層階段室型住棟の場合は中間踊り場の手摺壁で各１本としてよい「(例) ５階建ては４本」 高層棟：各階１本 「(例) 10 階建て 1～10 階×1 本＝10 本」
(3)採取方法	湿式採取とし、コア長さは、コンクリート圧縮強度試験に必要な供試体高さと直径との比 1.00 以上確保すること（原則として貫通採取はしない）
(4)採取高さ・位置等	階段室等共用部の内壁を対象として、床面から概ね 50 ㎝程度とし、RC レーダー等により鉄筋位置を避けること
(5)採取記録（別紙様式１）	別紙様式 5-1 に記載する項目の記録と写真撮影（保全工事写真撮影要領）を必ず実施すること
(6)採取後の躯体処理	コア採取後は、孔を速やかに補修（モルタル詰めのうえ塗装等仕上げ）する。(補修方法は、保全工事共通仕様書による。)

※採取部位は柱・梁・耐震壁等の構造上重要な部分は除いた共用部分とし、担当職員又は団地管理業務受託者の指示による。

※壁配筋の状況等により７５φのコアが採取できない場合は、担当職員又は団地管理業務受託者と協議すること。

４　圧縮強度試験・中性化試験方法及び試験機関

（１）圧縮強度試験：JIS A 1107「圧縮強度試験方法」による。

（２）中性化深さ試験：JIS A 1152「コンクリートの中性化深さの測定方法」による。

（３）試験機関：

「ISO/IEC 17025:2005（JIS Q 17025:2005）：試験方法区分 JIS A 1107 」に

適合する試験事業者

５　試験結果の送付

コンクリートコア採取後、速やかに指定の試験機関で４の試験を実施し、試験結果を別途指示する送付先に送付のこと。（別紙様式 5-2）

６　アスベストの取扱いについて

（１）コンクリートコア採取にあたっては、「労働安全衛生法」、「石綿障害予防規則」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関連法令及び各自治体並びに労働基準監督署等の指導を遵守する。

（２）外壁仕上塗材のアスベスト調査を実施済みの場合、担当職員又は団地管理業務受託者よりアスベスト調査の結果を書面で提供する。

（３）仕様書６（3）ロ（ホ）の外壁アスベスト調査により、アスベストの含有が確認された場合等における、コンクリート調査に伴う石綿含有外壁仕上塗材の除去等費用（みなし対応含む）については変更処理とする。

６　その他

圧縮強度、中性化試験結果によっては、含水率調査を別途指示する場合がある。

以　上

【資料等】

●コンクリートコア採取記録表（別紙様式 5-1）

●試験結果送付書（別紙様式 5-2）

別紙様式 5-1

コンクリートコア採取記録表

年度	本部・支社	団地	号棟
造	階建て	採取期間	年　月　日～　年　月　日

採取日	供試体NO	採取場所（※立面図に供試体ＮＯを記入）		方位	モルタル等仕上げ厚さ（㎜）
(例)9/10	*1*	*1階*	*第一階段室1階～2階踊り場*	*北*	*25*
		階			
		階			
		階		

別紙様式 5-2

試験結果送付書

独立行政法人都市再生機構
〇〇〇〇　行

別紙様式 5-1 で採取した供試体の試験結果を送付いたします。

送付年月日	令和　　年　　月　　日		
≪送付元情報≫			
本部・支社名		部　署	
担　当　者		連絡先	
≪試験機関≫			
分析機関名			
分析機関所在地	TEL		

	団地名	号棟数	供試体数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
１０			
計	団地	棟	本

※送付先は別途指示による。

別紙６

計画点検時外壁アスベスト調査仕様

１　調査対象建物及び対象部材

（１）対象建物

調査対象建物（住棟及び単独施設棟）は、別紙 1-2 による。

（２）対象部材

外壁等仕上塗材

２　調査内容

（１）調査部位

外壁・バルコニー上裏・階段室腰壁の３部位を基本とし、住棟ごとの詳細は担当職員又は団地管理業務受託者の指示による。

（２）調査方法

対象部材について以下のとおり分析調査を実施する。なお、各分析調査の実施に当たっては、厚生労働省「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」の記載内容に留意すること。

① JIS A 1481 規格群による定性分析を実施する。

② ①の結果、石綿が含有していると判定された場合は JIS A 1481 規格群による定量分析を実施し、石綿の含有率（0.1%以下か否か）を判定する。

３　調査の実施時期

原則として、計画点検に伴う仮設設置（足場等）やコンクリート調査に伴うコンクリートコアの採取作業前までにアスベスト調査結果が判明するよう、担当職員又は団地管理業務受託者と協議のうえ実施時期を決定する。

４　分析調査の実施者

分析調査を実施する者は、石綿障害予防規則第３条第６項の規定による。

５　報告方法

調査後速やかに別紙様式 6-1 に調査結果を記載し、分析機関による報告書、試料採取場所を示した図面、試料採取時の写真を添付のうえ担当職員へ提出すること。

以　上

【資料等】

●外壁等仕上塗材石綿含有調査結果報告書（別紙様式 6-1）

別紙様式 6-1

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構
〇〇支社　　殿

外壁等仕上塗材石綿含有調査結果　報告書

アスベスト有無に関する調査結果は、下記に記載した通りであることを報告いたします。

（会社名）
（担当者）

■調査場所・調査期間

団地名	
号棟	
試料採取日	
調査期間	

■事前調査実施者

所属	
氏名	
資格名等※1	
連絡先（Tel）	

■分析調査実施者

施設名	
分析者氏名	
資格名等	
連絡先（Tel）	

■分析方法

定性分析	
定量分析	
備考	

■調査部位及び分析結果

部位	定性分析結果	石綿の種類（有の場合）	定量分析結果（石綿含有率（%））	備考
外壁				
バルコニー上裏				
階段室腰壁				
その他（　　）				
その他（　　）				

※1　令和５年10月１日以降、資格保有者による調査（書面調査、現地での目視調査）が義務化

分析機関による報告書、試料採取場所を示した図面、試料採取時の写真を添付すること。

別紙ーイ　　安全点検の点検内容と判定基準（建築）　　NO.1

点検項目		点検内容 判定基準 等 ／ 点　検　内　容	応急措置等	判定　A－1 部分的な緊急修繕の上全面的な点検を要するもの	判定　A－2 部分的な緊急修繕を要するもの	判定　B 継続的な経過観察等を要するもの（A-2まで至らないもの）
外壁	基礎	イ 沈下、亀裂、欠損等上部構造に影響を及ぼす劣化が現れていないか点検する。 ロ 地中梁、杭頭の露出等がないか点検する。 ハ その他別紙-ロに準じる。	落下の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。		・建物周囲の沈下等により、通行上著しく支障をきたしているもの。 ・杭頭が露出しているもの。 ・その他別紙ーロに準じる。	・地盤沈降の形跡がみられるもの。 ・特異な亀裂（発生の原因が不明なもの等）。 ・地中梁が露出しているもの。 ・その他別紙ーロに準じる。
	モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁	別紙-ロによる。				
	塗装又はタイル張りの上にアンカーピン及びネット等による複合補修工法を施し塗装により仕上げた外壁	別紙-ロ-2による。				
	上記以外の仕上げの外壁	（コンクリート造） イ 建物の傾斜、変形等を点検する。（特に、ﾊﾞﾙｺﾆｰ、大庇等に注意する。） ロ その他別紙ーロに準じる。 （鉄骨造） ハ 建物の傾斜、変形等を点検する。 ニ その他別紙ーロに準じる。 （その他の構造） ホ 別紙ーロに準じる。	・ﾎﾞﾙﾄ、ﾅｯﾄに緩みがある場合は、締め直す。 ・障害物には注意書を記する。 ・落下の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。	・別紙ーロに準じる。	・片持ち構造の基部に亀裂が生じているもの。 ・片持ち構造のものが、撓んでいるもの。 ・建物の変形、傾斜及び著しい腐食がみられるもの。 ・その他別紙ーロに準じる。	・特異な亀裂（発生の原因が不明なもの等）。 ・A-2まで至らないが、腐食がみられるもの。 ・その他別紙ーロに準じる。
	その他	イ お住まいのお客様等の所有物を含め落下の恐れのある物の有無を点検する。	・落下の恐れのある物を甲へ報告する。			

外壁以外	階段室等壁・天井 （外壁点検に含まれない、階段室・共用廊下等の壁又は天井）	イ　別紙-ロに準じる	落下の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。		・別紙ーロに準じる。	・別紙ーロに準じる。
	階段室等床 （階段室・共用廊下等の床及びノンスリップを含む床仕上げ材）	イ　欠損等による通行上の障害等の有無及び床仕上げ材・ノンスリップ等の取付状態を点検する。	・通行上危険で撤去可能なものは撤去し、不可能なものは養生する。		・変形、破損等が著しく、通行上支障のあるもの。	Ａ－２まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。
	建　具　等 （煙感知器連動を除く排煙窓、自動扉を含む共用部分の建具、インターホンオートロック設備、電動シャッター、各住戸の外回り建具、マンホール蓋等）	イ　建具等が落下する恐れがないか点検する。 ロ　建具の変形、破損等を点検する。 ハ　金物の不具合等により、建具機能に障害がないか点検する。 ニ　施錠すべきところに施錠されているか点検する。 ホ　各住戸の外回り建具は、外観目視でのみ点検する。 ヘ　塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・落下又は脱落の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・枠等の腐食が著しく、脱落の恐れがあるもの。 ・ガラスが破損しているもの。 ・開閉しないもの。 ・錠が破損又は滅失しているもの。	・建具周囲の抱き部分にひび割れが生じているもの。 ・建具周辺に一定方向のひび割れが生じているもの。 ・腐食等があり、建具としての機能が疑わしいもの。

外壁以外	防火戸 （煙感知器と連動しているものは除く。）	イ 防火戸の閉鎖を妨げる障害物又は可燃物が置かれてないか点検する。 ロ 円滑に閉鎖できるか点検する。 ハ 取付枠と著しい隙間がないか点検する。 ニ 自動閉鎖装置が非常時に作動する状態にあるか点検する。 ホ 各階の主要な防火戸1ヶ所の閉鎖時間（最大に開放した状態から閉鎖するまでの時間）を測定し、扉のW寸法が1m以下で閉鎖時間4秒未満のもの及び扉のW寸法が1mを超えているものは閉鎖時間にかかわらず、運動エネルギーを確認するとともに、扉の閉じ力を測定する。 ヘ 塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。 扉の閉じ力＝閉鎖している扉が枠を押し付ける力の強さ（扉が閉鎖している状態で、戸先をばね秤等で測定する）	・障害物等は、撤去又は移動する。 ・自動閉鎖装置が機能していない場合は、防火戸を閉め注意書を記する。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・丁番の異常により、脱落の恐れのあるもの。 ・丁番の不具合、建具の変形等により、閉鎖時に隙間等が生じるもの。 ・自動閉鎖機構が作動しないもの。 ・腐食が著しく、防火戸として機能しないもの。 ・扉が人と接触し5cm以内で停止しないもの。 ・扉の閉じ力が150Nを超えるもの。 ・扉の運動エネルギーが10Jを超えるもの。【運動エネルギー（J）は、0.5×扉の質量（kg）×閉鎖速度（m/秒）の2乗で算出】 扉の質量（kg）＝40×扉の面積（㎡） 閉鎖速度（m/秒）＝戸先の円周に沿った距離（m）／閉鎖時間（秒）	・腐食等があり、防火戸としての機能が疑わしいもの。
	手摺り等 （共用廊下、バルコニー、階段、及び屋上等の手摺り、防風スクリーン、転落防止柵、ガードレール、排気ガス防止板）	イ 金属性部材等の腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ 目隠しパネル等の腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ハ 塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・ボルト、ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・脱落の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。 ・足がかりとなるものがあれば、撤去又は移動する。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・腐食が著しく、脱落の恐れがあるもの。 ・手摺り等がぐらつくもの。 ・取付けボルトの破損又は滅失しているもの。 ・取付ボルトナットに緩みがあり、締め直しが必要な場合。 ・目隠しパネル等が破損しているもの。 ・大平板等、目隠しパネル等材が脱落する恐れがあるもの。 ・支持部、コンクリート脚部等にひび割れが生じ脱落又は転倒、転落の恐れのあるもの。 ・ガラスが破損しているもの。	・塗装塗膜の劣化の著しいもの。 ・エンドキャップ等保護部材の破損・欠損のあるもの。
	雨樋等 （樋、枡、人孔、U字構、側溝、ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ、その他）	イ 雨樋及び支持金物の欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ 共用部のドレイン破損などによる排水機能の低下の有無を点検する。 ハ 枡又は、人孔からの溢水の有無（痕跡はないか）及び、蓋の異常、変形（破損、がたつき等）の有無を点検する。 ニ 枡、人孔と地表面との差異を点検する。 ホ U字溝の通水状況を点検する。 ヘ 蓋のズレ、破損の状況を点検する。 ト U字溝破損の有無。モルタル目地切れの有無を点検する。 チ 蓋の紛失の有無を点検する。 リ 排水施設の異常による土砂、ゴミの堆積	・脱落の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。 ・ドレン及びU字溝廻りに排水詰りがある場合、異物を撤去し排水状態を確保する。 ・蓋、受等の紛失箇所または破損が著しく、足を挟む恐れのあるものは、カラーコーン、コーンバー、立入禁止テープ等で立入禁止措置後、報告する。		・取付金物が腐食し、脱落又はその恐れのあるもの。 ・樋が破損しているもの、又は脱落する恐れがあるもの。 ・ドレインが破損しているもの。 ・枡、人孔から溢水しているもの。 ・蓋、受等の紛失箇所または破損の著しいもの。 ・U字溝から溢水しているもの。 ・U字溝破損、モルタル目地切れが著しく、機能を果たしていないもの。 ・土砂堆積等が著しく、機能を果たしていないもの。	・Ａ－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 ・枡、人孔の蓋や口環、U字溝及び蓋に軽微な傾きや損傷があるが、通行に支障のないもの。 ・排水勾配が悪く、常時滞水しているもの。 ・横断通行部において蓋のがたつきがあるもの、又は蓋（鋼製）の連結材がないもの。

外壁以外	付属金物等 （煙突、臭突、看板、棟番号、掲示板、ﾀﾞｽﾄｼｭｰﾄ、TVｱﾝﾃﾅ支持金物、排気筒天蓋、カーブミラー※、交通標識※、標示板※、集合郵便受箱、その他） ※自走式立体駐車場内に設置されているものに限る。	イ　支持金物の欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ　標識板、標示板、カーブミラー、支柱の腐食、割れ、変形、変色の有無を点検する。	・ボルト、ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・落下または飛散、倒壊の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。		・通路上にある金物で、著しく腐食しているもの。 ・取付金物等が脱落又は飛散の恐れのあるもの。 ・褪色、変色、磨耗が著しく、表示内容の判読ができないもの。 ・カーブミラー（反射面）の破損があり、目的物の確認が正確に出来ないもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの裾付方向の悪いもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの支柱に腐食があり危険なもの。 ・基礎が著しくぐらついて危険なもの。	・Ａ－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの支柱に軽微な腐食があるもの。
	屋　根	（共通） イ　下地の不陸、ドレイン破損・土砂堆積などによる排水機能の低下を点検する。 ロ　落下又は飛散の恐れのある物の有無を点検する。 ハ　コンクリート立上り（パラペット、マンホール廻り）等のひび割れ、欠損等の有無を点検する。 （露出アスファルト） ニ　防水層のふくれ、破れ、はがれ、ひび割れ、端末部の口開き等の有無を点検する。 ホ　押え金物のはがれ、欠損等の有無を点検する。 （塗膜防水） ヘ　塗膜防水層のふくれ、破れ、はがれ、ひび割れ等の有無を点検する。 （押えコンクリート） ト　押えコンクリートのひび割れ、浮き上がり等の有無を点検する。 （コンクリートブロック） チ　コンクリートブロック及び縁石部のひび割れ、破損等の有無を点検する。 リ　押さえプレート及びジョイナー等のはがれ、欠損等の有無を点検する。 （アスファルト成形板） ヌ　アスファルト成形板及び縁石部のひび割れ、はね上り、破損等の有無を点検する。 （勾配屋根） ル　屋根材、役物等の割れ、はがれ、欠損等の有無を点検する。 （屋上緑化） ヲ　縁石、プランターの破損及び土壌の流出を点検する。	・残材等が落下または飛散の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。 ・ドレン廻りに排水詰りがある場合、異物を撤去し排水状態を確保する。		（共通） ・防水層の中に水が回っているもの。 ・溜水している部分の防水層に破れや剥離があるもの。 ・ひび割れ、破損、欠損等が著しいもの、または、飛散の恐れのあるもの。（押えコンクリート、コンクリートブロック、アスファルト成形板、勾配屋根、排気筒天蓋、マンホール蓋等、押え金物等を含む。） （露出アスファルト） ・防水層接合部の口開き、剥離があるもの。 ・防水層の浮き又はふくれが全体的（面積比30％程度）に発生しているもの。 ・防水層に2㎡程度のまとまった浮き又はふくれがあるもの。 ・防水層立ち上がり部のズレ落ち、倒れ、水のはらみ、押え金物の脱落、張り仕舞いの口開きが見られるもの。 ・防水貫通管廻りのシール切れ及び押え金物の剥れが見られるもの。 （塗膜防水） ・塗膜防水層の破れ、はがれにより、漏水しているもの。 （屋上緑化） ・縁石のひび割れ、破損が著しく、飛散の恐れ又は土壌流出の恐れがあるもの。 ・プランターの破損が著しく、土壌流出の恐れがあるもの。 ・植物の成長により通気管等を塞いでいるもの。	（共通） Ａ－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 （露出アスファルト） ・防水層の表面が中間不織布層まで破断、損傷しているもの。 ・防水層表面の砂落ちが著しく（面積比80％程度）中間層基材の露出が見られるもの。 ・防水層表面保護塗料の退色が著しい（面積比30％程度）もの。 （塗膜防水） ・保護仕上げ層のひび割れ及び表面保護塗料の消失が著しい（面積比30％程度）もの。 （アスファルト成形板） ・成形板に貫通ひび割れが見られるもの。 ・成形板表面の砂落ちが著しい（面積比80％程度）もの
	エキスパンション・ジョイント	イ　建物間の隙間の変異追随状態を点検する。 ロ　漏水、変形、さび、腐食及び塗装の劣化の有無並びに取り付け状態の良否を点検する。 特に、上裏がボードや鉄板で仕上げられている場合割れ・変形を点検する。 ハ　シーリング材の破断、だれ、変形、被着面からの剥離及び漏水の有無を点検する。	・脱落の恐れのある場合、危険防止等の措置を行う。		・著しく腐食しているもの。 ・脱落の恐れのあるもの。	Ａ－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。

外壁以外	工作物	落下防止庇	イ　腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ　塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・落下物が庇上にあれば甲へ報告する。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・庇部の破損により、落下物が通過する恐れのあるもの。	Ａ－２まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。
		クーラー用室外機置き場	イ　腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ　室外機の取付状態を点検する。 ハ　排水設備の腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ニ　塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・脱落の恐れのある場合、危険防止等（養生）の措置を行う。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・取付ボルトの破損又は滅失しているもの。 ・取付ボルト及び取付材料の腐食が著しく、脱落の恐れがあるもの。 ・室外機の取付が不十分と思われるもの。	Ａ－２まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。
		高置水槽	イ　腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ　架台、ルーバー等の腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ハ　水漏れの有無等を点検する。 ニ　塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・ボルト、ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・脱落の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・架台の腐食が著しく、折損の恐れがあるもの。 ・水槽が著しく移動しているもの。 ・水漏れしているもの。	・Ａ－２まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 ・架台に腐食が見られるもの。 ・水槽移動の形跡が見られるもの。 （現象の程度、量、範囲等について点検票にコメントすること。）
		自転車置場等 （独立型・ｵｰﾄﾊﾞｲ置場）	イ　腐食、変形、欠損等の有無を点検する。 ロ　屋根材等の取付状態を点検する。 ハ　床部分の欠損等の有無を点検する。 ニ　塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・軽微な変形は矯正する。 ・ボルト、ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・柱、梁等の腐食により、転倒の恐れのあるもの。 ・プレートの変形等による鋭利な部分があるもの。 ・取付金物の腐食により、屋根板等が飛散する恐れのあるもの。 ・ボルト、ナット等の締め付け直しが必要な場合。 ・床が著しく陥没しているもの。	Ａ－２まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。
	その他	自走式立体駐車場内 （主要構造部、車路・車室（壁・天井を含む）、機械式駐車場の車室部及び下部構造、ｽﾛｰﾌﾟ、車止め、区画線、その他）	イ　主要構造部は別紙ロによる他、変形の状況、錆び及び損傷等の状況、ボルト・ナット弛み及び欠損等の状況、防火被覆の欠損等の有無を点検する。 ロ　通行上の支障に係るアスファルト及びコンクリート舗装面の変状〔ポット・ホール（局部的な小穴）、段差、ｸﾗｯｸ等〕の有無を点検する。 ハ　通行上の支障に係わる水溜りの有無を点検する。 ニ　車止め（擬石、鋳鉄、鉄製等）の破損、曲がりの有無及び固定状態の良否を点検する。 ホ　区画線、路面標示等の磨耗の有無を点検する。 ヘ　機械式駐車場の車室部及び下部構造に係る部分は、「 別紙ハ（2）道路」による。 ト　その他別紙一ロに準じる。	・事故の発生が予想される危険箇所のポット・ホールや段差等は常温合材等ですり付けを行うか、又はカラーコーン、コーンバー、立入禁止テープ等で立入禁止措置後、報告する。 ・ボルト・ナットに弛みがある場合は締め直す。 ・ボルト・ナットに弛み、欠損等がある場合は報告する。 ・落下の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。		・腐食等が著しく機能上支障をきたすもの。 ・ボルト・ナットが破損または滅失しているもの。 ・ボルト・ナットに弛みがあり、締め直しが必要なもの。 ・防火被覆が破損または滅失しているもの。 ・ポット・ホールが著しく（径20cm以上、深さ2cm以上）通行上支障があるもの。 ・段差が生じて（2cm以上）通行上支障があるもの。 ・舗装材等が破損又は欠損し、不陸を生じて通行上支障があるもの。 ・車止めの破損、曲がり及びぐらつきが著しく、機能上支障があるもの。 ・区画線、路面標示等の磨耗が著しく、内容が識別できないもの ・機械式駐車場の車室部及び下部構造に係る部分は、「別紙ハ（2）道路」による。 ・その他別紙一ロに準じる。	・Ａ－２まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 ・ポット・ホール（局部的小穴）、段差、亀裂等を生じているものの判定A基準値以下にあるもの。 ・舗装面の荒れが目立ち、軽微な剥離が点在するもの。 ・舗装面に不陸が生じているが部分的なもの。 ・軽微な破損、曲がり等あるものの固定状態は良好なもの。 ・区画線、路面標示等の磨耗があるもの。 ・機械式駐車場の車室部及び下部構造に係る部分は、「別紙ハ（2）道路」による。 ・その他別紙一ロに準じる。

別紙ロ　モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の点検内容と判定基準

劣化種別	点検内容	応急措置等	判定 A－1	判定 A－2	判定 B
			部分的な緊急修繕の上、計画点検(建物診断)を要するもの。	部分的な緊急修繕を要するもの。	継続的な経過観察等を要するもの。(A-2まで至らないもの)
①剥落（欠損）	剥落箇所の有無を点検する。	落下の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。	1㎡程度のまとまった剥落箇所（欠損）が1箇所以上あるもの。	0.01㎡（10㎝×10㎝）程度の剥落箇所（欠損）があるもの。	
②白華現象（ｴﾌﾛﾚｯｾﾝｽ）・漏水	白華現象（エフロレッセンス）・漏水の発生の有無を点検する。			白華現象(エフロレッセンス)・漏水の発生が著しいもの。	僅かに白華現象(エフロレッセンス)・漏水らしい現象が見られるもの。
③ひび割れ	ひび割れの有無を点検する。		ひび割れが壁面に全体的に発生しているもの。	ひび割れの巾が著しく大きく、漏水の恐れのあるもの。	軽微なひび割れがあるもの。
④鉄筋露出	鉄筋、鉄骨の露出及び腐食等の有無を点検する。			鉄筋の露出（ひび割れの併発及び錆汁発生を含む）しているもの。	
⑤錆の流出	錆の流出の有無を点検する。			ひび割れ部等に著しい錆の流出が見られるもの。	僅かに錆の流出らしい現象が見られるもの。
⑥浮き（ふくれ）	浮き及びふくれの有無を点検する。		浮き及びふくれが壁面に全体的（外壁点検面積の30%程度）に発生しているもの。 3㎡程度のまとまった浮き又はふくれ箇所があるもの。	浮き又はふくれがあり、剥落の恐れのあるもの。	多少の浮き又はふくれはあるが、剥落の恐れのないもの。
⑦その他（外壁塗膜）	外壁塗膜の経年による劣化であるふくれ、はがれ、変退色、白亜化、粉塵・カビ等による汚れ具合を点検する。(但し、落書き等による汚れは除く。)				全体的に著しい場合。

別紙ロ-2　塗装又はタイル張りの上にアンカーピン及びネット等による複合補修工法を施し塗装により仕上げた外壁の点検内容と判定基準

劣化種別	点検内容	応急措置等	判定 A－1 部分的な緊急修繕の上、計画点検(建物診断)を要するもの。	判定 A－2 部分的な緊急修繕を要するもの。	判定 B 継続的な経過観察等を要するもの。(A-2まで至らないもの)
①剥落（欠損）	剥落箇所の有無を点検する。	落下の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。	0.25㎡を超える剥落箇所（欠損）が壁面に全体的にあるもの。又は1㎡程度のまとまった剥落箇所（欠損）が1箇所以上あるもの。	0.25㎡以下の剥落箇所（欠損）があるもの。	
②漏水・白華現象（ｴﾌﾛﾚｯｾﾝｽ）	漏水・白華現象（エフロレッセンス）の発生の有無を点検する。			漏水の跡があるもの。	白華現象(エフロレッセンス)が見られるもの。
③ひび割れ	ひび割れの有無を点検する。		ひび割れが壁面に全体的に発生しているもの。	ひび割れの巾が著しく大きいもの。	軽微なひび割れがあるもの。
④鉄筋露出	鉄筋、鉄骨の露出及び腐食等の有無を点検する。			鉄筋の露出（ひび割れの併発及び錆汁発生を含む）しているもの。	
⑤錆の流出	錆の流出の有無を点検する。				錆の流出現象が見られるもの。
⑥浮き	浮きの有無を点検する。			1箇所当たり1.0㎡を超える面積の浮きがあるもの。	1箇所当たり1.0㎡以下の面積の浮きがあるもの。

別紙ロ-2　塗装又はタイル張りの上にアンカーピン及びネット等による複合補修工法を施し塗装により仕上げた外壁の点検内容と判定基準

⑦外壁塗膜	外壁塗膜の経年による劣化であるふくれ、はがれ、変退色、白亜化、粉塵・カビ、錆状の変色等による汚れ具合を点検する。 (但し、落書き等による汚れは除く。)	落下の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。			全体的に著しい場合。
⑧ネットの損傷	ネットの損傷（露出、破断等）を点検する。	落下の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。		ネットの露出または破断があるもの。	
⑨はらみ	複合補修層のはらみの有無を点検する。			1箇所当たり0.5m^{2}を超える面積のはらみがあるもの。	1箇所当たり0.5m^{2}以下の面積のはらみがあるもの。
⑩アンカーピンの抜け	アンカーピンの抜けの有無を点検する。			アンカーピンの抜けがあるもの。	

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（1）排水施設	桝、人孔	イ. 桝又は、人孔からの溢水の有無（痕跡はないか）及び、蓋の異常、変形の有無。 ロ. 管路の直上地上部の陥没、又は管露出の有無。 ハ. 桝、人孔回りの地表面の陥没の有無。 ニ. 桝、人孔と地表面との差異。	・蓋のズレは補正する。 ・桝、人孔の蓋の紛失箇所はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ、コンクリートパネル等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。	・桝、人孔から溢水しているもの。 ・蓋の欠損、ズレが著しく足をはさむ恐れのあるもの。 ・漏水によるものと思われる地表面陥落が生じているもの。 ・通行部分に下水管渠が露出しているもの。 ・桝、人孔の蓋が紛失しているもの ・桝、人孔の嵩上が必要なもの。 ・桝、人孔の口環の傾きが著しいもの。	・桝、人孔の蓋や口環に軽微な傾きや損傷があるもの。 ・桝、人孔回りの地表面に軽微な陥没があるもの。
	U字溝	イ. U字溝の通水状況。 ロ. 蓋のズレ、破損の有無。 ハ. U字溝破損の有無。モルタル目地切れの有無。 ニ. 蓋の紛失の有無。 ホ. 排水施設の異常による土砂、ゴミの堆積状況。	・障害物により滞水している場合には、軽微な障害物は除去を行う。 ・横断通行部の蓋の欠損は通行上支障のない蓋と並び替えが可能な場合は並び替え、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 ・蓋ズレは位置補正が可能なものは位置補正を行い、必要に応じカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。	・U字溝から溢水しているもの。 ・横断通行部において蓋の欠損、ズレが著しく転落の危険があるもの。 ・通行部において蓋が紛失しているもの。 ・U字溝破損、モルタル目地切れが著しく機能を果していないもの。 ・土砂堆積等が著しく機能を果していないもの。	・排水勾配が悪く、常時滞水しているもの。 ・U字溝及び蓋の欠損はあるが通行に支障がないもの。 ・横断通行部において蓋のがたつきがあるもの、又は蓋（鋼製）の連結材がないもの。
	敷地排水	イ. 敷地の水はけ状況。 ロ. 遊戯施設回りの水はけ状況。	・危険を伴う通路沿いや通路横断部での異常滞水は排水処置を施すか、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・敷地排水の誘導が悪いため、のり肩方向に排水が集中し著しく支障のあるもの。 ・棟回り等の水はけが悪く、いつもじめじめ しているもの。 ・遊戯施設回り等で、降雨後も水はけが悪く使用に支障をきたすもの。	・水はけの悪い部分がスポット的にあるもの。
	水路、柵渠 人工川、ｺﾝｸﾘｰﾄ水路	イ. 水路の通水状況。 ロ. 側壁、柱、梁のたわみ、破損の有無。 ハ. 排水施設の変形、破損等による土砂、ゴミの堆積状況。	・側溝等の変形、破損が著しく倒壊の恐れがあるものは、異常箇所周辺をカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・側壁等の変形、破損が著しく、倒壊の恐れがあるもの。 ・土砂、ゴミが異常に堆積しているもの。 ・溢水しているもの。または、その恐れがあるもの。	・側壁等の変形、破損はあるが軽微なもの。 ・排水勾配が悪く、常時滞水しているもの。
（2）道路（駐車場上部構造、駐車場下部構造及び暫定平面化駐車場（駐車場下部空間あり）含む）	舗装 （ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ、ｺﾝｸﾘｰﾄ）	イ. 通行上の支障に係る舗装面の変状〔ポットホール（局部的な小穴）、段差、ｸﾗｯｸ等〕の有無。	・事故の発生が予想される危険箇所のポットホールや段差は、危険個所周辺をカラーコーン、コーンバー、標識ロープ、立入禁止テープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ速やかに報告。	・ポットホール（局部的な小穴）が著しく（径20㎝以上、深さ2㎝以上）通行上支障があるもの。 ・段差が生じ（2㎝以上）通行上支障があるもの。 ・亀裂が著しく（幅5㎜）通行上支障があるもの。 ・ブロックのぐらつきが大きく通行上支障があるもの。	・ポットホール（局部的な小穴）、段差、亀裂等を生じているもののA判定基準値以下の状況にあるもの。 ・舗装面の荒れが目立ち、軽微な剥離が点在するもの。 ・ﾌﾞﾛｯｸのぐらつきがあるもの。
	車室部 （鋼製床）	イ. 錆び及び損傷等の状況	・部材の腐食、磨耗、破損、変形等が著しく、危険なものは機構担当部署へ報告。	・腐食等が著しく、機能上支障をきたすもの。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
	街渠 （L型・U型・V型）、 縁石	イ. 通行上の支障に係る縁石、及び受枠の破損の有無。 ロ. 通行上の支障に係る水溜りの有無。 ハ. 街渠の排水状況の良否。	・通行に重大な支障のある破損はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・縁石、エプロン部の破損やがたつき（波打状態）が著しく足をはさんだり、つまづく恐れのあるもの。 ・街渠の排水不良が著しく、広範囲に水溜りがみられるもの。	・縁石、エプロン部の破損が部分的にあるもの。 ・街渠の排水不良はあるものの、水溜り等が局部的にあるもの。
	桝、 桝蓋 （ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ、ｺﾝｸﾘｰﾄ、鋳鉄）	イ. 通行上の支障に係わる蓋の変状（破損、がたつき等）の有無。 ロ. 通行上の支障に係る水溜りの有無。 ハ. 桝の集水・排水状況の良否。	・蓋部分の軽微な詰まりは、排除する。（桝内が滞水していない場合） ・蓋、受枠の破損が著しく、足を挟む恐れのあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・蓋、受枠の破損が著しく、足をはさんだり、つまずく恐れのあるもの。 ・桝周辺部の水溜りが深く、常時広範囲にみられるもの。 ・桝から溢水しているもの。 ・桝内に樹木の根が著しく進入し機能を阻害しているもの。	・枠内泥溜以上に常時滞水しているもの。 ・蓋、受枠の破損はあるが軽微なもの。

（２）道路 （駐車場上部構造、駐車場下部構造及び暫定平面化駐車場（駐車場下部空間あり）含む）	安全施設 （ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ、ﾊﾟｲﾌﾟ柵、車止め）	イ．パイプ、レール、ケーブル等の腐食、破損の有無、及び取り付け状態の良否。 ロ．車止め（擬石、鋳鉄、鉄製等）の破損、曲がりの有無及び固定状態の良否。	・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・事故の発生が予想される端部の飛び出しは撤去できるものは撤去、できないものは番線等で仮止め、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・腐食、破損が著しく、危険なもの。 ・道路に面してパイプ端等が飛び出しているもの。 ・基礎のぐらつきが全体的に生じるもの。 ・車止めの破損、曲がり及びぐらつきが著しく機能上支障のあるもの。	・基礎のぐらつきが生じているが部分的なもの。 ・軽微な破損、曲がりはあるものの固定状態は良好なもの。
	安全施設 （交通標識、標示板、ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ、道路鋲、区画線、駐車番号表示）	イ．標識板、標示板、カーブミラー、道路鋲、支柱の腐食、割れ、変形、変色の有無。 ロ．区画線、駐車番号表示の磨耗の有無。	・倒壊の予想されるカーブミラー等は撤去できるものは撤去、できないものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・褪色、変色、磨耗が著しく、表示内容の判読が出来ないもの。 ・カーブミラー〔反射面〕の破損があり、目的物の確認が正確に出来ないもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの据付方向の悪いもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの支柱に腐食があり危険なもの。 ・基礎が著しくぐらついて危険なもの。 ・道路鋲が亡失または著しく破損しているもの	・区画線、駐車番号表示の磨耗があるもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの支柱に軽微な腐食があるもの。
	駐車場上部構造 （S造・RC造壁面）	イ．亀裂等の状況。 ロ．錆び及び損傷等の状況。	・変状等が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、状況を把握し直ちに機構担当部署へ報告する。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・亀裂等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・鉄筋が露出しているもの。	・亀裂、腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
	駐車場下部構造 （鉄骨・鋼材（柱・梁・固定金具等））	イ．支柱、梁の変形の状況。 ロ．錆び及び損傷等の状況。 ハ．ボルト・ナットの緩み及び欠損等の状況。	・変状等が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、状況を把握し直ちに機構担当部署へ報告する。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・支柱、梁、固定金具等の変状が著しいもの。 ・腐食等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・ボルトの破損又は滅失しているもの。 ・ボルト・ナットに緩みがあり、締め直しが必要なもの。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
	駐車場下部構造 （ｺﾝｸﾘｰﾄ壁面、支柱・排水溝）	イ．亀裂等の状況。 ロ．漏水、錆汁（錆だれ）等の状況。 ハ．鉄筋の露出（暴露）。 ニ．排水溝の状況。 ホ．落ち葉、ゴミ、支障物の有無。	・変状等が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、状況を把握し直ちに機構担当部署へ報告する。 ・排水溝の軽微な落ち葉、ゴミ、支障物の詰まりは、排除する。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・亀裂等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・浮き又はふくれがあり、剥落により車両被害の恐れがあるもの。 ・鉄筋が露出しているもの。 ・漏水等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・排水不良が著しく、機能上支障をきたすもの。	・亀裂等はあるが、機能上支障がないもの。 ・しみ出し等あるが、機能上支障がないもの。 ・軽微な排水不良はあるが、機能上支障がないもの。
	暫定平面化駐車場構造 （駐車場下部空間ありタイプ、上部・下部共）	〔（車室部（鋼製床）〕 イ．錆及び損傷等の状況。 ロ．勾配、がたつき、歪みの状況。	・部材の腐食、破損、変形等が著しく、危険なものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・腐食等が著しく、機能上支障をきたすもの。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
		〔管理施設（点検口）〕 イ．点検口の錆、損傷、施錠（固定金具）等の状況。 ロ．足掛金物等の固定、腐食、破損の状況。	・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・部材の腐食、破損、変形等が著しく、危険なものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・管理点検口の腐食等が著しく施錠できない。侵入、落下の危険がある。 ・足掛け金物取り付けが緩み、腐食が著しく転落の危険がある。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
		〔駐車場下部構造（鉄骨、鋼材（柱・梁・固定金具等）、基礎）〕 イ．支柱、梁、ブレース、基礎の変形の状況。 ロ．錆及び損傷等の状況。 ハ．ボルト・ナットの緩み及び欠損等の状況	・ボルト・ナット、ﾌﾞﾚｰｽに緩みがある場合は、締め直す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。 ・部材の腐食、破損、変形等が著しく、危険なものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・腐食、変形等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・ボルトの破損又は滅失しているもの。 ・ボルト・ナットに緩みがあり、締め直しが必要なもの。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
		〔駐車場下部構造（コンクリート壁面、排水溝）〕 イ．亀裂の状況。 ロ．漏水、錆汁（錆だれ）等の状況。 ハ．鉄筋の露出（暴露）。 ニ．排水桝、排水溝、溢水跡の状況。 ホ．落ち葉、ゴミ、支障物の有無。	・変状等が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、状況を把握し直ちに機構担当部署へ報告する。 ・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・亀裂等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・鉄筋が露出しているもの。 ・漏水等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・排水不良が著しく、壁面に溢水跡があり機能上支障をきたすもの。	・亀裂等はあるが、機能上支障がないもの。 ・しみ出し等あるが、機能上支障がないもの。 ・軽微な排水不良はあるが、機能上支障がないもの。

（3）法面・擁壁	植栽による法面	イ. 植生の生育状況、雑草や潅木・高木等の繁茂の状況。 ロ. 地表水及び地下水の流出状況とそれによる浸食の有無。 ハ. 排水施設（U字溝、桝、堅溝等）の異常の有無及び機能の状態。 ニ. 法面や法肩の塵埃、土砂等の堆積状況。 ホ. 人為的浸食の有無。	・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・変状が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、囲障等で囲まれていない場合はカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 囲障等で囲まれている場合は立入防止を確認後、機構担当部署へ報告。	・法面の変状（クラック、ハラミ、侵食）が著しいもの、盤ぶくれが生じているもの。又は変状の進行が予想されるもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・廃材、枯木及びゴミ等が散在しているもの。 ・のり面から常時湧水があるもの。 ・倒木等の危険性があるもの。	・植生の育成状況がよくないもの。 ・法面の変状（クラック、ハラミ、侵食）が軽微なもの。 ・降雨後もしばらく湧水があるもの。
	コンクリート枠等による法面	イ. コンクリート枠等内の中詰材の緩み陥没の状況。 ロ. コンクリート枠等のひび割れ、ハラミ出しの有無。 ハ. 局部的な脱落の有無。 ニ. 裏込土砂の流出状況、保護工の陥没の有無。 ホ. 湧水や浸透水の状況。 ヘ. 保護工の滑動、沈下の有無。 ト. 排水施設（U字溝、桝、堅溝等）の異常の有無及び機能の状態。	・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・変状が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、囲障等で囲まれていない場合はカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 囲障等で囲まれている場合は立入防止を確認後、機構担当部署へ報告。	・法面の変状（クラック、ハラミ、侵食）が著しいもの、又は変状の急速な進行が予想されるもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・廃材、枯木及びゴミ等が散在しているもの。 ・のり面から常時湧水があるもの。 ・コンクリート枠の損傷、中詰材の流出等が著しい。	・枠内の中詰材に軽微な沈下、クラック、欠損等がみられるもの。 ・降雨後もしばらく湧水があるもの。 ・法面の変状（クラック、ハラミ、侵食）、コンクリート枠の損傷が軽微なもの。
	自然斜面による法面	イ. 地表水、地下水の流出状況とそれによる侵食の有無。 ロ. 斜面の亀裂、ハラミ出し等の異常の有無。 ハ. 斜面の草木の繁茂状況。 ニ. 排水施設（U字溝、桝、堅溝等）の異常の有無及び機能の状態。	・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・変状が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、囲障等で囲まれていない場合はカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 囲障等で囲まれている場合は立入防止を確認後、機構担当部署へ報告。	・法面の変状（クラック、ハラミ、浸食）が著しいもの、又は変状の急速な進行が予想されるもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・廃材、枯木及びゴミ等が散在しているもの。 ・のり面から常時湧水があるもの。	・降雨後もしばらく湧水があるもの。
	擁壁 （排水工含む）	イ. 擁壁のひび割れ、目地切れ、ハラミ出し表面劣化の有無。 ロ. 擁壁の滑動、傾斜、沈下の有無。 ハ. 水抜孔の機能及び背面の滞水状況、湧水の有無。 ニ. 擁壁と背面土砂の段差、空隙の有無。 ホ. 擁壁全面及び背面周辺の地盤の状況。 ヘ. 排水施設（U字溝、桝、堅溝等）の異常の有無及び機能の状態。 ト. ブロックの浮きの有無。 チ. 補修箇所の再劣化の有無。	・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・変状が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものはカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。	・擁壁の変状（ひび割れ、ハラミ出し、沈下、水平変位、傾斜、伸縮目地の開き等）が著しいもの、又は変状の急速な進行が予想されるもの。 ・水抜孔が詰まっているもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・壁面に樹木等が根付き破損の恐れがあるもの。 ・ブロックの飛び出し、欠損、浮きがあるもの。 ・補修箇所で再度変状しているもの。	・擁壁の変状（ひび割れ、ハラミ出し、沈下等）が軽微なもの。 ・排水施設に軽微な異常がみられるもの。 ・壁面に雑草等が根付いているもの。
（4）遊戯施設	砂場	〔遊具周り〕 イ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ロ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 ハ. 犬、猫防止ネットの破損状況。 〔本体〕 ニ. エプロン（砂場枠）の破損状況。 ホ. 砂への異物（ガラス片等）の混入状況。 ヘ. 砂の量の適否。 ト. 水はけの状況。	砂場周りや砂中に異物（突起物やガラス片等）や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識テープ等で使用禁止処置を施し、機構担当部署へ報告。	・砂場周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・エプロン（砂場枠）が破損し、危険な切り口等があるもの。 ・エプロン（砂場枠）の天端破損とボルトの突出があるもの。 ・砂中に、異物（ガラス片等）が混入しているもの。 ・砂の量が著しく不足しているもの。（砂面と砂場枠（砂場縁）上部との段差が22cmを超えるもの。） ・降雨後の滞水が著しいもの。 ・犬・猫防止用ネットの破損により機能を果たしていないもの。	・エプロン（砂場枠）に軽微な破損があるもの。 ・降雨後に滞水があるもの。 ・犬・猫防止用ネットに軽微な損傷があるもの。

（4）遊戯施設	すべり台 （人研、ステンレス、FRP製すべり台、ローラーすべり台等）	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。ステンレス製すべり台にあっては日照による高温化の状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 支柱、登行部（階段）、滑走面、手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ヘ. ローラーの破損、変形状況、回転不良。 ト. ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・地盤面〕 チ. 滑り降り部と着地地盤面との段差。 リ. 地盤面の浸食、水溜りの有無。 ヌ. 基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・滑走面やローラー部に破損、変形がある等、利用上危険な場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。ステンレス製すべり台にあっては日照による高温化が著しく、危険なもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱、登行部（階段）、滑走面、手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ローラー部に破損、変形があるもの、又は回転不良や回転時の異常音が著しいもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出あるもの。 ・滑り降り部と着地地盤面との段差が著しくあり、頭、腰等を打つ恐れのあるもの。（高さは15～38cm（幼児用は10～30cm）を基準とする。） ・地盤面が侵食され、石、コンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、登行部（階段）、滑走面、手摺り等に軽微なぐらつき、腐食、破損、変形等があるもの。 ・着地面に軽微な窪みがあるもの。
	ブランコ （連座ブランコ・全方向ブランコ）	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 支柱、梁、柵等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 ヘ.（境界柵がある場合）フレームの破損、腐食、変形、ぐらつきの状況。 〔消耗部材〕 ヘ. 吊り金具、ダルマ金具の腐食、磨耗、破損、変形状況。 ト. ベアリングの回転具合の良否。 チ. 吊り部材の腐食、磨耗、破損、ねじれ、変形状況。 リ. 吊り部材と座板の固定状況。 ヌ. 座板の腐食、破損の状況。 ル. ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・地盤面〕 ヲ. 座板と地盤面との間隔の適否。 ワ. 地盤面の浸食、水溜りの有無。 カ. 着地面の保護材の損耗状況。 ヨ. 基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・吊り金具、ダルマ金具の腐食、磨耗等が著しく、破断、外れの恐れがあるものは、吊り金具をダルマ金具より取り外し、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・その他利用上危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱、梁、柵等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・吊り金具、ダルマ金具の磨耗が著しく（概ね1/3以上の磨耗）、破断、外れの恐れのあるもの。 ・ベアリングの動きが著しく固いもの、又は著しく不快な音をだすもの。 ・吊り部材の磨耗（概ね1/3以上の磨耗）、腐食、破損、変形が著しく、破断、外れの恐れのあるもの。 ・ロープ、ザイルロープにほつれ、破損、破断があり危険なもの。 ・吊り部材と座板の固定状況が悪いもの。 ・座板の腐食、破損が著しく、危険なささくれ、突起等があるもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・座板と地盤面との間隔が危険なもの。（間隔が35cm～45cm(幼児用は30cm～40cm)の範囲内におさまっていないもの） ・地盤面が大きく侵食されているもの。侵食により石やコンクリート等が露出しているもの。 ・保護材（人工芝等）が損耗しており、危険なもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、梁、柵等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・吊り金具、ダルマ金具に軽微な磨耗があるもの。 ・ベアリングに軽微な回転不良、不快音があるもの。 ・吊り部材に軽微な腐食、磨耗、破損、変形があるもの。 ・座板に軽微な腐食、破損があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。

（4）遊戯施設	シーソー （弓形シーソー・シーソー）	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ．軸受支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損変形状況。 ホ．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 ヘ．腕部（本体）の腐食、破損、ぐらつき（横揺れ）状況。 〔消耗部材〕 ト．支点部の動作具合の良否。 チ．支点部の磨耗、腐食、破損状況。 リ．ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 ヌ．ハンドル、つり鎖の破損、変形、固定状況。 〔基礎・地盤面〕 ル．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヲ．接地部の陥没状況、タイヤの破損状況。 ワ．基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・腕部（本体）の腐食、破損、ぐらつきが著しく、危険なものは、腕部を取り外し安全な場所へ仮置きし、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・その他利用上危険なものは、上記同様に使用禁止措置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・軸受支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・腕部（木製本体）の腐食、破損が著しく、危険なささくれや突起等があるもの。 ・支点部の動作不具合により、異常な音を発したり、横揺れがひどいもの。 ・支点部の磨耗、腐食、破損が著しく、危険なもの。 ・ハンドルの破損、変形が著しく、抜ける恐れがあるもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・接地部の陥没やタイヤの破損が著しく、危険なもの。 ・基礎部が大きく露出しているもの。	・軸受支柱、支点部、腕部（本体）、ハンドル等に軽微な腐食、破損、変形、ぐらつきがあるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。
	鉄棒、ジャングルジム、ラダー、雲梯、はん登棒、バスケットサークル等	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ．支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形、固定状況。 ホ．握り棒、横架材等の腐食、破損、変形状況。 ヘ．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ト．ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 チ．バスケットサークルの網の欠損状況。 〔基礎・地盤面〕 リ．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヌ．基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形が著しい等危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・握り棒、横架材等の腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、握り棒、横架材等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。 ・バスケットサークルの網に軽微な破れ、欠損があるもの。

（4）遊戯施設	チェーンジャングル、ネットジャングル	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ．支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ヘ．チェーン、ネット、ロープ等の固定状況。 ト．チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況。 チ．ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・設置面〕 リ．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヌ．基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形が著しい等危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きのあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・チェーン、ネット、ロープ等の固定状況が悪く、又は磨耗、断線、破損が著しく、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1．5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱及び梁等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・チェーン、ネット、ロープ等に軽微な磨耗があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。
	グロープジャングル	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ．支柱のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ．回転部の床、縦部材、横部材等の腐食、破損、変形状況。 ヘ．回転部の回転具合の良否、ぐらつき（横揺）状況。 ト．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 チ．ボルト・ナットの緩みの有無、または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無 〔基礎・地盤面〕 リ．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヌ．基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・本体にゆがみや傾きがある場合、又は回転不良やぐらつき（横揺れ）、異常な回転音がある等、利用上危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・回転部（床、縦部材、横部材）の腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・回転具合が悪く、異常な音を発するもの、又は横揺れするもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が大きく露出しているもの。	・支柱及び回転部（床、縦部材、横部材）に、軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・回転時に、軽微な不快音があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。

（4）遊戯施設	ロッキング遊具・スプリング遊具	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔上物・台座部〕 ニ．上物、台座のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ．取っ手（ハンドル）の固定状況。 ヘ．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ト．スプリング遊具のスプリングの腐食、破損、変形状況。 チ．ボルト・ナットの緩みの有無、または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・地盤面〕 リ．基礎のぐらつき状況。 ヌ．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ル．基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナットの突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・スプリング、台座に異状がある等、利用上危険なものは、結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・上物、台座のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・取っ手（ハンドル）の固定状況が悪く、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・スプリングの腐食、破損、変形があり、危険なもの。 ・基礎部のぐらつきがあり、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1．5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・上物、台座に軽微なぐらつき、腐食、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。
	コンクリート遊具（プレイウォール、石の山、球技ウォール等）	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材（本体）〕 ニ．本体（人研部等）の破損、クラックの状況。 ホ．コンクリート面への苔の付着状況。 ヘ．手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ト．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 チ．ボルト・ナットの緩みの有無、または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・地盤面〕 リ．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヌ．基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の腐食、磨耗、破損、変形等が著しく、危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・本体（人研部等）の破損、クラックの発生が著しく、危険なもの。 ・苔の付着が著しい等、滑りやすい状況となっており危険なもの。 ・手摺りのぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・本体（人研部等）に軽微な破損、クラックがあるもの。 ・手摺り等に軽微な磨耗、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。

（4）遊戯施設	複合遊具(コンビネーション遊具)	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ．支柱、梁、床、登行部（階段等）、滑走面等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ．手摺り、パネル、チューブトンネル等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ヘ．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ト．ブランコの吊り金具、ダルマ金具等の腐食、磨耗、破損、変形状況。 チ．ベアリングの回転具合の良否。 リ．吊り部材の腐食、磨耗、破損、ねじれ、変形状況。 ヌ．ブランコ座板等の腐食、破損状況。 ル．吊り部材と座板の固定状況。 ヲ．チェーン、ネット、ロープ等の固定状況。 ワ．チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況。 カ．ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・設置面〕 ヨ．滑り台着地部の着地面との段差。 タ．ブランコ座板と地盤面との間隔の適否。 レ．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ソ．基礎部の露出状況。 ツ．ブランコの着地面の保護材の損耗状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・吊り金具、ダルマ金具の腐食、磨耗が著しく、破断、外れの恐れがあるものは、吊り金具をダルマ金具より取り外し、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形が著しい等、利用上危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱、梁、床、登行部（階段等）、滑走面等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・手摺り、パネル、チューブトンネル等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・吊り金具、ダルマ金具の磨耗が著しく（概ね1/3以上の磨耗）、破断、外れの恐れのあるもの。 ・ベアリングの動きが著しく固いもの、又は著しく不快な音を出すもの。 ・吊り部材の磨耗（概ね1/3以上の磨耗）、腐食、破損、変形が著しく、破断、外れの恐れのあるもの。 ・吊り部材と座板等との固定状況が悪いもの。 ・チエーン、ネット、ロープ等の固定状況が悪く、又は磨耗、断線、破損が著しく危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・滑り降り部と着地地盤面との段差が著しく、頭、腰等を打つ恐れのあるもの。 ・ブランコの座板と地盤面との間隔が危険なもの。（間隔が35cm～45cm(幼児用は30cm～40cm)の範囲内におさまっていないもの） ・地盤面が大きく侵食されているもの。侵食により石やコンクリート等が露出しているもの。 ・保護材（人工芝等）が損耗しており、危険なもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、梁、床、登行部（階段等）、滑走面、手摺り、パネル、チューブトンネル等に軽微な腐食、変形があるもの。 ・吊り金具、ダルマ金具、座板に軽微な腐食、破損があるもの。 ・ベアリングに軽微な回転不良、不快音があるもの。 ・吊り部材に軽微な腐食、磨耗、破損、変形があるもの。 ・チェーン、ネット、ロープ等に軽微な磨耗があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。 ・座板に軽微な破損、腐食があるもの。
	ロープウェイ	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ．支柱、梁、はしご、踊り場等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ヘ．ケーブル、ロープ等の固定、磨耗、断線、破損状況。 ト．滑車部の腐食、磨耗、破損、回転不良等の状況。 チ．握り部の腐食、破損、変形状況。 リ．緩衝装置の損耗、腐食状況。 ヌ．ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無 〔基礎・設置面〕 ル．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヲ．基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形、ぐらつきが著しい等、利用上危険なものは、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱、梁、はしご、踊り場等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ケーブル、ロープ等の固定状況が悪く、又は磨耗、断線、破損があり、危険なもの。 ・滑車部の腐食、磨耗、破損、回転不良等が著しく、危険なもの。 ・握り部の腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・緩衝装置の損耗、腐食が著しく、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・地盤面が侵食され、石、コンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、梁、はしご、踊り場等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・滑車部に軽微な回転不良、不快音があるもの。 ・握り部、緩衝装置に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。

（4）遊戯施設	徒渉池 （パーゴラ、ベンチ、スツール、プレイスカラプチヤー、舗装、囲障等を含む）	〔本体〕（池底面、側壁等躯体） イ．徒渉池全体の安全上の支障に係る変状（クラック、破損・欠損、浮き、隆起、沈下、段差、めくれ、小穴、目地開き、石、枝、ガラス片等）の有無、床部滑り具合。 〔周辺施設〕（足洗い場、シャワー、洗顔・飲用水エリア、舗装、囲障、階段、滑走台、外周柵、立ち上がり部、モニュメント等を含む） ロ．安全上の支障に係る変状（クラック、破損・欠損、浮き、隆起、沈下、段差、めくれ、小穴、目地開き、石、枝、ガラス片等）の有無、床部滑り具合。 ハ．シャワー・洗眼器具等施設の破損、ぐらつき、変形、腐食等の状況。 ニ．（囲障）金網や胴縁下空間、格子やフレーム下空間における危険な開口の有無、門扉の破損・ぐらつき・開閉状態、鍵の破損・欠損、塗装等の状況。 ホ．制札版の有無、破損、変形、ぐらつき、塗装等の状況。 〔消耗部材〕 ヘ．ボルト・ナットの緩み、突出部の有無、 または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔給排水施設（側溝を含む等）〕 ト．集水桝、散水栓、止水栓、排水目皿、グレーチング等の蓋の異常、変形、がたつき、外れ、破損、詰まり等の有無。 チ．蓋の紛失の有無、蓋の固定状況。（排水桝蓋の鎖2ヶ所止め等） リ．蓋穴の大きさ、蓋材質の適否。 ※　「安全」の観点を最優先とし、土木・造園施設に限定せず、建築・機械・電気施設についても点検対象とする。 ※※　その他付属施設については、各々の点検内容・判定基準に基づき点検する。（ﾊﾟｰｺﾞﾗ、ﾍﾞﾝﾁ、ｽﾂｰﾙ、ﾌﾟﾚｲｽｶﾙﾌﾟﾁｬｰ等）	・徒渉池周りに異物がある場合、除去可能なものは除去する。 ・事故の発生が予想される著しい破損、段差等はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ、立入禁止テープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ速やかに報告。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・蓋のズレは補正する。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。 ・蓋が外れてしまう箇所、蓋の紛失や破損箇所は立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 ・排水溝、排水口等の軽微な詰まりは取り除き、処置後機構担当部署に報告。 ・（囲障）金網の欠損等は、番線、標識ロープ等で仮繕い。又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。	※「子どもが裸足で遊ぶこと」、「濡れた体で、肌の露出が多い状態で遊ぶこと」を前提とした視点で判定する。	
				・ポットホール（局部的小穴）、段差、亀裂が著しく、子どもの安全上支障があるもの。 ・本体および周辺施設、舗装材や縁石等が破損・欠損し、子どもの安全上支障があるもの。 ・蓋・受枠が破損・欠損または腐食し、脱落や怪我の恐れがあるもの。 数回踏むなど荷重をかけた結果、蓋が外れてしまうもの。 ・排水桝蓋の固定鎖がないもの。 ・濡れた素足で乗ると滑りやすい状態にあるもの。（床部、鉄蓋など） ・本体および舗装目地等に樹木等が根付き破損の恐れがあるなど、子どもの安全上支障があるもの。 ・排水不良が著しく、広範な水たまりがみられるもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、有害なボルト・ナットや危険な突出部が容易に子どもが触れられる範囲にあるもの。 ・（囲障）次の症状を示すもの。 イ．子ども頭大の金網破れやめくれ、格子の有効間隙が11cmを超えるもの。 ロ．腐食等による基礎、支柱、フレーム、格子等の著しいぐらつき、変形等。 ハ．下胴縁の地面との間が子どもが潜れる程度のもの。 ニ．通路に面して胴縁等が飛び出しているもの。 ・その他、子どもの安全上支障のあるもの。	・ポットホール（局部的小穴）、段差、亀裂等を生じているもの。 ・本体および周辺施設、舗装材や縁石等が破損・欠損しているがごく少量・部分的で子どもの安全上支障がないもの。 ・濡れた素足で乗ると滑る恐れがあるもの。（床部、鉄蓋など） ・蓋のがたつき、欠損、腐食があるもの、側溝蓋（鋼製）の連結材がないもの。 ・本体および舗装目地等に雑草等が根付いているもの。 ・（囲障）支柱やフレーム等に軽微な腐食・変形等、金網に軽微な破れやめくれ、基礎部に軽微なぐらつきや変形があるもの。
	その他の遊戯施設	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差や窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ．本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形状況、ささくれ等の発生状況。 ホ．手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ヘ．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ト．金具等消耗部材の腐食、磨耗、破損、変形状況。 チ．ﾁｪｰﾝ、ﾈｯﾄ、ﾛｰﾌﾟ等の磨耗、断線、破損状況。 リ．ボルト・ナットの緩みの有無、 または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・設置面〕 ヌ．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ル．基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・金具等の腐食、磨耗が著しく、破断、外れの恐れがあるものは、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形が著しい等、利用上危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・チエーン、ネット、ロープ等の固定状況が悪く、又は磨耗、断線、破損が著しく危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・地盤面が大きく侵食されているもの。侵食により石やコンクリート等が露出しているもの。 ・保護材（人工芝等）が損耗しており、危険なもの。 ・基礎部が露出しているもの。	

				※子どもが遊具として利用する可能性を考慮して判定する。	
（４）遊戯施設	健康器具系施設	[外観・機能全般・施設周り] イ．本体のゆがみ・傾きの状況、動作不良※の有無。 ※ディスプレイ等の電子部品や、運動負荷の調整機能等、利用した際の動作確認を行い判定する ロ．施設周り（施設端部から概ね2.0mの範囲）の異物（突起物、ｶﾞﾗｽ等）の有無・段差や窪みの発生。 ハ．施設周り（上空を含む、施設端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 ニ．正しい使用方法・サイン等の設置状況。 ホ．年齢表示ｼｰﾙ（大人用）等の設置状況。 [構造部材] ヘ．本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形、ささくれ、節穴の発生等の状況。 ト．手摺のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 チ．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 [消耗部材] リ．ボルト・ナットの緩みの有無、 または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 ヌ．回転部の回転不良や可動部のぐらつき、異音等の状況 ル．吊り金具、ダルマ金具の腐食、磨耗、破損、変形状況 ヲ．吊り部材の腐食、磨耗、破損、ねじれ、変形状況 [基礎・地盤面] ワ．地盤面の侵食、水たまりの有無。 カ．基礎部の露出状況。 ヨ．着地面の保護材の損耗状況。	・器具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・正しい使用方法を示すサイン及び年齢表示サイン（大人用）が設置されていない場合、又は判読不明なものは、機構担当部署へ報告。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。有害なボルト、ナット類の突出がある場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形、ぐらつきが著しい等、利用上危険なものは、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	[外観・機能全般・施設周り] ・本体に破損やゆがみ、不自然な傾きがあるもの、利用した際の動作不良があるもの。 ・器具端部から概ね2.0mの範囲内に異物（石等の突起物、ガラス片、窪み、樹木の枝や根等）があるもの。 ・正しい使用方法を示す看板もしくはサイン等がないもの、又は判読不能なもの。 ・利用対象者が大人であることを示すサイン等がないもの、又は判読不能なもの。 [構造部材] ・本体、支柱等に、ぐらつき、腐食、破損、変形、ささくれ、節穴等が発生しているもの。 ・手摺にぐらつきや腐食、破損、変形が発生しているものや、表面に突起やささくれのあるもの。 ・つなぎ手金具にヒビや割れ、ゆがみ、腐食による穴があるもの。 [消耗部材] ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類の突出があるもの。 ・回転部等の回転不良や可動部のぐらつき、異音等が著しいもの ・吊り金具、ダルマ金具の磨耗が著しく（概ね1/3以上の磨耗）、破断、外れの恐れのあるもの。 ・チェーン等の吊り部材の磨耗（概ね1/3以上の磨耗）、腐食、破損、変形が著しく、破断、外れの恐れのあるもの。 ・ザイルロープ等の吊り部材にほつれ、破損、破断があり危険なもの。 ・吊り部材と連結された部材の固定状況が悪いもの。又は腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 [基礎・地盤面] ・地盤面が侵食され、石、コンクリート等が露出しているもの。 ・着地面の保護材の著しい損耗又は剥がれや欠損があるもの。	[外観・機能全般・施設周り・構造部材] ・本体、支柱、床、登行部（ステップ）、手摺り等に軽微な腐食、変形があるもの。 ・看板やサインがあっても、シールや塗装の剥がれ、落書きなどで判読しにくいもの。 [消耗部材] ・回転部の軽微な回転不良や可動部の軽微なぐらつき、不快音があるもの。 ・吊り金具、ダルマ金具に軽微な磨耗があるもの。 ・吊り部材に軽微な腐食、磨耗、破損、変形があるもの。 ・吊り部材と連結された部材に軽微な破損、腐食があるもの。 [基礎・地盤面] ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。 ・着地面の保護材に損耗が見れれるが軽微なもの
（５）休息施設	スツール、ベンチ	イ．座面、背当て部の腐食、破損等状況。 ロ．座面、背当て部の釘、ボルト、ビス等の突起物の有無。 ハ．支柱（脚）、フレームの腐食、破損、変形状況。 ニ．地盤との固定具合、ぐらつき状況。 ホ．地盤面の侵食、水溜りの有無。	・座面に鋭利な突起がある等危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・座面、背当て部に危険なささくれ、鋭利な切り口等があるもの。 ・座面、背当て部の腐食、破損が著しく腰掛けられないもの。 ・座面、背当て部に釘、ボルト、ビス等の危険な突起物があるもの。 ・支柱、フレームの腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・地盤との固定具合が悪く、又はぐらつきが著しく、転倒の恐れのあるもの。	・座面、背当て部に軽微な腐食、破損があるもの。 ・支柱（足）、フレームに軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。
	あずまや、パーゴラ、シェルター、ゲート	イ．本体のゆがみ、傾き、変形等の状況。 ロ．支柱、梁等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。異常を示す亀裂の有無。 ハ．鉄筋の露出、腐食の有無。 ニ．屋根材、横架材の腐食、破損、変形状況。 ホ．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 ヘ．共架施設の腐食、破損、固定状況。	・屋根又は横架材の腐食、破損、変形、亀裂が著しく、落下の恐れがあるものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・支柱、梁等のぐらつき、腐食、破損、変形、亀裂等が著しく、倒壊の恐れがあるもの。 ・破損断面が鋭利である等危険なもの。 ・屋根、横架材の腐食、破損、変形、亀裂が著しく、落下の恐れのあるもの。 ・屋根が破損し、機能を果たしていないもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・看板・サイン・灯具等の共架施設の取り付け金具の腐食、破損等落下の危険があるもの。	・支柱、梁等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・鉄筋の軽微な露出（錆汁の発生含む）又は、腐食がみられるもの。 ・屋根、横架材に軽微な破損、変形があるもの。
	吸殻入れ、屑入れ	イ．フレーム、外箱の腐食、破損状況。 ロ．ゴミ籠、内容器の腐食、破損状況。	・腐食、破損が著しい等危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・フレーム、外箱の腐食、破損が著しい等、危険なもの。 ・ゴミ籠、内容器の腐食、破損により、機能を果たさないもの。 ・ゴミ籠、内容器が紛失しているもの。	・フレーム、外箱に軽微な腐食、破損があるもの。
	水飲み	イ．本体の腐食、破損状況。 ロ．水栓の欠損、固定状況。 ハ．排水桝の破損状況。 ニ．桝からの溢水の有無及び蓋の異常、変形の有無。 ホ．桝回りの地表面の陥没の有無。	・格子蓋等の破損が著しく足を挟む恐れがあるものは、カラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体の腐食、破損が著しいもの。 ・水栓が欠損しているもの。固定状況が悪いもの。 ・排水桝の格子蓋の破損が著しく、足を挟む恐れのあるもの。 ・桝から溢水しているもの。 ・溢水によると思われる地表面陥没が生じているもの。 ・桝の蓋が紛失しているもの。 ・桝に著しい詰まりがあるもの。	・本体に軽微な破損があるもの。 ・排水桝の格子蓋に軽微な破損があるもの。 ・桝に軽微な詰まりがあるもの。

（6）通路	通路舗装、広場舗装 （ｺﾝｸﾘｰﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄ平板、ﾀｲﾙ、ﾀﾞｽﾄ、ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ、ﾚﾝｶﾞ、透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｳｯﾄﾞﾃﾞｯｷ）	イ．通行上の支障に係わる舗装面の変状〔ポットホール（局部的小穴）、段差、クラック等〕の有無。 ロ．通行上の支障に係わる水溜りの有無。	・事故の発生が予想される著しい段差等はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ、立入禁止テープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ速やかに報告。	・ポットホールが著しく（径20㎝以上、深さ2㎝以上）通行上支障のあるもの。 ・段差が生じて（2㎝以上）通行上支障のあるもの。 ・隙間が著しく（5mm以上）通行上支障のあるもの。 ・排水不良が著しく、広範な水溜りがみられ通行上支障のあるもの。 ・舗装材や縁石が破損又は欠損し、不陸を生じて通行上支障のあるもの。 ・部材の著しい変形やささくれがあり、通行上支障のあるもの。	・ポットホール（局部的小穴）、段差、亀裂等を生じているものの判定A基準値以下にあるもの。 ・舗装面に不陸が生じているが部分的なもの。
	屋外階段 （ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾀｲﾙ、平板張り等）	イ．通行上の支障に係わる踏面の段差、欠損及び滞水の有無。 ロ．手摺、転落防止柵等の腐食、変形、欠損の有無、及び取付け状態の良否。 ハ．ノンスリップの欠損の有無。 ニ．袖壁の損傷の有無。	・脱落したタイル等は排除する。 ・事故の発生が予想される著しい破損部分は常温合材等ですり付けを行うか、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、機構担当部署へ報告。	・路面の破損が著しく、つまずく恐れのあるもの。 ・手摺の腐食、変形が著しく、倒壊の恐れのあるもの。 ・転落防止柵（縦格子フェンス）の格子の有効間隔が11cmを超えるもの。 ・ノンスリップが欠損しているもの。 ・袖壁の損傷が著しく、倒壊等の恐れのあるもの。	・路面に滞水する恐れのあるもの。 ・路面に軽微な損傷があるもの。 ・手摺り等に軽微な腐食、変形があるもの。
	案内板、掲示板、立札等 （照明器具のないもの）	イ．基礎、フレーム、木部についての腐食、破損状況。 ロ．収容箱、ﾎﾞｰﾄﾞについての腐食、破損状況。 ハ．ガラスのひび割れ、破損状況。	・倒壊の恐れがあるものやガラスが破損しているものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・基礎、フレーム等の腐食、破損が著しく、倒壊の恐れのあるもの。 ・収容箱、ﾎﾞｰﾄﾞの腐食、破損が著しく掲載できないもの。 ・ガラスが破損しているもの。 ・樹木が繁茂して、本来機能を果たせないもの。 ・褪色、変色、腐食等が著しく、案内板の標示内容が判読できないもの。	・部材のささくれが目立つもの。 ・基礎、フレーム等に軽微な腐食、破損があるもの。
	粗大ｺﾞﾐ置場 ゴミ置場	イ．構造体の傾斜、変形等の有無。 ロ．構造体の異常を示す亀裂の有無。 ハ．鉄筋の露出の有無。 ニ．排水施設の異常の有無。	・壁が著しく傾斜、ぐらついているもの又は倒壊の恐れのあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・壁が著しく傾斜、又はぐらついているもの。 ・壁に著しい横クラック等が生じ、倒壊の恐れのあるもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・鉄筋の露出、腐食があるもの。	・構造材に軽微な亀裂がみられるもの。 ・舗装面に軽微なひび割れ、陥没がみられるもの。 ・表面排水が逆勾配等で滞水の恐れがあるもの。
	人止柵	イ．フレームの腐食、破損、変形状況。	・通路にフレーム端が飛び出している等危険なものは、危険部位の撤去、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・通路フレーム端が飛び出している等、危険なもの。 ・ぐらつき、腐食、変形が著しく危険なもの。	・軽微なぐらつき、腐食、変形があるもの。
	モニュメント （通路・広場・遊び場等内及びその周辺）	〔躯体〕 イ．構造体の傾斜やぐらつきの有無。 ロ．構造体や共架部の異常を示す腐食や亀裂の有無。 ハ．接合部のボルトや金具に落下につながる緩みや、破損、腐食、欠損の有無。 ニ．表面の危険な突起やささくれの有無。 ホ．挟み込み等の事故につながる穴や隙間、足掛かりの有無。	・モニュメントの倒壊やモニュメントの一部が落下する恐れのあるものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・モニュメントの位置、構造により、挟み込みや落下等の事故につながる危険がある場合はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・躯体にぐらつきがあるもの。 ・接合部のボルトや金具に緩みや欠損があるもの。 ・手の届く範囲に危険な突起やささくれがあるもの。 ・指、首、胴体、頭等の挟み込みの危険があるもの。	・表面に突起やささくれはあるが、軽微なもの。

（6）通路	樹　木	通路を通行・使用する方の安全安心に影響を及ぼす可能性がある範囲かつ目視が可能な範囲の以下の項目 イ. 道路沿い、通路沿い、広場周り、遊び場周り、駐車場周辺における、日常生活の支障に係わる倒木・落枝の有無。 ロ. 枯木、枯枝、キノコ類の発生等倒木・幹折れ・枝折れの恐れのある樹木の有無。 ハ. 通行上の障害、又は外灯、架線の障害となっている樹木の有無。	・道路、通路、広場、遊び場、駐車場周辺等における倒木あるいは落下枝で、日常生活に支障をきたしているものは、安全な場所へ移動、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・落下により重大事故につながる可能性がある枯枝は、できる限り除去。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・道路、通路、広場、遊び場、駐車場周辺等における倒木又は落下枝等により、日常生活に支障をきたしているもの。 ・道路、通路、広場、遊び場、駐車場周辺等において、枯木、枯枝、不自然な傾きやぐらつき、根元にキノコ類の発生、幹・大枝にキノコ類の著しい発生や、大量のフラスの発生が認められる等により、倒木・幹折れ・枝折れ等の危険性があり、日常生活に支障をきたす恐れのあるもの。（樹木診断による有効な措置を実施済みの場合はこれを除く）。 ・樹木が通路等に張り出すなど、通行上の障害となっているもの、又は外灯、架線等の障害となっているもの。	・枝葉の繁茂等により、通行の支障となる恐れのあるもの。見通しを阻害している等安全上の支障となる恐れのあるもの。 ・外灯、架線等に支障を与える恐れのあるもの。 ・幹や大枝にキノコ類の発生がある高木。大枝が枯れている高木。 ・被圧等により樹勢が衰退しているもの。
	樹木支柱、植樹桝 （ツリーサークル等）	通路を通行・使用する方の安全安心に影響を及ぼす可能性がある範囲の以下の項目 イ. 道路沿い、通路沿い、広場周り、遊び場周り、駐車場周辺の樹木支柱の状況及び固定具合等の良否。 ロ. 植樹桝のがたつき、破損等の有無。 ハ. 植樹桝等の構造体の異常を示す亀裂等の有無。	・支柱の折損部が鋭利な状態である等危険なものは、危険部位の除去又は布巻きを施し、標識ロープ等で立入禁止処置を行う。 ・ツリーサークルのがたつき、破損が著しく通行上支障のあるものは、番線で結束固定、又はカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・支柱が破損しているため、倒木など日常生活に支障をきたす恐れのあるもの。 ・支柱の折損部が鋭利な状態であるもの、釘等の突起や脚部のはずれ等があり危険なもの。 ・支柱が樹木の幹にくい込んでいるもの。 ・植樹桝の縁、壁等が著しく破損しているもの、又は横クラック等が生じ、倒壊の恐れのあるもの。 ・ツリーサークルのがたつき、破損が著しく、通行上の支障のあるもの。	・支柱結束等が外れ、通行に影響を及ぼしそうなもの。 ・支柱の軽微な折損部があるもの。 ・植樹桝の縁、壁等に軽微な破損又は横クラック等が生じているもの。 ・ツリーサークルに軽微なが たつき、破損があるもの。
（7）囲障	ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ、ｴｷｽﾊﾟﾝﾄﾞﾌｪﾝｽ、金網柵、排ガス防止板	イ. 金網や胴縁下空間における危険な開口の有無。 ロ. フレームの腐食、変形、ぐらつき、塗装の状況。	・危険箇所（1.高低差の大きい所、2.調整池を含む池や水路沿い等、3.管理施設の外周）において、金網の欠損等は、番線、標識ロープ等で仮繕い。又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・危険箇所（1．高低差の大きい所、2．調整池を含む池や水路沿い等、3．管理施設の外周をいう。）において、次の症状を示すもの。 イ．子ども頭大の金網破れやめくれ。 ロ．基礎、支柱の著しいぐらつき。 ハ．下胴縁の地面との間が子どもが潜れる程度のもの。 ・共通事項 イ．通路に面して胴縁等が飛び出しているもの。 ロ．門扉蝶番が破損し、開閉に支障のあるもの。 ハ．腐食等による基礎部のぐらつきや変形等があり危険であるもの。	共通事項 ・支柱やフレーム等に軽微な腐食、変形等があるもの。 ・金網に軽微な破れやめくれがあるもの。 ・基礎部に軽微なぐらつきや変形があるもの。
	パイプ柵	イ. 格子やフレーム下空間における危険な開口の有無。 ロ. フレームの破損、腐食、変形、ぐらつきの状況。	・危険箇所（1．高低差の大きい所、2．調整池を含む池や水路沿い等、3．管理施設の外周）において、金網の欠損等は、番線、標識ロープ等で仮繕い。又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・危険箇所（1．高低差の大きい所、2．調整池を含む池や水路沿い等、3．管理施設の外周をいう。）において、次の症状を示すもの。 イ．格子の有効間隙が11cmを超えるのもの。 ロ．基礎、支柱の著しいぐらつき。 ハ．下部フレーム胴縁と地面との間が子どもが潜れる程度のもの。 ・共通事項 イ．通路に面して胴縁等が飛び出しているもの。 ロ．支柱、フレーム、格子等の腐食、変形が著しいもの。 ハ．腐食等による基礎部のぐらつきや変形等があり危険であるもの。	共通事項 ・支柱やフレーム、格子に軽微な腐食、変形等があるもの。 ・金網に軽微な破れやめくれがあるもの。 ・基礎部に軽微なぐらつきや変形があるもの。
	空洞ﾌﾞﾛｯｸｳｫｰﾙ、組立式ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	イ. 基礎を含めた壁の傾斜、ぐらつき、沈下の状況。 ロ. 壁、控壁のたるみ、クラック、沈下の状況。	・壁が著しく傾斜している、若しくは倒壊の恐れがあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・壁が著しく傾斜しているもの。 ・著しいクラック、沈下等が生じ、倒壊の恐れのあるもの。 ・鉄筋の著しい露出、腐食があるもの。	・構造材に軽微な亀裂等がみられるもの。

（8）調整池	流出入口	イ. 雨水の流出入口を妨げる土砂、木材、粗大ゴミ等異物の有無。 ロ. 調整塔の欠損、亀裂、変形等の有無。 ハ. ゲートの機能状態。	・越流、倒壊の恐れのあるものは、金網柵等フェンス、門扉の閉鎖を確認し、機構担当部署へ報告。	・土砂、木材等異物により流出入口が詰まり、越流の恐れがあるもの。 ・調整塔の欠損、亀裂、変形等が著しく倒壊等の恐れがあるもの。 ・ゲートの操作が困難なもの、又は破損しているもの。	・ゲート、調整塔の軽微な破損、亀裂、変形があるもの。
	堤体	イ. のり面の浸食、亀裂、はらみ等の有無。 ロ. 擁壁の欠損、亀裂、はらみ等の有無。 ハ. RC擁壁においては鉄筋露出、腐食等の有無。	・越流、倒壊の恐れのあるものは、金網柵等フェンス、門扉の閉鎖を確認し、機構担当部署へ報告。	・堤体保護工に、漏水等につながる重大な変状が生じているもの。 ・堤体保護工に、崩壊等につながる異常な破損等が生じているもの。	・構造材に軽微な亀裂等がみられるもの。
	池内	イ. 床張のコンクリート等の欠損、亀裂、沈下等の有無。 ロ. 土砂、粗大ゴミ等の異常堆積、雑草の異常繁茂の有無。 ハ. 池内の水位状況。	・越流、倒壊の恐れのあるものは、金網柵等フェンス、門扉の閉鎖を確認し、機構担当部署へ報告。	・床張のコンクリート等に著しい欠損、亀裂、沈下等があるもの。 ・床張りコンクリート等の破片が流出入口を防ぐ塞ぐ恐れのあるもの。 ・土砂及び粗大ゴミの異常堆積や雑草の異常繁茂により、越流の恐れのあるもの。 ・異常水位により、越流の恐れのあるもの。	・池内に軽微な土砂、ゴミの堆積があるもの。
（9）橋梁	路面、伸縮装置	イ. 通行上の支障に係わる舗装面の変状の有無。 ロ. 伸縮部での間隔、段差の有無。	・通行上重大な支障を与える陥没、段差や舗装材の破損、欠損、不陸が生じ通行上支障のあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・通行上重大な支障を与える陥没、段差や舗装材の破損、欠損、不陸が生じ通行上支障のあるもの。 ・伸縮部での間隔はハイヒール等のかかとが入る恐れのあるもの。 ・橋面に通行に支障を来たす滞水の恐れのあるもの。	・橋面に軽微な滞水の恐れのあるもの。 ・橋面に軽微な陥没、段差や舗装材の破損、欠損及び不陸があるもの。
	地覆、高欄等	イ. 破損、変形等の有無。	・地覆、高欄の破損により転落の恐れがあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・地覆、高欄の破損、変形により転落の恐れのあるもの。	・地覆、高欄に軽微な破損、変形があるもの。
	横断構造物等	イ. RC床版のひび割れの有無。 ロ. 主構、及び鋼床版の腐食状況。 ハ.ボルト・ナットの欠落の有無。	・RC床版の亀裂が著しく発生しているものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・RC床版の亀裂等が著しく発生しているもの。 ・RC床版の鉄筋が露出しているもの。 ・鉄骨が腐食しているもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの。	・構造材に軽微な亀裂等がみられるもの。
	排水施設	イ. ドレーンの土砂、ゴミの堆積の有無。 ロ. 部材の腐食、変形の有無。 ハ. 管類の抜け、外れの有無。	・軽微な詰まりは 排除する。 ・通行に重大な支障のある滞水はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、機構担当部署へ報告。	・橋面に大きな滞水を生じているもの。 ・床版への漏水を生じているもの。 ・ドレーンが土砂等で塞がれているもの。 ・ドレーンが破損しているもの。	・側溝等に土砂が溜まっているもの。
（10）サクラ大径木	サクラ大径木	イ. 樹冠全体の枯れの進行状況。 ロ. 樹形・樹冠に崩れの進行状況。 ハ. 枝の枯れや引っ掛かり枝の有無。 ニ. 枝の腐朽や裂け目（亀裂）の有無。 ホ. 幹・根元の不自然な傾きやぐらつきの有無。 ヘ. 幹・根元のキノコの発生状況。 ト. 幹・根元の裂け目（亀裂）の有無。 チ. 幹・根元の開口空洞の有無。 リ. 幹・根元の腐朽や樹皮の欠損の有無。 ヌ. 根元にシロアリの発生の有無。 ル. 支柱の固定状況やぐらつきの有無。 ヲ. 支柱材の腐朽や亀裂の有無。 ワ. 結束材や結束ボルトの緩みや欠損の有無。	・大枝の折れ・幹折れ・倒木等の兆候がある場合は、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で危険範囲について立ち入り禁止措置を施し、機構担当部署へ報告。 ・支柱の固定やぐらつき、支柱材の腐朽や亀裂、結束材や結束ボルトの緩みや欠損がある場合も、上記同様に立ち入り禁止措置を施し、機構担当部署へ報告。	・生育状態が極めて劣悪で、樹冠全体の20％以上の枝が枯死しているもの。 ・樹形・樹冠に著しい崩れがあるもの。 ・大枝の枯れや引っ掛かり枝があるもの。 ・幹・根元に著しく不自然な傾きやぐらつきがあるもの。 ・幹に著しくキノコが着床しているもの。 ・根元にキノコが着床しているもの。 ・幹や根元に長さ50㎝以上で芯に達する裂け目（亀裂）があるもの。 ・幹や根元に幅が周長の1／3以上、深さが芯に達するの開口空洞があるもの。 ・幹・根元に幅が周長の1／3以上、長さが50㎝以上の樹皮の欠損や腐朽があるもの。 ・根元にシロアリが大量に発生している、大量のフラスの発生が認められるもの。 ・支柱にガタツキやぐらつきがあるもの。 ・支柱材に腐朽や亀裂が見られるもの。 ・支柱の結束材やボルトに緩みや欠損が見られるもの。	・生育状態は思わしくないが、枯死している枝葉は樹冠全体の20％未満であるもの。 ・樹形・樹冠に崩れがあるが、軽微なもの。 ・枝折れやかかり枝は見られるが、落枝の危険が少ないもの。 ・幹や根元に不自然な傾きはあるが、ぐらつきはないもの。 ・幹にキノコの着床が見られるが、軽微であるもの。 ・幹や根元に裂け目（亀裂）があるが、長さが短く、深さも芯に達していないもの。 ・幹や根元に開口空洞が見られるが、幅は幹周の1／3以下で深さも芯に達していないもの。 ・幹や根元に傷や樹皮の欠損はあるが、欠陥範囲が軽微で腐朽もみられないもの。 ・支柱材に腐朽や亀裂が見られるが軽微であるもの。

別紙-ニ　　安全点検の点検内容と判定基準　機械

点検項目		点検内容 判定基準 等	点検内容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は処置を要するもの	判定　B Aまでは至らないもの あるいは経過観察等を要するもの
屋内給排水・ガス設備	給水管 排水管		・共用部の屋内給排水管（メーターボックス、共用トレンチ、床下ピット内配管等含む）の漏水の有無を点検する ・防火区画等の貫通措置及び貫通箇所の損傷防止措置の状況を点検する ・飲料水系統配管の汚染防止措置の状況を点検する ・ウォーターハンマーの防止措置の状況を点検する ・給排水管（露出部）及び排水通気部の腐食等の状況を点検する ・共用部の潜熱回収型給湯器の排水処理状況を点検する	溜り水があれば排水する 漏水があれば担当職員及び団地管理業務受託者に報告し緊急対策を講ずる	・漏水しているもの ・著しく屈折しているもの ・掃除口に著しい欠損があるもの ・給排水管及び排水通気部の破損又は脱落の恐れがあるもの	
	ガス管		・共用部の屋内ガス管（メーターボックス、共用トレンチ、床下ピット内配管等含む）の腐食、コンクリート貫通部の白華現象の有無等の状況を点検する ・ガスの臭気の有無を確認する	ガスの臭気があるものは、直ちにガス会社へ通報し、担当職員及び団地管理業務受託者に報告する。	・臭気、漏洩があるもの ・コンクリート貫通部廻り等に著しい白華現象、著しい配管の腐食があるもの ・床下ピット内等で著しい湿潤状態にあるもの、水又は土壌と接していて腐食の恐れのあるもの	
	支持金物		・支持金物の欠損等の有無及び支持状態を点検する	ボルト、ナットに緩みがある場合は締めなおす	・支持金物が脱落しているもの ・支持金物の腐食で配管の脱落の恐れのあるもの	
	弁類 ・仕切り弁 ・エアー抜き弁		・バルブの破損及び腐食状態等を目視にて点検する ・本体からの漏水の有無を点検する	漏水があれば担当職員及び団地管理業務受託者に報告し緊急対策を講ずる	・漏水しているもの ・著しく破損しているもの	
	防露		・防露材の剥離・損傷等の状況を点検する ・剥離による結露状態及び通行上の支障の有無を点検する		・著しい剥離による結露の発生及び通路上に支障をきたしているもの ・ラッキングの欠損による雨水の進入があるもの	
	点検口 マンホール		・丁番等の欠損による脱落の有無及び開閉状態を点検する ・施錠の不具合がないか点検する		・丁番等が腐食し、扉の脱落の恐れのあるもの ・通路にある点検口で、著しく破損、不陸があるもの ・錠が破損又は滅失しているもの	
	排水・湧水槽		・水位の状態を点検する。 ・排水ポンプの運転時における排水状態を点検する ・排水槽の通気の状況を点検する		・ポンプが作動しないもの ・槽内に著しい欠損があるもの	
地域暖房給湯設備	給湯暖房配管		・共用部の給湯暖房配管（パイプシャフト内、住棟メイン配管）の漏水の有無を点検する ・保温材の剥離、損傷等の劣化の有無を点検する ・曲管、接続部及び弁類の前後における音及び振動の異常の有無を点検する	溜り水があれば排水する 漏水があれば担当職員及び団地管理業務受託者に報告し緊急対策を講ずる	・漏水しているもの ・著しい剥離による結露の発生及び通路上に支障をきたしているもの ・異常音、異常振動が発生しているもの	
	支持金物		・支持金物の欠損等の有無及び支持状態を点検する	ボルト、ナットに緩みがある場合は締めなおす	・支持金物が脱落しているもの ・支持金物の腐食で配管の脱落の恐れのあるもの	
	弁類 ・仕切弁 ・減圧弁 ・伸縮継手、等		・バルブの破損及び腐食状態等を目視にて点検する ・本体からの漏水の有無を点検する	漏水があれば担当職員及び団地管理業務受託者に報告し緊急対策を講ずる	・漏水しているもの ・著しく破損しているもの	

別紙-ニ　　安全点検の点検内容と判定基準　機械

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等		点 検 内 容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は処置を要するもの	判定　B Aまでは至らないもの あるいは経過観察等を要するもの
煙道	煙道の大気開放部	・煙道の大気開放部について、破損、磨耗、変形、滅失等の箇所の有無及び防鳥ネットの有無等を確認し風呂釜の安全性に対しての影響程度を判定する	継続使用する煙道については、黄色表示のうえ点検実施時期、住戸番号を記載する（未使用は表示削除）	・排気障害を生じているもの ・防鳥ネットの有無 ・煙道先端部天板破損 ・防鳥ネットの開閉の有無	
	既設煙道の内部	・ファイバースコープ等の内視鏡を用いた内部劣化現象別及び損耗程度を確認し、その安全性及び劣化度を判定する（上記の状況をモニター等により目視確認・計測等により確認する。）	・煙道内部の状況写真を撮影 ・煙道内部のビデオ撮影 （いずれも全数）	・壁面欠損等 ・異物による閉塞 ・接続部剥離等 ・排気筒による排気障害 ・底部欠損等	
屋外給水設備	弁、弁筐 ・制水弁 ・仕切り弁 ・減圧弁 ・エアー抜き弁 ・量水器ボックス 等	・バルブの破損及び腐食状態等を目視にて点検する ・弁筐蓋の欠損、紛失等による通行上の支障及びバルブ本体の漏水の有無を点検する ・施錠の不具合がないか点検する ・土砂等の流入の有無を点検する	漏水があれば担当職員及び団地管理業務受託者に報告し緊急対策を講ずる 流入土砂は排除する	・漏水しているもの ・著しく破損しているもの ・弁筐蓋の欠損、紛失による通行上支障をきたしているもの ・鍵の破損、紛失しているもの ・ピット内の水溜や排水不良のもの	
	水栓、標示柱等	・取付状態の有無を点検する		・漏水しているもの ・著しく破損、滅失しているもの	
屋外排水設備	排水ポンプ	・ポンプ本体の外観（破損、錆等の発生、据付状態）を目視にて点検する ・吸込口ストレーナーの詰まり清掃及び破損等を目視にて点検する ・排水ポンプの運転時における本体の異音、振動等及び排水状態を点検する ・ポンプ揚水量の点検（年１回） ※水を使用し、マンホール部分で排水状況を確認する（揚水量を確認できる量の残水が無い場合は報告すること） ・マンホールの外観（蓋、パッキン等）を目視にて点検する ・排水管、バルブ類からの漏水、詰まり、破損がないか点検する ・ポンプピット内（壁面）の亀裂等状況を目視にて点検する ・タラップ・吊上げガイドパイプの破損、錆び等を目視にて点検する ・土砂等の流入の有無を点検する	・ストレーナーが詰まっているものは清掃する	・ポンプが作動しないもの	

安全点検の点検内容と判定基準　　電気

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点検内容	応急措置等	判定 A 緊急修理又は処置を要するもの。	判定 B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
屋内電気設備	(1) 共用灯設備	照明器具	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 点灯状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピングを行う。	(1) 本体、カバー等の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 本体等の欠損が不点となる恐れのあるもの。 (3) 本体、カバー等が脱落しているもの。 (4) 過熱による本体、カバー等の変色が著しいもの。 (5) 不点灯のもの。	(1) 本体、カバー等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 本体等に過熱による変色が認められるもの。 （自然変色及び退色を除く）
	(2) 配線器具	スイッチ コンセント	(1) 欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピングを行う。 (3) プレートが欠損して内部が露出している場合は、触れられないようにする。	(1) プレートの欠損により内部が露出しているもの。 (2) 本体が欠損し充電部が露出しているもの。 (3) プレート、本体が脱落しているもの。 (4) プレート、本体に過熱及び加熱による変色が認められるもの。	(1) プレートに亀裂が認められるもの。 (2) プレート、本体に退色、変色が認められるもの。
		自動点滅器	(1) 欠損の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。		(1) 本体の欠損が不点の原因となる恐れのあるもの。 (2) 本体が脱落しているもの。	(1) 本体の欠損が認められるもの。
	(3) 盤　　類	引込開閉器盤 （引込口配線を含む） 主開閉器盤 集合計器盤 共用灯盤 制御盤（操作盤・排水ポンプ用 等を含む） 動力分電盤 電話端子盤 LAN設備収容箱 隔測量水器盤 ※タワー式駐車場及び機械式駐車場における駐車装置については、駐車場装置制御盤類の1次側までを点検対象とする。	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。（収容箱内部含む） (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。（収容箱内の盤類のみ） (3) 端子の状態を点検する。 (4) 雨水の浸入の有無を点検する。 (5) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (6) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態 (7) 計器、リレー等の作動状態及びその適否を点検する。（水道用計器、リレー等を除く） (8) 引込口配線毎及び分岐回路毎に絶縁抵抗の測定又は漏洩電流の測定をする。 (9) 接地抵抗の測定をする。 (10) 周辺部に操作等の障害となるものの放置の有無を点検する。 (11) ヒューズスイッチ、刃型開閉器、配線用遮断器等の状態を点検する。 (12) ソーラータイマー等の設定を確認する。 (13) 自動通報の動作を確認する。（排水ポンプ用）	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 球切れ等がある場合は予備品と取り替える。 (4) 盤内外の清掃を行う。 (5) 障害物は移動又は撤去する。 (6) ソーラータイマー等の設定に異常があれば、再設定する。 (7) 刃型開閉器は、機構担当部署へ報告する。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 函体が脱落しているもの。 (3) 端子が発錆等により接続不良になる恐れのあるもの。 (4) 雨水の浸入が認められるもの。 (5) 鍵の変形、損傷しているもの。 (6) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (7) 導電部が過熱により著しく変色しているもの。 (8) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの (9) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (10) 指示計器が正常に作動しないもの。 (11) リレー、表示灯等が正常に作動しないもの。 (12) 絶縁抵抗値が規定値以下になる恐れのあるもの （測定時点で、電圧100Vの場合 0.3M Ω以下） （　〃　　電圧200Vの場合 0.4M Ω以下） （　〃　　電圧400Vの場合 0.6M Ω以下） (13) 漏洩電流値が1mA以上になる恐れのあるもの (14) 接地抵抗値が規定値以上になる恐れのあるもの （測定時点で、D種接地の場合 90 Ω以上） （　〃　　C種接地の場合 9 Ω以上） (15) 周辺等の障害物が移動又は排除できないもの。 (16) ヒューズスイッチ、刃型開閉器、配線用遮断器等が接触不良等の生じる恐れのあるもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (3) 導電部に変色が認められるもの。 (4) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (5) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。 (6) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。 (7) 絶縁テープが褐色・軽微なひび、割れが発生しているもの。

点検項目		点検内容 判定基準 等	点検内容	応急措置等	判定 A 緊急修理又は処置を要するもの。	判定 B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
屋内電気設備	(4) 換気設備	換気扇 ダクト	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 運転状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 脱落の恐れがある場合は、番線等で仮止め措置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) 本体、羽根、ガード等が欠損又は腐食により脱落の恐れのあるもの。 (2) 本体、羽根、ガード等が脱落しているもの。 (3) 過熱により本体等の変色が著しいもの。 (4) 異音の著しいもの。 (5) 異臭のあるもの。 (6) 正常に作動しないもの。 (7) 接地線が脱落する恐れがあるもの。	(1) 本体、羽根、ガード等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 本体等で過熱による変色が認められるもの。 （自然変色及び退色を除く） (3) 異音のあるもの。
	(5) テレビ・FM共同受信設備	VHFアンテナ UHFアンテナ BS・110度CSアンテナ アンテナマスト 支線（支持金物を含む） 機器収容箱 機器取付板	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。（収容箱内部含む） (2) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 脱落の恐れがある場合は、番線等で仮止め措置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) アンテナ素子等が欠損又は腐食により脱落の恐れのあるもの。 (2) 支線等が欠損又は腐食し脱落の恐れのあるもの。 (3) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (4) 函体、取付板、機器等が脱落しているもの。 (5) 鍵の変形、損傷しているもの。 (6) 機器類の腐食が著しいもの。	(1) アンテナ素子等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 支線等に欠損又は腐食が認められるもの。 (3) 函体に欠損、腐食又は変色が認められるもの。 (4) 機器類の腐食が認められるもの。
雷保護設備	(6) 雷保護設備	突針 支持管 支線 避雷導線 棟上導体 メッシュ導体・水平導体 支持金物 接地極 端子箱	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。（端子箱内部含む） (2) 避雷導線、棟上導体、メッシュ導体、水平導体の敷設状態を点検する。 (3) 接地抵抗の測定をする。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 脱落の恐れがある場合は、番線等で仮止め措置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) 突針、支持管、支線、支持金物が腐食、欠損により脱落の恐れのあるもの。 (2) 避雷導線、棟上導体、メッシュ導体、水平導体が断線又は断面積が減少しているもの。 (3) 避雷導線、棟上導体、メッシュ導体、水平導体が落雷により溶着しているもの。 (4) 避雷導線、棟上導体、メッシュ導体、水平導体が脱落する恐れがあるもの。 (5) 被保護物が、保護範囲内から外れているもの。 (6) 避雷導線、棟上導体、メッシュ導体、水平導体が近接金属体と異常接近状態となっているもの。 (7) 接地抵抗値が規定値以上になる恐れのあるもの。 （測定時点で、単独接地抵抗値45Ω以上） （　〃　総合接地抵抗値 9Ω以上） (8) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (9) 端子類の腐食が著しいもの。	(1) 突針、支持管、支線、支持金物に腐食、欠損が認められるもの。 (2) 避雷導線、棟上導体、メッシュ導体、水平導体に腐食が認められるもの。 (3) 端子類の腐食が認められるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点検内容	応急措置等	判定 A 緊急修理又は処置を要するもの。	判定 B Aまでは至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。
屋外電気設備	(7) 屋外灯設備	照明器具	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 点灯状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。	(1) 本体、カバー等の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 本体等の欠損が不点となる恐れのあるもの。 (3) 本体、カバー等が脱落しているもの。 (4) 過熱による本体、カバー等の変色が著しいもの。 (5) 不点灯のもの。	(1) 本体、カバー等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 本体等に過熱による変色が認められるもの。 (自然変色及び退色を除く)
		外灯柱(コンクリートポール)	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び建柱状態を点検する。 (2) 孔開きの有無を点検する。 (3) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (4) クラックの有無を点検する。 (5) ポール番号札の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 電線引出口の蓋が欠損し内部が露出している場合は、触れられないようにする。 (4) 著しい傾き、曲がり凹み、孔開き等により、倒壊の予想される場合は、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) 傾き、曲がり、凹みがあり、危険なもの。 (2) 孔開きのあるもの。 (3) 亀裂が半周以上に及んでいるもの。 (4) 著しい欠損があり、鉄筋が露出しているもの。 (5) 電線引出口の蓋がなく、ケーブル等の配線が露出しているもの。 (6) 著しい腐食があるもの。 (7) ポール番号札のないもの。 (8) 電線引出口の蓋とポール間に隙間があるもの。	(1) 傾き、曲がり、凹みが認められるもの。 (2) 亀裂の認められるもの。 (3) 欠損の認められるもの。 (4) 腐食の認められるもの。
		太陽光発電設備	(1) 腐食、欠損、変色、変形、損傷、ガラスの汚れ及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 雨水の浸入の有無を点検する。 (4) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (5) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態を点検する。 (6) 運転状態を点検する。 (7) 発電の障害となるものの放置の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 盤内外の清掃を行う。 (4) 障害物は移動又は撤去する。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 函体が脱落しているもの。 (3) 鍵の変形、損傷しているもの。 (4) 雨水の浸入が認められるもの。 (5) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (6) 過熱により導電部が変色しているもの。 (7) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの。 (8) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (9) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。 (10) 運転状態が異常なもの又は運転しないもの。 (11) 周辺等の障害物が移動又は撤去できないもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (3) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (4) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。
		風力発電設備	(1) 腐食、欠損、変形等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 雨水の浸入の有無を点検する。 (4) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態を点検する。 (5) 運転状態を点検する。 (6) 回転異音、異臭の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピングを行う。 (3) 盤内外の清掃を行う。	(1) 回転羽根等が欠損、変形又は腐食しているもの。 (2) 回転羽根等が脱落しているもの。 (3) 雨水の浸入が認められるもの。 (4) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (5) 導電部が過熱により変色しているもの。 (6) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの。 (7) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (8) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。 (10) 絶縁抵抗値が規定値以下になる恐れのあるもの。 (測定時点で、電圧100Vの場合 0.3MΩ以下) (11) 運転状態が異常なもの又は運転しないもの。 (12) 回転異音、異臭のするもの。	(1) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (2) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (3) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。

点検項目		点検内容 判定基準 等	点検内容	応急措置等	判定 A 緊急修理又は処置を要するもの。	判定 B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
屋外電気設備	(7) 屋外灯設備	蓄電池	(1) 腐食、欠損、変色、変形、漏液及び取付状態を点検する。 (2) 蓄電池の電源電圧を測定する。 (3) 蓄電池の充電電圧を測定する。 (4) 蓄電池の製造年月及び更新時期を確認する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。	(1) 著しい腐食又は欠損、漏液しているもの。 (2) 過熱により変色又は変形しているもの。 (3) 蓄電池の充電電圧及び電源が規定値以下になる恐れのあるもの。	(1) 腐食又は欠損が認められるもの。
		案内板、掲示板（照明器具を有するもの）	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 点灯状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はﾃｰﾋﾟﾝｸﾞ等を行う。 (3) 電線引出口の蓋が欠損し内部が露出している場合は、触れられないようにする。	(1) 照明器具の本体、カバー等の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 照明器具の本体等の欠損が不点の原因となる恐れのあるもの。 (3) 照明器具の本体、カバー等が脱落しているもの (4) 過熱による照明器具の本体、カバー等の変色が著しいもの。 (5) 電線引出口の蓋がなく、配線が露出しているもの (6) 木部、ガラス、鉄部の欠損、変形、腐食の著しいもの。 (7) 不点灯のもの。	(1) 照明器具の本体、カバー等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 照明器具の本体等で過熱による変色が認められるもの。 (3) 照明器具に異音のあるもの。 (4) 木部、ガラス、鉄部に欠損、変形、腐食が認められるもの。 (5) ポール番号札のないもの。
		屋外灯盤（引込口配線を含む）	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 雨水の浸入の有無を点検する。 (4) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (5) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態を点検する。 (6) 分岐回路毎に絶縁抵抗の測定をする。 (7) 接地抵抗の測定をする。 (8) 周辺部に操作等の障害となるものの放置の有無 を点検する。 (9) ソーラータイマー等の設定を確認する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 盤内外の清掃を行う。 (4) 障害物は移動又は撤去する。 (6) ソーラータイマー等の設定に異常があれば、再設定する。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 函体が脱落しているもの。 (3) 雨水の浸入が認められるもの。 (4) 鍵の変形、損傷しているもの。 (5) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (6) 導電部が過熱により著しく変色しているもの。 (7) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの。 (8) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (9) 絶縁抵抗値が規定値以下になる恐れのあるもの。（測定時点で、電圧100Vの場合 0.3MΩ以下） (10) 接地抵抗値が規定値以上になる恐れのあるもの。（測定時点で、第D種接地の場合 90Ω以上） (11) 周辺等の障害物が移動又は撤去できないもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (3) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (4) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。 (5) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。
		自動点滅器	(1) 欠損の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。		(1) 本体等の欠損が不点となる恐れのあるもの (2) 本体が脱落しているもの。	(1) 本体の欠損が認められるもの。
		鋼管ポール（時計を含む電気設備用）	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び建柱状態を点検する。 (2) 孔開きの有無を点検する。 (3) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (4) ボルト、ナットの緩み・変形の有無を点検する。 (5) 開口部の蓋の着脱の可否を点検する。 (6) ベースプレートの変形の有無を点検する。 (7) 外面、内面の 発錆の有無を点検する。 (8) ポール開口部の肉厚減少の有無を点検する。 (9) ハンマー等を用いたポール肉厚の減少の有無を点検する。 (10) ポール内面の水の有無を点検する。 (11) ポール番号札の有無を点検する。 (12) 根巻の有無を点検する。 (13) 鋼管ポール根元と基礎間のコーキングの有無を点検する。 (14) 開口部パッキンの劣化の有無を点検する。 (15) 開口部・柱脚部のクラックの有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 電線引出口の蓋が欠損し内部が露出している場合は、触れられないようにする。 (4) 著しい傾き、曲がり凹み、孔開き等により、倒壊の予想される場合は、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) 傾き、曲がり、凹みがあり、危険なもの。 (2) 孔開きのあるもの。 (3) 亀裂が半周以上に及んでいるもの。 (4) 電線引出口の蓋がなく、ケーブル等の配線が露出しているもの。 (5) 著しい腐食があるもの。 (6) 開口部の蓋が取れないもの。 (7) ベースプレートの変形が著しいもの。 (8) 発錆が著しいもの。 (9) 開口部の肉厚が減少しているもの 。 (10) ハンマー等の打撃でポール肉厚が減少したもの 。 (11) 鋼管ポール根元と基礎間のコーキングが劣化しているもの。 (12) パッキンが劣化しているもの。 (13) 開口部・柱脚部にクラックがあるもの。 (14) ポール内面に水がたまっている もの。 (15) ポール番号札のないもの。 (16) 電線引出口の蓋とポール間に隙間があるもの。 (17) 植栽等の設置場所において根巻のないもの (18) 鋼管ポール根元と基礎間にコーキングのないもの	(1) 傾き、曲がり、凹みが認められるもの。 (2) 亀裂の認められるもの。 (3) 腐食の認められるもの。 (4) ベースプレートの変形が認められるもの。 (5) 発錆が認められるもの。

安全点検の点検内容と判定基準　　電気

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点 検 内 容	応急措置等	判 定　A 緊急修理又は処置を要するもの。	判 定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
屋外電気設備	(8) 架空配線設備	電線、ケーブル 支持金物、メッセンジャーワイヤー 支持柱、装柱金物、支線	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 支持柱、メッセンジャーワイヤー、支線等の施設状態を点検する。	(1) 支線等が脱落し、通行に支障がある場合は、通行に支障がない場所に固定する。	(1) 電線、ケーブルの脱落が著しいもの。 (2) 支持金物、メッセンジャーワイヤー、装柱金物、支線が欠損又は腐食し脱落の恐れのあるもの。 (3) 支持柱が著しく傾柱し、倒柱の恐れのあるもの。	(1) 電線、ケーブルの脱落が認められるもの。 (2) 支持金物、メッセンジャーワイヤー、装柱金物、支線に欠損又は腐食が認められるもの。 (3) 支持柱に傾柱が認められるもの。
	(9) 地中配線設備	ハンドホール マンホール 地中配線	(1) 腐食、欠損等の有無、蓋の異常及び取付状態を点検する。 (2) 欠損等による通行上の障害の有無を点検する。 (3) 配線経路上の障害物の有無を点検する。 (4) ハンドボール、マンホールの内部の状態を点検する。 (5) 埋設標の有無を点検する。	(1) 通行上危険又は支障がある場合は、撤去又は防護を行う。	(1) ハンドホール、マンホールの蓋が欠損又は腐食し脱落の恐れのあるもの。 (2) ハンドホール、マンホールの蓋又は仕上げが欠損し通行に支障があるもの。 (3) ハンドホール、マンホール内に著しい滞留水があるもの。 (4) 配線経路上に、無断掘削又は構築物が認められるもの。	(1) ハンドホール、マンホールの蓋又は仕上げに欠損又は腐食が認められるもの。 (2) ハンドホール、マンホール内に滞留水が認められるもの。
太陽光発電設備	(10) 太陽光発電設備 (低圧20KW未満)	太陽電池アレイ 取付架台 接続箱 パワーコンディショナ 系統連携保護装置 表示パネル	(1) 腐食、欠損、変色、変形、損傷、ガラスの汚れ及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 雨水の浸入の有無を点検する。 (4) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (5) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態を点検する。 (6) 変換装置の電圧計が設置されている場合、計測する。 (7) パワーコンディショナーの異音、異臭、換気口フィルタの目詰まりの有無を点検する。 (8) 接地線の損傷の有無を点検する。 (9) 運転状態を点検する。 (10) 発電の障害となるものの放置の有無を点検する。 (11) 系統連携保護装置が正常か点検する。 (12) 停電時に太陽光発電設備と商用電源の並列接続用開閉器が投入できないことを点検する。 (13) 復電時に、所要時間内に並列運転できることを点検する。 (14) 蓄電池の充電電圧を測定する。 (15) 蓄電池の電源電圧を測定する。 (16) 蓄電池の製造年月及び更新時期を確認する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 盤内外の清掃を行う。 (4) 障害物は移動又は撤去する。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 函体が脱落しているもの。 (3) 鍵の変形、損傷しているもの。 (4) 雨水の浸入が認められるもの。 (5) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (6) 過熱により導電部が変色しているもの。 (7) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの。 (8) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (9) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。 (10) 運転状態が異常なもの又は運転しないもの。 (11) 周辺等の障害物が移動又は撤去できないもの。 (12) 蓄電池の充電電圧及び電源が規定値以下になる恐れのあるもの。 (13) パワーコンディショナー等が異音、異臭するもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (3) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (4) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。

別紙-ホ　　安全点検の点検内容と判定基準　　電気　　NO. 6

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点検内容	応急措置等	判定 A 緊急修理又は処置を要するもの。	判定 B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
段差解消機	(11) 段差解消機	テーブル 手すり ジャバラ 昇降部 電気部品 電気配線等 油圧シリンダー部 油圧ユニット部 油圧配管部 附帯設備	(1) 腐食、欠損、摩耗等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 昇降時に異音及び振動がないか点検点検する。 (3) 各スイッチ類の作動状態を点検する。 (4) 油漏れ及び油量を点検する。 (5) 上昇、下降速度を点検する。 (6) 配線の充電部の外気露出の有無を点検する。 (7) 絶縁抵抗の測定をする。 (8) 電源電圧を測定する。 (9) 蓄電池の充電電圧を測定する。 (10) 昇降機ピットの状態を点検する。 (11) 周辺部に操作又は車いすの通行等の障害となるものの放置の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 必要に応じて摺動部注油箇所に注油を行う。 (3) 速度が異常の場合は調整する。 (4) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (5) ピット内にゴミ等がある場合は、除去する。 (6) 障害物は移動又は撤去する。	(1) 作動しないもの又は使用上、安全上支障のあるもの。 (2) 油漏れがあるもの。油量が少ないもの。 (3) 速度調整ができないもの。 (4) 絶縁抵抗値が規定値以下になる恐れのあるもの。 （測定時点で、電圧100Vの場合 0.3MΩ以下） (5) 蓄電池の充電電圧が規定値以下になる恐れのあるもの。 (6) 周辺等の障害物が移動又は撤去できないもの。	(1) 腐食、欠損、摩耗等が認められるもの。
防犯カメラ設備	(12) 防犯カメラ設備	防犯カメラ 録画機器（付帯機器含む） モニター装置 （付帯機器含む） 機器収容箱	(1) 腐食、欠損、変色、変形、損傷、レンズカバー等の汚れ及び取付状態を点検する。 (2) 雨水の浸入の有無を点検する。 (3) 撮影範囲、画角等を点検する。 (4) 録画状態を点検する。 (5) 設定内容を点検する。 (6) 各操作部の動作及び表示灯類の点灯の有無を点検する。 (7) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (8) 表示プレートの有無を点検する。 (9) 撮影に障害となるものの有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) レンズカバー及び収容箱内外の清掃を行う。 (3) 映像に異常があれば調整する。 (4) 設定内容に異常があれば再設定する。 (5) 障害物は移動又は撤去する。	(1) 本体、レンズカバー等の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 雨水の浸入が認められるもの。 (3) レンズカバー等が脱落しているもの。 (4) レンズカバー等の欠損、変色が著しく撮影に支障をきたすもの。 (5) ケーブル類の腐食が著しいもの。 (6) 調整、設定ができないもの。 (7) 各操作部が正常に動作しないもの。 (8) 表示灯類が表示しないもの。 (9) 発熱、異音、異臭があるもの。 (10) 鍵の変形、損傷しているもの。 (11) 表示プレートの無いもの。 (12) 撮影に障害となるものが認められるもの。	(1) 本体、レンズカバー等が欠損又は腐食が認められるもの。 (2) レンズカバー等に亀裂が認められるもの。 (3) ケーブル類の腐食が認められるもの。

安全点検の点検内容と判定基準　　電気

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点 検 内 容	応急措置等	判 定　A 緊急修理又は処置を要するもの。	判 定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
駐車場管制設備	(13)駐車場管制設備	カーゲート （本体、主要部品、 機種別部品、 付属部品）	(1) 腐食、欠損等の有無、蓋の異常及び取付状態を点検する。 (2) 配線及び端子接続状態を点検する。 (3) 発熱、異常音、異常振動の有無を点検する。 (4) 供給電源電圧及び出力電圧を測定をする。 (5) リレー動作を点検する。 (6) 車両感知感度を点検する。 (7) 車両感知時の各機器との連動を点検する。 (8) 赤外線の受・発光状態及びモニタの点灯状態を点検する。 (9) チェーン及び遮断バーの位置を確認する。 (10) 各ベルト及び各ギヤ部等の状態を点検する。 (11) 開閉動作を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 接続部等に緩みがある場合は、締め直す。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 端子が発錆等により接続不良になる恐れのあるもの。 (3) 発熱、異常音、異常振動が認められるもの。 (4) 供給電源電圧及び出力電圧の測定値が規定値以下になる恐れのあるもの。 (5) リレーが正常に動作しないもの。 (6) 車両感知感度が標準値以下になる恐れのあるもの。 (7) 車両感知時の各機器との連動が正常に作動しないもの。 (8) 赤外線の受・発光器が正常に反応しないもの。 (9) チェーン及び遮断バーが正常位置に停止しないもの。 (10) 各ベルト及び各ギア部等が正常に作動しないもの。 (11) 開閉が正常に作動しないもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 端子が発錆等が認められるもの。
		ｶｰｹﾞｰﾄ用送受信機 （専用アンテナ、 受信ボックス 、 受信ユニット）	(1) 腐食、欠損等の有無、蓋の異常及び取付状態を点検する。 (2) 雨水の浸入の有無を点検する。 (3) 配線及び端子接続状態を点検する。 (4) 供給電源電圧及び出力電圧を測定をする。 (5) 送信機で受信状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 盤内外の清掃を行い、防水処理をする。 (3) 接続部等に緩みがある場合は、締め直す。	(1) アンテナ素子に折れ及び破損があるもの。 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 雨水の浸入が認められるもの。 (3) 端子が発錆等により接続不良になる恐れのあるもの。 (4) 供給電源電圧及び出力電圧の測定値が規定値以下になる恐れのあるもの。 (5) 規定距離で操作しテスト送信して開信号発報率が規定値以下のもの。	(1) アンテナ素子に曲がりがあるもの。 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 端子に発錆等が認められるもの。
		車路管制設備 （車体検知器、 表示灯）	(1) 腐食、欠損等の有無、蓋の異常及び取付状態を点検する。 (2) 配線及び端子接続状態を点検する。 (3) 車両感知感度を点検する。 (4) 車両感知時の各機器との連動を点検する。 (5) 赤外線の受・発光状態を点検する。 (6) 表示灯の点灯状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 接続部等に緩みがある場合は、締め直す。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 端子が発錆等により接続不良になる恐れのあるもの。 (3) 感度が標準値以下になる恐れのあるもの (4) 車両感知時の各機器との連動が正常に作動しないもの。 (5) 赤外線の受・発光器が正常に反応しないもの。 (6) 本体、カバー等が脱落しているもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 端子に発錆等が認められるもの。
	(14) J型受信機	J型受信機	(1) シーケンサー（ﾒｲﾝCPU）の動作（通電、エラー、開信号発報）の確認を行う。 (2) 信号受信処理装置(ｻﾌﾞCPU)の動作（リレー出力動作、通信）の確認を行う。 (3) 性能試験（設定コード、送信機番号受信、抹消コード）の確認を行う。 (4) バッテリーの劣化の確認を行う。 (5) 受信ユニットの校正を行う。	(1) 設定時刻にズレがある場合は時刻修正を行う。	(1) シーケンサーが正常に動作しないもの (2) 信号受信処理装置が正常に動作しないもの。 (3) 機能が正常に動作しないもの。 (4) 内部バッテリーに故障が認められるもの。 (5) 受信感度値が規定値より低いもの。	(1) 内部バッテリーに劣化が認められるが故障ではないもの。 (2) 一時的に不具合が見られるがその後正常動作しているもの。

別紙ーへ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容		判定基準	
下水管	（1）　流水状況	イ．　汚水の流水状況	0	流れはよい	
			1	流れはあるがきわめてゆるい	
			2	流れは停止又はそれに近い状態（押水状態）	
	（2）　コレステロール	イ．　コレステロールの付着程度	0	流路表面積の10%未満	
			1	流路表面積の10%以上30%未満	
			2	流路表面積の30%以上	
	（3）　土砂、汚物の堆積	イ．　土砂、汚物の堆積の程度	0	流路表面積の10%未満	
			1	流路表面積の10%以上30%未満	
			2	流路表面積の30%以上	
	（4）　樹根侵入	イ．　樹根の侵入の程度	0	樹根は認められない	
			1	流路表面積の30%未満	
			2	流路表面積の30%以上	
	（5）　インバート逆段差、逆勾配	イ．　インバートの逆段差、逆勾配による流水状況	0	逆段差、逆勾配は認められない	
			1	逆段差は認められるが、流れは確保されている	
			2	逆段差により障害が生じている	
	（6）　インバート破損	イ．　インバートの劣化、破損の程度	0	認められない、又は軽微な変状	
			1	桝上からの目視でクラック、欠損が認められる	
			2	桝上から目視で著しい破損が認められれる	
	（7）　管口の破損	イ．　管口の破損の程度	0	認められない、又は微妙な変状	
			1	桝上からの目視でクラック、欠損が認められる	
			2	桝上からの目視で著しい破損が認められる	
道路	（1）　ポットホール	イ．　ポットホールの幅、深さ ロ．　ポットホールの有無	0	ポットホールは認められない	
			1	幅D＜20cm又は深さh＜2cm	
			2	D≧20cmかつh≧2cm	
	（2）　ひび割れ	イ．　ひび割れの開き幅 ロ．　ひび割れの範囲	0	ひび割れは認めれらない(ヘアクラック以下)	
			1	線状ひび割れ（クラック幅5mm未満)又は亀甲状ひび割れの軽度なもの	
			2	線状ひび割れ（クラック幅5mm以上)又は亀甲状ひび割れの重度なもの	
	（3）　対構造物段差（補修跡段差）	イ．　段差の有無	0	段差は認められない	
			1	高低差h＜2cm	
			2	h≧2cm	
	（4）　表面劣化	イ．　表面劣化の程度	0	表面劣化は認められない	
			1	表面骨材の形状は判るが、アスファルト分により付着している	
			2	アスファルト分がなく、表面が骨材でザラザラしている	
	（5）　補修跡	イ．　補修跡の大小 ロ．　補修跡の多少 （補修跡の有無）	0	補修跡は認められない	
			1	小さな補修跡が点在する（ある）	
			2	大きな補修跡が点在する（ある）	
	（6）　桝間の下がり	イ．　街渠の下がりの有無 ロ．　桝の飛び出しの有無	0	桝間の下がりは認められない	
			1	桝間の下がりh＜2cm	
			2	h≧2cm	
	（7）　街渠・桝・縁石の破損	イ．　ひび割れ、損傷の有無	0	ひび割れ、破損は認められない	
			1	ひび割れ、隅欠けがみられる	
			2	部材の大半が損なわれている	
のり面・擁壁	のり面変状形態	変状形態	（1）　変状なし	0	健全なのり面をいうが、以下の状況は特記事項に記入する ・局部的な植生生育不良、雑草繁茂 ・人為的な踏跡、小穴等 ・マンホール周辺の土砂流出（小規模） ・倒木の可能性の有無
			（2）　クラック	5	幅、深さ、長さともわずかに生じている状態
				10	幅、深さ、長さのうちいずれか一つが著しく生じている状態 及び、幅、深さ、長さも著しく生じている状態
			（3）　ハラミ、盤ぶくれ	5	（ハラミ）ハラミを生じているが、わずかな状態
					（盤ぶくれ）盤ぶくれを生じているが、わずかな状態
				10	（ハラミ）のり尻にハラミを生じている状態
					（盤ぶくれ）のり尻、平地に盤ぶくれを生じている状態

別紙ーへ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容		判定基準	
のり面・擁壁			（4） 小崩壊・滑落	5	（小崩壊）小崩壊を生じているが、わずかな状態
					（滑落）滑落を生じているが、わずかな状態
				10	（小崩壊）のり面中央等で崩壊、陥没、土砂流出を生じている状態
					（滑落）表層部が大きく滑り落ち、のり面が裸地状になっている状態
			（5） オーバーハング	5	オーバーハングが1m以下の場合
				10	のり面の土砂流出がはげしく、上部土砂との開きが1m以上の状態
			（6） ガリー侵食	5	表面水による侵食の幅が狭く、深さも浅くのり面の部分的にある状態
				10	表面水による侵食の幅が広く、深さも深く、のり面全体に及んでいる状態
			（7） 表面保護工の変状	5	枠内土砂流出、中詰材流出等があるが、保護工の変状までは至っていない状態
				10	枠内土砂流出、中詰材流出があり、保護工の変状（浮上がり等）が生じている状態
	擁壁変状形態	（1）変状形態の程度	変状なし	0	健全な擁壁のことをいうが、以下のような状態は特記事項に記入する ・合端目地材の部分的な剥離 ・伸縮目地材の老朽化
			変状（小）	5	各変状形態の「あり」が1個のみ反応した場合 （例） ・水平変位 ・不同沈下 ・伸縮目地部の開き ・局部的なクラック ・ズレ ・欠損等
			変状（中）	10	各変状形態の「あり」が2個反応した場合 （例） ・水平変位と不同沈下 ・水平変位と縦クラック ・不同沈下と縦クラック ・複数の縦クラック（水平クラックは注意が必要）
			変状（大）	20	各変状形態の「あり」が3個反応した場合。但し、変状が著しい場合は個数にかかわらず変状（大）とする （例） ・ハラミ、傾斜を伴ったクラック ・伸縮目地間（20m）におよぶ水平クラック ・複数の水平クラック
	擁壁変状形態	（2）：水平変位		ー	・天端部からの見通しで点検する ・伸縮目地部に生じている場合が多い ・相対的な変位量を測定しておく
		（3）：ハラミ		ー	・基礎部からの見通しで点検する ・目地ラインの変形、勾配変化から判別 ・勾配変化を測定しておく（上部と下部）
		（4）：傾斜		ー	・コンクリート系擁壁に見られる ・伸縮目地部に生じている場合が多い ・天端部の離れを測定しておく
		（5）：不同沈下		ー	・天端部からの見通しで点検する ・天端部のクラック、段差量を測定しておく
		（6）：伸縮目地開き		ー	・目地板（スギ板：9mm）以上の開きの有無を点検する ・不同沈下を伴う場合が多い
		（7）：クラック（水平）		ー	・位置、幅、範囲を測定する ・局部的か、全体に及んでいるか点検する ・水平クラックの場合、1スパン(約20m)以上か点検する
		（8）：クラック（縦、斜）		ー	・縦クラックの場合、天端まで達しているか点検する ・目地沿いのクラックか、ブロック圧裂クラックか点検する ・単一か、複数に生じているか点検する ・補修跡の再クラックか、新規クラックか点検する
		（9）：ズレ・欠損・飛出し		ー	・ズレはブロック積の上一段に生じている場合が多い ・局部的な飛出し等は落下の有無を点検する

別紙ーへ 計画点検判定基準(土木・造園)

点検項目		点検内容		判定基準	
のり面・擁壁	機能障害	排水施設変状形態(のり面)	(1) 異常なし	0	以下の場合は特記事項に記入する ・のり尻排水溝の詰まり、土砂堆積等 ・空かん、ゴミなどの一時的な堆積 ・排水溝周辺の雑草繁茂
			(2) 機能障害あり	5	通水機能はあるが何らかの障害がある状態
				10	通水機能が阻害又は、ほとんど機能を果たしていない状態
		排水施設変状形態(擁壁)	(3) 異常なし	0	以下の場合は特記事項に記入する ・のり尻排水溝の詰まり、土砂堆積等 ・空かん、ゴミなどの一時的な堆積 ・排水溝周辺の雑草繁茂
			(4) 機能障害A	2	天端排水溝に軽微なズレ、欠損がある状態。天端背面、舗装面等に軽微なクラック、陥没等がある状態(状況を特記に記入する)
				10	天端排水溝に著しいズレ、欠損がある状態。天端背面、舗装面等に著しいクラック、陥没等がある状態(状況を特記に記入する)
			(5) 機能障害B	2	水抜孔の軽微な詰まり、破損がある状態 クラック、目地等から軽微な湧水がある状態 (状況を特記に記入する)
				10	水抜孔の著しい詰まり、破損がある状態 クラック、目地等から著しい湧水がある状態 (状況を特記に記入する)
	竣工後年数			ー	自然石の擁壁の場合には、評価点は0点とする。
	擁壁劣化形態 (ブロック積み擁壁)	A.目視によるブロックの劣化形態(記録のみ)	1. 表面のザラツキ	ー	「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル R4.4 国土交通省」参照 (障害A:表面の摩耗(ざらざら)、障害B:表面の摩耗に加え合わせ目の破損、障害C:表面の剥離・欠損・抜け石)
			2. .白色生成物	ー	「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル R4.4 国土交通省」参照 (障害A:一部から白色生成物、障害B:数か所から白色生成物、障害C:全体から白色生成物)
			3. ブロック自体のひび割れ	ー	ブロック自体にひび割れが生じている
			4. ブロック自体の欠け	ー	ブロック自体の角部などが欠けている
			5. ブロック自体の剥離	ー	ブロック表面が部分的または全体的に浮いて段差が発生し、剥落しそうである
			6. .ブロック自体の剥落	ー	ブロック表面が部分的または全体的に剥落している
			7. ブロック間の目地材の脱落	ー	ブロック間の目地材(モルタル)が取れている
			8. ブロック間の目地の開き	ー	ブロック間の目地が開いている
		B.劣化要因(劣化に対する影響度)	1. 擁壁天端に樹木あり		
			・ブロックの劣化に影響していない/劣化していない	0	擁壁天端に樹木がある
			・ブロックの劣化に影響している可能性がある	2	擁壁天端に樹木が生い茂り、付近のブロックにひび割れなどの劣化が生じている
			・ブロックの劣化に明らかに影響している	5	擁壁天端に樹木が生い茂り、付近のブロックに縦又は斜めの長いひび割れなどの劣化が生じている
			2. 目地部に植生あり		
			・ブロックの劣化に影響していない/劣化していない	0	目地部に植物が生えている
			・ブロックの劣化に影響している可能性がある	2	目地部に植物が生い茂り、周囲のブロックにひび割れの劣化が生じている
			・ブロックの劣化に明らかに影響している	5	目地部に植物が生い茂り、周囲のブロックにひび割れや欠けなどの劣化が生じている
			3. .隅角部である		
			・ブロックの劣化に影響していない/劣化していない	0	擁壁に隅角部がある
			・ブロックの劣化に影響している可能性がある	2	擁壁に隅角部があり、近くにひび割れなどの劣化が生じている
			・ブロックの劣化に明らかに影響している	5	擁壁に隅角部があり、近くにひび割れや欠けなどの劣化が生じている
		C.劣化発生箇所(記録のみ) (一般部・天端部・隅角部・端部)		ー	擁壁のどの位置に劣化が生じているか、劣化の発生箇所を記録する
		D.補修箇所の再劣化(記録のみ) (有 ・ 無)		ー	補修したブロックが再び劣化しているか、再劣化の有無を記録する
遊戯施設(金属製)	(1) 金属腐食	イ. 腐食の範囲 ロ. 腐食の程度		0	腐食は認められない
				1	軽微な腐食、錆、メッキ被服の損傷がある
				2	腐食範囲が広く、錆が浮き出たり、剥離がある
	(2) 変状	イ. 曲がり ロ. 亀裂		0	変状は認められない
				1	軽微な曲がり、窪みがある
				2	大きな曲がりがあるか、亀裂がある
	(3) ボルト・ナット	イ. ゆるみ ロ. 腐食等による劣化		0	ゆるみがない
				1	ゆるみがあるが締め直せる
				2	ゆるみがあり、締め直しができない、又は腐食等で動かない
	(4) 全体の固定具合	イ. 全体の固定具合		0	がたつき、ぐらつきがない
				1	揺すると軽微な振動、がたつきがある
				2	揺すると、がたつき、ぐらつきがある

別紙ーへ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容	判定基準	
遊戯施設（コンクート・木・FRP等）	（1）　鉄筋露出	イ．鉄筋の状態	0	露出は認められない
			1	軽微な露出が1，2箇所ある
			2	著しい露出（露出箇所が3箇所又は1／3以上の露出等）がある
	（2）　人造石研出し等	イ．人造石研出し、モルタル部分の亀裂、浮き、ポットホール	0	亀裂、浮き、ポットホールは認められない
			1	亀裂、浮き、ポットホールが全体の15%未満ある
			2	亀裂、浮き、ポットホールが全体の15%以上ある
	（3）　木部腐食	イ．腐食の程度 ロ．割れ、欠け等損耗	0	腐食、ささくれ、割れは認められない
			1	表面に艶がなく、ささくれ、浅い割れがある
			2	表面に艶がなく、ささくれ、深い割れ、角部に欠け等がある
	（4）　プラスチック・FRP等の劣化	イ．プラスチック、FRP等の劣化	0	劣化は認められない
			1	表面に小さな傷やピンホールがあり、褪色している
			2	表面に傷が多く、ざらつきや割れがあり、褪色している
	（5）　金属腐食	イ．腐食の範囲 ロ．腐食の程度	0	腐食は認められない
			1	軽微な腐食、錆、メッキ被服の損傷がある
			2	腐食範囲が広く、錆が浮き出たり、剥離がある
	（6）　変状	イ．曲がり ロ．亀裂	0	変状は認められない
			1	軽微な曲がり、窪みがある
			2	大きな曲がりがあるか、亀裂がある
	（7）　ボルト・ナット	イ．ゆるみ ロ．腐食等による劣化	0	ゆるみがない
			1	ゆるみがあるが締め直せる
			2	ゆるみがあり、締め直しができない、又は腐食等で動かない
	（8）　全体の固定具合	イ．遊具全体の固定具合	0	がたつき、ぐらつきがない
			1	揺すると軽微な振動、がたつきがある
			2	揺すると、がたつき、ぐらつきがある
通路（コンクリート）	（1）　ひび割れ	イ．ひび割れの開き幅 ロ．ひび割れの範囲	0	ひび割れは認めれらない
			1	クラックは連結している。又は、クラック幅が3mm未満
			2	格子状クラックが連結している。又はクラック幅が3mm以上
	（2）　表面劣化	イ．表面劣化の程度	0	表面劣化は認められない
			1	表面骨材の形状は判るが、セメント分により付着している
			2	セメント分がなく、表面が骨材でザラザラしている
	（3）　破損	イ．破損の幅、深さ ロ．破損の有無	0	破損は認められない
			1	幅D＜20cm又は深さh＜2cm
			2	D≧20cmかつh≧2cm
	（4）　補修跡	イ．補修跡の大小 ロ．補修跡の多少 （補修跡の有無）	0	補修跡は認められない
			1	小さな補修跡が点在する（ある）
			2	大きな補修跡が点在する（ある）
通路（コンクリート以外）	（1）　不陸	イ．不陸の程度	0	不陸は認められない
			1	版を連ねる線がほぼ直線である（小さな不陸）
			2	版を連ねる線が波形をしている（大きな不陸）
	（2）　表面劣化	イ．表面劣化の程度	0	表面劣化は認められない
			1	骨材の形状は判るが、アスファルト分等により付着している
			2	アスファルト分等が少なく表面が骨材でザラザラしている
	（3）　破損	イ．破損の部分、程度 ロ．破損の有無	0	破損は認められない
			1	幅D＜20cm又は深さh＜2cm
			2	D≧20cmかつh≧2cm
	（4）　補修跡	イ．補修跡の大小 ロ．補修跡の多少 （補修跡の有無）	0	補修跡は認められない
			1	小さな補修跡が点在する（ある）
			2	大きな補修跡が点在する（ある）
外柵（金網柵）	（1）　変状・破れ	イ．金網の変状、破れの有無	0	変形、破れは認められない
			1	網がゆるんだり、破れたりしている
			2	網の変形が著しいか、大きく破れている
	（2）　網端の固定不良	イ．縦・横鋼線の切断、外れの有無	0	固定不良は認められない
			1	一辺が切断、又は外れている
			2	二辺以上が切断、又は外れている
	（3）　腐食	イ．支柱・胴縁、取付金具の腐食の有無	0	腐食等は認められない
			1	錆の発生、又は軽微な腐食が見られる
			2	腐食による断面欠損率30%以上、又は孔食がある
	（4）　変形	イ．支柱、胴縁の曲がり、折れの有無 ロ．支柱、胴縁の取付不良の有無	0	変形は認められない
			1	軽微な変形がある
			2	著しい変形や部材の折断がある

別紙－へ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容	判定基準	
外柵（パイプ柵）	（1）　立子の腐食	イ．立子腐食の範囲 ロ．立子腐食の程度	0	腐食があるが範囲が少ない
			1	腐食範囲が広いか、メッキ被覆に損傷がある
			2	腐食範囲が広く、錆が浮き出たり、はく離がある
	（2）　立子の変形・外れ	イ．立子の変形、外れの有無	0	変形、外れは認められない
			1	立子の変形、外れがある
			2	立子の変形が著しく、立子の外れが数多くある
	（3）　支柱・フレームの腐食	イ．支柱、フレームの腐食の範囲 ロ．支柱、フレームの腐食の程度	0	腐食があるが範囲が少ない
			1	腐食範囲が広いか、メッキ被覆に損傷がある
			2	腐食範囲が広く、錆が浮き出たり、はく離がある
	（4）　支柱・フレームの変形	イ．支柱、フレームの曲がり、折の有無 ロ．支柱、フレームの取付不良の有無	0	変形は認められない
			1	軽微な変形がある
			2	著しい変形や部材の折断がある
雨水浸透施設	（1）　桝内部状況	イ．劣化損耗に関するもの	0	良好
			1	桝内に亀裂が入っていたり、砕石の一部が欠損していたり、接続間の一部が破損しているもの。機能に影響は与えないが、適切に施工されていないもの
			2	桝や接続管が破損していて漏水するもの、砕石の相当量が欠損しているもの。施工が不適切で、機能に影響をおよぼすもの
	（2）　桝内湛水状況	イ．湛水の有無	0	湛水していない
			1	全面に湛水はしないが、一部が湛水し、湛水していない部分にも十分に湿り気がある
			2	桝内全面が湛水している
	（3）　土砂堆積厚測定	イ．桝内の土砂測定深測定 ロ．桝深及び泥溜深の確認	―	浸透桝及び浸透人孔の桝天端か土砂表面までの距離（測定深）を測定し、土砂堆積厚を求める。 ・土砂堆積圧＝桝深－測定深 ・余裕高＝泥溜深－土砂堆積厚
	（4）　管閉塞率測定	イ．管口閉塞率の判定 ロ．管径の確認	―	浸透トレンチ管の管閉塞率は、管内の土砂堆積厚(閉塞厚)と管径との割合とし、上流の管口における閉塞率と下流の管口の閉塞率との平均を管閉塞率とする。 ・管閉塞率(%)＝（上流管口管閉塞率(%)＋下流管口管閉塞率(%)）／2

別紙ーへ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容	判定基準	
樹体	①対象樹木の枯損および樹勢衰退状況	イ. 樹冠部の枝葉の枯れや樹形損壊状態	0	樹冠部の枝葉の枯れや樹形の損壊はほとんど見られない
			1	2/3未満の樹冠部の枝葉に枯れが目立ち、樹形にも異常が見られる
				幹の太さ、または枝葉の密度が同種の他樹木に比べて1/3～2/3
			2	樹冠部の2/3以上の枝葉が枯れ、樹形が著しく損壊している
				幹の太さ、又は枝葉密度が同種の他樹木に比べて1/3未満しかない
	②倒伏、幹折れ、落枝等の危険の有無	イ. 幹や大枝の状態	0	幹や大枝に損傷や開口空洞、腐朽は見られない
			1	幹や大枝に損傷や開口空洞、腐朽が見られる
			2	幹や大枝に著しい損傷や開口空洞、腐朽、キノコが見られる
		ロ. 根元の状態	0	根元および根に損傷や開口空洞、腐朽は見られない
			1	根元、枝、大枝に損傷や開口空洞、腐朽が見られる
			2	根元および根に著しい損傷や開口空洞、腐朽、キノコが見られる
		ハ. 幹の傾斜および揺らぎ	0	根元からの不自然な傾斜はない
			1	根元から不自然な傾斜はあるが、揺らぎはない
				不自然な傾斜は無いが、揺らぎがある
			2	根元から不自然に傾斜し、強く押すと根元から揺れる
		ニ. 修繕状況（支柱の設置や剪定）	0	修繕による措置は講じられていない
			1	支柱はないが、枝おろし等の措置講じられている
			2	支柱の設置や枝おろし等の措置が講じられている
	③他樹木との競合・樹冠部の鬱閉状況及び施設からの被圧状況	イ. 他樹木との競合・樹冠部の鬱閉状況	0	樹冠の重なりは見られない
			1	2ほどではないが、競合する樹木や樹冠の重なりが見られる（1/2未満の樹冠の重なり）
			2	他樹木との競合、または樹冠部が著しく鬱閉（1/2以上の重なり）している
		ロ. 施設からの被圧状況	0	施設や建物からの被圧は見られない
			1	2ほどではないが、施設や建物からの被圧が見られる
			2	競合する施設や建物からの著しく被圧され衰退している
				施設や建物に枝葉が接触している
	④植栽樹木による住環境に及ぼす各種障害の状況 a,近接住戸の日照・通風の妨げ b,架線への枝葉の接触 c,外灯照明の妨げ d,車や人の通行の妨げ e,越境障害（隣接地への枝葉の越境） f,歩道や道路部における建築限界の逸脱（道路構造令） g,樹液や落果、落葉、落枝による障害（駐車場や住戸周り） h,その他	イ. 障害の有無と状況	0	特に目立った障害はなく、強剪定もされていない
			1	2ほどではないが障害となっている
			2	住環境性能に係る著しい障害が見られる
				障害対策として強剪定が施されている
	⑤土壌および植込み、植桝の劣化状況	イ. 根元周りの土壌の劣化状況	0	土壌の固結化や表土の流出は見られない
			1	土壌の固結化が見られる
				表土の流出はあるが、根の著しい露出はない
			2	土壌の固結化が広範囲見られる
				表土が流出し、根が著しく露出している
		ロ. 植桝や植え込みの状態	0	根上がりや巻き根が見られない
			1	根上がりや巻き根が見られる
			2	樹木に根上がりや巻き根による周辺構造物への影響が見られる
並木	並木の植栽間隔	イ. 樹体点検対象木の植栽間隔	0	樹木の植栽間隔は適切である（樹間ℓ≒樹高H）
			1	植栽間隔が狭い樹木が50%以上ある（樹間ℓ＜樹高1/2H）
				植栽間隔が狭い樹木が50%以上ある（樹間ℓ＞樹高2H）
			2	植栽間隔が狭い樹木が50%以上ある（樹間ℓ＜樹高1/2H）
				植栽間隔が狭い樹木が50%以上ある（樹間ℓ＞樹高2H）
	樹体点検対象木における経常修繕の実施状況	イ. 樹体点検対象木の伐採（間引き）本数（切り株）	0	伐採（間引き）は見られない
			1	樹体点検対象木の伐採（間引き）痕が全体の10～30%ある
			2	樹体点検対象木の伐採（間引き）痕が全体の30%以上ある
		ロ. 樹体点検対象木の植え替え本数	0	植え替えは見られない
			1	樹体点検対象木の10～30%が植え替えられている
			2	.樹体点検対象木のの30%以上が植え替えられている
		ハ. 樹体点検対象木の倒伏対策支柱の設置本数	0	支柱は設けられていない
			1	樹体点検対象木の10～30%に倒伏対策の支柱が設けられている
			2	樹体点検対象木のの30%以上に倒伏対策の支柱が設けられている
		ニ. 樹体点検対象木の強剪定本数	0	強剪定等の修繕跡は見られない
			1	樹体点検対象木の10～30%に強剪定が施されている
			2	樹体点検対象木の30%以上に強剪定が施されている
	樹体点検対象木以外の植栽樹木の生育状況	イ. 樹体点検対象木以外の植栽密度	0	競合する樹木は無い、または樹体点検対象木以外に高木植栽はない
			1	一部植栽間隔の狭い箇所が見られるが、鬱閉するほどではない
			2	全体に植栽間隔が著しく狭く、鬱閉状態である
		ロ. 樹体点検対象木以外の樹木の衰退度	0	生育不良樹木はほとんど見られない
			1	生育不良樹木は見られるが、全体の1/3未満である
			2	生育不良樹木が多く（1/3以上）、著しく衰退が進行している

別添様式1

安 全 点 検 票 （建築）

※点検項目　①外壁・外壁以外同時実施　②外壁点検のみ　③外壁以外点検のみ

団地名	点検号棟	人工地盤がある場合：1	支社名	ｾﾝﾀｰ名	点検年月日
	丁目　街区　号棟 （備考）		支社	ｾﾝﾀｰ	自
（コード）	（コード）		（コード）	（コード）	至

管理開始年度	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	階数	戸数	資格名・点検者氏名（主たる点検結果の判定者）	点検項目(※)
年度				階建	戸		

点検項目	判定 A-1	判定 A-2	判定 B	内容説明	面	判断箇所	箇所数	数量	応急措置有無	添付資料 写真NO	添付資料 図面NO	（緊急処理用）補修伝票NO / 送付年月日	［住まいセンター記載欄］発注NO / 発注年月日	備考
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	

安全点検実施(直近)：　計画点検(建物診断)実施(直近)：　外壁改修年度(直近)：　屋根防水工事：

(所見欄)

（外壁等点検部位）
- □ A　外壁
- □ B　窓廻り外壁
- □ C　大庇鼻先・上裏
- □ D　バルコニー壁
- □ E　バルコニー鼻先・上裏
- □ F　ｺﾝｸﾘｰﾄ手摺り壁・笠木
- G　階段室壁・上裏
- □ H　共用廊下壁・上裏
- □ I　小庇・窓台
- □ J　基礎
- □ K　ＥＸＰ・Ｊ部
- □ L　パラペット
- □ M　ＰＣ目地
- □ N　塔屋
- Z　その他

（外壁以外の点検部位）
- □ ア　階段室壁・上裏
- □ イ　共用廊下壁・上裏
- □ ウ　階段室床
- □ エ　共用廊下床
- □ オ　建具
- □ カ　防火戸
- □ キ　防火シャッター
- □ ク　排煙窓
- □ ケ　金属製手摺り・パネル
- □ コ　雨樋
- サ　桝・人孔
- □ シ　U字溝・側溝
- □ ス　付属金物
- □ セ　ＥＸＰ・Ｊ
- □ ソ　落下防止庇
- □ タ　ｸｰﾗｰ用室外機置場
- □ チ　高置水槽
- □ ツ　自転車置場等
- □ テ　看板・広告塔
- □ ト　機械式駐車場
- □ ナ　区画線・路面標示
- □ ニ　自走式立体駐車場主要構造部
- ヌ　車路・車室（壁・天井を含む）
- □ ネ　屋根（押えコンクリート）
- □ ノ　屋根（露出アスファルト防水）
- □ ハ　屋根（塗膜防水）
- □ ヒ　屋根（断熱コンクリートブロック）
- □ フ　屋根（断熱アスファルト成形板）
- □ ヘ　屋根傾斜屋根（ｺﾛﾆｱﾙ、瓦葺き）
- □ ホ　屋根（その他）
- □ マ　塗装（外回り鉄部・建具）
- ミ　塗装（屋外工作物）
- □ ム　集合郵便受箱
- □ メ　ｲﾝﾀｰﾎﾝｵｰﾄﾛｯｸ設備
- ン　その他

（劣化種別等）
- ①剥落
- ②白華現象
- ③水漏れ
- ④ひび割れ
- ⑤鉄筋露出
- ⑥錆の流出
- ⑦浮き（ふくれ）
- ⑧塗膜剥れ・ふくれ
- ⑨溜水・水勾配不良
- ⑩腐食・変形・破損
- ⑪欠損
- ⑫緩み・はずれ
- ⑬開閉不良
- ⑭落書き
- 99その他

① 当該住棟に無い項目は取消し線で削除する
② 点検を実施した項目にチェックを記入する

判定A-1・A-2・Bの場合は写真を添付する
ただし、同様の劣化状況が複数ある場合、代表写真と箇所数を表記した図面の添付を可とする

別添様式2-1　**安全点検・点検票（土木・造園）**

土木 造園	団地名	団地 ﾌﾞﾛｯｸ	点検場所		形式	高層	中層	低層	計	点検年月日	
					戸数					点検者氏名	

点検項目 No.		判定 A	判定 B	異常箇所	状況補足	応急措置 有無	添付資料 No. 写真	添付資料 No. 図面	（緊急処理等） 補修伝票No. 送付年月日	〔センター記載欄〕 発注No. 発注年月日	〔センター記載欄〕 備考
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
	各部に異常が認められない。										

点検項目

(1)排水施設
①桝、人孔
②U字溝
③敷地排水
④水路等

(2)道路
（駐車場上部構造、駐車場下部構造、暫定平面化駐車場を含む。）
①舗装
②鉄板（車室部）
③街渠、縁石
④桝、桝蓋
⑤ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、車止め
⑥標識、標示板、区画線
⑦駐車場上部構造（S造・RC造壁面）
⑧駐車場下部構造（鉄骨、鉄板）
⑨駐車場下部構造（コンクリート壁面、支柱、排水溝）
⑩暫定平面化駐車場構造（駐車場下部空間ありﾀｲﾌﾟ）

(3)法面・擁壁
①植栽保護
②ｺﾝｸﾘｰﾄ枠等
③自然斜面
④擁壁

(4)遊戯施設
①砂場
②すべり台
③ブランコ
④シーソー
⑤鉄棒、ﾗﾀﾞｰ、ｼﾞｬﾝｸﾞﾙｼﾞﾑ雲梯、はん登棒、ﾊﾞｽｹｯﾄｻｰｸﾙ
⑥ﾁｪｰﾝｼﾞｬﾝｸﾞﾙ・ﾈｯﾄｼﾞｬﾝｸﾞﾙ
⑦ｸﾞﾛｰﾌﾞｼﾞｬﾝｸﾞﾙ
⑧ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ遊具
⑨ｺﾝｸﾘｰﾄ遊具
⑩複合遊具
⑪ﾛｰﾌﾟｳｪｲ
⑫徒渉池
⑬その他の遊戯施設
⑭健康器具系施設

(5)休息施設
①ｽﾂｰﾙ、ﾍﾞﾝﾁ
②あずまや、ﾊﾟｰｺﾞﾗｼｪﾙﾀｰ、ゲート
③吸殻入れ、屑入れ
④水飲み

(6)通路
①通路舗装、広場舗装
②屋外階段
③案内板、掲示板立札等
④粗大ｺﾞﾐ置場、ゴミ置場
⑤人止柵
⑥モニュメント
⑦樹木
⑧樹木支柱、植樹桝

(7)囲障
①ﾒｯｼｭ・ｴｷｽﾊﾟﾝﾄﾞﾌｪﾝｽ、金網柵、排ガス防止板
②パイプ柵
③空洞ﾌﾞﾛｯｸｳｫｰﾙ、組立式ｺﾝｸﾘｰﾄ塀

(8)調整池
①流出入口
②堤体
③池内

(9)橋梁

(10)ｻｸﾗ大径木

(11)その他

異状箇所

（記入例）
・1号棟妻側PL
・2号棟北側ｱﾌﾟﾛｰﾁ
・3号棟北西の汚水本管
・団地東端の民家境界付近

なお、別途に当該箇所を明示した図面（フリーハンド可）及び写真を添付する。

※対象箇所が容易に特定できるようにする。

状況補足

（記入例）
・木部腐食によるささくれ
・破損による鋭利な切り口
・ゴミ詰まりによる漏水
・外数量記載

※駐車場点検範囲（専用道路含む）に該当する場合は、状況補足欄に「駐車場」と記入する。

別添様式2-2(1)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(砂場)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
砂場							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
遊具周り	イ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
	ハ. 犬、猫防止ネットの破損状況	目視	A ・ B ・ 良		
本体	ニ. エプロン(砂場枠)の破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 砂への異物(ガラス破片等)の混入状況	目視・触診	A ・ 良		
	ヘ. 砂の量の適否	目視	A ・ 良		
	ト. 水はけの状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		

判定基準は仕様書による。

判定A・Bの場合は写真を添付する。

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有　□

別添様式2-2(2)

安全点検・点検票〔遊戯施設(すべり台)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
すべり台							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ・傾きの状況、高温化の状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱、登行部(階段)、滑走面、手すり等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ヘ. ローラーの破損、変形状況回転不良、異常音等の状況	目視・触診	A ・ 良		
	ト. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	チ. 滑り降り部と着地地盤面との段差	目視	A ・ B ・ 良		
	リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有 □

別添様式2-2(3)　　安全点検・点検票 〔遊戯施設(ブランコ)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
ブランコ							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱、梁、柵等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ヘ. 吊り金具、ダルマ金具の腐食、磨耗、破損変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	ト. ベアリングの回転具合の良否	触診	A ・ B ・ 良		
	チ. 吊り部材の腐食、磨耗、破損、ねじれ、変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	リ. 吊り部材と座板の固定状況	触診	A ・ 良		
	ヌ. 座板の腐食、破損の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ル. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ヲ. 座板と地盤面の間隔の適否(判定A＝一方向ブランコ:350～500mm、幼児用:300～400mmの各範囲外、全方向ブランコ:400mm未満)	計測	A ・ 良		
	ワ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	カ. 着地面の保護材の損耗状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ヨ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定がBの場合は写真を添付する。

※ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有　□

別添様式2-2(4)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(シーソー)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
シーソー							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 軸受支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 腕部(本体)の腐食、破損、ぐらつき(横揺れ)状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト. 支点部の動作具合の良否	目視・触診	A ・ 良		
	チ. 支点部の磨耗、腐食、破損状況	目視・触診	A ・ 良		
	リ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
	ヌ. ハンドル、つり鎖の破損、変形、固定状況	目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ル. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヲ. 接地部の陥没状況、タイヤの破損状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ワ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
　また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
　「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有　□

別添様式2-2(5)

安全点検・点検票 〔遊戯施設（鉄棒、ジャングルジム、ラダー、雲梯、はん登棒、バスケットサークル等）〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
鉄棒、ジャングルジム、ラダー、雲梯、はん登棒、バスケットサークル等							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 握り棒、横架材等の腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無（※）	打診目視・触診	A ・ 良		
	チ. バスケットボールサークルの網の欠損状況	目視	A ・ B ・ 良		
基礎・地盤面	リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。
・※：ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」：緩みが有る場合、「とっき」：突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」：いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり（判定A）とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A（φ230）が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材：
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有　□

別添様式2-2(6)

安全点検・点検票〔遊戯施設(チェーンネットジャングル、ネットジャングル)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
チェーンネットジャングル、ネットジャングル							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ヘ. チェーン、ネット、ロープ等の固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ト. チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	チ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有 □

別添様式2-2(7)

安全点検・点検票〔遊戯施設(グローブジャングル)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
グローブジャングル							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 回転部の床、縦部材、横部材等の腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 回転部の回転具合の良否、ぐらつき(横揺)状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ト. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	チ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有 □

別添様式2-2(8)

安全点検・点検票 〔遊戯施設(ロッキング遊具・スプリング遊具)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
ロッキング遊具・スプリング遊具							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
上物・台座部	ニ. 上物、台座のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 取っ手(ハンドル)の固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト. スプリング遊具のスプリングの腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ 良		
	チ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	リ. 基礎部のぐらつき状況	目視・触診	A ・ 良		
	ヌ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ル. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有 □

別添様式2-2(9)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(コンクリート遊具)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
コンクリート遊具							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材(本体)	ニ. 本体(人研部等)の破損、クラックの状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. コンクリート面への苔の付着状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ト. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	チ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
　また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
　「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有　□

別添様式2-2(10)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(複合遊具)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
複合遊具							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱、梁、床、登行部(階段等)、滑走面等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 握り棒、横架材等の腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト. ブランコの吊り金具、ダルマ金具等の腐食、磨耗、破損、変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	チ. ベアリングの回転具合の良否	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	リ. 吊り部材の腐食、磨耗、破損、ねじれ変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	ヌ. ブランコ座板等の腐食、破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ル. 吊り部材と座板の固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヲ. チェーン、ネット、ロープ等の固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ワ. チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	カ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ヨ. 滑り台着地部の着地面との段差	目視	A ・ 良		
	タ. ブランコ座板と地盤面との間隔の良否	計測	A ・ 良		
	レ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ソ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ツ. 着地面の保護材の損耗状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
　また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
　「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有　□

別添様式2-2(11)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(ロープウェイ)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
ロープウェイ							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱、梁、はしご、踊り場等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ヘ. ケーブル、ロープ等の固定、磨耗、断線破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ト. 滑車部の腐食、磨耗、破損、回転不良等の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	チ. 握り部の腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	リ. 緩衝装置の損耗、腐食状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヌ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ル. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヲ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
　また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
　「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有　□

別添様式2-2(12)

安全点検・点検票〔遊戯施設(徒渉池)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
徒渉池							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
本　体 (池底面、 側壁等躯体)	イ. 徒渉池全体の※安全上の支障に係る変状(クラック、破損・欠損、浮き、隆起、沈下、段差、めくれ、小穴、目地開き、突起物、石、枝、ガラス片等)の有無、床部滑り具合。	目視・触診	A ・ B ・ 良		
周辺施設 (足洗い場、シャワー・洗眼・飲用水エリア、舗装、囲障・門扉、鍵、制札版、階段、滑走台、外周柵立上り部、モニュメント等を含む)	ロ. ※安全上の支障に係る変状(クラック、破損・欠損、浮き、隆起、沈下、段差、めくれ、小穴、目地開き、突起物、石、枝、ガラス片等)の有無、床部滑り具合。	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ハ. シャワー・洗眼器具、囲障等施設の欠損、破損、ぐらつき、変形、腐食、塗装等の状況	目視・触診・打診	A ・ B ・ 良		
	ニ. (囲障・門扉)金網や胴縁下空間、格子やフレーム下空間における危険な開口の有無。門扉の破損・ぐらつき、開閉状況、鍵の破損・欠損・塗装等の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 制札版の有無、破損、変形、ぐらつき、塗装等の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	リ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
給排水施設等 (側溝を含む)	ヌ. 集水桝、散水栓、止水栓、排水目皿、グレーチング等の蓋の異常、変形、がたつき、外れ、破損、詰まり等の有無。	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ル. 蓋の紛失の有無、蓋の固定状況(排水桝蓋の鎖2ヶ所止め等)	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヲ. 蓋穴の大きさ、蓋材質の適否	目視・触診	A ・ B ・ 良		
その他付属施設については、各々の点検内容・判定基準に基づき点検する。 (パーゴラ、ベンチ、スツール、プレイスカルプチャー、舗装、囲障等)					

・判定基準は仕様書による。

・徒渉池外に設けられた足洗い場、シャワー・洗顔・水のみ等施設も徒渉池に含むものとする。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※　安全上の支障とは「子供が裸足で遊ぶこと」「濡れた体で、肌の露出が多い状態で遊ぶこと」を想定した支障とする。

・※:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
　また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
　「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

・応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有

別添様式2-2(13)

安全点検・点検票〔遊戯施設(その他の遊戯施設)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
その他の遊戯施設							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無・段差や窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形、ささくれの発生等の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト. 金具等消耗部材の腐食、磨耗、破損、変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	チ. チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	リ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ヌ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ル. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有 □

別添様式2-2(14)

安全点検・点検票〔遊戯施設(健康器具系施設)〕

点検項目	施設名・場所	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
健康器具系施設							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・機能全般	イ. 本体のゆがみ、不自然な傾きの状況、動作不良の有無	目視・触診	A ・ 良		
施設周り	ロ. 施設周り(施設端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無・窪み等の発生	目視・計測	A ・ 良		
	ハ. 施設周り(上空を含む、施設端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視・計測	A ・ 良		
	ニ. 正しい使用方法を示すサイン~~及び~~又はシールの設置状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ホ. 年齢表示シール(大人用)等の設置状況	目視	A ・ B ・ 良		
構造部材	ヘ. 本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形、ささくれ、節穴の発生等の状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ト. 手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	チ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	リ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	目視・触診・打診	A ・ 良		
	ヌ. 回転部の回転不良や可動部のぐらつき、異音等の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ル. 吊り金具、ダルマ金具の腐食、摩耗、破損、変形状況	目視・触診・計測	A ・ B ・ 良		
	ヲ. チェーン、ザイルロープ等の吊り部材、及び連結部材の腐食、摩耗、破損、ねじれ、変形状況	目視・触診・打診	A ・ B ・ 良		
基礎・地盤面	ワ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	カ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ヨ. 着地面の保護材の損耗状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・子どもが遊具として利用する可能性を考慮して判定すること。

・点検方法に計測の指示のある項目は、備考欄に計測値を記入する。

・施設台帳の未登録施設は、施設名欄に設置場所を記入する。

・※:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に準拠することとし、これを満たさない場合は有害性あり(判定A)とする。
なお、同基準において、設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、直接衝突の危険があるボルト・ナット類については、直角立ち上がりが3㎜未満とするか、引っ掛からない形状のものとする、あるいはボルトキャップによる保護や埋め込み措置がされていなければならないとされているところであるが、以下の場合については、直接衝突の危険は低いと判断し、対象から除外する。
①スプリング遊具等の底面、複合遊具のデッキ下面等で、接地面や歩行面から500㎜の範囲にある場合。
②JPFA点検器具A(φ230)が直接ボルト・ナットに当たらない場合

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

		点検内容	点検方法	種類	写真NO.	備考
特記	A	可動部の有無	目視・触診	□可動部 有 □回転部 □ ダンパー □板バネ □チェーン □その他( )		
				□可動部 無		
	B	地盤面の舗装の種類	目視	□コンクリート舗装 □インターロッキング舗装 □ その他硬い舗装 ( )		
				□ダスト舗装 □ゴムチップ舗装 □人工芝 □芝生・裸地 等		

・特記Aは、可動部の「有」「無」を選択するとともに、「有」の場合はその種類を選択し、写真を添付する。

・特記Bは、地盤面の舗装の種類を選択するとともに、硬い舗装の場合は写真を添付する。

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		再調査の必要性有

別添様式2-3　　安全点検・実施項目チェックリスト （土木・造園）

○○センター

11111　○○○○団地

管理開始：昭和/平成○○年○月
住所　　：○○県○○市○○町○-○
管理戸数：○○○戸

団地平面図

安全点検の実施項目確認表（土木・造園）

	主な点検項目	ﾁｪｯｸ欄
(1) 排水施設	① 桝・人孔	□
	② U字溝	□
	③ 敷地排水	□
	④ 水路等	□
(2) 道路（駐車場上部構造、駐車場下部構造、暫定平面化駐車場を含む。）	① 舗装(As、Co、ILB)	□
	② 鉄板（車室部）	□
	③ 街渠、縁石	□
	④ 桝、桝蓋	□
	⑤ 安全施設(ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ、ﾊﾟｲﾌﾟ柵、車止)	□
	⑥ 安全施設(ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ、交通標識、標示板、区画線)	□
	⑦ 駐車場上部構造（S造・RC造壁面）	□
	⑧ 駐車場下部構造（鉄骨、鉄板）	□
	⑨ 駐車場下部構造（コンクリート壁面、支柱、排水溝）	□
	⑩ 暫定平面化駐車場構造（駐車場下部空間ありタイプ）	□
(3) 法面・擁壁	① 植栽保護	□
	② ｺﾝｸﾘｰﾄ枠等	□
	③ 自然斜面	□
	④ 擁壁	□
(4) 遊戯施設	① 砂場	□
	② すべり台（人研、ステンレス、FRP等）	□
	③ ﾌﾞﾗﾝｺ(連座・全方向)	□
	④ ｼｰｿｰ(弓形ｼｰｿｰ・ｼｰｿｰ)	□
	⑤ 鉄棒、ﾗﾀﾞｰ、ｼﾞｬﾝｸﾞﾙｼﾞﾑ、雲梯、はん登棒、ﾊﾞｽｹｯﾄｻｰｸﾙ等	□
	⑥ ﾁｪｰﾝｼﾞｬﾝｸﾞﾙ、ﾈｯﾄｼﾞｬﾝｸﾞﾙ	□
	⑦ ｸﾞﾛｰﾌﾞｼﾞｬﾝｸﾞﾙ	□
	⑧ ﾛｯｷﾝｸﾞ遊具・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ遊具	□
	⑨ ｺﾝｸﾘｰﾄ遊具(ﾌﾟﾚｲｳｫｰﾙ等)	□
	⑩ 複合遊具(ｺﾝﾋﾞﾈｰｼｮﾝ遊具)	□
	⑪ ﾛｰﾌﾟｳｪｲ	□
	⑫ 徒渉池	□
	⑬ その他の遊戯施設	□
	⑭ 健康器具系施設	□
(5) 休息施設	① ｽﾂｰﾙ、ﾍﾞﾝﾁ	□
	② あずまや、ﾊﾟｰｺﾞﾗ、ｼｪｴﾙﾀｰ、ｹﾞｰﾄ	□
	③ 吸い殻入れ、屑入れ	□
	④ 水飲み	□
(6) 通路	① 通路舗装、広場舗装(As、Co、平板、ILB、ﾚﾝｶﾞ、ｳｯﾄﾞﾃﾞｯｷ)	□
	② 屋外階段	□
	③ 案内板、掲示板、立札等	□
	④ 粗大ゴミ置場、ゴミ置場	□
	⑤ 人止柵	□
	⑥ ﾓﾆｭﾒﾝﾄ	□
	⑦ 樹木	□
	⑧ 樹木支柱,植栽桝（ﾂﾘｰｻｰｸﾙ等）	□
(7) 囲障	① ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ、ｴｷｽﾊﾝﾄﾞﾌｪﾝｽ 金網柵、排ガス防止板	□
	② ﾊﾟｲﾌﾟ柵	□
	③ 空洞ﾌﾞﾛｯｸｳｫｰﾙ、組立式ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	□
(8) 調整池	① 流出入口	□
	② 堤体	□
	③ 池内	□
(9) 橋梁	① 路面	□
	② 地覆、高欄等	□
	③ 伸縮装置	□
	④ 排水装置	□
	⑤ 横断構造物等	□
(10) サクラ大径木	① サクラ大径木	□
(11) その他	① その他(1)～(10)に類するもので監督員の指示するもの［　　］	□

実施点検日
令和　　年　　月　　日
点検者

（備考）① 団地平面図を添付し、点検を実施した範囲を明記する(着色など)
② 当該団地に無い項目は取り消し線で削除する
③ 点検を実施した項目にチェックを記入する
④ 調整池については、別途拡大図に点検ルートを記入し報告する。

別添様式2-4　安全点検・点検票〔橋梁〕

橋梁番号		橋名		団地コード		団地名	
総径間数		径間番号		点検日		点検者	

項目		着目点（該当する項目に○を付けて下さい）					対策の必要性（該当する項目をチェック）	備考
		①	②	③	④	⑤		
1	路面の異常	橋面舗装のポットホール	橋面舗装のひび割れ	橋台背面のひび割れ	異常音・異常振動	車両や歩行者の通行阻害	□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	
2	地覆・高欄等の異常	地覆・高欄の通り異常	伸縮装置付近での段差・ずれ	高欄の破断・変形	高欄の腐食	車両や歩行者の通行阻害	□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	
3	伸縮装置の異常	遊間以上	段差	ずれ	破損	土砂詰り	□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	
4	排水装置の異常	排水不良	土砂詰り	車両や歩行者の通行阻害			□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	
5	横断構造物等の異常	主桁等の変色・腐食・傷（衝突痕）	床板・地覆コンクリートの変色・漏水	排水装置の変色・漏水	照明機器・柱等付属物の変色	部材等の落下による第三者被害の恐れ	□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	

別添様式2-4　安全点検・点検票〔橋梁損傷写真〕

橋梁番号		橋名		団地コード		団地名	
総径間数		径間番号		点検日		点検者	

損傷写真									
	写真番号		径間番号		写真番号		径間番号		写真番号		径間番号	
	部材名				部材名				部材名			
	損傷の概要				損傷の概要				損傷の概要			
	写真番号		径間番号		写真番号		径間番号		写真番号		径間番号	
	部材名				部材名				部材名			
	損傷の概要				損傷の概要				損傷の概要			

別添様式2-5　　安全点検・点検票〔サクラ大径木〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
サクラ大径木							

場所	エリア又はブロック名	樹木No.	樹種名	目通り周
				※実測による m

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
全体・樹冠	イ. 樹冠全体の20%以上が枯れていないか	目視	A ・ B ・ 良		
	ロ. 樹形・樹冠に異常な崩れがないか	目視	A ・ B ・ 良		
枝	ハ. 大枝の枯れや引っ掛かり枝がある	目視	A ・ B ・ 良		
	ニ. 大枝に著しい腐朽や裂け目(亀裂)がある	目視	A ・ B ・ 良		
幹・根元	ホ. 幹・根元に異常な傾きや著しいぐらつきがある	目視・負荷	A ・ B ・ 良		体重をかけて強く揺らす
	ヘ. 幹に著しくキノコが着床している	目視	A ・ B ・ 良		
	根元にキノコが着床している	目視	A ・ 良		
	ト. 幹や根元に異常な裂け目(亀裂)がある	目視・計測	A ・ B ・ 良		亀裂の長さ、深さを計測する L＝　　h＝
	チ. 幹・根元に著しい開口空洞がある	目視・計測	A ・ B ・ 良		周長、開口空洞の幅、深さを計測する ø＝　　w＝　　h＝
	リ. 幹・根元に著しい腐朽や樹皮の欠損がある	目視・計測	A ・ B ・ 良		欠損部の大きさを計測する L＝　　w＝
	ヌ. 根元にシロアリが異常発生している、大量のフラス※の発生が認められる	目視	A ・ 良		※おがくず状の穿孔性害虫の排泄物
支柱	ル. 支柱材に著しいぐらつきがある	目視・負荷	A ・ 良		
	ヲ. 支柱材に腐朽や亀裂が見られる	目視	A ・ 良		
	ワ. 結束材や結束ボルトに緩みや欠損がある	目視	A ・ 良		

判定について
・判定基準は仕様書による。
・判定A・Bの場合は写真を添付する。

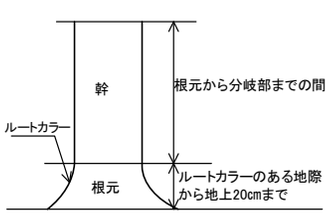
応急処置について
判定項目により、応急処置を実施した場合は、その内容記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

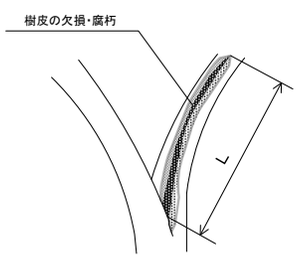
特記事項

※参考

□ ホ～ヌ(幹と根元の区分)

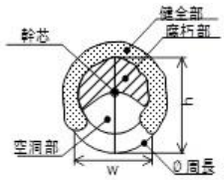


□ ト(亀裂の判定)



L=長さ: 亀裂の長さ50cm以上、深さが芯に達している場合はA判定

□ チ(開口空洞の判定)



h=深さ: 芯まで達している場合はA判定

w=幅: 周長の1／3以上ある場合はA判定

以下、 破線枠内は住宅管理センターが記入する。

イ～ヌについて、判定Aが1項目以上ある場合、
グリーンマネージャー(植物管理業務の実務者)に確認し、下表①～⑤の対応をする。

措置	対応	○印を記入	グリーンマネージャー記入欄		伝票No.
			確認	実施条件	
必要	① 支柱の設置		□	条件:	
	② 剪定除去、枝おろしの実施		□	条件:	
	③ 伐採の実施		□	条件:	
	④ 樹木安全度診断の実施		□	条件:	
不要	⑤ 経過観察		□		

別添様式3

安全点検　　点検票（機械）

機械	団地名	〔コード〕	点検箇所	丁目　街区　号棟 及びその周辺	高層　中層　低層 戸数　戸	点検年月日 点検者氏名	・　・

点検項目No.	判定 A	判定 B	異常個所	状況補足	応急措置有無	添付資料 写真No.	添付資料 図面No.	（緊急処理等） 補修伝票No. 送付年月日	〔センター記載欄〕 発注No. 発注年月日	〔センター記載欄〕 備考
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	
								No. ・　・	No. ・　・	

	各部に異常が認められない。	煙道内部点検実施年度（直近）　令和　年度

点検項目

① 屋内給水管
- □ (1) 給水管
- □ (2) 支持金物
- □ (3) 弁類
- □ (4) 防露
- □ (5) 点検口・マンホール

② 屋内排水管
- □ (1) 排水管
- □ (2) 支持金物
- □ (4) 防露
- □ (5) 点検口・マンホール
- □ (6) 排水・湧水槽

③ 屋内ガス管
- □ (1) ガス管
- □ (2) 支持金物

④ 給湯暖房配管
- □ (1) 給湯暖房管
- □ (2) 支持金物
- □ (3) 弁類

⑤ 煙道
- □ (1) 大気解放部
- □ (2) 煙道内部

⑥ 屋外給水設備
- □ (1) 弁・弁筐
- □ (2) 水栓、標示柱等

⑦ 屋外排水設備
- □ (1) 排水ポンプ

⑧ その他
- □ (1) その他

・点検を行ったﾄﾚﾝﾁ・ﾋﾟｯﾄは点検口とｽﾊﾟﾝの位置を概要図面に記載して添付する。

判定Aの場合は写真を添付する。

別添様式4

煙道の点検票

点検会社名	
点検者	
資格名	
資格№.	

点検日			
団地名等			
系統名			
大気開放部	・排気障害　（　有　・　無　） ・防鳥ネット　（　有　・　無　） ・煙道先端部の欠損　（　有　・　無　） ・煙道先端部天板　（　欠　損　・　破　損　）		
煙道内部の状況	劣化状況等	劣化等内容	・詰まり　・欠損 ・穴明き　・底部欠損
		計測	劣化状況等位置 （先端部より　m点）
		緊急措置	・安全確認　・異物の除去 ・燃焼機器の使用停止
		緊急連絡	・管理者への緊急報告 ・居住者通知
		その他	
点検箇所の現況	写真貼付 （一括で別紙により処理できるものとする。）		

※必要箇所に○印等を記載する

別添様式5－1

安全点検　点検票（電気）

電気	団地名	点検　丁目　街区　号　棟 〔コード〕　箇所　及びその周辺	高層　中層　低層 戸数　戸	点検年月日 点検者氏名	・　・

点検項目No.	判定 A	判定 B	異常箇所	状況補足	応急措置有無	添付資料 写真No.	添付資料 図面No.	（緊急処理等）補修伝票No. 送付年月日	〔センター記載欄〕発注No. 発注年月日	備考
								No.	No.	
								No.	No.	
								No.	No.	
								No.	No.	
								No.	No.	
								No.	No.	
								No.	No.	
								No.	No.	
								No.	No.	
								No.	No.	
								No.	No.	
								No.	No.	
								No.	No.	
								No.	No.	
								No.	No.	

安全点検の実施項目確認表

① 当該団地にない項目は二重線で削除する。
② 点検を実施した項目にチェックを記入する。

点検項目

① 共用灯設備
(1)照明器具 □
② 配線器具
(1)ｽｲｯﾁ､ｺﾝｾﾝﾄ □
(2)自動点滅器 □
③ 盤類
(1)引込開閉器盤 □
(2)主開閉器盤 □
(3)集合計器盤 □
(4)共用灯盤 □
(5)制御盤 □
(6)動力分電盤 □
(7)電話端子盤 □
(8)LAN設備収容箱 □
(9)隔測量水器盤 □
④ 換気設備
(1)換気扇 □
(2)ダクト □
⑤ ﾃﾚﾋﾞ･FM共同受信設備
(1)VHFアンテナ □
(2)UHFアンテナ □
(3)BS･110度CSｱﾝﾃﾅ □
(4)アンテナマスト □
(5)支線 □
(6)機器収容箱 □
(7)機器取付板 □

⑥ 避雷設備
(1)突針 □
(2)支持管 □
(3)支線 □
(4)避雷導線 □
(5)接上導体 □
(6)支持金物 □
(7)接地極 □
(8)端子箱 □
⑦ 屋外灯設備
(1)照明器具 □
(2)外灯柱(ｺﾝｸﾘｰﾄ柱) □
(3)太陽光発電設備 □
(4)風力発電設備 □
(5)蓄電池 □
(6)案内板、掲示板 □
(7)屋外灯盤 □
(8)自動点滅器 □
(9)鋼管ポール(時計用含) □
⑧ 架空配線設備
(1)電線、ｹｰﾌﾞﾙ □
(2)支持金物 □
(3)ﾒｯｾﾝｼﾞｬｰﾜｲﾔｰ □
(4)支持柱、装柱金物 □
(5)支線 □

⑨ 地中配線設備
(1)ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ □
(2)ﾏﾝﾎｰﾙ □
(3)地中配線 □
⑩ 太陽光発電設備
(1)太陽電池ｱﾚｲ □
(2)取付架台 □
(3)接続箱 □
(4)ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ □
(5)系統連携保護装置 □
(6)表示ﾊﾟﾈﾙ □
⑪ 段差解消機
(1)ﾃｰﾌﾞﾙ □
(2)手すり □
(3)ｼﾞｬﾊﾞﾗ □
(4)昇降部 □
(5)電気部品 □
(6)電気配線等 □
(7)油圧ｼﾘﾝﾀﾞｰ部 □
(8)油圧ﾕﾆｯﾄ部 □
(9)油圧配管部 □
(10)附帯設備 □

⑫ 防犯カメラ設備
(1)防犯カメラ □
(2)録画機器(付帯機器含) □
(3)モニター装置(付帯機器含) □
(4)機器収容箱 □
⑬ 駐車場管制設備
(1)ｶｰｹﾞｰﾄ □
(2)ｶｰｹﾞｰﾄ用送受信機 □
(3)車路管制設備 □
⑭ J型受信機
(1)J型受信機 □
⑮ その他
(　　) □
(　　) □
(　　) □
(　　) □

異状箇所がある場合は、別途に当該箇所を明示した図面(フリーハンド可)を添付する。
判定基準は仕様書による。判定A･Bの場合は写真を添付する。

別添様式５－２

安全点検・点検票 〔鋼管ポール用〕

〇〇〇柱

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
鋼管ポール							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
全般	① 傾き、曲がり、凹み、変形の有無	目視・触診	A・B		
	② 腐食の有無	目視・触診	A・B		
	③ 発錆の有無	目視・触診	A・B		
	④ 孔開きの有無	目視・触診	A・良		
	⑤ 充電部の外気露出の有無	目視	有・無		
柱脚部	① ボルト・ナットの緩みの有無	打診・触診	有・無		
	② 基礎部(コンクリート)のクラックの有無	目視・触診	A・B		
	③ アンカーボルト、ナットキャップの変形の有無	目視・触診	有・無		
	④ ベースプレートの変形の有無	目視・触診	A・B		
	⑤ 発錆の有無	目視・触診	A・B		
	⑥ 根巻きの有無	目視	有・無		根巻き無本数／全本数
	⑦ 鋼管ポール根元と基礎間のコーキングの有無	目視	A・良		
	⑧ ポール番号札の有無	目視	A・良		
開口部	① 蓋の着脱の可否	打診・触診	A・良		
	② パッキンの劣化の有無	目視・触診	A・良		
	③ 開口部・溶接部のクラックの有無	目視・触診	A・良		
	④ 開口部の発錆の有無	目視・触診	A・B		
ポール内面（開口部から柱脚部）	① 鋼管ポール開口部からの内面の発錆の有無	目視・触診	有・無		
	② 鋼管ポール開口部の肉厚の減少の有無	目視・触診	A・良		
	③ 鋼管ポールの肉厚の減少の有無(ハンマー打撃試験)	打診・触診	A・良		
	④ ポール内面の水の有無	目視	A・B		

A・B判定基準は仕様書による。判定A・B・有の場合は写真を添付する。

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

別添様式５－３

安全点検・点検票 〔J型受信機用〕

点検項目	施設名	センター		団地		点 検 日	点検者氏名
		コード	センター名	コード	団地名		
J型受信機							

No.		点検項目	点 検 内 容		チェック欄
外観	①	専用アンテナ	アンテナ素子に曲がり・折れ・破損のないこと（目視）		
	②	受信ボックスの	アンテナ接合部に防水性（シール）が保たれていること		
	③	防水性（シール）	扉部に防水性（シール）が保たれていること		
	④		孔加工部に防水性（シール）が保たれていること		
	⑤	内部機器及び	内部機器に錆・汚れ等がみなれないこと（目視）		
	⑥	受信ボックスの	塗装剥がれ・腐食破損等がみられないこと（目視）		
	⑦	傷、汚れ	機能障害の発生する傷・へこみがないこと（目視）		
	⑧	機器間の配線	各締結部の緩みや断線等の破損がないこと（目視）		
	⑨		配線コネクタのゆるみがないこと（締め確認）		
	⑩		ユニットの固定ビスにゆるみがないこと（締め確認）		
	⑪	コネクタ、ビス類	各電源アダプターがコンセントにしっかり差込まれていること		
性能	⑪		SUB-CPUアダプター出力電圧　DC4.8V以上であること（NGの場合交換）		＿＿＿V
			MAIN-CPUアダプター出力電圧　DC17V以上であること（NGの場合交換）		＿＿＿V
	⑫	受信感度	送受信距離10m操作位置での開信号の発報を確認　又は 実用操作位置での開信号の発報を確認		＿＿＿m
	⑬	SUBMAIN-CPU LED点燈確認	通常待機時	SUB-CPU：LED1,4（常灯） MAIN-CPU：LED0,1（常灯）	
			受信P/Mコード一致時	SUB-CPU：LED3（瞬灯）5,6,7（点灯） MAIN-CPU：LED6,7（点灯）	
	⑭	MAIN-CPU設定 ・時刻修正	メンテナンス専用機（MNT-1000）によりMAIN-CPUの時刻修正を行なう		
	⑮	MAIN-CPU設定 ・P/Mコード確認	メンテナンス専用機（MNT-1000）によりMAIN-CPUのP/Mコードが登録 されているかの確認		
	⑯	MAIN-CPU設定 ・操作ログ確認	メンテナンス専用機（MNT-1000）により開信号発報時の操作ログ （日時・Sコード）が正常に認識されているかの確認		
	⑰	停電試験 ・時刻確認	20分間の電源遮断後、MAIN-CPUの時刻が初期値にならないこと 初期値（00/01/01　00:00:00）になる場合は時計カートリッジ交換		
	⑱	停電試験 ・コード確認	20分間の電源遮断後、MAIN-CPUのコード設定が初期値にならないこと 初期値（Pコード全て0000　Mコード0001）になる場合はMAIN-CPU交換		
	⑲	その他	□	ループ検知式　□　非ループ検知式	

特記事項		点検記号説明				
		□	V	良	△	修理
		□	A	調整	×	取替
		□	T	締付	C	清掃
		□	W	分解		
検査結果	合格　・　不合格					

別添様式6

段差解消機　点検票

団地名		団地	点検日	年　月　日
棟番号		号棟	点検者	
室番号		号室	機種名	
氏　名			設置日	年　月　日

		点検項目	判定	記事
	1　駆動装置			
(1)	油圧パワーユニット	駆動装置カバー		
(2)		高圧ゴムホース		
(3)		油漏れ		
(4)		油量		
(5)		常用圧力（Mpa）		
(6)	パンタグラフ	摩耗、変形、損傷、腐食		
(7)		注油		
(8)	シリンダー	摩耗、変形、損傷、腐食		
(9)		油漏れ		
(10)		固定絞り弁		
	2　かご室			
(11)	かご・手すり	かご		
(12)		手すり		
(13)		可動式手すり		
(14)	スイッチ	かご操作盤		
(15)		障害物検出装置		
(16)	床下保護	ジャバラ		
	3　乗り場			
(17)	スイッチ	乗り場の操作盤		
(18)		ﾌｧｲﾅﾙﾘﾐｯﾄｽｲｯﾁ		
(19)	設備	乗り場の戸		
(20)		ﾊﾞﾙｺﾆｰ段差解消板		
	4　制御器			
(21)	制御器	電源電圧		
(22)		充電器		
(23)		充電タイマー		
(24)	測定	絶縁抵抗(MΩ)		
(25)		上昇速度		
(26)		下降速度		
	5　ピット			
(27)	設備	昇降機ピット		
(28)		昇降機ピット排水		
	6　充電池（バッテリー）			
(29)	電圧	V		
(30)	液量	cc		

		①	②	③	④	⑤	⑥
(31)	比重						
	比重値実測						
	比重値補正後(補正値0.0007)						
(32)	セル温度　(°)						

特記事項

凡例　V：異常なし　／：該当なし　×：要交換　△：要修理
A：調整　T：締付け　C：清掃　L：要給油

※要交換、要修理及び要給油の判定をした場合は、様式5－1にも記載すること。

別添様式７

計画点検票（建物診断）

（※打診範囲）①全面打診　②一部打診

団地名		点検号棟	丁目　街区　号棟	支社名		センター名		点検年月日	自　令和　年　月　日
（コード）		（コード）		（コード）		（コード）			至　令和　年　月　日

管理開始年度	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	階数	戸数	打診範囲（※）	打診面積	外壁点検面積	前回の修繕時期	資格名	
年度				階建	戸		A　㎡	㎡	年度	点検者氏名	

点検項目			単位	各壁面数量表 東面	西面	南面	北面	合計	点検結果	評価点	所見
計画点検（建物診断）	①	剥落（欠損）	ヶ所						ヶ所	a	
	②	白華現象・漏水（ｴﾌﾛﾚｯｾﾝｽ）	ヶ所						ヶ所	b	
	③	ひび割れ 0.3㎜未満	m						イ　m	c	
		ひび割れ 0.3㎜～1.0㎜未満	m						イ/A×100　%		
		ひび割れ 1.0㎜以上	m								
	④	鉄筋露出	ヶ所						ヶ所	d	
	⑤	錆の流出	ヶ所						ヶ所	e	
	⑥	浮き（ふくれ）	㎡						ロ　㎡	f	
									ロ/A×100　%		
	⑦	外壁塗膜	ヶ所						ヶ所	g	
※ 点検結果の不具合箇所等については、別添図・写真を添付すること。									合　計	/	

総合所見	

＊評価基準及び評価点について：
- ①、②、④、⑤の項目については打診面積200㎡を基準とし、200㎡を超える場合は、打診面積Ａを200㎡で除した値を算出し、点検結果の数量をその値で除したものを評価点とする。
- ⑦外壁塗膜については点検実面積について算定を行い評価点を付ける。
- ①、②、④、⑤の項目については、「なし：０点、1ヶ所：１点、2ヶ所：２点、3ヶ所：３点、4ヶ所以上：４点」を評価基準とする。
- ③、⑥の項目については、「なし：０点、6%未満：１点、6～15%未満：２点、15～18%未満：３点、18%以上：４点」を評価基準とする。
- ⑦の項目については、「気にならない：０点、少し気になる：１点、部分的に気になる：２点、全体的に気になる：３点、全体的に著しい：４点」を評価基準とする。

※打診面積が200㎡以下は点検結果そのままで、200㎡以上の場合は　÷　200　≒　この計算から、点検数量を　で除した数字を点検結果とする。

別添様式8

計 画 点 検 票 （ 建 物 診 断 ）

（※打診範囲）①全面打診　②一部打診

団地名	点検号棟	人工地盤がある場合：1	支社名	ｾﾝﾀｰ名	点検年月日
	丁目　街区　号棟 （備考）		支社	ｾﾝﾀｰ	自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日
（コード）	（コード）		（コード）	（コード）	

管理開始年度	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	階数	戸数	資格名・点検者氏名（主たる点検結果の判定者）	打診範囲（※）
年度				階建	戸		

点検項目	判定（※） A-1	A-2	B	内容説明	面	判断箇所	箇所数	数量	応急措置有無	添付資料 写真NO	図面NO	（緊急処理用） 補修伝票NO / 送付年月日	［住宅管理センター記載欄］ 発注NO / 発注年月日	備考
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	

※判定A-1・A-2・Bの場合は写真を添付する。ただし、同様の劣化状況が複数ある場合、代表写真と箇所数を表記した図面の添付を可とする

別添様式９

計画点検票（ＰＣ目地）

（※）①全面打診　②一部打診

団地名		点検号棟	丁目　街区　号棟	支社名		センター名		点検年月日	自　令和　年　月　日
（コード）		（コード）		（コード）		（コード）			至　令和　年　月　日

管理開始年度	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	階数	戸数	資格名		打診範囲（※）
年度				階建	戸	点検者氏名		

部位＼評価基準・評価点	コーキング・シーリング材					目地部ＰＣ版					累計長さ	備考
	・コーキング材等に、やせや皺が見える。	・指触でコーキング材等がかなり硬くなっている。 ・やせや皺が目立つ。	・ｺｰｷﾝｸﾞ材等に割れが目立つ。 ・悪戯等による針穴や傷がある。 ・やせが著しく凹部が4mm以上ある。	・やせすぎ等により、目地下地ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ材が露出している箇所がある。 ・PC版とｺｰｷﾝｸﾞ材との間に隙間や剥がれが生じている。	評価点	・目地部付近に汚れ、外壁仕上材の剥がれがある。	・目地部付近に細かいクラックがある。	・目地部付近に細かいクラックが目立つ。 ・表面的なジャンカがある。	・目地部付近に欠損、又はコーキング部分に達するクラック（幅0.3mm以上）がある。	評価点	・ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ材の露出箇所 ・ｺｰｷﾝｸﾞ材に隙間や剥れが生じている箇所	
	0	1	2	3		0	1	2	3			
東妻壁	縦 ｼﾞｮｲﾝﾄ										（　m）	
	横 ｼﾞｮｲﾝﾄ										（　m）	
西妻壁	縦 ｼﾞｮｲﾝﾄ										（　m）	
	横 ｼﾞｮｲﾝﾄ										（　m）	
南側壁	縦 ｼﾞｮｲﾝﾄ										（　m）	
	横 ｼﾞｮｲﾝﾄ										（　m）	
	バルコニー										（　m）	
	窓　廻　り										（　m）	
北側壁	縦 ｼﾞｮｲﾝﾄ										（　m）	
	横 ｼﾞｮｲﾝﾄ										（　m）	
	窓　廻　り										（　m）	
階段室	横 ｼﾞｮｲﾝﾄ										（　m）	
	さ　さ　ら										（　m）	
	小　計					小　計					（　m）	

所見	（コーキング・シーリング材）	（目地部ＰＣ版）	評価点合計　／
			劣化長さ合計　m

※ 点検結果の不具合箇所等については、別添図・写真を添付すること。

別添様式10

■計画点検総括票 （下水管修繕）

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低	中高	計
全体 数量	幹線・枝 本 m	建物前 本 m	点検 数量	幹線・技 本 m	建物前 本 m

〈全体平面図〉
・線区番号を記入

等級	No.	現状仕様	桝・人孔個数	延長 (m)	劣化度の推移 ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	備考
計									

別添様式11

計画点検票 （下水管修繕）	(コード) 団地名	（　　）	管理 年度	年	管理 戸数	戸	調査 月日	年　月　日	調査員	

| | | |

別添様式12

■計画点検総括票 （道路修繕）

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低	中高	計
全体数量	幹線・補助 本 m	アプローチ 本 m	点検数量	幹線・補助 本 m	アプローチ 本 m

等級	No.	舗装仕様	幅員（m）	延長（m）	劣化度の推移 ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	備考
計									

〈全体平面図〉

・道路番号を記入

・移管道路を明示

別添様式13

計画点検票 （道路修繕-ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装）	(コード) 団地名	(　　)	管理 年度	年	管理 戸数	戸	調査 月日	年　月　日	調査員	

道路等級																																		
道路番号																																		
幅員	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	
点検区間			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			点検区間は適当な目標物を見切りにして定める。
所見																																		
変状項目	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	
舗装面 ポットホール	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	合計
		20cm. 2cm未	20cm. 2cm上																															
舗装面 ひび割れ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		5mm未	5mm上																															
舗装面 対構造物段差（補修跡段差）	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		2cm未	2cm上																															
舗装面 表面劣化	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	サンプル数
		付着	ｻﾞﾗｻﾞﾗ																															
舗装面 補修跡	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		小	大																															平均
街渠・桝・縁石 桝間の下がり	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		2cm未	2cm上																															
街渠・桝・縁石 街渠・桝・縁石の破損	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		隅欠け	部材 大半																															
得点計																																		

①舗装面の　a表面剥離、bかまぼこ形状、②桝の詰まり等で特に異常があれば所見欄に記入する。

別添様式14-1

■法面・擁壁変状票

団地名		法面・擁壁番号	

点検年月日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
法面変状形態	1.変状なし (0) 2.クラック (5・10) 3.ハラミ・盤ぶくれ (5・10) 4.小崩壊・滑落 (5・10) 5.オーバーハング (5・10) 6.ガリー侵食・小 (5) 7.ガリー侵食・大 (10) 8.表面保護工の変状 (5・10) 1.植生剥離・裸地　2.踏跡（小・大） 3.樹木の木根露出(少・多) 4.土砂流出（法枠・路面・排水溝） 5.人為的な変状（　　） 6.倒木の可能性（　あり　・　なし　） 変状発生箇所〔　　〕 小計〔　　〕	1.変状なし (0) 2.クラック (5・10) 3.ハラミ・盤ぶくれ (5・10) 4.小崩壊・滑落 (5・10) 5.オーバーハング (5・10) 6.ガリー侵食・小 (5) 7.ガリー侵食・大 (10) 8.表面保護工の変状 (5・10) 1.植生剥離・裸地　2.踏跡（小・大） 3.樹木の木根露出(少・多) 4.土砂流出（法枠・路面・排水溝） 5.人為的な変状（　　） 6.倒木の可能性（　あり　・　なし　） 変状発生箇所〔　　〕 小計〔　　〕	1.変状なし (0) 2.クラック (5・10) 3.ハラミ・盤ぶくれ (5・10) 4.小崩壊・滑落 (5・10) 5.オーバーハング (5・10) 6.ガリー侵食・小 (5) 7.ガリー侵食・大 (10) 8.表面保護工の変状 (5・10) 1.植生剥離・裸地　2.踏跡（小・大） 3.樹木の木根露出(少・多) 4.土砂流出（法枠・路面・排水溝） 5.人為的な変状（　　） 6.倒木の可能性（　あり　・　なし　） 変状発生箇所〔　　〕 小計〔　　〕	1.変状なし (0) 2.クラック (5・10) 3.ハラミ・盤ぶくれ (5・10) 4.小崩壊・滑落 (5・10) 5.オーバーハング (5・10) 6.ガリー侵食・小 (5) 7.ガリー侵食・大 (10) 8.表面保護工の変状 (5・10) 1.植生剥離・裸地　2.踏跡（小・大） 3.樹木の木根露出(少・多) 4.土砂流出（法枠・路面・排水溝） 5.人為的な変状（　　） 6.倒木の可能性（　あり　・　なし　） 変状発生箇所〔　　〕 小計〔　　〕
擁壁変状形態	1.変状なし (0) 2.変状（小） (5) 3.変状（中） (10) 4.変状〔大〕 (20) 1.水平変位（　cm） 2.ハラミ（1：　～1：　） 3.傾斜（　cm）　4.不同沈下（　cm） 5.伸縮目地開き（　cm）6.欠損　飛出し 7.クラック（水平、縦、斜、単一） 複数（　本）、最大幅（　cm） 8.ズレ（一部　cm、全体　cm～　cm） 変状発生箇所〔 隅角部・端部・天端コン クリート・一般部 〕 小計〔　　〕	1.変状なし (0) 2.変状（小） (5) 3.変状（中） (10) 4.変状〔大〕 (20) 1.水平変位（　cm） 2.ハラミ（1：　～1：　） 3.傾斜（　cm）　4.不同沈下（　cm） 5.伸縮目地開き（　cm）6.欠損　飛出し 7.クラック（水平、縦、斜、単一） 複数（　本）、最大幅（　cm） 8.ズレ（一部　cm、全体　cm～　cm） 変状発生箇所〔 隅角部・端部・天端コン クリート・一般部 〕 小計〔　　〕	1.変状なし (0) 2.変状（小） (5) 3.変状（中） (10) 4.変状〔大〕 (20) 1.水平変位（　cm） 2.ハラミ（1：　～1：　） 3.傾斜（　cm）　4.不同沈下（　cm） 5.伸縮目地開き（　cm）6.欠損　飛出し 7.クラック（水平、縦、斜、単一） 複数（　本）、最大幅（　cm） 8.ズレ（一部　cm、全体　cm～　cm） 変状発生箇所〔 隅角部・端部・天端コン クリート・一般部 〕 小計〔　　〕	1.変状なし (0) 2.変状（小） (5) 3.変状（中） (10) 4.変状〔大〕 (20) 1.水平変位（　cm） 2.ハラミ（1：　～1：　） 3.傾斜（　cm）　4.不同沈下（　cm） 5.伸縮目地開き（　cm）6.欠損　飛出し 7.クラック（水平、縦、斜、単一） 複数（　本）、最大幅（　cm） 8.ズレ（一部　cm、全体　cm～　cm） 変状発生箇所〔 隅角部・端部・天端コン クリート・一般部 〕 小計〔　　〕
排水施設変状形態（注）	法面 1.異常なし (0) 2.機能障害あり (5・10) 擁壁 1.異常なし (0) 2.機能障害A (2・10) 3.機能障害B (2・10) 1.雑草繁茂　2.U字溝欠損　3.ズレ 4.陥没・沈下　5.クラック 6.土砂・落葉の堆積　7.ゴミ等詰り 8.水抜孔詰り　9.縦排水溝詰り　10.滞水 〔　　〕 〔湧水〕1.乾燥 2.湿潤 3.滲み出し（多・少） 小計〔　　〕	法面 1.異常なし (0) 2.機能障害あり (5・10) 擁壁 1.異常なし (0) 2.機能障害A (2・10) 3.機能障害B (2・10) 1.雑草繁茂　2.U字溝欠損　3.ズレ 4.陥没・沈下　5.クラック 6.土砂・落葉の堆積　7.ゴミ等詰り 8.水抜孔詰り　9.縦排水溝詰り　10.滞水 〔　　〕 〔湧水〕1.乾燥 2.湿潤 3.滲み出し（多・少） 小計〔　　〕	法面 1.異常なし (0) 2.機能障害あり (5・10) 擁壁 1.異常なし (0) 2.機能障害A (2・10) 3.機能障害B (2・10) 1.雑草繁茂　2.U字溝欠損　3.ズレ 4.陥没・沈下　5.クラック 6.土砂・落葉の堆積　7.ゴミ等詰り 8.水抜孔詰り　9.縦排水溝詰り　10.滞水 〔　　〕 〔湧水〕1.乾燥 2.湿潤 3.滲み出し（多・少） 小計〔　　〕	法面 1.異常なし (0) 2.機能障害あり (5・10) 擁壁 1.異常なし (0) 2.機能障害A (2・10) 3.機能障害B (2・10) 1.雑草繁茂　2.U字溝欠損　3.ズレ 4.陥没・沈下　5.クラック 6.土砂・落葉の堆積　7.ゴミ等詰り 8.水抜孔詰り　9.縦排水溝詰り　10.滞水 〔　　〕 〔湧水〕1.乾燥 2.湿潤 3.滲み出し（多・少） 小計〔　　〕
竣工後年数	管理開始年度 1. 自然石の場合 (0) 2. 10年未満 (0) 3. 10年以上20年未満 (0) 4. 20年以上30年未満 (2) 5. 30年以上40年未満 (4) 6. 40年以上50年未満 (6) 7. 50年以上60年未満 (8) 8. 60年以上70年未満 (10) 9. 70年以上 (12) 小計〔　　〕	管理開始年度 1. 自然石の場合 (0) 2. 10年未満 (0) 3. 10年以上20年未満 (0) 4. 20年以上30年未満 (2) 5. 30年以上40年未満 (4) 6. 40年以上50年未満 (6) 7. 50年以上60年未満 (8) 8. 60年以上70年未満 (10) 9. 70年以上 (12) 小計〔　　〕	管理開始年度　年 1. 自然石の場合 (0) 2. 10年未満 (0) 3. 10年以上20年未満 (0) 4. 20年以上30年未満 (2) 5. 30年以上40年未満 (4) 6. 40年以上50年未満 (6) 7. 50年以上60年未満 (8) 8. 60年以上70年未満 (10) 9. 70年以上 (12) 小計〔　　〕	管理開始年度 1. 自然石の場合 (0) 2. 10年未満 (0) 3. 10年以上20年未満 (0) 4. 20年以上30年未満 (2) 5. 30年以上40年未満 (4) 6. 40年以上50年未満 (6) 7. 50年以上60年未満 (8) 8. 60年以上70年未満 (10) 9. 70年以上 (12) 小計〔　　〕
	更新点合計　（　　）	更新点合計　（　　）	更新点合計　（　　）	更新点合計　（　　）

注）S、SWは法面欄に記入。Wは擁壁欄に記入。

別添様式14-2

■擁壁劣化状況票（ブロック積み擁壁）

団地名		法面・擁壁番号	

点検年月日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
擁壁劣化形態（ブロックの劣化評価）	A.目視によるブロックの劣化形態（記録のみ） 1.表面のザラツキ （障害A・障害B・障害C） 2.白色生成物 （障害A・障害B・障害C） 3.ブロック自体のひび割れ （ 有 ・ 無 ） 4.ブロック自体の欠け （ 有 ・ 無 ） 5.ブロック自体の剥離 （ 有 ・ 無 ） 6.ブロック自体の剥落 （ 有 ・ 無 ） 7.ブロック間の目地材の脱落 （ 有 ・ 無 ） 8.ブロック間の目地の開き （ 有 ・ 無 ） 〔　〕	A.目視によるブロックの劣化形態（記録のみ） 1.表面のザラツキ （障害A・障害B・障害C） 2.白色生成物 （障害A・障害B・障害C） 3.ブロック自体のひび割れ （ 有 ・ 無 ） 4.ブロック自体の欠け （ 有 ・ 無 ） 5.ブロック自体の剥離 （ 有 ・ 無 ） 6.ブロック自体の剥落 （ 有 ・ 無 ） 7.ブロック間の目地材の脱落 （ 有 ・ 無 ） 8.ブロック間の目地の開き （ 有 ・ 無 ） 〔　〕	A.目視によるブロックの劣化形態（記録のみ） 1.表面のザラツキ （障害A・障害B・障害C） 2.白色生成物 （障害A・障害B・障害C） 3.ブロック自体のひび割れ （ 有 ・ 無 ） 4.ブロック自体の欠け （ 有 ・ 無 ） 5.ブロック自体の剥離 （ 有 ・ 無 ） 6.ブロック自体の剥落 （ 有 ・ 無 ） 7.ブロック間の目地材の脱落 （ 有 ・ 無 ） 8.ブロック間の目地の開き （ 有 ・ 無 ） 〔　〕	A.目視によるブロックの劣化形態（記録のみ） 1.表面のザラツキ （障害A・障害B・障害C） 2.白色生成物 （障害A・障害B・障害C） 3.ブロック自体のひび割れ （ 有 ・ 無 ） 4.ブロック自体の欠け （ 有 ・ 無 ） 5.ブロック自体の剥離 （ 有 ・ 無 ） 6.ブロック自体の剥落 （ 有 ・ 無 ） 7.ブロック間の目地材の脱落 （ 有 ・ 無 ） 8.ブロック間の目地の開き （ 有 ・ 無 ） 〔　〕
	B.劣化要因（劣化に対する影響度） 1.擁壁天端に樹木あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 2.目地材に植生あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 3.隅角部である ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 〔　〕	B.劣化要因（劣化に対する影響度） 1.擁壁天端に樹木あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 2.目地材に植生あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 3.隅角部である ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 〔　〕	B.劣化要因（劣化に対する影響度） 1.擁壁天端に樹木あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 2.目地材に植生あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 3.隅角部である ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 〔　〕	B.劣化要因（劣化に対する影響度） 1.擁壁天端に樹木あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 2.目地材に植生あり ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 3.隅角部である ・ブロックの劣化に影響していない (0) ・ブロックの劣化に影響している可能性がある (2) ・ブロックの劣化に明らかに影響している (5) 〔　〕
	小計　〔　〕	小計　〔　〕	小計　〔　〕	小計　〔　〕
	C.劣化発生箇所（記録のみ） （ 一般部・天端部・隅角部・端部 ） 〔　〕	C.劣化発生箇所（記録のみ） （ 一般部・天端部・隅角部・端部 ） 〔　〕	C.劣化発生箇所（記録のみ） （ 一般部・天端部・隅角部・端部 ） 〔　〕	C.劣化発生箇所（記録のみ） （ 一般部・天端部・隅角部・端部 ） 〔　〕
	D.補修箇所の再劣化（記録のみ） （ 有 ・ 無 ） 〔　〕	D.補修箇所の再劣化（記録のみ） （ 有 ・ 無 ） 〔　〕	D.補修箇所の再劣化（記録のみ） （ 有 ・ 無 ） 〔　〕	D.補修箇所の再劣化（記録のみ） （ 有 ・ 無 ） 〔　〕
特記事項				
	更新点合計　（　）	更新点合計　（　）	更新点合計　（　）	更新点合計　（　）

別添様式14-3

■法面・擁壁変状手簿

団地コード：〇〇〇〇			
団地名：〇〇団地	法面擁壁番号：SW-〇	管理開始年度：昭和〇年	センター名：〇〇
変状箇所：〇	位置：No.〇-B+〇m		

経過観測の方針

（1）変状の状態

（2）経過観測の方針

写真

変状図

測定記録

測定年月日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日
測定者						
変状						
①						
②						
③						
④						
備考						

※本様式の作成対象については、別途指示による。（点検者は基本的に測定記録欄の記入を行う。）

別添様式15

■のり面・擁壁総括票

支 社	（ ）	団 地	（ ）	年 度		作成日	

番 号	のり面	擁 壁	排 水	固定点	変 状 点							
					4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
	（㎡）	（㎡）	（m）		・	・	・	・	・	・	・	・
―												
―												
―											

別添様式16

■計画点検総括表 （遊戯施設修繕）

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低 / 中高	計	

No.	施設名称	標準	主要部材	劣化度の推移 ．．／．．／．．／．．	備考
計					

＜全体平面図＞

・施設番号を記入

- S：金属
- W：木
- F：FRP
- C：コンクリート

別添様式17

計画点検票（遊戯施設修繕）	(コード) 団地名	（　　）	管理年度	年	管理戸数	戸	調査月日	年　月　日	調査員	

遊戯施設-1 -2 の劣化判定に使用する。当該項目を判定する。																											遊戯施設ごとに、該当項目のみを記入する。
	名　称																										
	材　質																										
	一連番号																										
	所　見																										

変状項目		なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	
遊戯施設2	(1)鉄筋露出	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	合　計
			1～2ヶ所	3ヶ所以上、1/3																									
	(2)人造石研出し等	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		5%未	5～15%	15%上																									
	(3)木部腐食	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	サンプル数
			浅い割	深い割																									
	(4)ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ、FRP等の劣化	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
			傷　少	傷　多																									
遊戯施設1・2共通	(5)金属腐食	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
			メッキ 損傷	錆剥離																									
	(6)変　状	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	平　均
			軽　曲	大　曲																									
	(7)ﾎﾞﾙﾄ･ﾅｯﾄ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		締直る	腐食で固	腐食で不動																									
	(8)全体の固定具合	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
			ガタ有	ガタ･グラ有																									
得　点　計																													

可動機構（a金属腐食、b摩耗、開き、c変状、dボルト・ナット、e木部腐食、f可動部の滑さ、g可動方向の正確さ）等で特に異常があれば所見欄に記入する。

別添様式18

■計画点検総括表（通路修繕）

①ｺﾝｸﾘｰﾄ　②ｺﾝｸﾘｰﾄ以外

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低	中高	計
全体数量	ｺﾝｸﾘｰﾄ 本 m	ｺﾝｸﾘｰﾄ以外 本 m	点検数量	ｺﾝｸﾘｰﾄ 本 m	ｺﾝｸﾘｰﾄ以外 本 m

等級	No.	現状仕様	幅員（m）	延長（m） ①	延長（m） ②	劣化度の推移 . .	. .	. .	. .	備考
計										

〈全体平面図〉

・通路番号を記入

別添様式19

計画点検票 （通路修繕-コンクリート舗装）	（ｺｰﾄﾞ） 団地名	（　　）	管理年度	年	管理戸数	戸	調査月日	年　月　日	調査員	

道路等級																									点検区間は適当な目標物を見切りにして定める。
道路番号																									
幅員	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	
点検区間			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m	
所見																									
項目	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	合計
経年劣化・歩行障害 ひび割れ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		2cm未	2cm上																						
経年劣化・歩行障害 表面劣化	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	サンプル数
		付着	ザラザラ																						
経年劣化・歩行障害 破損	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	平均
		2cm未	2cm上																						
補修跡	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		点在小	点在大																						
得点計																									

歩行障害となる舗装面のa段差、b水、土砂の溜り等で特に異常があれば所見欄に記入する。

別添様式20

計画点検票 （通路修繕-コンクリート以外）	（ｺｰﾄﾞ） 団地名	（　　）	管理 年度	年	管理 戸数	戸	調査 月日	年　月　日	調査員	

道路等級																									点検区間は適当な目標物を見切りにして定める。
道路番号																									
幅員	W=　m			W=　m			W=　m			W=　m			W=　m			W=　m			W=　m			W=　m		
点検区間	から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m		
所見																									合計
変状項目	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	
経年劣化・歩行障害　破損	0	1 2cm未	2 2cm上	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
経年劣化・歩行障害　表面劣化	0	1 付着	2 ザラザラ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	サンプル数
経年劣化・歩行障害　不陸	0	1 直線	2 波形	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
補修跡	0	1 点在小	2 点在大	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	平均
得点計																									

歩行障害となる舗装面のa段差、b水、土砂の溜まり等で異常があれば所見欄に記入する。

別添様式21

■計画点検総括表（外柵修繕）

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低	中高	計
全体数量	金網柵・パイプ柵・メッシュフェンス　本 m	点検数量	金網柵・パイプ柵・メッシュフェンス　本 m		

No.	現状仕様	高さ（m）	延長（m）	劣化度の推移 ・・	・・	・・	・・	備考
計								

＜全体平面図＞

・線区番号を記入

別添様式22

計画点検票 （外柵修繕ー金網柵・メッシュフェンス）	（ｺｰﾄﾞ） 団地名	（　　）	管理 年度	年	管理 戸数	戸	調査 月日	年　月　日	調査員	

外柵番号																												点検区間は適当な目標物を見切りにして定める。
高さ	H=　m			H=　m			H=　m			H=　m			H=　m			H=　m			H=　m			H=　m			H=　m		
点検区間	から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m		
所見																												合計
変状項目	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	
金網 変形、破れ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		小さく	大きく																									サンプル数
金網 網端の固定不良	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		1辺	2辺上																									
胴縁・支柱 腐食	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		錆	欠損30%上																									平均
胴縁・支柱 変形	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		軽微	折断																									
得点計																												

①金網の腐食、②基礎のa破損、露出、bぐらつき等で特に異常があれば所見欄に記入する。

別添様式23

計画点検票（外柵修繕－パイプ柵）	（ｺｰﾄﾞ）団地名	（　　）	管理年度	年	管理戸数	戸	調査月日	年　月　日	調査員	

外柵番号																											点検区間は適当な目標物を見切りにして定める。
高さ	H=　m			H=　m			H=　m			H=　m			H=　m			H=　m			H=　m			H=　m				
点検区間	から　まで　m			から　まで　m			から　まで　m			から　まで　m			から　まで　m			から　まで　m			から　まで　m			から　まで　m				
所見																											
変状項目	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	合計
立子 腐食	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		メッキ損傷	錆剥離																									
立子 変形・外れ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	サンプル数
		数少	数多																									
支柱・フレーム 腐食	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		メッキ損傷	錆剥離																									
支柱・フレーム 変形	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	平均
		軽微	折断																									
得点計																											

①基礎のa破損、露出、bぐらつき等で特に異常があれば所見欄に記入する。

別添様式24

雨水浸透施設　計画点検　点検票

団地名			
調査年月日			
調査者			
系統番号			
桝番号			
桝種別			
桝立地			
桝蓋材質			
桝蓋形状			
桝天端状況			
桝規格（mm）			
泥溜深（cm）			
	前回点検結果・管番号 / 点検・確認結果	前回点検結果・管番号 / 点検・確認結果	前回点検結果・管番号 / 点検・確認結果
桝内部状況		良好・中程度・重大	良好・中程度・重大	良好・中程度・重大
桝内湛水状況		湛水無・一部湛水・湛水	湛水無・一部湛水・湛水	湛水無・一部湛水・湛水
土砂堆積厚（cm）				
トレンチ管土砂堆積厚（cm）				
所見			

系統番号			
桝番号			
桝種別			
桝立地			
桝蓋材質			
桝蓋形状			
桝天端状況			
桝規格（mm）			
泥溜深（cm）			
	前回点検結果・管番号 / 点検・確認結果	前回点検結果・管番号 / 点検・確認結果	前回点検結果・管番号 / 点検・確認結果
桝内部状況		良好・中程度・重大	良好・中程度・重大	良好・中程度・重大
桝内湛水状況		湛水無・一部湛水・湛水	湛水無・一部湛水・湛水	湛水無・一部湛水・湛水
土砂堆積厚（cm）				
トレンチ管土砂堆積厚（cm）				
所見			

系統番号			
桝番号			
桝種別			
桝立地			
桝蓋材質			
桝蓋形状			
桝天端状況			
桝規格（mm）			
泥溜深（cm）			
	前回点検結果・管番号 / 点検・確認結果	前回点検結果・管番号 / 点検・確認結果	前回点検結果・管番号 / 点検・確認結果
桝内部状況		良好・中程度・重大	良好・中程度・重大	良好・中程度・重大
桝内湛水状況		湛水無・一部湛水・湛水	湛水無・一部湛水・湛水	湛水無・一部湛水・湛水
土砂堆積厚（cm）				
トレンチ管土砂堆積厚（cm）				
所見			

別添様式25

雨水浸透施設　点検結果入力シート

調査年月日

系統番号																		
桝番号																		
桝内部状況　0:良好;1:中程度;2:重大																		
桝内湛水状況　0:湛水無;1:一部湛水;2:湛水																		
土砂堆積厚　（cm）																		
余裕高　（cm）																		
管閉塞厚（cm）	①																	
	②																	
	③																	
所見																		

別添様式26

計画点検　　点検票　　屋内給水管

団地名〔コード〕		点検・箇所	No.1		No.6		点検日	
			No.2		No.7			
管理年度	年度		No.3		No.8		氏名	
			No.4		No.9			
			No.5		No.10			

劣化種別		評価基準及び配点									評価点					
		直管部			継手部			ネジ部			点検箇所	直管部	継手部	ネジ部	評価点	
外面腐食	浸食	なし	あり		なし	あり		なし	あり						合計点	(1) 合計点／点検箇所数
		0	3		0	3		0	3							
											小計	点	点	点	点	点
	錆び	なし	50%未満	50%以上	なし	50%未満	50%以上	なし	50%未満	50%以上					合計点	(2) 合計点／点検箇所数
		0	1	2	0	1	2	0	1	2						
											小計	点	点	点	点	点
食	漏水の痕跡	なし	あり		なし	あり		なし	あり						合計点	(3) 合計点／点検箇所数
		0	5		0	5		0	5							
											小計	点	点	点	点	点

〔全体所見〕

総合評価点
(1)+(2)+(3)
点

別添様式27

計画点検　　点検票　　雑排水管

団地名		点検・箇所	No.1		No.6		点検日	
〔コード〕	〔　　〕		No.2		No.7			
			No.3		No.8		氏名	
管理年度	年度		No.4		No.9			
			No.5		No.10			

劣化種別		評価基準及び配点									評価点					
		直管部			継手部			ネジ部			点検箇所	直管部	継手部	ネジ部	評価点	
外面腐食	浸食	なし		あり	なし		あり	なし		あり					合計点	（1） 合計点 点検箇所数
		0		3	0		3	0		3					合計点	点
											小計	点	点	点	点	点
	錆び	なし	50%未満	50%以上	なし	50%未満	50%以上	なし	50%未満	50%以上					合計点	（2） 合計点 点検箇所数
		0	1	2	0	1	2	0	1	2					合計点	点
											小計	点	点	点	点	点
食	漏水の痕跡	なし		あり	なし		あり	なし		あり					合計点	（3） 合計点 点検箇所数
		0		5	0		5	0		5					合計点	点
											小計	点	点	点	点	点

〔全体所見〕

総合評価点

（1）+（2）+（3）

点

別添様式28

計画点検点検票(共用灯設備)

団地名 (コード)		号棟管理 開始年度		点検日	・ ・		
				点検者氏名			
号棟		階層		棟全量	(-) (非) (計)	サンプル数	(-) (非) (計)
前回修繕時期		現状仕様					

劣化種別	劣化数量		評価基準				評価点	所見	備考
汚損	困難		容易	困難	不可				カバー又は表示板の文字等の判定。
	不可		0	1	3				
亀裂(欠損)	あり		なし	あり					カバー又は表示板の亀裂(欠損)の状態。
			0	3					
腐食	0.5%～3.0%未満		0.5%未満	0.5%～3.0%未満	3.0%～5.0%未満	5.0%以上			錆の発生を本体見付面積に対応する率で判定。
	3.0%～5.0%未満								
	5.0%以上		0	1	3	5			
変形	軽微		軽微	全体					カバー又は表示板の変形状態。
	全体		1	2					
変色	全体		自然	全体	ｿｹｯﾄ部				カバー、表示板、本体及びｿｹｯﾄの変色の状態。
	ｿｹｯﾄ部		0	2	3				
異音	あり		なし	あり				ありは、速やかに報告	異状音の発生。
			0	3					
異臭	あり		なし	あり				ありは、速やかに報告	異状臭の発生。
			0	3					
絶縁	1.0MΩ～10MΩ未満		10MΩ以上	1.0MΩ～10MΩ未満	0.5MΩ～1.0MΩ未満	0.1MΩ～0.5MΩ未満			区分開閉器毎の絶縁抵抗値。
	0.5MΩ～1.0MΩ未満								
	0.1MΩ～0.5MΩ未満		0	10	20	30			
取替経過年数	5年～10年未満		5年未満	5年～10年未満	10年～13年未満	13年以上			
	10年～15年未満								
	15年以上		0	1	2	3			
				評価点合計				総合評価点＝評価点合計／サンプル数	総合評価点 ＿＿＿＿ 点

総合所見	
	サンプルした号棟及び場所等を記入のこと。 カバー及びランプをはずし内部の状態についても点検すること。

※ 器具本体の劣化が場所によって異なる場合、サンプル数の半数程度を下記の場所とすること。
器具本体の劣化進行が早い場所 … 人通りの最も多い場所(エントランス・エレベーターホール)、風通しが悪い場所

※ 総合評価点が3点以上の場合は写真を添付する。

別添様式29

計画点検点検票（テレビ受信設備）

団地名 （コード）		号棟管理 開始年度		点検日	・　・		
				点検者氏名			
号　棟		階　層		棟全量 （U・BS計）		ｻﾝﾌﾟﾙ数	
前回修繕時期		現状仕様					

劣化種別	劣化数量		評価基準				評価点	所見	備考
亀　裂	導波器 給電部		なし	導波器の取付部	給電部の取付部	素子の取付部全体			エレメント取付け部に割れが生じている状態
	素子全体		0	1	2	3			
腐　食	0.5%～3.0%未満 3.0%～5.0%未満		0.5%未満	0.5%～3.0%未満	3.0%～5.0%未満	5.0%以上			エレメントの腐食の状態
	5.0%以上		0	1	3	5			
欠損	導波器曲り 導波器欠落		なし	導波器の曲り	導波器の欠落	給電部の曲り欠落			エレメントが曲がったり、欠落している状態
	給電部		0	3	5	8			
取替経過年数	3年～6年未満 6年～10年未満		3年未満	3年～6年未満	6年～10年未満	10年以上			
	10年以上		0	15	25	35			

アンテナ出力端子でUHF・SHFの出力電圧値を測定し、報告すること。

評価点合計		総合評価点＝評価点合計／サンプル数　総合評価点　点

総合所見	サンプルした号棟等を記入のこと。

※　総合評価点が25点以上の場合は写真を添付する。

別添様式30

計画点検点検票（屋外灯設備）

団地名（コード）		号棟管理開始年度		点検日	・ ・
				点検者氏名	
号棟		階層		棟全量	サンプル数
前回修繕時期		現状仕様			

劣化種別	劣化数量		評価基準				評価点	所見	備考
汚損	困難		容易	困難	不可				カバー又は表示板の文字、ポール外面等の判定。
	不可		0	1	2				
亀裂（欠損）	あり		なし	あり					カバー又は表示板亀裂（欠損）の状態。
			0	2					
腐食	0.5%～3.0%未満		0.5%未満	0.5%～3.0%未満	3.0%～5.0%未満	5.0%以上			錆の発生を本体（ポール外面含む）見付面積に対応する率で判定。
	3.0%～5.0%未満								
	5.0%以上		0	1	3	5			
変形	軽微		軽微	全体					カバー又は表示板、ポール外面の変形状態。
	全体		1	2					
変色	全体		自然	全体					カバー、表示板、本体（ポール外面含む）及び変色の状態。
			0	2					
異音	あり		なし	あり				ありは、速やかに報告	異状音の発生。
			0	2					
異臭	あり		なし	あり				ありは、速やかに報告	異状臭の発生。
			0	2					
絶縁	1.0MΩ～10MΩ未満		10MΩ以上	1.0MΩ～10MΩ未満	0.5MΩ～1.0MΩ未満	0.1MΩ～0.5MΩ未満			区分開閉器毎の絶縁抵抗値。
	0.5MΩ～1.0MΩ未満								
	0.1MΩ～0.5MΩ未満		0	10	20	30			
孔開き	あり		なし	あり				ありは、縦横寸法値報告	カバー又は表示板、ポール等の発生。
			0	5					
亀裂、欠損残存率	70%～90%未満		90%以上	70%～90%未満	50%～70%未満	50%未満		残存率70%未満のものは、速やかに報告	コンクリートポールの場合
	50%～70%未満								
	50%未満		0	1	3	5			
肉厚残存率	70%～90%未満		90%以上	70%～90%未満	50%～70%未満	50%未満		残存率70%未満のものは、速やかに報告	鋼管ポールの場合
	50%～70%未満								
	50%未満		0	1	3	5			
灯具取替経過年数	5年～10年未満		5年未満	5年～10年未満	10年～13年未満	13年以上			
	10年～15年未満								
	15年以上		0	1	2	3			
評価点合計								総合評価点＝評価点合計／サンプル数	総合評価点 ＿＿＿＿ 点

総合所見	サンプルした屋外灯番号を記入のこと。

※ サンプル数の半数程度を下記の場所とすること。
　ポールの地際部の劣化進行が早い環境場所 … 植栽内、土の環境で根巻のないポール
※ 総合評価点が3点以上の場合は写真を添付する。

別添様式31

計画点検点検票（動力設備）

団地名 （コード）		号棟管理 開始年度		点検日	・　・		
				点検者氏名			
号棟など		階　層		棟全量		ｻﾝﾌﾟﾙ数	
前回修繕時期		現状仕様					

劣化種別	劣化数量		評価基準				評価点	所見	備考
破損	軽微		なし	軽微	全体				盤の箱体、内部の破損の状態。
	全体		0	1	2				
機能劣化	あり		なし	あり					盤の機能の状態。
			0	2					
腐食	0.5%～3.0%未満		0.5%未満	0.5%～3.0%未満	3.0%～5.0%未満	5.0%以上			錆の発生を導電部見付面積に対応する率で判定。
	3.0%～5.0%未満								
	5.0%以上		0	1	2	3			
変形	軽微		なし	軽微	全体				盤の箱体、内部の変形状態。
	全体		0	1	2				
変色	電源部		自然	電源部	全体				盤の内部の変色の状態。
	全体		0	2	3				
異音	あり		なし	あり					異状音の発生。
			0	5					
異臭	あり		なし	あり					異状臭の発生。
			0	5					
絶縁	5.0MΩ～10MΩ未満		10MΩ以上	5.0MΩ～10MΩ未満	1.0MΩ～5.0MΩ未満	0.2MΩ～1.0MΩ未満			区分開閉器毎の絶縁抵抗値。
	1.0MΩ～5.0MΩ未満								
	0.2MΩ～1.0MΩ未満		0	5	15	20			
取替経過年数	10年～15年未満		10年未満	10年～15年未満	15年～20年未満	20年以上			
	15年～20年未満								
	20年以上		0	2	4	6			
								評価点合計	

総合評価点＝評価点合計／ｻﾝﾌﾟﾙ数

総合評価点　　点

総合所見	サンプルした盤名称を記入のこと。

※　総合評価点が20点以上の場合は写真を添付する。

別添様式32

外壁点検予備調査票　※図面の縮尺は任意とするが、寸法を記入すること。

東立面図



西立面図



南立面図



北立面図



団地名	調査号棟	支社名	ｾﾝﾀｰ名
	丁目　街区　号棟	支社	ｾﾝﾀｰ
(コード)	(コード)	(コード)	(コード)

管理開始年度	立地状況（※1）	屋根形状（※2）	工法区分（※3）	階数	戸数	外壁仕様（※4）
年度				階建	戸	

調査年月日	資格名	調査員氏名
自　令和　年　月　日		
至　令和　年　月　日		

外壁仕様		合　計	東　面	西　面	南　面	北　面
① 外壁点検 面積 ㎡						
	合　計					
② 一部打診 面積 ㎡						
	合　計					
③ 全面打診 面積 ㎡						
	合　計					
④ ①－②：一部打診時のその他の点検面積㎡						
⑤ ①－③：全面打診時のその他の点検面積㎡						
ゴンドラ架替回数		回	回	回	回	回
ゴンドラによる点検が出来ない場合の点検手段	高所作業車		一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面
	仮設足場		一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面
	その他（　）		一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面
上記の概算点検面積						

［建物周辺の状況等］

別添：外壁面積計算書　　枚

［特記事項］

落下防止庇:

植　込　み:

その他の対策:

※1　1:平面　2:丘陵　3:寒冷地　4:海岸地　のいずれかを記入
※2　1:陸屋根（屋上非解放）　2:陸屋根（屋上解放）　3:勾配屋根　のいずれかを記入
※3　1:壁式工法　2:ﾗｰﾒﾝ工法　3:壁式ﾗｰﾒﾝ工法　4:ﾒﾀﾙﾌｫｰﾑ工法　5:壁式ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ工法のいずれかを記入
※4　1:打込ﾀｲﾙ仕上げ　2:ﾓﾙﾀﾙ下地のうえ塗装仕上げ　3:打放しのうえ塗装仕上げ　4:打放しのうえﾀｲﾙ仕上げ　5:ﾓﾙﾀﾙ下地のうえﾀｲﾙ仕上げ　のいずれかを記入

別添様式33

計画点検票（樹体）

No.

団地名			団地コード		調査年月日				
センター名		管理開始年年度	昭和44年	管理戸数			調査員		
樹木No.		樹種名		形状 寸法	H	C	W	推定樹齢	並木No.
空間部位	A：住戸系、B：公園・広場系、C：みち系、D：施設系、E：緑地系、F：その他（　　）								
並木状植栽パターン	A：高木（桝）、B1：高木、B2：高木＋低木、B3：高木+中木、B4：高木＋中木＋低木、B5：多層・複合								

点検項目	点検内容細別	判定基準	判定 得点	判定 判定	写真No.	特記事項
①衰退度	樹冠部の枝葉の枯れや樹形損壊状態	・,樹冠部の2/3以上が枯れ、樹形が著しく損壊している ・幹の太さ又は枝葉密度が同種の他樹木に比べて1/3未満しかない	2			
		・2/3未満ではあるが樹冠、幹、枝葉密度、樹形に異常が見られる ・幹の太さ又は枝葉密度が同種の他樹木に比べて1/3～2/3程度	1			
		・樹冠部の枝葉の枯れや樹形の損壊はほとんど見られない	0			
②危険度	樹木の倒伏、幹折れ、大枝折れ等の危険な状況	・幹や大枝,根元や根に大きな損傷・開口空洞・腐朽、キノコの着床が見られる ・根元から不自然に傾斜し、強く押すと元から揺れる ・倒伏対策として支柱や強剪定が施されている	2			
		・Aほどではないが,幹や大枝、根元や根に損傷や開口空洞、腐朽、不自然な幹の傾きなどが見られる	1			
		・幹や根元や大枝に損傷や開口空洞、腐朽、不自然な傾きは見られない	0			
③植栽密度	他樹木との競合・樹冠部の鬱閉状況及び施設からの被圧状況	・他樹木との競合又は樹冠部が著しく鬱閉(1/2以上の重なり)している。 ・施設からの被圧を著しく受けている	2			
		・1/2未満ではあるが、競合する樹木や樹冠の重なり、施設からの被圧が見られる	1			
		・競合する樹木や樹冠の重なり、施設からの被圧は見られない	0			
④障害度	住環境に及ぼす各種障害の状況 ※　・日照・通風、架線・壁面等接触、外灯・照明、通行、越境、建築限界の逸脱、落果・落葉、樹液等	・住環境性能に係る著しい障害が見られる ・上記対策として強剪定が施されている	2			
		・Aほどではないが障害が見られる	1			
		・特に目立った障害はなく、強剪定もされていない	0			
⑤土壌劣化度	土壌および植込み、植桝の劣化状況	・根元周りの土壌が踏圧等により広範囲に固結化している ・根元周りの表土が流出し、根が露出している ・樹木に根上がりや巻き根による構造物への影響が見られる	2			
		・Aほどではないが踏圧等による土壌の固結化や表土の流出が見られる ・根上がりや巻き根が見られる	1			
		・土壌の固結化や表土の流出は見られない ・根上がりや巻き根が見られない	0			

所見	全景写真

※点検票の記入方法
・判定基準が複数ある場合は、該当する項目すべてに○をつける。
・判定欄の記入は下記のとおりとする
　A：2点　　劣悪な状況
　B：1点　　悪い状況
　C：0点　　良好
・障害度については特記欄に障害の種類を記入する
・判定基準以外で必要な指摘事項や留意事項などを所見欄に示す。
・A・B判定の場合は写真を添付する。

別添様式34

計画点検総括票（樹体）

No.

団地名		センター名		管理開始年度		管理戸数		調査年月日		調査員	○○
団地コード											
並木No.											

樹木No.	樹種	形状・寸法			判定（得点　A:2点、B:1点、C:0点）										5項目の得点合計	総合判定	点検票No.
		H	C	W	①衰退度		②危険度		③過密度		④障害度		⑤土壌劣化度				
					得点	判定	得点	判定	得点	判定	得点	判定	得点	判定			
A判定本数計/得点計																	
A判定比率（（A判定本数/対象本数）%																	

・樹体の総合判定は判定項目のうち一つでもAがあればA判定とする。
・判定比率は小数点以下切り捨てとする。

別添様式35

計画点検票（並木）

No.

団地名		センター名		管理開始年度		管理戸数		調査年月日		調査員	
団地コード											
並木No.		主要樹種				本数	本				
空間部位	A:住戸系、B:公園・広場系、C:みち系、D:施設系、E:緑地系、F:その他（　　）					植栽構造	A:高木（桝）、B1:高木、B2:高木＋低木、B3:高木+中木、B4:高木＋中木＋低木、B5:多層・複合				

点検項目					数量	単位	判定基準	判定		写真No.	特記事項
項目			内容					得点	判定		
	植栽密度	並木の植栽間隔	イ、樹体点検対象木の植栽間隔	最大		m	・植栽間隔が狭い樹木が50%以上ある（樹間ℓ＜樹高1/2H） ・植栽間隔が広い樹木が50%以上ある（樹間ℓ＞樹高2H）	2			
				最小			・植栽間隔が狭い樹木が50%未満ある（樹間ℓ＜樹高1/2H） ・植栽間隔が広い樹木が50%未満ある（樹間ℓ＞樹高2H）	1			
							・樹木の植栽間隔は適切である（樹間ℓ≒樹高H）	0			
	修繕履歴	樹体点検対象木における経常修繕の実施状況	イ、樹体点検対象木の伐採（間引き）本数（切り株）			本	樹体点検対象木の伐採（間引き）痕が全体の30%以上ある 樹体点検対象木ののの30%以上が植え替えられている 樹体点検対象木ののの30%以上に倒伏対策の支柱が設けられている 樹体点検対象木の30%以上に強剪定が施されている	2			
			・樹冠部の枝葉の枯れや樹形損壊はほとんど見られない			本					
			ハ、樹体点検対象木の倒伏対策支柱の設置本数			本	樹体点検対象木の伐採（間引き）痕が全体の10～30%ある 樹体点検対象木の10～30%が植え替えられている 樹体点検対象木の10～30%に倒伏対策の支柱が設けられている 樹体点検対象木の10～30%に強剪定が施されている	1			
			ニ、樹体点検対象木の強剪定本数			本					
							伐採、植え替え、支柱、強剪定等の修繕跡は見られない	0			
	樹体点検対象木以外の植栽樹木の生育状況		イ、樹体点検対象木以外の高木の植栽密度		目視		・全体に植栽間隔が著しく狭く、鬱閉状態である	2			
							・一部植栽間隔の狭い箇所が見られるが、鬱閉するほどではない	1			
							・競合する樹木は無い、または樹体点検対象木以外に高木植栽はない	0			
			ロ、樹体点検対象木以外の高木の衰退度		目視		・生育不良樹木が多く（1/3以上）、著しく衰退が進行している	2			
							・生育不良樹木は見られるが、全体の1/3未満である	1			
							・生育不良樹木はほとんど見られない	0			
所見欄											

※判定結果は　A:２点、著しく高い、著しく多い、著しく悪い
　　B:１点、高い、多い、悪い
　　C:0点、低い、少ない、良い

※数量は目視表示以外は計測結果を示す。
※樹体点検対象木の植栽間隔は並木点検台帳を基に記入する。
※修繕履歴項目のうち1つでもAがあればA判定とする。
※A・B判定の場合、写真を添付する。

別添様式36

計画点検総括票（並木）

No.

団地名		センター名		管理年度		管理戸数		調査年月		調査員	
団地コード											

並木No.																		諸元については並木点検台帳より記入する。
主要樹種																		
空間部位																		
並木延長・本数		延長 m	本数 本			延長 m	本数 本			延長 m	本数 本			延長 m	本数 本			
植栽間隔		最大 m	最小 m			最大 m	最小 m			最大 m	最小 m			最大 m	最小 m			
並木のパターン																		
所見																		
変状項目		C	B	A	C	B	A	C	B	A	C	B	A	C	B	A		
樹体	衰退度	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		・樹体部の判定は樹体別計画点検総括票を基に判定する。 ・並木別点検は、並木別計画点検票を基に判定する。
	判定A比率	10%未満	10%～30%	30%以上														
	危険度	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
	判定A比率	10%未満	10%～30%	30%以上														
	過密度	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
	判定A比率	10%未満	10%～30%	30%以上														
	障害度	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
	判定A比率	10%未満	10%～30%	30%以上														
	土壌劣化	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		合計
	判定A比率	10%未満	10%～30%	30%以上														
並木	植栽間隔 狭いまたは広い	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		サンプル数
		ℓ≒H	ℓ＜H, ℓ＞H	ℓ＜1/2H, ℓ＞2H														
	修繕履歴（伐採痕、植替え、支柱、強剪定）	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
		10%未満	10～30%	30%以上														
	樹体点検対象木以外の樹木の生育状況 植栽密度	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		平均
	樹木の衰退度	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
得点集計																		

※倒伏、幹折れ等の緊急措置が必要な場合、市区町村の保存指定樹木になっている場合については、所見欄に記入する。

※植栽間隔は並木点検台帳に示す数値を基に記入する。（ℓ→植栽間隔、H→樹高）

同一の並木内に間隔が広い個所、狭い個所の両方がある場合は悪いほうの判定に準ずる。

（例）・同一の並木内に狭いパターンのB判定、広いパターンのA判定が存在する場合→A判定（2点）

・同一の並木内に狭いパターンのA判定、広いパターンのB判定が存在する場合→A判定（2点）

・同一の並木内に狭いパターンのB判定のみが存在する場合→B判定（1点）

別添様式37

点 検 業 務 実 施 計 画 書 (年 間)

点検区分(　　)　　業務区分(　　)　　(　　センター)

団地名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考

別添様式38　　（　　センター）

業務区分	点検業務実施計画書（　　月）	センター長	課長	班
実施時期	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで	業務会議日時場所	令和　年　月　日	

独立行政法人都市再生機構　　支社
支社長　　殿　　令和　年　月　日
下記のとおり、令和　年　月の法定点検等業務を実施することとしたので実施計画書を提出します。

受注者
※受注者押印不要

記

業務内容	団地名	数量	備考	業務内容	団地名	数量	備考

※業務指示内容等打合せ記録及び点検業務実施日程表を添付すること。

別添様式39　　（　　センター）

業務区分	点　検　業　務　実　施　報　告　書 （　　月）	センター長	課長	班
実施 時期	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで	業務会議 日時場所	令和　年　月　日	

独立行政法人都市再生機構　　支社
支社長　　殿　　令和　　年　　月　　日
下記のとおり、令和　年　月の法定点検等業務を実施しましたので報告します。

受注者　（住所）
※受注者押印不要

記

業務内容	団地名	数量	備考	業務内容	団地名	数量	備考

※実施計画を変更した場合は、業務指示内容等打合せ記録を添付すること。

別添様式40

法定点検等業務実施日程表（令和　　年　　月分）

センター	人員	点検項目	団地名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

別添様式41

業務請負指示内容等打合せ記録	センター長	課長	班

業務請負名称	令和　年度法定点検等業務（　地区）		
打合せ年月日	令和　年　月　日	業務担当者	
受注者名		管理技術者等	
出席者			

※「橋梁点検」概要

計画点検（土木・造園）のうち、橋梁点検の概要を以下に示します。

表１　橋梁の点検項目の標準　　注:部位･部材区分の「＊印」は、「主要部材」を示す。

部位･部材区分			対象とする項目（損傷の種類）		
			鋼	コンクリート	その他
上部構造（スロープ部、階段部等を含む）	＊主桁		①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ･脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修･補強材の損傷 ⑬遊間の異常 ⑱定着部の異常 ㉑異常な音･振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形･欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離･鉄筋露出 ⑧漏水･遊離石灰 ⑨抜け落ち ⑩補修･補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑱定着部の異常 ⑲変色･劣化 ⑳漏水･滞水 ㉑異常な音･振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形･欠損	―
	＊主桁ゲルバー部				
	＊横桁				
	＊縦桁				
	＊床版				
	＊階段桁（スロープを含む）				
	踏み板				
	蹴上げ				
	対傾構			―	
	横構	上横構			
		下横構			
	主構トラス	＊上･下弦材			
		＊斜材、垂直材			
		＊橋門構			
		＊斜材､垂直材のコンクリート埋込部			
	アーチ	＊アーチリブ		⑥ひびわれ ⑦剥離･鉄筋露出 ⑧漏水･遊離石灰 ⑨抜け落ち ⑩補修･補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑱定着部の異常 ⑲変色･劣化 ⑳漏水･滞水 ㉑異常な音･振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形･欠損	
		＊補剛桁			
		＊吊り材			
		＊支柱			
		＊橋門構			
		＊格点			
		＊吊り材等のコンクリート埋込部			
	ラーメン	＊主構（桁）			
		＊主構（脚）			
	斜張橋	＊斜材			
		＊塔柱			
		塔部水平材			
		塔部斜材			
	＊外ケーブル			―	
	その他				

部位･部材区分			対象とする項目（損傷の種類）		
			鋼	コンクリート	その他
下部構造（スロープ部、階段部等を含む）	＊橋脚	柱部･壁部	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ･脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修･補強材の損傷 ⑳漏水･滞水 ㉑異常な音･振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形･欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離･鉄筋露出 ⑧漏水･遊離石灰 ⑩補修･補強材の損傷 ⑫うき ⑱定着部の異常 ⑲変色･劣化 ⑳漏水･滞水 ㉑異常な音･振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形･欠損	－
		梁部			
		隅角部･接合部			
	＊橋台	胸壁	－		
		竪壁			
		翼壁			
	＊基礎		－	25 沈下･移動･傾斜 26 洗掘	－
	その他				
支承部（スロープ部、階段部等を含む）	支承本体		①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ･脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑬遊間の異常 ⑯支承部の機能障害 ⑳漏水･滞水 ㉑異常な音･振動 ㉓変形･欠損 ㉔土砂詰まり ㉕沈下･移動･傾斜	－	④破断 ⑬遊間の異常 ⑯支承部の機能障害 ⑲変色･劣化 ⑳漏水･滞水 ㉑異常な音･振動 ㉓変形･欠損 ㉔土砂詰まり
	アンカーボルト		①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ･脱落 ④破断 ㉓変形･欠損	－	－
	落橋防止システム		①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ･脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑬遊間の異常 ㉑異常な音･振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形･欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離･鉄筋露出 ⑧漏水･遊離石灰 ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑲変色･劣化 ㉓変形･欠損 ㉔土砂詰まり	－
	沓座モルタル		－	⑥ひびわれ ⑦剥離･鉄筋露出 ⑫うき ⑳漏水･滞水 ㉓変形･欠損	－
	台座コンクリート				
	その他				

部位・部材区分		対象とする項目（損傷の種類）		
		鋼	コンクリート	その他
路上（スロープ部、階段部等を含む）	高欄・防護柵・地覆（スロープ部、階段部等の目隠し板、裾隠し板、手すり含む）	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷 ㉓変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑩補修・補強材の損傷 ⑫うき ⑲変色・劣化 ㉓変形・欠損	－
	中央分離帯			
	伸縮装置（後打ちコンクリートを含む）	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑬遊間の異常 ⑭路面の凹凸 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉓変形・欠損 ㉔土砂詰まり	⑥ひびわれ ⑫うき ㉑異常な音・振動 ㉓変形・欠損	⑬遊間の異常 ⑭路面の凹凸 ⑲変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉓変形・欠損 ㉔土砂詰まり
	遮音施設 照明施設 標識施設 上屋	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑲変色・劣化 ㉓変形・欠損	－	③ゆるみ・脱落 ⑲変色・劣化 ㉓変形・欠損
	縁石	－	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑫うき ⑲変色・劣化 ㉓変形・欠損	－
	舗装（橋台背面アプローチ部を含む）	－	⑭路面の凹凸 ⑮舗装の異常 ㉔土砂詰まり	⑭路面の凹凸 ⑮舗装の異常 ㉔土砂詰まり
排水施設（スロープ部、階段部等を含む）	排水ます	①腐食 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑲変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉓変形・欠損 ㉔土砂詰まり	－	④破断 ⑲変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉓変形・欠損 ㉔土砂詰まり
	排水管			
	その他			

部位･部材区分	対象とする項目（損傷の種類）		
	鋼	コンクリート	その他
点検施設 （スロープ部、階段部等を含む）	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ･脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ㉑異常な音･振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形･欠損	－	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ･脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ㉑異常な音･振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形･欠損
添架物 （スロープ部、階段部等を含む）			
袖擁壁	－	⑥ひびわれ ⑦剥離･鉄筋露出 ⑧漏水･遊離石灰 ⑫うき ⑲変色･劣化 ㉓変形･欠損 ㉕沈下･移動･傾斜	－

部位･部材区分		対象とする項目（損傷の種類）		
		鋼	コンクリート	その他
カルバート本体	頂版	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ･脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修･補強材の損傷 ⑱定着部の異常 ㉑異常な音･振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形･欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離･鉄筋露出 ⑧漏水･遊離石灰 ⑩補修･補強材の損傷 ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑱定着部の異常 ⑲変色･劣化 ⑳漏水･滞水 ㉑異常な音･振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形･欠損 ㉕沈下･移動･傾斜	―
	側壁			
	底版			
	ストラット			
	その他			
継手	連結部			⑲変色･劣化 ㉓変形･欠損
	遊間部			
	縦方向連結部			
	その他			
ウイング				

表２　橋梁の計画点検における標準的な方法

材料	番号	損傷の種類	点検の標準的方法	必要に応じて採用することのできる方法の例
鋼	①	腐食	目視、ノギス、点検ハンマー	超音波板厚計による板厚計測
	②	亀裂	目視	渦流探傷試験、磁紛探傷試験、超音波探傷試験、浸透探傷試験
	③	ゆるみ･脱落	目視、点検ハンマー	ボルトヘッドマークの確認、打音検査、超音波探傷（F11T 等）、軸力計を使用した調査
	④	破断	目視、点検ハンマー	打音検査（ボルト）
	⑤	防食機能の劣化	目視	写真撮影（画像解析による調査） インピーダンス測定、膜厚測定、付着性試験
コンクリート	⑥	ひびわれ	目視、クラックゲージ	写真撮影（画像解析による調査）
	⑦	剥離･鉄筋露出	目視、点検ハンマー	打音検査、写真撮影（画像解析による調査）
	⑧	漏水･遊離石灰	目視	－
	⑨	抜け落ち	目視	－
	⑪	床版ひびわれ	目視、クラックゲージ	写真撮影（画像解析による調査）
	⑫	うき	目視、点検ハンマー	打音検査、赤外線調査
その他	⑬	遊間の異常	目視、コンベックス	－
	⑭	路面の凹凸	目視、コンベックス、ポール	－
	⑮	舗装の異常	目視、コンベックス又は クラックゲージ	－
	⑯	支承の機能障害	目視	移動量測定
	⑰	その他		－
共通	⑩	補修･補強材の損傷	目視、点検ハンマー	打音検査、赤外線調査
	⑱	定着部の異常	目視、点検ハンマー、 クラックゲージ	打音検査、赤外線調査
	⑲	変色･劣化	目視	－
	⑳	漏水･滞水	目視	赤外線調査
	㉑	異常な音･振動	聴覚、目視	－
	㉒	異常なたわみ	目視	測量
	㉓	変形･欠損	目視、水糸、コンベックス	－
	㉔	土砂詰まり	目視	－
	㉕	沈下･移動･傾斜	目視、水糸、コンベックス	測量
	㉖	洗掘	目視、ポール	カラーイメージングソナー

点検体制

計画点検は、橋梁に関して十分な知識と実務経験を有する者がこれを行わなければなりません。

点検の実施に当たっては「対策区分の判定」（損傷原因の推定や確定、所見の記録を含む。）及び「健全性の診断」を行う橋梁検査員、「損傷程度の評価」を行う橋梁点検員を定めるものとします。

点検業務に携わる橋梁検査員、橋梁点検員として必要な要件の標準は、次のとおりとします。

a. 橋梁検査員･･･「対策区分の判定」及び「健全性の診断」を行うのに必要な次の能力と実務経験を有する者とする。

・橋梁に関する相応の資格又は相当の実務経験を有すること
・橋梁の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること
・点検に関する相当の技術と実務経験を有すること
・点検結果を照査できる技術と実務経験を有すること

b. 橋梁点検員･･･損傷程度の評価を行うのに必要な次の能力と実務経験を有する者とする。

・橋梁に関する実務経験を有すること
・橋梁の設計、施工に関する基礎知識を有すること
・点検に関する技術と実務経験を有すること

点検作業班の編成人員を表３に示します。この表を参考に点検内容や現地状況等を考慮して、編成人員を定めます。

表３　点検作業班の編成人員

近接手段	橋梁点検車等	その他の施設
橋梁点検員	1人　注1)	1人　注2)
点検補助員	2人　注1)	2人　注2)
点検車運転員	1人　注1)	－
交通整理員	注3)	－

注1）橋梁点検車等：点検に必要な範囲、交通状況、橋梁及び使用する機器の条件を考慮して適切な編成人員を決定

注2）その他の施設：検査路、船、塗装足場等を利用する場合であり、 現地条件や点検方法（項目、 器具等）を考慮して編成人員を決定

注3）交通整理員：交通整理員は、「道路工事保安施設設置基準（案）」に基づいて編成人員を決定

なお、点検作業に携わる人員の名称及び作業内容は次のとおり

a. 橋梁点検員･･･橋梁点検員は、点検作業班を統括し、安全管理について留意して、各作業員の行動を掌握するとともに、点検補助員との連絡を密にして点検調査を実施

b. 点検補助員･･･点検補助員は、橋梁点検員の指示により、点検作業の補助を行う他、点検車歩廊部（油圧屈伸式にあっては、点検作業台）の移動操作、点検車運転員及び交通整理員との連絡・調整を行う。必要に応じて、ロープアクセス技術を活用して写真撮影、スケッチ等を行うこともある。

c. 点検車運転員･･･点検車運転員は、橋梁点検員の指示に従い点検車の移動等を行う

d. 交通整理員･･･交通整理員は、点検時の交通障害を防ぎ点検作業員の安全を確保

安全対策

計画点検は、道路交通，第三者及び点検に従事する者に対して適切な安全対策を実施して行わなければなりません。

損傷状況の把握

計画点検の結果、損傷を発見した場合は、部位、部材の最小評価単位（以下、「要素」という。）毎、損傷の種類毎に損傷の状況を把握するものとします。この際、損傷状況に応じて、効率的な維持管理をする上で必要な情報を詳細に把握するものとします。

損傷程度の評価

損傷の程度については、「損傷評価基準」に基づいて要素毎、損傷種類毎に評価するものとします。

判定区分

計画点検では、橋梁の損傷状況を把握したうえで、構造上の部材区分あるいは部位毎、損傷種類毎の対策区分について、「対策区分判定要領」を参考にしながら、表４の判定区分による判定を行うこととします。

Ａ 以外の判定区分については、損傷の状況、損傷の原因、損傷の進行可能性、当該判定区分とした理由など、計画点検後の維持管理に必要な所見を記録するものとします。

加えて、複数の部材の複数の損傷を総合的に評価するなど、橋梁全体としての状態についての所見も記録するものとします。

表４　対策区分の判定区分

判定区分	判定の内容
A	損傷が認められないか，損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C1	予防保全の観点から，速やかに補修等を行う必要がある。
C2	橋梁構造の安全性の観点から，速やかに補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から，緊急対応の必要がある。
E2	その他，緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S1	詳細調査の必要がある。
S2	追跡調査の必要がある。

補修等の必要性の判定

橋梁の効率的な維持・補修等の計画を立案するため、構造上の部材区分あるいは部位毎に、損傷の種類、損傷の状態、部位、部材の重要度、損傷の進行可能性を考慮して、補修等の必要性と緊急性について判定するものとします。

緊急対応の必要性の判定

安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害予防を図るため、損傷の発生している部材・部位とその程度、周囲の状況を総合的に考慮して、緊急対応の必要性について判定するものとします。

維持工事で対応する必要性の判定

当該部材・部位の機能を良好な状態に保つため、損傷の種類と規模，発生箇所を考慮して、日常の維持工事で早急に対応することの必要性と妥当性について判定するものとします。

詳細調査の必要性の判定

計画点検で把握できる損傷の状況には限界があり、損傷原因や規模、進行可能性などが不明で、補修等の必要性の判定が困難である場合には、部材・部位の重要度も考慮して、詳細調査の必要性について判定するものとします。

定期点検結果の記録

計画点検で行った損傷についての点検結果は、適切な方法で記録し、蓄積しておかなければなりません。

「損傷評価基準」及び「対策区分判定要領」

※評価基準は、部材種類に対しての損傷事象毎にまとめられています。

鋼部材の損傷 ① 腐 食 ② 亀 裂 ③ ゆるみ・脱落 ④ 破 断 ⑤ 防食機能の劣化 コンクリート部材の損傷 ⑥ ひびわれ ⑦ 剥離・鉄筋露出 ⑧ 漏水・遊離石灰 ⑨ 抜け落ち ⑪ 床版ひびわれ⑫ うき その他の損傷 ⑬ 遊間の異常 ⑭ 路面の凹凸 ⑮ 舗装の異常⑯ 支承の機能障害⑰ その他 共通の損傷 ⑩ コンクリート補強材の損傷 ⑱ 定着部の異常 ⑲ 変色・劣化 ⑳ 漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒ 異常なたわみ ㉓ 変形・欠損 ㉔ 土砂詰り ㉕ 沈下・移動・傾斜 ㉖ 洗掘

それぞれの損傷の特徴と評価区分等を以下にまとめます。

① 腐食	**腐食は、(塗装やメッキなどによる防食措置が施された)普通鋼材では集中的に錆が発生している状態、または錆が極度に進行し断面減少や腐食を生じている状態をさす。耐候性鋼材の場合には、安定錆が形成されず異常な錆が生じている場合や、極度な錆の進行により断面減少が著しい状態をさす。** **腐食しやすい個所は漏水の多い桁端部、水平材上面など滞水しやすい箇所、支承部周辺、通気性、排水性の悪い連結部、泥、ほこりの堆積しやすい下フランジの上面、溶接部等である。**

評価区分

区分	一般的状況		備考
	損傷の深さ	損傷の面積	
a	損傷なし		
b	小	小	
c	小	大	
d	大	小	
e	大	大	
大：鋼材表面に著しい膨張が生じているか，または明らかな板厚減少が視認できる。 小：錆は表面的であり，著しい板厚の減少は視認できない。		大：着目部分の全体的に錆が生じている。または着目部分に拡がりのある発錆箇所が複数ある。 小：損傷箇所の面積が小さく局部的である。	

② 亀裂	鋼材に生じた亀裂である。鋼材の亀裂は，応力集中が生じやすい部材の断面急変部や溶接接合部などに多く現れる。亀裂は鋼材内部に生じる場合もあるので外観性状だけからは検出不可能である。 亀裂の大半は、極めて小さく溶接線近傍のように表面性状がなめらかでない場合には表面きずや錆等による凹凸の陰影との見分けがつきにくいことがある。なお塗装がある場合に表面に開口した亀裂は塗膜われと伴うことも多い。

評価区分　※b評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
c	断面急変部，溶接接合部などに塗膜われが確認できる。 亀裂を生じているが，線状でないか，線状であってもその長さがきわめて短く，さらに数が少ない場合。
e	線状の亀裂が生じている。または，直下に亀裂が生じている疑いを否定できない塗膜われを生じている。

③ゆるみ・脱落	ボルトにゆるみが生じたり、ナットやボルトが脱落している状態。ボルトが折損しているものも含む。 ここでは，普通ボルト、高力ボルト、リベット等、の種類や使用部位等に関係なく全てのボルト、リベットを対象としている。

評価区分　※b評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
c	ボルトのゆるみや脱落を生じているがその数が少ない。（一群あたり本数の5％未満である）
e	ボルトのゆるみや脱落を生じているがその数が多い。（一群あたり本数の5％以上である）

④ 破断	鋼部材が完全に破断しているか、破断しているとみなせる程度に断裂している状態である。 床組部材や対傾構・横構などの2次部材、あるいは高欄、ガードレール、添架物やその取り付け部材などに多くみられる。

評価区分　※b評価区分、c評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
e	破断している

⑤ 防食機能の劣化	ボルトにゆるみが生じたり、ナットやボルトが脱落している状態。ボルトが折損しているものも含む。 ここでは、普通ボルト、高力ボルト、リベット等、の種類や使用部位等に関係なく全てのボルト、リベットを対象としている。

評価区分　※b評価区分「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況		
	分類1；防食機能：塗装	分類2；防食機能：めっき、金属溶射	分類3；防食機能：耐候性鋼材
性状損傷	防食皮膜の劣化により変色，ひびわれ，ふくれ，はがれ等が生じている状態。		安定錆が形成されていない状態。
a	損傷なし	損傷なし	損傷なし（安定錆は粒子が細かく，一様に分布，黒褐色を呈す） （安定錆の形成過程では黄色，赤色，褐色を呈す）
c	最外層の防食皮膜に変色を生じたり，局所	局所的に防食皮膜が劣化し，点錆が	錆の大きさは 1～5mm 程度で粗い

	的なうきが生じている。	発生する	
d	部分的に防食皮膜が剥離し，下塗りが露出する	－	錆の大きさは 5～25mm 程度のうろこ状である
e	防食皮膜の劣化範囲が広く，点錆が発生する	防食皮膜の劣化範囲が広く，点錆が発生する	錆は層状の剥離がある

⑥ ひびわれ　**コンクリート部材の表面にひびわれが生じている。**

評価区分

区分	一般的状況		備考
	最大ひびわれ幅に着目した程度	最小ひびわれ間隔に着目した程度	
a	損傷なし		
b	小	小	
c	小	大	
	中	小	
d	中	大	
	大	小	
e	大	大	
大：ひびわれ幅が大きい（RC構造物 0.3mm 以上，PC構造物 0.2mm 以上） 中：ひびわれ幅が中位（RC構造物 0.2mm 以上 0.3mm 未満，PC構造物 0.1mm 以上 0.2mm 未満） 小：ひびわれ幅が小さい（RC構造物 0.2mm 未満，PC構造物 0.1mm 未満）		大：ひびわれ間隔が小さい（最小ひびわれ間隔が概ね 0.5m 未満） 小：ひびわれ間隔が大きい（最小ひびわれ間隔が概ね 0.5m 以上）	

※「損傷パターンの区分―損傷パターンを下表によって区分し，対応するパターンの番号を記録する。」ことになっているが、省略します。

⑦ 剥離・鉄筋露出　**コンクリート部材の表面が剥離している状態。剥離部で鉄筋が露出している場合を鉄筋露出という。**

評価区分　※b評価区分「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
c	剥離のみが生じている
d	鉄筋が露出しているが，鉄筋の腐食は軽微である。
e	鉄筋が露出しており，鉄筋が著しく腐食している。

⑧ 漏水・遊離石灰　**コンクリートの打継目やひびわれ部等から、水や石灰分の滲出や漏出が生じている状態をいう。**

評価区分　※b評価区分「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
c	ひびわれから漏水が生じているが，錆汁や遊離石灰はほとんど見られない。
d	ひびわれからの遊離石灰が生じているが，錆汁はほとんど見られない。
e	ひびわれから著しい漏水や遊離石灰が生じている。あるいは漏水に著しい泥や錆汁の混入が認められる。

⑨ 抜け落ち	コンクリート床版（間詰コンクリートを含む）からコンクリート塊が抜け落ちることをいう。 床版の場合には亀甲状のひびわれを伴うことが多いが、間詰めコンクリートや張り出し部のコンクリートでは周囲に顕著なひびわれを伴うことなく鋼材間でコンクリート塊が抜け落ちることもある。

評価区分　※b評価区分、c評価区分、d評価区分「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
e	コンクリート塊の抜け落ちがある

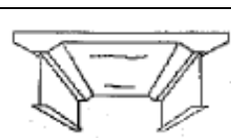
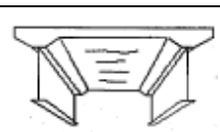
⑩ コンクリート補強材の損傷	鋼板，炭素繊維シート、ガラスクロスなどのコンクリート部材表面に設置された補強材料や塗装などの被覆材料にうき、変形、剥離などの変状を生じた状態をいう。

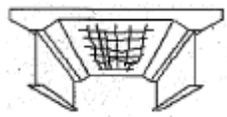
評価区分　※b評価区分、d評価区分「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況			
	分類1；補強材料：鋼板	分類2；補強材料：繊維	分類3；補強材料：鉄筋コンクリート	分類4：補強材料：塗装
性状 損傷	鋼板，炭素繊維シート，ガラスクロスなどのコンクリート部材表面に設置された補強材料や塗装などの被覆材料にうき，変形，剥離などの変状を生じた状態をいう。			
a	損傷なし	損傷なし	損傷なし	損傷なし
c	補修部の鋼板のうきは発生していないが，シール部が一部剥離し，錆及び漏水が見られる	補強材に軽微な変状がある 補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が生じている	補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が生じている	塗装の剥離が見られる
e	補修部の鋼板のうきが大きく発生している。シール部分がほとんど剥離し，一部にコンクリートアンカーのうきがみられ，錆及び漏水が著しい	補強材に著しい変状がある，断裂している あるいは，補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が大量に生じている	補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が大量に生じている	塗装がはがれ，補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が大量に生じている

⑪ 床版ひびわれ	コンクリート床版を対象としたひびわれであり、床版下面に一方向または二方向のひびわれを生じている状態。

評価区分

区分	一 般 的 状 況	
	ひびわれ幅に着目した程度	ひびわれ間隔に着目した程度
a	損傷なし	
b	〔ひびわれ間隔と性状〕　ひびわれは主として1方向のみで，最小ひびわれ間隔が概ね1.0m 以上 〔ひびわれ幅〕　最大ひびわれ幅が 0.05mm 以下(ヘアークラック程度)	
c	〔ひびわれ間隔と性状〕　主として1方向のみ，または 0.5m 程度の格子状 〔ひびわれ幅〕　0.1mm 以下が主であるが，一部に 0.1mm 以上も存在する	
d	〔ひびわれ間隔と性状〕　主として1方向のみ，または 0.5m～0.2m 程度の格子状 〔ひびわれ幅〕　0.2mm 以下が主であるが，一部に 0.2mm 以上も存在する	

e	〔ひびわれ間隔と性状〕　主として1方向のみ、または格子状に発生 〔ひびわれ幅〕　0.2mm 以上がかなり目立ち部分的な角落ちが生じている	

⑫ うき	コンクリート部材の表面付近がういた状態となるものをいう。 コンクリート表面に生じるふくらみなどの変状から目視で判断できない場合にも、打音検査において濁音を生じることで検出できる場合がある。

評価区分　※b評価区分、c評価区分、d評価区分「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
e	うきがある。

⑬ 遊間の異常	桁同士の間隔に異常が生じている状態。桁と桁、桁と橋台の遊間が異常に広いか、遊間がなく接触してなどで確認できるが、その他にも支承の異常な変形、伸縮装置やパラペットの損傷などで確認できる場合がある。

評価区分　※b評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
c	左右の遊間が極端に異なる，または，遊間が直角方向にずれているなどの異常がある
e	遊間が異常に広く伸縮継手の櫛の歯が完全に離れている。または，桁とパラペットあるいは桁同士が接触している（接触した痕跡がある）

⑭ 路面の凹凸	衝撃力を増加させる要因となる路面に生じる橋軸方向の凹凸や段差をいう。

評価区分　※b評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
c	橋軸方向の凹凸が生じているが段差量は小さい（20 ㎜未満）
e	橋軸方向の凹凸が生じており，段差量が大きい（20 ㎜以上）

⑮ 舗装の異常	舗装の異常は、コンクリート床版の上面損傷（床版上面のコンクリートの土砂化、泥状化）や鋼床版の損傷（デッキプレートの亀裂、ボルト接合部）が舗装のうきやポットホール等として現出する状態をいう。

評価区分　※b評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
c	舗装のひびわれ幅が 5mm 程度未満の軽微な損傷がある。
e	舗装のひびわれ幅が5mm 以上であり，舗装直下の床版上面のコンクリートが土砂化している，あるいは鋼床版の疲労亀裂により過度のたわみが発生している可能性がある

⑯ 支承の機能障害	当該支承の有すべき荷重支持や変位追随などの一部または全てが損なわれている状態。 また、支承ローラーの脱落も対象とする。

評価区分　※b評価区分、c評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
e	支承の機能が損なわれているか，著しく阻害されている可能性のある変状が生じている。

⑰ その他	「損傷の種類」①～⑯，⑱～㉔のいずれにも該当しない損傷、例えば鳥のふん害、落書き、橋梁の不法使用、火災に起因する各種の損傷などをその他の損傷として扱うことする。

評価区分　※b評価区分、c 評価区分、d評価区分「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況					
	分類1；不法占拠	分類2；落書き	分類3；鳥のふん害	分類4：目地材などのずれ，脱落	分類 5；火災による損傷	分類 6；その他
a	損傷なし					
e	損傷あり					

⑱ 定着部の異常	PC鋼材の定着部のコンクリート生じたひびわれから錆汁が認められる状態となるもの， あるいはPC鋼材の定着部のコンクリートが剥離している状態をいう。 ケーブルの定着部においては、腐食やひびわれなどの変状が生じている状態をいう。 斜張橋やエクストラドーズド橋、ニールセン橋、吊橋などのケーブル定着部は、その他の分類とする。また、定着構造の材質に関わらず、定着構造に関わる部品（止水カバー、定着ブロック、定着金具、緩衝材など）の損傷の全てを対象として評価する。 尚、ケーブル本体は一般の鋼部材として、耐震連結ケーブルは落橋防止装置として評価する。

評価区分　※b評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
c	PC鋼材の定着部のコンクリート生じたひびわれから錆汁が認められる　ケーブルの定着部に損傷が認められる
e	PC鋼材の定着部のコンクリートが剥離している　ケーブルの定着部に著しい損傷がある

⑲ 変色・劣化	コンクリートの変色など部材本来の色が変化する状態、ゴムの硬化、プラスチックの劣化など部材本来の材質が変化する状態をいう。

評価区分　※b評価区分、c評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況			
	分類1；材料・材質：コンクリート	分類2；材料・材質：ゴム	分類3；材料・材質：プラスチック	分類4：材料・材質：その他
性状損傷	コンクリートの変色など部材本来の色が変化する状態，ゴムの硬化，プラスチックの劣化など部材本来の材質が変化する状態をいう。			
a	損傷なし	損傷なし	損傷なし	—
e	乳白色，黄色っぽく変色している	硬化している，ひびわれが生じている	脆弱化している，ひびわれが生じている	—

⑳ 漏水・滞水	伸縮装置、排水施設等から雨水などが本来の排水機構によらず漏出している場合や、桁内部、梁天端、支承部などに雨水が浸入し滞留している場合をいう。 激しい降雨などのときに排水能力を超えて各部で滞水を生じる場合があるが、一時的な現象で，構造物に支障を生じないことが明らかな場合には損傷として評価しない。

評価区分　※b評価区分、c評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
e	伸縮装置，排水桝取付位置などからの漏水，支承付近の滞水，箱桁内部の滞水がある

㉑ 異常な音・振動	通常では発生することのないような異常な音・振動が生じている状態をいう。

評価区分　※b評価区分、c評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
e	落橋防止システム，伸縮装置，支承，遮音壁，桁，点検施設等から異常な音が聞こえる，あるいは異常な振動や揺れを確認することができる

㉒ 異常なたわみ	通常では発生することのないような異常なたわみが生じている状態をいう。

評価区分　※b評価区分、c評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
e	主桁，点検施設等に異常なたわみが確認できる

㉓ 変形・欠損	車の衝突や施工時の当てきず、地震の影響など、その原因に関わらず部材が局部的な変形を生じている状態、あるいはその一部を欠損している場合をいう。

評価区分　※b評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
c	部材が局部的に変形している その一部が欠損している
e	部材が局部的に著しく変形している その一部が著しく欠損している

㉔ 土砂詰り	排水桝や排水管に土砂が詰まっていたり、支承周辺に土砂が堆積している状態をいう。

評価区分　※b評価区分、c評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
e	排水桝，支承周辺等に土砂詰まりがある

㉕ 沈下・移動・傾斜	基礎と支承に生じる沈下・移動・傾斜を対象としている。

評価区分　※b評価区分、c評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況

a	損傷なし
e	支点が沈下している 下部工が移動・傾斜している

㉖ 洗掘	基礎本体や周辺の土が流水により削られ、消失することをいう。

評価区分　※b評価区分、d評価区分とも「－」のため下表では省略。

区分	一 般 的 状 況
a	損傷なし
c	下部工基礎が流水のため洗掘されている
e	下部工基礎が流水のため著しく洗掘されている

判定区分は、下表のとおり。

表５　対策区分の判定区分　（再掲）

判定区分	判定の内容
A	損傷が認められないか，損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C1	予防保全の観点から，速やかに補修等を行う必要がある。
C2	橋梁構造の安全性の観点から，速やかに補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から，緊急対応の必要がある。
E2	その他，緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S1	詳細調査の必要がある。
S2	追跡調査の必要がある。

表　６　　橋梁の評価基準と対策区分の関係は次のとおり。

評価基準	判定区分Ｅ１ 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応が必要な損傷	判定区分Ｅ２ その他、緊急対応が必要な損傷	判定区分 S1、S2 詳細調査、追跡調査が必要な損傷	判定区分M 維持工事で対応が必要な損傷	判定区分Ｂ，Ｃ 補修等が必要な損傷
① 腐食	ケーブル構造物のケーブル材に著しい腐食を生じており，その腐食が構造安全性を著しく損なう状況や，鈑桁形式の桁端の腹板が著しい断面欠損を生じており，対象部材の耐荷力の喪失によって構造安全性を著しく損なう状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。		同一の路線における同年代に架設された橋梁と比べて損傷の程度に大きな差があり，環境や地域の状況など一般的な損傷要因だけでは原因が説明できない状況などにおいては，進行性の評価や原因の特定など損傷の正確な判定のために詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。	全体的な損傷はないが，部分的に小さなあてきずなどによって生じた腐食があり，損傷の規模が小さく措置のしやすい場所にある状況などにおいては，維持工事で対応することが妥当と判断できる場合がある。	

（続）

評価基準	判定区分Ｅ１ 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応が必要な損傷	判定区分Ｅ２ その他、緊急対応が必要な損傷	判定区分 S1、S2 詳細調査、追跡調査が必要な損傷	判定区分M 維持工事で対応が必要な損傷	判定区分Ｂ，Ｃ 補修等が必要な損傷
② 亀裂	亀裂が鈑桁形式の主桁腹板や鋼製橋脚の横梁の腹板に達しており，亀裂の急激な進展によって構造安全性を損なう状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	鋼床版構造で縦リブと床版の溶接部から床版方向に進展する亀裂が輪荷重載荷位置直下で生じて，路面陥没によって交通に障害が発生する状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	亀裂を生じた原因の推定や当該部材の健全性の判断を行うためには，表面的な長さや開口幅などの性状だけでなく，その深さや当該部位の構造的特徴や鋼材の状態（内部きずの有無，溶接の種類，板組や開先），発生応力などを総合的に評価することが必要である。 したがって，亀裂の原因や生じた範囲などが容易に判断できる場合を除いて，基本的には詳細調査を行う必要がある。		一般には，損傷程度に関わらず亀裂の進展防止の措置や補修等の必要があると判断することが妥当であることが多い。
③ ゆるみ・脱落	接合部で多数のボルトが脱落しており，接合強度不足で構造安定性を損なう状況などは，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	常に上揚力が作用するペンデル支承においてアンカーボルトにゆるみを生じ，路面に段差が生じるなど，供用性に直ちに影響する事態に至る可能性がある状況や，Ｆ１１Ｔボルトにおいて脱落が生じており，遅れ破壊が他の部位において連鎖的に生じ，第三者被害が懸念される状況などは，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	Ｆ１１Ｔボルトでゆるみ・脱落が生じ，損傷したボルトと同じロットのボルトや同時期に施工されたボルトなど条件の近い他のボルトが連鎖的に遅れ破壊を生じる恐れがある状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。	高欄や付属物の普通ボルトにゆるみが発生しているなど損傷の規模が小さい状況においては，維持工事で対応することが妥当と判断できる場合がある（ただし、複数箇所でゆるみや脱落が生じている場合には原因を調査して対応することが望ましい。）	
④ 破断	アーチ橋の支材や吊り材，トラス橋の斜材，ペンデル支承のアンカーボルトなどが破断し，構造安全性を著しく損なう状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	高欄が破断しており，歩行者あるいは通行車両等が橋から落下するなど，第三者等への障害の恐れがある状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	アーチ橋の支材や吊り材，トラス橋の斜材や鉛直材，対傾構，横構，支承ボルトなどで破断が生じており，風や交通振動と通常の交通荷重による疲労，腐食など原因が明確に特定できない状況においては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。	添架物の支持金具が局部的に破断しているなど損傷の規模が小さい状況においては，維持工事で対応することが妥当と判断できる場合がある。	一般には，破断が生じている場合には補修等の必要があると判断することが妥当であることが多い。

（続）

評価基準	判定区分Ｅ１ 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応が必要な損傷	判定区分Ｅ２ その他、緊急対応が必要な損傷	判定区分 S1、S2 詳細調査、追跡調査が必要な損傷	判定区分M 維持工事で対応が必要な損傷	判定区分Ｂ，Ｃ 補修等が必要な損傷
⑤ 防食機能の劣化			大規模なうきや剥離が生じており，施工不良や塗装系の不適合などによって急激にはがれ落ちることが懸念される状況や，異常な変色があり，環境に対する塗装系の不適合，材料の不良，火災などによる影響などが懸念される状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。	全体的な損傷はないが，部分的に小さなあてきずによって生じた塗装のはがれ・発錆があり，損傷の規模が小さく措置のしやすい場所にある状況などは，維持工事で対応することが妥当と判断できる場合がある。	
⑥ ひびわれ	塩害地域においてコンクリート内部鉄筋が腐食にまで至っている場合，橋脚の沈下等に伴う主桁の支点付近にひびわれが発生している場合で，今後も損傷進行が早いと判断され，構造安全性を著しく損なう危険性が高い状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	早期にうきに進行し，第三者等への障害の危険性が高い状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	同一の路線における同年代に架設された橋梁と比べて損傷の程度に大きな差があり，環境や地域の状況など一般的な損傷要因だけでは原因が説明できない状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。		
⑦ 剥離・鉄筋露出	塩害地域において床版下面で PC 鋼材が露出し，断面欠損にまで至っており，今後も損傷進行が早いと判断され，構造安全性を著しく損なう危険性が高い状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	剥離が発生しており，他の部位でも剥離落下を生じる危険性が極めて高く，第三者被害が懸念される状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	鉄筋の腐食によって剥離している箇所が見られるが，鉄筋の腐食状況によって剥離が連続的に生じる恐れがある状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。	全体的な損傷はないが，部分的に剥離を生じており，損傷の規模が小さく措置のしやすい場所にある状況などにおいては，維持工事で対応することが妥当と判断できる場合がある。 尚，露出した鉄筋の防錆処理は，モルタル補修や断面回復とは別に，維持工事で対応しておくことが望ましいと考えられる。	

（続）

評価基準	判定区分Ｅ１ 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応が必要な損傷	判定区分Ｅ２ その他、緊急対応が必要な損傷	判定区分 S1、S2 詳細調査、追跡調査が必要な損傷	判定区分M 維持工事で対応が必要な損傷	判定区分Ｂ，Ｃ 補修等が必要な損傷
⑧ 漏水・遊離石灰	床版からの遊離石灰に土砂分が混入しており，床版防水層は損傷していることから今後も損傷進行が早いと判断され，構造安全性を著しく損なう危険性が高い状況などにおいては， 緊急対応が妥当と判断できる場合がある。		発生している漏水や遊離石灰が，排水の不良部分から表面的なひびわれを伝って生じているものか，部材を貫通したひびわれから生じているものか特定できない状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。		
⑨ 抜け落ち	コンクリート床版（間詰めコンクリートを含む）からのコンクリート塊の抜け落ちであり，基本的には，構造安全性を著しく損なう状況と考えられ，緊急対応が妥当と判断されることが多い。	抜け落ちが生じており，路面陥没によって交通に障害が発生することが懸念される状況などにおいて、緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	ＰＣ－Ｔ桁の間詰め部において，無筋で抜け落ちにつながる恐れがある状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。		基本的には，緊急対応で措置がとられるが，詳細調査などによって抜け落ちの可能性があると判断した場合には，損傷の程度や発生位置が部材の機能に及ぼす影響，第三者に障害を及ぼす可能性などの観点からＢとＣの判断が分かれると考えられる。
⑩ コンクリート補強材の損傷		補強材が剥離しており，剥離落下によって第三者被害が懸念される状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	漏水や遊離石灰が著しく，補強材のうきがあるが，目視ではその範囲・規模が特定できない状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。		
⑪ 床版ひびわれ	著しいひびわれを生じており，上部工全体の剛性の低下によって構造安全性を著しく損なう状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	抜け落ち寸前の床版ひびわれが発生しており，剥離落下によって第三者被害が懸念される状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	放射上に広がるひびわれや遊離石灰が広範囲に見られる場合には，疲労のみが要因ではない劣化が進行している可能性がある状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。 その他，『⑥ ひびわれ』と同様		

（続）

評価基準	判定区分Ｅ１ 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応が必要な損傷	判定区分Ｅ２ その他、緊急対応が必要な損傷	判定区分 S1、S2 詳細調査、追跡調査が必要な損傷	判定区分M 維持工事で対応が必要な損傷	判定区分Ｂ，Ｃ 補修等が必要な損傷
⑫ うき	塩害地域の PC 橋にうきが発生し，PC ケーブルの腐食も確認され，放置すると構造安全性を著しく損なうおそれがある状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	コンクリート地覆，高欄，床版等にうきが発生しており，コンクリート塊が落下し，路下の通行人，通行車両に危害を与える恐れが高い状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	うきが発生している箇所が見られるが，鉄筋の腐食状況が不明で原因が特定できない状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。		
⑬ 遊間の異常		遊間が異常に広がり，自転車やオートバイが転倒するなど第三者等へ障害を及ぼす懸念があるなどにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	下部工の移動や傾斜が原因と予想されるものの，目視では下部工の移動や傾斜を確認できない状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。		
⑭ 路面の凹凸		路面に著しい凹凸があり，自転車やオートバイが転倒するなど第三者等へ障害を及ぼす懸念があるなどにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。		凹凸が小さく，損傷が部分的で発生面積が小さい状況においては，舗装の部分的なオーバーレイなど維持工事で対応することが妥当と判断できる場合がある。	
⑮ 舗装の異常		コンクリート床版の上面側が土砂化し，抜け落ち寸前であり，路面陥没によって交通に障害が発生する懸念がある状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	コンクリート床版の上面側の損傷が懸念されるものの，目視ではこれを確認できない状況などにおいてはが，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。		一般には，損傷程度に関わらず補修等の必要があると判断することが妥当であることが多い。
⑯ 支承の機能障害		支承ローラーの脱落により支承が沈下し，路面に段差が生じて自転車やオートバイが転倒するなど第三者等へ障害を及ぼす懸念がある状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	支承の可動状態や支持状態に異常がみられると同時に、鋼桁に座屈を生じていたり、溶接部に疲労損傷が生じていることが懸念される場合などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。		

（続）

評価基準	判定区分Ｅ１ 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応が必要な損傷	判定区分Ｅ２ その他、緊急対応が必要な損傷	判定区分 S1、S2 詳細調査、追跡調査が必要な損傷	判定区分M 維持工事で対応が必要な損傷	判定区分Ｂ，Ｃ 補修等が必要な損傷
⑰ その他			桁下でのたき火による主桁の熱劣化が生じていることが懸念される場合などにおいては， 詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。	鳥のふんや植物，表面を伝う水によって発生する汚れなどにより部材の表面が覆われており，点検ができない場合などにおいては，維持工事で対応することが妥当と判断できる場合がある。	
⑱ 定着部の異常		定着部のコンクリートにうきが生じてコンクリート塊が落下し，路下の通行人，通行車両に危害を与える懸念がある状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	ＰＣ鋼材が破断して抜け出しを生じており，グラウト不良が原因で他のＰＣ鋼材にも腐食や破断の懸念がある状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。		一般には，損傷程度に関わらず補修等の必要があると判断することが妥当である。
⑲ 変色・劣化			コンクリートが黄色っぽく変色し，凍害やアルカリ骨材反応の懸念がある状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。		
⑳ 漏水・滞水				伸縮継手の一部から漏水し，その規模が小さい状況においては，維持工事で対応することが妥当と判断できる場合がある。	
㉑ 異常な音・振動		車両の通過時に大きな異常音が発生し，近接住民に障害を及ぼしている懸念がある状況などにおいては，緊急対応妥当と判断できる場合がある。	原因不明の異常な音・振動が発生しており，発生源や原因を特定できない状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。	添架物の支持金具のゆるみによるビビリ音があり，その規模が小さい状況においては，維持工事で対応することが妥当と判断できる場合がある。	
㉒ 異常なたわみ	主桁にたわみが発生し，構造機能の喪失によって構造安全性を著しく損なう状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。		コンクリート桁の支間中央部が垂れ下がっており，原因を特定できない状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。		

（続）

評価基準	判定区分Ｅ１ 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応が必要な損傷	判定区分Ｅ２ その他、緊急対応が必要な損傷	判定区分 S1、S2 詳細調査、追跡調査が必要な損傷	判定区分M 維持工事で対応が必要な損傷	判定区分Ｂ，Ｃ 補修等が必要な損傷
㉓ 変形・欠損	車両の衝突や雪崩などにより主桁が大きく変形しており，構造安全性を著しく損なう状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。 アーチやトラスの格点部などの大きな応力変動が生じることのある箇所の変形は，構造全体系への影響が大きいため，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	高欄が大きく変形しており，歩行者あるいは通行車両など，第三者等への障害の懸念がある状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。		高欄において局部的に小さな変形が発生しているなどの状況においては，維持工事で対応することが妥当と判断できる場合がある。	
㉔ 土砂詰り				排水桝のみに土砂詰りが発生しており，その規模が小さい状況においては，維持工事で対応することが妥当と判断できる場合がある。	排水管の全長に渡って土砂詰まりが生じ，規模的に維持工事で対応できない場合などが考えられる。
㉕ 沈下・移動・傾斜	下部工が大きく沈下・移動・傾斜しており，構造安全性を著しく損なう状況などにおいて は，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	下部工の沈下に伴う伸縮装置での段差により，自転車やオートバイが転倒するなど道路利用者等へ 障害を及ぼす懸念がある状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。	他部材との相対的な位置関係から下部工が沈下・移動・傾斜していると予想されるものの，目視でこれを確認できない状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。		
㉖ 洗掘	フーチング下面まで洗掘され，橋脚の沈下や傾斜が生じる危険性が高い状況などにおいては，緊急対応が妥当と判断できる場合がある。		過去の点検結果で洗掘が確認されているが，常に水位が高く，目視では確認できない状況などにおいては，詳細調査を実施することが妥当と判断できる場合がある。		



令和7年9月

企画　独立行政法人都市再生機構
住宅経営部保全企画課・設備課
〒231-8315　神奈川県横浜市中区本町 6-50-1　横浜アイランドタワー
www.ur-net.go.jp